# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第１項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 令和２年６月29日 |
| 【事業年度】 | 自　平成31年１月１日　至　令和元年12月31日 |
| 【発行者の名称】 | スペイン開発金融公庫<br>(Instituto de Crédito Oficial, E.P.E) |
| 【代表者の役職氏名】 | アントニオ・コルデロ<br>資金調達・財務部長<br>(Antonio Cordero, Head of Funding and Treasury) |
| 【事務連絡者氏名】 | 弁護士　田　中　　収<br>同　　井　上　貴美子<br>同　　宮　崎　太　郎<br>同　　鳥　居　奈　那 |
| 【住所】 | 東京都千代田区大手町一丁目１番１号<br>大手町パークビルディング<br>アンダーソン・毛利・友常法律事務所 |
| 【電話番号】 | 03-6775-1553 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当なし |

# 第１ 【募集（売出）債券の状況】

**該当なし**

# 第２ 【外国為替相場の推移】

## (1) 【最近５年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

該当なし

## (2) 【当会計年度(又は事業年度)中最近６月間の月別為替相場の推移】

該当なし

## (3) 【最近日の為替相場】

該当なし

# 第３ 【発行者の概況】

注記(1) 本書中、「発行者」、「ICO」、「当公庫」または「親会社」とあるのはスペイン開発金融公庫（Instituto de Crédito Oficial, E.P.E）を指すものとし、「スペイン」とあるのはスペイン王国を指すものとする。
(2) 別段の表示のない限り、本書中の「ユーロ」とは欧州連合ユーロを指すものとする。本書中では、すべての金額は、別段の定めのない限り、ユーロで表示される。参考までに、2020年６月１日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行により発表されたユーロの日本円に対する対顧客電信直物売買相場の仲値は１ユーロ当たり119.82円であった。
(3) 発行者およびスペイン王国の会計年度は、暦年と一致している。
(4) 本書中、表中の数字が四捨五入されている場合、合計は数字の総和と必ずしも一致しない。
(5) 本書中、表中の数字で(　)で囲まれた数字は負の値である。

## １ 【発行者が国である場合】

該当なし

## ２ 【発行者が地方公共団体である場合】

該当なし

## ３ 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

### (1) 【設立】

スペイン開発金融公庫（Instituto de Crédito Oficial, E.P.E）（「発行者」、「ICO」、「当公庫」または「親会社」）は、スペイン王国の政府金融機関の組織および管理に関する1971年法律第13号（Ley 13/1971 Sobre Organización y Régimen del Crédito Oficial）に基づき独立した金融機関として1971年６月19日に設立された。当該法律により、当公庫独占的職務は政府信用供与の管理、政府金融機関の調整および管理ならびに政府金融機関を介して行うスペイン経済の特定部門に対する中・長期の融資の提供として明確にされていた。

1988年一般国家予算に関する1987年法律第33号（Ley 33/1987 de Presupuestos Generales del Estado para 1988）（「1988年予算法」）に従い、当公庫の法的地位は国が全額出資する国有法人（Sociedad Estatal）に変更された。1988年予算法により、当公庫は金融機関規則および管理に関する1988年７月29日法律第26号（Ley de Disiciplina e Intervención de las Entidades de Crédito）が（金融機関の組織、監督および支払能力に関する2014年６月26日法律第10号（Ley 10/2014, de 26 de junio, de ordenación, supervisión y solvencia de entidades de crédito）に替わるまで）適用された「金融機関」として区分されていた。同様に1988年予算法に従い当公庫は、政府金融機関（OCI）であるバンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・デ・クレディト・インダストリアル・エセ・アーおよびバンコ・ヒポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アーの全株を保有する持株会社になった。

国有金融機関の新組織を定める1991年５月３日勅令法第３号（por la que se establece una nueva organización de las entidades de crédito de capital público estatal）に従い、当公庫はOCIならびにその他の営利企業の株式を国家に譲渡した。当該勅令法により、コーポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ（事業上の名称：アルヘンタリア）がOCIの株式を保有する目的で設立された。

1995年に、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号（Real Decreto-Ley 12/1995）（「1995年勅令法」）が制定され、1996年１月１日に発効した。1995年勅令法により、当公

庫の法的地位は金融機関の法的性質を有する国有法人として確認され、その目的は以下に述べる通り、国家の財務代理人として特定されている。

2015年に、公共部門の法体制に関する2015年10月１日法律第40号（Ley de Régimen Jurídico del Sector Público）（「2015年法」）が、国家経済政策および国家一般行政に従い運営される公的機関（Sector Público Institucional Estatal）に適用される一般条項を規定するために制定された。2015年法に基づき公的機関は、（ｉ）自治機関および（ii）公共の利益のために事業活動を行い、サービスを提供する公共事業体からなる。1999年４月30日勅令第706号（「1999年勅令」）により、スペイン開発金融公庫を2015年法に適合させ、当公庫の定款を承認した。ICOは2015年法の第84条第１項a)２に基づく公共事業体である。

現在、発行者は（ｉ）2015年法、（ii）1995年勅令法、（iii）一定事項に関し適用される2003年11月26日法第47号により承認された一般財政法、（iv）1999年勅令（2015年勅令第1149号により改正）により承認されたICOの定款および（ｖ）上記（ｉ）から（iv）の規則によって規制されない事項で、金融機関に適用される特定の規則ならびに民法、商法および労働法上の一般的な規則に服している。

**スペイン政府との関係**

スペイン王国の保証が、ICOの定款を承認し、当公庫を2015年法へ適合させた1995年勅令法および1999年勅令に基づき供与される。ICOの定款第24条に基づき当公庫の債務は、第三者についてスペイン王国の法定保証を享受する。スペイン王国の保証は、直接、明示的、取消不能および無条件の保証である。

ICOは国家金融機関としてみなされており、経済・デジタル変革省に帰属し、報告義務を負っている。

ICOの計算書類はインターベンシオン・ヘネラル・デ・ラ・アドミニストラシオン・デル・エスタド（国家の一般会計監査院）によって監査されなければならない。トリビュナル・デ・クエンタス（財務裁判所）はその後それらに関する報告書をスペインの議会に提出しなければならない。

金融機関の組織、監督および支払能力に関する2014年６月26日法律第10号に基づき、ICOはスペイン中央銀行によって監督され、金融機関としてその職務を遂行している。

**目的および業務**

ICOの目的は経済を成長させて、国家の富をより公平に分配し、とりわけ社会、文化、技術革新または環境の面から価値ある開発を行うことに貢献するために、経済活動を支援、促進することである。そのためICOは財政均衡の原則および目的達成手段の適合性を常時厳格に遵守する。

さらに、ICOの役割は以下の通りである。

(a) 内閣または政府経済問題委員会の適切な指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように支援すること。

(b) ICOの理事会が採択した規則および決議に従い、内閣または政府経済問題委員会もしくは経済・デジタル変革省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策を実施する機関として行為すること。

発行者は相互金利調整契約(「CARI」)および法人国際化基金(「FIEM」)により輸出取引に融資する。CARIは、プログラムに参加している金融機関による固定レートの輸出信用に関し最低収益率を保証する輸出援助プログラムである。FIEMは2010年６月に、スペイン企業の国際化を支え、スペインの輸出および外国への直接投資を促進するため設立された。FIEMは政府貿易事務局を通じてスペインの産業・貿易・観光省により管理されている。発行者は国家の財務代理人として行為し、FIEMの定型化、運営および計算書の提出を任されている。発行者はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は発行者の他の事業部門から独立して、契約、管理および計算が行われている。

発行者は、国家の財務代理人として行為し、開発プロモーション基金(「FONPRODE」)ならびに水および汚物処理協力基金(「FCAS」)の定型化、運営および計算書の提出を任されている。FONPRODEは協力の手段として2010年10月に設立された。FONPRODEは、国際協力担当大臣およびスペイン国際開発協力機構(「AECID」)を通じて、外務・欧州連合・協力省により管理されている。その主な目的は貧困の根絶、社会的平等の獲得、人権の擁護および発展途上国における人間の発達を促すことである。FACSは、協力の手段として2008年に設立された。その主な目的は、水にアクセスするための人権の保証および当該問題に関するミレニアム目標を達成することである。

スペイン王国の財務代理人としてのICOの主な目的は、中長期資金の分配によるスペインの経済および社会の発展ならびにスペインの地域経済を促進することである。

ICOのほとんどの貸付は中小企業に対し、直接または仲介貸付のいずれかにより行われる。

**日本との関係**

特記すべき事項はない。

## (2)【資本構成】

以下の表は、2019年12月31日現在のICOの資本構成である。(1)

| | (単位：千ユーロ) |
|---|---|
| **純資産および準備金** | |
| 資本金(2) | 4,314,033 |
| 準備金 | 970,663 |
| 当期損益 | 109,378 |
| 評価調整額 | (20,493) |
| 資本合計 | 5,373,581 |
| **負債** | |
| 中央銀行による預金合計 | 499,902 |
| 信用機関による預金合計 | 8,477,599 |
| 顧客による預金 | 699,313 |
| ICOの債券、約束手形およびその他証券 | 15,734,424 |
| その他の金融負債 | 401,952 |
| 償却原価で評価した金融負債 | 25,813,190 |
| **総合計** | **31,186,771** |

(1) 監査済みの数値である。また、2019年12月31日以降、ICOの資本構成に重大な変更はない。
(2) ICOの資本金は国が全額出資している。

**(3)【組織】**

**ICOの理事会は、理事長およびその他10名の理事により構成され、全員が経済・デジタル変革省の推薦に従い、内閣によって任命される。**

**理事会は当公庫の統制上および運営上の最高機関である。理事会の理事の指名（指名の取消を含む。）は経済・デジタル変革大臣の提案により、契約を通じて、内閣が対応している。当該理事は、スペイン開発金融公庫の活動分野において定評があり、専門的能力を有する人物から選出される。その理事のうち４名は、公共部門の業務に携わる従業員ではないという意味で、社外の者であるものとする。また、理事のうち６名は公共部門の業務に携わる非常に有能な従業員から選出されるものとする。ICOの事業の金融資産および金融負債の取引に関連する議案の決議においては、社外の理事はそれぞれ二票の投票権を持つ。**

**理事会の主要な権限は、内閣、政府経済委員会または経済・デジタル変革省が定める基本的な指針に従い、一定の経済政策を実施するための規則および決定の承認、ICOの年次財務書類、財務書類注記および経営陣報告書の承認、ICOとスペインおよび欧州連合の異なる行政組織に属するその他の機関または事業体、ならびにその他の公的機関または民営機関、国内または外国の機関と締結されなければならない協力協定の承認である。**

**運営委員会は当公庫の日々の運営管理の責任を負っており、その性質により同委員会の範疇にある業務のすべてについて理事会に従う。ICOの理事長の下で、運営委員会は最高で15名の委員で構成され、委員は当公庫の者（必ずICOの業務執行役員を含む。）から理事長により任命される。**

**業務執行役員の選任および解任はICOの理事長が対応する。ICOの理事長はスペイン開発金融公庫の内部レベルでの副部長とともにその他の部門部長の任命、ならびに労働体制の変更および決定にも携わる。**

**理事会の2018年12月31日現在の理事（理事は理事長を除きICOの業務執行役員ではない。）は以下の通りである。**

| 氏名 | 役職 |
|---|---|
| ホセ・カルロス・ガルシア・デ・ケベード | 理事長 |
| M・デル・カルメン・ガルシア・フランケロ | 公共事業・交通省経済計画・予算局長 |
| ハイメ・イグレシアス・キンタナ | 財務省予算局長 |
| ルイス・マルティ・アルヴァレス | 経済・企業省経済政策局長 |
| パブロ・デ・ラモン―ラカ・クラウセン | 経済・企業省融資・債務管理副局長 |
| セサー・ヴェロソ・パルマ | 財務省首相官邸参与 |
| オスカー・ヴィア・オサジャ | 産業・貿易・観光省国際貿易・投資局長支援部隊長 |
| シルヴィア・イランゾ・グティエルレス | 社外理事 |
| クララ・ガルシア・フェルナンデス―ムロ | 社外理事 |
| マリア・テレサ・サンテロ・キンティジャ | 社外理事 |
| ホセ・マヌエル・レジェロ・ガルシア | 社外理事 |

理事会の有価証券報告書提出日現在の理事は、理事長および10名の理事である。

| 氏名 | 役職 |
|---|---|
| ホセ・カルロス・ガルシア・デ・ケベード | 理事長 |
| M・デル・カルメン・ガルシア・フランケロ | 運輸・モビリティ・都市問題省経済計画・予算局長 |
| ハイメ・イグレシアス・キンタナ | 経済・デジタル変革省スペイン財務省予算局長 |
| エレナ・アパリチ・ヴァスケス・デ・パルガ | 経済・デジタル変革省経済政策局長 |
| ロサ・マリア・モラル・ベテレ | 経済・デジタル変革省スペイン財務省公債管理副局長 |
| セサー・ヴェロソ・パルマ | 経済・デジタル変革省内閣閣僚 |
| オスカー・ヴィア・オサジャ | 産業・貿易・観光省国際貿易・投資局長支援部隊長 |
| シルヴィア・イランゾ・グティエルレス | 社外理事 |
| クララ・ガルシア・フェルナンデス－ムロ | 社外理事 |
| マリア・テレサ・サンテロ・キンティジャ | 社外理事 |
| ホセ・マヌエル・レジェロ・ガルシア | 社外理事 |

理事会の社外理事の任期は３年間で、その後一度は再任が可能である。

ICOの2018年12月31日現在の業務執行役員は以下の通りである。

| 氏名 | 役職 |
|---|---|
| ホセ・カルロス・ガルシア・デ・ケベード | 理事長 |
| イグナシオ・ヴィセンテ | 最高財務責任者 |
| ロサリオ・カセロ | 最高投資責任者 |
| ヘラルド・ヒメノ | 最高リスク管理責任者 |
| ホセ・アントニオ・マルティン | 最高人事責任者 |

ICOの有価証券報告書提出日現在の業務執行役員は以下の通りである。

| 氏名 | 役職 |
|---|---|
| ホセ・カルロス・ガルシア・デ・ケベード | 理事長 |
| イグナシオ・ヴィセンテ | 最高財務責任者 |
| ロサリオ・カセロ | 最高投資責任者 |
| ヘラルド・ヒメノ | 最高リスク管理責任者 |
| ホセ・アントニオ・マルティン | 最高人事責任者 |

**従業員**

ICOの使命を遂行するための要素はその高度に熟練した労働力にある。当公庫の人的資本は、国有金融機関としてのその目的を効果的に成就するための重要な要素となっている。2019年12月31日現在、ICOは320名の従業員を雇用しており、2018年末と比較して11名上回る。

雇用に関する事項は、労働法（Estatuto de los Trabajadores）による実体法上の規制を受けている。

## (4)【業務の概況】

### A. 業務を行う上での経済的状況

***スペイン経済は引続き欧州平均より高い成長率で成長している。***

2019年において、スペイン経済は、欧州およびユーロ圏の平均を上回る年間成長率で成長した。より具体的には、2019年のGDP成長率は2.0%で、2016年に始まった減速が続き、2018年に記録されたもの（2.4%）を0.4%下回った。この成長は、内需および外国部門の両方のプラスの寄与によるものだった。より具体的には、内需の寄与度は、外国部門の寄与度が2018年より0.7ポイント上昇して0.4ポイントだったのに対し、前年より1.1ポイント低下して1.5ポイントだった。この動向は、輸出のわずかな増加と合わせて、民間消費および投資の減速により説明される。

ユーロ圏においては、経済成長率は2018年の1.9%から2019年には1.2%に低下したが、これはスペインで記録したものよりも一層顕著な減速を示している。これは、製造部門および世界の他の地域向けの輸出の弱さによって説明される。さらに、経済の減速は、ブレグジットおよび他の地政学的リスクによる先行き不透明感の外的要因により特に影響を受けた。

***ECBは金利を維持し、金融政策の新たな戦略の概要を示す。***

全体的な観点から、欧州中央銀行（ECB）の金融政策は、ユーロ圏の経済情勢に対応して、クリスティーヌ・ラガルド氏の総裁任命後も含め、2019年の拡大政策を維持している。実際に、資産購入の終了により2019年と予想されていた出口戦略の開始は３月に取消され、四半期毎に目標を設定した長期借換事業の新ラウンド（TLTRO-Ⅲ）が発表され、１ヶ月当たり20百万ユーロでの資産買入れが11月に再開した。この金融緩和政策は引続き政策金利に示され、政策金利は依然同じかまたはわずかに引下げられた。金利は、主要な借換事業について０%、限界貸付ファシリティーについて0.25%、預金ファシリティーについてマイナス0.5%としたが、これらは９月に0.1%引下げられた。ラガルド総裁の発表の主要部は欧州中央銀行の戦略見直しについてであった。

***スペインにおける家計向けおよび企業向け貸付金利は引続き低下し、史上最低水準に達している。***

拡大金融政策は引続き、低金利での貸付に拍車をかけた。銀行の家計向けおよび企業向け新規貸付に適用される金利は既に最低水準だったが、引続きわずかに低下した。実際には、スペインにおいて１百万ユーロ未満の取引に対して企業に適用される金利は、中小企業向け貸付における金利の近似値として用いられているが、下降傾向が続き、12月には史上最低の1.76%に達した。ドイツにおける同様の貸付との金利差は、一年を通してスペインに有利であり、12月には金利差が最大で30ベーシス・ポイントとなった。

一方で、250,000ユーロを上限とするより少額の貸付において、金利は特に当年度下半期において下降し、年度末には1.87%となった。これは、ユーロ圏における同様の貸付の平均（2.09%）およびドイツにおける同様の貸付の平均（2.35%）より低かった。

この金利の引下げとともに、2019年において、スペインでは中小企業が典型的に要求する額の新規貸付取引件数が若干減少した。１百万ユーロ未満の取引は2018年と比較して2019年には0.8%減少したのに対し、250百万ユーロ未満の新規取引は大幅な減少（マイナス1.8%）となった。

***債務不履行は引続きわずかに低い比率で減少している。***

スペインの信用機関の不良債権比率は、過年度と同様に引続き低下している。より具体的には、この比率は2018年12月の5.8%から2019年12月には4.79%に低下し、2010年以降最低となった。貸付総額はやや減少したものの、貸倒懸念債権の減少が際立った。

### B. エグゼクティブ・サマリー

***戦略的業務分野***

スペイン開発金融公庫に加えて、ICOグループは、ベンチャー・キャピタル企業であるAXISおよびファンダシオンICOからもなる。2019年中、当グループの業務は、以下の2019年から2021年の「ICO 戦略的再編」において構築された戦略軸に基づいて行われた。

- 経済成長および事業活動を目的とする国有開発銀行としてICOを発展させること。
- 様々な省庁のイニシアチブを実施し、地方自治体と官民提携スキームを策定し、インベストEU（Invest EU）プログラムにおける公認の機関としてICOを位置づけることにより、経済政策を実施する金融機関としてICOを強化すること。
- 政府金融機関として経営を改善し、ICOの業務のシナジーを創出すること。
- ICOの業務の中核となる柱として、またそのすべての面において、持続可能性、企業の社会的責任および組織運営の改善を促進すること。

この指針に従って実行されたアクションから得られた結果は、2019年にICOが供与した貸付および保証の合計フローが9,613百万ユーロとなったことを示し、63,648件の取引に分配され、その種類別の取引の内訳は以下の通りである。

**政府系開発銀行の貸付（単位：百万ユーロ）**

| | 2018年 | | | 2019年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 取引件数 | 顧客数 | 金額 | 取引件数 | 顧客数 |
| 企業向け貸付および保証 | 3,370 | 41,517 | 27,606 | 6,463 | 63,645 | 46,069 |
| その他の融資業務(*) | 1,310 | 1 | 1 | 3,150 | 3 | 3 |
| **政府系開発銀行** | **4,680** | **41,518** | **27,607** | **9,613** | **63,648** | **46,072** |

(*)事業性のない機関に付与される一回限りの金融取引に対する準備金

***企業への融資の基準事業体としてのICO。2019年の業務***

2019年において、あらゆる分野のすべての企業、特に中小企業、自営業者および起業家に対して、スペインおよび海外市場の両方における業務および投資に融資するためにICOが提供する与信へのアクセスおよびその条件が改善された。2019年のICOの与信および保証業務の引当金総額は、2018年と比較してほぼ倍増し、92%の平均成長率を記録した。

前年には、6,463百万ユーロの企業への融資のフローが達成されたが、その内訳は46,000を超える様々な顧客に付与された63,645件の貸付だった。このダイナミズムは、ICOの融資目録全体における共通のテーマである。

**2019年における企業への貸付および保証（貸付方法別）（単位：百万ユーロおよび取引件数）**

| | 融資枠設定 | | 融資実行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 取引件数 | 金額 | 取引件数 |
| 仲介貸付 | 5,055 | 63,522 | 4,788 | 63,524 |
| 直接貸付 | 2,476 | 88 | 1,675 | 121 |
| **合計** | **7,531** | **63,610** | **6,463** | **63,645** |

年末時点で、株式ベースでのICOの貸方残高は、スペインの金融セクターが企業に付与した１年を超える期間のすべての融資の5.1%を占めた。新規取引のフローという点では、ICOが企業に提供した融資は、2019年のシステムの総額の２%弱を占めた。

***ICOの仲介ファシリティーは自営業者および極めて小規模な企業に重点を置いている。***

2019年、金融機関を通じたICOの仲介ファシリティーは4,788百万ユーロの融資実行に至った。取引の65%は従業員10人未満の企業および自営業者と行われ、従業員数50人以下の中小企業を含めるとその比率は90%に増加する。

2019年にICOの仲介ファシリティーに導入された変更により、より多くの付加価値を与える融資が可能となっている。すなわち、取引の76%は中期または長期の融資枠が設定され、ICOが付与した融資の40%は５年以上の期間のものだった。さらに、初めて半数超（52%）に固定金利が適用された。最終顧客に適用される実効金利（APR）は2019年には約２%だった。

一方、ICOの仲介ファシリティーにより融資実行された金額は、生産、雇用および投資、ならびに輸出力の改善に寄与するプラスの影響を及ぼす。仲介ファシリティーを通じたICOの2019年の業務による影響の見積額はGDPとの関係で、16,426百万ユーロであり、これはGDPの1.3%に相当する。一方、創出されたかつ／または維持された雇用への影響は、271,000超の雇用と見積もられ、これは雇用のフルタイム当量合計の1.5%に相当する。

***大規模投資プロジェクト向けの直接融資業務***

一方、ICOが実施する直接金融取引は、企業に対する融資、与信および保証の供与または企業が発行する社債の購入により、スペイン国内外両方の大規模な長期投資プロジェクトの展開を促進することを目的としている。2019年にこの方法により実行された融資額は1,675百万ユーロとなり、2018年から94%の増加であった。

2019年にICOの直接融資業務により創出された経済活動への影響の見積額は、GDPとの関係で9,108百万ユーロでGDPの0.7%に相当した。これらの直接融資業務の結果として156,000の雇用が創出されているかつ／または維持されていると見積もられており、これは雇用のフルタイム当量合計の0.9%に相当する。

この直接的業務の分野で、ICOは、ユンケル・プランに付随する欧州戦略投資基金（EFSI）に基づくプロジェクトの融資を促進することに大きな重点を置いている。この基金は戦略的インフラ（デジタルおよび交通）、研究および技術革新、教育、再生可能エネルギーの開発ならびに資源効率の部門における大企業、中堅企業および中小企業のプロジェクトに資金を提供するために設立された。2019年末現在、EFSI保証のある金融商品へのICOの参加総額は1,818百万ユーロとなった。

***第三市場におけるスペイン企業の国際化の促進***

スペイン企業の国際活動を活発化させることは、近年のICOの特徴である。このコミットメントは、引続き現在の戦略の不可欠な要素である。

企業の国際投資を促進するために利用される貸付および保証の引当金は、累計で約2,200百万ユーロとなり、2019年の引当金合計の34%を占めた。これらのフローは、他の大陸でも発生する一回限りの業務に関して、主にEUならびにラテンアメリカ、米国およびカナダの第三市場におけるスペイン企業の輸出および投資活動への融資として使われた。

**2019年における企業への貸付および保証（投資目的別分類）（単位：百万ユーロおよび取引件数）**

| | 融資枠設定 | | 融資実行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | % | 金額 | % |
| 対内投資 | 4,552 | 60.4 | 4,272 | 66.1 |
| 対外投資 | 2,980 | 39.6 | 2,191 | 33.9 |
| **合計** | **7,531** | **100** | **6,463** | **100** |

融資枠設定額では、2019年の国際事業の割合は、対企業業務の40%を占め累計2,980百万ユーロとなった。このうち1,117百万ユーロは直接融資取引に相当したが、残りの1,793百万ユーロはICOの仲介ファシリティーからのものだった。

***補完的な融資チャネルを強化する。***

ICOグループは、ベンチャー・キャピタルの子会社であるAXISを通じて引続き補完的な融資チャネルを強化した。AXISは、当該部門においてスペインにおける最も活発な運用会社の一つである。AXISは、スペイン証券市場委員会（CNMV）に登録されている三つのベンチャー・キャピタル・ファンド（FOND-ICOグローバル、FOND-ICOパイムおよびFOND-ICOインフラストラクチュラスII）を通じて2,650百万ユーロを運用している。

2019年末までに決定された11件のコールにより、FOND-ICOグローバルは、82の民間ファンドに1,734百万ユーロの投資を承認したが、これは重要な乗数効果を有しており、スペイン企業への最低6,757百万ユーロの投資を生む。公的資金が１ユーロ投資される毎に、民間ファンドは最低3.9ユーロの投資を約束している。

FOND-ICOグローバルが参加した民間ファンドは、155,000名を超える従業員を有し、様々な部門および異なる成長段階にあるスペイン企業への552件の投資をした。資金を受領している企業の82%が中小企業である。

持続可能性およびソーシャル・インパクト・ファンドへの投資イニシアチブの一環として、2019年にFOND-ICOパイムは、成長段階にある社会的企業の支援に役立つスペイン初の機関投資家向けインパクト投資ファンドであるクレアス・インパクトに５百万ユーロを投資した。

一方、FOND-ICOインフラストラクチュラスIIは、スペイン国内外における持続可能な（交通、社会、エネルギーおよび環境の）インフラの支援を目指している。2019年において、同ファンドはカセレスの太陽光発電所の建設に投資し、同発電所はスペイン最大の発電所の一つとなり、気候変動との闘いに貢献する。

***持続可能な排出量のための財源の調達***

ICOはその活動を実施するため、2019年に中期および長期に5,887百万ユーロを調達した。このうち、73.7%は資本市場で発行された証券により取得したものであり、残りの26.3%は欧州の様々な国際機関から当公庫に付与された貸付によるものであった。

2019年、ICOはサステナブル・ボンドの参照発行体としての役割を強化した。４月には、環境保全および気候変動との闘いに貢献するスペイン企業の事業、投資およびプロジェクトに融資するため、500百万ユーロの初のグリーン・ボンド発行をローンチした。

ICOが草分け的存在であったソーシャル・ボンドについては、2019年に500百万ユーロの新規発行が行われ、この種の取引で初めてマイナス金利で資金調達された。これらの財源により、ICOは１人当たりGDPがスペイン平均よりも低い自治州の企業のプロジェクトに融資している。

***優先事項としての持続可能性***

ICOは、その使命および目的との関係が深まっていることを考慮して、環境・社会・ガバナンス（ESG）の持続可能性を自らの活動の基盤とした。このため、当公庫は、新たな商品、基準、方針およびイニシアチブの指標および推進者として主導的かつ先導的な役割を果たし、360°横断的な持続可能性モデルの実現を目指している。このようにして、ICOは、2030アジェンダの持続可能な開発目標の達成ならびにパリ協定および欧州グリーン・ディールに関連するコミットメントに貢献しようとしている。

**持続可能性の分野では、2019年において、ICOグループは、環境面でかつ社会的に持続可能なプロジェクトにおいて、1,080百万ユーロ超（当該ファンドを通じてのAXISによる37百万ユーロの資本拠出を含む。）を承認した。FOND-ICOパイムには現在、社会的影響を有し５百万ユーロをクレアス・ファンドに最初に拠出した企業に投資する専門ファンドのための５－10百万ユーロの手段を有する新たな50百万ユーロの「持続可能性および社会的影響」イニシアチブが含まれる。**

**ICOは、マドリッドで開催されたCOP25の会議に積極的に参加し、スペインの金融セクター全体がポートフォリオの二酸化炭素排出量を削減し、パリ協定およびSDGの目標に沿うことを目的としたクライメイト・アクションに係る共同誓約に署名した。**

**デジタル変革および技術革新の支援も、企業の競争力を向上させる方法として、また事業活動および生産プロセスを効率化する能力のおかげで持続可能性に間接的なプラスの影響を及ぼす要素として、ICOの優先事項である。**

***国家資金の管理者としてのICO***

**2019年のICOの業務のエグゼクティブ・サマリーを完成させるために、当公庫の国家の財務代理人としての役割を記載しなければならない。以下の公的基金、すなわち、FIEM、CARI、FONPRODE、フォンド・デ・コオペラシオン・パラ・イェ・エル・アグア・イエル・サネアミエント、フォンド・デ・フィナンシアシオン・ア・CCAAおよびフォンド・デ・フィナンシアシオン・ア・エンティダデス・ロカレスが管理された。**

**この活動領域では、ICOは、国家のためにかつ国家を代理して行動し、前述の基金の業務に融資枠を設定し、管理し、運営する責任を負う。会計記録は当公庫の会計記録とは別に作成されるため、それらの収支はICOの財務書類には含まれていない。**

**2019年末には、国家資金により付与され、ICOにより運営および管理された貸付ポートフォリオの未払残高は194,093百万ユーロとなった。**

***管理指標***

**2019年において、管理指標は依然として好調であった。以下の表は、当会計年度におけるICOの業務に関する単体の主要な数値および管理指標を示している。**

**2019年のICOの主要な数値**

**(単位：百万ユーロおよび%)単体の数値**

| | |
|---|---|
| **残高** | |
| 資産合計 | 31,823 |
| 純資産 | 5,344 |
| **損益勘定** | |
| 税引前利益 | 149 |
| **比率** | |
| 支払能力 | 41.1% |
| 不履行 | 4.7% |
| カバレッジ | 168% |

## C. 2019年におけるICOの貸付業務

### C.1. 仲介ファシリティーを通じて分配される融資枠

2019年において、ICOは、投資、輸出を行い、または流動性ニーズを満たす必要のある特に中小企業および自営業者等の企業に対する融資業務または保証業務を提供する金融仲介機関として行為する民間金融機関との協働により、開発銀行としての役割を追求し続けた。これらの仲介ファシリティーを通じて、当公庫は、幅広い商品を提供し、契約を締結した金融機関の商業上のネットワークにより資金を提供する。ICOは、当該商品の主な特性、受取先、目的および財務上の条件を決定し、協力関係にある金融機関とともにリスクを負う。これに対して、事業体側は、取引の処理、検証および承認に対して責任を負い、資金調達の最終受取先の信用リスクを負う。

***2019年において、ICOの仲介ファシリティーは、長期生産的融資および国際市場におけるスペイン企業の活動の強化を促進した。***

ICOは、2019年を通じて、企業ネットワークへの付加価値の提供およびスペイン企業の外国への参入のための支援を継続した。当会計年度において、ICOは、仲介ファシリティーを通じて4,788百万ユーロを提供したが、これは63,524件の融資取引件数に相当し、46,000を超える企業により利用された。融資枠設定額は、5,000百万ユーロ超となった。

当公庫が提供する仲介ファシリティーは、企業および起業家ならびに国際化という二つの大きな戦略的分野に分類される。

**2019会計年度の仲介ファシリティー**
**事業分野別の分布（単位：百万ユーロおよび取引件数）**

| | 融資枠設定 | | 融資実行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 取引件数 | 金額 | 取引件数 |
| 企業および起業家の分野 | 3,262 | 51,863 | 3,262 | 51,863 |
| 国際分野 | 1,793 | 11,659 | 1,526 | 11,661 |
| **合計** | **5,055** | **63,522** | **4,788** | **63,524** |

**企業および起業家の戦略的分野**　その目的は、スペインにおける事業活動および投資計画のための資金供与を行うことである。2019年において、44,700を超える企業が、下記のファシリティーを通じて、51,863件（金額にして3,262百万ユーロ）の融資枠設定および融資実行を行った。

**2019会計年度に融資枠設定および融資実行が行われた仲介ファシリティー（単位：百万ユーロおよび取引件数）**

| | 金額 | 取引件数 |
|---|---|---|
| **企業および起業家の分野** | **3,262** | **51,863** |
| ICOの企業および起業家向け融資枠 | 3,192 | 50,133 |
| ICOの商業融資枠 | 64 | 1,663 |
| ICOのSGR/SAECA保証融資枠 | 6 | 67 |

- ICOの企業および起業家向け融資枠：流動性ニーズならびに住宅所有者の団体および個人が行う住居および建物の改修プロジェクトへの融資に加えて、スペイン国内での投資に最大100%を融資することを目的としている。
- ICOの商業融資枠：短期商業業務により生じた請求額の前払およびスペインで販売することのできる商品またはサービスの生産段階への融資を通じて、企業に流動性を提供する。

- ICOのSGR/SAECA保証融資枠：相互保証会社（SGR）または農業保証政府機関（SAECA）により承認された企業に融資することを目的としている。ICOは、企業ネットワークへの融資におけるSGRの優位性だけでなくICOの商品の認知度を高めるための様々な活動を同時に促進しつつ、かかる部門と緊密に協力している。

**国際化の戦略的分野**　過去数年間において、当公庫は、スペイン企業のすべての資金需要を満たすことを目的として、スペイン企業による海外市場への参入を促進する目的で考案された一連の商品を開発してきた。2019年において、1,500を超える企業が、この事業分野において11,659件（累計1,793百万ユーロ）の融資枠を設定した。融資が実行された金額に関しては、累計1,526百万ユーロとなった。

以下の表は、当会計年度におけるICOの仲介ファシリティー別の業務を示したものである。

**2019会計年度に融資枠設定および融資実行が行われた仲介ファシリティー（単位：百万ユーロおよび取引件数）**

| | 融資枠設定 | | 融資実行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 取引件数 | 金額 | 取引件数 |
| **国際分野** | **1,793** | **11,659** | **1,526** | **11,661** |
| ICOの輸出業者向け融資枠 | 1,063 | 11,195 | 1,063 | 11,195 |
| ICOの国際局融資枠 | 641 | 6 | 373 | 8 |
| ICOの国際融資枠 | 90 | 458 | 90 | 458 |

- ICOの輸出業者向け融資枠：輸出用製品の製造費用を賄うために流動性ニーズを満たすことだけでなく、短期の輸出業務により生じる請求額の前払により輸出業者に対して流動性を提供することを目的とする。
- ICOの国際融資枠：この融資枠を通じて、スペイン企業に対して、スペイン国外への投資を行い、流動性ニーズを満たし、中長期の輸出業務を促進するための資金提供が行われる。
- ICOの国際局融資枠：この商品は、第三市場におけるスペイン企業の活動を活性化するICOの一連の商品に価値を付加する。仲介業者として行為する国際金融機関との協働スキームに基づき、投資プロジェクトおよび外国における流動性ニーズに係る資金調達手段をスペイン企業に提供しており、現在はラテンアメリカ・カリブ地域に重点を置いている。ICOは、当該モデルを使用して、スペイン企業が商業的なプレゼンスを有し、またはより活発に投資を行う国際市場で事業を行っている新たな取引相手に対して資金提供を広げ、当該企業の国際化を支援している。市場に対するより深い知識を用いて、地域の銀行システムを支えることで、企業はより容易に貨幣や取引条件に関する各国固有の解決策を講じることができる。

当公庫の事業における当該商品の重要性は高まっている。2019年、６件の新たな取引が同数の銀行および国際機関との間で締結され、その金額は641百万ユーロであった。2015年の導入以降、2019年末までの当該商品の累計額は、以下の表の通りである。

**ICOの国際局融資枠－2019年時点の過去の活動累計（単位：百万ユーロおよび取引件数）**

| | 融資枠設定 | | 融資実行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 取引件数 | 金額 | 取引件数 |
| 活動合計 | 1,752 | 17 | 815 | 13 |

現在までに受取先機関から受けた報告によると、ICOの資金は13ヶ国における43件のプロジェクトに対する融資を可能とし、これには33のスペイン企業が参加していた。電気通信ネットワーク（全報告の32%）、高速道路および道路（28%）、発電および／または配電、ガスおよび水道（27%）ならびに水力事業（６%）に関連した建設プロジェクトが突出する結果となった。

資金提供を受けた事業の国別の割合は、以下の図の通りである。

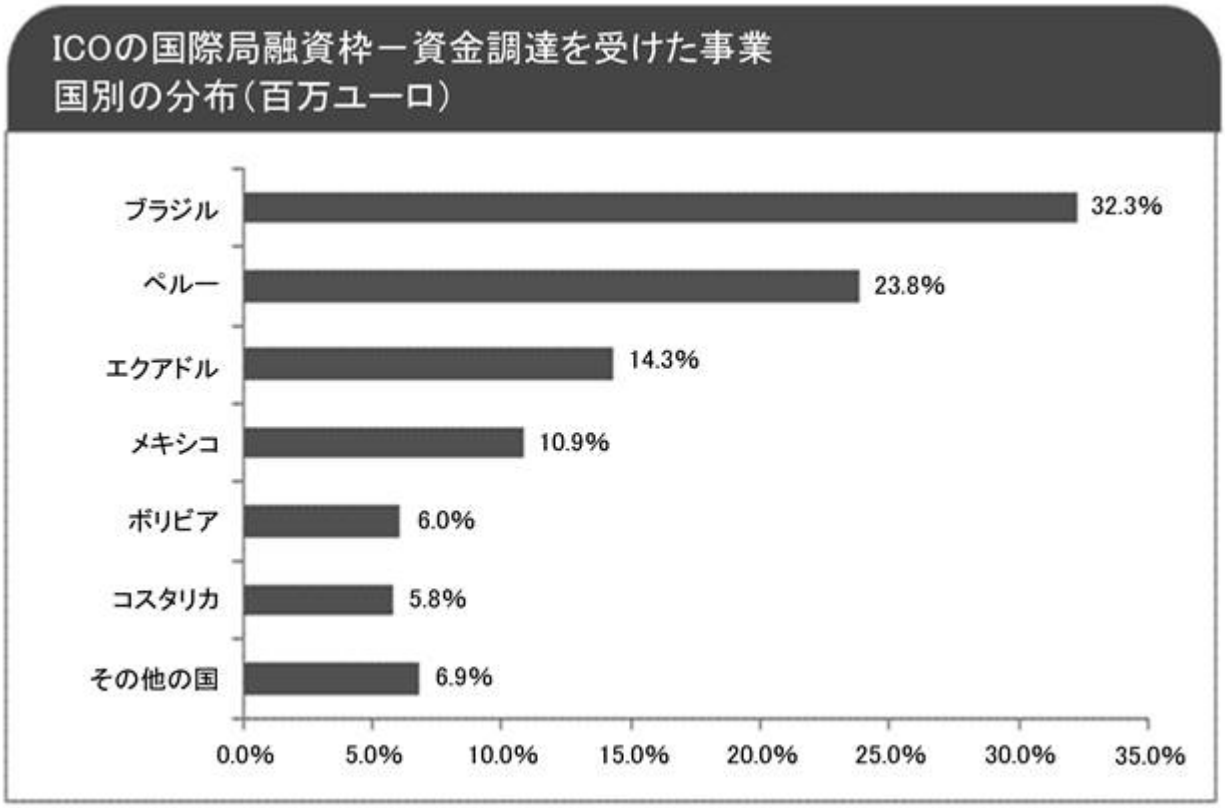


***ICOの仲介ファシリティーの分配における零細企業率は高い。***

融資を受けている企業の規模別で、2019年には融資が実行された取引の64.6%が零細企業（１名から９名の従業員を擁する）に対するものであり、49名以下の労働者を擁する小規模企業を含めると、かかる割合は90.3%に増加する。

**2019年に融資が実行された仲介ファシリティー**
**（従業員数に基づく）最終受取先企業規模別の取引の分布**

| | 2019年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸付額（百万ユーロ） | 貸付額合計に占める割合（%） | 取引件数 | 取引件数合計に占める割合（%） |
| １名から９名（零細企業） | 1,645 | 37.3 | 41,037 | 64.6 |
| 10名から49名（小規模企業） | 1,321 | 29.9 | 16,328 | 25.7 |
| 50名から249名（中規模企業） | 884 | 20.0 | 5,115 | 8.1 |
| 250名以上（その他の企業） | 565 | 12.8 | 1,036 | 1.6 |
| **合計** | **4,414** | **100.0** | **63,516** | **100.0** |

ICOの国際局融資枠からの融資実行（373百万ユーロ）を除く。

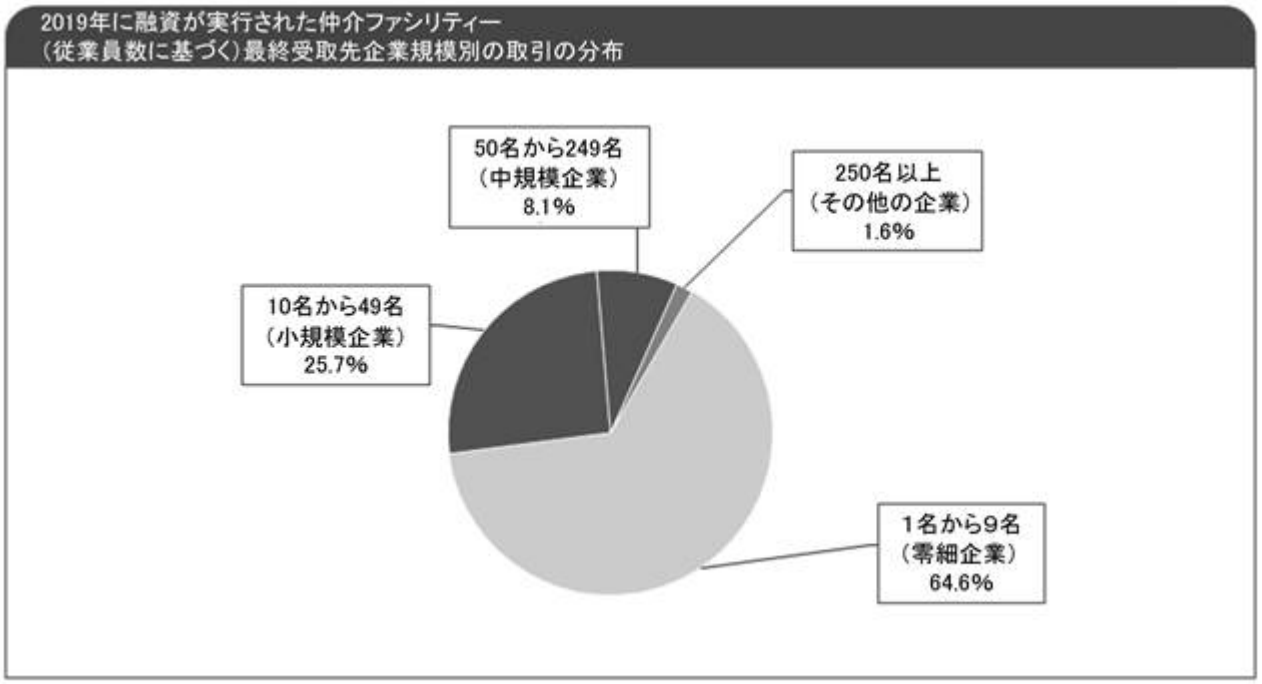


貸付額別の分布によれば、融資が実行された取引の47.9%は25,000ユーロ以下の金額であり、81%超は75,000ユーロを超えなかった。2019年における仲介ファシリティーの平均額は、69,500ユーロであった。顧客毎の貸付の平均額は、通常一つの借入人が１件を超える取引を行うことを前提とすると、2019年において96,041ユーロであった。

**2019会計年度に融資が実行された仲介ファシリティー**
**貸付額別の取引の分布**

| | 2019年 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸付額(百万ユーロ) | 貸付額合計に占める割合(%) | 取引件数 | 取引件数合計に占める割合(%) |
| 25,000ユーロ以下 | 416 | 9.4 | 30,399 | 47.9 |
| 25,000ユーロ超75,000ユーロ以下 | 912 | 20.7 | 21,099 | 33.2 |
| 75,000ユーロ超150,000ユーロ以下 | 747 | 16.9 | 7,031 | 11.1 |
| 150,000ユーロ超1,000,000ユーロ以下 | 1,548 | 35.1 | 4,614 | 7.3 |
| 1,000,000ユーロ超 | 792 | 17.9 | 373 | 0.6 |
| **合計** | **4,414** | **100.0** | **63,516** | **100.0** |

ICOの国際局融資枠からの融資実行（373百万ユーロ）を除く。

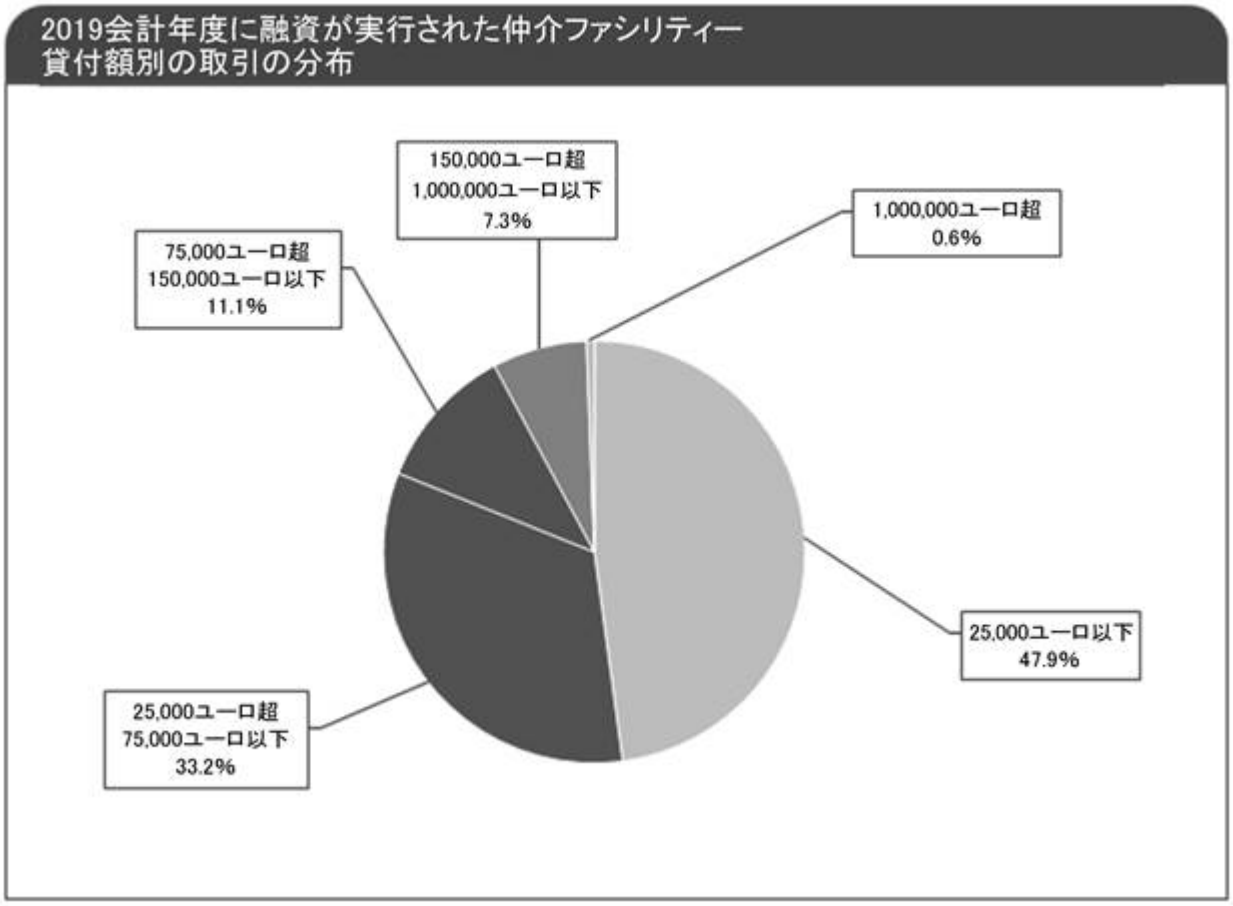


会社の規模および貸付額に関するこれらの指標は、零細企業の高い比率を浮き彫りにするものであり、これにより仲介ファシリティーの分配について、その融資のほとんどが、より小規模な取引を対象としており、零細企業および自営業者に対して行われるものであることが明らかとなっている。

最終的な受取先の種類別では、2019年における取引の72.2%が法人（その圧倒的多数が有限責任会社）に対して行われたものであり、26%が自営業者による融資枠設定、残りの1.9%が住宅所有者の団体、市民社会組織または消費者団体等、法人格を有さない事業体に関するものであった。

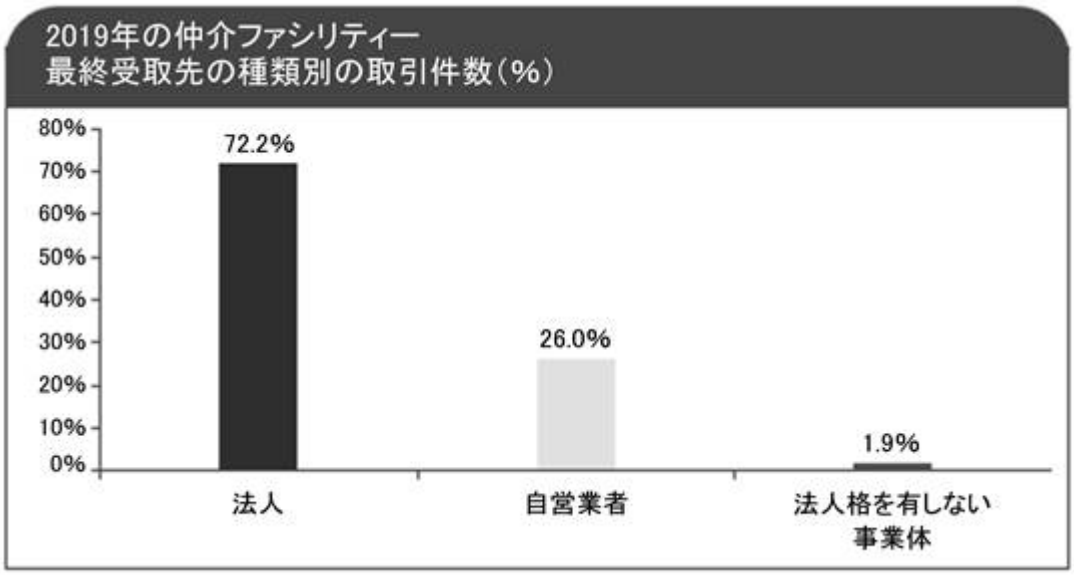


経済発展への貢献に関しては、2019年においてICOの仲介ファシリティーを通じて提供された金額の55.1%は、１人当たりGDPがスペイン国内平均を下回る自治体(1)にある企業を対象としたものであり、37.3%は平均失業率を上回る自治体にある受取先を対象としたものであった。

このようにして、ICOの融資業務は、最大の課題を抱える地理的地域にある企業の経済発展にも貢献している。

**2019会計年度の仲介貸付**
**地域発展への貢献(単位：百万ユーロおよび%)**

| | 金額 | 合計に占める割合 |
|---|---|---|
| １人当たりGDPが平均を下回る地域(1)に対するもの | 2,432 | 55.1 |
| 失業率が平均を上回る地域に対するもの | 1,648 | 37.3 |

(1) １人当たりGDPが国内平均（25,727ユーロ）を下回る地域（出所：INE（国家統計局））。

***卸売業および食品－ICOの仲介ファシリティーにおける主要部門***

2019年にICOの仲介ファシリティーを通じて行われた融資は、当会計年度の総取引量の55%超が４つの部門グループに関するものではあるものの、広い部門分布を示した。

**2019会計年度に融資枠が設定され、かつ融資が実行された仲介ファシリティー(単位：百万ユーロおよび%)**

| | 金額 | 全体に占める割合 |
|---|---|---|
| 卸売業 | 681 | 15.4 |
| 食品 | 653 | 14.8 |
| 製造業 | 597 | 13.5 |
| 運輸および貯蔵 | 505 | 11.4 |
| 建設業および不動産業 | 431 | 9.8 |
| 企業向けサービス | 370 | 8.4 |
| 化学および製紙 | 247 | 5.6 |
| 小売業 | 246 | 5.6 |
| ホスピタリティー | 199 | 4.5 |
| 情報および通信技術 | 137 | 3.1 |
| 保健および教育 | 126 | 2.9 |
| 繊維およびファッション | 118 | 2.7 |
| その他のサービス | 53 | 1.2 |
| エネルギーおよび天然資源 | 52 | 1.2 |
| **合計** | **4,414** | **100.0** |

ICOの国際局融資枠の事業を除く。

***ICOは、長期生産的融資への貢献度を高めている。***

2019年において、仲介ファシリティーを介して中小企業および自営業者との間で締結された取引の期間の平均（4.3年）は、2018年の平均（3.5年）を上回った。同様に、2019年の仲介ファシリティーにおいて実行された融資額のうち76%超は期間が１年以上の取引、44%は期間が５年以上の取引によるものであった。

以下のグラフは、2018年から2019年における、ICOの仲介ファシリティーで最も需要の高い期間別の数値の推移および上述した期間の長期化を示すものである。かかる要素のプラスの変化は、経済的な重荷を軽減し、その結果としてより短期間での新たな投資の実施を可能にしており、企業の発展を促進している。

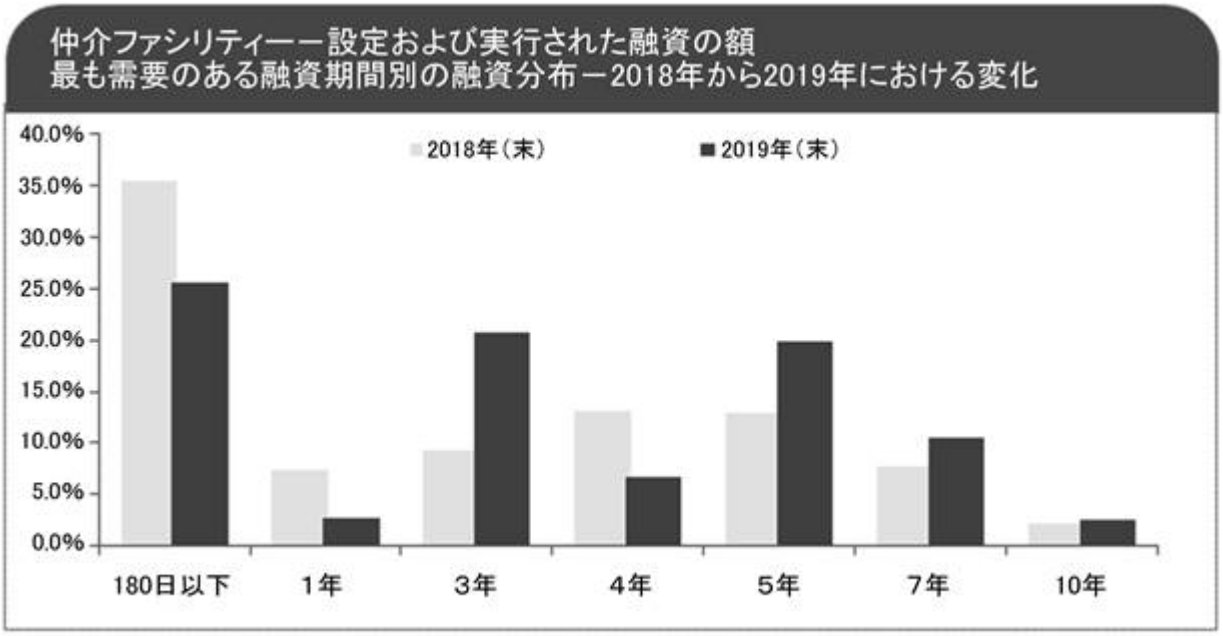


ICOの国際局融資枠からの融資を含まない。

***ICOの仲介ファシリティーのスペイン経済への影響。経済発展への貢献。***

**ICOは、その融資業務のマクロ経済上の影響を定量化する分析を開発した。この分析は、統計および計量経済学の手法と併用して国家会計の産業連関表を用いた方法に基づき、スペインの金融部門におけるICOの重要な役割が、経済に顕著な影響を及ぼし、GDP、輸出、投資または雇用等の特定のマクロ経済上の変数に大きく貢献したことを示している。**

**仲介ファシリティーを通じてICOが行った融資による2019年の経済活動への推測される影響は、GDPの観点からは、GDPの1.3%に相当する16,426百万ユーロである。同様に、この融資業務がもたらした影響は、投資において3,023百万ユーロであり、これは2019年のスペインにおける総固定資本形成（GFCF）の1.22%を占める。**

**輸出に関して、ICOの融資がもたらした影響は、4,012百万ユーロと推計され、スペインの輸出合計額の0.9%を占めた。**

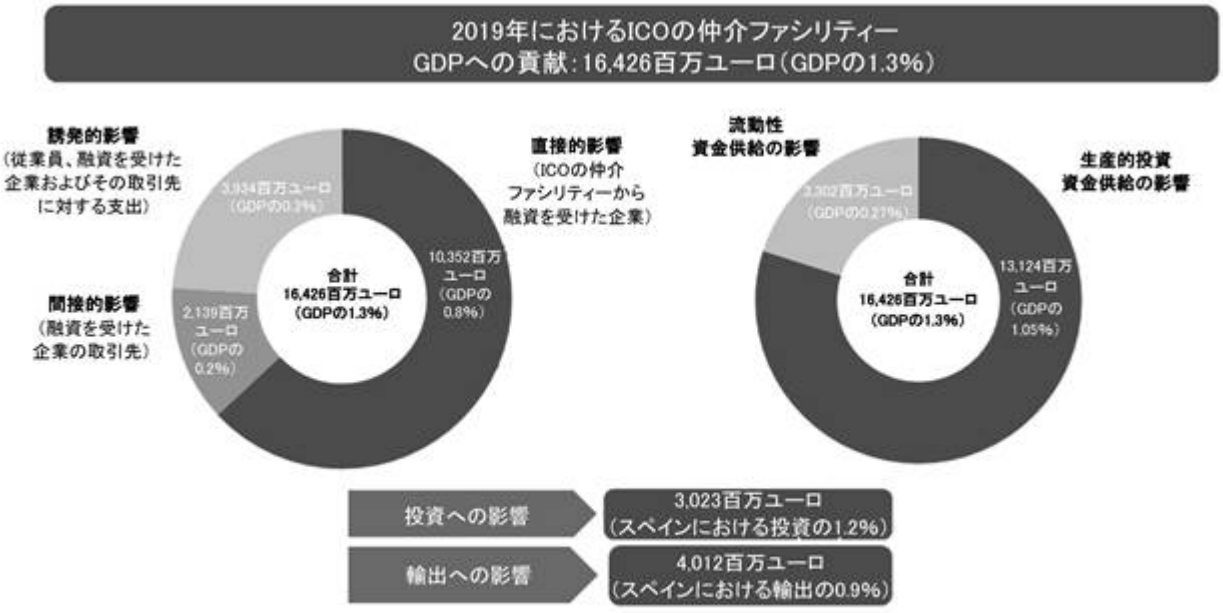


出所：スタディーズ・アンド・アセスメント・サービス・エリア

**一方、仲介ファシリティーによる2019年のICOの業務の結果創出された、かつ／または維持された雇用への影響は、271,000名超分の職と見積もられ、これはフルタイム当量雇用の合計の1.5%に相当する。**

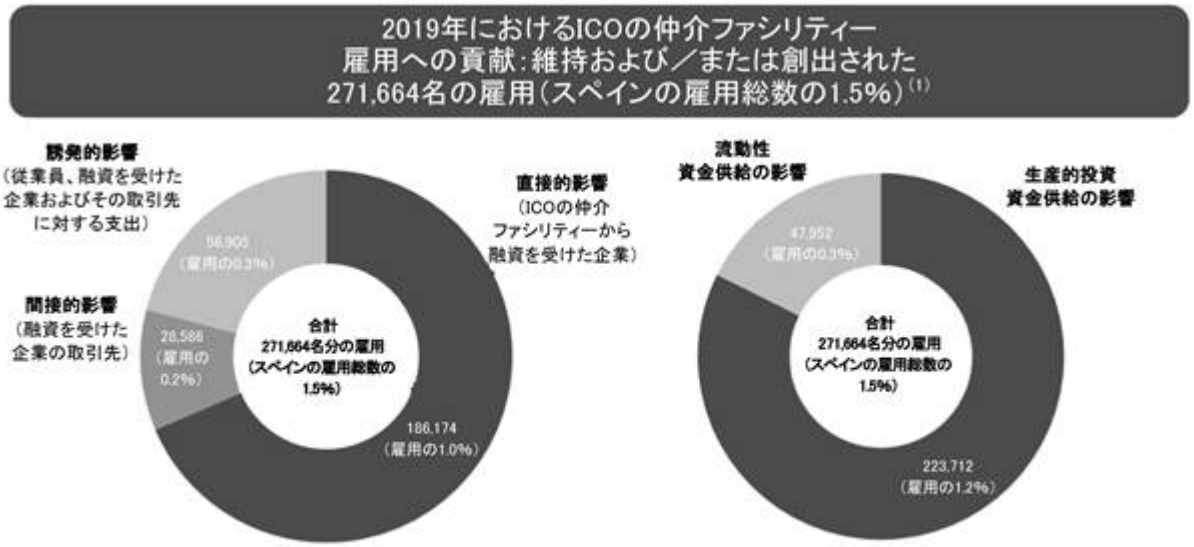


（1）フルタイム当量雇用

出所：スタディーズ・アンド・アセスメント・サービス・エリア

**C.2. ICOによって直接融資枠が設定された取引**

当公庫は、小規模企業を主な対象とした仲介ファシリティーを通じた信用供与活動を補完するものとして、様々な貸付および保証のソリューションも直接実行しており、スペイン国内の大規模な投資プロジェクトまたはスペイン企業が参加し、外国で実施される大規模な投資プロジェクトの促進を図っている。このシステムを通じて融資枠が設定される取引において、当公庫は、最終的な借り手の信用リスクを負っている。

ICOは、直接取引、長期取引における資金供与、ならびに数多くの場面における相補性の原則および補完性の原則に基づく民間金融機関との協働において、豊富な経験を有している。当公庫において優先度が高い活動部門は、インフラストラクチャー、エネルギー、巨大産業、環境および観光に関連した部門である。

直接融資取引は、以下の商品群に分類されるが、指針であってこれらに限定されない。これらの商品は、用途が広く、成長および国際化を目指す事業の必要性に合わせて調整される。

- 企業向け貸付および信用供与
- シンジケート・ローン
- *クラブ・ディール*
- *プロジェクト・ファイナンス*
- 融資保証

ICOは、これらの取引に参加することにより、特に融資期間が比較的長いトランシェにおいて付加価値を提供することを目指している。また、ICOが参加していることにより、アクセスの難しい諸国において、国際プロジェクトへの融資を現地通貨建てで行うことが可能となり、取引のクロージングが円滑化される。この関連で、ICOは国際的な長期の投資プロジェクトにおける現地通貨建ての外部融資の先駆者であり、現地の開発銀行と民間の金融仲介機関とによる官民協働の仕組みに貢献してきたことは注目に値する。

最後に、当公庫は2019年、望ましくは支払能力の証明を受けたスペイン企業またはサステナビリティ・インデックスに掲載されるスペイン企業が発行した社債その他の負債性証券の取得により構成される直接融資プログラムを開始し、環境に関する行動を改善している企業の活動およびプロジェクトを後押ししていることを指摘する。

***2019年の直接融資業務は、長期的なインフラストラクチャー・プロジェクトおよびスペインの事業の国際化に重点を置いた。***

インフラストラクチャー・プロジェクトのための長期融資およびスペインの事業の国際化を促進するプロジェクトは、当公庫の優先事項の一つであり、スペインの大企業傘下の中小企業の国際化に対して、持ち越し効果を有するプロジェクトおよび業務に特別な注意を払っている。

2019年において、ICOが融資枠を設定した直接取引による貸付および信用供与、社債の取得ならびに企業向け保証は2,476百万ユーロにのぼり、そのうち1,186百万ユーロ（総額の48%）が外国でのプロジェクトに割り当てられた。融資実行額に関しては、直接融資方式による2019年の累計額は1,675百万ユーロとなり、このうち40%が国際プロジェクト向けであった。

**企業向け直接融資 - 2019年度の貸付および信用供与、社債ならびに保証**
**投資先別の地理的分布(単位：百万ユーロ)**

| | 融資枠設定額 | 融資実行額 |
|---|---|---|
| 国内投資 | 1,290 | 1,010 |
| 国外投資 | 1,186 | 665 |
| **合計** | **2,476** | **1,675** |

部門別では、エネルギー・天然資源分野で事業を営む企業への活動の累計比率が2019年度において最も高く、融資枠設定額および融資実行額ともに合計に占める割合は38%であった。

**企業向け直接融資 - 2019年度の貸付および信用供与、社債ならびに保証**
**業務部門別の分布(単位：百万ユーロ)**

| | 融資枠設定 | | 融資実行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 合計に占める割合(%) | 金額 | 合計に占める割合(%) |
| エネルギー・天然資源 | 940 | 38.0 | 632 | 37.8 |
| ビジネスサービス | 395 | 15.9 | 296 | 17.7 |
| 建設・不動産事業 | 269 | 10.9 | 208 | 12.4 |
| 化学・製紙 | 248 | 10.0 | 129 | 7.7 |
| 情報通信技術 | 216 | 8.7 | 106 | 6.3 |
| 輸送・保管 | 150 | 6.1 | 198 | 11.8 |
| 小売 | 142 | 5.7 | 0.3 | 0.0 |
| 製造業 | 45 | 1.8 | 35 | 2.1 |
| その他のサービス | 36 | 0.0 | 36 | 2.2 |
| 接客業 | 30 | 1.2 | 30 | 1.8 |
| 健康・教育 | 4 | 0.0 | 3 | 0.2 |
| **合計** | **2,476** | **100.0** | **1,675** | **100.0** |

***ICOの直接融資のスペイン経済への影響***

2019年においてICOの直接融資事業により生じたGDPへの影響の推計額は9,108百万ユーロであり、GDPの0.7%に相当する。

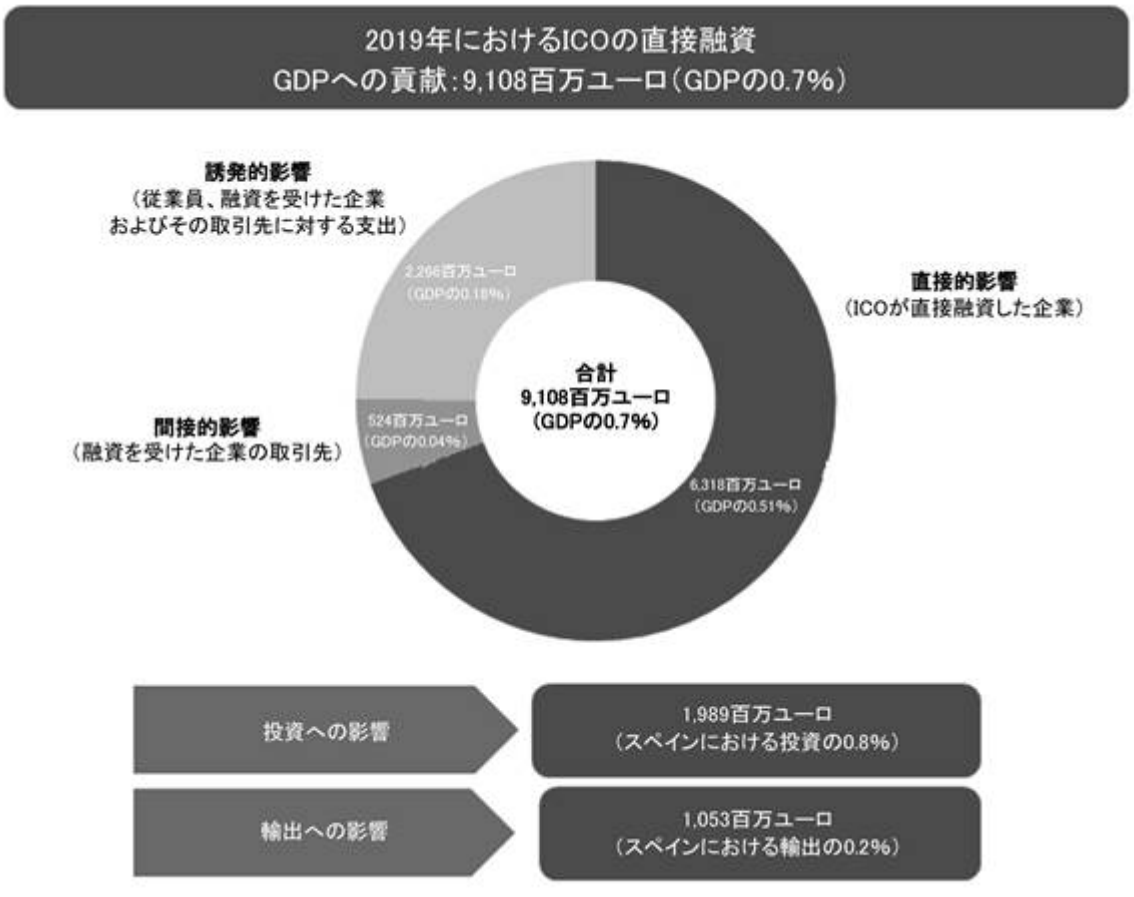

同様に、かかる直接融資事業は、投資において1,989百万ユーロとなり、これは2019年にスペインにおいて実施された総固定資本形成（GFCF）合計の0.8%を占め、また輸出には1,053百万ユーロと見積もられる影響を生じさせ、これはスペインの輸出合計額の0.2%を占めている。

創出および／または維持された雇用は、156,000名超分の職に相当し、これはフルタイム当量雇用の合計の0.9%に相当する。

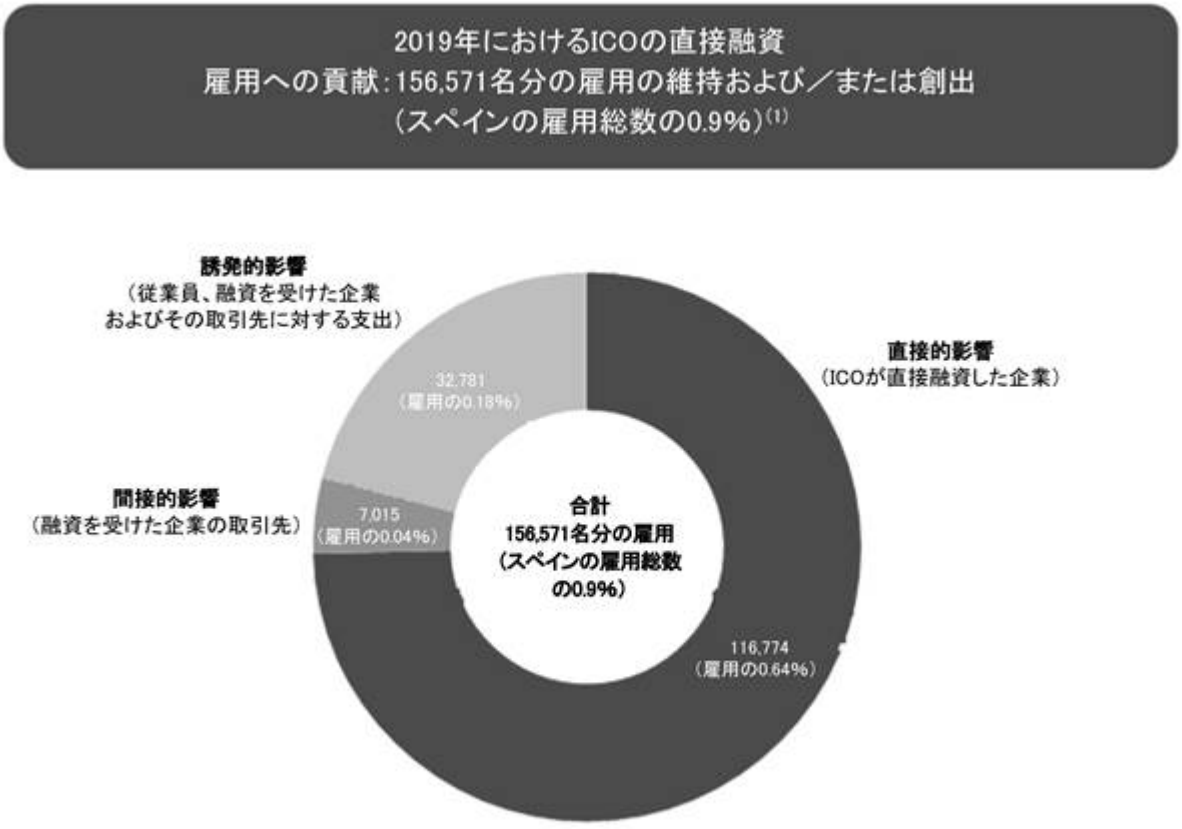


（1）フルタイム当量雇用

**D. 補完的融資チャネルAXISの推進**

ICOグループの戦略的な柱の一つは、企業の融資資源の多様化を促進するベンチャー・キャピタル業務を強化することである。かかる関連において、2019年、当公庫は、そのベンチャー・キャピタル子会社であるAXISを通じて運用するファンドを推進することによって、スペイン事業向けの融資を行う銀行に対する代替的および補完的融資を引続き強化した。

AXISは、1986年に設立されたスペイン証券市場委員会に登録された初のベンチャー・キャピタル運用会社である。設立以降、AXISはスペイン企業への銀行融資に対する融資の補完手段としてベンチャー・キャピタルを推進し、その資本化の改善ならびに革新、起業家および国際化を牽引している。その主な目的は、30年超にわたって、運用されるファンドの継続性を確保するために当該ファンドの財政均衡を維持することであった。

AXISは、スペイン国内のベンチャー・キャピタル分野において最も活発な運用会社の一つであり、投資の初期段階から始まりスタートアップ、成長および債務という投資サイクルのすべての段階を通じて企業および／またはプロジェクトに投資するFOND-ICOグローバル、FOND-ICOパイムおよびFOND-ICOインフラストラクチュラスⅡという３つのファンドを通じて2,650百万ユーロを運用している。ICOは、これらのファンドの単独株主である。

**FOND-ICOグローバル**

FOND-ICOグローバルは、スペイン企業（特に中小企業）のノンバンクの融資資源を開発および多様化させる目的の下、2013年に設立された。FOND-ICOグローバルは、初めてのスペインの公的資本によるファンド・オブ・ファンズであり、ベンチャー・キャピタル部門の主な需要の一つである、公共部門による、事業へのノンバンク融資へのさらなる関与に対処するため設立された。

FOND-ICOグローバルの目標は、異なる事業部門ならびに初期段階における技術移転および元手資金から拡大および国際化を推進するための開発資本といったその全段階においてスペイン企業への投資を行う民間で運用されるベンチャー・キャピタル・ファンドの設立を支援することである。

当該ファンドは、スペイン国内で組成されたか、またはその他のOECD諸国に所在するその他のベンチャー・キャピタル企業に出資している。このことから、当該ファンドは、スペイン所在の民間運用会社が運用する新たなベンチャー・キャピタル・ファンドの設立の原動力となっている。

AXISのファンドの選定プロセスは、広告、同時並行性、平等および透明性というその公開入札の基本原則に基づいている。これを実施するため、公開の入札募集が行われ、関心を持ったファンドが応札する。2019年度末現在、実施された入札募集は11件となっており、12件目が投資約定額を284百万ユーロとして発表されている。

FOND-ICOグローバルが投資するベンチャー・キャピタル・ファンドは、その大部分が民間資本により構成されていなければならない。各参加ファンドに対しての投資金額は、当該ファンドの投資時の段階および規模により決まる。これらを踏まえた上で、FOND-ICOグローバルは、民間による資源の運用を基本として、ノンバンク融資を強化し、企業の資本化を促し、その国際化、成長、デジタル化および技術革新を促進することを目標としている。

2019年度の入札募集においては、技術革新およびデジタル化が事業に含まれるすべてのセクターの企業に対する投資が、無制限の評価基準として含められた。デジタル化は、事業活動および製造過程に効率をもたらすことができるため、持続性にプラスの影響を及ぼす。次回の入札募集では、環境に関する持続可能性の観点も選定基準に含める予定である。

FOND-ICOグローバルは、1,200百万ユーロの当初の割当金額により運用を開始した。当該ファンドの好調な発展、多数の競合する候補者、およびスペインのベンチャー・キャピタル部門の活性化への多大な貢献を考慮して、その資産は、2015年に1,500百万ユーロに増加した。2018年５月、これをさらに500百万ユーロ増加させる旨決定された。かかる増加により、当該ファンドの資産は、2,000百万ユーロに増加し、これにより当該商品の継続性が確保された。

***FOND-ICOグローバルは、スペイン企業に投資を行うため6,700百万ユーロ超を動員する。***

実施済みの11件の入札募集につき、82本の民間ファンドに対する合計1,734百万ユーロの投資が承認された。かかる金額は、重要な乗数効果を有しており、スペイン企業に対する最低でも6,757百万ユーロの投資をもたらす。つまり、FOND-ICOグローバルにより投資された公的資本の１ユーロにつき、民間ファンドは、最低でも3.9ユーロの投資を約定した。

**FOND-ICOグローバル(単位:百万ユーロ)**

| 入札募集 | 対象ファンド | スペインにおける対象投資額 | FOND-ICOグローバルのコミットメント | スペインにおける投資の乗数 |
|---|---|---|---|---|
| 2013年12月 | 685 | 660 | 189 | 3.5x |
| 2014年５月 | 3,785 | 665 | 248 | 2.7x |
| 2014年11月 | 4,125 | 668 | 194 | 3.4x |
| 2015年３月 | 756 | 573 | 124 | 4.6x |
| 2015年11月 | 671 | 606 | 121 | 5.0x |
| 2016年６月 | 668 | 272 | 71 | 3.8x |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 2016年10月 | 727 | 659 | 157 | 4.2x |
| 2017年５月 | 1,041 | 625 | 161 | 3.9x |
| 2017年11月 | 7,594 | 818 | 159 | 5.1x |
| 2018年７月 | 1,287 | 535 | 145 | 3.7x |
| 2019年５月 | 830 | 676 | 166 | 4.1x |
| **合計** | **22,169** | **6,757** | **1,734** | **3.9x** |

2019年12月31日現在、選定されたファンドの区分別の分布は、28本が設備投資資本、29本がベンチャー・キャピタル、20本が技術移転および企業支援ならびに５本が債務であった。29%のファンドが国際的なファンドであり、スペインに対する外国資本の誘致において当該手段が重要であることを示している。

入手できる最新のデータによると、FOND-ICOグローバルが参加している民間ファンドは、552件の、多様な分野および異なる成長段階にある従業員数が合計155,000名超となるスペイン企業への投資を行った。受取先企業のうち82%は、中小企業であった。

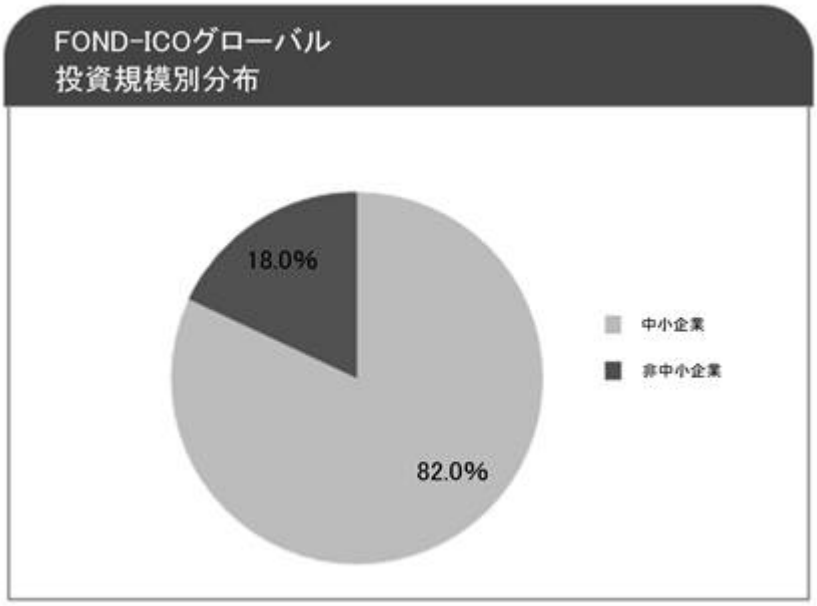


資金の分野別の投資額の分布は、下図の通りであり、ベンチャー・キャピタルが投資金額合計の46%を占めている。

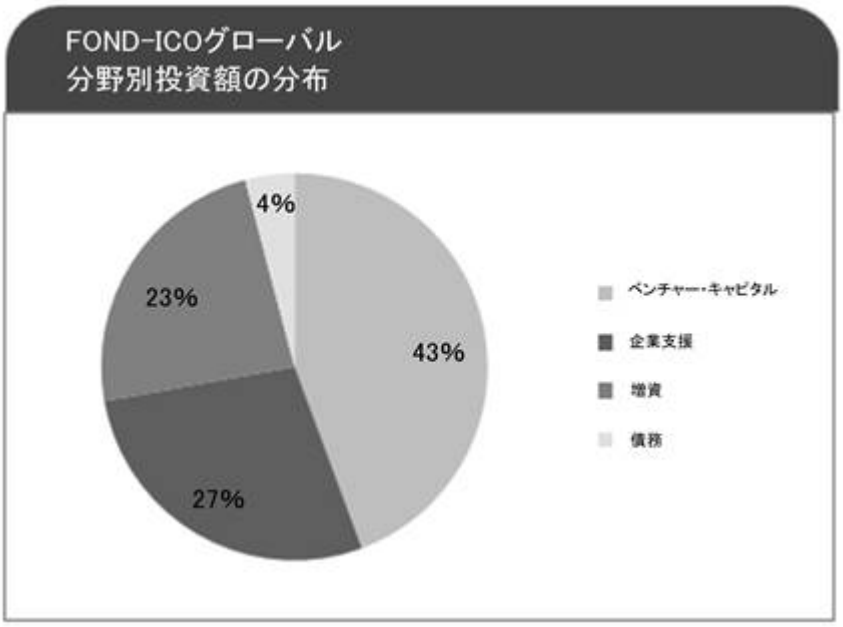


**FOND-ICOパイム（FCR）**

FOND-ICOパイム・ベンチャー・キャピタル・ファンドは、1993年に設立され、最大限に利用可能な資金250百万ユーロを保有しており、2022年に満期を迎える予定である。当該ファンドは多目的ファンドであり、ある程度成熟しておりさらなる拡大過程、技術開発、成長および／または国際化のための資金を必要としている企業、また、より程度は少ないが第一の段階を乗り切って引続き発展していくための資金を必要としている初期段階にいる企業を主に対象としている。

FOND-ICOパイムは、設立時から企業ネットワークの発展、雇用創出および経済の回復のため企業の成長計画を支援してきた。FOND-ICOパイムはまた、民間部門の資源を可能な限り最大限に動員することを目指している。当該ファンドの資源は、効率性を高めるために二つの異なる方法で使用されている。一方では、経営に関与している起業家または経営陣を置き換えることなく、財務的な手法により、その市場セグメントのトップ企業および主に合弁企業の長期的成長を促進させるために直接投資を行っている。他方では、資源の分配における零細企業率の上昇を達成するために、他のベンチャー・キャピタル・ファンドに参加している。

設立以来、当該ファンドは80社超の企業および20本超のファンドへの280百万ユーロを超える金額の資本への拠出および資本性貸付を行ってきた。

一方、AXISはまた、FOND-ICOパイムを通じて、スペインにおける欧州レベルのノンバンク融資に関する様々なイニシアチブの立ち上げに取り組んできた。

- ベンチャーの初期段階をカバーするために、FOND-ICOパイムは、欧州投資ファンド（EIF）およびNEOTECの主導の下、*ビジネス・エンジェルズ*による投資を支援するために、*フォンド・イザベル・ラ・カトリカ－ヨーロピアン・エンジェルズ・ファンド*を組成した。このファンドは、30百万ユーロの当初金額で設立され、EIFにより運用されており、プロジェクトの当初段階において、プロの投資家または「ビジネス・エンジェルズ」の参加を通じ起業家を支援することを目的としている。2019年度末現在、かかるイニシアチブは、23百万ユーロの投資コミットメントを実行し、すでに約100社の企業に投資した14の「ビジネス・エンジェルズ」との合弁事業契約を締結した。
- 第一のファンドの成功を考慮して、第二のファンドである*EUビジネス・エンジェルズ・ファンド・スペイン*が40百万ユーロで組成されており、その50%はEIF、50%はFOND-ICOパイムにより拠出された。
- NEOTECは2006年に設立され、EIFにより運用されているファンド・オブ・ファンズである。NEOTECの事業は、成長の早期段階にある、革新的かつ高度な技術を有する企業に重点を置いている。NEOTEC

の183百万ユーロの投資コミットメントは、14本のファンド（うち２本は合弁企業形態）の直接持分を通じて提供される。

持続可能性に関連して、スペインで最初の機関投資ファンドであり、目標規模を30百万ユーロとし、成長段階にある社会的企業への支援を提供するクレアス・インパクト（Creas Impacto）にAXISが５百万ユーロ参加することは、注目に値する。このファンドは、参加先の企業において、持続可能性戦略に積極的に働きかけることを目指している。AXISの投資は、中小規模の企業で健康および福祉、環境の持続可能性、教育ならびに社会的技術革新に重点的に取り組み、その事業がある程度の社会的影響力を持つものを対象としている。

同じ分野において、AXISは2019年６月、フォーラム・インパクト（Forum Impacto）・プラットフォームに参加した。このプラットフォームは、社会インパクト投資を促進する18ヶ国で構成される国際組織である*グローバル・スティアリング・グループ・オン・インパクト・インベストメント*（GSG）へのスペインの加入を可能にするため、すべてのインパクト投資を行うエージェントを統括することを目的とする。

最後に、2019年、AXISは、単独または他の投資家もしくはプラットフォームとのジョイント・ベンチャーにより中小企業への負債性手段による投資を増加させているベンチャー・キャピタル企業を対象とする、金額50百万ユーロの新しいイニシアチブの開始を承認した。このイニシアチブ内において、*オクトーバーSME IV*ファンドへの参加が承認された。

当年度末現在のFOND-ICOパイム投資のポートフォリオ残高は、以下の通りである。

**FOND-ICOパイム（FCR）**
**融資枠設定済み投資ポートフォリオ残高(2019年12月の残高)**
**(単位：百万ユーロ)**

| | 金額 |
|---|---|
| その他のベンチャー・キャピタル企業への投資 | 79 |
| 資本投資(株式および持分) | 28 |
| 資本性貸付 | 7 |
| **合計** | **114** |

**FOND-ICOインフラストラクチュラスⅠ（FICC）**

FOND-ICOインフラストラクチュラスⅠ（FICC）は、250百万ユーロの最大限に利用可能な財源をもって2011年に設立され、2019年12月、すべての資産および負債をFOND-ICOインフラストラクチュラスⅡ（FICC）に譲渡して終了した。

FOND-ICOインフラストラクチュラスⅠ（FICC）は、主にスペイン国内外で行われているグリーンフィールド運輸、社会、エネルギーおよび環境のためのインフラストラクチャー・プロジェクトに投資した、ノンバンク融資の手段であった。

当該ファンドは、インフラストラクチャー・プロジェクトの組成および共同管理の支援に寄与することを目標とし、官民パートナーシップ構想にその活動の焦点を置いた。そのため、当該ファンドは、インフラストラクチャー管理会社に対する少数資本または擬似資本とともにプロジェクトへの資本の提供を行った。

その設立以来、FOND-ICOインフラストラクチュラスⅠ（FICC）は、最大85百万ユーロを約定し、合計1,000百万ユーロ近くの投資に貢献した。部門別では、投資の43%が運輸プロジェクト、40%が社会インフラストラクチャー、残りの17%がエネルギーに対するものであった。

**FOND-ICOインフラストラクチュラスⅡ（FICC）**

2018年12月、FOND-ICOインフラストラクチュラスⅡ（FICC）という新規ファンドが、400百万ユーロでスペイン証券市場委員会（CNMV）に登録された。このファンドは、スペイン国内とスペイン企業とともにスペイン国外において、直接またはその他の投資ファンドを通じて、持続可能なインフラストラクチャー・プロジェクトへの投資を行うことを目的としている。当該ファンドの持続期間は22年間であり、運用会社の決定によりさらに５年間延長できる。当該ファンドは、2019年に活動を開始しており、輸送、エネルギーおよび環境ならびに社会インフラストラクチャーへの投資を行う。その他の投資の中でも、とりわけモーターウェイ、道路、線路ネットワーク、港、空港、エネルギー分配ネットワーク、持続可能な発電または再生可能エネルギー、病院ならびに教育および法的サービスのインフラストラクチャーへの投資がなされる。

2019年12月31日現在のFOND-ICOインフラストラクチュアスⅡ（FICC）投資のポートフォリオ残高は、以下の通りである。

**FOND-ICOインフラストラクチュラスⅡ（FICC）**
**融資枠設定済み投資ポートフォリオ残高(2019年12月の残高)（単位：百万ユーロ）**

| | 金額 |
|---|---|
| その他のベンチャー・キャピタル企業への投資（引受済み） | 100 |
| 貸付 | 23 |
| 資本投資(株式および持分) | 9 |
| **合計** | **132** |

### E. 企業の国際化の促進

企業の資金調達のための国立の開発銀行、経済政策の金融手段、および国家の財務代理人という３つの役割を担うICOグループにとって、スペイン企業の国際化は、業務の実行にあたっての重要な存在意義および戦略目標である。

2012年、当公庫は、輸出企業の支援を目的とする特定の仲介ファシリティーを統合することにより、商品の一覧を拡張し、その後、新規の仲介ファシリティーおよび直接融資商品により補充された。国外で事業を開始するスペイン企業の支援、ならびにかかる企業の国際的拡大および成長のための金融手段の提供を目的として設計されたこれらの商品は、融資設定額のデータを含む以下のグラフに示されるように、当公庫の融資および保証の業務における国際化の比重を増やすことに貢献してきた。

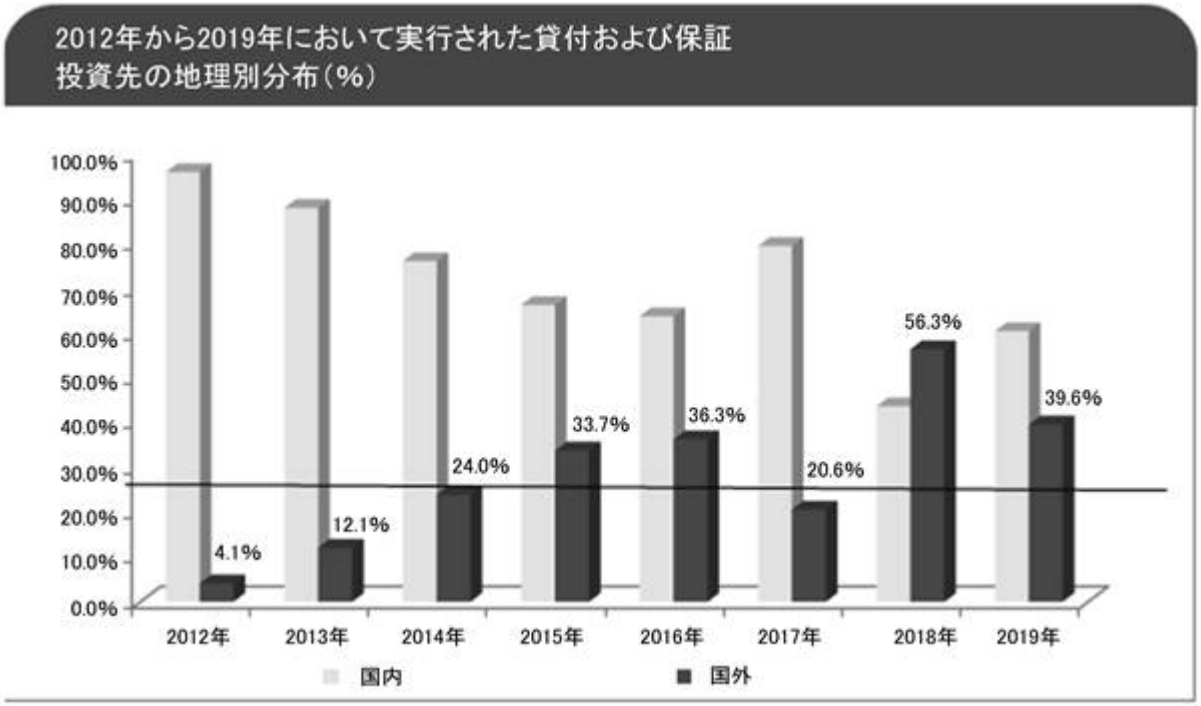


2019年、国際化を促進する目的の下に融資枠設定が行われた融資および保証の金額は、2018年から20%増の2,980百万ユーロに上り、当年度に融資枠設定が行われた貸付額合計の約40%を占めた。

融資の実行額に関しては、国際化を目的とするICOの活動は合計2,191百万ユーロとなり、全体の34%を占めた。

ICOの仲介ファシリティー：　2019年のICOの仲介ファシリティーによる融資の実行額合計のうち32%（1,526百万ユーロ、取引数11,661件超、供与を受けた顧客数1,500超）は、外国への投資の資金供給およびスペイン企業によるおよそ140ヶ国もの異なる国々への輸出活動の促進を目的としたものであった。

**2019会計年度に実行された仲介ファシリティー**
**被投資国別の投資の分布(単位：百万ユーロ)**

| | 金額 | 合計に占める割合(%) |
|---|---|---|
| フランス | 258 | 16.9% |
| イタリア | 118 | 7.7% |
| ポルトガル | 93 | 6.1% |
| ドイツ | 92 | 6.0% |
| 米国 | 86 | 5.6% |
| 英国 | 49 | 3.2% |
| ベルギー | 39 | 2.5% |
| オランダ | 38 | 2.5% |
| 中華人民共和国 | 28 | 1.8% |
| モロッコ | 26 | 1.7% |
| オーストリア | 16 | 1.0% |
| チリ | 16 | 1.0% |
| メキシコ | 16 | 1.0% |
| 日本 | 15 | 1.0% |

| | | |
|---|---|---|
| ポーランド | 15 | 1.0% |
| ロシア連邦 | 14 | 0.9% |
| チェコ共和国 | 13 | 0.8% |
| スイス | 12 | 0.8% |
| スウェーデン | 12 | 0.8% |
| デンマーク | 11 | 0.7% |
| サウジアラビア | 10 | 0.7% |
| アラブ首長国連邦 | 9 | 0.6% |
| トルコ | 9 | 0.6% |
| ペルー | 9 | 0.6% |
| アルジェリア | 8 | 0.5% |
| その他(*) | 516 | 33.8% |
| **合計** | **1,526** | **100.0%** |

(*)112ヶ国向けの取引およびICOの国際局融資枠を通じて融資実行された取引（373百万ユーロ）を含む。

ICOの国際的な仲介ファシリティー業務は、ICO国際局を通じて行われ、2019年は、中南米地域を適用範囲とする融資の実行額が373百万ユーロを超え、多大な貢献があった。上記の通り、この商品は国際金融機関との協働で行われ、現地市場におけるスペイン企業のために、融資へのアクセスを支援し、その結果、これらの企業の国際化に寄与するものである。

ICOの直接融資：　2019年に融資枠設定が行われた直接貸付および信用供与、保証ならびに社債買入取引は、合計2,476百万ユーロとなり、このうち全体の約48%に相当する1,186百万ユーロが国外のプロジェクトに割り当てられた。当会計年度中、スペイン企業の第三市場における事業を促進するための融資の実行額は、665百万ユーロに達した。

以下の表は、融資先所在地が外国となる融資枠設定の国別分布を示している。

**2019会計年度の直接融資業務**
**被投資国別の投資の分布（単位：百万ユーロ）**

| | 融資枠設定 | |
|---|---|---|
| | 金額 | 合計に占める割合 (%) |
| ポルトガル | 400 | 33.7% |
| コロンビア | 111 | 9.3% |
| 英国 | 108 | 9.1% |
| その他の国々(*) | 106 | 9.0% |
| フランス | 95 | 8.0% |
| バーレーン | 90 | 7.6% |
| 米国 | 60 | 5.1% |
| チリ | 42 | 3.6% |
| イタリア | 37 | 3.1% |
| オマーン | 37 | 3.1% |
| アルバニア | 30 | 2.5% |
| アラブ首長国連邦－ドバイ | 30 | 2.5% |

| | | |
|---|---|---|
| **パラグアイ** | **24** | **2.0%** |
| **ペルー** | **16** | **1.3%** |
| **合計** | **1,186** | **100.0%** |

**(*)投資先が地理的地域または複数の国にまたがる取引を含む。**

**F. ICOグループの持続可能性**

資産と負債両方の運用および組織の内部管理における持続可能性は、ICOの法令第２条に従い、またガバナンスおよび企業の社会的責任（ESG-CSR）の観点からもICOグループの活動の基本的な指針である。したがって、それは組織とその活動のすべての領域を含み、公的銀行および開発銀行としての使命を果たすことを可能にする経営の基盤として機能する。

そのため、ICOはすべての活動に持続可能性基準を導入している。負債に関しては、環境保護および気候変動との闘いに貢献するスペインの企業の活動、投資およびプロジェクトに融資するための500百万ユーロの最初のグリーン・ボンドを発行し、グリーン・ボンド市場での地位を確固たるものとした。2019年に、500百万ユーロの新たなソーシャル・ボンドが発行された。これは、2015年以降の５件の取引と合わせて、合計3,050百万ユーロに上る。ICOがICMAのグリーン・ボンド原則諮問委員会の新メンバーとして任命されたことで、サステナブル・ボンド市場の発展へのコミットメントが認められた。

ICOは貸付取引において、強固で競争力のある持続可能な事業構造を促進し、人々、気候および環境に好影響を与える事業活動を促進し、優先している。

これと並行して、持続可能性基準が組織、そのガバナンスおよび企業の社会的責任方針に確実に浸透するように、様々な内部行動が取られている。この例としては、欧州委員会の構造改革支援サービス（SRSS）と連携した、持続可能な融資行動計画の実現のためのコンサルタント業務の実施、持続可能性方針の定義、この領域におけるICOの活動を特定および監視するための、有効、迅速かつ厳密な手法を提案する持続可能性評価マニュアルの開発等がある。

同様に、他の欧州の政府系開発銀行と連携して、当公庫は、EUにおける循環型経済プロジェクトおよびプログラムの開発および実施を支援する、循環型経済に関する共同イニシアチブ（JICE）の立ち上げに参加した。また、気候変動の影響を緩和し、海洋の汚染と闘うのに役立つ持続可能なモデルを効率的に実行することを目的としたクリーン・オーシャン・イニシアチブにも加盟した。

さらに、ICOは、欧州企業が開発した持続可能な交通および輸送に関するプロジェクトの資金と助成金を集めて管理できるようにする、コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティー（CEF）に関して、欧州委員会から認定されている。

また、与信ポートフォリオの二酸化炭素排出量を削減することを目的とするスペインの金融セクターとのコンプロミソ・コレクティボ・パラ・ラ・アクシオン・ポル・エル・クリマ（CCAC-気候変動対策に関する共同誓約）へのICOの署名は特筆すべきである。ICOは、持続可能な融資に関するいくつかのフォーラムやその他のイニシアチブで、気候変動対策に関するCOP25にも積極的に参加し、持続可能性へのコミットメントを強化した。

***持続可能性を重視した資産運用***

ICOは、事業のための政府系開発銀行として、国内外の直接融資事業における持続可能性に実際に測定可能な影響を与えるプロジェクトの特定と融資を優先している。ICOは、再生可能エネルギー、持続可能な交通、エネルギー効率、水および固形都市廃棄物の管理および処理、森林再生ならびに社会インフラストラクチャー等、気候変動の緩和および適応に関連するプロジェクトに特別な注意を払っている。

特に、2019年に付与された融資の目的に目を向けると、再生可能エネルギープロジェクトへの融資（融資枠合計の23%）または電気インフラの建設もしくは改善（16%）を目的とする、スペイン企業が推進または関与するスペイン国内または国外のプロジェクトへの融資が特に顕著である。

**2019会計年度の直接貸付業務**
**プロジェクトの目的別(単位：百万ユーロ)**

| | 融資枠 | |
|---|---|---|
| | 金額 | 合計に占める割合（%） |

| | | |
|---|---|---|
| 有形投資（再生可能エネルギー） | 560 | 22.6% |
| 有形投資（電気インフラ） | 405 | 16.4% |
| 有形投資（ガスおよび炭化水素インフラ、その他） | 368 | 14.8% |
| 有形投資（輸送インフラ） | 320 | 12.9% |
| 企業の買収 | 178 | 7.2% |
| 有形投資（その他） | 165 | 6.7% |
| 有形投資（通信） | 145 | 5.9% |
| 企業の需要一般 | 110 | 4.4% |
| 無形投資（R+D+i） | 100 | 4.0% |
| 有形投資（水インフラ、水の供給および処理） | 70 | 2.8% |
| 有形投資（観光およびレジャー、ホテル） | 40 | 1.6% |
| 有形投資（視聴覚製品および展示） | 13 | 0.5% |
| 債務の再編 | 1 | 0.1% |
| 合計 | 2,476 | 100.0% |

ICOは直接貸付を通じて、資産運用における企業の持続可能性およびデジタル変革へのコミットメントを続けている。

### G. EUにおけるICO

ICOは他の多国間、地域の投資銀行および開発銀行ならびにEUの取引先企業と協力して、スペイン企業のプロジェクトまたは第三市場におけるスペインにとって利益のあるプロジェクトに融資を行う。この活動分野においては、ユンケル・プランの実施における、またスペインにおける現在および将来のEUの資金およびイニシアチブのチャネルとしての欧州投資銀行（EIB）、欧州投資ファンド（EIF）との協力に言及する必要がある。

このプランの中核は、戦略的なインフラ（デジタルおよび交通）、研究およびイノベーション、教育、再生可能エネルギーの発展ならびにエネルギー効率に関する分野において、大規模企業体、中規模資本企業ならびに中小企業のプロジェクトに融資を行うものとして設立された欧州戦略的投資ファンド（EFSI）である。

ICOは、EIBグループに対し、直接融資プログラムおよびベンチャー・キャピタル・ファンドを通じた、インフラプロジェクトへの融資を促進する新たなストラクチャーの提案に尽力してきた。プログラムが2019年末に開始して以来、ICOのEFSIによる保証を有する金融商品に対する投資は、1,818百万ユーロに達し、そのうち1,683百万ユーロがスペインで行われたプロジェクトに相当する。

同時期において、EFSIのスペインにおける融資は合計10,447百万ユーロに達し、49,751百万ユーロの投資資金が合計142件のプロジェクトに対して動員される予定である。したがって、ICOが提供する融資は、スペインにおいて承認された総額の16%に相当する。

さらに、ICOは、EIBおよびKFW（ドイツ）、CDP（イタリア）、CDC（フランス）、BGK（ポーランド）等の他の政府系開発銀行と連携して、持続可能性の分野でプロジェクトに融資するための資金を動員する。この活動の枠組みには、７月の循環型経済に関する共同イニシアチブ（JICE）の立ち上げおよび10月の海洋のプラスチック汚染を削減するためのクリーン・オーシャン・イニシアチブ（COI）への加盟が含まれた。

***戦略軸としてEU資金のチャネルとしてのICOの地位を高める。***

2019年に、ICOは、EUの2021年から2027年に係る多年次財政枠組みプログラムの新たな枠組みの中でのベンチマークとしての地位の確立に重点的に取り組んだ。

新たなEU予算を定義および採択するプロセスは、EUの投資、成長および雇用を促進するために強化された商品であるインベストEU（Invest EU）の作成につながった。これは、単一のプログラムでEUへの投資を促進する既存の14の個別の金融商品を統合したものである。

このプログラムの主な新機能は、欧州保証額の25%をEIB以外の機関が管理できるようにすることである。このようにして、ICOのような政府系開発銀行は実施パートナーとなり、これらの保証を管理することができる。これはICOにとって素晴らしい機会であり、その戦略の新たな軸である。

実施パートナーとなるための要件として、欧州委員会は、欧州の資金を管理するための適切な機能を備えていることを確認するための、申請者の技術的、管理的、組織的特性を評価する適合性検査（柱となる評価）の合格を要求している。

2019年に、当公庫は、認定の必要条件である適性検査の通過を容易にする申請手続を開始した。したがって、欧州委員会は、構造改革支援サービス（SRSS）を通じて、柱となる評価に合格するためのICOへの技術支援の提供を承認した。

ICOが2021年１月１日から保証の管理を開始する準備が完全に整うように、当公庫は2020年半ばまでに認証評価プロセスを通過し、欧州委員会との契約を締結する予定である。

## H. 資金調達

当公庫は、資本市場における債券の発行および多国間金融機関からの借入により、その活動資金を調達している。ICOは一般国家予算を通じて資金を調達することも、個人からの預金を受け入れることもない。2019年の間、ICOは、中期および長期基金により合計5,887百万ユーロの資金を調達した。このうち、73.7%は、債券の発行により調達され、残りの26.3%は、欧州の機関（欧州投資銀行、欧州評議会開発銀行および欧州中央銀行）からの相対貸付により調達された。

ICOは、欧州における欧州投資銀行の主要パートナーの一つであることから、2015年７月の欧州委員会による公式報告において、政府系開発銀行とEIBの協調および補完性の要件に関して、数ある目標の中でも、特に中小企業に対するより良い財務状況の構築について対処法を提供した。

**2019年における資金調達**
**種類別の分布(単位：百万ユーロおよび合計に占める割合%)**

| | 金額 | % |
|---|---|---|
| 資本市場 | 4,338 | 73.7% |
| 相対貸付 | 1,549 | 26.3% |
| **合計** | **5,887** | **100%** |

2019年に、ICOは、公募債および仕組み私募債の発行により資本市場において総額4,338百万ユーロの資金を調達した。当公庫は、国庫に続き、債券の発行において２番目の規模を有するスペインの公的機関であり、資金調達によりICOが契約する負債およびその他の債務は、スペイン政府により保証されている。

***ICOは欧州市場におけるサステナブル・ボンド・セクターの参照発行体である。***

ICOはソーシャル・ボンド市場の先駆者であった。2019年には、500百万ユーロに上る新規発行が行われ、2015年以降の５回の発行と合わせて、合計で3,050百万ユーロに上る。これらの発行を通じて、当公庫は調達した資金を、一人あたりのGDPがスペイン国内の平均を下回る自治州に所在する企業のプロジェクトへの融資に取り組み、包括的な経済成長および収益分配の改善を目指している。

2019年の当該発行は、当公庫のソーシャル・ボンドを専門市場でのモデルとして再認識した投資家に好評であった。当該債券発行の投資家タイプ別の分布は以下の通りである。

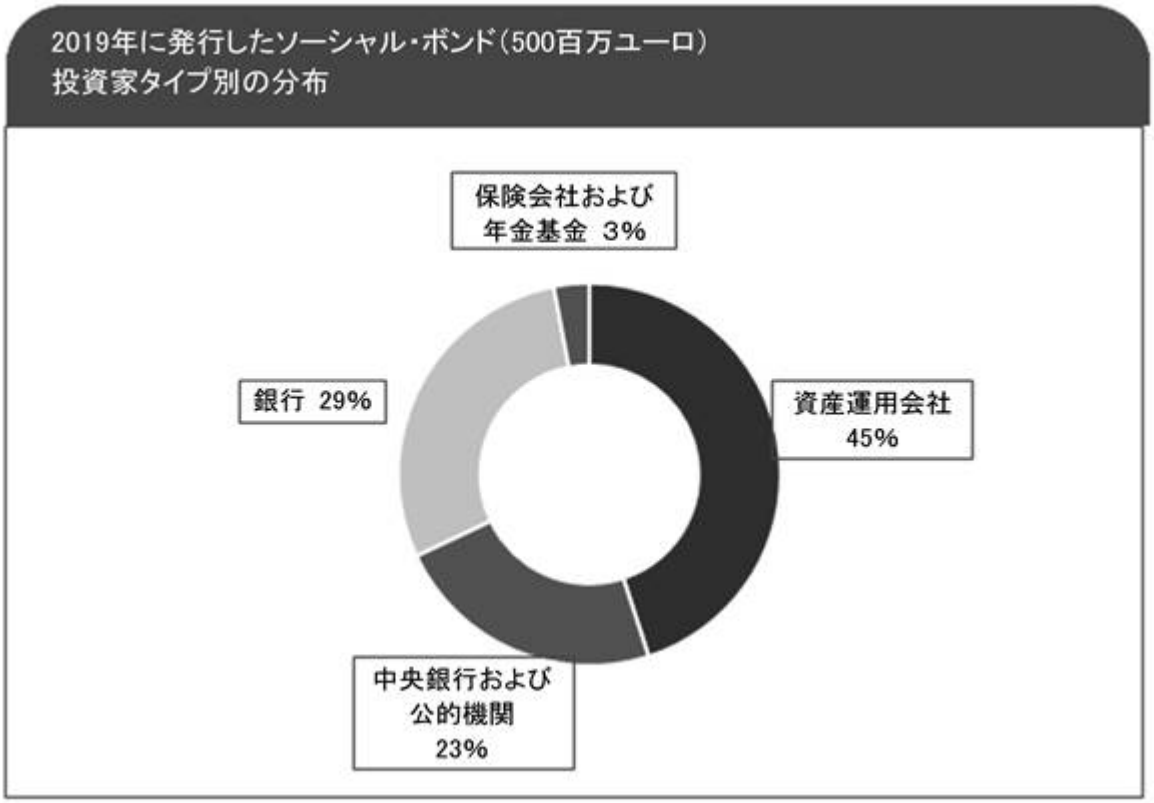


**地域別の分布については外国投資家が86%を占めた。**

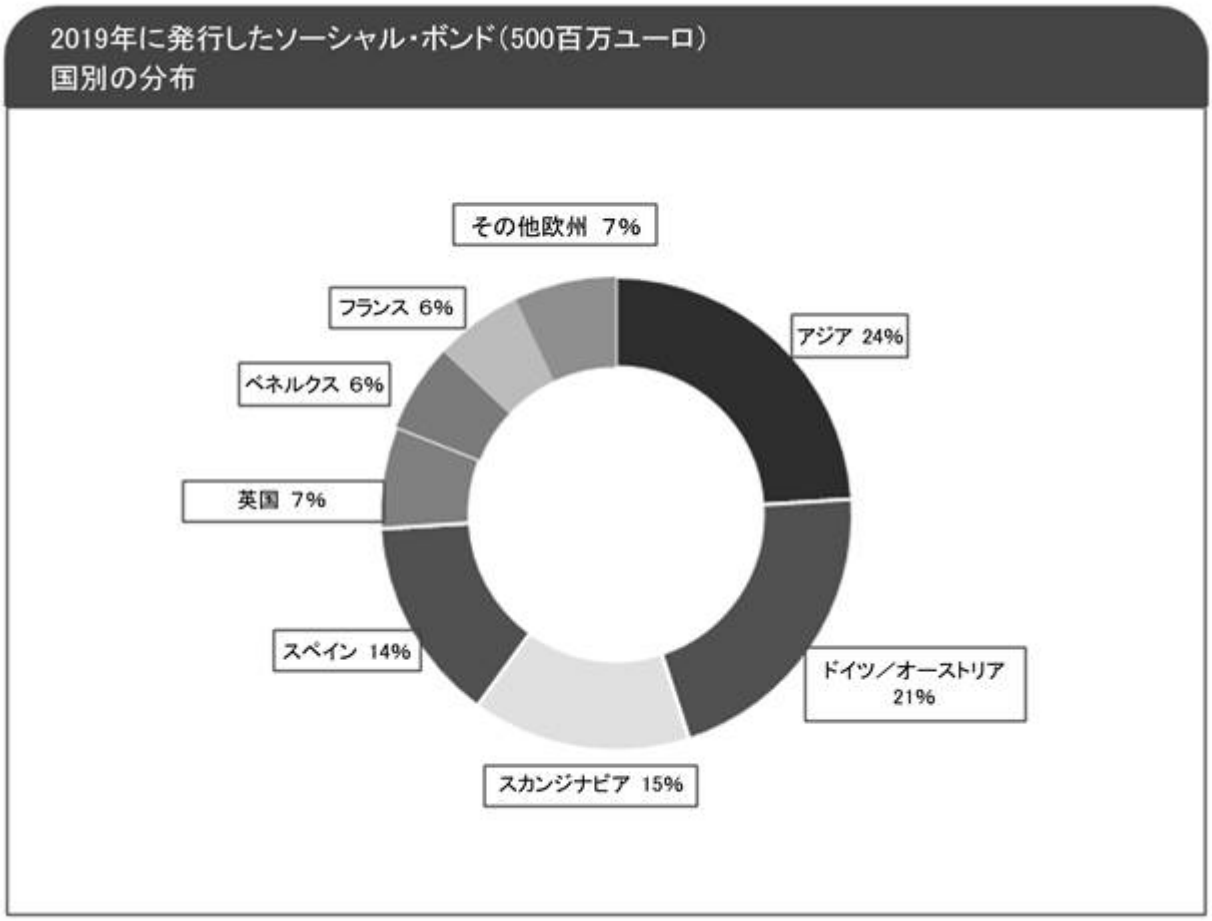


**2019年、ICOは、2018年に行われた500百万ユーロに上る発行の影響について投資家に通知した。これらの資金は、対象地域における極めて小規模な企業および中小企業での7,177を超えるプロジェクトへ融資され、61,800の雇用を創出または維持したと見込まれている。**

***2019年、ICOは最初のグリーン・ボンドを発行した。***

**当該発行は４月に行われ、500百万ユーロに上る。この資金は、環境保護および気候変動との闘いに貢献するスペイン企業が行ったプロジェクトに融資される。**

**当該発行は好評で、発行額の６倍の需要が認められ、84%を外国投資家が取得した。**

2019年に発行したグリーン・ボンド(500百万ユーロ)
国別の分布

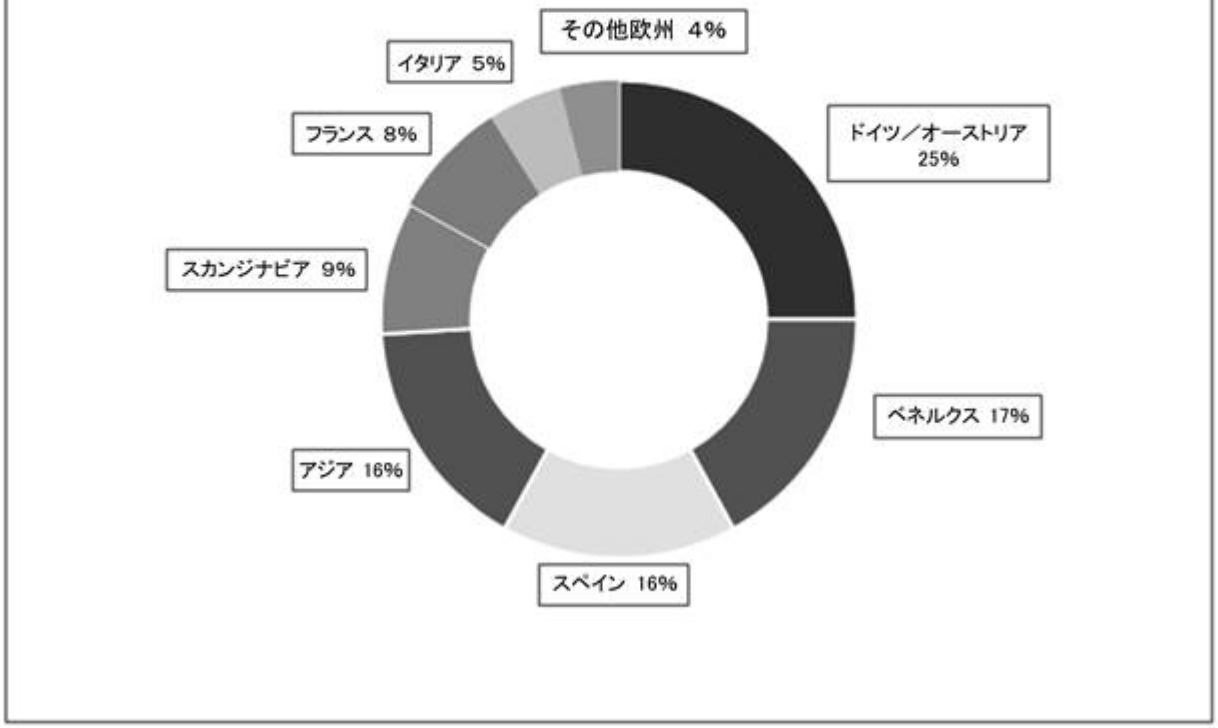


**投資家タイプ別の分布は、以下の通りである。**

2019年に発行したグリーン・ボンド(500百万ユーロ)
投資家タイプ別の分布

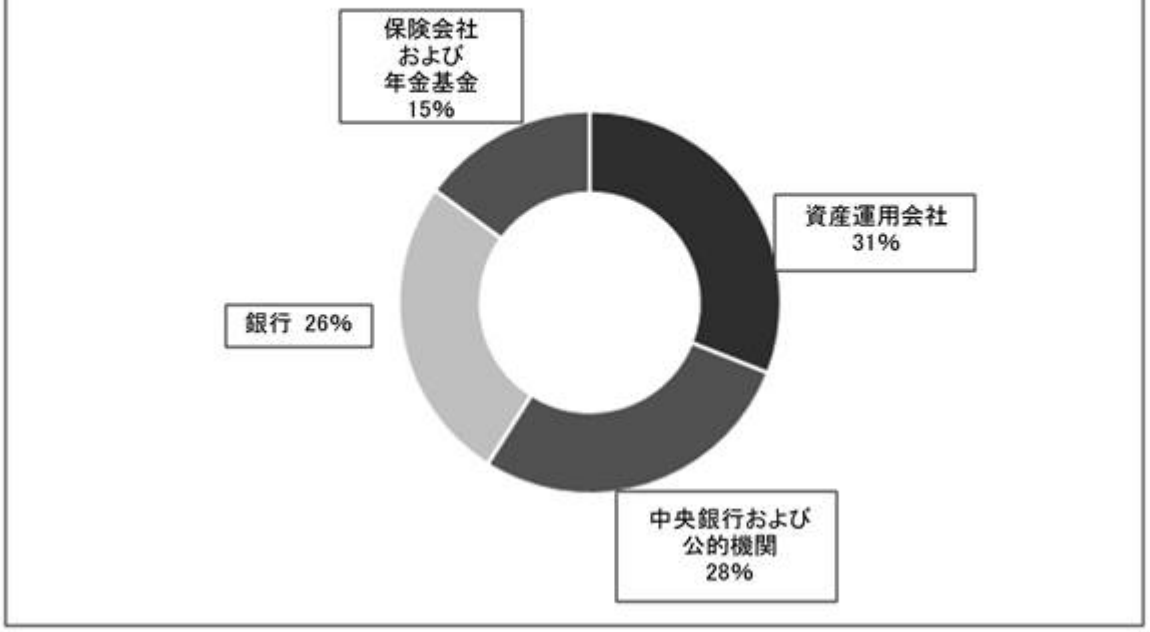

**当該発行は、2019年末までに行われた６回のソーシャル・ボンドの発行とともに、ICOをサステナブル・ボンド・セクターの参照発行体として位置づけた。**

**サステナブル・ボンド市場を構築し、より幅広く深く提供するICOの取り組みにおける積極性は、部門で最も重要な国際協会であるICMA（国際資本市場協会）から認められた。ICMAは、グリーン・ボンド原則およびソーシャル・ボンド原則の執行委員会におけるICMAの諮問委員会の新たなメンバーとして当公庫を任命している。ICOはこの諮問委員会に参加している唯一のスペインの機関であり、唯一の欧州の政府系開発銀行である。**

***多国間機関との相対貸付の実行、優遇条件下での融資へのアクセス***

**近年、当公庫は、国際金融機関および多国間機関からの借入れを促し、資本市場での資金調達を補完する代替源を探すことに一層力を入れている。優先的価格条件、時間枠および可用性がもたらすこれらの運用は、ICOによる資金調達のコスト削減を可能にし、その結果、スペイン企業に対してより良い融資条件を提供することができる。**

**2019年、ICOは欧州投資銀行（899百万ユーロ）、欧州評議会開発銀行（150百万ユーロ）および欧州中央銀行（500百万ユーロ）から付与された貸付により1,549百万ユーロの融資実行を行った。これらの国際金融機関および多国間機関から調達した資金は一般に、使途が確定しているため、調達した資金は、特定の経済的目的を有する活動または部門もしくは、該当する場合は、従業員数、年間取引高または貸借対照表の規模において、特定の条件を満たす企業に対して融資されるべきものとなっている。**

## Ⅰ. 国家を代理して扱われている業務

ICOは、政府財務代理人として、国家の名においてかつ国家の代理として、ⅰ)スペインの企業に支援を提供すること（法人国際化基金（Fondo para la Internacionalización de la Empresa）（FIEM）および相互金利調整契約（Contato de Adjuste Reciproco de Intereses）（CARI）で、双方とも産業・商業・観光省の代理として）、ⅱ)開発に関する金融協力を促進すること（開発プロモーション基金（Fondo para la Promoción del Desarrollo）（FONPRODE）および水および衛生協力基金（Fondo de Cooperación para Agua y Saneamiento）（FCAS）で、双方ともスペイン国際開発協力機構（Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo）（AECID）の代理として）、およびiii)自治体および地方自治体の持続可能性を促進すること（州融資基金（Fondos de Financiación de Comunidades Autónomas）（FFCCAA）および地方自治体融資基金（Fondo de Financiación de Entidades Locales）（FFEELL）で、双方とも財務省の代理として）という異なる目的で創出された様々な公的基金を運用する。これらの基金の財務代理人としての当公庫の役割は、国家の名においてかつ国家の代理として行為し、その活動を実行、運用および管理することである。会計帳簿は別個に作成されるため、残高はICOの財務書類の一部を形成しない。

これらのファンドの運用を改善し、これらの活動に関連してシナジー効果を生み出し、価値貢献を増加させることは、ICOの戦略軸の一つである。

2019年、当公庫は、国家を代理して管理する貸付ポートフォリオの額を引続き増加させた。2019年末には、管理資金は前年度末比で0.3%超の194,093百万ユーロとなった。ICOが国家を代理として管理する未払残高は、2012年以降でほぼ４倍に増加した。

**国家を代理して管理する貸付ポートフォリオ(単位：百万ユーロ)**
**12月31日現在の残高**

| | 2019年 |
|---|---|
| 州融資基金(FFCCAA) | 180,170 |
| 地方自治体融資基金(FFEELL) | 6,308 |
| 法人国際化基金(FIEM) | 4,263 |
| 相互金利調整契約(CARI) | 2,904 |
| 開発プロモーション基金(FONPRODE) | 439 |
| 水および衛生協力基金(FCAS) | 9 |
| **合計** | **194,093** |

### 州融資基金（Fondo de Financiación de Comunidades Autónomas）（FFCCAA）

自治体および地方自治体の金融持続可能性の確保に関する2014年勅令法第17号により、これら行政に対し流動性を提供することを目的とし、州融資基金（FFCCAA）が設立された。権利義務に関して、当基金は、廃止された自治区流動性基金（Fondo de Liquidez Autonómico）（FLA）および供給者支払のための融資基金（Financiación del Pago a Proveedores）（FFPP）を引継ぎ、上記基金の資産を引き受けている。

ICOは当基金の財務管理者に任命された。その職務には、自治体との金融業務の実行ならびに技術器具、会計、現金出納係、支払代理人、統制サービスおよび当基金の下で承認された業務に関するすべてのかかる金融サービスの提供が含まれる。

2019年においてFFCCAAにより実行された取引額は25,980百万ユーロとなった。2019年12月31日現在の当基金の未払残高は、180,170百万ユーロであった。

### 地方自治体融資基金（Fondo de Financiación de Entidades Locales）（FFEELL）

前述の2014年勅令法第17号に従い、流動性を提供し、地方自治体の資金ニーズに対応することにより金融持続可能性を確保するための地方自治体融資基金（FFEELL）も設立された。廃止されたFFPPの資産は、その一部は地方自治体に対応するものだが、この新たな基金に譲渡された。ICOはまた、当基金の財務代理人に任命され、当基金がFFCCAAのために担うものと同様の職務を行う。

2019年中にFFEELLにより実行された取引額は273百万ユーロとなり、年度末現在の未払額は6,308百万ユーロであった。

FFCCAAおよびFFEELLの両基金を通じ、104,600百万ユーロ超の流動性が経済に直接注入された。これは、13百万件を超える請求書の支払によって可能となり、364,000社を超える企業が恩恵を受けた。当基金はまた、146,000百万ユーロの地方行政の金融負債を処理した。

**法人国際化基金（Fondo para la Internacionalización de la Empresa）（FIEM）**

法人国際化基金（FIEM）は、民間市場の補完基金であるという使命の下、スペイン経済の国際化の支援および促進を目的としている。FIEMは、2010年６月28日法律第11号により、スペインの事業の国際化の公的支援融資のための基金として設定された。当基金は、スペイン企業の輸出業務および外国におけるスペインの直接投資の促進を目的としている。この目的を達成するため、当基金は、スペインの商品およびサービスの獲得またはスペインもしくは国益にかなう投資プロジェクトの実行に関連する譲許的または市場に合わせた返済可能資金調達プロジェクトを実施している。

当基金は、貿易担当大臣により運用されており、産業・貿易・観光省に報告を行うが、同大臣は、融資予定プロジェクトの選定、統計データの作成およびそれらの分析に対して必要である実行可能性の調査、融資案の評価ならびにこれらの実行および評価の監視に責任を負う。

その責務として、ICOは、財務代理人として行為し、スペイン政府の名においてかつこれを代理して、また国家を代理して、FIEMに関連した該当する信用協定、貸付または補助金協定を実行する。当公庫はまた、技術器具、会計、現金出納係、支払代理人、および統制サービスならびに一般にFIEMの下で承認された業務に関連する金融の性格を有するすべてのサービスを提供する。

また、当基金の運営に関する特定の面について、ICOはパリクラブ、欧州評議会の公的支援を有する輸出信用グループおよびOECD加盟国といった国際フォーラムで、産業・貿易・観光省に対し助言している。

2019年において、FIEMの下で実行された業務は374百万ユーロであり、実行された貸付額は105百万ユーロあった。

**法人国際化基金(FIEM)**
**当会計年度に承認および実行された業務(単位：百万ユーロ)**

| | 2019年 |
|---|---|
| 貸付承認額 | 374 |
| 実行された貸付額 | 105 |

FIEMは、自らをスペイン企業の海外市場への参入の支援を提供する重要な公的機関として強化している。2019年12月31日現在の貸付ポートフォリオの未払残高は、4,263百万ユーロに増加し、その地理別の分布は下図の通りである。

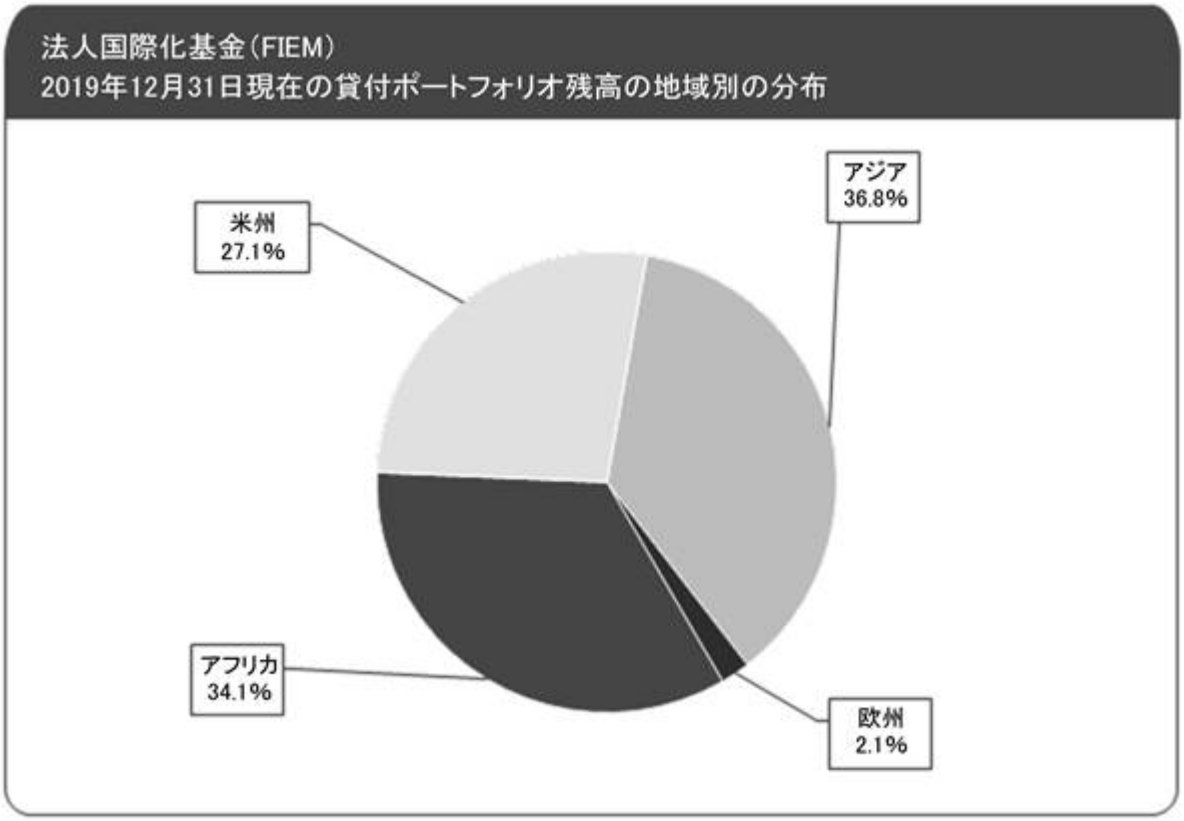


**相互金利調整契約（Contrato de Adjuste Reciproco de Intereses）（CARI）**

CARIは、スペインの輸出を促進し、金融機関が長期固定金利貸付を付与するよう動機付けることを目的とした、特定の種類の金利と類似している金融商品である。

相互金利調整契約は、貸手が当該システムを通じて回収された各貸付の未払額に係る特定の金融利鞘を利用することを保証しており、貸付の固定金利と資金調達源に係る通常の費用との差額により生じるリスクを排除する。当該金融商品は、CESCEの保証が付けられていることに加え、組成期間、供与額および返済計画に合わせて順応できるため、銀行および輸出業者に対し柔軟性を提供する。

当該システムの利用資格を得るための必須要件の一つは、業務において貸手が設定した金利が経済協力開発機構（OECD）の合意に記載されたものでなければならないことである。

CARIの活動はここ数年で著しく拡大した。2019年において1,411百万ユーロに上る業務が承認された。

**相互金利調整契約(CARI)**
**当会計年度に承認および実行された業務(単位：百万ユーロ)**

| | 2019年 |
|---|---|
| 貸付承認額 | 1,411 |
| 実行された貸付額 | 265 |

2019年12月31日現在のCARIの未払貸付ポートフォリオ残高は2,904百万ユーロとなり、その地理別の分布は以下の通りである。

**相互金利調整契約(CARI)**
**2019年12月31日現在の貸付ポートフォリオ残高の地域別の分布**
**(単位：合計に占める割合%)**

| | |
|---|---|
| 米州 | 68% |
| アフリカ | 12% |
| 欧州 | 2% |
| アジア | 18% |
| **合計** | **100%** |

**開発プロモーション基金（Fondo para la Promoción del Desarrollo）（FONPRODE）**

開発プロモーション基金（FONPRODE）は、スペイン協力機構の主要な金融機関の一つであり、当基金の管理に責任を負う機関であるスペイン国際開発協力機構（AECID）を通じて、外務・EU・国際協力局により運用されている。

FONPRODEの主要な目標は、貧困の根絶、社会的不平等ならびに個人および地域における不平等の削減、男女平等の促進、人権の保護ならびに発展途上国における持続可能な開発である。FONPRODEは、払戻不可能な業務（多国間機関および国際金融開発機関に対する寄付、拠出および寄付金）ならびに払戻可能な業務（多国間機関への払戻可能な拠出、地方の小規模金融機関への貸付および国家への信用貸付）の両方を行っている。最後に、当基金はまた、投資ファンドへの出資を行うことができる。

ICOは、スペイン政府の名においてかつこれを代理して、また国家の代理として、受益者との該当する合意を実行する。ICOはまた、技術器具、会計、現金出納係、支払代理人および統制サービスならびに一般的に、FONPRODEの下で承認された取引に関する金融の性格を有するすべてのサービスを提供する。2019年には、23百万ユーロに上る業務が実行された。

以下の業務の種類別内訳によれば、2019年末現在の貸付ポートフォリオには439百万ユーロの未払残高がある。

**開発プロモーション基金(FONPRODE)**
**2019年12月31日現在の貸付ポートフォリオ残高(単位：百万ユーロおよび割合%)**

| | 2019年 | ポートフォリオ合計に占める割合（%） |
|---|---|---|
| 多国間機関への払戻可能な拠出 | 326 | 74.3% |
| 小口融資プログラム | 89 | 20.3% |
| 国家への信用貸付 | 23 | 5.4% |
| **ポートフォリオ合計** | **439** | **100.0%** |

**水および衛生協力基金（Fondo de Cooperación para Agua y Saneamiento）（FCAS）**

2008年一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号に従い、国際開発協力機構の方針に基づき、金融活動を目的とした手段として、ラテンアメリカ諸国の国民が水および衛生設備にアクセスすることができるために考案された、水および衛生協力基金(FCAS)が設立された。

当基金は、外務・EU・国際協力局の下で、スペイン国際開発協力機構（AECID）により運用されている。

当基金は、払戻不要援助や、該当する場合には、超国家的組織または民間機関を含む受益国の国家当局との共同融資制度に基づく貸出金を付与する。ICOは、スペイン政府の名においてかつその代理として、また国家の代理として該当するFCAS融資契約を実行し、承認された業務に関するすべての金融サービスを提供する。

設立以来、2008年には当基金からの支出は842百万ユーロ超となり、うち全額が払戻不可能なプログラムに該当する。

## J. 企業およびファンドへの投資

2019年において、ICOは、下記の法人の株主集団に参加していた。

・1986年に設立されたベンチャー・キャピタル・ファンドの運用会社である**AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレスSGEIC, S.A. S.M.E.（AXIS）**（Axis Participaciones Empresariales SGEIC, S.A. S.M.E.）。ICOは株式資本の100%を保有している。

・**コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.（CERSA）**（Compañía Española de Reafianzamiento, S.A.）の株式資本の24.3%。当該法人は、経済・デジタル変革省の下で1993年に創設された政府出資の商事会社である。同法人目的は、中小企業および自営業者、特にスタートアップ企業および小規模企業が、すべての種類の融資を容易に受けられるよう計らうことである。CERSAは、CERSA自体、保証会社20社および農業保証政府機関（SAECA）で構成されたスペインの相互保証制度（Sistema de Garantía Recíprocas）への資金補完を通じて支援を提供する。

・**コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A., S.M.E.（COFIDES）**（Compañía Española de Financiación del Desarrollo, S.A.）の株式資本の20.3%。当該企業は、産業・貿易・観光省に属する政府出資の商事会社である。同企業は、収益性の指標に基づき、投資を受ける国々の発展ならびに経済およびスペイン企業の国際化の両方に関して支援を行う上でスペインにとって何らかの利益が認められる、国外における実行可能な民間投資プロジェクトへの中長期の融資を行うことを目的としている。

・**欧州投資ファンド（EIF）**。ICOは、1994年のEIF設立以来のパートナーであり、現在同資本の0.7%を保有している。大株主はEIBであり、EIFの基本目的は、インフラへの融資を提供し、中小企業に対する保証を提供することである。1997年、EIFはベンチャー・キャピタル業務も行い始めた。

・**ヨーロピアン・データウェアハウスGmbHG（ED）**（European DataWarehouse, GmbHG）の株式の3.57%。EDは、分析において投資家およびその他の市場参加者により利用される、証券化ポートフォリオを構成する貸付に関するデータを収集する欧州の集中証券化リポジトリである。EDのデータを通じて、利用者は、裏付けとなるポートフォリオを分析し、ポートフォリオを体系的に比較することができる。

・**国際銀行間通信協会（SWIFT）**（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication, SCRL））。ICOは、2008年以来、１株保有している。同協会は、ベルギーの法律に従い、1986年に設立された共同機関であり、その目的は、世界各国の金融機関が金融取引に関する情報を送受できるように安全なネットワークを提供することである。同ソサエティは、世界中で2,400超のパートナーを擁しており、そのうちの31はスペインの金融機関である。この参加により、ICOが安全で、標準的かつ信頼できる環境において金融取引を実行するためにこのプラットフォームを利用できるようになっている。

・**FC2Eヘスティオン S.L.**（FC2E Gestión, S.L.）の株式資本の50%をICOが保有していた。この法人は、スペイン企業向けカーボン・ファンド（Fondo de Carbono para la Empresa Española）（FC2E）の資産運用を行う会社である。当該ファンドおよび運用会社はともに2019年７月に清算された。

### ICOが参加しているファンド

2019年において、当公庫は、各種拠出により、様々な会社により運用される下記のファンドに参加していた。

・ **フォン・メディテラニア・キャピタル**（Fons Mediterrània Capital） これは、カタルーニャ・ファイナンス・インスティテュート（Institut Català de Finances）（ICF）およびEIBとともに、総額

62.5百万ユーロで、スペインの法律に従い、ICOにより設立および考案されたベンチャー・キャピタル・ファンドである。当該ファンドは、マグレブ（モロッコ、チュニジアおよびアルジェリア）の地中海地域でプロジェクトを展開している企業に対する投資のための万能型かつ多角的な投資目標を掲げている。運用会社はリヴァ・イェ・ガルシア・ヘスティオンSGIIC SA（Riva y García Gestión, SGIIC SA）である。ICOの参加額は15百万ユーロ（24%）に上る。

当該ファンドは、現在売却過程にあるが、今後実施予定の５件のプロジェクトが残存している。

- **マーガレット・ファンド**（Marguerite Fund）　これは、ICOおよび欧州投資銀行、欧州委員会、ドイツ復興金融公庫、イタリア預託貸付公庫、フランス預金供託公庫およびPKOバンク・ポルスキS.A.という他の公的な事業体により考案された欧州のキャピタル・ファンドである。当該ファンドの目的は、EUの政策において設定された目標に寄与するインフラストラクチャー（輸送、エネルギーおよび再生可能エネルギー）のセクターにおけるプロジェクトおよび企業に投資を行うことである。運用会社はマーガレット・アドバイザー・エスエーである。ICOは、現在の経済・デジタル変革省から供与された100百万ユーロで、このファンドに参加しており、その拠出は資本の14.08%にあたる。当該ファンドは、現在売却過程にあり、2019年末現在で10件のプロジェクトが残存している。
- **エンタープライズ・サポート・ファンド（AFS FUND）**（Fondo de Apoyo a Empresas）　当該ファンドの目的は、期間を定めず2013年に設定されたもので、スペイン輸出信用機関（Compañía Española de Créditos a la Exportación）（CESCE）が保証するコマーシャルインボイスを割り引くことによって、企業にノンバンク融資を行うことである。運用会社は、民間有限責任会社であるAFSエス・エー・アール・エル（AFS, S.à.r.l.）である。ICOは、主要投資家であるCESCEとともに、10百万ユーロを投資して、2018年以降このファンドに参加している。
- **スペイン企業向けカーボン・ファンド**（Fondo de Carbono para la empresa española）　当該ファンドは、新興国または先進国に移行している経済圏におけるクリーンエネルギープロジェクトのための排出枠の達成を目的として、2006年に設立された。ICOの資本参加は32.7%である。2019年に、当該ファンドは、その運用会社であるFC2Eヘスティオン S.L.とともに解散し終了した。

**(5) 【経理の状況】**

**以下に掲げる2018年12月31日に終了した会計年度および2019年12月31日に終了した会計年度の単体財務書類は当公庫の会計記録に基づき作成されたものであり、また、2018年12月31日に終了した会計年度および2019年12月31日に終了した会計年度の連結財務書類は当公庫および当グループを構成する企業の会計記録に基づき作成されたものであり、したがって、その資本および財政状態ならびに終了した会計年度における経営成績およびキャッシュフローの概観を、すべての重要な側面に関して真実かつ公正に表示している。両会計年度の単体財務書類および連結財務書類は、スペインにおいて有効な規制上の監査基準および財務情報に関する適用ある会計規則、また特にその中で定められている会計の原則および基準に基づき作成されている。**

**両会計年度の単体財務書類および連結財務書類については独立公認会計士であるマザーズ監査人S.L.P.（MAZARS Auditores S.L.P.）が監査している。**

**以下に掲げる当公庫の2018年12月31日に終了した会計年度および2019年12月31日に終了した会計年度の単体財務書類は、2017年11月27日スペイン中央銀行通達第４号（その後の改正を含む。）ならびにスペイン商法、資本企業法およびその他の適用ある法律に基づき作成されている。また、2018年12月31日に終了した会計年度および2019年12月31日に終了した会計年度の連結財務書類は、2017年11月27日スペイン中央銀行通達第４号（その後の改正を含む。）に含まれる、一般公衆用の財務報告基準および財務書類におけるモデルに関する原則および基準、ならびにスペイン商法、資本企業法またはその他の適用あるスペインの法律に基づき、欧州連合（EU）が採用した国際財務報告基準（IFRS）に従い表示されている。**

**（訳　文）**

**連結年次財務書類に係る独立監査人の監査報告書**

**スペイン開発金融公庫理事会　殿**

***意見***

**我々は、2019年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに同日に終了した年度の連結損益計算書、連結認識損益計算書、株主持分変動計算書、連結キャッシュフロー計算書およびこれらの注記により構成される、スペイン開発金融公庫（「親会社または公庫」）およびその子会社（「グループ」）の連結年次財務書類を監査した。**

**我々の意見において、添付の連結年次財務書類は、欧州連合が採用している国際財務報告基準（「IFRS-EU」）およびスペインにおける財務報告書規制枠組みのその他の規定に準拠して、すべての重要な点において、2019年12月31日現在のグループの連結資本および連結財務状態ならびに同日に終了した年度の連結の経営成績および連結キャッシュフローについて公正に表示している（添付の連結年次財務書類の注記1.2に記載されている。）。**

***意見の基礎***

**我々は、スペインの現行の監査規制に準拠し、監査を行った。かかる規制に基づく我々の責任は、我々の報告書の「*連結年次財務書類の監査に係る監査人の責任*」の項に詳述されている。**

**我々は、現行の監査規制に従い、スペインにおける連結年次財務書類の我々の監査と関係のある倫理基準（独立性に関する要件を含む。）に則り、グループとは独立した立場にある。この関連で、我々は、年次財務書類の監査以外のいかなるサービスも提供しておらず、また上記監査規制の下、我々の独立性を損ねるような方法で要求される独立性に影響を与えうる事態または状況も生じさせていない。**

**我々は、我々が得た監査証拠は、我々の意見の根拠を提供するにあたり、十分かつ適切であると確信している。**

***最も重要な監査上の問題***

**最も重要な監査上の問題は、我々の職業専門家としての判断にあたって、当期の連結年次財務書類の監査において重大な虚偽記載がなされるという最も重大なリスクとして評価されている。これらのリスクは、連結年次財務書類全体の監査の文脈および我々の意見の形成にあたって言及され、我々はこれらのリスクに関して個別に意見を述べてはいない。**

**貸付金ポートフォリオにおける減損損失の見積り**

**償却原価で評価した金融資産の減損の見積りは、添付の連結年次財務書類を作成する際の最も重要な見積りの一つである。**

**信用リスクヘッジの見積りにおいて、2017年11月27日通達第４号およびスペイン中央銀行により承認されたその他の必須基準が考慮されている。**

**一般的に、公庫は、最初の認識後、顧客に対する貸付金の将来のキャッシュフローにマイナスの影響を及ぼす一つの事象または複数の事象の複合的影響が生じた際に、減損の客観的証拠を見積もっている。減損の客観的証拠は、公庫が重要であると判断した債券については個別に、これ以外については総体的に決定される。総体的評価において、公庫は、とりわけ元利金を返済する借り手の財務能力、商品の種類、借**

り手の部門活動、保証の種類および返済期日超過日数を示す、同様のリスクの特徴を有する債券を包括する。

我々の監査方法は、減損額の計算に関して公庫が行った最も重要な統制の評価ならびに明細の試査および実証性テストの実施を含んでいる。主な監査手順は、とりわけ以下を含む。

－適用ある規制要件に従った、異なる内部統制の方針および手順の検証

－使用した異なるデータベースの調査（信頼性の検討および計算に使用した情報源の統一性の検討）

－借り手の適切な分類、および存在する場合は減損を保証するための借り手の資料の検討に係る評価

－明細の試査に関し、個別の貸付金サンプルに係る借り手の適切な監査記録および分類、ならびに存在する場合は対応する減損に対する我々の検討

－スペイン中央銀行の2017年通達第４号により定められた代替手段に基づき評価され、標準または標準警戒リストとして分類された貸付金に対する引当金の再計算

使用した評価基準およびこれらの項目に関する開示は、添付の連結財務書類の注記２および注記10に含まれている。

テクノロジー・リスクに関する情報

公庫の活動および財務報告手続きの特徴は、情報システムに大きく依拠している。

財務報告手続きおよび監査記録に関連したかかる情報システムの一般的な内部統制枠組みは、我々の内部統制評価において重要とみなされる。

これに関連して、我々は、ITの一般統制の有効性を評価することが必要であると確信している。

我々の監査方法は、以下の手順を含んでいる。

－主要な手続きにおいて、公庫が実施した最も重要な一般統制の評価。主な手順は、主要アプリケーションに係る一般統制テストにおいて行われ、以下について評価している。

・*経営の変更*

・*物理的および論理的セキュリティー*

・*バックアップおよび継続性*

・*情報システムの運用*

－監査報告の発行プロセスにおいて主要アプリケーションの間で存在する相互作用の検討

その他の事項

一般予算法第47/2003号第168条により、公共部門の監査基準に従って、国家行政介入局（「IGAE」）がスペイン開発金融公庫の連結年次財務書類の監査を行い、その後監査報告書が発行される。公庫の連結年次財務書類の監査の実施においてIGAEと協働するためにマザーズ監査人S.L.P.（Mazars Auditores S.L.P.）および税務・行政省との間で締結された契約は、スペインで効力を有する監査規制の適用においてそれらに規定されている通り、現在の監査報告書の発行を確立するものである。

*その他の情報：連結経営報告書*

その他の情報は、その作成が公庫の理事長の責任であり、連結年次財務書類の一部を構成しない、2019年会計年度の連結経営報告書のみを参照している。

連結年次財務書類に係る我々の監査意見は、連結経営報告書を対象としていない。スペインの現行の監査規制に準拠して、連結経営報告書に係る我々の責任は、上記の連結年次財務書類の監査の際に我々が入手したグループの情報（監査の過程で証拠として入手できなかった情報を含まない。）に基づき、連結経営報告書と連結年次財務書類に含まれる情報の整合性について評価および報告することである。さらに、

**我々の責任は、連結経営報告書の内容および表示が適用ある規制に準拠しているかについて評価および報告することである。我々が履行した職務に基づき、我々が重大な虚偽記載が存在すると判断した場合、我々にはその事実を報告する義務がある。**

**上記段落に記載の通り、履行した職務に基づき、連結経営報告書に含まれる情報は、2019年会計年度の連結年次財務書類に記載された情報と一致しており、その内容および表示は適用ある規制に準拠していることを我々は確認した。**

***連結年次財務書類に係る公庫の理事長の責任***

**公庫の理事長は、IFRS-EUおよびスペインにおけるグループに適用される財務報告書規制枠組みのその他の規定に準拠し、グループの連結資本、連結財務状態および連結経営成績に関し、真実かつ公正な意見を表明できるよう添付の連結年次財務書類の作成を行うこと、また不正または過失によるかを問わず、当該連結年次財務書類の作成にあたり、重要な虚偽記載をなくすことを可能にするために必要な内部統制を行うことに責任を有する。**

**連結年次財務書類の作成において、公庫の理事長は、公庫の理事長がグループを清算する、もしくは事業を停止する意向であるか、またはそうする以外に現実的な代替案を有さないような場合でない限り、ゴーイングコンサーンとして継続するグループの能力を評価し、ゴーイングコンサーンに関連する事項（存在する場合）を開示し、またゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負う。**

***連結年次財務書類の監査に係る監査人の責任***

**我々の目的は、不正または過失によるかを問わず連結年次財務書類全体に重要な虚偽記載がないか合理的な保証を得、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。**

**合理的な保証は、高水準の保証ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、スペインの現行の監査規制に準拠して行った監査が、常に当該重大な虚偽記載を発見するという保証を意味するものではない。虚偽記載は、不正または過失に起因する可能性があり、これらの連結年次財務書類に基づきその利用者が行った経済的意思決定に、個別または総体で影響を及ぼすと合理的に予想されうる場合に、重大とみなされる。**

**スペインの現行の監査規制に準拠した監査の一環として、我々は、職業専門家としての判断を行い、監査を通じて職業専門家としての懐疑的見方を維持する。我々は、以下のことも行う。**

- **連結年次財務書類に係る不正または過失であるかを問わない重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、かかるリスクに対応する監査手順を策定および履行し、ならびに我々の意見の基礎の提供に十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正には共謀、偽造、意図的な不記載、虚偽表明または内部統制の無視が含まれうるため、不正により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも大きい。**
- **状況に応じた監査手続きを設計するため、監査に関連する内部統制の理解を得るが、これはグループの内部統制の有効性に関し意見を表明する目的のためではない。**
- **使用されている会計方針の適切性ならびに公庫の理事長による会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性の評価。**
- **公庫の理事長による会計のゴーイングコンサーン基準の使用の適切性および、入手した監査証拠に基づき、ゴーイングコンサーンとして継続するグループの能力に対して重大な疑念を投げかける可能性のある事象または状況に関連する重大な不確実性の存否について結論を示す。我々が重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は、監査報告書において連結年次財務書類上の関連する開示に着目しなければならず、またかかる開示が不適切な場合には、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論**

**は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、グループがゴーイングコンサーンとして継続できなくなる可能性がある。**

**・連結年次財務書類が公正な表示を実現する方法で基礎になる取引および事象を表示しているか否か、ならびに連結年次財務書類の全体的な表示、構造および内容（開示を含む。）を評価する。**

**・連結年次財務書類に対する意見を表明するための、グループ内の事業体の財務情報または事業活動に関する十分で適切な監査証拠を入手する。我々は、グループの監査の指示、監督および履行に責任を負う。我々は、唯一我々の監査意見のみに責任を負う。**

**我々は、とりわけ、監査の予定された範囲および時期ならびに重要な監査結果（我々が監査において特定した内部統制の重大な欠陥を含む。）に関して、公庫の理事長と連絡を行う。**

**公庫の理事長に連絡した重大なリスクから、我々は、当期の連結年次財務書類の監査において最も重大なリスクを決定し、その結果これが最も重大と評価されたリスクとなる。**

**我々は、法律または規制により当該事項に関する公の開示が不可能でない限り、我々の監査報告書に当該リスクを記載する。**

**2020年４月13日、マドリッド**
**カルロス・マーコス・コラル**
**ROAC番号　17577**
**マザーズ監査人S.L.P.**
**ROAC番号　S1189**

**（訳　文）**

# 年次財務書類に係る独立監査人の監査報告書

**スペイン開発金融公庫理事会　殿**

***意見***

**我々は、2019年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書、認識損益計算書、株主持分変動計算書、キャッシュフロー計算書およびこれらの注記により構成される、スペイン開発金融公庫（「公庫」）の年次財務書類を監査した。**

**我々の意見において、添付の年次財務書類は、事業体に適用する財務報告書規制枠組み、とりわけかかる枠組みに定められる会計原則および会計基準に準拠して、すべての重要な点において、2019年12月31日現在の公庫の資本および財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュフローについて公正に表示している（添付の年次財務書類の注記1.2に記載されている。）。**

***意見の基礎***

**我々は、スペインの現行の監査規制に準拠し、監査を行った。かかる規制に基づく我々の責任は、我々の報告書の「*年次財務書類の監査に係る監査人の責任*」の項に詳述されている。**

**我々は、現行の監査規制に従い、スペインにおける年次財務書類の我々の監査と関係のある倫理基準（独立性に関する要件を含む。）に則り、公庫とは独立した立場にある。この関連で、我々は、年次財務書類の監査以外のいかなるサービスも提供しておらず、また上記監査規制の下、我々の独立性を損ねるような方法で要求される独立性に影響を与えうる事態または状況も生じさせていない。**

**我々は、我々が得た監査証拠は、我々の意見の根拠を提供するにあたり、十分かつ適切であると確信している。**

***最も重要な監査上の問題***

**最も重要な監査上の問題は、我々の職業専門家としての判断にあたって、当期の年次財務書類の監査において重大な虚偽記載がなされるという最も重大なリスクとして評価されている。これらのリスクは、年次財務書類全体の監査の文脈および我々の意見の形成にあたって言及され、我々はこれらのリスクに関して個別に意見を述べてはいない。**

**貸付金ポートフォリオにおける減損損失の見積り**

**償却原価で評価した金融資産の減損の見積りは、添付の年次財務書類を作成する際の最も重要な見積りの一つである。**

**信用リスクヘッジの見積りにおいて、2017年11月27日通達第４号およびスペイン中央銀行により承認されたその他の必須基準が考慮されている。**

**一般的に、公庫は、最初の認識後、顧客に対する貸付金の将来のキャッシュフローにマイナスの影響を及ぼす一つの事象または複数の事象の複合的影響が生じた際に、減損の客観的証拠を見積もっている。減損の客観的証拠は、公庫が重要であると判断した債券については個別に、これ以外については総体的に決定される。総体的評価において、公庫は、とりわけ元利金を返済する借り手の財務能力、商品の種類、借り手の部門活動、保証の種類および返済期日超過日数を示す、同様のリスクの特徴を有する債券を包括する。**

**我々の監査方法は、減損額の計算に関して公庫が行った最も重要な統制の評価ならびに明細の試査および実証性テストの実施を含んでいる。主な監査手順は、とりわけ以下を含む。**

**－適用ある規制要件に従った、異なる内部統制の方針および手順の検証**

**－使用した異なるデータベースの調査（信頼性の検討および計算に使用した情報源の統一性の検討）**

**－借り手の適切な分類、および存在する場合は減損を保証するための借り手の資料の検討に係る評価**

**－明細の試査に関し、個別の貸付金サンプルに係る借り手の適切な監査記録および分類、ならびに存在する場合は対応する減損に対する我々の検討**

**－スペイン中央銀行の2017年通達第４号により定められた代替手段に基づき評価され、標準または標準警戒リストとして分類された貸付金に対する引当金の再計算**

**使用した評価基準およびこれらの項目に関する開示は、添付の財務書類の注記２および注記10に含まれている。**

**テクノロジー・リスクに関する情報**

**公庫の活動および財務報告手続きの特徴は、情報システムに大きく依拠している。**

**財務報告手続きおよび監査記録に関連したかかる情報システムの一般的な内部統制枠組みは、我々の内部統制評価において重要とみなされる。**

**これに関連して、我々は、ITの一般統制の有効性を評価することが必要であると確信している。**

**我々の監査方法は、以下の手順を含んでいる。**

**－主要な手続きにおいて、公庫が実施した最も重要な一般統制の評価。主な手順は、主要アプリケーションに係る一般統制テストにおいて行われ、以下について評価している。**

- ***経営の変更***
- ***物理的および論理的セキュリティー***
- ***バックアップおよび継続性***
- ***情報システムの運用***

**－監査報告の発行プロセスにおいて主要アプリケーションの間で存在する相互作用の検討**

**その他の事項**

**一般予算法第47/2003号第168条により、公共部門の監査基準に従って、国家行政介入局（「IGAE」）がスペイン開発金融公庫の年次財務書類の監査を行い、その後監査報告書が発行される。公庫の年次財務書類の監査の実施においてIGAEと協働するためにマザーズ監査人S.L.P.（Mazars Auditores S.L.P.）および税務・行政省との間で締結された契約は、スペインで効力を有する監査規制の適用においてそれらに規定されている通り、現在の監査報告書の発行を確立するものである。**

***その他の情報：経営報告書***

**その他の情報は、その作成が公庫の理事長の責任であり、年次財務書類の一部を構成しない、2019年会計年度の経営報告書のみを参照している。**

**年次財務書類に係る我々の監査意見は、経営報告書を対象としていない。スペインの現行の監査規制に準拠して、経営報告書に係る我々の責任は、上記の年次財務書類の監査の際に我々が入手した公庫の情報（監査の過程で証拠として入手できなかった情報を含まない。）に基づき、経営報告書と年次財務書類に含まれる情報の整合性について評価および報告することである。さらに、我々の責任は、経営報告書の内容および表示が適用ある規制に準拠しているかについて評価および報告することである。我々が履行した**

**職務に基づき、我々が重大な虚偽記載が存在すると判断した場合、我々にはその事実を報告する義務がある。**

**上記段落に記載のとおり、履行した職務に基づき、経営報告書に含まれる情報は、2019年会計年度の年次財務書類に記載された情報と一致しており、その内容および表示は適用ある規制に準拠していることを我々は確認した。**

***年次財務書類に係る公庫の理事長の責任***

**公庫の理事長は、スペインにおける公庫に適用される財務報告書規制枠組みに準拠し、公庫の資本、財務状態および経営成績に関し、真実かつ公正な意見を表明できるよう添付の年次財務書類の作成を行うこと、また不正または過失によるかを問わず、当該年次財務書類の作成にあたり、重要な虚偽記載をなくすことを可能にするために必要な内部統制を行うことに責任を有する。**

**年次財務書類の作成において、公庫の理事長は、公庫の理事長が公庫を清算する、もしくは事業を停止する意向であるか、またはそうする以外に現実的な代替案を有さないような場合でない限り、ゴーイングコンサーンとして継続する公庫の能力を評価し、ゴーイングコンサーンに関連する事項（存在する場合）を開示し、またゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負う。**

***年次財務書類の監査に係る監査人の責任***

**我々の目的は、不正または過失によるかを問わず年次財務書類全体に重要な虚偽記載がないか合理的な保証を得、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。**

**合理的な保証は、高水準の保証ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、スペインの現行の監査規制に準拠して行った監査が、常に当該重大な虚偽記載を発見するという保証を意味するものではない。虚偽記載は、不正または過失に起因する可能性があり、これらの年次財務書類に基づきその利用者が行った経済的意思決定に、個別または総体で影響を及ぼすと合理的に予想されうる場合に、重大とみなされる。**

**スペインの現行の監査規制に準拠した監査の一環として、我々は、職業専門家としての判断を行い、監査を通じて職業専門家としての懐疑的見方を維持する。我々は、以下のことも行う。**

- **年次財務書類に係る不正または過失であるかを問わない重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、かかるリスクに対応する監査手順を策定および履行し、ならびに我々の意見の基礎の提供に十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正には共謀、偽造、意図的な不記載、虚偽表明または内部統制の無視が含まれうるため、不正により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも大きい。**
- **状況に応じた監査手続きを設計するため、監査に関連する内部統制の理解を得るが、これは公庫の内部統制の有効性に関し意見を表明する目的のためではない。**
- **使用されている会計方針の適切性ならびに公庫の理事長による会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性の評価。**
- **公庫の理事長による会計のゴーイングコンサーン基準の使用の適切性および、入手した監査証拠に基づき、ゴーイングコンサーンとして継続する公庫の能力に対して重大な疑念を投げかける可能性のある事象または状況に関連する重大な不確実性の存否について結論を示す。我々が重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は、監査報告書において年次財務書類上の関連する開示に着目しなければならず、またかかる開示が不適切な場合には、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、公庫がゴーイングコンサーンとして継続できなくなる可能性がある。**

**・年次財務書類が公正な表示を実現する方法で基礎になる取引および事象を表示しているか否か、ならびに年次財務書類の全体的な表示、構造および内容（開示を含む。）を評価する。**

**我々は、とりわけ、監査の予定された範囲および時期ならびに重要な監査結果（我々が監査において特定した内部統制の重大な欠陥を含む。）に関して、公庫の理事長と連絡を行う。**

**公庫の理事長に連絡した重大なリスクから、我々は、当期の年次財務書類の監査において最も重大なリスクを決定し、その結果これが最も重大と評価されたリスクとなる。**

**我々は、法律または規制により当該事項に関する公の開示が不可能でない限り、我々の監査報告書に当該リスクを記載する。**

**2020年４月13日、マドリッド**
**カルロス・マーコス・コラル**
**ROAC番号　17577**
**マザーズ監査人S.L.P.**
**ROAC番号　S1189**

**（訳　文）**

**連結年次財務書類に係る独立監査人の監査報告書**

**スペイン開発金融公庫理事会　殿**

***意見***

**我々は、2018年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに同日に終了した年度の連結損益計算書、連結認識損益計算書、連結資本変動表、連結キャッシュフロー計算書およびこれらの注記により構成される、スペイン開発金融公庫（「親会社または公庫」）およびその子会社（「グループ」）の連結年次財務書類を監査した。**

**我々の意見において、添付の連結年次財務書類は、欧州連合が採用している国際財務報告基準（「IFRS-EU」）およびスペインにおける財務報告書規制枠組みのその他の規定に準拠して、すべての重要な点において、2018年12月31日現在のグループの連結資本および連結財務状態ならびに同日に終了した年度の連結の経営成績および連結キャッシュフローについて公正に表示している（添付の連結年次財務書類の注記1.2に記載されている。）。**

***意見の基礎***

**我々は、スペインの現行の監査規制に準拠し、監査を行った。かかる規制に基づく我々の責任は、我々の報告書の「*連結年次財務書類の監査に係る監査人の責任*」の項に詳述されている。**

**我々は、現行の監査規制に従い、スペインにおける連結年次財務書類の我々の監査と関係のある倫理基準（独立性に関する要件を含む。）に則り、グループとは独立した立場にある。この関連で、我々は、年次財務書類の監査以外のいかなるサービスも提供しておらず、また上記監査規制の下、我々の独立性を損ねるような方法で要求される独立性に影響を与えうる事態または状況も生じさせていない。**

**我々は、我々が得た監査証拠は、我々の意見の根拠を提供するにあたり、十分かつ適切であると確信している。**

***最も重要な監査上の問題***

**最も重要な監査上の問題は、我々の職業専門家としての判断にあたって、当期の連結年次財務書類の監査において重大な虚偽記載がなされるという最も重大なリスクとして評価されている。これらのリスクは、連結年次財務書類全体の監査の文脈および我々の意見の形成にあたって言及され、我々はこれらのリスクに関して個別に意見を述べてはいない。**

**貸付金ポートフォリオにおける減損損失の見積り**

**償却原価で評価した金融資産の減損の見積りは、添付の連結年次財務書類を作成する際の最も重要な見積りの一つである。**

**信用リスク引当金の見積りにおいて、2017年11月27日通達第４号およびスペイン中央銀行により承認されたその他の必須基準が考慮されている。**

**一般的に、公庫は、最初の認識後、顧客に対する貸付金の将来のキャッシュフローにマイナスの影響を及ぼす一つの事象または複数の事象の複合的影響が生じた際に、減損の客観的証拠を見積もっている。減損の客観的証拠は、公庫が重要であると判断した債券については個別に、これ以外については総体的に決定される。総体的評価において、公庫は、とりわけ元利金を返済する借り手の財務能力、商品の種類、借**

り手の部門活動、保証の種類および返済期日超過日数を示す、同様のリスクの特徴を有する債券を包括する。

我々の監査方法は、減損額の計算に関して公庫が行った最も重要な統制の評価ならびに明細の試査および実証性テストの実施を含んでいる。主な監査手順は、とりわけ以下を含む。

－適用ある規制要件に従った、異なる内部統制の方針および手順の検証

－使用した異なるデータベースの調査（信頼性の検討および計算に使用した情報源の統一性の検討）

－借り手の適切な分類、および存在する場合は減損を保証するための借り手の資料の検討に係る評価

－明細の試査に関し、個別の貸付金サンプルに係る借り手の適切な監査記録および分類、ならびに存在する場合は対応する減損に対する我々の検討

－スペイン中央銀行の2017年通達第４号により定められた代替手段に基づき評価され、標準または標準警戒リストとして分類された貸付金に対する引当金の再計算

使用した評価基準およびこれらの項目に関する開示は、添付の連結財務書類の注記２および注記10に含まれている。

テクノロジー・リスクに関する情報

公庫の活動および財務報告手続きの特徴は、情報システムに大きく依拠している。

財務報告手続きおよび監査記録に関連したかかる情報システムの一般的な内部統制枠組みは、我々の内部統制評価において重要とみなされる。

これに関連して、我々は、ITの一般統制の有効性を評価することが必要であると確信している。

我々の監査方法は、以下の手順を含んでいる。

－主要な手続きにおいて、公庫が実施した最も重要な一般統制の評価。主な手順は、主要アプリケーションに係る一般統制テストにおいて行われ、以下について評価している。

・*経営の変更*

・*物理的および論理的セキュリティー*

・*バックアップおよび継続性*

・*情報システムの運用*

－監査報告の発行プロセスにおいて主要アプリケーションの間で存在する相互作用の検討

その他の事項

一般予算法第47/2003号第168条により、公共部門の監査基準に従って、国家行政介入局（「IGAE」）がスペイン開発金融公庫の連結年次財務書類の監査を行い、その後監査報告書が発行される。公庫の連結年次財務書類の監査の実施においてIGAEと協働するためにマザーズ監査人S.L.P.（Mazars Auditores S.L.P.）および税務・行政省との間で締結された契約は、スペインで効力を有する監査規制の適用においてそれらに規定されている通り、現在の監査報告書の発行を確立するものである。

*その他の情報：連結経営報告書*

その他の情報は、その作成が公庫の理事長の責任であり、連結年次財務書類の一部を構成しない、2018年会計年度の連結経営報告書のみを参照している。

連結年次財務書類に係る我々の監査意見は、連結経営報告書を対象としていない。スペインの現行の監査規制に準拠して、連結経営報告書に係る我々の責任は、上記の連結年次財務書類の監査の際に我々が入手したグループの情報（監査の過程で証拠として入手できなかった情報を含まない。）に基づき、連結経営報告書と連結年次財務書類に含まれる情報の整合性について評価および報告することである。さらに、

**我々の責任は、連結経営報告書の内容および表示が適用ある規制に準拠しているかについて評価および報告することである。我々が履行した職務に基づき、我々が重大な虚偽記載が存在すると判断した場合、我々にはその事実を報告する義務がある。**

**上記段落に記載の通り、履行した職務に基づき、連結経営報告書に含まれる情報は、2018年会計年度の連結年次財務書類に記載された情報と一致しており、その内容および表示は適用ある規制に準拠していることを我々は確認した。**

***連結年次財務書類に係る公庫の理事長の責任***

**公庫の理事長は、IFRS-EUおよびスペインにおけるグループに適用される財務報告書規制枠組みのその他の規定に準拠し、グループの連結資本、連結財務状態および連結経営成績に関し、真実かつ公正な意見を表明できるよう添付の連結年次財務書類の作成を行うこと、また不正または過失によるかを問わず、当該連結年次財務書類の作成にあたり、重要な虚偽記載をなくすことを可能にするために必要な内部統制を行うことに責任を有する。**

**連結年次財務書類の作成において、公庫の理事長は、公庫の理事長がグループを清算する、もしくは事業を停止する意向であるか、またはそうする以外に現実的な代替案を有さないような場合でない限り、ゴーイングコンサーンとして継続するグループの能力を評価し、ゴーイングコンサーンに関連する事項（存在する場合）を開示し、またゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負う。**

***連結年次財務書類の監査に係る監査人の責任***

**我々の目的は、不正または過失によるかを問わず連結年次財務書類全体に重要な虚偽記載がないか合理的な保証を得、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。**

**合理的な保証は、高水準の保証ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、スペインの現行の監査規制に準拠して行った監査が、常に当該重大な虚偽記載を発見するという保証を意味するものではない。虚偽記載は、不正または過失に起因する可能性があり、これらの連結年次財務書類に基づきその利用者が行った経済的意思決定に、個別または総体で影響を及ぼすと合理的に予想されうる場合に、重大とみなされる。**

**スペインの現行の監査規制に準拠した監査の一環として、我々は、職業専門家としての判断を行い、監査を通じて職業専門家としての懐疑的見方を維持する。我々は、以下のことも行う。**

- **連結年次財務書類に係る不正または過失であるかを問わない重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、かかるリスクに対応する監査手順を策定および履行し、ならびに我々の意見の基礎の提供に十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正には共謀、偽造、意図的な不記載、虚偽表明または内部統制の無視が含まれうるため、不正により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも大きい。**
- **状況に応じた監査手続きを設計するため、監査に関連する内部統制の理解を得るが、これはグループの内部統制の有効性に関し意見を表明する目的のためではない。**
- **使用されている会計方針の適切性ならびに公庫の理事長による会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性の評価。**
- **公庫の理事長による会計のゴーイングコンサーン基準の使用の適切性および、入手した監査証拠に基づき、ゴーイングコンサーンとして継続するグループの能力に対して重大な疑念を投げかける可能性のある事象または状況に関連する重大な不確実性の存否について結論を示す。我々が重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は、監査報告書において連結年次財務書類上の関連する開示に着目しなければならず、またかかる開示が不適切な場合には、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論**

**は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、グループがゴーイングコンサーンとして継続できなくなる可能性がある。**

**・連結年次財務書類が公正な表示を実現する方法で基礎になる取引および事象を表示しているか否か、ならびに連結年次財務書類の全体的な表示、構造および内容（開示を含む。）を評価する。**

**・連結年次財務書類に対する意見を表明するための、グループ内の事業体の財務情報または事業活動に関する十分で適切な監査証拠を入手する。我々は、グループの監査の指示、監督および履行に責任を負う。我々は、唯一我々の監査意見のみに責任を負う。**

**我々は、とりわけ、監査の予定された範囲および時期ならびに重要な監査結果（我々が監査において特定した内部統制の重大な欠陥を含む。）に関して、公庫の理事長と連絡を行う。**

**公庫の理事長に連絡した重大なリスクから、我々は、当期の連結年次財務書類の監査において最も重大なリスクを決定し、その結果これが最も重大と評価されたリスクとなる。**

**我々は、法律または規制により当該事項に関する公の開示が不可能でない限り、我々の監査報告書に当該リスクを記載する。**

**2019年４月５日、マドリッド**
**カルロス・マーコス・コラル**
**ROAC番号　17577**
**マザーズ監査人S.L.P.**
**ROAC番号　S1189**

**（訳　文）**

# 年次財務書類に係る独立監査人の監査報告書

**スペイン開発金融公庫理事会　殿**

***意見***

**我々は、2018年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の損益計算書、認識損益計算書、資本変動表、キャッシュフロー計算書およびこれらの注記により構成される、スペイン開発金融公庫（「公庫」）の年次財務書類を監査した。**

**我々の意見において、添付の年次財務書類は、事業体に適用する財務報告書規制枠組み、とりわけかかる枠組みに定められる会計原則および会計基準に準拠して、すべての重要な点において、2018年12月31日現在の公庫の資本および財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュフローについて公正に表示している（添付の年次財務書類の注記1.2に記載されている。）。**

***意見の基礎***

**我々は、スペインの現行の監査規制に準拠し、監査を行った。かかる規制に基づく我々の責任は、我々の報告書の「*年次財務書類の監査に係る監査人の責任*」の項に詳述されている。**

**我々は、現行の監査規制に従い、スペインにおける年次財務書類の我々の監査と関係のある倫理基準（独立性に関する要件を含む。）に則り、公庫とは独立した立場にある。この関連で、我々は、年次財務書類の監査以外のいかなるサービスも提供しておらず、また上記監査規制の下、我々の独立性を損ねるような方法で要求される独立性に影響を与えうる事態または状況も生じさせていない。**

**我々は、我々が得た監査証拠は、我々の意見の根拠を提供するにあたり、十分かつ適切であると確信している。**

***最も重要な監査上の問題***

**最も重要な監査上の問題は、我々の職業専門家としての判断にあたって、当期の年次財務書類の監査において重大な虚偽記載がなされるという最も重大なリスクとして評価されている。これらのリスクは、年次財務書類全体の監査の文脈および我々の意見の形成にあたって言及され、我々はこれらのリスクに関して個別に意見を述べてはいない。**

**貸付金ポートフォリオにおける減損損失の見積り**

**償却原価で評価した金融資産の減損の見積りは、添付の年次財務書類を作成する際の最も重要な見積りの一つである。**

**信用リスク引当金の見積りにおいて、2017年11月27日通達第４号およびスペイン中央銀行により承認されたその他の必須基準が考慮されている。**

**一般的に、公庫は、最初の認識後、顧客に対する貸付金の将来のキャッシュフローにマイナスの影響を及ぼす一つの事象または複数の事象の複合的影響が生じた際に、減損の客観的証拠を見積もっている。減損の客観的証拠は、公庫が重要であると判断した債券については個別に、これ以外については総体的に決定される。総体的評価において、公庫は、とりわけ元利金を返済する借り手の財務能力、商品の種類、借り手の部門活動、保証の種類および返済期日超過日数を示す、同様のリスクの特徴を有する債券を包括する。**

我々の監査方法は、減損額の計算に関して公庫が行った最も重要な統制の評価ならびに明細の試査および実証性テストの実施を含んでいる。主な監査手順は、とりわけ以下を含む。

－適用ある規制要件に従った、異なる内部統制の方針および手順の検証

－使用した異なるデータベースの調査（信頼性の検討および計算に使用した情報源の統一性の検討）

－借り手の適切な分類、および存在する場合は減損を保証するための借り手の資料の検討に係る評価

－明細の試査に関し、個別の貸付金サンプルに係る借り手の適切な監査記録および分類、ならびに存在する場合は対応する減損に対する我々の検討

－スペイン中央銀行の2017年通達第４号により定められた代替手段に基づき評価され、標準または標準警戒リストとして分類された貸付金に対する引当金の再計算

使用した評価基準およびこれらの項目に関する開示は、添付の財務書類の注記２および注記10に含まれている。

テクノロジー・リスクに関する情報

公庫の活動および財務報告手続きの特徴は、情報システムに大きく依拠している。

財務報告手続きおよび監査記録に関連したかかる情報システムの一般的な内部統制枠組みは、我々の内部統制評価において重要とみなされる。

これに関連して、我々は、ITの一般統制の有効性を評価することが必要であると確信している。

我々の監査方法は、以下の手順を含んでいる。

－主要な手続きにおいて、公庫が実施した最も重要な一般統制の評価。主な手順は、主要アプリケーションに係る一般統制テストにおいて行われ、以下について評価している。

・*経営の変更*

・*物理的および論理的セキュリティー*

・*バックアップおよび継続性*

・*情報システムの運用*

－監査報告の発行プロセスにおいて主要アプリケーションの間で存在する相互作用の検討

その他の事項

一般予算法第47/2003号第168条により、公共部門の監査基準に従って、国家行政介入局（「IGAE」）がスペイン開発金融公庫の年次財務書類の監査を行い、その後監査報告書が発行される。公庫の年次財務書類の監査の実施においてIGAEと協働するためにマザーズ監査人S.L.P.（Mazars Auditores S.L.P.）および税務・行政省との間で締結された契約は、スペインで効力を有する監査規制の適用においてそれらに規定されている通り、現在の監査報告書の発行を確立するものである。

*その他の情報：経営報告書*

その他の情報は、その作成が公庫の理事長の責任であり、年次財務書類の一部を構成しない、2018年会計年度の経営報告書のみを参照している。

年次財務書類に係る我々の監査意見は、経営報告書を対象としていない。スペインの現行の監査規制に準拠して、経営報告書に係る我々の責任は、上記の年次財務書類の監査の際に我々が入手した公庫の情報（監査の過程で証拠として入手できなかった情報を含まない。）に基づき、経営報告書と年次財務書類に含まれる情報の整合性について評価および報告することである。さらに、我々の責任は、経営報告書の内容および表示が適用ある規制に準拠しているかについて評価および報告することである。我々が履行した

**職務に基づき、我々が重大な虚偽記載が存在すると判断した場合、我々にはその事実を報告する義務がある。**

**上記段落に記載の通り、履行した職務に基づき、経営報告書に含まれる情報は、2018年会計年度の年次財務書類に記載された情報と一致しており、その内容および表示は適用ある規制に準拠していることを我々は確認した。**

***年次財務書類に係る公庫の理事長の責任***

**公庫の理事長は、スペインにおける公庫に適用される財務報告書規制枠組みに準拠し、公庫の資本、財務状態および経営成績に関し、真実かつ公正な意見を表明できるよう添付の年次財務書類の作成を行うこと、また不正または過失によるかを問わず、当該年次財務書類の作成にあたり、重要な虚偽記載をなくすことを可能にするために必要な内部統制を行うことに責任を有する。**

**年次財務書類の作成において、公庫の理事長は、公庫の理事長が公庫を清算する、もしくは事業を停止する意向であるか、またはそうする以外に現実的な代替案を有さないような場合でない限り、ゴーイングコンサーンとして継続する公庫の能力を評価し、ゴーイングコンサーンに関連する事項（存在する場合）を開示し、またゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負う。**

***年次財務書類の監査に係る監査人の責任***

**我々の目的は、不正または過失によるかを問わず年次財務書類全体に重要な虚偽記載がないか合理的な保証を得、我々の意見を含む監査報告書を発行することである。**

**合理的な保証は、高水準の保証ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、スペインの現行の監査規制に準拠して行った監査が、常に当該重大な虚偽記載を発見するという保証を意味するものではない。虚偽記載は、不正または過失に起因する可能性があり、これらの年次財務書類に基づきその利用者が行った経済的意思決定に、個別または総体で影響を及ぼすと合理的に予想されうる場合に、重大とみなされる。**

**スペインの現行の監査規制に準拠した監査の一環として、我々は、職業専門家としての判断を行い、監査を通じて職業専門家としての懐疑的見方を維持する。我々は、以下のことも行う。**

- **年次財務書類に係る不正または過失であるかを問わない重大な虚偽記載のリスクを特定および評価し、かかるリスクに対応する監査手順を策定および履行し、ならびに我々の意見の基礎の提供に十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正には共謀、偽造、意図的な不記載、虚偽表明または内部統制の無視が含まれうるため、不正により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクは、過失により生じた重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも大きい。**
- **状況に応じた監査手続きを設計するため、監査に関連する内部統制の理解を得るが、これは公庫の内部統制の有効性に関し意見を表明する目的のためではない。**
- **使用されている会計方針の適切性ならびに公庫の理事長による会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性の評価。**
- **公庫の理事長による会計のゴーイングコンサーン基準の使用の適切性および、入手した監査証拠に基づき、ゴーイングコンサーンとして継続する公庫の能力に対して重大な疑念を投げかける可能性のある事象または状況に関連する重大な不確実性の存否について結論を示す。我々が重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は、監査報告書において年次財務書類上の関連する開示に着目しなければならず、またかかる開示が不適切な場合には、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、公庫がゴーイングコンサーンとして継続できなくなる可能性がある。**

・年次財務書類が公正な表示を実現する方法で基礎になる取引および事象を表示しているか否か、ならびに年次財務書類の全体的な表示、構造および内容（開示を含む。）を評価する。

我々は、とりわけ、監査の予定された範囲および時期ならびに重要な監査結果（我々が監査において特定した内部統制の重大な欠陥を含む。）に関して、公庫の理事長と連絡を行う。

公庫の理事長に連絡した重大なリスクから、我々は、当期の年次財務書類の監査において最も重大なリスクを決定し、その結果これが最も重大と評価されたリスクとなる。

我々は、法律または規制により当該事項に関する公の開示が不可能でない限り、我々の監査報告書に当該リスクを記載する。

2019年４月５日、マドリッド
カルロス・マーコス・コラル
ROAC番号　17577
マザーズ監査人S.L.P.
ROAC番号　S1189

次へ

2019年度連結財務書類

## 連結貸借対照表

## 2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 資産 | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **現金、中央銀行等への預金および要求払預金** | **6** | **784,604** | **1,669,486** |
| **売買目的保有の金融資産** | **7** | **69,407** | **109,154** |
| デリバティブ | | 69,407 | 109,154 |
| *(備忘事項)担保としての貸付または前払* | | | |
| **損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産** | **8** | — | **21,580** |
| **その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産** | **9** | **1,826,137** | **1,671,294** |
| 持分証券 | | 827,551 | 642,090 |
| 負債性証券 | | 998,586 | 1,029,204 |
| 貸付金 | | | |
| *(備忘事項)担保としての貸付または前払* | | | |
| **償却原価で評価した金融資産** | **10** | **28,469,446** | **32,001,853** |
| 負債性証券 | | 7,843,423 | 9,503,883 |
| 貸付金 | | 20,626,023 | 22,497,970 |
| 信用機関 | | 10,215,054 | 12,436,479 |
| 顧客 | | 10,410,969 | 10,061,491 |
| *(備忘事項)担保としての貸付または前払* | | | |

## 連結貸借対照表

## 2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 資産 | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **デリバティブヘッジ** | **11** | **393,353** | **485,855** |
| **合弁企業および関連企業への投資** | **12** | **65,059** | **60,858** |
| 合弁企業 | | — | — |
| 関連企業 | | 65,059 | 60,858 |
| **有形固定資産** | **13** | **86,973** | **88,109** |
| 有形固定資産 | | | |
| 自己使用目的 | | 86,973 | 88,109 |
| *(備忘事項)ファイナンスリースによる取得* | | — | — |
| **無形資産** | **14** | **6,922** | **7,005** |
| その他の無形資産 | | 6,922 | 7,005 |
| **税金資産** | **15** | **103,610** | **100,986** |
| 当期 | | 8,557 | 2,985 |
| 繰延 | | 95,053 | 98,001 |
| **その他の資産** | **16** | **36,143** | **34,865** |
| **売却目的保有の非流動資産および可処分要素グループ** | **17** | **—** | **—** |
| **資産合計** | | **31,841,654** | **36,251,045** |

## 連結貸借対照表

## 2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 負債 | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **売買目的保有の金融負債** | **7** | **69,313** | **104,885** |
| デリバティブ | | 69,313 | 104,885 |
| **損益を通じて公正価額で評価した金融負債** | | **－** | － |
| **償却原価で評価した金融負債** | **18** | **25,813,190** | **30,295,171** |
| 預金 | | 9,676,814 | 10,435,829 |
| 中央銀行 | | 499,902 | － |
| 信用機関 | | 8,477,599 | 9,447,789 |
| 顧客 | | 699,313 | 988,040 |
| 市場性を有する負債性証券 | | 15,734,424 | 19,147,495 |
| その他の金融負債 | | 401,952 | 711,847 |
| **デリバティブヘッジ** | **11** | **240,245** | **253,805** |
| **引当金** | **19** | **303,540** | **280,195** |
| 年金および年金類似債務 | | 579 | 919 |
| 税金およびその他の法的臨時費の引当金 | | － | － |
| 偶発債務および不確定約定額の引当金 | | 7,778 | 1,442 |
| その他の引当金 | | 295,183 | 277,834 |
| **税金負債** | **15** | **33,948** | **23,854** |
| 当期 | | 1,005 | 957 |
| 繰延 | | 32,943 | 22,897 |
| **その他の負債** | **16** | **7,837** | **6,371** |
| **負債合計** | | **26,468,073** | **30,964,281** |

# 連結貸借対照表

## 2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 資本 | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **資本** | **20** | **5,394,074** | **5,343,946** |
| 資本金または寄付金 | | 4,314,033 | 4,313,744 |
| 累積準備金 | | | |
| 再評価準備金 | | 20,858 | 23,591 |
| その他の準備金 | | 949,805 | 930,940 |
| 当期損益 | | 109,378 | 75,671 |
| 配当金および分配金控除 | | | |
| **その他の累積包括利益** | **21** | **(20,493)** | **(57,182)** |
| 損益として再分類不可能な要素 | | 36,916 | 6,369 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持分証券の変動 | | 36,916 | 6,369 |
| 損益として再分類可能な要素 | | (57,409) | (63,551) |
| キャッシュフロー・ヘッジ | | (60,186) | (73,435) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額負債性証券の変動 | | 2,777 | 9,884 |
| **資本合計** | | **5,373,581** | **5,286,764** |
| **資本および負債合計** | | **31,841,654** | **36,251,045** |

**備忘事項**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **付与された保証** | **22** | **449,279** | **475,124** |
| **付与された不確定約定額** | **22** | **3,531,853** | **3,212,563** |

# 連結損益計算書

## 2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **利息および類似収益** | **24** | **347,102** | **396,934** |
| **利息および類似費用** | **25** | **(375,158)** | **(493,452)** |
| **利息収益純額** | | **(28,056)** | **(96,518)** |
| **配当金収益** | **26** | **－** | **－** |
| **持分法適用会社の損益** | **27** | **2,266** | **1,915** |
| **受取手数料** | **28** | **55,507** | **57,323** |
| **支払手数料** | **28** | **(7,603)** | **(8,846)** |
| **金融業務による損益(純額)** | | **69,412** | **58,591** |
| 公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益(純額) | 29 | 10,365 | 754 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | | － | 1,695 |
| 償却原価で評価した金融資産 | | 10,365 | － |
| 償却原価で評価した金融負債 | | － | (941) |
| 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益(純額) | 30 | 591 | 1,023 |
| 損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産による損益(純額) | 31 | 1,984 | 710 |
| ヘッジ会計から生じる損益(純額) | 32 | 56,472 | 56,104 |
| **為替差損益(純額)** | **2.4** | **4,928** | **49,884** |
| **その他の営業収益および営業費用** | **33** | **1,820** | **1,137** |
| **売上総利益** | | **98,274** | **63,486** |
| **管理費** | | **(38,912)** | **(39,112)** |
| 人件費 | 34 | (21,546) | (21,040) |
| その他の管理費 | 35 | (17,366) | (18,072) |
| **減価償却費** | | **(3,916)** | **(5,113)** |
| 有形固定資産 | 13 | (2,014) | (2,091) |
| 無形資産 | 14 | (1,902) | (3,022) |
| **引当金経費または引当金の戻入** | **19** | **(5,904)** | **(1,655)** |

# 連結損益計算書

## 2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入** | | **102,077** | **99,872** |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | 9 | (5,700) | ― |
| 償却原価で評価した金融資産 | 10 | 107,777 | 99,872 |
| **非金融資産の減損または減損の戻入** | | **(316)** | **(148)** |
| 営業権およびその他の無形資産 | 14 | ― | ― |
| その他の資産 | 13、17 | (316) | (148) |
| **廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益** | **17** | **2,910** | **―** |
| **継続事業税引前損益** | | **154,213** | **117,330** |
| **継続事業法人税費用(収益)** | **23** | **(44,835)** | **(41,659)** |
| **継続事業税引後損益** | | **109,378** | **75,671** |
| **当期連結損益** | | **109,378** | **75,671** |
| 親会社による損益 | | 109,378 | 75,671 |

# 連結認識損益計算書

## 2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **当期損益** | | **109,378** | **75,671** |
| **その他の包括利益** | | **36,689** | **73,698** |
| 損益計算書に再分類されない要素 | | **30,547** | **12,654** |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持分証券の変動 | 21 | 43,638 | 18,077 |
| ヘッジ会計損益 | | — | — |
| 損益に再分類されない要素の法人税 | | (13,091) | (5,423) |
| 損益に再分類可能な要素 | | **6,142** | **61,044** |
| キャッシュフロー・ヘッジ、有効部分 | 21 | 18,927 | 77,331 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した負債性証券 | 21 | (10,153) | 9,874 |
| 損益に再分類可能な要素の法人税 | | (2,632) | (26,161) |
| **認識損益合計(包括損益)** | | **146,067** | **149,369** |

次へ

# 連結資本変動表

## 2019年および2018年12月31日に終了した年度

（単位：千ユーロ）

| 2019年12月31日現在 | 資本 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 準備金 | | | | | | | | | |
| | 資本金／寄付金 | 資本剰余金 | 累積準備金（損失） | 持分法適用会社における準備金（損失） | その他の資本性証券 | 自己株式控除 | 親会社による当期損益 | 配当金および分配金控除 | 資本合計 | その他の累積包括利益 | 少数株主持分 | 資本合計 |
| 2018年12月31日付期末残高 | 4,313,744 | ― | 940,176 | 14,355 | ― | ― | 75,671 | ― | 5,343,946 | (57,182) | ― | 5,286,764 |
| 認識損益合計 | | | | | | | 109,378 | | 109,378 | 36,689 | | 146,067 |
| その他の資本変動： | 289 | | 12,225 | 3,907 | | | (75,671) | ― | (59,250) | | | (59,250) |
| 資本金／寄付金の増加 | 289 | | | | | | | | 289 | | | 289 |
| 資本の減少 | | | | | | | | | | | | |
| 資本項目間移転 | | | 26,147 | | | | (75,671) | 47,063 | (2,461) | | | (2,461) |
| その他の資本増減 | | | (13,922) | 3,907 | | | | (47,063) | (57,078) | | | (57,078) |
| 2019年12月31日付期末残高 | 4,314,033 | | 952,401 | 18,262 | | | 109,378 | ― | 5,395,074 | (20,493) | | 5,373,581 |

| 2018年12月31日現在 | 資本 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 準備金 | | | | | | | | | |
| | 資本金／寄付金 | 資本剰余金 | 累積準備金（損失） | 持分法適用会社における準備金（損失） | その他の資本性証券 | 自己株式控除 | 親会社による当期損益 | 配当金および分配金控除 | 資本合計 | その他の累積包括利益 | 少数株主持分 | 資本合計 |
| 2017年12月31日付期末残高 | 4,313,067 | ― | 1,004,594 | 15,112 | ― | | 103,100 | ― | 5,435,873 | (130,880) | ― | 5,304,993 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 会計方針変更による影響額 | － | － | (105,118) | － | － | | － | － | (105,118) | － | － | (105,118) |
| **調整期首残高** | **4,313,067** | **－** | **899,476** | **15,112** | **－** | **－** | **103,100** | **－** | **5,330,755** | **(130,880)** | **－** | **5,199,875** |
| **認識損益合計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **75,671** | **－** | **75,671** | **73,698** | **－** | **149,369** |
| **その他の資本変動：** | **677** | **－** | **40,700** | **(757)** | **－** | **－** | **(103,100)** | **－** | **(167,598)** | | **－** | **(62,480)** |
| 資本金／寄付金の増加 | 677 | | | | | | | | 677 | | | 677 |
| 資本の減少 | | | | | | | | | | | | |
| 資本項目間移転 | | | 40,700 | | | | (103,100) | 61,154 | (1,246) | | | (1,246) |
| その他の資本増減 | | | | (757) | | | | (61,154) | (61,911) | | － | (61,911) |
| **2018年12月31日付期末残高** | **4,313,744** | **－** | **940,176** | **14,355** | **－** | **－** | **75,671** | **－** | **5,343,946** | **(57,182)** | **－** | **5,286,764** |

次へ

# 連結キャッシュフロー計算書

## 2019年および2018年12月31日に終了した年度

（単位：千ユーロ）

| | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **A．営業活動からのキャッシュフロー** | | **(835,413)** | **(1,175,163)** |
| | | | |
| **1．当期連結損益** | | **109,378** | **75,671** |
| **2．営業上のキャッシュフローを得るための調整額** | | **(72,474)** | **(124,376)** |
| 減価償却費 | | 3,916 | 5,113 |
| その他の調整額 | | (76,390) | (129,489) |
| **3．営業資産純増減額** | | **3,629,795** | **4,827,231** |
| 取引ポートフォリオ | | 39,747 | 55,617 |
| 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産 | | 21,580 | (21,580) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | | (154,843) | (294,902) |
| 償却原価で評価した金融資産（2019） | | 3,634,484 | 4,870,954 |
| その他の営業資産 | | 88,827 | 217,142 |
| **4．営業負債純増減額** | | **(4,509,581)** | **(5,933,118)** |
| 取引ポートフォリオ | | (35,572) | (56,112) |
| 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融負債 | | — | — |
| 償却原価で評価した金融負債 | | (4,481,981) | (5,751,853) |
| その他の営業負債 | | 7,972 | (125,153) |
| **5．法人税の回収および支払** | | **7,469** | **(20,571)** |
| | | | |
| **B．投資活動からのキャッシュフロー** | | **(2,695)** | **598,715** |
| | | | |
| **6．支払** | | **(2,697)** | **(6,480,679)** |
| 有形固定資産 | 13 | (879) | (223) |
| 無形資産 | 14 | (1,818) | (2,084) |
| 株式 | 12 | — | (2,424) |
| 売却目的保有の非流動資産および負債 | 17 | — | — |
| 償却原価で評価した負債性証券 | 10.1 | — | (6,475,948) |
| 投資活動に関連するその他の支払 | | — | — |

# 連結キャッシュフロー計算書

## 2019年および2018年12月31日に終了した年度

（単位：千ユーロ）

| | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **7．回収** | | **2** | **7,079,394** |
| 有形固定資産 | 13 | ― | ― |
| 無形資産 | 14 | ― | ― |
| 株式 | 12 | 2 | ― |
| 売却目的保有の非流動資産および負債 | 17 | ― | 22 |
| 償却原価で評価した負債性証券 | 10.1 | ― | 7,079,372 |
| 投資活動に関連するその他の回収 | | ― | ― |
| **C．金融活動からのキャッシュフロー** | | **(46,774)** | **(60,477)** |
| **8．支払** | | **(47,063)** | **(61,154)** |
| 配当金 | | (47,063) | (61,154) |
| 劣後債務 | | ― | ― |
| 自己持分証券の償還 | | ― | ― |
| 自己持分証券の取得 | | ― | ― |
| 金融活動に関連するその他の支払 | | ― | ― |
| **9．回収** | | **289** | **677** |
| 劣後債務 | | ― | ― |
| 自己持分証券の発行 | | ― | ― |
| 自己持分証券の処分 | | ― | ― |
| 金融活動に関連するその他の回収 | 20 | 289 | 677 |
| **D．為替レート変動影響額** | | **―** | **―** |
| **E．現金および現金同等物の純増減額** | | **(884,882)** | **(636,925)** |
| **F．現金および現金同等物の期首残高** | | **1,669,486** | **2,306,411** |
| **G．現金および現金同等物の期末残高** | | **784,604** | **1,669,486** |
| **備忘事項** | | **―** | **―** |
| **当期末における現金および同等物部分** | | **―** | **―** |
| 現金 | 6 | **13** | **13** |
| 現金同等物の中央銀行等への残高 | 6 | **709,633** | **1,408,355** |
| その他の金融残高 | 6 | **74,958** | **261,118** |
| 払戻し可能な当座借越し控除 | | **―** | **―** |

## 2019年12月31日に終了した年度の連結財務書類の注記

## 注記１　概要、財務書類の作成方針およびその他の情報

### 1.1　当公庫の概要

当グループの親会社であるスペイン開発金融公庫(「親会社」または「ICO」）は政府金融機関の組織および管理に関する1971年６月19日法律第13号により設立され、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号が公表されるまで、1988年一般国家予算に関する1987年12月30日法律第33号第127条および1971年法律第13号の廃止されなかった特定の条項により規制された。

当公庫の登録上の住所は、マドリッドのパセオ・デル・プラド４に所在し、すべての活動を同地で行い、スペイン国内にその他の支店網を有していない。

当公庫は公共部門法体制に関する2015年10月１日法律第40号第103条に定める形態の公共事業体であり、経済・企業支援担当大臣を通じて経済・デジタル変革省に属する。当公庫は法に基づく金融機関であり、国家の財務代理人と考えられており、目的達成のための経営の独立性に加えて、法人格、資産および財源を有している。

経済・企業支援担当大臣は当公庫の戦略的経営、ならびに当公庫の事業活動による業績の評価および管理について責任を負う。

当公庫は、公共部門法体制に関する2015年10月１日法律第40号の条項、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号追加条項第６条、1998年９月23日勅令第1091号により承認された一般予算法の適用条項、1997年４月14日法律第６号へのICOの適合に関して1999年４月30日勅令第706号により承認されたICOの定款およびかかる定款の承認（1999年５月13日政府官報第114号）、また上記の法規によって規定されていないその他の事項については、金融機関に適用される特別の法規ならびに民法、商法および労働法に服している。

企業統治業務の改善策を導入するため、スペイン開発金融公庫（ICO）の定款に係るいくつかの条文を修正する2015年12月18日勅令第1149号が2015年末に、内閣によって承認された。同年10月に公共部門法体制に関する法律が、これに基づき成立し、かかる法律により初めて政府金融機関に４人の社外取締役が選出された。また、評判、経歴および不適合性等の対象の選出基準が設定され、任期は３年間有効で、１回のみ追加で３年間更新することができることとされた。当公庫において財政問題が生じた場合、社外取締役はそれぞれ２票投票することができ、よって理事会（理事会は、理事長と10名の理事（以前は９名）で構成される。）においては社外取締役が多数派となる。さらに、すべての理事の任命および解任は経済・デジタル変革大臣の提案の下、内閣に委ねられることが決定された。

内閣によって承認された勅令は、これらの調整を発展させる。社外取締役として選任されるための要件には、商業的かつ専門的な高い社会的評価、適切な知識および経験を有すこと、潜在的、永続的な利益相反がないこと、また、自営または雇用された立場において、ICOと競合になりうる活動を展開しないことが含まれる。さらに、信用機関、金融信用機関、投資機関、集団投資スキームおよびベンチャー・キャピタル企業またはこれらの子会社ならびにこれらが所属するグループに関連のない者であることが要件となっている。

理事会の理事は、常にICOの利益のために行動しなくてはならず、またその業務を行う上で得た情報、データ、レポートおよび機密のバックグラウンドを、かかる業務が終了した後も外部に漏らしてはならない。経済・デジタル変革大臣により辞職が承認された場合、社外役員の任期が終了した場合、また、公共部門からの理事に関しては解約された場合は、解任されることがある。守秘義務の重大な違反または利益相反等の場合と同様に、社外取締役の適性が予期せず欠如している場合には、解任されることがある。

当公庫の目的は国富の増大および分配の増進に寄与する経済活動、とりわけ社会、文化、技術革新および環境の面から奨励に値する活動を支援、促進することである。

かかる目的を達成するために、当公庫は財政の均衡原則および手段と目的の一致を厳格に遵守する。

また当公庫の職務は以下の通り定められている。

a) 内閣または政府経済問題委員会の指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように貢献すること。

b) 当公庫の理事会により採択された規則および決定に従い、内閣、政府経済問題委員会または経済・デジタル変革省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策の諸措置を実施する主たる機関として行為すること。

かかる目的および職務の中に含まれる業務の種類は、以下の通りである。

1. 中小企業、住宅建設、通信、スペイン事業の国際化等の一定の部門および戦略的活動に対して金融支援を行う直接的な貸付業務および仲介業務、ならびに1993年１月15日閣議決定（「RCM」）に従い、現在のバンコ・デ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー（「BBVA」）に統合されている国立銀行から移譲された業務。

2. 相互金利調整契約（スペイン語表記の頭文字をとって「CARI」）。かかる輸出援助システムは、当該システムを利用するスペインまたは外国の金融機関のために良好な財務実績を保証する。当公庫は仲介機関としてのみ行為し、各年度の一般国家予算法で許容されている通り管理費用は国家が負担する。

関与した各銀行との金利調整純額は、各調整額が、受取残または支払残のいずれであるかにより、国家が支払うか、または当公庫を通じて支払われるかで、通常は相殺される。

3. 開発プロモーション基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FONPRODE」）。かかる基金は2010年に2010年法律第36号の下で設立された。その目的は国家から国家への補助金という形で発展途上国の開発プロジェクトおよび開発計画に資金供給することである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。2010年12月現在、この特定の基金は、1998年以降FONPRODEに統合されるまで、同じく当公庫によって管理されている小口融資を供与するための基金を取得した。

4. 法人国際化基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FIEM」）。かかる基金は2010年に2010年法律第11号の下で設立された。その活動は、利権または市場条件の下、スペインの財貨およびサービスの取得ならびにスペインの投資プロジェクトの遂行または国益の取得および遂行に結びつくプロジェクトに対して、返済可能な資金供給を行うことである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。

5. 水道および公衆衛生協力基金。当該基金は、2008年度一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号追加条項第61条に基づき設立された。その目的は、中南米諸国の国家機関との金融取り決めの下、とりわけスペインとの協力を重視し、水道および公衆衛生プロジェクトに対して資金を提供することである。

6. 2014年12月26日勅令法第17号により、地方団体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は供給者支払のための融資基金（2012年勅

令第４号および2012年勅令第７号により成立）の清算（2015年１月１日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。）により供給されたものである。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には関連する取引手数料が生じている。

7． 2014年12月26日勅令法第17号により、自治体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を確保するものである。当ファンドの自己資本は2012年勅令第21号により設立された自治区流動性基金の清算（2015年１月１日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。）により供給されたものである。さらに、自治体に関しては、供給者への支払に関する融資メカニズムの自己資本部分に含まれている。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には取引手数料が生じている。

2.から7.の業務は、それぞれに適用される法律に従って、当グループの勘定には含まれない。

### 1.2 連結年次財務書類の作成方針

当グループは、財務書類の公開および機密の報告基準およびモデルに関する、2017年11月27日スペイン中央銀行通達第４号（「2017年通達第４号」）により設定された会計原則および基準に従い、欧州連合に採用された国際財務報告基準（「IFRS-EU」）に基づいて連結年次財務書類を作成している。当該2017年通達第４号は、スペイン金融機関の単体年次財務書類への適用が義務付けられている。

よって、本連結年次財務書類は、2019年12月31日現在の当グループの連結資本および連結財務状態、ならびに当該年度に係る業績、連結資本変動および連結キャッシュフローに係る真実かつ公正な見解を示すため、当グループ企業の会計記録に基づき、欧州連合が採用する国際財務報告基準（IFRS）（IFRS-EU）およびスペイン中央銀行の2017年通達第４号（その後の改正を含む。）、ならびに商法、資本企業法またはその他に適用されるスペインの規制に従って作成された。

これらの連結年次財務書類に記載される2018年に対応する情報は、2019年に関連する情報との比較のみを目的として唯一かつ排他的に表示されており、したがって、当グループの2018年年次財務書類を構成するものではない。

2018年12月、財務情報の公開および保留に関する2017年通達第４号を修正する2018年12月21日スペイン中央銀行通達第２号が公布された。この基準は、2019年１月１日付で効力が発生し（当グループの2018年の年次財務書類には影響しない）、これをリースに関するIFRS第16号に適用させるため、2017年通達第４号を修正する。当グループの場合、そのリース契約はこの基準の客観的範囲に該当しないため、その施行がこれらの事業の計上に影響を及ぼすことはない。

***2019年１月１日から12月31日の間の期間に発生した主な規制変更***

***期限の過ぎた債務の重要な閾値を（支払能力を目的として）定義するための2013年EU規則第575号により付与された権限の行使に関する2019年10月22日通達第３号***

当該基準は、2020年12月１日より強制適用される予定である。しかしながら、ICOは、当該決定について適切な時期および適切な形で規制当局との連絡を行っていたことから、当該規定を2020年１月１日から適用する。設定される閾値は（絶対的および相対的な観点で）非常に規模の小さいデフォルトを伴う事業にのみに影響し、このような事業は依然としてICOの現在の事業の範囲外であるため、一般的に、当公庫が受ける基準の影響は最小限である。

***信用機関の支払能力に関する2013年EU規則第575号（CRRⅡ）を修正する、2019年５月20日EU規則第876号***

一般的に、当該規則は2021年６月28日から効力が発生するが、一定の規定（適用範囲、監督権限、定義、許容資本および負債ならびにレバレッジ比率の定義）については、2019年６月27日付で効力が発生した。当該規定がICOにもたらす影響はない。

当グループの財務書類の作成日現在、公表されているが未施行の基準および解釈指針は下記に開示されている。当グループは、該当する場合、これらの基準が施行され次第速やかに導入する予定である。

－IFRIC第23号-税務処理に関する不確実性（2017年６月に公表）。かかる解釈指針は、事業体が行う特定の税務処理に対して、税務当局がそれを受容するか不確実である場合に、IAS第12号の登録および測定規定の適用方法を明確化する。

－修正IAS第28号-関連企業および合併企業に対する投資（2017年11月に公表）。持分法を用いて登録されていない関連企業および合併企業に対する投資の取扱いを明確化する。

－IFRSサイクル2015-2017の改善（2017年12月に公表）。一連の基準をわずかに修正する。

－IFRS第17号-保険契約（2017年５月に公表）。これはIFRS第４号に代替する。これには使用者が財務書類に対する契約の影響を判断するために、事業体が関連する信頼できる情報を提供できるよう、保険契約の登録、測定、表示および開示の原則が含まれている（2021年１月１日以後に強制適用される。）。

－IFRS「サイクル2015-2017」の年次改善。これらの改善にはIAS第12号-「法人税」、IAS第23号-「借入費用」およびIAS第28号-「関連企業および合併企業に対する投資」に係るわずかな修正が包含されている。

－修正IAS第19号「制度改訂、縮小または清算」。かかる修正は、事業体が最新の保険数理上の仮定を用いて、制度改訂、縮小または清算後の残存期間における当期サービス費用および利息純額を測定し、これを過去サービス費用の一部として損益に計上するか、清算時に損益に計上するか、または剰余金から差し引いて計上すること（資産の限度の影響により、かかる剰余金が以前計上されていない場合を含む。）を義務付ける。

－修正IFRS第３号「企業結合」。これは事業の定義を改訂し、事業体が資産の取得と企業買収とを区別するのを支援する。のれんは企業買収でのみ発生するため、かかる区別は重要となる（2020年１月１日以後に強制適用される。）。

－修正IAS第１号およびIAS第８号「重要性の定義」。企業が財務諸表に組み込む情報を決定するのに伴う判断を支援するために「重要性」の新たな定義が確立された（2020年１月１日以後に強制適用される。）。

注記２に記載している、本連結年次財務書類に適用される会計原則および基準の概要ならびに最も重要な評価基準を含め、本財務書類の作成において、重大な影響を及ぼすすべての必須の会計原則および基準が適用されている。本連結年次財務書類に含まれる情報については、当グループの親会社の理事長が責任を負う。

当グループの2019年の連結年次財務書類は、2020年３月30日付で親会社の理事長により作成され、当公庫の理事会および当グループの親会社による承認を待っている状態ではあるが、重大な変更なく承認される見込みである。本連結年次財務書類の単位は、別段の記載のない限り、千ユーロである。

### 1.3　情報および見積りに対する責任

2019年12月31日に終了した年度の当グループの連結年次財務書類およびその連結注記に記載される情報の作成責任は当公庫の理事長にある。これらの年次財務書類の作成にあたり、かかる財務書類に

含まれる特定の資産、負債、収益、支出および約定額の数値化に当グループによる見積りが使われている。これらの見積りは概ね以下の通りである。

－金融資産の減損（注記2.7）

－退職給付金に関する負債および約定額ならびにその他の従業員に対する長期約定額の保険数理上の計算基礎（注記2.10.2）

－固定資産および無形資産の耐用年数（注記2.12および2.13）

－付与された不確定約定額から生じる将来の債務に関する損失（注記2.14）

－一部の簿外資産の公正価額（注記2.2.3）

－税金資産の回収（注記2.11）

これらの見積りは、分析された事実に関連して、2019年12月31日現在で入手可能な最良の情報に基づいているが、当該年度の連結損益計算書における見積りの変動の影響を認識するために、今後数年のうちに、将来の何らかの出来事により、予め見積りの（上方または下方の）大幅な修正がなされる可能性がある。

### 1.4　旧アルヘンタリアからの資産および負債の譲受

今は存在しない会社であるが、アルヘンタリア、カハ・ポスタルおよびバンコ・イポテカリオ・エセ・アーは、コルポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・エクステルノ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BEX）、カハ・ポスタル・エセ・アーおよびバンコ・イポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BHE）の合併の結果、1998年９月30日付の合併証書で正式に設立された。バンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー（BCA）はカハ・ポスタル・エセ・アーにより吸収されており、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BCL）もまた前記の法人（アルヘンタリア）に所属し法人格を維持している。

1993年２月15日のACMの規定に従い、当公庫は、1992年12月31日、スペイン政府または当公庫が保証している経済政策業務から生じるBCL、BHE、BCAおよびBEXの資産および負債を取得し、とりわけ転換期にある企業（転換および産業再編改革法の適用を受けている）に対する信用供与および保証を取得した。また、洪水の犠牲者に対する特別融資に加え、かかる事業体が上場株式会社になる前に供与した貸付、ならびにその他の資産、権利および企業持分も取得した。

また、1993年３月25日に、譲渡された資産および負債に関する管理契約が関係銀行との間で調印された。同契約は、現行の銀行法に従う管理および正確な会計について定める。

2019年１月、譲渡された資産および負債のマネジメントならびに管理および簿記を当公庫は引き受けた。2019年12月31日現在、純資産の残高は57千ユーロであり、また創出された利益は、154千ユーロ（2018年12月31日現在、純資産は487千ユーロであり利益は262千ユーロであった。）であった。

## 1.5 単体年次財務書類の表示

スペイン商法第42条に従い、当公庫は本連結年次財務書類と同日付で単体年次財務書類を作成した。

以下に、当グループの本連結年次財務書類に適用したものと同一の会計原則および基準ならびに評価基準に従い作成された、2019年および2018年12月31日に終了した年度のICOの単体貸借対照表、単体損益計算書、単体認識損益計算書、単体資本変動総額表および単体キャッシュフロー計算書の概要を示す。

a) 2019年および2018年12月31日現在の単体貸借対照表

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 現金、中央銀行等への預金および要求払預金 | 784,455 | 1,669,485 |
| 売買目的保有の金融資産 | 69,407 | 109,154 |
| 損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産 | — | 21,580 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | 1,826,137 | 1,671,294 |
| 償却原価で評価した金融資産 | 28,469,446 | 32,001,770 |
| デリバティブヘッジ | 393,353 | 485,855 |
| 子会社、合併企業および関連企業への投資 | 46,866 | 46,868 |
| 有形固定資産 | 86,966 | 88,099 |
| 無形資産 | 6,873 | 6,949 |
| 税金資産 | 103,608 | 100,984 |
| その他の資産 | 35,714 | 34,543 |
| 売却目的保有の非流動資産 | — | — |
| **資産合計** | **31,822,825** | **36,236,581** |
| 売買目的保有の金融負債 | 69,313 | 104,885 |
| 償却原価で評価した金融負債 | 25,824,723 | 30,307,204 |
| デリバティブヘッジ | 240,245 | 253,805 |
| 引当金 | 303,540 | 280,195 |
| 税金負債 | 33,948 | 23,854 |
| その他の負債 | 7,277 | 4,926 |
| **負債合計** | **26,479,046** | **30,974,869** |
| その他の累積包括利益 | (20,493) | (57,182) |
| 資本: | 5,364,272 | 5,318,894 |
| 資本金または寄付金 | 4,314,033 | 4,313,744 |
| 準備金 | 943,298 | 931,940 |
| 当期損益 | 106,941 | 73,210 |
| **資本合計** | **5,343,779** | **5,261,712** |
| **負債および資本合計** | **31,822,825** | **36,236,581** |
| 付与された保証 | 449,279 | 475,124 |
| 付与された不確定約定額 | 3,531,853 | 3,212,563 |
| **備忘勘定合計** | **3,981,132** | **3,687,687** |

### b）2019年および2018年12月31日に終了した年度の単体損益計算書

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 利息および類似収益 | 347,095 | 396,926 |
| 利息および類似費用 | (375,158) | (493,452) |
| **利息収益純額** | **(28,063)** | **(96,526)** |
| 配当金収益 | 7,394 | 5,339 |
| 受取手数料 | 42,654 | 45,722 |
| 支払手数料 | (7,603) | (8,846) |
| 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債の償却による損益（純額） | 10,365 | 754 |
| 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益（純額） | 591 | 1,023 |
| 損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産による損益（純額） | 1,984 | 710 |
| ヘッジ会計から生じる損益（純額） | 56,472 | 56,104 |
| 為替差損益（純額） | 4,928 | 49,884 |
| その他の営業収益 | 2,020 | 1,064 |
| その他の営業費用 | (211) | ― |
| **売上総利益** | **90,531** | **55,228** |
| 管理費 | (36,139) | (35,288) |
| 減価償却費 | (3,906) | (5,102) |
| 引当金または引当金の戻入 | (5,904) | (1,655) |
| 損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損 | 102,077 | 99,872 |
| 非金融資産の減損 | (316) | (148) |
| 売却目的保有として分類された要素の非流動資産による損益 | 2,910 | ― |
| **当期継続事業税引前損益** | **149,253** | **112,907** |
| 当期継続事業法人税 | (42,312) | (39,697) |
| **当期継続事業損益** | **106,941** | **73,210** |
| 廃止事業による損益（純額） | ― | ― |
| **当期損益** | **106,941** | **73,210** |

c）資本変動表　2019年および2018年12月31日に終了した年度の資本に係る単体認識損益計算書

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **当期損益:** | **106,941** | **73,210** |
| **その他の包括利益:** | **36,689** | **73,698** |
| 損益計算書に再分類されない要素 | 30,547 | 12,654 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した資本要素の公正価額の変動 | 43,638 | 18,077 |
| 損益に再分類されない要素の法人税 | (13,091) | (5,423) |
| 損益に再分類可能な要素 | **6,142** | **61,044** |
| キャッシュフロー・ヘッジ、有効部分 | 18,927 | 77,331 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した債券 | (10,153) | 9,874 |
| 損益に再分類可能な要素の法人税 | (2,632) | (26,161) |
| **当期認識損益合計（包括損益）** | **143,630** | **146,908** |

次へ

d）2019年および2018年12月31日に終了した年度の単体資本総変動表

（単位：千ユーロ）

| 2019年12月31日現在 | 資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金／寄付金 | 資本剰余金 | 準備金 | その他の持分証券 | 自己株式控除 | 当期損益 | 配当金および分配金控除 | 資本合計 | その他の累積包括利益 | 資本合計 |
| **2018年12月31日付期末残高** | **4,313,744** | **—** | **931,940** | **—** | **—** | **73,210** | **—** | **5,318,894** | **(57,182)** | **5,261,712** |
| **認識損益合計** | | | | | | **106,941** | | **106,941** | **36,689** | **143,630** |
| **その他の資本変動：** | | | | | | | | | | |
| 資本金／寄付金の増加 | 289 | | | | | | | 289 | | 289 |
| 資本項目間移転 | | | 26,147 | | | (73,210) | 47,063 | — | | — |
| その他の資本増減 | | | (14,789) | | | | (47,063) | (61,852) | | (61,852) |
| **その他の資本総変動合計** | **289** | **—** | **11,358** | **—** | **—** | **(73,210)** | **—** | **(61,563)** | **—** | **(61,563)** |
| **2019年12月31日付期末残高** | **4,314,033** | **—** | **943,298** | **—** | **—** | **106,941** | **—** | **5,364,272** | **(20,493)** | **5,343,779** |

（単位：千ユーロ）

| 2018年12月31日現在 | 資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金／寄付金 | 資本剰余金 | 準備金 | その他の持分証券 | 自己株式控除 | 当期損益 | 配当金および分配金控除 | 資本合計 | その他の累積包括利益 | 資本合計 |
| **2017年12月31日付期末残高** | **4,313,067** | **—** | **996,289** | **—** | **—** | **101,923** | **—** | **5,411,279** | **(130,880)** | **5,280,399** |
| 会計方針変更による影響額 | — | — | (105,118) | — | — | — | — | (105,118) | — | (105,118) |
| **調整後期首残高** | **4,313,067** | **—** | **891,171** | **—** | **—** | **101,923** | **—** | **5,306,161** | **(130,880)** | **5,175,281** |
| **認識損益合計** | **—** | **—** | **—** | **—** | **—** | **73,210** | **—** | **73,210** | **73,698** | **146,908** |
| **その他の資本変動：** | | | | | | | | | | |
| 資本金／寄付金の増加 | 677 | — | — | — | — | — | — | 677 | — | 677 |
| 資本項目間移転 | — | — | 40,769 | — | — | (101,923) | 61,154 | | — | — |
| その他の資本増減 | — | — | — | — | — | — | (61,154) | (61,154) | — | (61,154) |
| **その他の資本総変動合計** | **677** | **—** | **40,769** | **—** | **—** | **(101,923)** | **—** | **(165,595)** | | **(60,477)** |
| **2018年12月31日付期末残高** | **4,313,744** | **—** | **931,940** | **—** | **—** | **73,210** | **—** | **5,318,894** | **(57,182)** | **5,261,712** |

次へ

e）2019年および2018年12月31日に終了した年度の単体キャッシュフロー計算書

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **営業活動からのキャッシュフロー** | **(835,561)** | **(1,175,169)** |
| 当期損益 | 106,941 | 73,210 |
| 営業活動からのキャッシュフローの調整額 | (70,367) | (124,387) |
| 営業資産純増減額 | 3,629,590 | 4,828,848 |
| 営業負債純増減額 | (4,509,194) | (5,932,269) |
| 法人税の回収および支払 | 7,469 | (20,571) |
| **投資活動からのキャッシュフロー純額** | **(2,695)** | **598,721** |
| 支払 | (2,697) | (6,480,678) |
| 回収 | 2 | 7,079,399 |
| **金融活動からのキャッシュフロー** | **(46,774)** | **(60,477)** |
| **現金および現金同等物の為替レート変動影響額** | **－** | **－** |
| **現金および現金同等物の純増減額** | **(885,030)** | **(636,925)** |
| 現金および現金同等物の期首残高 | 1,669,485 | 2,306,410 |
| 現金および現金同等物の期末残高 | 784,455 | 1,669,485 |

次へ

### 1.6　環境影響および温室効果ガス排出権

**当グループの国際取引は、環境保護に関する法律に従っている。当公庫は、当公庫がこれらの法律に実質的に準拠しており、その準拠を確保および奨励するよう設計された手続きを維持していると考えている。**

**また、当グループは、適切な環境保護・改善措置が実施されており、環境影響が可能な限り最小化され、これについての規則を遵守していると考えている。2019年および2018年、当グループは重大な環境投資を実施しておらず、環境リスクおよび費用のための引当金を計上する必要はないと考えている。また、当公庫は、環境保護・改善に関連する重大な偶発事象が存在するとは考えておらず、温室効果ガス排出権を有していない。**

### 1.7　最低資本

#### 1.7.1　最低自己資本比率

スペイン中央銀行は2008年５月22日に、最低自己資本の識別および管理に関して、2008年通達第３号を発布した。前記通達は、投資比率、自己資本および情報についての金融仲介機関の義務、ならびに他の金融システムに関する2007年11月16日法律第36号（1985年５月25日法律第13号を改正）により発布された自己資本および連結ベースでの信用機関の監督に関する法制度等（信用機関自己資本に関する2008年２月15日勅令第216号を含む。）について、金融機関業界における最終的な展開を示している。前記通達はまた、スペインの金融機関の法制度に、金融機関の事業に関する欧州議会および理事会による2006年６月14日の2006年EC指令第48号（改正後）、ならびに投資サービス会社および金融機関の自己資本比率に関する欧州議会および理事会による2006年６月14日の2006年EC指令第49号（改正後）を適合させる過程を完了させるものでもあった。かかる二つの指令は、バーゼル銀行監督委員会により採択された同様の規制（バーゼルⅡとして知られている。）を受けて、金融機関および金融機関の連結グループが満たすべき最低資本要件について大幅に改正された。

従前の銀行業の健全性規制に関する法令（1985年５月25日法律第13号および2008年スペイン中央銀行通達第３号）に替わり、2014年１月１日より、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月26日法律第10号が施行された。これまで欧州連合は、その法制度として2010年12月よりバーゼルⅢに移行しており、2012年EU規則第648号を修正する金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する欧州議会および理事会による2013年６月26日EU規則第575号、ならびに2002年EC指令第87号を修正する金融機関の活動ならびに金融機関および投資サービス会社の健全性監督に関する欧州議会および理事会による2013年６月26日EU指令第36号を採用し、また欧州連合の監督および信用機関の支払能力の基準にスペインの法律を適合させるための緊急措置として、2013年11月29日勅令法第14号に当公庫のシステムを置き換えることで、2006年EC指令第48号および2006年EC指令第49号を廃止した。

2014年６月26日法律第10号の主な目的は、2013年６月26日EU規則第575号（CRR）の規定を直接的に組み込み、正式に2013年６月26日EU指令第36号（CRD）に移行することで、国際舞台および欧州連合に課せられている規制変更にスペインの法律を適合させることであった。当該コミュニティ規制は、監督体制、資本要件および罰則等の側面が大々的に修正されてきたことにより、金融機関に適用される規則の実質的な変更をもたらした。

CRRおよびCRDは、欧州連合における資本要件を規制し、以下に記載するバーゼルⅢの資本規制の枠組みまたは協定に定められた提案を含む。

－加盟国に直接適用されるCRRは、金融機関の健全性要件を含み、とりわけ以下の事項を扱っている。

－ハイブリッド商品が満たさなければならない要件を設定し、少数株主持分の適格性を制限する、適格自己資本の要素の定義。

－各資本区分における調整項目および控除項目の定義。この点において、規則はバーゼルⅡに新たな控除項目（繰延税金資産、年金基金）を組み入れ、既存の控除項目の変更を導入する。一方で、規則はその完全な実施までに、５年から10年の段階的な予定を設定している。

－自己資本の三つの水準（普通株式等Tier１比率4.5%、Tier１比率６%および最低資本合計比率８%）を定める最低要件の設定（第一の柱）。

－信用機関がレバレッジ比率（Tier１をリスクに対して未調整の総エクスポージャーで除した値として定義される。）を算定するための要件。開示要件は、2016年以降に適用され、最終的な定義は監督者により2017年に設定された。

－加盟国が、それぞれの基準に従って、国内法令に組み込まなければならないCRDの意図および主たる目的は、金融機関および投資会社の活動の透明性ならびにその統治および監督の枠組みについ

て国内法令を調整することである。CRDは、とりわけ、CRRで設定された資本要件に加えて、2019年までに段階的に導入される資本要件を含んでいる。以下に従わないことは、利益の任意分配に対する制限を伴う。

－バーゼルIIIの規制の枠組みを拡大する、金融規則の景気循環増幅効果を軽減するための資本保全バッファーおよび反循環的な資本バッファー。すべての信用機関は、普通株式等Tier１に上乗せする2.5%の資本保全バッファーおよび普通株式等Tier１に上乗せする、機関特有の反循環的な資本バッファーを維持しなければならない。

－グローバルなシステム上重要な機関およびその他のシステム上重要な機関が、システミックリスクまたはマクロ健全性リスク（すなわち、特定の加盟国における金融システムおよび実体経済に深刻な悪影響を与えうる、金融システムの混乱リスク）を軽減するためのシステミックリスクバッファー。

－さらに、CRDは、監督責任の範囲内で、所轄官庁が、CRRに記載の最低要件（第二の柱）を上回る自己資本額の維持を金融機関に要求することが可能であると規定している。

金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月26日法律第10号の追加条項第８条によると、規則により規定されていない限り、スペイン開発金融公庫は、当該法律の第Ⅱ編（金融機関の支払能力）、第Ⅲ編（監督）および第Ⅳ編（法的罰則）ならびに情報の守秘義務に関する規定を適用する。

2015年から、スペイン中央銀行の2014年通達第２号に従い、この基準において設定された資本バッファーが適用される。今日まで、今年度の銀行監督者によって特定の反循環的な資本バッファーの金額は設定されていない。ICOは、グローバルなシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EISM」）ではなく、またシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EIS」）としてみなされることもない。

2019年および2018年12月31日現在の当グループの算出可能な資本は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 普通株式等Tier１(*) | 5,067,939 | 5,179,437 |
| －資本金 | 4,314,033 | 4,313,744 |
| －準備金および調整項目(**) | 753,906 | 865,693 |
| Tier２ | － | － |
| －その他の準備金(**) | － | － |
| －一般支払不能リスクヘッジ | － | － |
| **算出可能資本合計** | **5,067,939** | **5,179,437** |
| **最低資本合計(***)** | **2,139,560** | **2,243,085** |

(*)　当グループは追加のTier１を有していない。

(**)　当グループの算出可能資本の計算に用いる合計準備金は、資本の計算において、無形資産の修正および準備金の修正が行われているため、連結貸借対照表の額とは異なる。

(***)　2019年に当グループについてスペイン銀行により設定された、リスク加重資産（RWA）の17.34%（2018年は17.625%）として計算している。

2019年および2018年12月31日現在の当グループの最低資本の最重要データは、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| Tier１ | 5,067,939 | 5,179,437 |
| リスク加重資産 | 12,338,868 | 12,726,723 |
| Tier１比率(%) | 41.07% | 40.70% |
| **算出可能資本合計** | **5,067,939** | **5,179,437** |
| 算出可能資本合計比率(%) | 41.07% | 40.70% |
| 最低算出可能資本比率(%)(*) | 17.34% | 17.625% |

*(*)　ICOグループの自己資本についてスペイン銀行により設定された2019年３月16日以降の最低資本比率の合計は、2013年EU規則第575号により設定された要件（８%）、ならびに集中リスクおよび事業リスクならびに資本に関する自己評価報告書に記載されるその他のリスクをカバーするための追加の必要資本（6.84%）ならびに資本バッファー（2019年１月１日以降2.5%）を考慮すると、17.34%である。*

2019年および2018年12月31日現在、当グループの算出可能資本は、連結ベースでは、適用ある規則により規定されている最低要件をそれぞれ2,928,379千ユーロおよび2,936,352千ユーロ上回っている。

### 1.7.2 最低支払準備率

当グループは最低支払準備率を満たすために、ユーロ圏の国の中央銀行に預けられている資金の最低レベルを維持しなくてはならない。2019年12月31日現在、このレベルは算出可能な負債の２％であった。2011年11月24日に2011年EU規則第1358号が発効し、追加的な算出可能な負債（２年超の通知期間を条件として引出可能な２年超の定期預金、現先取引による販売および２年超の満期を持つ株式以外の証券）について１％が要求される。この修正は2012年１月18日に開始した積立期間の後に適用された。

2019年および2018年12月現在、ならびに2019年および2018年中、ICOは適用あるスペインの規制に基づく最低比率を遵守した。

### 1.7.3 資本管理

当グループは、支払能力に関し適用される法制度（2013年EU規則第575号）に規制される算出可能なTier１およびTier２の管理を目的として、資本を検討している。

この意味において、常にスペイン銀行により企業について設定された下限を下回らない支払能力比率を維持するための資本管理システムに、資本要件規制は直接的に盛り込まれている。この目標は、適切な資本計画によって達成されている。

## 1.8 後発事象

上記2006年法律第42号で修正された租税、行政および社会保障措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項に従い、旧金融公庫と当公庫が付与した一定の与信および保証枠に基づき中央政府がICOから借入れた債務の返済によって回収される金額は、当公庫の資本の一部を構成する。2019年の見積総額は170千ユーロであり、2020年に計上される。

2020年、スペイン開発金融公庫は、国家財務当局の地位において政府の命令を受け、事業および個人に対する新たな信用枠を打ち出した。当方針の目的は、スペインの信用制度に更なる流動化をもたらし、組織的目標の枠組み内における他の需要に取り組むことである。承認を得た主な信用枠は、以下の通りである。

－2020年ICOの企業および起業家向け融資枠：このICOの信用枠は、国内で投資を行い、かつ流動性ニーズを満たす必要のある自営業者および企業に対して融資を行う。個人および家主団体も、住宅の修復のためにこの信用枠を利用することができる。

－2020年ICOのSGR/SAECA保証融資枠：このICOの信用枠は、相互保証会社（スペイン語表記の頭文字をとって「SGR」）または国有企業であるCaución Agraria（スペイン語表記の頭文字をとって「SAECA」）の範囲内で、スペインにおける資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。

－2020年ICOの商業融資枠：このICOの信用枠は、スペイン国内の営利事業による前払い金を通じて流動性を得ようとする自営業者およびスペイン企業またはスペインにおいて設立された多国籍企業に対して融資を行う。

－2020年ICOの国際融資枠：このICOの信用枠は、外国で生産的な投資を行っており、かつ／または流動性ニーズを満たす必要のある、スペインの資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。

－2020年ICOの輸出業者向け融資枠：このICOの信用枠は、流動性を必要とする自営業者およびスペイン企業に対して融資を行い、輸出活動による前払い金を通じて彼らを支援する。

－2020年ICOの国際局融資枠：自営業の専門家および企業の国際化の過程を支援するために融資を行う。当該商品と、ICOの国際融資枠およびICOの輸出業者向け融資枠の間の主たる違いは、貸付が地方銀行に適用されるか、または投資プロジェクトもしくは輸出活動が行われている国に本部がある国際機関に適用されるかということである。

例年通り、2020年１月中、ICOおよびこれらの信用枠の申請書を提出した金融機関は、契約を作成および書名した。

2020年３月11日、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により生じた公衆衛生上の緊急事態を世界的なパンデミックであると表明した。国内および国際的な規模での事態の展開の速さならびに異常な状況は、明らかに重大かつ前例のない健康危機である。この難局に立ち向かうため、スペイン政府は2020年勅令法第463号の公布を通じて非常事態を宣言することが必要であるとみなした。

また、スペイン政府ならびに欧州および国際機関により対策が講じられ、危機による社会的および経済的影響を軽減するための景気刺激に関する追加的な措置を検討している。

目下のところ、当グループはすでに、技術力と従業員管理に関連して、その業務および事業の継続性を確保するために必要な措置を講じており、従業員の安全とインテグリティに特に配慮した。作成日現在、当グループは通常通り活動を継続している。

かかる事態は、スペインおよび国際マクロ経済環境に影響を与え、これは当グループの活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。年次財務書類作成日現在、かかる事態により生じる、活動に対して与えうる影響の詳細な評価または定量化を実施するのは、その短期的、中期的および長期的な結果の不確実性により時期尚早ではあるが、当グループは、これが活動の継続性を損なわない一時的な事態であり、その影響の見込みが計上されることになると考えている。最後に、当グループは、この事態の展開について、必要な場合に当該評価におけるいかなる変化も報告するために、継続的なフォローアップを実施していることに留意されたい。

この点において、去る３月18日、COVID-19の経済的および社会的影響に対する緊急臨時措置に関する2020年勅令法第８号が官報（BOE）に掲載された。かかる基準の第30条において、企業およびフリーランサーに対するICOの信用枠の融資額を10,000百万ユーロに増額するために、当グループの親会社としてのICOの純負債限度額の拡大が規定された。当グループは、利用可能な資金調達の促進および拡大、また企業の信用へのアクセス向上のために、意思決定機関を通じて必要な措置を採用し、付属定款により規定される必要金融残高を保全する。

当該期末（2019年12月31日）から連結年次財務書類承認日（2020年３月30日）までの間、前述以外に重要な事実は発生していない。

## 1.9　事業セグメント別情報

当グループの活動は、信用枠の付与および直接貸付を行うことである。したがって、該当する法律に従い、ICOの事業についてセグメント別の情報は不要とみなされる。

また、当グループはスペイン領域内外で活動を行っており、すべての事業はスペインの利益に寄与するものであると認められている。

### 1.10 「ICOダイレクト」貸付業務

2010年６月、ICOは「ICOダイレクト」として、機械、家具、IT製品および建物に新たに投資するため、自営業の個人、中小企業、およびスペインの非営利団体（１年を超えて活動している団体）に対して融資を行うことを目的とした新しい事業セグメントを開始した。この事業セグメントは、信用機関の仲介を通して行われるICOの通常の貸付業務を補っており、中小企業および自営業の個人向けの金融手段を広めるよう務めている。ICOダイレクトは、2011年および2012年に更新され、2012年６月に終了した。

ICOダイレクトにおける取引は、バンコ・サンタンデール（BS）およびバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア（BBVA）によって公的に処理および管理されていた。これらの信用機関はこの目的においてICOに対し競争入札をしている。

2019年12月31日現在の純資産合計の残高は1,028千ユーロ（2018年12月31日現在は1,750千ユーロ）であった。2019年に生じた利益は3,498千ユーロ（2018年は4,586千ユーロ）であった。

### 1.11 2011年のICOの地方自治体向け貸付業務

2011年ICO地方自治体向け融資は、スペイン内閣により2011年７月に承認された公会計および社会的保護の安定性を高めるための勅令法の結果として開始された。その目的は、低迷する経済を踏まえ、地方自治体に提供する備品、労働およびサービスに係る請求権を決済する主要な問題に苦しむ多くの自営専門職および小企業の問題を緩和することであった。

この信用枠は、2011年４月30日まで未払いの請求書を決済するための流動性を地方自治体に提供することを目的としていた。主として、証明書および書類の経過年数に基づき自営業の個人および中小企業に対する債務の返済を支援することを目的としていた。

ICO地方自治体向け融資は、2011年７月から2011年11月まで実施されていた。同期間中、当該融資により、スペイン全域にわたる1,029の地方、地域および島域間町議会が、38,338の自営業の個人および中小企業により2011年中に提供された備品、建造物およびサービスに対する未払請求書222,975件（総額967百万ユーロ）を支払うことができた。2011年ICO地方自治体向け融資業務の定式化および運営は、当プロジェクトに追加されたいくつかのEECCを通じて実行されている。

2019年12月31日現在、当該資産（不良資産として分類されている）の残高は3,669千ユーロ（2018年12月31日現在は4,294千ユーロ）であった。

EELLの借入に関し、この信用枠は、国家収益の割当（スペイン語表記の頭文字をとって「PTE」）により、当公庫へ保証されている。PTEの下、開始から2019年12月31日までにおける当該信用枠の残高の減少は、61.68百万ユーロ（2018年12月31日現在で61百万ユーロ）である。2019年12月31日までの間に、1,029の事業体のうち、合計で409の事業体がPTEを頼らなければならなくなった。2019年12月31日現在、依然として９のEELLへのPTEの削減が要求されており、その残高は3.7百万ユーロであった。

## 注記２ 適用される会計原則、方針および評価基準

当グループの2019年12月31日に終了した年度の連結年次財務書類の作成において用いられた会計原則、方針および評価基準は、以下の通りである。

a）継続企業の原則

財務書類を作成するにあたり、当公庫の経営は当面継続していくと判断された。したがって、会計基準の適用は、清算の場合における、全部もしくは一部の譲渡を目的とする純資産価値を算定するためのものではない。

**b）発生主義原則**

**キャッシュフロー計算書に関連するものを除き、現在の年次財務書類は、支払日または回収日にかかわらず、現在の物品およびサービスの発生に基づいて作成されている。**

**c）その他一般的な原則**

**年次財務書類は、取得原価法に基づき作成されているが、土地および建物（2004年１月１日までのものに限る。）（注記13を参照のこと。）、売却可能金融資産ならびに金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）の公正価額でなされた再評価（もしあれば）により修正されている。**

## 2.1 株式

### 2.1.1 グループ企業

「子会社」とは、当公庫が支配権を有する企業である。企業が投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する場合、かつ投資先に対する支配権を通じて、投資先の利益に影響を及ぼす資格を有する場合に、企業は投資先を支配していると解釈される。

子会社としてみなされるためには、以下を必要とする。

－支配権：投資家は、関連活動（すなわち、投資先の利益に大きな影響を及ぼす活動）の管理を可能にする既存の権利を有する場合に、投資先に対する支配権を有する。

－利益：投資家は、投資先との関与による利益が、投資先の実績によって変動する可能性がある場合に、投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する。投資家の利益は、プラスのみ、マイナスのみ、またはプラスとマイナスの両方になることがある。

－支配権と利益のつながり：投資家は、投資先に対する支配権ならびに投資先との関与による変動利益に対するエクスポージャーおよび権利を有するだけでなく、投資先との関与による投資家の利益に影響を及ぼす支配権を行使する資格を有する場合に、投資先を支配する。

これらの子会社の年次財務書類は、規則に定める通り、完全連結法を用いて当公庫の年次財務書類と連結される。したがって、この方法により連結された重要な企業間の取引から生じた残高は、連結手続きに際して除外されている。当グループの親会社である当公庫は、その99%を占めている。

さらに、第三者の株式（もしあれば）は、以下の通りとする。

・当グループの資本においては、連結貸借対照表の「少数株主持分」の項目に記載され、2019年および2018年12月31日現在の残高はない。

・当期連結損益においては、連結損益計算書の「少数株主持分に帰属する損益」の項目に記載され、2019年および2018年12月31日現在の残高はない。

ある年度に取得した子会社から生じる損益の連結は、取得日から当該年度の末日までの期間に関する金額のみを考慮する。

別紙Ⅰには、これらの企業に関する情報を記載する。これらの企業の会計年度末は、すべて12月31日である。

### 2.1.2 関連企業

関連企業とは、当公庫とともに単一の意思決定機関を構成せず、また共同支配に服しないが、当公庫が重大な影響力を及ぼす企業をいう。通常重大な影響力が、議決権の20%以上の直接的または間接的な持分に伴う。

関連企業の株式は連結年次財務書類において連結貸借対照表の「子会社、合弁企業および関連企業への投資－関連企業」に減損調整後の取得原価で評価される。

関連企業とグループ企業間の営業活動から生じた損益は、当グループの関連企業における株式を示す割合から控除される。

上記の控除の後、関連企業による当該年度に生じた損益により、連結年次財務書類の投資の価値は増減する。当該損益は、連結損益計算書の「持分法適用会社の損益」の項目に計上される（注記27を参照のこと。）。

取得日後の関連企業の評価調整額は投資の価値の増減として計上される。これらの変動は連結資本変動表の評価調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

別紙Ⅰには、これらの企業に関する情報を記載する。

## 2.2 金融商品

### 2.2.1 金融商品の当初の認識

金融商品は当初、当グループが該当する契約の当事者となった際に当該契約の条件に従い貸借対照表において認識される。特に、貸付および現金預金等の債務証書は、現金を受領する権利または支払う義務が発生する日現在でそれぞれ認識される。一般に金融デリバティブは契約日に認識される。

従来の契約を通じて行われる金融資産の売買は、すべての所有権に内在する利益、リスク、権利および義務が取得者に移転した日に計上される。当事者の相互義務に基づくこれらの契約は、規制または市場慣行により設定された期間内に履行されなければならず、株式市場取引または通貨先物取引等のように差額で決済することができない。購入または売却した金融資産の種類に応じて、契約日、決済日または引渡日となる。特に、外国為替現金取引市場で行われた取引は、決済日に認識され、スペインの証券市場で取引される持分証券を用いて実施される取引は、契約日に計上され、スペインの証券市場で取引される債務証書を用いて行われる取引は、決済日に認識される。

### 2.2.2 金融商品の譲渡および処分

金融商品の譲渡は、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益を移転させる方法を考慮して記録される。それは、以下の基準に基づいて行われる。

－リスクおよび権利が実質的に第三者に移転された場合、譲渡金融商品は、その譲渡により留保または発生した権利または義務すべてを認識した上で、貸借対照表上から除外される。なお、この譲渡に含まれるのは、無条件的売却、取得日における公正価額での売却および買戻、購入選択権もしくは深刻な資産危機状態での売却権が伴う金融資産の売却、譲与者が劣後融資を留保しない資産の証券化、または新たな保有者に対する信用補完等である。

－譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が留保された場合、譲渡金融商品は貸借対照表上から除外されず、移転前と同様の基準に従って測定される。なおこの留保に含まれるのは、現先取引がされた金融資産の固定価格または利息付の売却額での売却、借方が同様または同等の価値の資産の返済を求められるローン契約等である。しかし、受領対価と同額に係る金融負債は認識される。その後、償却原価で評価され、認識はされないが、譲渡金融資産の収入および新たな金融負債額になる。

－売買された購入選択権付き金融資産の売却（内部貨幣または外部貨幣での売却ではない。）、譲与者が譲渡資産の株式に対する劣後融資または信用補完をすることを想定する証券化等、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が、実質的に移転または留保されない場合には、以下の通り区別される。

－企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保しない場合、貸借対照表上から除外され、その移転により留保または発生した権利または義務は、すべて認識される。

－企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保する場合、起こりうる価値変動と同額のエクスポージャーが貸借対照表上で認識され続け、受領対価と同額の金融負債が認識される。損益を通じて公正価額で評価した金融負債として分類されるための条件を満たさない限り、かかる負債は、後に償却原価で評価される。金融負債額を計算するため、金融資産が移転された企業に対する融資を構成する金融商品（資産担保証券および貸付金等）の価格は控除される。その控除額は、かかる金融商品が、とりわけ譲渡資産を融資する際の価格とまったく同額である。譲渡資産と関連負債との間の純額に関して、譲渡資産が償却原価にて評価された場合は、留保された権利および義務の減価償却額になる。また、譲渡資産が公正価額で評価された場合は、留保された権利および義務の公正価額になる。

以上の通り、金融資産が貸借対照表上から除外されるのは、発生したキャッシュフローが消滅した場合または内在的なリスクおよび利益が第三者に移転した場合である。

同様に、金融負債が貸借対照表上から除外されるのは、発生した義務が消滅した場合またはこの金融負債が取消もしくは交換の意図を持って購入された場合である。

### 2.2.3 金融商品の公正価額および償却原価

金融資産

金融商品のある日の公正価額は、知識を有するいくつかの当事者間の公正な取引において、同日に取得または売却されると見込まれる金額として理解される。金融商品の公正価額として参照できる、最も客観的で一般的な価格は、組織的で透明性が高く信用できる市場で支払われるであろう金額（「見積価格」または「市場価格」）である。

特定の金融商品に市場価格がない場合、その公正価額は、類似の金融商品の最近の取引に基づき見積もられ、それができない場合には、評価される金融商品の特性、特に金融商品に関連する様々な種類のリスクを考慮して、国際的な会計協会により承認されている評価手法を用いる。

とりわけ、組織的で透明性が高く信用できる市場で取引されている売買目的保有のデリバティブ金融商品の公正価額は、日々の市場価格と同じである。例外的な場合において、いずれかの日に価格を設定することができない場合には、組織的な市場で取引されていないデリバティブに適用されるものと同様の手法を用いて測定される。

組織的な市場で取引されていないデリバティブまたは規模が小さいもしくは透明性に欠ける組織的な市場で取引されているデリバティブの公正価額は、金融市場で認められる評価手法（「純現在価値」（NPV）、オプション価格決定モデル等）を用いて当該商品から発生する将来のキャッシュフローの合計を測定日で割り引いたもの（「現在価値」または「理論値」）と同額である。

償却原価は、金融資産または負債の取得原価を元利金の返済、また該当する場合には、金融商品の当初価格と返済価額の差異の一部（実効利率法を用いて損益計算書で認識される。）について（上方または下方に）調整した額である。金融資産の償却原価には、発生したであろう減損調整も含まれる。

実効利率は、金融商品の当初価格を残存期間中に見積キャッシュフローの全額と一致させる割引利率である。固定利付金融商品の場合、実効利率は、取得に際して決定した約定利率であり、2017年スペイン中央銀行通達第４号の条項に従い実効利率の計算に含まなければならない手数料および取引費用の調整がなされている。変動利付金融商品の実効利率は、固定利付金融商品と同様に見積もられ、契約に定める各金利見直し日に商品の将来のキャッシュフローの変動を考慮して再計算される。

公正価額の客観的な評価が不可能なその他の企業の株式および金融デリバティブ（裏付資産のような商品を保有し、交付により決済されるもの。）は、それが適切とされれば、発生した減損損失により、価格調整される。

金融資産価格の変動は、通常、損益計算書内の対応項目とともに計上される。それは、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上され、「利息および類似収益」で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、その他に起因するものとを差異化する。

しかし、為替差額から生起しない限り、その他の包括利益を通じて公正価額で評価される金融資産のポートフォリオに含まれる商品価値の変動は、一時的に「その他の累積包括利益」の項目に計上される。評価の変動が損益計算書で決して再分類されない金融商品でない限り、これらが損益計算書に計上された際、貸借対照表資産内の該当箇所から除外されるまでは、これらの金融商品の公正価額の変動について「その他の累積包括利益」の項目に記載される金額は、資本純額の一部として残る。

また、「売却目的保有の非流動資産」の項目に計上されるものの価格変動は、連結資本の価値調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

本年次財務書類における金融商品の公正価額での評価は、以下の公正価額レベルを用いて分類される。

ⅰ） レベルⅠ：活発な市場における同一の商品の市場価格（調整前）により得られた適正な額

ⅱ） レベルⅡ：活発な市場において類似の金融商品に用いられる評価手法、最近の取引において値付けされた価額もしくは予測キャッシュフロー、またはすべての重要な投入資本が直接的にまたは間接的に観察可能である市場データに基づくその他の評価手法により得られた公正価額

ⅲ） レベルⅢ：いくつかの重要な投入資本が、観察可能な市場データに基づいていない評価手法により得られた公正価額

ヘッジ対象およびヘッジ会計として指定された金融資産に関しては、その評価差額は以下の基準を考慮して計上される。

－公正価額ヘッジに関して、ヘッジ・リスクの種類と関連してヘッジされたものおよびヘッジ対象の中で生じた差異は、損益計算書で直接認識される。

－キャッシュフロー・ヘッジおよび純外国投資の非効率に関する評価差額は、損益計算書に直接計上される。

－キャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

－純外国投資ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

最後の二つの事例に関しては、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるまで、またはヘッジ対象の満期日まで、最終的に評価差額は損益に計上されない。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクの公正価額ヘッジに関して、ヘッジ商品を査定する際に生じた損益は、損益計算書で直接認識される。その一方で、ヘッジ対象リスクに関しては、公正価額の変動を補填する金額の損益は、マクロヘッジによる金融資産の調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ商品の価値変動の有効な部分は、予定された取引がなされるまでは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」に計上され、その後、損益計算書に計上される。ヘッジ・デリバティブの価値変動の非有効部分は、損益計算書に直接計上される。

<u>金融負債</u>

前述の金融資産に関して定義されているように、金融負債は以下の場合を除いて、償却原価で計上される。

－前述の金融資産に関して定義されているように、「売買目的保有の金融負債」および「損益を通じて公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれる金融負債は、公正価額で評価される。公正価額ヘッジ取引により補填される金融負債については、ヘッジ取引で補填されるヘッジ対象リスクに関連するこれら公正価額の変動が計上され、調整される。

－裏付資産が持分証券であり、公正価額を十分な客観性をもって決定できず、当契約書の交付によって決済される金融デリバティブは、原価で評価される。

金融負債額の変動は、通常、損益計算書上で相殺されて計上される。これは、「利息および類似収益」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、他の要因（連結損益計算書の

**「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」の項目で計上されるもの。）に起因するものを差異化する。**

**ヘッジ対象およびヘッジ会計差額として指定された金融負債は、前記注記に記載された金融資産に関する、上記の基準を考慮した上で計上される。**

### 2.2.4 金融資産および金融負債の区分および評価

金融商品は当公庫の貸借対照表で以下の区分に分類される。

－中央銀行および信用機関に対する預金とは、現金残高ならびにスペイン中央銀行、その他の中央銀行およびその他の信用機関が保有する金額である。

－損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債は、取引ポートフォリオに分類される金融商品ならびに損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債により構成される。

・金融資産とは、取引ポートフォリオに含まれる、短期間で現金化するために取得したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定される金融商品のポートフォリオの一部を構成するものをいう。また、ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品は、この区分を構成するものとみなされ、適用ある会計規則に従いハイブリッド金融商品から分離される商品を含むものとする。

・金融負債とは、取引ポートフォリオに含まれる、近い将来に買い戻すために発行したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定され、もしくは共同で運用される金融商品のポートフォリオの一部を構成し、選択性でない現先取引に基づき取得した資産の売却から生じる証券のショート・ポジションおよび証券の貸付ならびにヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品（ハイブリッド金融商品から分離される商品を含む。）をいう。ある金融負債が資産取引に融資するために用いられるという事実自体は、この区分に含まれることを意味しない。

・損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産または金融負債とは、以下のものをいう。

－ハイブリッド金融資産とみなされ、公正価額で評価される、取引ポートフォリオに含まれない金融資産。公正価額で評価される保険契約に基づく負債または公正価額の変動へのエクスポージャーを軽減する目的および効果を持つ金融デリバティブとともに運用されるもの。あるいは、金利リスクへの全体的なエクスポージャーを軽減する金融負債およびデリバティブとともに運用されるもの。

－事業体による当初の認識で指定された金融負債、または、認識時に以下の理由により、さらなる関連情報が得られるもの。

－当該情報により、資産もしくは負債の評価、または損益の認識において生じる認識または評価の不一致は、別の基準によって解消または大きく軽減される。

－金融負債または金融資産および金融負債両方のグループは管理され、その成績はリスク管理または投資情報戦略に従い、公正価額に基づいて評価される。文書化されたグループの情報もまた公正価額に基づいて、経営幹部に対して提出される。

－償却原価で評価される金融資産の区分には、以下のものが含まれる。

・固定満期であり、キャッシュフローが確定金額または確定可能な金額である負債性証券。本科目に含まれる負債性証券は、当初、公正価額で評価され、直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、2018年スペイン中央銀行通達第４号の時点で適用ある会計規則において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、実効利率に基づく償却原価で評価される。

・貸付および受取債権。本科目には、当公庫が行う通常の信用供与および貸付活動から生じる第三者への融資、ならびに資産の買主およびサービス利用者が被る負債が含まれる。また、事業体が貸主として行為するファイナンスリース取引も含まれる。

本区分に含まれる金融資産は、当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する手数料および取引費用について調整され、2018年スペイン中央銀行通達第４号の時点で適用ある会計規則に基づく実効利率法を用いて損益計算書で認識しなければならない。取得後は、取得された資産は償却原価で評価される。

割引で取得された資産は、支払額で計上され、返済額と当該支払価格との差額は、満期まで実効利率法を適用し、金融収益として認識される。

本区分に含まれる資産の未収利息は、実効利率法を用いて計算され、損益計算書の「利息および類似収益」の項目において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。これらの証券の減損損失は、注記2.7に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる負債性証券は、注記2.3に記載の通り計上される。

－その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産。本区分には、償却原価で評価した金融商品または損益を通じて公正価額で評価した金融商品には分類されない当公庫が保有する負債性証券、ならびに子会社、合弁企業または関連企業以外の当公庫の各事業体に保有される持分証券であって損益を通じて公正価額で評価されるものに分類されないものが含まれる。

－本区分に含まれる金融商品は、当初公正価額で測定され、直接金融資産の取得に関連する取引費用について調整され、満期まで、2018年スペイン中央銀行通達第４号の時点で適用ある会計規則に定められる実効利率法を用いて損益計算書で認識される（ただし、金融資産の満期が固定されていない場合を除く。）。金融資産の満期が固定されていない場合には、減損が生じた時点で損益計算書に計上されるか、または貸借対照表で損金処理される。その後、本区分に含まれる金融資産は、公正価額で評価される。

－上記にかかわらず、十分に客観的な方法で公正価額を決定することができない持分証券は、注記2.7に記載の通り計算された減損を控除して、年次財務書類に取得原価で評価される。

－これらの金融資産から生じた利息または配当金に相当する収益は、対応項目とともに、損益計算書の「利息および類似収益」（実効利率法を用いて計算する。）および「配当金収益」にそれぞれ計上される。これらの商品の減損損失は注記2.7に記載の通り計上される。ユーロ以外の外国通貨建ての金融資産に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジでカバーされる金融資産の公正価額の変動は、注記2.3に記載の通り計上される。

－残る金融資産の公正価額の買収による変動は、金融資産が償却されるまでの間、すなわちかかる残高が損益計算書の「損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債の償却に係る損益」に計上されるまでの間、評価調整額として、対応項目とともに、当公庫の資本の部の「その他の累積包括利益」に計上される。

－償却原価で評価された金融負債。この区分の金融商品には、上記のいずれの区分にも含まれない金融負債が含まれる。

本区分に含まれる金融負債は、当初公正価額で計上され、直接金融負債の発行に帰属する取引費用について調整され、満期まで、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第４号）に規定される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、かかる金融負債は、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第４号）に規定される実効利率法を適用して計算される償却原価で測定される。

実効利率法を用いて計算されるこれらの資産について発生する利息は、損益計算書の「利息および類似費用」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証

券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる金融負債は、注記2.3に記載の通り計上される。

上記にかかわらず、売却可能非流動資産に分類されるべき金融商品は、2017年スペイン中央銀行通達第４号規則第34条に基づき注記2.16に記載の通り年次財務書類に計上される。

財務書類におけるこうした区分への分類は、（ⅰ）当該事業体の金融資産管理の事業モデルおよび（ⅱ）金融資産の契約上のキャッシュフローの特徴という２つの要素に基づき行われる。

・金融資産は、以下の２条件を満たす場合、償却原価で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

（ⅰ）契約上のキャッシュフローを把握するために、金融資産の保有を目的とする事業モデルで管理されること。

（ⅱ）契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

・金融資産は、以下の２条件を満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

（ⅰ）金融資産の契約上のキャッシュフローおよび売上高の把握を併せて目的とする事業モデルで管理されること。

（ⅱ）契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

・金融資産は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴に起因して当該金融資産を上記ポートフォリオのいずれにも分類することができない場合に限り、売買目的保有の金融資産または損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産のポートフォリオに分類される。

上記にかかわらず、売買目的保有に分類すべきではなく損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産に分類可能な持分証券への投資につき、当該事業体は、当初認識において取消不能の形で、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに含めることを選択するものとする。この選択は、金融商品単位で実行される。

また、事業体は、損益を通じて公正価額で評価した金融資産に指定しなかったならば資産もしくは負債の評価により、または利益もしくは損失の認識により生じたであろう評価または認識の不一致が、かかる指定により解消するかまたは大幅に減少する場合（「会計上の非対称性」とも呼ばれる。）、当初認識において取消不能の形で、損益を通じて公正価額で評価した金融資産への指定を選択するものとする。会計上の非対称性がある場合、かかる選択は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴がどのようであるかにかかわらず実行される。

また、上記にかかわらず、事業体は、2017年通達第４号の定める要件が満たされる限り、ある金融資産を当初またはその後の認識において、損益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに属するものと指定することを選択するものとする。

金融商品ポートフォリオ間での再分類は、もっぱら以下の想定に基づいて行われる。

・事業体が金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合、事業体は、すべての金融資産を以下の条項に従って再分類することになる。かかる再分類は、再分類日以降、将来を見越して行われ、これに先立って認識された利益、損失または利息の修正再表示は必要とされない。一般的に、事業モデルの変更は稀である。

**・事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた利益または損失は、損益計算書において認識される。事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該資産の再分類日における公正価額が、かかる資産の新しい総帳簿価額となる。**

**・事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた損失または利益は、その他の包括利益において認識される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。**

**・債務証券がその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類される場合、当該金融資産は、再分類日の公正価額で再分類される。資本の部のその他の累積包括利益における再分類日の累積損益は、再分類日における資産の簿価を対応項目として用いて消却される。したがって、かかる債務証券は、再分類日においてあたかもそれまで償却原価で評価されてきたかのように評価される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。**

**・事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引続き公正価額で評価され、以前に計上された価額の変動の修正計上は行われない。**

**・事業体が債務証券をその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引続き公正価額で評価される。資本の部の「その他の累積包括利益」におけるそれまでの累積損益は、再分類日において、当該会計期間の損益に移転される。**

**・子会社、合弁企業または関連企業への投資がかかる分類でなくなる場合、留保された投資額（もしあれば）は、再分類日における公正価額で評価され、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（留保された投資のその後の評価法に基づきいずれか該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失が認識される。**

**・子会社、合弁企業または関連企業として適格となる以前の事業体への投資は、支配、共同支配または重大な影響力を獲得する日まで、公正価額で評価される。この最終日において、事業体は、以前の投資の公正価額を見積もらなければならず、これに伴い、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失を認識する。該当する場合、資本の部のその他の累積包括利益における累積損益は、当該投資額が貸借対照表から償却されるまで維持され、この時点で準備金項目に再分類される。**

**・事業体は、金融負債については再分類を行わない。**

**・上記の条項において、以下の事情に起因する変更は、再分類とみなされない。**

  **・以前は外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効であった要素が、そのようにみなされるための要件に該当しなくなる場合。**

  **・ある要素が外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効となる場合。**

・金融商品が、損益を通じて公正価額で評価される指定を受けたためまたはかかる指定を解除されたため、その評価が変更される場合。

2019年における再分類はなかった。2018年において、当グループは、本年次財務書類の注記８および注記９に記載されるポートフォリオ間の再分類を行った。

### 2.3 金融デリバティブ

金融デリバティブとは損益を提供する商品であり、特定の状況下では、取引および残高に関連する信用リスクおよび／または市場リスクの総額または一部の補償を認める。その方法としては、金利および特定の利率、個別の証券価格、為替レート・クロスカレンシーまたは同様のその他基準を裏付資産として利用する。当公庫は、組織的な市場または組織的な市場に対応する相対市場（店頭）の両方で取引される金融デリバティブを用いる。

当グループは、中でもとりわけ、金利リスク、為替レートおよび市場レートへのエクスポージャーを軽減するための戦略の一環として金融デリバティブを利用する。これらの取引が2017年スペイン中央銀行通達第４号規則第31条および第32条の特定要件を満たす場合には、かかる取引は「ヘッジ」とみなされる。

当グループがある取引をヘッジとみなす場合には、ヘッジに含まれる取引または商品の開始時からそのようにみなし、ヘッジは適切に文書化される。これらのヘッジ取引を文書化する際には、当グループが補填しなければならないリスクを考慮の上で、ヘッジされる商品またはヘッジを行う商品を適切に特定するとともに、補填しようとするリスクの性質、および当グループが有効期間中のヘッジの有効性を測定するために用いる基準または手法を特定する。

当グループは、その有効期間にわたり極めて効果的と考えられるヘッジについてのみ、ヘッジ会計を適用する。ヘッジは、予定の期間中にヘッジで補填されたリスクに帰属する公正価額またはキャッシュフローの変動がそれぞれ、ヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で完全に相殺された場合に極めて効果的であるとみなされる。

前記のようなヘッジの有効性を測定するために、当グループは、所定のヘッジ期間の開始日から終了日までに、ヘッジ対象のリスクに帰属するヘッジ項目の公正価額またはキャッシュフローのいずれか関連ある方の変動がヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で将来的にほぼ完全に相殺されると見込まれるかどうか、および遡及的にヘッジの結果がヘッジ対象の数値結果の80%から125%の測定範囲で変動するかどうかを分析する。

当グループが行うヘッジ取引は以下の科目に分類される。

－公正価額ヘッジは、連結損益計算書に影響を及ぼす金融資産および金融負債もしくは約定額または特定のリスクに関連するこれらの一部の公正価額の変動に関するリスクを補填する。

－キャッシュフロー・ヘッジは、特定のリスクに関連して、連結損益計算書に影響を及ぼす金融資産もしくは負債または将来当公庫が行う可能性の非常に高い取引から生じるキャッシュフローの変動を補填する。

測定値の差異は、ヘッジ項目および会計ヘッジとしてみなされた金融商品について特に言及する場合、以下の条件に従って計上される。

－公正価額ヘッジは、金融資産および金融負債もしくは会社約定またはこれら資産、負債もしくは約定のうち特定のリスクがある特定された部分の公正価額変動エクスポージャーを対象として、これらが損益計算書に影響を及ぼす限りにおいて、補填するものである。

－キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジ要素のうちヘッジの有効部分について生じる評価額の差異は、ヘッジされたキャッシュフローに関する評価調整として、一時的に「その他の累積

包括利益」に計上される。この種類のヘッジが行われた金融商品は、注記2.2に記載される判断基準に従い、当該ヘッジが行われた金融商品とみなされたことによる調整を行うことなく計上される。

最後の場合には、測定値の差異は、ヘッジ項目の損益が損益計算書に計上されるまで、または満期まで、損益として認識されない。

キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分に対応するヘッジ証券の評価額の差異は、連結損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」において直接認識される。

当グループは、ヘッジ商品が満了もしくは売却された場合、ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、または取引がヘッジと分類されなくなった場合にヘッジ会計を中止する。

上記の通り公正価額ヘッジ会計が中止され、ヘッジ項目が償却原価で計上される場合には、ヘッジ会計のために行われた評価額調整は、中止日に再計算された実効利率を適用してヘッジ項目の満期日まで損益計算書において認識される。

キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況においては、ヘッジからの累積損益は、貸借対照表の「その他の累積包括利益」に計上され、予定されたヘッジ取引が行われるまでこの科目に留まり、実行された時点で連結損益計算書に移転される。また、キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況で、ヘッジ要素が、金融資産または負債を計上することが予定された取引である場合には、計上される資産または負債の取得原価は調整される。予定された取引が行われないと予測される場合には、当該取引に関連する「その他の累積包括利益」の記載は直ちに損益計算書において認識される。

### 2.4　外貨建取引および機能通貨

当グループの機能通貨はユーロである。このため、すべてのユーロ以外の表示の残高および取引は、外貨建てとみなされる。

以下は、2019年および2018年12月31日現在、当グループの親会社であるICOが保有する外貨建金融資産および負債を示したものである（単位：千ユーロ）。

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| 英ポンド | 194,026 | 183,298 | 193,781 | 182,125 |
| 米ドル | 1,873,858 | 6,210,184 | 1,475,765 | 5,764,567 |
| スイス・フラン | 20 | 280,405 | 44 | 373,200 |
| 日本円 | 909 | 279,051 | 908 | 166,865 |
| その他の通貨 | 183,589 | 46,766 | 157,794 | 397,137 |
| | **2,252,402** | **6,999,704** | **1,828,292** | **6,883,894** |

以下は、2019年および2018年12月31日現在、当公庫が記録した、種類別の外貨建資産および負債に相当するユーロを示したものである（単位：千ユーロ）。

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| 信用機関への貸付 | 793,094 | ― | 448,477 | |
| 顧客への貸付 | 1,458,254 | ― | 1,378,756 | |
| その他の金融資産 | 1,053 | ― | 1,059 | |
| 信用機関への預金 | ― | 1,667,163 | ― | 1,173,697 |
| 負債性証券の発行 | ― | 5,841,744 | ― | 5,709,176 |
| その他の金融負債 | ― | 651 | ― | 1,021 |
| | 2,252,401 | 7,509,558 | 1,828,292 | 6,883,894 |

当初認識される際には、外貨建ての借方と貸方の残高は、認識日の直物為替レート（即時払い用の為替レート）にて、機能通貨に換算される。当初の認識後は、外貨建ての残高を機能通貨に換算する場合には以下の規則が適用される。

ⅰ）貨幣性資産および負債は、年度末の為替レート（年次財務書類に記載される日付現在の平均直物為替レート）にて換算される。

ⅱ）取得原価で評価される非貨幣性項目は、取得日の為替レートで換算される。

ⅲ）公正価額で評価される非貨幣性項目は、公正価額が決定される日の為替レートで換算される。

ⅳ）収益および費用は、取引日の為替レートを適用して換算される。しかしながら、著しい変動がない限りは、期間の平均為替レートが当該期間中に実施されたすべての取引について適用される。減価償却費は当該資産に適用される為替レートで換算される。

外貨建ての借方と貸方の残高の換算により生じる為替損益は、通常、連結損益計算書に計上される。しかしながら、公正価額で評価される非貨幣性項目について生じる為替損益の場合は、公正価額の調整が「その他の累積包括利益」に計上され、非貨幣性項目の再評価に関する為替レートの要素が分類される。

当グループが事業を行う主要外貨建ての残高を換算する際に使用するのは、2019年および2018年12月31日に欧州中央銀行が発表した市場レートである。

外貨建ての受取債権および支払債務の換算により生じる為替差損益の純額は、2019年12月31日現在、4,928千ユーロの利益（2018年12月31日現在は49,884千ユーロの利益）にまで上った。

**2.5　収益および費用の認識**

以下の要約は、収益と費用を認識する際に当グループが採用する最も重要な基準である。

**2.5.1　受取利息、支払利息、配当金および類似項目**

通常、受取利息および支払利息ならびにその類似項目は、会計の目的上、発生主義に基づき適用ある規則において定義される実効利率法を用いて認識される。他社より受領する配当金は、連結企業が配当金を受領する権利が発生した時点で認識される。

**2.5.2　手数料、報酬および類似項目**

事業の実効利率の計算に含まれるべきでない、または金融資産もしくは負債の取得原価を構成しない手数料に関する収益および費用ならびに類似の報酬は、損益を通じて公正価額で評価したものを除き、その性質に基づく様々な基準を用いて連結損益計算書で認識される。最も重要な項目は以下の通りである。

－損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債に関連する金額は、支払日に損益計算書において認識される。

－長期取引または役務から生じる金額は、当該取引または役務の期間中に損益計算書において認識される。

－一度限りの事象に関連する金額は、当該事象が発生した際に損益計算書において認識される。

**2.5.3　金融外収益および費用**

これらの金額は、発生主義に基づき認識される。

**2.5.4　繰延回収および繰延支払**

これらは、市場レートで予想キャッシュフローを更新して算定した金額で財務書類に認識される。

**2.6　残高の相殺**

取引により生じる借方および貸方の残高は、契約上または法律上、相殺が可能であり、会社に存在し、純額で決済されるものまたは現金化と同時に支払われるものに限り、相殺され、連結貸借対照表に純額で表示される。

次へ

**2.7　金融資産の減損**

**金融資産の簿価は、減損損失が生じたという客観的証拠がある場合には、一般に連結損益計算書について調整される。**

**－貸付および負債性証券等の債務証書については、当初の認識後、将来のキャッシュフローに悪影響を及ぼす事象または様々な事象の複合的な効果が生じる場合**

**－持分証券については、当初の認識後、ある事象または様々な事象の複合的な効果により簿価を回収できない場合**

**原則として、減損金融証書の価額修正は、当該減損が生じた期間の損益計算書に計上され、以前に計上された減損損失の回収（もしあれば）は、損失が解消または軽減された期間の損益計算書において認識される。減損について認識された金額の回収が不可能であると考えられる場合、かかる金額は、貸借対照表上から削除される。しかし、制限期間の満了、消却その他の原因により当グループの請求権が消滅するまで、当グループは、かかる金額の回収のために必要な措置を講じることはできる。**

**債務証書および偶発リスクポートフォリオは、その所有者、保証または仲介にかかわらず、当グループが晒される信用リスクを決定し、価額の減損のヘッジ要件を見積もるために分析される。年次財務書類の作成のため、当グループは、その起こりうる顧客および国の支払不能リスクを別々に分析することにより信用リスクの観点から運用を分類する。**

**債務証書の将来キャッシュフロー見積額は、当グループが証書有効期間中に受領すると考えている元本および利息である全額である。年次財務書類作成の時点で利用可能な関連情報のすべてが、この見積りの際に考慮される。当該関連情報は、契約上のキャッシュフローの将来の回収の可能性についてのデータを提供するものである。また、証券の将来のキャッシュフローを含み証書を見積もる際、保証の可能性にかかわらず、その取得およびその後の売却の費用の額を差引いて、その実現の結果となるキャッシュフローが考慮される。**

**見積将来キャッシュフローの額の現在価値の計算において、契約上の利率が固定金利の場合、証書の当初の実効金利が更新利率として使用され、変動金利の場合、契約の財務条件に応じて決定される財務書類が関係する日付の実効金利が使用される。**

**償却原価で評価する債務証書については、減損損失額は、簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値とのマイナス差額に等しく、見積将来キャッシュフローの現在価値は、固定金利の場合には当初の実効金利、変動金利の場合には契約条件に従い計算される年次財務書類日現在の実効金利を用いて計算される。上場債務証書の場合には、当グループが回収する価額を表すものと十分に信頼できることを条件として時価を代わりに用いることができる。**

**減損が生じたという客観的な証拠は、すべての重要な債務証書については個別に、個別に重要ではない債務証書のグループについては個別にまたは集合的に決定される。特定の証券を類似のリスクを有する資産グループに含めることができない場合には、減損が生じているかどうか個別に分析され、生じている場合には減損損失額を見積もる。**

**金融資産のグループについては以下の通り集合的に見積減損損失額が評価される。**

**－債務証書は、契約条件に従い債務者が全額（元本および利息）を支払う能力を示す類似の信用リスクの特徴を有するグループに分類される。資産をグループ化する際に考慮する信用リスクの特徴は、例えば証券の種類、債務者の業種、営業地域、保証の種類、支払遅延日数等将来キャッシュフローの見積りに関連するものである。**

－債務証書の各グループの将来キャッシュフローは、過去のデータを現在の市況に当てはめるための調整を施した上で、当グループについて各グループに類似の信用リスクを有する証券の過去の損失の実績に基づき見積もられる。

－各グループの減損損失は、グループ全体の債務証書の簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値との差異である。

連結損益計算書の変動を通じて公正価額で評価されない債務証書、偶発リスクおよび約定額は、顧客または取引に帰属する支払不能リスクに基づき、2017年スペイン中央銀行通達第４号の別紙IXに定められる科目に分類される。標準リスクに分類されない債務証書については、支払遅延日数、提供された保証、顧客の財務状況および適切な場合には保証人を考慮して、上記規制に定める基準に基づき必要とされる特定の減損ヘッジについて見積りが行われる。

同様に、これらの金融商品は、カントリー・リスクから派生する信用リスク（通常の商業リスク以外の状況により顧客が居住する国に関連するリスクであるとする。）を決定するために評価される。

上記の特定の減損ヘッジに加え、当グループは、連結損益計算書を通じて公正価額で評価しない債務証書に内在する損失およびグループ・ヘッジを通じて標準リスクとして分類される偶発リスクに対するヘッジを行う。当該グループ・ヘッジは、特定の取引に割り当てられていない統計手法を用いて計算される、減損実績および年次財務書類日現在に発生した内在する損失に関連する評価時点におけるその他のよくある状況に基づき計算される。

この意味で、当グループは、スペイン中央銀行が業界における経験および情報に基づき設定したパラメーターを使用し、債務証書に内在する減損損失および標準リスクとして分類される偶発リスクを補填するための手法および金額を決定しており、当該パラメーターは、データに応じて定期的に変更される。減損損失のヘッジを決定する手法は、適用される会計規則で定められる一定の割合に基づいており、これは適用される規制で定められる金融商品のリスクの分類に応じて異なる。当該の変化は、上述の規制で定められる金融商品のリスクの分類によって決まる。

基本的に、債務証書の減損は、業務が属するリスクセグメントおよび満期日経過期間に基づき、下記の割合を効果的な担保により回収される額でカバーされない未払いリスクに適用することで計算される。

| | 90日超<br>6ヶ月以内 | 6ヶ月超<br>9ヶ月以内 | 9ヶ月超<br>1年以内 | 1年超<br>15ヶ月以内 | 15ヶ月超<br>18ヶ月以内 | 18ヶ月超<br>21ヶ月以内 | 21ヶ月超 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **非金融機関および個人起業家** | | | | | | | |
| 特別融資 | | | | | | | |
| 建設および不動産開発 | 60 | 70 | 80 | 85 | 90 | 100 | 100 |
| 建設土木工事 | 55 | 65 | 70 | 75 | 85 | 90 | 100 |
| その他の特別融資 | 50 | 60 | 70 | 85 | 90 | 100 | 100 |
| 非特別融資 | | | | | | | |
| 大企業 | 50 | 60 | 70 | 85 | 90 | 100 | 100 |
| 中小企業 | 55 | 65 | 70 | 80 | 85 | 90 | 100 |
| 個人起業家 | 30 | 40 | 50 | 60 | 75 | 90 | 100 |
| **住居** | | | | | | | |
| 住宅購入 | | | | | | | |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証） | 40 | 45 | 55 | 65 | 75 | 90 | 100 |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証） | 40 | 45 | 55 | 65 | 75 | 90 | 100 |
| 別宅 | 40 | 45 | 55 | 65 | 75 | 90 | 100 |
| 消費者信用（クレジットカード負債を含む。） | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 95 | 100 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **その他** | **50** | **60** | **70** | **80** | **90** | **95** | **100** |

標準リスクとして分類される業務に対する一般的な引当金は、警戒リストにおける標準リスクに対して計算されたものとは異なる。どちらも下記の割合を効果的な保証でカバーされない未払いエクスポージャーに適用することで計算される。

| | 標準リスク | 警戒リストにおける標準リスク |
|---|---|---|
| **非金融機関および個人起業家** | | |
| 特別融資 | | |
| 建設および不動産開発 | 1.9 | 27.6 |
| 建設土木工事 | 1.9 | 18.8 |
| その他の特別融資 | 0.5 | 7.5 |
| 非特別融資 | | |
| 大企業 | 0.5 | 7.5 |
| 中小企業 | 0.9 | 12.7 |
| 個人起業家 | 1.1 | 11.6 |
| **住居** | | |
| 住宅購入 | | |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証） | 0.6 | 13.0 |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証） | 0.6 | 13.0 |
| 別宅 | 0.6 | 13.0 |
| 消費者信用 | 1.5 | 16.0 |
| そのうち：クレジットカード負債 | 0.8 | 9.0 |
| その他 | 1.5 | 16.0 |

ヘッジを計算するための効果的な担保の見積りには、以下の該当担保の基準値における推定割引が適用される。

| 実物保証の種類 | 基準値における割引率（%） |
|---|---|
| **抵当保証（第一順位）** | |
| 建造物および完成建造物構成要素 | |
| 住宅 | 30 |
| オフィス、公共施設、倉庫 | 40 |
| その他 | 45 |
| 注文された都市部における土地および開発可能用地 | 40 |
| その他の不動産 | 45 |
| **金融機関の提示された担保** | |
| 貨幣預金 | 0 |
| その他の市場性のある金融機関 | 10 |
| その他の市場性のない金融機関 | 20 |
| **その他の実物保証（例：二番抵当、動産）** | 50 |

該当するヘッジの評価を目的とした負債の支払において差し押さえたまたは受領した不動産資産については、当該資産の基準値につき以下の割引が適用される。

| 差押物件の種類 | 基準値における割引率（%） |
|---|---|
| **建造物および完成建造物構成要素** | |
| 住宅 | 25 |
| オフィス、公共施設、倉庫 | 27 |
| その他 | 30 |
| **注文された都市部における土地および開発可能用地** | 30 |
| **その他の不動産** | 35 |

個別に有効なすべての債務証書および過去３ヶ月間に生じた価格の下落により計算された集合的な減損損失に関し、契約条件に基づく未収利息は、連結損益計算書において認識されない。

他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に含まれる負債性証券および持分証券の減損損失額は、その取得原価（元本返済額調整後）と公正価額の差額から、すでに損益計算書で認識された減損損失を控除した額に等しい。

公正価額の減少が減損によるものであるという客観的証拠がある場合には、純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」に直接認識された潜在的損失は、直ちに損益計算書に計上される。減損損失の全部または一部が後に回収される場合、かかる回収額は、負債性証券の場合には回収期間の損益計算書、持分証券の場合には純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」において認識される。

売却目的保有の非流動資産として分類される負債性証券および持分証券については、資本に計上された損失は、実現したものとみなされ、分類が行われた日に損益計算書で認識される。

関連企業、合弁企業および子会社における株式については、当公庫は、回収可能額と簿価を比較して減損損失を見積もる。減損損失は、減損損失が生じた年度の損益計算書に計上され、その後の回収は、回収期間の損益計算書に計上される。

減損等として計上される金額は、回収が不可能であると考えられる場合、貸借対照表から削除されるが、当公庫は、終了、取消またはその他の理由によりかかる権利が恒久的に抹消されない限り、回収を試みるのに必要な行動をとることが可能である。

次へ

### 2.8 財務保証および関連引当金

財務保証契約とは、法律上の種類（とりわけ保証、財務保証保険契約、または信用デリバティブ）を問わず、債務者が債務証書の当初のまたは修正された条件に基づく特定の支払義務の履行をしない場合に、債権者が被った損失を返済するために特定の支払を行うことを発行者に要求する契約をいう。

財務保証契約の発行者は、保険会社により発行された契約を除き、当該契約につき、公正価額に取引費用（その発行に直接起因する。）を加えた額を「その他の金融負債」の項目に計上した。

当初は、相互独立条件における単独取引の範囲内で関係のない第三者に発行された財務保証契約の公正価額は、受領されたプレミアムに受領されるキャッシュフローの現在価値を足した額であり、類似の条件およびリスクで当グループが発行した金融資産と類似の金利を使用する。同時に、上記の金利で受領される将来キャッシュフローの現在価値は受取債権として認識される。

当初の認識後、契約は以下の基準に従い扱われる。

ⅰ）受領する財務保証の手数料またはボーナス価額は、損益計算書に差異を金融収益として計上することにより更新される。

ⅱ）不良と認められていない財務保証契約の価額は、保証の予定有効期間にわたり定額法で、またはその他の基準により損益計算書に計上される部分を差引いた当初の認識額である。ただし、これがより正確に保証の認識による経済リスクと利益を反映することを条件とする。

財務保証契約を不良と分類することは、「偶発債務および不確定約定額の引当金」の項目に含まれる関連するヘッジを意味する。

### 2.9 リース会計

#### 2.9.1 ファイナンスリース

ファイナンスリースとは、リース対象資産が有する実質的にすべてのリスクおよび報酬を借主に転嫁するものをいう。

当グループがファイナンスリース取引においてある資産の貸主として行為する場合には、借主が受領する金額の現在価値と保証された残余価値の合計（通常はリースが終了する際の買取オプション価格）は第三者に対して提供された融資として計上される。そのため、借主の性質に応じて連結貸借対照表において、「貸付および受取債権」として計上される。

当グループがファイナンスリース取引において借主として行為する場合には、リース対象資産の費用は当該資産の性質に応じて連結貸借対照表に計上され、同額の負債が計上され、その金額はリース対象資産の公正価額および貸主に対して支払われる金額の現在価値と適切な場合には買取オプション行使価格の合計のいずれか少ない方となる。これらの資産は、当グループの自己使用目的の有形固定資産に適用されるもの（注記2.12を参照のこと。）と同率で減価償却される。

いずれの場合においても、ファイナンスリースにおける金融収益および金融費用はそれぞれ、期間差異を見積もるためにリースについて実効利率法を適用して、適用ある規則に従って計算され、連結損益計算書の「利息および類似収益」および「利息および類似費用」に計上される。

#### 2.9.2　オペレーティングリース

オペレーティングリースにおいて、リース対象資産の所有権ならびに実質的にすべての所有権に係るリスクおよび報酬は貸主が保有する。

連結企業がオペレーティングリース取引において貸主として行為する場合には、リース対象資産の取得原価は、当該資産の性質に応じて、「不動産投資」の「有形固定資産」または「オペレーティングリースにより譲渡されたその他の資産」に計上される。これらの資産は、類似の自己使用目的の有形固定資産について採用された方針に基づき減価償却される。リース契約の収益は、定額法で連結損益計算書の「その他の営業収益」において認識される。

当公庫がオペレーティングリース取引における借主として行為する場合には、リース負債は、契約の当初評価額および原価で評価される使用権資産として、（固定、変動、コールオプションの行使およびその他の形で）予定される支払の現在価値で含まれる。

### 2.10　人件費

#### 2.10.1　短期報酬

従業員への短期報酬とは、従業員が役務を提供した年度末後12ヶ月以内に行われる支払をいう。報酬は一般に、当期の人件費として、受領し、記録した役務について支払われる金額で、調整を行わずに測定され、負債の見越勘定が費用の合計とすでに支払われた金額との差異について計上される。

#### 2.10.2　退職後約定金

当公庫によって取得された年金契約に関して、当グループが従業員に関して締結したものは、有効な団体賃金協約に反映されており、確定拠出契約に相当する。

当公庫の従業員は、政府が提供し、2002年11月29日勅令第１号により承認された年金制度および基金規制法および2004年２月20日勅令第304号により承認された同規則の規制を受ける共同従業員年金制度に加入しており、同制度は、ヘスティオン・デ・プレビシオン・イ・ペンシオネス・エンティダ・ヘストラ・デ・フォンドス・デ・ペンシオネスが運用し、BBVAに預託されるBBVAエンプレオ年金基金に含まれる。

確定拠出契約として、当公庫は、キャリア公務員または暫定政府職員、契約社員、臨時社員または上級管理職であるかにかかわらず、毎年５月１日現在勤続年数が２年を超える従業員のために年次拠出を行う。年次拠出額を計算する際に以下のパラメーターが考慮される。

・従業員が帰属する専門集団

・勤続年数（契約にかかわらず、従業員が政府に勤務した３年間の数とする。）

拠出金額は、毎年一般国家予算で承認された金額である。2019年12月31日現在、当年度において連結損益計算書の「人件費」として計上された費用はなく、2018年12月31日現在の過年度においてもなかった。

#### 2.10.3　死亡障害給付金および退職金

退職前に当公庫が従業員と締結した退職金および死亡障害給付金についての契約およびその他類似の項目は、年次財務書類日現在の法定債務および潜在的債務の現在価値を計算し、保険数理上の損失から保険数理上の利益を差し引いたもの、認識されていない過去の役務費用および約定額を保障する資産（保険契約を含む。）の公正価額を控除して見積もられる。過去の役務費用および保険数理上の利益または損失の全額は直ちに認識される。

2019年12月31日現在、退職後給付のための引当金579千ユーロ（2018年12月31日現在は919千ユーロ）が当グループにより計上されている。

#### 2.10.4 退職手当

退職手当は、当グループが従業員または従業員グループを通常の退職日前に確実に解雇する場合、または従業員の希望退職の奨励金として報酬を支払う場合に限り、連結損益計算書の「人件費」および連結貸借対照表の「引当金」において「年金および年金類似債務引当金」に計上される。

2019年および2018年12月31日現在、当グループはこの項目について引当金を計上しておらず、当該割当を要する制度または契約も存在しない。

### 2.11 法人税

法人税は、費用とみなされ、連結損益計算書の「法人税」の項目に計上される。

当期法人税費用は、当該年度の課税所得について支払うべき金額として計算され、当該年度の一時差異から生じる資産および負債の残高の変動、税額控除および欠損金繰越について調整される（注記23を参照のこと。）。

当グループは、資産または負債の簿価と課税標準額に差異がある場合には、一時差異があるとみなす。税務上資産または負債に帰属する金額は課税標準とみなされる。課税対象一時差異とは、当グループが将来政府に対する支払債務を負うことである。控除可能一時差異とは、当グループに対して償還権が生じ、または将来政府に支払うべき金額が減少することをいう。

税額控除および欠損金繰越とは、活動が完了し、または結果が得られたとしても、税制に定める条件が満たされるまで税務上確定申告には適用されない金額をいい、当公庫は、将来適用する可能性がある。

当期税金資産および負債とは、税金が認識された日から12ヶ月以内に当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。繰延税金資産および負債とは、将来当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。

繰延税金負債は、すべての課税対象一時差異について認識される。上記にかかわらず、営業権の認識に基づく繰延税金負債は計上されない。

当グループは、以下の条件を満たす場合に、控除可能一時差異、税額控除または欠損金繰越から生じる繰延税金資産のみを認識する。

－繰延税金資産は、当グループが相殺するに十分な将来の課税所得が生じるとみなす場合に限り認識される。

－欠損金から生じる繰延税金資産の場合には、今後繰り返して生じる可能性が低い理由により生じたものとする。

資産が当初認識される場合、企業結合から発生しない場合、かつ認識時に、帳簿または課税所得に影響を及ぼさない場合には、繰延税金資産または負債は認識されない。

各決算時に、繰延税金資産および負債は有効であることを確認するために見直され、評価の結果に基づき調整される。

### 2.12 有形固定資産

#### 2.12.1 自己使用目的の有形固定資産

自己使用目的の有形固定資産には、当公庫が管理目的で現在または将来の自己使用のためまたは資産の製造または供給のために保有する資産で、１会計年度を超えて使用する予定のファイナンスリー

スに基づき所有または取得した資産が含まれる。とりわけ、この科目には当グループが第三者に対する債権を表章する金融資産の全部または一部の決済として受領する有形固定資産で、内部での継続的な使用が見込まれるものが含まれる。

自己使用目的の有形固定資産は、貸借対照表に取得原価で計上され、取得原価は、支払われた対価の公正価額に支払済みまたは支払予定の金銭を加え、累積減価償却費および（必要に応じて）各項目の正味価格と対応する回収可能価格とを比較して決定される見積減損損失額を差引いた金額となる。

上記の目的において、当グループの自己使用目的の有形固定資産の一部を構成する担保実行資産の取得原価は、担保実行と引き換えの金融資産の正味価格に類似している。

減価償却費は、定額法で、取得原価から残余価値を差引いて計算される。建物その他建造物が建っている土地は、期間無制限であるため、減価償却されない。

有形固定資産の減価償却費への年間割当は連結損益計算書の「減価償却費－有形固定資産」に計上され、該当資産の推定耐用平均年数に基づき計算される以下の減価償却率に相当する。

| | 年率 |
|---|---|
| 建造物 | 2％ |
| 備品 | 4％から15% |
| 器具および事務機器 | 10% |
| コンピューター機器 | 25% |
| 輸送機器 | 16% |

各決算期において、当グループは、内部または外部で有形固定資産の正味価値が回収可能価格を超える兆候があるか否かを判断する。兆候がある場合には、該当資産の簿価は回収可能価格に減額され、将来の減価償却費用は、新たな見積りを要する場合には調整後の簿価および新たな残余耐用年数に比例的に調整される。自己使用目的の有形固定資産の簿価の減額は、必要に応じて連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」に計上される。

同様に、有形固定資産の減損が回収されたことを示す場合には、当公庫は、過年度に計上された減損損失の解消を連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」において認識し、将来の減価償却費を調整する。いかなる場合においても、資産に関連する減損損失の解消は、過年度に減損損失が認識されなかった場合に得たはずの簿価を上回らない。

また、自己使用目的の有形固定資産の推定耐用年数は、少なくとも年に一度大幅な変動がないか見直される。変動がある場合には、新たな推定耐用年数に基づき将来連結損益計算書に計上する減価償却費を訂正することで調整される。

自己使用目的の有形固定資産に関する維持管理費用は、かかる費用が発生した年度の連結損益計算書の「その他の管理費」に計上される。自己使用目的の有形固定資産のための資金調達により発生した金融費用は、発生時に損益計算書に計上され、当該費用は取得原価に含まれない。

### 2.12.2 不動産投資

連結貸借対照表の「不動産投資」においては、賃貸用または将来の時価の上昇により売却益を得るために保有している土地、建物その他建造物の正味価値を認識する。

不動産投資の取得原価の認識について減価償却、それぞれの耐用年数の見積りおよび減損損失の記録に適用される基準は、自己使用目的の有形固定資産に関するものと一致する（注記2.12.1を参照のこと。）。

**2.13　無形資産**

無形資産とは、物理的に存在せず、取引の結果生じ、または当グループが内部で開発した特定可能な非貨幣性資産をいう。客観的に合理的な原価を見積もることができ、当公庫が将来財務的利益をもたらすとみなす無形資産のみが会計上認識される。

営業権以外の無形資産は、取得原価または生産原価から累積減価償却費および減損損失を調整した額で貸借対照表において認識される。

無形資産は、あらゆる要素について評価し、当公庫に対して純キャッシュフローを生じる期間に予測可能な期限がない場合には、無期限の耐用年数を有するものとし、その他のあらゆる場合には期限付耐用年数を有するものとする。

各決算期に、当グループは、無期限の継続を確認するために、それぞれの残存耐用年数を見直すが、無期限の耐用年数を有する無形資産は償却されない。これ以外の場合には必要な措置を取る。

期限付耐用年数を有する無形資産は、有形固定資産に適用されるものと類似のいくつかの基準を用いて償却される。これらの無形資産についての年次減価償却費は連結損益計算書の「減価償却費－無形資産」に計上される。

耐用年数の期限の有無にかかわらず、当グループは、無形資産の減損を認識し、対応するものとして、連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」にそれらを計上する。これらの資産に対する減損損失および適切な場合には過年度に認識された減損損失の解消の認識に適用される手法は有形固定資産に適用されるものと同様である（注記2.12.1を参照のこと。）。

**2.14　引当金および偶発債務**

連結年次財務書類を作成するにあたり、当グループは、引当金と偶発債務を以下の通りに区別した。

－引当金とは、事業体に対して金融損失が生じる過去の事象から派生した貸借対照表日現在有効な債務を対象とする貸方残高である。かかる損失が発生する可能性は高く、種類を特定できるが、その金額または決済日を決定することはできない。

－偶発債務とは、過去の事象の結果として生じる可能性がある債務のうち、当グループの支配を超える一つまたは複数の将来の事象を条件として存在するものである。

当グループの年次財務書類には発生の可能性がある債務に対するすべての重要な引当金が含まれる。偶発債務は、連結年次財務書類において認識されないが、2017年スペイン中央銀行通達第４号の要件に基づき情報が開示される（注記19を参照のこと。）。

引当金は、当該事象の状況に関して入手可能な最善の情報を用いて数量化され、年度末に再度見積もられる。当該引当金は、当初認識した特定の債務を充足するために使用されるが、当該債務が消滅または減少した場合には、全部または一部が繰り入れられる。

2019年および2018年末、当グループに対して、通常の業務から生じる法的手続きおよび請求が多数提起された。当グループの法律顧問および取締役は、これらの手続きおよび請求の終了により、これらが終了する年度の連結年次財務書類に必要に応じて開示されるもの以外に重大な影響を及ぼさないと理解している。

前期の基準に従い必要とみなされる引当金は、連結損益計算書の「引当金経費または引当金の戻入」に計上される。

**2.15　キャッシュフロー計算書**

キャッシュフロー計算書において用いられる用語は、以下の意味を有する。

－キャッシュフローとは、現金および現金同等物の流入および流出をいい、流動性が高く、価値の変動リスクが低い短期投資をいう。

－営業活動とは、一般的な金融機関の活動および投資または金融活動に分類されないその他の活動をいう。

－投資活動とは、非流動資産ならびに現金および現金同等物に含まれないその他の投資の取得、売却またはその他の手段による処分をいう。

－金融活動とは、持分および負債の規模および構成を変更する活動のうち、営業活動を構成しないものをいう。

### 2.16　売却目的保有の非流動資産およびそれに関連する負債

連結貸借対照表の「売却目的保有の非流動資産」には、当該資産の現状で、年次財務書類日から１年以内に売却される可能性が高い個別の項目の簿価が含まれる。

例外的に、１年を超える期間にわたって売却されることが予想される場合には、当グループは、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」の項目における時間的価値の変動を加味し、最新の売却価格を算定する。

その結果、金融資産または金融外資産であるこれらの項目の簿価は、継続的な使用ではなく売却価格を通じて回収される。

特に、債務者の当グループに対する支払義務の全部または一部の決済のために当グループが受領した不動産その他の非流動資産は、当グループがこれらの資産を継続して使用することを決定しない限りは、売却目的保有の非流動資産とみなされる。

対称的に、「売却目的保有の非流動資産に関連する負債」は、グループに関連するまたは当グループの業務の障害に関する貸方残高を含む。

売却目的保有の非流動資産は、一般に認識時の簿価と見積売却費用を調整した公正価額のいずれか低い方で測定される。種類に応じて減価償却される有形固定資産および無形資産は、本科目に含まれる間は減価償却されない。

資産の簿価が売却費用を調整した公正価額を上回る場合には、当公庫は、資産の簿価を超過額分調整し、対応するものとして、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。資産の公正価額がその後増加する場合には、当グループは、すでに計上した損失を取り消し、減損前の価格を上限として簿価を増額し、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。

売却目的で行われる保有の非流動資産の売却の結果については、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に示されている。

ただし、中断されている事業の一部である、金融資産、従業員給与からの資産、繰延税金資産および保険契約のための資産は、前段落に従うのではなく、この概念に適用される注記２の上記の段落に説明のある原則および規則に従って評価される。

### 注記３　顧客支援サービス

2004年７月24日、EC0734法令が制定された。これは顧客支援サービス業務に関連するもので、顧客支援サービスならびに銀行サービスおよび信用機関の擁護官の規制を目的としている。当グループは、顧客サービス部門の設置を義務付けられてはいないが、当公庫は、かかるサービスに関し、金融機関として遂行する業務に関して受けるあらゆる要求および苦情に対処している。質の高いサービス

を提供するため、2006年12月、当グループはICOの貸付者、利用者および顧客からのあらゆる苦情および提案を受付け、処理し、対応し、かつ返答する業務を集中的に行う部署の設置を決めた。

2019年に受けた苦情の件数は136件であり（2018年は93件）、平均3.4営業日以内に処理された（2018年を下回った）。全苦情の88%が仲介業務（ICOダイレクトおよびICO SGR）における与信取引関連であり、そのためこれらは該当する信用機関に引き渡された。その他３%の苦情は、ICOダイレクト業務の払戻しまたは決議に関するものであり、また３%の苦情は、その他の問題に関連するもので、当グループが扱う製品やサービスには関連しないものであった。

**注記４　利益の分配**

連結年次財務書類作成日現在での2019年における当グループの親会社の利益の分配については、経済・デジタル変革省による決定はなされていない。かかる分配は、当公庫の定款の規定に従って行われる。

**注記５　当グループの親会社である当公庫に関するリスク・エクスポージャーおよびその他の情報**

**5.1　リスクーその全般的特徴**

リスクは金融活動に内在するものである。リスクを正しく測定し、管理し、制御することにより、顧客、投資家および従業員の信頼の基礎となる適切な利益率の達成と事業体の支払能力の維持が容易になる。

金融機関が抱えるリスクを詳細に分類することを目的としなければ、流動性リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーション・リスクの４種類に分類することができる。

- 流動性リスクとは、債務返済に見合うだけの十分な流動資産が欠如する結果生じるリスクをいう。これは、不適切な資産および負債の満期構造または例外的な市場危機によって起こる。
- 市場リスクとは、国内外通貨の金利、為替、株価のような金融変数の不利な変動により生じる損益計算書および資本に影響を及ぼすリスクをいう。かかるリスクは、貸借対照表上または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオに関する市場リスクの二つに大別される。
- 信用リスクとは、投資の推定期間内にかかる投資の元利金全額が回収できないリスクをいう。かかるリスクは、銀行との関係における相手方リスクおよび投資活動における信用リスクの二つに大別される。
- オペレーション・リスクとは、予測不能な状況における管理上、社内手続上、会計上、IT関連、法的または外的な過誤の結果生じるリスクをいう。

金融機関として、ICOはこれらの種類のリスクに晒されており、理事会が承認したリスク方針マニュアルに従って、これらを効果的に管理するよう、識別し、計量化し、監視しなければならない。かかるマニュアルは、様々な方法、適用ある規制・手続きおよび組織構造を編集したものである。

**5.2　リスクー組織構造**

あらゆるリスクをカバーするため、当公庫は、（2018年８月29日理事長通達第３号に基づき）管理およびリスク・財務局長の管轄下のリスク局長の下に特別部署を設置した。

リスク局長の職務には、内部リスク方針ならびに当公庫の財務リスクおよび信用リスクの分析・管理・監視方法の作成および提案、ICOの信用リスクの許容性の評価ならびに国内的および国際的なリスク規制にICOが適合しているかの監督、また同時にその権限の下にある部門の業務遂行の運営、調整および監督等が含まれる。

リスク専門の部署とは、リスク計量化技法および承認部、グローバル・リスク管理部、継続管理および回収部、であり、それぞれが決められた職務を遂行している。

グローバル・リスク管理部の主な職務は以下の通りである。

- 当公庫の金融リスクの計量化技法の作成、提案および管理。
- 金融リスクの上限および承認済みのリスク方針の遵守の監督。
- 借り手の信用枠の定期的な分析、監視および見直し、それらの分析ならびに貸付仲介業者と借り手の水準の監視。
- リスク計量化システム、バックテストおよびストレステストの定義および見直し。
- 新規金融商品のための市場価額基準の提案、リスクの計量化および潜在的（追加）リスクに係る技法の設定。
- 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の法律の適用についての分析。
- 新規商品の市場価格および構造ならびにその潜在的（追加）リスクの評価。
- リスクに係る承認された技法の正確な適用の監督。
- 流動性枠証券化ファンドの運営における信用リスクの分析。
- 流動性、市場、信用度および新規商品に関する新たなリスク限度枠の提案。
- 資産および負債に係る委員会、管理委員会、監視委員会および理事会に向けたリスクの状況の報告および分析。
- スペイン中央銀行に対する金利リスク、流動性比率、巨大リスクおよびバーゼル比率の状態の報告。
- リスク調整後リターンツール（RAR）の更新および維持管理。
- リスク調整後資本利益率（RORAC）におけるICOの価格統制ツールの更新および維持管理。
- リスク・アペタイト・フレームワーク（MAR）。
- 証券化に関する分析、検討および報告。

リスク計量化技法および政策地域を決する、リスク計量化技法および承認部は主として以下の機能を含む。

- 新規資産商品および自動化手続きに含まれていない直接信用供与のリスクが許容範囲内であるかどうかの評価。
- 顧客および顧客の金融グループに関し、ICOにより承認された直接信用供与のリスク限度枠が適切であるかどうかの分析。
- すでに形成されており意思決定機関の承認が求められる事業の変更をICOが実行する上でのリスクの分析および評価。
- 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。
- ICOからの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会の調整。
- 直接信用供与のリスク方針および／または適切である場合にはICOによりすでに承認された方針の変更に関し、ICO内部の意思決定機関による承認の定義および提案。
- 必要とされる財務業務に関するカントリー・リスク報告の作成および改訂。
- リスク計量化技法の開発、応用マニュアルの作成およびプロジェクト融資の信用評価に関連する手段の継続。

卸売の監視部および回収部ならびに小売の監視部および回収部を下部組織とする、監視部および警戒解除部は、以下に挙げる機能を有する。

卸売の監視部および警戒解除部：

- **直接融資業務のリスクのコントロールおよび追跡を行い、不良運用、破綻処理された取引および損失処理された取引に起因する収支の回復を促進し、有効枠におけるポートフォリオの諸条件の順守を監視すること。**
- **仲介貸付枠につきICOの信用リスクの観点から分析および評価。**
- **リスク・シェアリングの場合の、ICOの仲介貸付枠に規定された非金融条件の遵守の管理・検証。**
- **ICOの直接的な顧客および顧客の金融グループに関する内部格付システム、カントリー・リスク格付システム、運用リスク計量化技法および信用リスク制限技法の設定および維持。大規模なリスク・エクスポージャーの統制および報告。**
- **すべての必要な情報を用いたICOのポートフォリオの質の確保。**
- **ICOからの直接貸付ポートフォリオに関する監視委員会の調整。**
- **有効な規制に基づく引当金の分配／破棄の提案。**
- **ICOからの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会への出席。**
- **該当する法務・事業分野と連携した、遅滞、決済および不履行となった金融取引に関する適切な回収手続きの推進。**
- **規制機関（格付機関、内外の監査人、監査人の裁判所およびスペイン中央銀行等）からの要望に対する応答。**
- **当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。**

**小売の監視および警戒解除部：**

- **小売業者に対する直接業務のリスクのコントロールおよび監視。**
- **目的区分に相当する借換運用の実現可能性の分析。**
- **当公庫から他企業へ管理が外注されている、ICOが保有する貸付金の回収作業の監視およびコントロール。かかる作業は、中小企業、零細企業、自営業者および個人へのサービス提供契約を通じて行われている。**
- **中小企業、零細企業、自営業者および個人に対して当公庫が直接的に経営管理を遂行している、ICOによって保有されている貸付金の回収管理。**
- **個々の分野の記録（決議提案、失敗、借換契約、取消、直接管理への業務移行等）に関するICO内部の意思決定機関への提案準備。**
- **監視委員会における、リテールリスクの貸付ポートフォリオの状況の作成および提示。**
- **事業体に移転される事由の対応と解決に関する金融業務および経済政策の法律顧問部門の調整。かかる事業体には、係争回復のサービスの提供が委任されており、また裁判上の請求の過程および倒産の手続きまたは同様の特性を有する事柄において、ICOが様々な局面に置かれることが要求されるその他の行動が委任されている。**
- **リテールポートフォリオのすべての貸付の保有者および／または保証人が顧客サービス部を通じて受けた依頼の管理。**
- **重大な経済危機、自然災害またはその他類似の出来事の結果、政府取引される直接金融業務の監視、承認および企画。その後における、当該状況および一定の借り手グループの活動範囲に関連する政府機関への移転に対する取組みまたは行動提案の評価。**

**ICOは様々な種類のリスクに関する専門家集団を擁しており、それぞれが職務における責任を持ってかかるリスクについての原則、有効なリスク方針マニュアルおよび既存の内部手続きに従い任務を遂行している。**

### 5.3 ICOにおける流動性リスク

スペインのコミュニティ法およびその発展は、本件に関しては事業体における流動性リスクの測定、コントロールおよび管理のシステムに対する一般的な要件を規定するのみであるが、以下の規範文書に含まれる。

－信用機関の活動へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性監督に関する2013年６月26日EU指令第36号。

－金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する2013年６月26日EU規則第575号第６部。

－2013年規則第575号第７章、第７の２項および第７の３項に従い技術的施行規則を規定する、2014年４月16日施行規則第680号。

－金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月28日法律第10号第41条、第42条および付則８。

－2014年法律第10号第53条を発展させる2015年２月13日勅令法第84号。

－流動性ヘッジ要件（LCR）に関する2013年EU委任規則第575号を終了させた2014年10月10日以降の2015年EU委任規則第61号。

－証券化ファンドの会計基準、年度会計、公的年次財務書類および積立統計情報を規定する、2016年２月２日通達第２号。これは、2008年５月22日通達第３号（廃止）の規則51、DT６および別紙Ⅶに置き換わる。

－2014年EU履行規則680号を改訂した、２月16日からの委員会の2016年EU履行規則第322号。これは、流動性カバレッジ要件（LCR）の団体による監督目的のための情報の伝達に関連する技術履行基準を規定するものである。

－2014年EU履行規則680号を改訂した、３月１日の委員会の2016年EU履行規則第313号。これは、流動性に関する情報の目的のための付加的制御パラメーターに関するものである。

－2014年EU履行規則680号を改訂した、2017年11月９日EU履行規則第2114号。これは、定型書式および指示に関するものである。

－2017年11月27日通達第４号、規則第59条および第60条。

一般的に、2016年通達第２号のリスクの取扱いに関する第６章の規則51に含まれる、従うべき一連の行動基準（質的要件）を超える流動性リスクに関する特定の資本要件は存在しない。かかる通達はまた、第５章に含まれる資本の自己評価の過程および監督上の見直しの過程において実行された行動を報告する必要性にも言及しており、これはすべて、その内部資本がその現在および将来の活動を補填するのに十分であるかどうかを評価するためのものである。

現在、更新版のバーゼルⅢの流動性および支払能力に関する文書「銀行および銀行システムを強化するための世界的な規制の枠組み」ならびに「バーゼルⅢ：計量に関する国際的な枠組み」の公表に伴い、流動性リスクの基準および監視が、流動性の計量および管理のより効率的なパラメーターを保証する指針となる新たな措置となっている。2013年１月１日、バーゼル委員会は、「流動性ヘッジ比率および流動性リスク管理ツール」を公表し、これにより短期流動性比率の定義付けおよび監視が前進した。また、これは2014年１月12日における「市場に基づく流動性指標の監督ガイダンス」により補足された。

かかる方面において、2015年１月17日に流動性カバレッジ比率（LCR）に関し、欧州議会および欧州理事会の2013年自己資本規制（CRR）第575号を修正する、2015年委任規則第61号が公表され、2015年10月１日から60%、2016年１月１日から70%、2017年１月１日から80%、また2018年１月１日には完全な適用（100%）となるよう義務付けられた。

2014年１月、長期流動性比率の定義および計算に関する協議書類「バーゼルⅢ：安定調達比率（NSFR）」が公表され、2014年４月11日までの協議段階を経て、2014年10月に最終文書が公表された。これにより、安定調達比率の最低水準の計算が必要となっている。2019年規則第876号は2019年６月に公表され、2021年６月末から同比率の報告に関する新たな雛形が公表されるまで適用される予定である。

2013年およびその翌年以降の活動中、当公庫は追加の流動性管理として、短期流動性比率および長期流動性比率の計算を毎月行った。当公庫は、すべての期間において将来適用される制限の範囲内に収まる結果を得た。

さらに、2015年およびその翌年以降を見越して、また2014年10月にBISにより公表された「バーゼルⅢ：安定調達比率」ならびに各時点で有効な定義および基準に基づき、四半期毎にその結果が計算され、安定調達比率に関する１年後（2020年まで）の様々なシナリオを導入したICOの残高が提供される。

ICOでは、流動性リスクの報告、監視、管理を担当する組織構造が明確に定められている。

貸借対照表上の流動性リスクを監視するために用いられている計量化技法は、流動性ギャップである。この流動性ギャップは、キャッシュフローを生じさせるすべてのオンバランス項目およびオフバランス項目について実際の実行日の資金の流入と流出の差額に関する情報を、毎日、12ヶ月を上限とする期間において提供する。

流動性ギャップは１週間、１ヶ月、３ヶ月および６ヶ月の期間で計量化されている。それぞれの期間において、当公庫の負債合計の次の割合を越えてはならない。１週間期間については0.5%以内、１ヶ月期間については１％以内、３ヶ月期間については2.5%以内および６ヶ月期間については５％以内である。

短期流動性の監視は、毎日行われる。限度額の監視および管理も１週間、１ヶ月、３ヶ月および６ヶ月の単位で毎週および月末に行われる。

ICOは流動性の危機的水準の予測が可能となる計量化された限度額および警報システムを設定した。

また、流動性リスクを低減するために基本的な資金調達源を多角化する方針を採り、年次資金調達計画の必要資金額および資金調達日についての情報を確立するために、新規事業活動の予定を含む流動性を定期的に見直している。

同様に、ストレスシナリオにおいて財務資源を用いる際の参考として優先順位を規定する流動性コンティンジェンシー・プランが、2018年２月27日に理事会によって承認された。

ICOは通常、銀行間取引市場、レポおよび同時流動性ならびに大規模あるいは小口の負債性証券の発行等、流動性を様々な方法で調達する。

アメリカのサブプライム市場不況に端を発する国際および国内市場に影響を与えた金融危機は、金融市場に著しい低迷を引き起こし、国内外の金融法人の資金調達のための資源を著しく減少させた。結果として、銀行間取引市場または負債性証券の発行を通じての資金調達にも深刻な影響を及ぼした。

この新たな状況のため、ICOは、期日に間に合う正確な支払義務、また、戦略的な経営、投資および成長目標を達成するための確実な流動性にするために、従前と同様に2019年を通してもこの新たな状況に適応するための決断をした。これらの方策により、2020年においてもICOの流動性の欠乏は見込まれていない。

**ユーロ建て取引およびデリバティブヘッジの満期分析**

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の金融資産および金融負債として認識されるユーロ建てデリバティブにおける契約満期（デリバティブ内蔵ハイブリッド金融商品を除く。）、および金融デリバティブとみなされるローン契約（現金、またはその他の金融資産により調整の上、決済される契約であって、当公庫のキャッシュフローの見積りを理解するために満期を最も重要とするもの。）を概念的に示したものである。

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | 1年未満 | 1～5年 | 6～10年 | 11～15年 | 16～20年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **売買目的保有のデリバティブ** | 259,464 | 230,384 | 315,133 | － | － | **804,981** |
| －そのうち:デリバティブとしてみなす貸付承諾 | | | | | | |
| **デリバティブヘッジ** | 4,525,140 | 6,413,078 | 1,008,134 | 241,004 | 18,623 | **12,205,979** |
| | **4,784,604** | **6,643,462** | **1,323,267** | **241,004** | **18,623** | **13,010,960** |

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | 1年未満 | 1～5年 | 6～10年 | 11～15年 | 16～20年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **売買目的保有のデリバティブ** | 177,684 | 320,008 | 343,260 | － | － | **840,952** |
| －そのうち:デリバティブとしてみなす貸付承諾 | | | | | | |
| **デリバティブヘッジ** | 5,514,585 | 3,540,420 | 955,153 | 275,711 | 2,552 | **10,288,421** |
| | **5,692,269** | **3,880,428** | **1,298,413** | **275,711** | **2,552** | **11,129,373** |

上記の表に記載された情報は、以下の点に注意を要する。

・支払時期を相手方が選択できる場合、当該デリバティブは当公庫への支払を要求される第１ピリオドに割り当てられる。

・上記の表に記載された金額は、値引きされていない契約額である。金利スワップは、差額による決済の場合はその純額で、デリバティブとみなされるローン契約はその総額で、およびその他すべての金融デリバティブは、差額により決済されず、その換算契約額で記載されている。

・インデックスの実績により決定される等の理由により報告日に契約額が明記されていないデリバティブは、残存期日を分類することを目的とする上記の表においては、それぞれ2019年および2018年12月31日現在の主導的状況を基礎として決定された。

流動性GAPによる分析

流動性マネジメントの目的は、事業体が必要性をカバーするための適切な流動性水準を短期的にも長期的にも維持し、損益計算書における費用の影響を最適化するよう確実にすることである。

収支上の流動性プロファイルは、少なくとも今後12ヶ月間の統制、経営陣への情報提供および資金需要の分析のために毎日監視されており、また当該期間に予測される活動をカバーするため、資金需要の分析にシナリオを組み込んでいる。

上述のように、ICOの流動性マネジメントは、収支における事業の契約上の満期により生じる流入と流出との差異（流動性ギャップ）の分析を基盤としている。この分析は、事業体が利用可能な異なる資金調達源を用いて、得る必要のある資金額に関する必要な情報を提供する。

また、当公庫は、必要な場合には、欧州中央銀行に対する割引を通じて直ちに流動性を得られる質の高い流動資産のバッファーを維持している。以下の２つの目的のため、当公庫が流動性準備金として使用できる資産残高は、マイナスの流動性ギャップを十分にカバーできる。

－流動性ギャップをカバーするために必要な資金額およびかかる資金を得る時期を計画する際の柔軟性に寄与する。

－市場の緊張または危機的状況の可能性に対処するための安全バッファー。

以下の表は、異なる満期の流動性の流入と流出を比較したものである（部分的流動性ギャップおよび累積流動性ギャップ）。外貨による流入および流出はその額に相当する当該通貨で表されている。

さらに、流動資産残高および流動性ギャップに対するカバレッジ水準の推移は、異なる期間について組み込まれている。

**2019年12月31日現在**

（単位：千ユーロ）

| | １ヶ月未満 | １～３ヶ月 | ３～６ヶ月 | ６～12ヶ月 | １～２年 | ２～５年 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ユーロによる流入相当額 | 3,178,013 | 2,700,315 | 4,255,728 | 5,066,752 | 6,894,136 | 11,432,780 | 6,907,400 |
| ユーロによる流出相当額 | -3,684,756 | -4,377,907 | -4,139,032 | -4,163,049 | -7,417,998 | -7,252,399 | -2,844,975 |
| 部分的流動性ギャップ | -506,743 | -1,677,592 | 116,696 | 903,703 | -523,862 | 4,180,381 | 4,062,425 |
| 累積流動性ギャップ | -506,743 | -2,184,335 | -2,067,639 | -1,163,936 | -1,687,798 | 2,492,583 | 6,555,008 |
| 流動性の高い資産のバッファー | 6,025,462 | 6,107,588 | 6,110,296 | 5,532,135 | 4,011,824 | 111,532 | － |
| 流動資産のバッファーおよび累積流動性ギャップの差異 | 5,518,719 | 3,923,253 | 4,042,657 | 4,368,199 | 2,324,026 | 2,381,051 | 6,555,008 |
| マイナスの累積流動性ギャップに対する流動資産のバッファーのカバレッジ比率 | 1189% | 280% | 296% | 475% | 238% | n.a. | n.a. |

**2018年12月31日現在**

（単位：千ユーロ）

| | １ヶ月未満 | １～３ヶ月 | ３～６ヶ月 | ６～12ヶ月 | １～２年 | ２～５年 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ユーロによる流入相当額 | 6,976,624 | 2,593,682 | 2,920,046 | 5,430,434 | 7,873,834 | 13,458,668 | 6,614,182 |
| ユーロによる流出相当額 | -7,346,182 | -1,563,840 | -5,552,088 | -5,090,123 | -6,638,710 | -10,106,881 | -3,101,153 |
| 部分的流動性ギャップ | -369,558 | 1,029,842 | -2,632,042 | 340,311 | 1,235,124 | 3,351,787 | 3,513,029 |
| 累積流動性ギャップ | -369,558 | 660,284 | -1,971,758 | -1,631,447 | -396,323 | 2,955,464 | 6,468,493 |
| 流動性の高い資産のバッファー | 7,405,589 | 8,180,089 | 8,495,880 | 8,529,226 | 6,025,420 | 281,222 | － |
| 流動資産のバッファーおよび累積流動性ギャップの差異 | 7,036,031 | 8,840,373 | 6,524,122 | 6,897,779 | 5,629,097 | 3,236,686 | 6,468,493 |
| マイナスの累積流動性ギャップに対する流動資産のバッファーのカバレッジ比率 | 2004% | n.a. | 431% | 523% | 1520% | n.a. | n.a. |

これらの表から分かるように、マイナスの累積流動性ギャップは、利用可能な流動資産のバッファーによりカバーされている。

また、ECBの方針上、割引により非常に短期的に流動性が確保できる別の種類の適格担保資産がある。取得できる潜在的な流動性は、2019年および2018年12月時点でそれぞれ1,234,136千ユーロおよび829,631千ユーロであった。

## 5.4　ICOにおける市場リスク

上述のように、市場リスクは二つの大きなグループに分類することができる。貸借対照表または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオ・リスクである。ICOは内部方針として、現在のところ取引ポートフォリオの最小化を図っており、現行の会計法規の適用によりヘッジまたは投資に分類することができないものだけを保有している。したがって、当公庫の市場リスクはほぼすべて通常の業務から生じるものとなっている。

（1）標準的基準

金利および為替の変動へのエクスポージャーが具体化される標準的基準は、利益率と支払能力の二つからなる。

利益率　：ICOにおいては、主に損益計算書に基づき計算され、関連する変数は利息または金融業務の利ざやである。

支払能力：当公庫の資本はその借り手にとっては主たる保証といえる。資本または株式資本の価額は支払能力を測定するための重要な基準である。

以上を考慮の上、下記が存在する場合、ICOは、ａ）年間の利ざや感応度、ｂ）純資本価値の感応度、およびｃ）仮想取引ポートフォリオの「想定最大損失額」の計算という３本柱に基づき市場リスク計量化システムを実行する。

（2）計量化技法

利ざやに関するリスク残を計量化するために、2015年より前までは加重平均返済期限分離ギャップ法が使用されていた。これは資産額と負債額の差額および12ヶ月以内に返済期限が到来するかまたは更新される金利の付されたオフバランス取引を、それらが利ざやに影響を及ぼす期間で加重平均して計算される。

資本の感応度を計量化するために、2015年より前まではデュレーション・ギャップ法が使用されていた。デュレーション・ギャップは資産および負債の残存期間の差異として得ることができ、差異が求められると感応度ギャップの計算が可能となる。

両方法は、2014年半ばに利息収益および純資産に基づく他のシミュレーションに変更された。

想定最大損失額については、ポートフォリオの種類によってその計量化の方法が決定され、パラメトリック法、ヒストリカルシミュレーション法およびモンテカルロ法に基づくことができる。

（3）リスクの程度

ICOが負うリスクの程度の決定は、リスク会計局長の提案に基づき上級経営陣がその責任を負い、ICO独自の特徴に応じて許容限度を設定する。かかる許容限度は定期的に見直される。

利ざや感応度の限度を評価するため、市場カーブに基づき算出されたインプリシット・レートおよび低下シナリオでは-１％のフロアを採用し±200ベーシス・ポイントの増減を採用するレートに基づき推定する。両計算の差異の絶対値は推定感応度となり、かかる値は-35百万ユーロを超えてシミュレーションされた利ざやの減少を示すことはできない。

ユーロ／米ドルおよびユーロ／英ポンドの為替変動に対する利ざや感応度を決定するため、±10%の変動率が想定される。

為替リスクは、いかなる場合も利ざやについて設定された世界的な限度である25%を超えてはならない。

かかる金利変動に伴う±200ベーシス・ポイントの変動を採用した結果、2019年12月31日現在におけるICOの利ざやの感応度は、合計-11.61百万ユーロであり、このうちユーロにおける収支は-6.82百万ユーロ、米ドルにおける収支は-2,673千ユーロ、英ポンドにおける収支は-45千ユーロで

あった。為替感応度（米ドル／ユーロおよび英ポンド／ユーロにおいて変動率±10%）は、米ドルが-1,961千ユーロ、英ポンドが-114千ユーロであった。

純資産価値感応度の限度を設定するため、残高の現在価値は、市場カーブおよび直近の満期ついては金利の低下シナリオで-１%をフロアとし（20年以上の満期については、フロアは０%に達するまで毎年５ベーシス・ポイント上昇する。）、±200ベーシス・ポイントの増減を採用する別のカーブを通じて算出される。かかる絶対値フロアは変動する。双方の価値の差異は、絶対値における残高の純資産価値感応度と見なされる。純資産価値に占めるこの変動の割合（%）は、想定純資産価値の10%を超えて減少することはない。

ユーロ／米ドルおよびユーロ／英ポンドの為替変動に対する純資産価値感応度を決定するため、±10%の変動率が想定される。

2019年12月31日現在、ICOの純資産の感応度は、合計-5.22%に達し、このうちユーロ金利が-4.68%、米ドル金利が-0.24%、英ポンド金利が-0.03%であった。為替感応度は、米ドルが-0.22%、英ポンドが-0.05%であった。

（４）リスクの修正

効果的なリスク管理の最後の手段として、満期およびデュレーション・ギャップをその時々に求められるリスク価値に当てはめて修正する方法がある。その結果、オンバランスおよびオフバランスの金融商品は、市況に基づき、同目的上付与された権限の範囲内での経営陣の判断ならびに収支管理部、金融および戦略統括管理、または事業委員会に従い、使用される。

当公庫が2019年12月31日現在の貸借対照表で使用した主要通貨はユーロ、米ドルおよび英ポンドであり、かかる通貨建ての取引が負債全体の95.1%を占め、そのうちユーロ建てが約72%、米ドル建てが23%超となっている。

貸借対照表の資産を見ると、ユーロが全体の約92.7%と集中しており、米ドルは5.7%超である。一方、他の通貨は、残りに分配される。

当公庫が利用するユーロおよび米ドル以外の通貨について、その残高は実質的に金利リスクまたは為替リスクを排除しているが、これは、当該通貨建てで資金調達を行い為替変動を完全にカバーするデリバティブを用いてユーロ建てに転換するため、または、特定の資産の資金調達が当該リスクを回避するよう企図されているためである。

リスク限度、リスクの監視および定期的な遵守の管理の設定に加え、ICOは、関連ある金融変数の動きの異なるシナリオが利ざやまたは純資本価値に及ぼす影響を精査するために、リスクの計量化、管理および制御のために適用する統一システムを確立している。したがって、ICOは、例えば、市場における金利カーブまたはストレスの状況が平行移動しない場合にICOの分析サービスにより提供される将来見積りを用いる等、複数のシナリオにおいて制御された変数が被る変化を定期的に監視する。

### 5.5 ICOにおける信用リスク

すでに述べている通り、当公庫では信用リスクを二つの大きなグループに分類している。相手方リスクとカントリー・リスクである。

相手方リスクには、オンバランスまたはオフバランスで行われる信用機関との取引が含まれる。取引の管理と取引により発生するリスクの管理とをリアルタイムで統合するシステムにより、モニタリング活動が行われ、担当者にいつでも利用可能な相手方信用枠について最新の情報を提供している。

ICO内の管轄機関は、市場価格による取引の評価額に将来のリスクまたは追加リスク（取引の額面価額に対する割合として計量化され、取引期間中の信頼水準95%の潜在的最大損失として計算され

る。）を加えた数値に基づいて相手方信用枠を使用する手法を定めて、これを承認した。この手法は定期的に見直され、最低半期に一度の頻度で追加リスクが調整される。

また、ICOの理事会は、相手方信用枠の設定に関する基本基準を半年毎に承認し、各相手方信用枠の個別分析をする。かかる相手方信用枠は、ICOの取引の特徴により、現金取引のための相手方信用枠と仲介取引のための相手方信用枠という二つのグループに大別される。仲介取引では、ICOは例えば事業枠および起業家枠または国際化枠のように異なる事業体が締結した貸付枠の契約を通じて異なる投資プロジェクトに貸付けている。

ICOが契約したデリバティブを伴う取引の相手方は信用度が高く、そのうちの約100%もの相手方が格付機関より投資適格の格付を取得している。これらの相手方金融機関はスペイン内外で営業を行っている。

仲介および直接融資の分野におけるICOの信用機関との活動は、カウンターパーティー（うち約95%が投資適格の格付を保有している。）と行われている。

コーポレート信用リスクについて、ICOは承認、監視および警戒解除という別々の評価および管理体制を有している。

「承認」プロセスでは、当公庫は、継続事業評価に基づき企業および事業を分析し、リスクおよび潜在的な顧客についての意見書を発行するために保証を分析するが、これらは事業委員会または理事会による適切な意思決定の基礎となる。

「監視」プロセスは、当公庫の貸付ポートフォリオが最高の品質を有していること、すなわち、貸付が合意された日に決められた通りに返済されることの実現を目的としている。取引に影響を及ぼす事由は顧客およびそのグループの格付にも影響を及ぼすため、基本的な監視対象は取引ではなく顧客である。この監視プロセスは、経済的および財政的な状態の定期的な見直しならびに意思決定のための支援ツールの更新の継続を用いた恒久的な管理により実現される。そしてそれは、警告の兆候を見つけることも、供与された資金の返済を最大にするために問題のあるリスクに対する行動計画を促進することも可能にする。

最後に、「監視およびリテールの警戒解除」分野の警戒解除の役割の重点は、電話、郵便またはEメールを通じて、債務不履行となった業務の債権回収をすることにある。また、かかる業務が訴訟の段階に入った場合における支払合意の交渉および債権者の入札における当公庫の票を確立するための入札にかけられた業務の調査にも焦点をあてている。

信用リスクについては、カントリー・リスクとして知られるリスクについて特記しなければならない。カントリー・リスクは、地理的、政治的および法的に「国家」として定義される地域に帰属していることを特徴とした相手方すべての支払能力に関するものである。

これに関連して、ICOは、現行の規則に沿ったカントリー・リスク計量化技法を承認している。これは、複数の基準に基づいてリスク・グループ別に国を評価するという目的に沿ったものである。これにより、カントリー・リスクのための引当を行う際の明確な基準が得られ、直接信用供与を評価し、非居住者貸付のポートフォリオを分別する。国家をリスク・グループに分類するに当たっては、格付機関と経済協力開発機構（OECD）およびスペイン輸出信用機関（CESCE）の評価をその情報源として使用している。

### 5.6 ICOにおけるオペレーション・リスク

特に新自己資本比率規制（バーゼルIII）を考慮した場合、オペレーション・リスクの計量化および管理がよりいっそう重要となる。このリスクには、業務を実際に行う過程で生じる不適切な処理、不正確な記録、システムの不具合等に起因するリスク、法的リスクおよび損失リスクが含まれる。

**この領域においては、オペレーション・リスクの取扱いを容易にする一定の手段が開発されており、管理委員会および活動指標の毎月の監視方針、プロセスおよび内部手続きの開発、顧客および事業を監視する方針の定義、事故の内部管理ならびに既存の危機管理計画が特筆される。また、内外の監査人により実行される監査手続きおよび監査業務の定期的な管理も強調されるべき点である。**

次へ

## 5.7 企業に関する既存の信用リスク

### 5.7.1 産業別の分類

産業別の分類によると、既存のリスク(*)の分布は以下の通りである。

（単位：百万ユーロ）

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 割合(%) | 金額 | 割合(%) |
| **不動産投資** | **561** | **5** | **703** | **6** |
| 公共販売住宅の建設 | 7 | 0 | 9 | 0 |
| 公共賃貸住宅の建設 | 379 | 3 | 433 | 4 |
| 土地の取得および開発 | 175 | 2 | 231 | 2 |
| その他 | ― | ― | 30 | 0 |
| **有形固定資産投資** | **8,042** | **73** | **7,085** | **67** |
| 再生可能エネルギー | 1,545 | 14 | 1,015 | 9 |
| 水道インフラ | 172 | 2 | 200 | 2 |
| 電力インフラ | 958 | 9 | 657 | 6 |
| ガスおよび化石燃料インフラ | 855 | 8 | 589 | 6 |
| 輸送インフラ | 3,520 | 32 | 3,965 | 38 |
| 観光・娯楽産業 | 35 | 0 | 20 | 0 |
| 医療／保健事業インフラ | 112 | 1 | 141 | 1 |
| 電気通信事業 | 50 | 0 | 0 | 0 |
| オーディオ機器の生産および展示 | 22 | 0 | 17 | 0 |
| 産業地区その他の建設 | 10 | 0 | 4 | 0 |
| その他 | 745 | 7 | 371 | 4 |
| 調査開発の物資に対する投資 | 18 | 0 | 16 | 0 |
| ICO融資ライン 自治体 代理店 | ― | ― | 90 | 1 |
| **企業買収** | **340** | **3** | **104** | **1** |
| **一般的企業ニーズ** | **132** | **1** | **707** | **6** |
| **債務の再編** | **1,150** | **10** | **768** | **7** |
| **一般国家予算** | **840** | **8** | **1,174** | **11** |
| **金融仲介サービス** | ― | ― | **186** | **2** |
| | **11,065** | **100** | **10,727** | **100** |

*(*) 評価調整または減損損失（「その他の金融資産」を除く。）を除く顧客への貸付金を含む。また、顧客に対する金融保証ならびに貸付金および未収金として公的機関が分類した居住者の負債性証券を含む。*

2019年および2018年12月31日現在の総エクスポージャーは、主に三つの分野に集中している。「有形固定資産投資」が全リスクに対して占める割合は、2019年は73%（2018年は67%）であり、「債務の再編」分野は、2019年は全リスクの10%（2018年は７%）、「一般国家予算」は８%（2018年は11%）であった。

「有形固定資産投資」分野において、2019年のリスクの32%（2018年は38%）を占めた「輸送インフラ」による影響は強調すべき点である。

### 5.7.2 金融投資の地域別の分類

2019年12月31日現在の全リスクは、79%が8,796百万ユーロとなったスペイン国内における投資活動への融資に関するものであり（2018年現在は8,811百万ユーロであり、82%）、21%がその他の国における投資プロジェクトへの融資に関するものであった。

2019年の自治体毎の国土における投資計画のリスク分布については、アンダルシア州およびバレンシア州が７%、マドリッド州が６%、カタルーニャ州が５%ならびにエストレマドラ州が４%（2018年は、それぞれ８%、７%、７%、７%および２%）となった。

国際市場で行われた取引の2019年および2018年12月31日現在の分布は、国外の既存リスクに従い、以下の通りである。

（単位：百万ユーロ）

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 割合(%) | 金額 | 割合(%) |
| 欧州経済共同体(EEC) | 588 | 26 | 406 | 21 |
| 中南米 | 628 | 28 | 589 | 31 |
| 米国 | 122 | 5 | 152 | 8 |
| EU加盟国以外の欧州諸国 | 30 | 1 | ― | ― |
| その他 | 901 | 40 | 769 | 40 |
| | **2,269** | **100** | **1,916** | **100** |

## 5.8 供給者に対する支払遅延に関する情報

スペイン会計士協会（ICAC）の2018年１月29日決議が、年次財務書類の注記に含められるべき商取引における供給者に対する支払遅延に係る情報に関して制定し、商取引における支払遅延に対する措置を定めた2010年７月５日法律第15号（2004年12月29日法律第３号を修正するもの。）に従い、当公庫は下記の点を指摘しなければならない。

・ICOの中核事業（金融活動）の内容を踏まえ、本注記に記載されている支払遅延に関する情報は、ICOにサービスを提供している業者に対する支払ならびにICOの証券の預託者および保有者を除く民間供給者に対する支払のみに関連するものとなっている。後者に関しては、要求があり次第支払期日が到来する債務および繰延払債務のいずれの支払も、その契約上および法律上の支払期限までに適式に行われた。営業債権者とみなされない固定資産の供給者等、供給者に対する支払に関して提供される一切の情報についても、前述のICAC決議の規定に従うかかる義務的な開示の範囲から除外されない。

・2010年７月５日法律第15号により義務付けられている、以下に示される当公庫の民間供給者およびサービス提供業者に関する情報に関して、2018年１月29日ICAC決議の第６条に含まれるものを勘案し、前段落に定義される範囲で、かかる規制により情報が要求されている。

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|

| （単位：日） | | |
|---|---|---|
| 支払事業の比率 | 7 | 7 |
| 未払事業の比率 | 3.5 | 3.5 |
| **供給者に対する平均支払期間** | 6.75 | 6.75 |

| （単位：千ユーロ） | | |
|---|---|---|
| **支払額合計** | **22,575** | **25,303** |
| **未払額合計** | **701** | **1,298** |

上記の情報を詳細に述べると、当グループ会社間の債権・債務に係る支払は、上記のデータから除かれている。

### 5.9 リスクの集中およびICOのその他の特定の規制

2019年および2018年12月31日現在、当グループは、当公庫の定款の規定に従い、適用される規制（2013年EU規則第575号第４部および2008年スペイン中央銀行通達第３号）に定められた大規模エクスポージャーの制限を免除されている。

2012年３月31日勅令第12号は、EU加盟国に所在する信用機関のエクスポージャーの当公庫における取扱いを確立した。

## 5.10 建設および不動産開発のための融資に関する情報および関連する担保実行資産

不動産リスクポートフォリオの方針および戦略に関して、当公庫はかかる種類の商品につきいくつかの方針（例えば経験豊富な開発者、認定販売の割合、独立した専門家による賃貸需要のデータ）からなる承認プロセスを有し、プロジェクトの経済的および財政的実現可能性を評価している。

認証された仕事に対する支払は後に有効化および管理され、建設経過は監督され、販売は管理されている。

さらに、取引を首尾よく完了させることのできる解決策を提案する目的の下、現在未払いがある顧客の支払を困難にしている理由を発見するために調査がなされてきた。

以下の表は、建設および不動産開発に対する融資について詳述したものである。

建設および不動産開発ならびに関連するヘッジのために提供された融資

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | | 2018年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総額 | 担保超過分 | 特定の引当金 | 総額 | 担保超過分 | 特定の引当金 |
| 不動産融資： | 544,338 | | 230,547 | 595,603 | － | 256,430 |
| －そのうち：破綻懸念先 | 120,529 | | 118,200 | 142,710 | － | 136,871 |
| 備忘事項： | | | | | | |
| 債務不履行貸付 | － | － | － | － | － | － |

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 備忘事項: | | |
| 地方自治政府を除く顧客への貸付金合計 | 7,569,310 | 7,196,965 |
| 資産合計 | 31,822,825 | 36,236,581 |
| 標準リスク引当金合計 | 31,190 | 29,805 |

2019年12月31日現在の建設および不動産開発のための合計融資は、貸借対照表合計の1.71%（2018年12月31日現在は1.64%）を占めている。

－建設および不動産開発のための融資（総額）

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **1.不動産担保なし** | **157,454** | **180,691** |
| **2.不動産担保付** | **386,884** | **414,912** |
| 2.1　完成された建物 | 376,739 | 404,128 |
| 2.1.1　住宅 | 376,739 | 404,128 |
| 2.1.2　その他 | － | － |
| 2.2　建築中の建物 | 10,145 | 10,784 |
| 2.2.1　住宅 | 10,145 | 10,784 |
| 2.2.2　その他 | － | － |
| 2.3　土地 | － | － |
| 2.3.1　開発済みの土地 | － | － |
| 2.3.2　その他の土地 | － | － |
| **合計** | **544,338** | **595,603** |

－住宅購入ローン

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 総額 | そのうち：破綻懸念先 | 総額 | そのうち：破綻懸念先 |
| 住宅ローン | 13,727 | － | 14,333 | － |
| 不動産担保なし | 13,123 | － | 12,757 | － |
| 不動産担保付 | 604 | － | 1,576 | － |

－不動産担保付の住宅購入ローン（最新の入手可能な査定額のリスクの割合（LTV））

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | LTV 40%未満 | LTV 40%超60%未満 | LTV 60%超80%未満 | LTV 80%超100%未満 | LTV 100%超 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総額 | 453 | 55 | 96 | ― | ― |
| そのうち：破綻懸念先 | | | | | |

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | LTV 40%未満 | LTV 40%超60%未満 | LTV 60%超80%未満 | LTV 80%超100%未満 | LTV 100%超 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総額 | 1,018 | 338 | 220 | ― | ― |
| そのうち：破綻懸念先 | | | | | |

－不動産建設および開発債務の清算において受領した担保実行資産

当公庫の貸借対照表（注記17を参照のこと。）記載の担保実行資産はいずれも、建設会社および不動産開発業者に対して提供された融資または住宅購入のために一般家庭に対して提供されたモーゲージローンに起因するものではなく、当該資産を保有する非連結企業の株式、かかる会社への投資または融資で構成されるものでもない。

次へ

## 5.11　当公庫の借換済業務および再構築済業務に関する情報

2013年スペイン中央銀行通達第６号において公開および留保された金融情報に関するルールについて要求されている通り、次の表に2019年および2018年12月31日現在の借換済業務および再構築済業務に関する詳細な情報（総額）が記載されている。

**2019年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）**

| | 物上保証 | 物上保証なし | 合計 | ヘッジ合計 |
|---|---|---|---|---|
| 公的機関 | 1,473 | 183,605 | 185,078 | 73,987 |
| 不良 | ― | 43,738 | 43,738 | 43,738 |
| 金融企業（金融資産） | | | | |
| 不良 | | | | |
| 非金融企業および産業事業 | 738,996 | 101,341 | 840,337 | 291,075 |
| 不良 | 275,580 | 19,718 | 295,298 | 265,949 |
| 通常 | 7,789 | ― | 7,789 | 4,613 |
| 不良不動産 | 3,529 | ― | 3,529 | 3,437 |
| その他個人 | 459 | 6 | 465 | ― |
| **合計** | **740,928** | **284,952** | **1,025,880** | **365,062** |

**2018年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）**

| | 物上保証 | 物上保証なし | 合計 | ヘッジ合計 |
|---|---|---|---|---|
| 公的機関 | 5,211 | 322,399 | 327,610 | 84,213 |
| 不良 | 792 | 45,275 | 46,067 | 46,067 |
| 金融企業（金融資産） | 21,845 | 10,396 | 32,241 | 19,211 |
| 不良 | 21,845 | ― | 21,845 | 19,211 |
| 非金融企業および産業事業 | 984,303 | 261,953 | 1,246,256 | 427,270 |
| 不良 | 317,955 | 89,819 | 407,774 | 380,656 |
| 通常 | 8,007 | ― | 8,007 | 4,816 |
| 不良不動産 | 3,538 | ― | 3,538 | 1,216 |
| その他個人 | 701 | 57 | 758 | ― |
| **合計** | **1,012,060** | **594,805** | **1,606,865** | **530,694** |

## 注記６　現金、中央銀行等への預金および要求払預金

2019年および2018年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 手元の現金 | 13 | 13 |
| スペイン中央銀行にある現金 | 709,633 | 1,408,355 |
| 法定預金準備金 | 709,633 | 1,408,355 |
| その他の要求払預金 | 74,958 | 261,118 |
| | **784,604** | **1,669,486** |

**注記７　売買目的保有の金融資産および金融負債**

2019年および2018年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高総額は、デリバティブ取引からなる。

デリバティブ取引を伴う取引は、当公庫が貸借対照表上のポジションを包括的に管理するが、ヘッジ商品に指定されるための規範的要件を満たしておらず、そのため取引ポートフォリオに分類される商品を主に対象としている。

以下は、2019年および2018年12月31日現在の当グループのデリバティブ取引の公正価額およびその名目元本（当該デリバティブに係る将来の支払額および回収額のベースとなる金額）をデリバティブの種類毎に示したものである。

（単位：千ユーロ）

| | 名目元本 | | 資　産 | | 負　債 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| **市場別：** | | | | | | |
| 組織的市場 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 非組織的市場 | 804,981 | 839,894 | 69,407 | 109,154 | 69,313 | 104,885 |
| | **804,981** | **839,894** | **69,407** | **109,154** | **69,313** | **104,885** |
| **商品別：** | | | | | | |
| スワップ | 804,981 | 839,894 | 69,407 | 109,154 | 69,313 | 104,885 |
| | **804,981** | **839,894** | **69,407** | **109,154** | **69,313** | **104,885** |
| **相手方別：** | | | | | | |
| 信用機関 | 532,075 | 508,091 | ― | 1,678 | 69,313 | 104,885 |
| その他の信用機関 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| その他の部門 | 272,906 | 331,803 | 69,407 | 107,476 | ― | ― |
| | **804,981** | **839,894** | **69,407** | **109,154** | **69,313** | **104,885** |
| **リスク別：** | | | | | | |
| 為替リスク | 753,346 | 784,629 | 65,526 | 104,555 | 65,550 | 100,437 |
| 金利リスク | 51,635 | 55,265 | 3,881 | 4,599 | 3,763 | 4,448 |
| | **804,981** | **839,894** | **69,407** | **109,154** | **69,313** | **104,885** |

公正価額は、2019年および2018年を100%として計算されており、貨幣市場および公債のインプリシット・カーブを参照している。

2019年および2018年12月31日現在、公正価額で評価し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮した取引ポートフォリオの分類は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | | 2018年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
| 売買目的保有デリバティブの資産 | ― | 69,407 | ― | ― | 109,154 | ― |
| 売買目的保有デリバティブの負債 | ― | 69,313 | ― | ― | 104,885 | ― |

以下の表は、2019年および2018年における、当公庫の未実現の利益および損失に関連する取引ポートフォリオに含まれる金融資産の公正価額の変動について、損益計算書に計上されている額を示す（注記30を参照のこと。）。公正価値が活発な市場において公表された文献リストとして考慮して評価された金融資産（レベル１）、変動が市場において観察可能なデータから取得された評価手法により計算される金融資産（レベル２）、そしてその他（レベル３）と区別される。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | | 2018年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益 | 損失 | 純額 | 利益 | 損失 | 純額 |
| レベル１ | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| レベル２ | 110,436 | 109,845 | 591 | 116,613 | 115,590 | 1,023 |
| レベル３ | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

2019年および2018年におけるレベル２に分類されたデリバティブの公正価額の変動は、もっぱらレベル間の再分類を行わない評価手法の適用による売買および公正価額の変動が原因であった。

**注記８　損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産**

2019年および2018年12月31日現在、本項目に含まれる貸借対照表上の金額の内訳は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 持分証券 | ― | 21,580 |
| 負債性証券 | ― | ― |

2019年12月31日現在、本項目は、100%の会計ヘッジ（40,167千ユーロ）を有する懸念リスクとして分類された負債性証券を含む。

2019年、利益は損益計算書において1,984千ユーロの公正価額での評価で計上された（2018年は710千ユーロの利益）（注記31を参照のこと。）。

## 注記９　その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産

2019年および2018年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **持分証券:** | | |
| FONDICO PYME(1) | 82,159 | 78,324 |
| FONDICOインフラストラクチュラスII(2) | 74,222 | 165 |
| フォンディコ・グローバル(3) | 570,688 | 453,899 |
| フォンス・メディテラネア・フォンド・デ・カピタル・リエスゴ(4) | 9,345 | 6,641 |
| フォンド・マーガレット・MEH(5) | 67,716 | 53,936 |
| フォンド・カルボノ・エムプレサス・エスパニョラス(6) | ― | ― |
| FEI、フォンド・エウロペオ・デ・インベルシオネス(7) | 13,141 | 12,316 |
| SWIFT(8) | 4 | 4 |
| EDW(9) | 238 | 222 |
| フォンド・マーガレットII・ICO(10) | ― | 26,583 |
| FONDO AFS CESCE(11) | 10,038 | 10,000 |
| パルティシパシオネス・グルーポ・カビト(12) | ― | ― |
| | 827,551 | 642,090 |
| **負債性証券(13)** | 998,586 | 1,029,204 |
| | **1,826,137** | **1,671,294** |

2019年および2018年12月31日における、これらの金融商品の公正価額の変動である「その他の累積包括利益」項目の残高、純税効果額は、以下の通りである（注記21を参照のこと。）。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 負債性証券 | 2,777 | 9,884 |
| 持分証券 | 36,916 | 6,369 |
| | **39,693** | **16,253** |

2019年および2018年中のその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の変動は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 1,671,294 | 1,376,391 |
| 追加購入 | 203,780 | 188,504 |
| 売上および償却 | (66,677) | (900,709) |
| 公正価額の変動(注記21) | 23,440 | 19,566 |
| 引当金減損割当 | (5,700) | － |
| 2017年通達第４号の初回適用の変動。持分証券 | － | (28,859) |
| 2017年通達第４号の初回適用の変動。負債性証券 | － | 1,015,831 |
| 減損損失の変動(適用後) | － | 1,200 |
| 期末残高 | **1,826,137** | **1,671,294** |

(1) FONDICO Pyme。ベンチャー・キャピタル・ファンドは1993年５月に設立され、当公庫が唯一の出資者であり、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2018年12月31日現在においてICOによって拠出された金額は127,866千ユーロであった。2019年および2018年中に拠出金または返金に関連する変動はなかった。

(2) FONDICOインフラストラクチュラスⅡ。ニュー・ベンチャー・キャピタル・ファンドは2019年に設立され、当公庫が100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2019年、当公庫による拠出金は74,763千ユーロ（2018年は165千ユーロ）であった。

(3) フォンディコ・グローバル。ベンチャー・キャピタル・ファンドは2014年に設立され、当公庫が100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2019年、当公庫による拠出金は120,000千ユーロ（2018年は150,000千ユーロ）であった。2019年、ファンドは、拠出金の返金を通じて25,000千ユーロ（2018年は50,000千ユーロ）持分が減少した。ICOによって拠出された金額および払い戻される金額は、2019年12月31日において、528,000千ユーロであった。

(4) フォンス・メディテラネア。ファンドは2005年10月に設立され、当公庫ならびに公的および民間事業体がその出資者である。このファンドはスペインの会社がアフリカン・マグレブで展開するプロジェクトに投資するために設立された。このファンドへの割当は、2019年12月31日現在1,270千ユーロとなった実質資本合計（公正価額の変動は含まない。）の30%のヘッジ引当金を有している（2018年12月31日現在は1,270千ユーロ）。

(5) フォンド・マーガレット・MEH。主導的な欧州の公的信用機関が参加しており、これは、市場政策に基づく投資家へのリターンの原則と公共政策が定めた目標を同時に実現する目的で、気候変動と闘う欧州連合の主要政策を実施するための、インフラに対する投資促進を目指す欧州の株式ファンドである。最終的な清算による最終業績は、ファンドへの資金調達を行っているスペイン税務省により完全に保証されているため当公庫の損益計算書に影響を及ぼさないにもかかわらず、当該ファンドはICOによって管理されている。2019年、新たな拠出金は3,317千ユーロ行われた（2018年は新たな拠出金はなし）。2019年の資本参加の返金は1,268千ユーロ（2018年は15,044千ユーロ）として計上された。

(6) フォンド・カルボノ・エンプレサス・エスパニョラス・FC2E。2011年より運営を開始したファンドであり、当公庫が32.68%の持分を保有している。かかるファンドは2019年に清算された（2018年12月31日現在正味価格は０ユーロ）。かかる清算は14,789千ユーロの準備金の計上（資本に計上された累積損失）を意味した（注記20を参照のこと。）。

(7) FEI。2019年12月31日現在、欧州投資ファンドの総額の0.72%に相当する出資を行っている（2018年12月31日現在では0.72%）。2019年または2018年において、拠出金はなかった。2019年12月31日現在、支出額24,000千ユーロが未払いのままである。

(8) SWIFT。2008年よりかかる事業体の正式メンバーである当公庫は、かかる事業体に１株式出資している。

(9) EDW。2012年３月からのデータウェアハウス（EDW）企業への参加による3.70%。

(10) フォンド・マーガレットⅡ・ICO。フォンド・マーガレットⅡへの資本参加は2018年に設立された。ICOの当該ファンドへの参加は、マーガレットⅠとは異なり、ICO自身のためのものであり、自らの出資によるものであった。株式保有率は13.42%である。2018年、当公庫の拠出金は26,931千ユーロであった。2019年、このファンドは、清算したファンドから投資を獲得したFONDICOインフラストラクチュラスⅡの設立後、清算された。

(11) FONDO AFS CESCE。主な活動がCESCEの保証付きで商業送り状を値引きすることであるFONDO AFS Sicavへの13.16%の資本参加。2019年、当公庫の拠出金はなかった（2018年は10,000千ユーロ）。

(12)パルティシパシオネス・グルーポ・カビト。2019年、いくつかの融資業務への支払として、ICOはQUABITグループの株式数株を5,700千ユーロの額で処分した。これらの株式はすべて会計規定の対象であるため、その正味価値は０である。

(13)ICOは、流動性マネジメント政策および事業モデルの一環として、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に分類される負債性証券に投資することができる。一般に、これらは、スペインの信用機関が発行する固定利付証券および公債である。

かかる資産の満期別内訳は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| １年以内満期 | 998,586 | 1,029,204 |
| １年から２年満期 | | － |
| ２年から３年満期 | | － |
| ３年超満期 | | － |
| | **998,586** | **1,029,204** |

2019年および2018年12月31日現在、注記2.2.3に記載される公正価額レベルを考慮したその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の分類は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | | 2018年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
| 負債性証券 | 998,586 | | | 1,029,204 | | |
| 持分証券 | | 827,551 | | | 642,090 | |

2019年中、当公庫は、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の償却による利益（2018年には1,695千ユーロの利益）を、持分証券の売却結果として損益計算書に計上しなかった（注記29を参照のこと。）。

## 注記10　償却原価で評価した金融資産

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表上の本項目の構成は以下の通りである（減損損失およびその他評価調整額を含む。）。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 負債性証券(注記10.1) | 7,843,423 | 9,503,883 |
| 貸付金 | 20,626,023 | 22,497,970 |
| 信用機関(注記10.2) | 10,215,054 | 12,436,479 |
| 顧客(注記10.3) | 10,410,969 | 10,061,491 |
| | **28,469,446** | **32,001,853** |

以下は、信用リスクを補填するために計上された減損損失の変動ならびに金融資産（負債性証券）ポートフォリオにおける2019年および2018年の期首および期末現在の当該減損の累積額を表している。

（単位：千ユーロ）

| | カントリー・リスクのリスク | 特別監視に基づく懸念リスクおよび標準リスクの引当金 | 標準リスク引当金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| **2018年１月１日現在の残高** | **19,205** | **1,072,370** | **18,680** | **1,110,255** |
| 収益に課せられる割当 | ― | ― | 5,116 | 5,116 |
| 回収額 | (6,539) | (94,679) | ― | (101,218) |
| 資金の充当 | ― | (286,406) | ― | (286,406) |
| 2017年通達第４号の初回適用の変動 | (9,697) | 124,373 | 7,285 | 121,961 |
| その他の変動 | ― | 2,469 | ― | 2,469 |
| 為替差額の調整 | (81) | 33 | 6 | (42) |
| **2018年12月31日現在の残高** | **2,888** | **818,160** | **31,087** | **852,135** |
| 収益に課せられる割当 | 1,765 | 15,173 | 2,304 | 19,242 |
| 回収額 | (265) | (107,950) | (2,194) | (110,409) |
| 資金の充当 | ― | (108,895) | ― | (108,895) |
| その他の変動 | ― | ― | ― | ― |
| 為替差額の調整 | 35 | (314) | (7) | (286) |
| **2019年12月31日現在の残高** | **4,423** | **616,174** | **31,190** | **651,787** |

以下の表は、懸念リスクおよび決定基準に基づいた警戒リストにおける標準リスクにかかる引当金の詳細を表している。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 懸念リスクの引当金： | 438,868 | 597,041 |
| 不履行 | 108,867 | 239,525 |
| 不履行以外 | 330,001 | 357,516 |
| 警戒リストにおける履行リスクの引当金 | 177,306 | 221,119 |
| **合計** | **616,174** | **818,160** |

警戒リストにおける履行リスクの引当金は、2019年12月31日現在の1,202,721千ユーロの信用資産に相当する（2018年12月31日現在は1,703,499千ユーロ）。

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の信用リスクによって減損とみなされる貸付および受取債権に分類される金融資産につき、相手方別ならびに当該日付の未払金額別およびリスク年限からの経過期間別の内訳を示している。政府が保証する減損認識資産については注記10.3を参照のこと。

**2019年12月31日現在の減損認識資産**

（単位：千ユーロ）

| | 遅滞なし | 3ヶ月超6ヶ月以内 | 6ヶ月超9ヶ月以内 | 9ヶ月超12ヶ月以内 | 12ヶ月超15ヶ月以内 | 15ヶ月超18ヶ月以内 | 18ヶ月超21ヶ月以内 | 21ヶ月超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **相手方別：** | | | | | | | | | |
| 非金融企業 | 378,815 | — | — | — | — | 21,410 | 730 | 86,727 | 487,682 |

**2018年12月31日現在の減損認識資産**

（単位：千ユーロ）

| | 遅滞なし | 3ヶ月超6ヶ月以内 | 6ヶ月超9ヶ月以内 | 9ヶ月超12ヶ月以内 | 12ヶ月超15ヶ月以内 | 15ヶ月超18ヶ月以内 | 18ヶ月超21ヶ月以内 | 21ヶ月超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **相手方別：** | | | | | | | | | |
| 非金融企業 | 396,431 | 1,622 | — | — | 371 | — | 2,004 | 236,469 | 636,897 |

2019年12月31日現在、カントリー・リスクによる減損資産残高は212,406千ユーロであり、カントリー・リスク別のヘッジは4,423千ユーロ（2018年12月31日現在は192,528千ユーロ、ヘッジは2,888千ユーロ）である。

2019年および2018年の期限経過非減損資産はそれぞれ16,967千ユーロおよび3,163千ユーロとなり、これらの資産の両年度における経過期間は１ヶ月ないし３ヶ月である。

回収の可能性が低い（または回収できない）とみなされた場合、資産と計上されない減損金融資産の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 1,661,991 | 1,370,450 |
| 追加： | 69,708 | 325,615 |
| 回収の可能性が低い | 66,707 | 268,200 |
| その他の事由 | 3,001 | 57,415 |
| 回収： | (54,266) | (35,682) |
| 借換えまたはリストラクチャリング | (766) | |
| 追加融資なしに回収した現金 | | (3,770) |
| 資産の割当 | (53,500) | (31,912) |
| 最終償却：その他の事由 | ― | ― |
| 為替差額の変動の純額 | 683 | 1,608 |
| 期末残高 | **1,678,116** | **1,661,991** |

回収の可能性が低い（または回収できない）資産の変動の結果として2019年および2018年の損益計算書に含まれる純額は、それぞれ16,610千ユーロおよび3,770千ユーロの利益であった（「損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入」および「償却原価で評価した金融資産（注記10）」の項目を参照のこと。）。

**10.1 負債性証券**

「負債性証券」の項目には、償却原価で評価された金融資産、取引可または取引不可の固定利付証券が含まれる。

「負債性証券」の本項目には、取引不可の金融資産が含まれており、2012年末には「顧客信用－居住者公的機関」の項目に含まれ、2013年中に当公庫から「供給者支払のための融資基金」のためのシンジケート・ローンに転換された。

一方で、2013年後半には、当公庫の業務委員会は2015年のICO信用枠の事業体により作られた、貸付金を債券へ転換する転換業務の対象となる条件および業務を規制するため、2015年のICOの仲介貸付枠契約に関する枠組みに含まれている別紙５の書類を承認した。かかる承認には、転換される与信枠、金額、利息額、適格な事業体、スケジュールおよび信用機関の報酬額に関する一般的な仕様も含まれている。また、仲介貸付の転換により生じた負債性証券は、「負債性証券」の項目にも記載されている。

連結貸借対照表に記載される2019年および2018年12月31日現在のかかる項目の相手方別の構成は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 居住者公的機関 | 7,115,605 | 7,850,053 |
| 居住者信用機関 | 320,883 | 1,340,473 |
| その他の居住者部門 | 346,254 | 283,429 |
| その他の非居住者部門 | 60,681 | 29,928 |
| | **7,843,423** | **9,503,883** |

2019年および2018年12月31日現在、満期別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **満期別：** | | |
| １年以内 | 1,930,549 | 1,831,729 |
| １年超２年以内 | 1,757,506 | 1,569,088 |
| ２年超３年以内 | 2,761,383 | 2,003,845 |
| ３年超４年以内 | 981,509 | 3,059,888 |
| ４年超５年以内 | 240,687 | 978,832 |
| ５年超 | 171,789 | 60,501 |
| | **7,843,423** | **9,503,883** |

2019年12月31日現在のかかる資産からの利息は年利0.51%（2018年12月31日現在は0.51%）であった。

2019年および2018年における、かかる資産からの利益はそれぞれ43,640千ユーロおよび45,590千ユーロであり、連結損益計算書の「利息および類似収益」の欄に計上されている（注記24を参照のこと。）。

当公庫はこれらの資産について、2,039千ユーロの信用リスク（標準リスク）を補填している（2018年12月31日現在は299千ユーロ）。

2019年および2018年中に発生した負債性証券の項目の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 9,503,883 | 10,107,611 |
| 追加購入 | 3,470,279 | 6,475,948 |
| 減損損失の変動 | (1,740) | (299) |
| 償却および売上 | (5,128,999) | (7,079,377) |
| 期末残高 | **7,843,423** | **9,503,883** |

## 10.2 信用機関に対する貸付金

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表上の本項の構成は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **内容別：** | | |
| 信用機関への預金(注記10.2.1) | 44,509 | 1,995,000 |
| 仲介貸付(注記10.2.2) | 9,431,246 | 9,980,934 |
| 信用機関へのその他の貸付(注記10.2.3) | 752,240 | 486,437 |
| | 10,227,995 | 12,462,371 |
| (減損損失) | (4,170) | (4,168) |
| その他の評価調整額(*) | (8,771) | (21,724) |
| | **10,215,054** | **12,436,479** |

*(*) 評価調整額は、主に利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に相当する。*

### 10.2.1 信用機関への預金

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の「信用機関への預金」項目の満期別の残高の詳細を表している。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 44,509 | 1,995,000 |
| １年超２年以内 | ― | ― |
| ２年超３年以内 | ― | ― |
| ３年超４年以内 | ― | ― |
| ４年超５年以内 | ― | ― |
| ５年超 | ― | ― |
| | **44,509** | **1,995,000** |

2019年中、「信用機関への預金」項目は、年利0.21%（2018年中はマイナス0.25%）の平均利息を得た。2019年および2018年12月31日現在のかかる預金は、すべて定期預金である。

これらの貸付金について2019年および2018年に発生した（マイナス）金利はそれぞれ(3,968)千ユーロおよび(7,273)千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似費用」の項目に含まれている（注記25を参照のこと。）。

### 10.2.2 仲介貸付

1993年２月26日の閣議決定に従い、中小企業に対する融資を援助するための仲介貸付枠が、当グループの親会社である当公庫に設けられた。かかる仲介貸付枠は、当公庫が様々な信用機関に供与した貸付を通じて行われ、当該信用機関が各企業に対する正式な貸付を行った。かかる方針は後年も継続され、常にスペインの中小企業に焦点を当てながら、毎年様々な金額および目的に沿った枠が承認された。

1997年12月31日までに付与された仲介貸付に区分される業務において、当公庫は資金を受領する事業体の最終的な借り手に対する信用リスクの一定割合を引き受ける。それ以降は、ICOは2009年から2012年の一定の流動性資産枠を除き、最終的な借り手に関する不良債権リスクを引き受けていない。

**2009年から2012年に設けられた内部の仲介貸付枠（2019年12月31日現在はエクスポージャーなし、2018年12月31日現在は33百万ユーロ）は、中小企業のための、流動性リスクを伴う一定のICO信用枠である。かかる枠につき、ICOは、仲介に失敗した信用機関による全般的および総合的なリスクを引き受けている。2009年および2010年に供与されたかかる枠につき、かかるリスクは当該枠の引当金額の５％を上限とした。一方で、2011年および2012年に供与された枠については、不動産金融取引を除く金融機関部門の平均不履行率が最大想定リスクとされている。2019年および2018年において、当公庫が引き受けたリスクにつき、新たな枠は承認されていない。**

**2019年12月31日現在、当公庫はICOのリスクに係るすべての仲介貸付枠のために92,477千ユーロ（2018年12月31日現在は90,752千ユーロ）の引当金を設定した（注記19を参照のこと。）。かかる引当金は、当初は当該仲介枠により当公庫に対して発生する受取利息を参照できるが、期待された成長が見られなかった場合は例外的にICOによって調整される。最終的に認識された引当金がかかる不履行をカバーするのに不十分な場合、かかる差額は直接1995年勅令付法第12号に基づき設定されたRDLファンドに請求され、ICOにおける損失は一切発生しない。**

2019年および2018年12月31日現在における仲介貸付残高の満期年限別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 3,103,269 | 3,652,112 |
| １年超２年以内 | 2,134,945 | 2,143,451 |
| ２年超３年以内 | 1,454,810 | 1,462,990 |
| ３年超４年以内 | 907,508 | 881,817 |
| ４年超５年以内 | 587,615 | 568,285 |
| ５年超 | 1,243,099 | 1,272,279 |
| | **9,431,246** | **9,980,934** |

2019年および2018年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.18%および1.32%であった。

仲介貸付により生じた利息は2019年および2018年には、それぞれ97,846千ユーロおよび148,773千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

### 10.2.3 信用機関へのその他の貸付

本項目は、信用機関に対する直接貸付取引の残高を含む（仲介貸付なし）。

2019年および2018年12月31日現在のこれらの貸付残高の満期別の詳細は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 73,357 | 89,904 |
| １年超２年以内 | 137,285 | 36,785 |
| ２年超３年以内 | 123,983 | 110,441 |
| ３年超４年以内 | 84,465 | 48,808 |
| ４年超５年以内 | 81,588 | 45,384 |
| ５年超 | 251,562 | 155,115 |
| | **752,240** | **486,437** |

2019年および2018年12月31日現在の信用機関に対する貸付の平均年利はそれぞれマイナス0.21%およびマイナス0.25%発生した。

これらの貸付金について2019年および2018年中に発生した金利は、それぞれ22,211千ユーロおよび12,085千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれる（注記24を参照のこと。）。

本項目には、貸倒リスク（信用リスクおよびカントリー・リスク）として減損損失合計4,170千ユーロが含まれる（2018年12月31日現在は4,168千ユーロ）（注記10を参照のこと。）。

### 10.3 顧客向貸付金

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表において、本項目の残高の相手方別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 居住者公的機関 | 2,772,946 | 2,675,697 |
| 非居住者公的機関 | 158,943 | 110,935 |
| その他の居住者部門 | 6,978,818 | 6,886,746 |
| その他の非居住者部門 | 995,302 | 920,908 |
| その他の金融資産 | 28,909 | 262,982 |
| | **10,934,918** | **10,857,268** |
| (減損損失) | (645,578) | (847,666) |
| その他の評価調整額(*) | 121,629 | 51,889 |
| | **10,410,969** | **10,061,491** |

*(*) 評価調整額は、主に利息および類似収益ならびに手数料調整額に対応する金額である。*

経済利益グループにおける投資の取引帳簿価額（2019年12月31日現在では1,002千ユーロおよび2018年12月31日現在では926千ユーロ）は、当該投資が利益保証型であることを考慮し、「その他の居住者部門」に含まれている。これらの機関のマイナスの課税標準が当公庫の課税標準に含まれているため、当該株式の収益率は会計財務要素を含んでいる。投資に対する最終利益の確定に伴い会計財務利益を調整するために連結損益計算書の所得税に対して引当金が毎年計上されている（注記19および注記23を参照のこと。）。

2019年および2018年にこれらの貸付に対して発生した利息は、それぞれ158,866千ユーロおよび161,087千ユーロであり、損益計算書の「受取利息」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

以下は、上記の相手方別残高のうち、公的に保証されている取引（2019年および2018年12月31日現在の「顧客向貸付金」の項目に分類される「その他の居住者部門」および「居住者公的機関」の項目に含まれる。）を相手方別および商品別に記載したものである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **「居住者公的機関」に含まれる残高：** | | |
| 中央政府に対する貸付 | 1,547,921 | 947,393 |
| 地方自治政府に対する貸付 | 1,225,025 | 1,728,304 |
| 評価調整額 | (119,451) | (181,644) |
| | **2,653,496** | **2,494,053** |
| **「その他の居住者部門」に含まれる残高：** | | |
| 不良資産 | 23,159 | 25,810 |
| その他の公共機関に対する貸付 | 2,329,563 | 2,222,743 |
| 国家により保証されているその他の部門に対する貸付 | 199,263 | 169,975 |
| | **2,551,985** | **2,418,528** |
| **国家により保証されている取引合計** | **5,205,481** | **4,912,581** |

**2019年および2018年12月31日現在の「中央政府に対する貸付」（評価額調整は含まない。）の内訳は以下の通りである。**

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 国家およびその自治機関に対する貸付 | 1,545,772 | 943,181 |
| 国庫からの受取勘定 | 2,149 | 4,212 |
| | **1,547,921** | **947,393** |

**「国庫からの受取勘定」は、当公庫が国庫に支払った金額を含み、仲介貸付の金利差を調整するための助成金として有効に返戻されていない金額である。これらの金額の残高は額面価格で表示され、利息は一切付されない。**

2019年および2018年における公共部門機関による損益に寄与した利息および類似収益は以下の通りである（注記24を参照のこと。）。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 中央政府 | 4,408 | 6,032 |
| 地方自治政府 | 11,550 | 13,980 |
| その他の公共部門機関 | 20,805 | 20,303 |
| | **36,763** | **40,315** |

2019年および2018年12月31日現在、「顧客向貸付金」に分類される貸付元本（評価調整額を含む。）の満期別詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **満期別：** | | |
| １年以内 | 1,192,265 | 1,531,496 |
| １年超２年以内 | 824,422 | 1,010,704 |
| ２年超３年以内 | 1,659,035 | 1,130,047 |
| ３年超４年以内 | 1,145,859 | 1,489,899 |
| ４年超５年以内 | 1,082,018 | 1,104,905 |
| ５年超 | 5,152,948 | 4,642,105 |
| | **11,056,547** | **10,909,156** |

2019年および2018年12月31日現在の顧客向貸付金の平均年利はそれぞれ1.45%および1.39%発生した。

2019年12月31日現在、当公庫の損益計算書には、「貸付および受取債権」の項目に含まれる資産の償却から生じる金融取引につき損益は計上されなかった（2018年12月31日現在も計上されなかった。）（注記29を参照のこと。）。

**注記11　デリバティブヘッジ**

添付の連結貸借対照表のこの項目には、注記2.3記載の説明に従った公正価額でのヘッジ商品が計上されている。

契約済みのデリバティブ取引およびヘッジ項目は、基本的には以下の通りである。

－主にグループが発行するEuribor以外のレートで計算される金融商品をヘッジする金利スワップ

－複数の金融商品に関連する公正価額とキャッシュフローの変動をカバーする為替ヘッジ

デリバティブの公正価額を決定するために使用する評価方法は、金利デリバティブや為替リスク・デリバティブを評価する割引キャッシュフロー法である。

2019年および2018年12月31日現在「デリバティブヘッジ」の項目に記載されている金融デリバティブの名目価値および公正価額は、相手方別およびリスク別（すべて非組織店頭市場において契約された。）で以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 名目価値 | | 資　産 | | 負　債 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| **ヘッジ別：** | | | | | | |
| 公正価額ヘッジ | 8,835,564 | 7,296,142 | 363,635 | 460,472 | 197,810 | 123,514 |
| キャッシュフロー・ヘッジ | 3,370,415 | 2,992,279 | 29,718 | 25,383 | 42,435 | 130,291 |
| | **12,205,979** | **10,288,421** | **393,353** | **485,855** | **240,245** | **253,805** |
| **商品別：** | | | | | | |
| スワップ | 12,205,979 | 10,288,421 | 393,353 | 485,855 | 240,245 | 253,805 |
| | **12,205,979** | **10,288,421** | **393,353** | **485,855** | **240,245** | **253,805** |
| **相手方別：** | | | | | | |
| 信用機関 | 12,205,979 | 10,288,421 | 393,353 | 485,855 | 240,245 | 253,805 |
| その他の信用機関 | － | － | － | － | － | － |
| その他の部門 | － | － | － | － | － | － |
| | **12,205,979** | **10,288,421** | **393,353** | **485,855** | **240,245** | **253,805** |
| **リスク別：** | | | | | | |
| 為替リスク | 5,699,100 | 5,551,535 | 225,919 | 263,298 | 197,810 | 152,389 |
| 金利リスク | 6,506,879 | 4,736,886 | 167,434 | 222,558 | 42,435 | 101,416 |
| | 12,205,979 | 10,288,421 | 393,353 | 485,855 | 240,245 | 253,805 |

2019年および2018年12月31日現在、注記2.2.3で規定されるレベルに基づき公正価額で評価されるデリバティブヘッジの分類は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | | 2018年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
| 資産デリバティブ | ― | 393,353 | ― | ― | 485,855 | ― |
| 負債デリバティブ | ― | 240,245 | ― | ― | 253,805 | ― |

これらの項目の公正価額は、2019年および2018年を100%として計算されており、貨幣のインプリシット・カーブを参照している。

2013年１月１日付でIFRS第13号が効力発生したことにより、当公庫は相手方および当公庫によるデリバティブ金融商品評価額、リスク評価調整額を含んでいる（注記７および注記30を参照のこと。）。

次へ

## 注記12　合弁企業および関連企業への投資

2019年および2018年中の連結貸借対照表における本項目の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 関連企業 |
|---|---|
| **2018年１月１日現在残高** | **58,860** |
| 追加額 | 2,422 |
| 引出額 | ― |
| その他の変動 | (424) |
| 減損 | ― |
| **2018年12月31日現在残高** | **60,858** |
| 追加額 | |
| 引出額 | (2) |
| その他の変動 | 4,203 |
| 減損 | |
| **2019年12月31日現在残高** | **65,059** |

2019年および2018年12月31日現在投資および関連する主要な情報は、別紙Ⅰに記載されている。

本項目の「その他の変動」は、連結調整を含んでいる。2019年において、被投資会社に対する投資が減少した（2018年において、当グループの被投資会社の一つにおける株式が増加した）。

**注記13　有形固定資産**

2019年および2018年の有形固定資産の変動およびこれに関連する累積償却額は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 自己使用の建物 | 設備、車両<br>その他の固定資産 | 不動産投資 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| **費用** | | | | |
| **2019年１月１日現在の残高** | **114,071** | **15,970** | **－** | **130,041** |
| 追加額 | 515 | 363 | | 878 |
| 処分額その他の償却額 | － | (233) | | (233) |
| **2019年12月31日現在の残高** | **114,586** | **16,100** | | **130,686** |
| **累積償却額** | | | | |
| **2019年１月１日現在の残高** | **33,147** | **8,134** | **－** | **41,281** |
| 割当 | 1,815 | 199 | | 2,014 |
| 移転額その他の変動額 | | (233) | | (233) |
| **2019年12月31日現在の残高** | **34,962** | **8,100** | | **43,062** |
| **減損損失** | | | | |
| 2019年12月31日現在 | | 651 | | 651 |
| **有形固定資産純額** | | | | |
| **2019年12月31日現在の残高** | **79,624** | **7,359** | | **86,973** |
| **費用** | | | | |
| **2018年１月１日現在の残高** | **113,980** | **15,838** | **－** | **129,818** |
| 追加額 | 91 | 132 | － | 223 |
| 処分額その他の償却額 | － | － | － | － |
| **2018年12月31日現在の残高** | **114,071** | **15,970** | **－** | **130,041** |
| **累積償却額** | | | | |
| **2018年１月１日現在の残高** | **31,374** | **7,816** | **－** | **39,190** |
| 割当 | 1,773 | 318 | | 2,091 |
| 移転額その他の変動額 | － | － | － | － |
| **2018年12月31日現在の残高** | **33,147** | **8,134** | **－** | **41,281** |
| **減損損失** | | | | |
| 2018年12月31日現在 | － | 651 | － | 651 |
| **有形固定資産純額** | | | | |
| **2018年12月31日現在の残高** | **80,924** | **7,185** | **－** | **88,109** |

2019年12月31日現在、総額約18,489千ユーロ（2018年12月31日現在は16,912千ユーロ）で全額償却された自己使用目的の有形固定資産があった。

当グループの親会社である当公庫の方針に従い、すべての有形固定資産は2019年および2018年12月31日現在、保険が付保されている。

2004年スペイン中央銀行通達第４号の暫定規則第１、B）６項によれば、有形固定資産の公正価額による評価が認められている。この評価調整を実行するため、当グループは運用資産について関連する評価を実施し、それにより当グループの有形固定資産の価値は53,106千ユーロ増加した。租税効果控除後のこれらのキャピタルゲインに対し再評価準備金が設定された。再評価された簿価はその時点で帰属費用として充当される。

2019年12月31日現在、再評価準備金は20,858千ユーロ（2018年12月31日現在は23,591千ユーロ）であった（注記20を参照のこと。）。

下記の表は2019年および2018年12月31日現在の当グループの一部の有形固定資産の公正価額を当時の簿価とともに区分毎に表したものである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 簿価 | 公正価額 | 簿価 | 公正価額 |
| 自己使用目的の有形固定資産 | 86,973 | 108,474 | 88,109 | 113,981 |
| 建造物 | 79,624 | 101,164 | 80,924 | 106,796 |
| その他 | 7,359 | 7,310 | 7,185 | 7,185 |
| 不動産投資 | ― | ― | ― | ― |
| 建設中不動産 | ― | ― | ― | ― |

上記の有形固定資産の公正価額は、下記に従って見積もられた。

－スペイン中央銀行承認の価格による評価の更新がされなかった資産については、事業体により類似した資産の価格傾向の市場データに基づき公正価額が見積もられた。

－スペイン中央銀行承認の価格による評価の更新がなされた資産については、2003年省令第805号の評価方法に従い公正価額が見積もられた。

すべての自己使用目的不動産は、2019年および2018年12月31日付で、承認された鑑定人であるスペイン中央銀行により比較方法を用いて評価された。

次へ

**注記14　無形資産**

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における無形資産は、もっぱら「その他の無形資産」の項目に分類される。

（単位：千ユーロ）

| | 推定耐用年数 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| 耐用年数(無期限) | ― | ― | ― |
| 耐用年数(期限付) | ３年から10年 | 43,790 | 41,971 |
| **総計** | | **43,790** | **41,971** |
| 内訳： | | | |
| 内部開発 | ３年 | 38,341 | 36,597 |
| その他 | 10年 | 5,449 | 5,374 |
| 累積償却額 | | (34,731) | (32,829) |
| 減損損失 | | (2,137) | (2,137) |
| | | **6,922** | **7,005** |

2019年および2018年12月31日現在のすべての無形資産はコンピューターのソフトウェアに関連するものである。2019年12月31日現在の全額償却された無形資産は31,002千ユーロ（2018年12月31日現在は26,574千ユーロ）であった。

**注記15　税金資産および税金負債**

2019年および2018年12月31日現在の税金資産および負債の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 資産 | | 負債 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| 当期税金： | 8,557 | 2,985 | 1,005 | 957 |
| 法人税(注記23) | 8,510 | 2,737 | ― | ― |
| VAT | 47 | 248 | 183 | 33 |
| 個人所得税(源泉) | ― | ― | 479 | 462 |
| 社会保障負担 | ― | ― | 343 | 462 |
| 繰延税金： | 95,053 | 98,001 | 32,943 | 22,897 |
| 信用供与、貸付および割引に係る減損損失 | 69,259 | 66,529 | ― | ― |
| キャッシュフロー・ヘッジの評価(注記21) | 25,794 | 31,472 | ― | ― |
| 資産の再評価 | ― | ― | 15,932 | 15,932 |
| 売却目的保有の金融資産の再評価(注記21) | ― | ― | 17,011 | 6,965 |
| | **103,610** | **100,986** | **33,948** | **23,854** |

2019年および2018年の繰延税金資産および負債の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 資産 | | 負債 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| 期首残高 | 98,001 | 134,319 | 22,897 | 14,512 |
| 信用供与、貸付および割引に係る減損損失 | 2,730 | (13,119) | ― | ― |
| キャッシュフロー・ヘッジ評価額(注記21) | (5,678) | (23,199) | ― | ― |
| 資産の再評価 | ― | ― | ― | ― |
| 売却目的保有の金融資産の再評価(注記21) | ― | ― | 10,046 | 8,385 |
| **期末残高** | **95,053** | **98,001** | **32,943** | **22,897** |

## 注記16　その他の資産および負債

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

**その他の資産**

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| その他の資産 | 5,344 | 3,346 |
| 付加利子 | 30,799 | 31,519 |
| | **36,143** | **34,865** |

「付加利子」の項目には、供給者支払のための融資基金、自治区流動性基金および自治体向け融資基金の業務管理についての当グループの親会社である当公庫の受取手数料およびその他が含まれている（注記1.1を参照のこと。）。2019年において、ICOの受取手数料総額は年間25百万ユーロ（2018年12月31日現在も25百万ユーロ）であり、これらの金額は損益計算書の「手数料収入」にも計上されている（注記28を参照のこと。）。

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表の「その他の負債」の項目の残高は以下の通りである。

**その他の負債**

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| その他の負債 | 560 | 1,445 |
| 付加利子 | 7,277 | 4,926 |
| | **7,837** | **6,371** |

「付加利子」の項目には、「2019年ラペル仲介融資枠」の3,206千ユーロ（2018年は1,500千ユーロ）に基づき信用機関に支払われる未収の受取手数料が含まれている。

**注記17　売却目的保有の非流動資産**

「売却目的保有の非流動資産」の総額は、担保権実行資産を含む。2019年12月31日現在および2018年12月31日現在本項目に記載されている担保権実行資産のうち、不動産開発およびその他の不動産開発事業に関連した資金調達に起因するものはない。

2019年および2018年の貸借対照表に記載される本項目の残高の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 費用 | 減損 | 合計 |
|---|---|---|---|
| **2018年１月１日現在残高** | **72,443** | **(72,421)** | **22** |
| 追加額 | 125 | (147) | (22) |
| 引出額／使用額 | (245) | 245 | － |
| 移転額 | － | － | － |
| **2018年12月31日現在残高** | **72,323** | **(72,323)** | **－** |
| 追加額 | 934 | － | 934 |
| 引出額／使用額 | (5,572) | (4,638) | (934) |
| 移転額 | － | － | － |
| **2019年12月31日現在残高** | **67,685** | **(67,685)** | **－** |

2019年および2018年12月31日現在の「売却目的保有の非流動資産」の総額のうち48,678千ユーロは、完全に引当金を計上した単一の資産と対応する。

2019年には、これらの非金融資産に対し、316千ユーロ（2018年は148千ユーロ）の減損の割当が計上されている。

2019年には、売却目的保有の非流動資産の売却益として2,910千ユーロが計上されている（2018年の売却益はなし）。

当公庫の取締役会はこれらの資産に対して投資の引上げ計画を毎年承認している。

2017年スペイン中央銀行通達第４号の規則60記載の通り、売却目的保有の非流動資産は、居住用、産業用および商業用別に、都市部における土地および都市化から分断された未開地ならびに建物と幅広く分類される。以下の表は、評価会社、資産評価の方法および会社／代理店の評価額が示されている。

**産業用建物**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 2,296 | GESVALT | 費用および比較 |
| **2,296** | | |

**居住用建物**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 429 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 5 | VALTECNIC | 比較 |
| 410 | EUROVAL | 比較 |
| 12 | TINSA | 比較 |
| 109 | JUDICIAL | 比較 |
| 85 | ALIA TASACIONES | 費用および比較 |
| 194 | GRUPO TASVALOR | 費用および比較 |

| | |
|---|---|
| **1,244** | |

**第三次利用建造物**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 809 | EUROVAL | 比較 |
| 11 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 90 | GRUPO TASVALOR | 費用 |
| 44 | GRUPO TASVALOR | 動的残余 |
| **954** | | |

**未開地**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 54 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 42 | ALIA TASACIONES | 比較 |
| 1 | EUROVAL | 比較 |
| 8 | JUDICIAL | 比較 |
| 25 | GRUPO TASVALOR | 費用および比較 |
| 59 | EUROVAL | 賃貸料の更新 |
| 57 | GRUPO TASVALOR | 賃貸料の更新 |
| 6 | GRUPO TASVALOR | その他 |
| 177 | JUDICIAL | その他 |
| **429** | | |

**都市部における土地および開発可能用地**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 862 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 20 | GRUPO TASVALOR | 静的残余 |
| 9,173 | GRUPO TASVALOR | 動的残余 |
| 6 | EUROVAL | 動的残余 |
| 31 | GESVALT | 動的残余 |
| 50 | GRUPO TASVALOR | その他 |
| **10,142** | | |
| **合計 15,065** | | |

### 注記18　償却原価で評価した金融負債

連結貸借対照表の本項目の残高を構成する項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 中央銀行への預金(注記18.1) | 499,902 | ― |
| 信用機関への預金(注記18.2) | 8,477,599 | 9,447,789 |
| 顧客による預金(注記18.3) | 699,313 | 988,040 |
| 発行済債券(注記18.4) | 15,734,424 | 19,147,495 |
| その他の金融負債(注記18.5) | 401,952 | 711,847 |

| | |
|---|---|
| **25,813,190** | **30,295,171** |

### 18.1 中央銀行への預金

2019年において、ICOは欧州中央銀行のTLTRO IIIを採用した。本項目の金額はかかる運用に対応している（2018年の残高はなし）。

### 18.2 信用機関への預金

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **種類別：** | | |
| 欧州投資銀行からの借入金 | 7,295,224 | 8,196,933 |
| 銀行間借入金 | 89,463 | 152,200 |
| その他の信用機関からの借入金 | 1,020,921 | 1,025,509 |
| 評価調整額－付加利子 | 71,991 | 73,147 |
| | **8,477,599** | **9,447,789** |

銀行間預金は、2019年および2018年12月31日現在から起算して１年未満以内にそれぞれ期限が到来する。

欧州投資銀行からの借入金の最終償還期限は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 1,863,362 | 1,819,950 |
| １年超２年以内 | 1,815,493 | 1,857,299 |
| ２年超３年以内 | 1,379,171 | 1,814,061 |
| ３年超４年以内 | 606,633 | 1,177,833 |
| ４年超５年以内 | 581,375 | 583,326 |
| ５年超 | 1,049,190 | 944,464 |
| | **7,295,224** | **8,196,933** |

「その他の信用機関からの借入金」の償還期限の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 193,410 | 193,395 |
| １年超２年以内 | 322,914 | 186,616 |
| ２年超３年以内 | 142,490 | 339,168 |
| ３年超４年以内 | 78,824 | 140,783 |
| ４年超５年以内 | 78,824 | 48,912 |
| ５年超 | 204,459 | 116,635 |
| | **1,020,921** | **1,025,509** |

### 18.3　顧客による預金

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 公的機関 | 626,974 | 917,067 |
| その他の居住者部門(1) | 72,329 | 70,534 |
| その他の非居住者部門 | ― | ― |
| 評価調整額－付加利子 | 10 | 439 |
| | **699,313** | **988,040** |

*(1) うち、2019年および2018年12月31日現在、58,699千ユーロおよび66,403千ユーロはそれぞれ要求払預金であった。*

2019年および2018年12月31日現在、「公的機関」の項目に記載された残高の種類別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 相互金利調整契約(C.A.R.I.) | 3,563 | 2,920 |
| 公的機関の経常勘定およびその他の項目 | 623,411 | 914,147 |
| | **626,974** | **917,067** |

## 18.4 発行済債券

2019年および2018年12月31日現在の本項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 発行済債券 | 15,499,902 | 18,724,473 |
| 評価調整額(*) | 234,522 | 423,022 |
| | **15,734,424** | **19,147,495** |

(*) ヘッジ会計に対する取引費用および価格調整を含む。

2019年および2018年中の本項目の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 18,724,473 | 22,124,860 |
| 発行数 | 23,787,604 | 37,621,464 |
| 減価償却費 | (27,071,203) | (41,277,094) |
| 為替差損益 | 59,028 | 255,243 |
| **期末残高** | **15,499,902** | **18,724,473** |

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の未払発行済債券の主な特徴を、通貨、利率および最終償還期日で示したものである。

| 発行数 | | | | | （単位：千ユーロ） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2019年 | 2018年 | 通貨 | 償還期日 | 年利率 | 2019年 | 2018年 |
| 1 | 3 | ノルウェー・クローネ | 2021年 | 4.28%－5.36% | 50,690 | 119,668 |
| 1 | 1 | カナダ・ドル | 2020年 | 4.53%－5.00% | 171,256 | 160,205 |
| 52 | 43 | 米ドル | 2021年 | 複数 | 4,895,865 | 4,904,683 |
| 55 | 78 | ユーロ | 2026年 | 複数 | 9,717,570 | 13,065,734 |
| 2 | 3 | スイス・フラン | 2024年 | 2%－3.25% | 276,373 | 266,195 |
| 2 | 1 | 豪ドル | 2023年 | 1.95% | 236,053 | 58,237 |
| 1 | 1 | スウェーデン・クローネ | 2022年 | 0.963% | 47,862 | 48,758 |
| 3 | 4 | 円 | 2030年 | 0.52%－2.9% | 104,233 | 100,993 |
| | | | | | **15,499,902** | **18,724,473** |

各発行の内容は、当グループの親会社である当公庫公式サイト（www.ico.es）の「投資－発行債券情報」のページで参照することができる。

2019年にユーロ建ておよびその他通貨建ての債券の金融費用の総額は損益計算書の「利息および類似費用」の項目に計上されており、金額は544,513千ユーロであり、その平均年利は2.63%（会計ヘッジを考慮すると1.31%）であった。2018年の金融費用は660,524千ユーロであり、その平均年利は3.48%（会計ヘッジを考慮すると1.49%）であった（注記25を参照のこと。）。

2019年現在、一定の償却原価で評価した金融負債（ICOにより発行された債券）の買戻しから生じる金融取引につき、損益は計上されなかった。2018年に同様の事項に基づき計上された損失は、941千ユーロであり（かかる金額は、かかる排出を補填するために買戻しに関連したデリバティブの消却の

結果を含む。）、これは「公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益」の項目に計上されている（注記29を参照のこと。）。

### 18.5　その他の金融負債

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 国庫準備金 | 368,533 | 444,479 |
| その他 | 33,419 | 267,368 |
| | **401,952** | **711,847** |

「国庫準備金」には、当グループが受領し、各項目に適用される条件に従い返済する資金が含まれる。これらの各資金に関連する与信枠の詳細については、当公庫のウェブサイト（www.ico.es）を参照のこと。

最も重要な与信枠に関連する資金は以下のものである。

－「Línea FOMIT」－Renove Turisumo（FOMIT－観光与信枠）：かかる与信枠は、インフラおよび観光地の修復および近代化を目指す金融計画への資金援助を提供する。

－「Línea Avanza」：かかる与信枠は、ICOとともに、市民および企業による新情報技術（ブロードバンドおよびそれに必要な技術的サポート）の利用のための支援および資金を供給する。かかる対象に応じて、TIC向貸付金（中小企業）、若者および大学生向貸付金（特定グループ）ならびにデジタル顧客向貸付金（一般的な市民）が実施される。

－「Línea Préstamos Renta Universidad」：かかる与信枠は、2011年から2012年までの博士号または修士号の大学院過程における将来所得を保証する。

－「Línea Futur E」：かかる与信枠は、エネルギーの合理的使用、再生可能エネルギーの使用、水の使用量の削減および廃棄物管理の観点に立ちスペインにおけるツーリズムの基盤を固めるため、持続可能な観光を支えるためのプロジェクトに対する動機を提供し、持続可能性および環境へ配慮からの観点から現在のツーリズムを再構築する手助けをし、環境および持続的発展に関連した要素に着眼するものである。

ICOによる市場資金調達を通して資金供給される他の当グループの仲介枠とは異なり、これらの業務に指定された財政資金は、関連省庁の代理で当公庫が開設した勘定に、国家より直接資金供給される。これらの資金残高は、（上記与信枠の残高を反映する。）関連する経常収支の金額および残高が与信枠供給のために当公庫が受領する金額と常に同額であるために、「貸付および受取債権」（純額、未償却）としても記載される公式の取引により供給される金額と常に一致する。

2019年および2018年12月31日現在のこれらの資金の残高は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| FOMIT - Renove Turismo | 118,485 | 169,545 |
| Avanza | － | 439 |
| Préstamos Renta Universidad | 120,585 | 142,325 |
| Futur E | 18,074 | 43,334 |
| その他 | 144,808 | 88,836 |
| | **401,952** | **444,479** |

「その他」の項目には、ICOおよびERDFからの資金を含む中小企業および自営業に対する特定の仲介貸付枠への融資のためのICO・イノベーション・ファンド2013-2015年の設立に相当する金額（2018年12月31日現在において248,607千ユーロ）が含まれる。このテクノロジカル・ファンドは清算の対象となり、2019年において2,595千ユーロの利益が生じ、損益計算書の「受取手数料」の項目に計上されている。

## 注記19　引当金

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 年金および年金類似債務引当金 | 579 | 919 |
| 偶発リスクおよび不確定約定額の引当金 | 7,778 | 1,442 |
| その他の引当金 | 295,183 | 277,834 |
| | **303,540** | **280,195** |

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における「その他の引当金」の項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 1995年勅令法第12号に基づく基金 | 182,610 | 175,583 |
| 流動性特別貸付金に係る引当金（注記10.2.2） | 92,477 | 90,752 |
| BBVAからの回収額のための資金 | 218 | 284 |
| プレステージ船事故補償資金 | 8,934 | 9,031 |
| AIEの株式損益補償のための資金（注記10.3） | 9,515 | 890 |
| その他の資金 | 1,429 | 1,294 |
| | **295,183** | **277,834** |

**1995年勅令法第12号に基づく基金**

1995年12月28日勅令法第12号（1995年12月30日の官報（BOE）に掲載され、1996年１月１日より効力が生じる。）は、信用機関に関して現在有効な規則に従い、閣僚会議決議（1987年12月11日）のセクション4.1で言及される国家借入金から得られる資金を充当することにより、注記１に記載する業務から将来履行が疑わしいまたは貸倒れの発生する可能性のある貸付金に関し、引当金に繰入れるために、ICOが最大で総額150,253千ユーロのファンドを設定することを規定した。租税、行政および社会秩序措置に関する1997年12月30日法律第66号追加条項第４条は、これらの規則の適用にかかわらず、一般国家予算における特定の補償を受けないことを条件として、閣僚会議またはCDGAEが、通常の業務において発生する債務不履行に、1995年勅令法第12号に基づき設定される特別引当金ファンドを充当する権限をICOに付与することを規定した。当該ファンドは、「その他の引当金」の項目で1996年に設立された。

取引条件に基づき当該ファンドへの充当を要するこれらの貸付金および取引は、当該ファンドの費用の形で計上されている。したがって、当公庫の損益計算書に影響はない。

当該ファンドで補填される貸付金は、同ファンドによりすでに引当が行われているため、一般および特別貸倒引当金の計算には算入されない。

当該ファンドは、初回の割当に加え、ICOが得た利益や国による損失の引受や補填の実行または承認による利益から、または信用に影響を与える適切な制度取引を通しての、将来の割当をも期して設定されている。同様に、当該ファンドは、引当金が計上されているかまたは不履行が宣言され、当該ファンドに対して請求される借入金から得られる回収額（2019年は4,388千ユーロ、2018年は3,084千ユーロであった。）ならびに当該ファンドに割り当てられる資金の運用からの収益（2019年はマイナス377千ユーロ、2018年はマイナス468千ユーロであった。）で設定されている。

一般国家予算に関する1996年12月30日法律第12号の規定に従い、1997年に追加の150,253千ユーロが一般国家借入金を充当することにより当該ファンドに割り当てられた。

2004年、総額249,500千ユーロの割当が2004年７月30日の閣僚会議決議に従ってICOに付与された国家借入金に対して充当された。

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の項目に計上された資金の2019年および2018年の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | |
|---|---|
| **2018年１月１日現在の残高** | **177,926** |
| 利息の資本組入れ | (468) |
| 国による拠出金 | ― |

| | |
|---|---|
| 2017年のICOによる使用結果 | ― |
| 貸付金の回収(元本および利息) | 3,084 |
| 使用額 | (4,959) |
| **2018年12月31日現在の残高** | **175,583** |
| 利息の資本組入れ | (377) |
| 国による拠出金 | ― |
| 2018年のICOによる使用結果 | 3,136 |
| 貸付金の回収(元本および利息) | 4,388 |
| 使用額 | (120) |
| **2019年12月31日現在の残高** | **182,610** |

2019年においては、2018年のICOの純利益の一部として、特別拠出金3,136千ユーロが計上された。

**BBVAからの回収額のための資金**

当グループの親会社である当公庫は、「BBVAからの回収額のための資金」の項目に関し、2001年と2002年に租税、行政および社会秩序措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条を適用した。これにより、旧政府金融機関が付与し、政府が保証した一定の貸付および保証によって国が当公庫に対して負担することとなった金額を消却するために当公庫の株式の一部を割り当てた。

しかし、ICOは、この消却処理による影響を受けた業務管理によりかかる貸付に関する回収金を引続き受領することとなったが、慎重な会計原則に従い、当該回収金は通常、損益計算書の利益として認識されない。2019年に利益として計上されたものについては、218千ユーロ（2018年12月31日現在は284千ユーロ）の引当金がある。

**プレステージ船事故補償資金**

プレステージ船事故補償資金は、2002年11月22日勅令第７号に基づいており、かかる特別引当金ファンドに従い、プレステージ船事故補償貸付金による不良債権額に、1995年勅令法第12号に基づく特別引当金ファンドを充当する権限を与えるものである。

**AIEの株式損益補償のための資金**

AIEの株式損益補償のための資金の項目には、経済利益グループを介して行われた取引による利益を運用成績に対して調整する引当金が含まれる（注記10.3を参照のこと。）。この引当金は、利益勘定の法人税の項目として認識され、2019年および2018年において、それぞれ8,626千ユーロおよび7,848千ユーロとなった（注記23を参照のこと。）。

本項目の引当金の2019年および2018年の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 税金引当金 | 年金および年金類似債務の基金 | リスクおよび不確定約定額の引当金 | その他の引当金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| **2018年１月１日現在の残高** | **—** | **423** | **1,197** | **303,045** | **304,665** |
| 割当(1) | — | 496 | | 1,263 | **1,759** |
| 回収 | — | — | (104) | — | **(104)** |
| 資金の使用 | — | — | | (17,248) | **(17,248)** |
| 2017年通達第４号の初回適用 | — | — | 349 | — | **349** |
| 移転およびその他の変動(2) | — | — | — | (9,226) | **(9,226)** |
| 為替差損益 | — | — | — | — | **—** |
| **2018年12月31日現在の残高** | **—** | **919** | **1,442** | **277,834** | **280,195** |
| 割当(1) | — | — | 6,963 | 281 | **7,244** |
| 回収 | — | (340) | (623) | (377) | **(1,340)** |
| 資金の使用 | — | — | — | (87) | **(87)** |
| 移転およびその他の変動(2) | — | — | — | 17,532 | **17,532** |
| 為替差損益 | — | — | (4) | — | **(4)** |
| **2019年12月31日現在の残高** | **—** | **579** | **7,778** | **295,183** | **303,540** |

(1) 2019年の損益計算書に計上された回収額には、当該ファンド自身の報酬に関して発生する利息の資本組入れのための特別引当金ファンド（1995年勅令法第12号に基づく基金）への支払に関連して、377千ユーロ（2018年は468千ユーロ）が含まれる。割当には、148千ユーロ（2018年は1,412千ユーロ）に上るICOのリスク（注記10.2.2を参照のこと。）に伴う当公庫の流動性枠のための引当金が含まれる。

(2) 2019年12月31日現在の移転およびその他の変動には、主にICOのリスクに係る仲介貸付枠からの回収（1,577千ユーロ）（注記10.2.2を参照のこと。）、拠出金および回収に係る1995年勅令法第12号に基づく基金への貸付（7,425千ユーロ）（注記19を参照のこと。）ならびにAIEにおける投資からの利益報酬に対するファンドのための引当金（8,625千ユーロ）（注記23を参照のこと。）が含まれる。
2018年12月31日現在の本項目は、AIEにおける投資からの利益報酬に対するファンドの法人税費用の回収（7,848千ユーロ）（注記23を参照のこと。）および準備金に計上される偶発債務積立資金の回収（10,000千ユーロ）（注記20を参照のこと。）を主に含んでいる。

**注記20　資本**

連結貸借対照表の「資本」の項目の2019年および2018年の期首および期末の簿価の調整は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 資本 | 再評価準備金 | その他の準備金 | 損益 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| **2018年１月１日現在の残高** | **4,313,067** | **23,591** | **996,115** | **103,100** | **5,435,873** |
| 利益の分配 | ― | ― | 41,946 | (103,100) | **(61,154)** |
| その他の準備金の変動 | ― | ― | (105,118) | ― | **(105,118)** |
| 当期損益 | ― | ― | ― | 75,671 | **75,671** |
| その他の変動 | 677 | ― | (2,003) | ― | **(1,326)** |
| **2018年12月31日現在の残高** | **4,313,744** | **23,591** | **930,940** | **75,671** | **5,343,946** |
| 利益の分配 | ― | ― | 28,608 | (75,671) | **(47,063)** |
| その他の準備金の変動 | ― | (2,733) | (9,743) | ― | **(12,476)** |
| 当期損益 | ― | ― | ― | 109,378 | **109,378** |
| その他の変動 | 289 | ― | ― | ― | **289** |
| **2019年12月31日現在の残高** | **4,314,033** | **20,858** | **949,805** | **109,378** | **5,394,074** |

2019年12月31日現在、「その他の準備金の変動」の項目には、2018年の利益分配の一部として、3,136千ユーロの1995年勅令法第12号に基づく基金への拠出金が含まれる（注記19を参照のこと。）。当該項目には、マイナス14,789千ユーロの金融資産（持分証券）の清算による損益も含まれる（注記９を参照のこと。）。

2001年12月27日法律第24号に基づき、「その他の変動」の項目には、2019年の289千ユーロ（2018年は677千ユーロ）の資本への年間拠出額が主に含まれる。当該法律の追加条項第11条に従い、旧政府金融機関および当公庫によって供与された、一定の貸付および保証の結果、ICOとともに国家が負担する債務の取消により回復した当該資金は、当公庫の資本の一部となる。

**20.1　完全または比例連結企業における準備金**

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における「資本－準備金－累積準備金」の項目における残高の連結企業別の内訳は以下の通りである。そのうち一部は、連結時に発生し、再評価準備金を除く、連結財務書類において完全または比例連結企業別の残高である。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレスS.A. | 9,103 | 8,236 |
| スペイン開発金融公庫 | 922,440 | 908,349 |
| | **931,543** | **916,585** |

### 20.2　持分法適用会社における準備金

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表における「資本－準備金－持分法適用会社の準備金」の項目における残高の連結企業別の内訳は以下の通りである。そのうち一部は、連結時に発生し、連結財務書類において持分法適用会社別の残高である。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES) | 18,208 | 16,641 |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA) | 54 | (2,311) |
| その他の企業 | ― | 25 |
| | **18,262** | **14,355** |

### 注記21　その他の累積包括利益（評価調整額）

本項目の総額および租税効果の残高は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | | 2018年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総額 | 租税効果(注記15) | 純額 | 総額 | 租税効果(注記15) | 純額 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記９) | 56,704 | (17,011) | 39,693 | 23,219 | (6,966) | 16,253 |
| 資産および負債のキャッシュフロー・ヘッジ | (85,980) | 25,794 | (60,186) | (104,907) | 31,472 | (73,435) |
| **合計** | **(29,276)** | **8,783** | **(20,493)** | **(81,688)** | **24,506** | **(57,182)** |

本項目の残高は、連結貸借対照表における「売却可能金融資産」および「評価額－キャッシュフロー・ヘッジ・デリバティブ」の勘定に関連するものである。一つ目の勘定では、注記2.2.4に従い、当グループの資本の一部に含まなければならない、売却可能と分類される資産の公正価額の変動額（純額）を計上する。二つ目の勘定では、キャッシュフロー・ヘッジ商品の公正価額の変動額（純額）を計上する。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | (57,182) | (130,880) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の公正価額の変動(注記９) | 23,440 | 16,177 |
| 損益を通じて公正価額で評価した金融資産への再分類 | ― | 3,594 |
| キャッシュフロー・ヘッジ | 13,249 | 53,927 |
| **期末残高** | **(20,493)** | **(57,182)** |

**注記22　付与された保証および不確定約定額**

貸借対照表上の本項目は、通常の業務における約定額（付与された保証）および第三者が使用可能な額（不確定約定額）に応じて、支払義務を負う第三者が支払わなかった場合、当該第三者に代わり当グループが支払うべき金額を記載している。

以下は2019年および2018年12月31日現在の本項目の内訳である。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **付与された保証** | | |
| 金融保証 | 449,279 | 475,124 |
| | **449,279** | **475,124** |
| **付与された不確定約定額** | | |
| 第三者向け: | | |
| 信用機関 | 269,436 | 513 |
| 公的機関部門 | 2,038,054 | 2,000,198 |
| その他の居住者部門 | 348,401 | 349,694 |
| 非居住者部門 | 222,881 | 268,656 |
| その他の不確定約定額 | 101,081 | 89,502 |
| 引受済未払支出額: | 552,000 | 504,000 |
| | 3,531,853 | 3,212,563 |
| | **3,981,132** | **3,687,687** |

保証商品（保証およびその他の担保）からの収益は、連結損益計算書の「受取手数料」の項目に計上され、契約で定められた利率を保証の額面価額に適用することによって算出される。

**注記23　租税**

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表の「税金負債」の項目には、当公庫に適用される税金に関する負債が含まれている。

予算、租税、財政および雇用に係る緊急措置に関する1993年２月26日勅令法第３号の規定に従い、当グループの親会社である当公庫は1993年から1996年まで法人税の支払を免除されていた。当公庫は、法人税に関する1995年12月27日法律第43号暫定条項第13条に従い、1997年および1998年に関しても同税を免除され、1999年からは一般法人税が課税されている。

法人税上の課税標準に対する2019年および2018年の当グループの親会社としての当公庫の会計利益の調整は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 税引前簿価利益 | 149,253 | 112,907 |
| 永久差異 | | |
| 支払外国税 | 704 | 478 |
| 帰属不能な会計利益／費用 | 3,233 | 5,102 |
| 被投資会社により生じる税務上の欠損金の繰越 | (37,109) | 41,259 |
| 過年度からの損金算入 | ― | ― |
| | 116,081 | 159,746 |
| 一時差異： | | |
| 減損および控除不能引当金 | 37,598 | 28,237 |
| 他年度発生一時差異の反転 | (35,116) | (71,964) |
| | 2,482 | (43,727) |
| 過年度の税務評価の補償 | ― | (16,691) |
| 税務評価 | 118,563 | 99,328 |
| 税金総額(30%) | 35,569 | 29,798 |
| 控除および引当金 | (577) | (379) |
| 源泉徴収税および中間納付 | (43,502) | (32,156) |
| 支払税額(注記15) | **(8,510)** | **(2,737)** |
| 法人税費用 | 34,248 | 47,545 |
| 割当被投資会社ベースの法人税費用の調整額(注記19) | 8,626 | (7,848) |
| その他の調整額 | (562) | ― |
| 当期法人税費用 | **42,312** | **39,697** |

当該年度において、ICOが様々な割合で出資している経済利益グループからの税務上の欠損金の繰越が組み込まれた（2019年12月現在は37,109千ユーロ（2018年12月現在は41,259千ユーロの税務上の剰余金配分））。欠損金は、各グループ会社が提供した情報に基づき割り当てられた。これらの項目は、経済利益グループの貸借対照表の期末と同年度に認識されることになっている。

2019年度末現在、相殺可能な税務上の欠損金の繰越はなかった。

2019年および2018年に適用された税制優遇措置の控除はなかった。国際二重課税（支払税額）の控除額はそれぞれ577千ユーロおよび379千ユーロに上った。2019年度末現在、国際二重課税に対する控除はない。

特別事由による固定資産の減価償却方法に変更はなかった。

当公庫の確定申告およびその他の税金債務は、直近４年間税務当局による閲覧が可能である。

基本的に法人税の免除期間後に新たに発生する法人税負債に関し、一定の取引に適用される税規則の解釈によっては一定の偶発税金負債が存在する場合がある。ただし、当公庫の税務担当者の判断では、かかる負債が発生する可能性は少なく、いかなる場合においてもこれにより生じる税金債務が添付の年次財務書類を大幅に影響することはないものと見込まれる。

## 注記24　利息および類似収益

構成する項目に基づく2019年および2018年の利息および類似収益の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | 6,579 | 8,189 |
| 償却原価で評価した金融資産 | 329,924 | 373,639 |
| デリバティブ、ヘッジ会計 | (9,470) | (11,634) |
| その他の資産 | 22 | 820 |
| 負債からの利息および類似収益 | 20,047 | 25,920 |
| | **347,102** | **396,934** |

**注記25　利息および類似費用**

2019年および2018年の損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 償却原価で評価した金融負債 | 670,126 | 798,172 |
| デリバティブ、ヘッジ会計 | (302,175) | (323,553) |
| その他の負債 | ― | ― |
| 資産からの利息および類似費用 | 7,207 | 18,833 |
| | **375,158** | **493,452** |

**注記26　配当金収益**

本概念による収益はすべて変動収益ポートフォリオに対応しており、2019年における当該収益は存在しない（2018年もなし）。

**注記27　持分法適用会社の損益**

連結損益計算書の本項目に含まれた持分法適用会社利益の合計額は、2019年および2018年においてそれぞれ2,266千ユーロおよび1,915千ユーロに上昇した。別紙Ⅰには、株式についての詳細ならびに2019年および2018年12月31日現在の最も関連性の高いデータが含まれている。

## 注記28　受取手数料および支払手数料

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **受取手数料** | | |
| 偶発リスク | 2,015 | 1,599 |
| 受取可能手数料 | 962 | 2,608 |
| その他の手数料 | 52,530 | 53,116 |
| | **55,507** | **57,323** |
| **支払手数料** | | |
| 署名リスク | (700) | (678) |
| その他の手数料 | (6,903) | (8,168) |
| | **(7,603)** | **(8,846)** |
| **手数料純額** | **47,904** | **48,477** |

2019年12月31日現在、手数料収入の「その他の手数料」の項目は、FFPPおよびFLAの管理手数料に関連する25,000千ユーロ（2018年12月31日現在も25,000千ユーロ）を含む（注記16を参照のこと。）。

## 注記29　損益を通じて公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益（純額）

構成する項目に基づく連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記９) | ― | 1,695 |
| 償却原価で評価した金融資産、貸付および受取債権(注記10.3) | ― | ― |
| 償却原価で評価した金融資産、負債性証券(注記10.1) | 10,365 | ― |
| 償却原価で評価した金融負債(注記18.4) | ― | (941) |
| | **10,365** | **754** |

2019年において、当グループは、ユーロ残高においてよりバランスのとれた満期構造および金利の更改を実現するため、当グループの事業モデルに基づき（また当該モデルにおいて設定された制限に従い）償却原価で評価した金融資産（公債）を売却した。処分された金融資産の額面価額は368百万ユーロであり、10,365千ユーロの売却益が生じた。

**注記30　売買目的保有の金融資産および金融負債による損益（純額）**

構成する項目に基づく連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 売買目的保有のデリバティブ(注記７) | 591 | 1,023 |
| | **591** | **1,023** |

IFRS第13号の施行後（2013年１月１日）、当グループはデリバティブ証券の評価につき、相手方のリスクおよび資本信用リスク（CVA-DVA）に対応する調整を組み込まなかった。2019年12月31日現在、本項目において行われた調整（この項目を含む。）は、プラス4,030千ユーロに上った（2018年12月31日現在ではマイナス195千ユーロ）。

次へ

**注記31　損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産および金融負債による損益（純額）**

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 損益を通じて公正価額で評価した持分証券(注記８) | 1,984 | 710 |
| | **1,984** | **710** |

**注記32　ヘッジ会計から生じる損益（純額）**

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| ヘッジデリバティブ(注記11) | 56,472 | 56,104 |
| | **56,472** | **56,104** |

本項目は、ヘッジする要素およびヘッジされた要素の公正価額の変動からの利益を含んでいる。

**注記33　その他の営業収益およびその他の営業費用**

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

**その他の営業収益**

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 不動産開発による収益 | 750 | 910 |
| その他(*) | 1,281 | 230 |
| | **2,031** | **1,140** |

*(*) 主に備品の返品により回収された費用およびBBVAによる資産管理に対して支払われた前払金が含まれている。*

**その他の営業費用**

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| その他 | (211) | (3) |
| | **(211)** | **(3)** |

**注記34　人件費**

2019年および2018年の連結損益計算書における本項目の構成は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 賃金および給与 | 16,208 | 15,911 |
| 従業員福利厚生費 | 3,746 | 3,657 |
| その他の費用 | 1,592 | 1,472 |
| | **21,546** | **21,040** |

2019年および2018年12月31日現在、当グループの職務別および男女別の従業員数は以下の通りである。

| 従業員の分布 |
|---|

| | 男性 | | 女性 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| 経営陣 | 15 | 11 | 14 | 4 |
| 管理職および技術者 | 113 | 108 | 140 | 144 |
| 事務職員 | 8 | 8 | 48 | 52 |
| | **136** | **127** | **202** | **200** |

2019年および2018年における当グループの職務別および男女別の従業員数の平均は以下の通りである。

| | 従業員の平均分布 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 男性 | | 女性 | |
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| 経営陣 | 15 | 11 | 14 | 4 |
| 管理職および技術者 | 105 | 109 | 137 | 148 |
| 事務職員 | 8 | 8 | 49 | 52 |
| | **128** | **128** | **200** | **204** |

*注：第５団体協約（2008年10月24日の官報に掲載された。）の調印以降、一般業務職員は専務職員として分類されている。*

2019年において、33%を超える障害を持つ当グループの平均従業員数は３名である（2018年においても同様）。

**理事会の報酬およびその他の給付金**

当グループの親会社である当公庫は、理事会のメンバーが受領する報酬について、賃金、手当およびその他の報酬として、2019年に137千ユーロおよび2018年に92千ユーロを連結損益計算書（「その他の管理費」の項目）に計上した。これらの報酬は、理事会のメンバーを行政府の上級職と考慮した場合に、適用ある規制法に従って国庫に支払われた。

当グループの親会社である当公庫の代表取締役および同様の役割を遂行している他の者が、2019年および2018年中に受け取った報酬は以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2019年:

| | 給与および賃金 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 従業員数 | 固定 | 変動 | その他の賃金 | 合計 |
| 5 | 583 | 65 | 2 | **650** |

2018年:

| | 給与および賃金 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 従業員数 | 固定 | 変動 | その他の賃金 | 合計 |
| 5 | 550 | 76 | 2 | **628** |

2019年および2018年12月31日現在、当公庫の理事会役員に付与された貸付金はなかった。2019年12月31日現在、従業員への貸付に関する内部規制に基づき付与された貸付金は、残存金額14,574千ユーロとなり、平均金利は2.51%（2018年12月31日現在で15,023千ユーロとなり、平均金利は2.51%）であった。

さらに、2019年12月31日現在、理事会の過去または現在の理事は年金または生命保険に関する義務を負っていない。

**注記35　その他の管理費**

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 建物、設備および資材 | 946 | 794 |
| コンピューター | 3,485 | 3,450 |
| 通信 | 2,157 | 2,020 |
| 宣伝および広告 | 1,344 | 1,113 |
| 金利および租税 | 1,604 | 1,320 |
| その他の一般管理費 | 7,830 | 9,375 |
| | **17,366** | **18,072** |

**監査費用**

年度会計監査は、国家行政介入局（スペイン語表記の頭文字をとって「IGAE」）により行われた。したがって、監査人の役割は（財務・行政省による）一般的介入により担われるため、この概念における監査人に対する報酬は存在しない。

当グループの関連企業であるCERSAに対する、当グループの連結に起因した2019年および2018年の監査費用（つまり、当グループのCERSAにおける所有持分の割合に対する未払費用）について、マザーズ監査人S.L.P（Mazars Auditores S.L.P）が請求する金額は、毎年５千ユーロである。

マザーズ（2018年の年次財務書類の監査業務において協力的なサービスを提供するためにIGAEと締結した契約により、ICOおよび当グループの連結年次財務書類の監査を行った。）グループの企業が2019年に行った監査業務以外のサービスについて請求した金額（税込）は、39.5千ユーロであった（2018年は15千ユーロであった。）。

## 注記36　公正価額

その市場価額を確実に見積もることができない貸付、受取債権および持分証券を除き、上記の通り、金融資産は連結貸借対照表において公正価額で計上される。

同様に、取引ポートフォリオに含まれるものを除き、金融負債は連結貸借対照表において償却原価で計上される。

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表の「貸付および受取債権」に基づき計上された資産および「償却原価で評価した金融負債」の項目に基づき計上された負債の一部は、年次金利改訂を伴う変動金利で計上されており、利率の動向の結果としての公正価額は、連結貸借対照表において計上されるものと有意差があるとはいえない。これらの公正価額は、割引フローを使用し公正価額の計算を進める加重平均残存月数および加重平均レートを使用して得たものである。2019年および2018年12月31日現在、当該運用のために計算された価値は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 簿価 | | 公正価額 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| **資産** | | | | |
| 償却原価で評価した金融資産 | 28,469,446 | 32,001,853 | 28,697,087 | 32,001,852 |
| **負債** | | | | |
| 償却原価で評価した金融負債 | 25,813,190 | 30,295,171 | 26,077,492 | 30,317,147 |

2019年および2018年には、貨幣市場および公債市場のインプリシット・カーブを参照した、全分類に関する公正価額が計算された。

## 注記37　子会社、合弁会社および関連企業の運用

合弁会社および関連企業に関連する企業の2019年および2018年12月における残高は以下の通りである。

CERSA

－ 顧客への預金（償却原価で評価した金融負債）：2019年12月31日現在では13,995千ユーロ（2018年12月31日現在では4,198千ユーロ）

## 注記38　英語への翻訳のために追加された説明

これらの連結財務書類は、当グループに適用される財務報告に係る規制上の枠組みに基づき表示されている（注記1.2を参照のこと。）。規制上の枠組みに適合し、当グループに適用される特定の会計

**上の慣行は、その他の一般に認められている会計原則および規則と適合しない可能性がある。矛盾が生じる場合、スペイン語版が優先する。**

# 別紙Ⅰ

## 2019年12月31日および2018年12月31日現在の投資

## （当グループの親会社としてのICOの直接所有株式および間接所有株式）

2019年および2018年12月31日現在の関連企業および子会社への投資に関連する情報は以下の通りである。

### 2019年12月31日現在

| | | | 所有持分割合 | | | 投資の簿価 | | | 被投資会社の数値 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所在地 | 事業内容 | 直接 | 間接 | 合計 | 総額 | 減損 | 純額 | 資産 | 資本 | 損益 |
| **関連企業** | | | | | | | | | | | |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA) | パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド | SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援 | 24.26% | — | **24.26%** | 36,461 | — | 36,461 | 445,572 | 307,385 | — |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES) | プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド | 発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援 | 20.31% | — | **20.31%** | 8,465 | — | 8,465 | 146,198 | 140,582 | 1,871 |
| | | | | | | **44,926** | **—** | **44,926** | | | |
| **子会社** | | | | | | | | | | | |
| AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A. | ロス・マドラソ・38-マドリッド | 金融投資 | 100.00% | — | **100.00%** | 1,940 | — | 1,940 | 12,169 | 11,609 | 7,565 |
| | | | | | | **46,866** | **—** | **46,866** | | | |

2019年12月31日現在の経済情報（未監査）。

### 2018年12月31日現在

| | | | 所有持分割合 | | | 投資の簿価 | | | 被投資会社の数値(*) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所在地 | 事業内容 | 直接 | 間接 | 合計 | 総額 | 減損 | 純額 | 資産 | 資本 | 損益 |
| **関連企業** | | | | | | | | | | | |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA) | パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド | SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援 | 24.26% | — | **24.26%** | 36,461 | — | 36,461 | 426,267 | 280,854 | — |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES) | プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド | 発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援 | 20.31% | — | **20.31%** | 8,465 | — | 8,465 | 136,117 | 131,469 | 7,821 |
| EFC２Eヘスティオンs.l. | パセオ・デル・プラド・４-マドリッド | アセットマネジメント | 50.00% | — | **50.00%** | 2 | — | 2 | 36 | 28 | (24) |
| | | | | | | **44,928** | **—** | **44,928** | | | |
| **子会社** | | | | | | | | | | | |
| AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A. | ロス・マドラソ・38-マドリッド | 金融投資 | 100.00% | — | **100.00%** | 1,940 | — | 1,940 | 12,507 | 11,061 | 5,884 |
| | | | | | | **46,868** | **—** | **46,868** | | | |

(*)2018年12月31日現在の経済情報（未監査）。

# 別紙Ⅱ
# 年次銀行報告書

本年次銀行報告書は、信用機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月26日法律第10号第87条に準じて作成されたものである。当該条項に従い、2016年１月１日より、信用機関は、スペイン中央銀行に対し、監査に係る規制に従い、かかる信用機関が事業所を有する国別に内訳を出した監査済財務書類の別紙として、以下に関する連結ベースの情報を提出し、毎年開示しなければならない。

a) 名称、事業活動の性質および地理的所在地
b) 収益
c) フルタイム当量従業員数
d) 税引前総損益
e) 法人税
f) 受領した公的補助金および援助

2019年および2018年に係る年次銀行報告書の作成に用いられた基準は以下の通りである。

a) 名称、事業活動の性質および地理的所在地

この情報は当グループの連結財務書類の注記１において記載されている。スペイン開発金融公庫の場合、当グループによって展開された主要な事業活動は、直接融資および仲介信用供与活動であり、同活動の展開は、ICOが国外に事業所も子会社も有していないため、スペインの法域内のみに限定されている。

b) 収益

本報告書において、収益は、当グループの連結年次財務書類の一部を構成する連結損益計算書において定義および示される、営業利益純額の合計である。

c) フルタイム当量従業員数

フルタイム当量従業員についてのデータは、当グループの平均従業員数から得られたものである。

d) 税引前総損益

本報告書において、税引前総損益は、当グループの連結損益計算書において定義および示される税引前損益である。

e) 法人税

連結損益計算書において、未収の税金は法人税の項目に含まれ、計上されている。

f) 受領した公的補助金および援助

現行の法律で要求される情報に関し、受領した公的補助金および援助は、国庫補助に関する欧州委員会のガイドラインに基づく援助および補助金をいう。この点について、当グループの企業は、2019年または2018年のいずれにおいても公的な補助金または援助を受けていない。

2019年および2018年における数値の詳細は、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| 地域 | 収益 | 平均従業員数 | 税引前総損益 | 法人税 |
|---|---|---|---|---|
| スペイン | 98,274 | 338 | 154,213 | 44,835 |

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| 地域 | 収益 | 平均従業員数 | 税引前総損益 | 法人税 |
|---|---|---|---|---|
| スペイン | 63,486 | 332 | 117,330 | 41,659 |

2019年12月31日現在、当グループの資産利益率（ROA）（連結純利益を資産合計の平均で除した値。）は、0.45%と見積もられた。

**スペイン開発金融公庫**

**2019年12月31日現在の連結財務書類の承認**

**現行の法律に従い、議長は、このページより前の書類で構成され、スペイン語原文で153ページにおよぶ2019年に関する当公庫および従属事業体の連結財務書類ならびに連結経営報告書を承認する。**

**マドリッド、2020年３月30日**

**D.ホセ・カルロス・ガーシア・デ・ケベード・ルイズ**
**理事長**

次へ

2019年度財務書類

## 貸借対照表

## 2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 資産 | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **現金、中央銀行等への預金および要求払預金** | **6** | **784,455** | **1,669,485** |
| **売買目的保有の金融資産** | **7** | **69,407** | **109,154** |
| デリバティブ | | 69,407 | 109,154 |
| *(備忘事項)担保としての貸付または前払* | | ― | ― |
| **損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産** | **8** | **―** | **21,580** |
| **その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産** | **9** | **1,826,137** | **1,671,294** |
| 持分証券 | | 827,551 | 642,090 |
| 負債性証券 | | 998,586 | 1,029,204 |
| 貸付金 | | ― | ― |
| *(備忘事項)担保としての貸付または前払* | | ― | ― |
| **償却原価で評価した金融資産** | **10** | **28,469,446** | **32,001,770** |
| 負債性証券 | | 7,843,423 | 9,503,883 |
| 貸付金 | | 20,626,023 | 22,497,887 |
| 信用機関 | | 10,215,054 | 12,436,396 |
| 顧客 | | 10,410,969 | 10,061,491 |
| *(備忘事項)担保としての貸付または前払* | | | ― |

## 貸借対照表

## 2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 資産 | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **デリバティブヘッジ** | **11** | **393,353** | **485,855** |
| **子会社、合弁企業および関連企業への投資** | **12** | **46,866** | **46,868** |
| 子会社 | | 1,940 | 1,940 |
| 合弁企業 | | ― | ― |
| 関連企業 | | 44,926 | 44,928 |
| **有形固定資産** | **13** | **86,966** | **88,099** |
| 有形固定資産 | | | |
| 自己使用目的 | | 86,966 | 88,099 |
| *(備忘事項)ファイナンスリースによる取得* | | ― | ― |
| **無形資産** | **14** | **6,873** | **6,949** |
| その他の無形資産 | | 6,873 | 6,949 |
| **税金資産** | **15** | **103,608** | **100,984** |
| 当期 | | 8,557 | 2,985 |
| 繰延 | | 95,051 | 97,999 |
| **その他の資産** | **16** | **35,714** | **34,543** |
| **売却目的保有の非流動資産および可処分要素グループ** | **17** | **―** | **―** |
| **資産合計** | | **31,822,825** | **36,236,581** |

## 貸借対照表

## 2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 負債 | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **売買目的保有の金融負債** | **7** | **69,313** | **104,885** |
| デリバティブ | | 69,313 | 104,885 |
| **損益を通じて公正価額で評価した金融負債** | | **—** | **—** |
| **償却原価で評価した金融負債** | **18** | **25,824,723** | **30,307,204** |
| 預金 | | 9,688,347 | 10,447,862 |
| 中央銀行からの預金 | | 499,902 | — |
| 信用機関 | | 8,489,132 | 9,459,822 |
| 顧客 | | 699,313 | 988,040 |
| 市場性を有する負債性証券 | | 15,734,424 | 19,147,495 |
| その他の金融負債 | | 401,952 | 711,847 |
| *（備忘事項）劣後債* | | — | — |
| **デリバティブヘッジ** | **11** | **240,245** | **253,805** |
| **引当金** | **19** | **303,540** | **280,195** |
| 年金および年金類似債務 | | 579 | 919 |
| 税金およびその他の法的臨時費の引当金 | | — | — |
| 偶発債務および不確定約定額の引当金 | | 7,778 | 1,442 |
| その他の引当金 | | 295,183 | 277,834 |
| **税金負債** | **15** | **33,948** | **23,854** |
| 当期 | | 1,005 | 957 |
| 繰延 | | 32,943 | 22,897 |
| **その他の負債** | **16** | **7,277** | **4,926** |
| **負債合計** | | **26,479,046** | **30,974,869** |

# 貸借対照表

## 2019年および2018年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 資本 | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **自己資本** | **20** | **5,364,272** | **5,318,894** |
| 資本金または寄付金 | | 4,314,033 | 4,313,744 |
| 累積準備金 | | — | — |
| 再評価準備金 | | 20,858 | 23,591 |
| その他の準備金 | | 922,440 | 908,349 |
| 当期損益 | | 106,941 | 73,210 |
| 配当金および分配金控除 | | — | — |
| **その他の累積包括利益** | **21** | **(20,493)** | **(57,182)** |
| 損益として再分類不可能な要素 | | 36,916 | 6,369 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持分証券の変動 | | 36,916 | 6,369 |
| 損益として再分類可能な要素 | | (57,409) | (63,551) |
| キャッシュフロー・ヘッジ | | (60,186) | (73,435) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額負債性証券の変動 | | 2,777 | 9,884 |
| **資本合計** | | **5,343,779** | **5,261,712** |
| **資本および負債合計** | | **31,822,825** | **36,236,581** |

**備忘事項**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **付与された保証** | **22** | **449,279** | **475,124** |
| **付与された不確定約定額** | **22** | **3,531,853** | **3,212,563** |

# 損益計算書

## 2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **利息および類似収益** | **24** | **347,095** | **396,926** |
| **利息および類似費用** | **25** | **(375,158)** | **(493,452)** |
| **利息収益純額** | | **(28,063)** | **(96,526)** |
| **配当金収益** | **26** | **7,394** | **5,339** |
| **受取手数料** | **27** | **42,654** | **45,722** |
| **支払手数料** | **27** | **(7,603)** | **(8,846)** |
| **金融業務による損益(純額)** | | **69,412** | **58,591** |
| 公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益(純額) | 28 | 10,365 | 754 |
| *その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産* | | — | 1,695 |
| *償却原価で評価した金融資産* | | 10,365 | — |
| *償却原価で評価した金融負債* | | — | (941) |
| 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益(純額) | 29 | 591 | 1,023 |
| 損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産による損益(純額) | 30 | 1,984 | 710 |
| ヘッジ会計から生じる損益(純額) | 31 | 56,472 | 56,104 |
| **為替差損益(純額)** | **2.4** | **4,928** | **49,884** |
| **その他の営業収益** | **32** | **2,020** | **1,064** |
| **その他の営業費用** | **32** | **(211)** | **—** |
| **売上総利益** | | **90,531** | **55,228** |
| **管理費** | | **(36,139)** | **(35,288)** |
| 人件費 | 33 | (20,202) | (19,724) |
| その他の管理費 | 34 | (15,937) | (15,564) |
| **減価償却費** | | **(3,906)** | **(5,102)** |
| 有形固定資産 | 13 | (2,012) | (2,087) |
| 無形資産 | 14 | (1,894) | (3,015) |
| **引当金経費または引当金の戻入** | **19** | **(5,904)** | **(1,655)** |

# 損益計算書

## 2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入** | | **102,077** | **99,872** |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | 9 | (5,700) | － |
| 償却原価で評価した金融資産 | 10 | 107,777 | 99,872 |
| **非金融資産の減損または減損の戻入** | | **(316)** | **(148)** |
| 営業権およびその他の無形資産 | 14 | － | － |
| その他の資産 | 13、17 | (316) | (148) |
| **廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益** | **17** | **2,910** | **－** |
| **継続事業税引前損益** | | **149,253** | **112,907** |
| **継続事業法人税費用(収益)** | **23** | **(42,312)** | **(39,697)** |
| **継続事業税引後損益** | | **106,941** | **73,210** |
| **廃止事業税引後損益** | | **－** | **－** |
| **当期損益** | | **106,941** | **73,210** |

# 資本変動表

## Ⅰ．認識損益計算書

## 2019年および2018年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **当期損益** | | **106,941** | **73,210** |
| **その他の包括利益** | | **36,689** | **73,698** |
| 損益計算書に再分類されない要素 | | **30,547** | **12,654** |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持分証券の変動 | 21 | 43,638 | 18,077 |
| ヘッジ会計損益 | | — | — |
| 損益に再分類されない要素の法人税 | | (13,091) | (5,423) |
| 損益に再分類可能な要素 | | **6,142** | **61,044** |
| キャッシュフロー・ヘッジ、有効部分 | 21 | 18,927 | 77,331 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した負債性証券 | 21 | (10,153) | 9,874 |
| 損益に再分類可能な要素の法人税 | | (2,632) | (26,161) |
| **認識損益合計(包括損益)** | | **143,630** | **146,908** |

次へ

# 資本変動表

## Ⅱ．資本変動総額表

## 2019年および2018年12月31日に終了した年度

（単位：千ユーロ）

| 2019年12月31日現在 | 自己資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金／寄付金 | 資本剰余金 | 準備金 | その他の資本性証券 | 自己株式控除 | 当期損益 | 配当金および分配金控除 | 資本合計 | その他の累積包括利益 | 資本合計 |
| **2018年12月31日付期末残高** | **4,313,744** | **－** | **931,940** | **－** | **－** | **73,210** | **－** | **5,318,894** | **(57,182)** | **5,261,712** |
| **認識損益合計** | | | | | | **106,941** | | **106,941** | **36,689** | **143,630** |
| **その他の資本変動：** | | | | | | | | | | |
| 資本金／寄付金の増加 | 289 | | | | | | | 289 | | 289 |
| 資本項目間移転 | | | 26,147 | | | (73,210) | 47,063 | － | | － |
| その他の資本増減 | | | (14,789) | | | | (47,063) | (61,852) | | (61,852) |
| **その他の資本変動合計** | **289** | | **11,358** | | | **(73,210)** | | **(61,563)** | | **(61,563)** |
| **2019年12月31日付期末残高** | **4,314,033** | **－** | **943,298** | **－** | **－** | **106,941** | **－** | **5,364,272** | **(20,493)** | **5,343,779** |

| 2018年12月31日現在 | 自己資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金／寄付金 | 資本剰余金 | 準備金 | その他の資本性証券 | 自己株式控除 | 当期損益 | 配当金および分配金控除 | 資本合計 | その他の累積包括利益 | 資本合計 |
| **2017年12月31日付期末残高** | **4,313,067** | **－** | **996,289** | **－** | **－** | **101,923** | **－** | **5,411,279** | **(130,880)** | **5,280,399** |
| 会計方針変更による影響額 | － | － | (105,118) | － | － | － | － | **(105,118)** | － | **(105,118)** |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **調整期首残高** | **4,313,067** | **－** | **891,171** | **－** | **－** | **101,923** | **－** | **5,306,161** | **(130,880)** | **5,175,281** |
| **認識損益合計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **73,210** | **－** | **73,210** | **73,698** | **146,908** |
| **その他の資本変動：** | | | | | | | | | | |
| 資本金／寄付金の増加 | 677 | － | － | － | － | － | － | 677 | － | 677 |
| 資本項目間移転 | － | － | 40,769 | － | － | (101,923) | 61,154 | | － | － |
| その他の資本増減 | － | － | － | － | － | － | (61,154) | (61,154) | － | (61,154) |
| **その他の資本変動合計** | **677** | **－** | **40,769** | **－** | **－** | **(101,923)** | **－** | **(165,595)** | | **(60,477)** |
| **2018年12月31日付期末残高** | **4,313,744** | **－** | **931,940** | **－** | **－** | **73,210** | **－** | **5,318,894** | **(57,182)** | **5,261,712** |

次へ

# キャッシュフロー計算書

## 2019年および2018年12月31日に終了した年度

（単位：千ユーロ）

| | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **A．営業活動からのキャッシュフロー** | | **(835,561)** | **(1,175,169)** |
| | | | |
| **1．当期損益** | | **106,941** | **73,210** |
| **2．営業上のキャッシュフローを得るための調整額** | | **(70,367)** | **(124,387)** |
| 減価償却費 | | 3,906 | 5,102 |
| その他の調整額 | | (74,273) | (129,489) |
| **3．営業資産純増減額** | | **3,629,590** | **4,828,848** |
| 取引ポートフォリオ | | 39,747 | 55,617 |
| 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産 | | 21,580 | (21,580) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | | (154,843) | (294,902) |
| 償却原価で評価した金融資産（2019） | | 3,634,401 | 4,870,908 |
| その他の営業資産 | | 88,705 | 218,805 |
| **4．営業負債純増減額** | | **(4,509,194)** | **(5,932,269)** |
| 取引ポートフォリオ | | (35,573) | (56,122) |
| 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融負債 | | — | — |
| 償却原価で評価した金融負債 | | (4,482,481) | (5,750,766) |
| その他の営業負債 | | 8,860 | (125,381) |
| **5．法人税の回収および支払** | | **7,469** | **(20,571)** |
| | | | |
| **B．投資活動からのキャッシュフロー** | | **(2,695)** | **598,721** |
| | | | |
| **6．支払** | | **(2,697)** | **(6,480,678)** |
| 有形固定資産 | 13 | (879) | (222) |
| 無形資産 | 14 | (1,818) | (2,084) |
| 株式 | 12 | — | (2,424) |
| 売却目的保有の非流動資産および負債 | 17 | — | — |
| 償却原価で評価した負債性証券（2008） | | — | (6,475,948) |
| 投資活動に関連するその他の支払 | | — | — |

## キャッシュフロー計算書

## 2019年および2018年12月31日に終了した年度

（単位：千ユーロ）

| | 注記 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| **7．回収** | | **2** | **7,079,399** |
| 有形固定資産 | 13 | — | — |
| 無形資産 | 14 | — | — |
| 株式 | 12 | 2 | — |
| 売却目的保有の非流動資産および負債 | 17 | — | 22 |
| 償却原価で評価した負債性証券（2008） | | — | 7,079,377 |
| 投資活動に関連するその他の回収 | | — | — |
| **C．金融活動からのキャッシュフロー** | | **(46,774)** | **(60,477)** |
| **8．支払** | | **(47,063)** | **(61,154)** |
| 配当金 | | (47,063) | (61,154) |
| 劣後債務 | | — | — |
| 自己持分証券の償還 | | — | — |
| 自己持分証券の取得 | | — | — |
| 金融活動に関連するその他の支払 | | — | — |
| **9．回収** | | **289** | **677** |
| 劣後債務 | | — | — |
| 自己持分証券の発行 | | — | — |
| 自己持分証券の処分 | | — | — |
| 金融活動に関連するその他の回収 | 20 | 289 | 677 |
| **D．為替レート変動影響額** | | **—** | **—** |
| **E．現金および現金同等物の純増減額** | | **(885,030)** | **(636,925)** |
| **F．現金および現金同等物の期首残高** | | **1,669,485** | **2,306,410** |
| **G．現金および現金同等物の期末残高** | | **784,455** | **1,669,485** |
| **備忘事項** | | | |
| **当期末における現金および同等物部分** | | | |
| 現金 | 6 | **12** | **12** |
| 現金同等物の中央銀行等への残高 | 6 | **709,633** | **1,408,355** |
| その他の金融残高 | 6 | **74,810** | **261,118** |
| 払戻し可能な当座借越し控除 | | **—** | **—** |

## 2019年12月31日に終了した年度
## の年次財務書類の注記

## 注記１　概要、財務書類の作成方針およびその他の情報

### 1.1　当公庫の概要

スペイン開発金融公庫(「当公庫」または「ICO」）は政府金融機関の組織および管理に関する1971年６月19日法律第13号により設立され、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号が公表されるまで、1988年一般国家予算に関する1987年12月30日法律第33号第127条および1971年法律第13号の廃止されなかったいくつかの条項により規制された。

当公庫は、マドリッドのパセオ・デル・プラド４に所在し、すべての活動を同地で行い、スペイン国内にその他の支店網を有していない。

当公庫は公共部門法体制に関する2015年10月１日法律第40号第103条に定める形態の公共事業体であり、経済・企業支援担当大臣を通じて経済・デジタル変革省に属する。当公庫は法に基づく金融機関であり、国家の財務代理人と考えられており、目的達成のための経営の独立性に加えて、法人格、資産および財源を有している。

経済・企業支援担当大臣は当公庫の戦略的経営、ならびに当公庫の事業活動による業績の評価および管理について責任を負う。

当公庫は、公共部門法体制に関する2015年10月１日法律第40号の条項、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号追加条項第６条、1998年９月23日勅令第1091号により承認された一般予算法の適用条項、1997年４月14日法律第６号へのICOの適合に関して1999年４月30日勅令第706号により承認されたICOの定款およびかかる定款の承認（1999年５月13日政府官報第114号）、また上記の法規によって規定されていないその他の事項については、金融機関に適用される特別の法規ならびに民法、商法および労働法に服している。

企業統治業務の改善策を導入するため、スペイン開発金融公庫（ICO）の定款に係るいくつかの条文を修正する2015年12月18日勅令第1149号が2015年末に、内閣によって承認された。同年10月に公共部門法体制に関する法律が、これに基づき成立し、かかる法律により初めて政府金融機関に４人の社外取締役が選出された。また、評判、経歴および不適合性等の対象の選出基準が設定され、任期は３年間有効で、１回のみ追加で３年間更新することができることとされた。当公庫において財政問題が生じた場合、社外取締役はそれぞれ２票投票することができ、よって理事会（理事会は、理事長と10名の理事（以前は９名）で構成される。）においては社外取締役が多数派となる。さらに、すべての理事の任命および解任は経済・デジタル変革大臣の提案の下、内閣に委ねられることが決定された。

内閣によって承認された勅令は、これらの調整を発展させる。社外取締役として選任されるための要件には、商業的かつ専門的な高い社会的評価、適切な知識および経験を有すこと、潜在的、永続的な利益相反がないこと、また、自営または雇用された立場において、ICOと競合になりうる活動を展開しないことが含まれる。さらに、信用機関、金融信用機関、投資機関、集団投資スキームおよびリスク・キャピタル企業またはこれらの子会社ならびにこれらが所属するグループに関連のない者であることが要件となっている。

理事会の理事は、常にICOの利益のために行動しなくてはならず、またその業務を行う上で得た情報、データ、レポートおよび機密のバックグラウンドを、かかる業務が終了した後も外部に漏らしてはならない。経済・デジタル変革大臣により辞職が承認された場合、社外役員の任期が終了した場合、また、公共部門からの理事に関しては解約された場合は、解任されることがある。守秘義務の重大な違反または利益相反等の場合と同様に、社外取締役の適性が予期せず欠如している場合には、解任されることがある。

当公庫の目的は国富の増大および分配の増進に寄与する経済活動、とりわけ社会、文化、技術革新および環境の面から奨励に値する活動を支援、促進することである。

かかる目的を達成するために、当公庫は財政の均衡原則および手段と目的の一致を厳格に遵守する。

また当公庫の職務は以下の通り定められている。

a) 内閣または政府経済問題委員会の指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように貢献すること。

b) 当公庫の理事会により採択された規則および決定に従い、内閣、政府経済問題委員会または経済・デジタル変革省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策の諸措置を実施する主たる機関として行為すること。

かかる目的および職務の中に含まれる業務の種類は、以下の通りである。

1. 中小企業、住宅建設、通信、スペイン事業の国際化等の一定の部門および戦略的活動に対して金融支援を行う直接的な貸付業務および仲介業務、ならびに1993年１月15日閣議決定（「RCM」）に従い、現在のバンコ・デ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー（「BBVA」）に統合されている国立銀行から移譲された業務。

2. 相互金利調整契約（スペイン語表記の頭文字をとって「CARI」）。かかる輸出援助システムは、当該システムを利用するスペインまたは外国の金融機関のために良好な財務実績を保証する。当公庫は仲介機関としてのみ行為し、各年度の一般国家予算法で許容されている通り管理費用は国家が負担する。

関与した各銀行との金利調整純額は、各調整額が、受取残または支払残のいずれであるかにより、国家が支払うか、または当公庫を通じて支払われるかで、通常は相殺される。

3. 開発プロモーション基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FONPRODE」）。かかる基金は2010年に2010年法律第36号の下で設立された。その目的は国家から国家への補助金という形で発展途上国の開発プロジェクトおよび開発計画に資金供給することである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。2010年12月現在、この特定の基金は、1998年以降FONPRODEに統合されるまで、同じく当公庫によって管理されている小口融資を供与するための基金を取得した。

4. 法人国際化基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FIEM」）。かかる基金は2010年に2010年法律第11号の下で設立された。その活動は、利権または市場条件の下、スペインの財貨およびサービスの取得ならびにスペインの投資プロジェクトの遂行または国益の取得および遂行に結びつくプロジェクトに対して、返済可能な資金供給を行うことである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。

5. 水道および公衆衛生協力基金。当該基金は、2008年度一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号追加条項第61条に基づき設立された。その目的は、中南米諸国の国家機関との金融取り決めの下、とりわけスペインとの協力を重視し、水道および公衆衛生プロジェクトに対して資金を提供することである。

6. 2014年12月26日勅令法第17号により、地方団体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は供給者支払のための融資基金（2012年勅

令第４号および2012年勅令第７号により成立）の清算（2015年１月１日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。）により供給されたものである。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には関連する取引手数料が生じている。

7． 2014年12月26日勅令法第17号により、自治体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を確保するものである。当ファンドの自己資本は2012年勅令第21号により設立された自治区流動性基金の清算（2015年１月１日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。）により供給されたものである。さらに、自治体に関しては、供給者への支払に関する融資メカニズムの自己資本部分に含まれている。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には取引手数料が生じている。

2.から7.の業務は、それぞれに適用される法律に従って、当公庫の勘定には含まれない。

### 1.2 年次財務書類の作成方針

2019年12月31日に終了した年度の当公庫の年次財務書類は、信用機関の公開および機密の金融報告基準およびフォーマットに関する、2017年11月27日スペイン中央銀行通達第４号（「2017年通達第４号」）（その後の改正を含む。）の条項に従って作成されている。かかる通達は、国際会計基準に関する欧州議会および理事会による2002年７月19日の2002年EC規則第1606号に基づき、スペインの信用機関に、欧州連合に採用された国際財務報告基準（「IFRS-EU」）を実施し、適用させるものである。その他の一般的なスペインの事業および会計基準ならびにその他の該当するスペイン銀行の通達および基準もまた、これらの年次財務書類の作成に使用されている（適切な場合には、年次財務書類に対するこれらの注記における基準において必要とされる開示を含む。）。

当公庫の2019年12月31日に終了した年度の年次財務書類は、すべての会計原則および基準ならびに、2019年12月31日における当公庫の資本および財政状態、ならびに前述の適用ある財政状態報告枠組みおよび特にそのうちの会計原則および基準に従い、その後に終了した会計年度における運営およびキャッシュフローの結果について、すべての重要な点において、真実かつ公正な見解を与えるために適用される必須の測定基準に従い、作成された。

これらの年次財務書類に記載される2018年の情報は、2019年に関連する情報との比較のみを目的として表示されており、したがって、ICOの2018年年次財務書類を構成するものではない。

2019年12月31日に終了した年度における当公庫の年次財務書類の作成に適用された主要な会計方針および測定基準は注記２に要約されている。

2018年12月、財務情報の公開および保留に関する2017年通達第４号を修正する2018年12月21日スペイン中央銀行通達第２号が公布された。この基準は、2019年１月１日付で効力が発生し（当グループの2018年の年次財務書類には影響しない）、これをリースに関するIFRS第16号に適用させるため、2017年通達第４号を修正する。当公庫の場合、そのリース契約はこの基準の客観的範囲に該当しないため、その施行がこれらの事業の計上に影響を及ぼすことはない。

***2019年１月１日から12月31日の間の期間に発生した主な規制変更***

***期限の過ぎた債務の重要な閾値を（支払能力を目的として）定義するための2013年EU規則第575号により付与された権限の行使に関する2019年10月22日通達第３号***

当該基準は、2020年12月１日より強制適用される予定である。しかしながら、ICOは、当該決定について適切な時期および適切な形で規制当局との連絡を行っていたことから、当該規定を2020年１月１

日から適用する。設定される閾値は（絶対的および相対的な観点で）非常に規模の小さいデフォルトを伴う事業にのみに影響し、このような事業は依然としてICOの現在の事業の範囲外であるため、一般的に、当公庫が受ける基準の影響は最小限である。

***信用機関の支払能力に関する2013年EU規則第575号（CRRⅡ）を修正する、2019年５月20日EU規則第876号***

一般的に、当該規則は2021年６月28日から効力が発生するが、一定の規定（適用範囲、監督権限、定義、許容資本および負債ならびにレバレッジ比率の定義）については、2019年６月27日付で効力が発生した。当該規定がICOにもたらす影響はない。

当公庫の2019年の年次財務書類は、2020年３月30日付で理事長により作成され、当公庫の理事会および当グループの親会社による承認を待っている。本年次財務書類の単位は、別段の記載のない限り、千ユーロである。

### 1.3 情報および見積りに対する責任

2019年12月31日に終了した年度の年次財務書類およびそれらの年次財務書類に関する注記に記載される情報の作成責任は理事長にある。これらの年次財務書類の作成中に、かかる財務書類に含まれる特定の資産、負債、収益、支出および約定額の数値化にICOによる見積りが使われている。これらの見積りは概ね以下の通りである。

－特定の資産の減損（注記2.7）
－退職給付金に関する負債および約定額ならびにその他の従業員に対する長期約定額の保険数理上の計算基礎（注記2.10.2）
－固定資産および無形資産の耐用年数（注記2.12および2.13）
－付与された不確定約定額から生じる将来の債務に関する損失（注記2.14）
－一部の簿外資産の公正価額（注記2.2.3）
－税金資産の回収（注記2.11）

これらの見積りは、分析された事実に関連して、2019年12月31日現在で入手可能な最良の情報に基づいているが、当該年度の損益計算書における見積りの変動の影響を認識するために、今後数年のうちに、将来の何らかの出来事により、予め見積りの（上方または下方の）大幅な修正がなされる可能性がある。

### 1.4 旧アルヘンタリアからの資産および負債の譲受

今は存在しない会社であるが、アルヘンタリア、カハ・ポスタルおよびバンコ・イポテカリオ・エセ・アーは、コルポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・エクステルノ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BEX）、カハ・ポスタル・エセ・アーおよびバンコ・イポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BHE）の合併の結果、1998年９月30日付の合併証書で正式に設立された。バンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー（BCA）はカハ・ポスタル・エセ・アーにより吸収されており、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BCL）もまた前記の法人（アルヘンタリア）に所属し法人格を維持している。

1993年２月15日のACMの規定に従い、当公庫は、1992年12月31日、スペイン政府または当公庫が保証している経済政策業務から生じるBCL、BHE、BCAおよびBEXの資産および負債を取得し、とりわけ転換期にある企業（転換および産業再編改革法の適用を受けている）に対する信用供与および保証を取得した。また、洪水の犠牲者に対する特別融資に加え、かかる事業体が上場株式会社になる前に供与した貸付、ならびにその他の資産、権利および企業持分も取得した。

**また、1993年３月25日に、譲渡された資産および負債に関する管理契約が関係銀行との間で調印された。同契約は、現行の銀行法に従う管理および正確な会計について定める。**

**2019年１月、譲渡された資産および負債のマネジメントならびに管理および簿記を当公庫は引き受けた。2019年12月31日現在、純資産の残高は57千ユーロであり、また当年中に創出された利益は、154千ユーロ（2018年12月31日現在、純資産は487千ユーロであり利益は262千ユーロであった。）であった。**

### 1.5　連結年次財務書類の表示

さらに、当公庫が直接管理している業務について、ICOは、様々な活動を行いICOとともにICOグループ全体を構成する、従属的企業から構成されるグループのリーダーである。結果として、当公庫は、その年次財務書類とは別に、合弁企業および関連会社の保有に関する現行の法律に従って、ICOグループの連結財務書類を作成している。

スペイン商法第42条に従い、当公庫は本年次財務書類と同日付で連結年次財務書類を作成した。2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表、損益計算書、資本変動総額表および認識損益計算書の連結の結果は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 単体 | 連結 | 単体 | 連結 |
| 資産 | 31,822,825 | 31,841,654 | 36,236,581 | 36,251,045 |
| 資本 | 5,343,779 | 5,373,581 | 5,261,712 | 5,286,764 |
| 当期損益 | 106,941 | 109,378 | 73,210 | 75,671 |
| 資本における認識損益合計 | 143,630 | 146,067 | 146,908 | 149,369 |
| 現金または現金同等物における損益純額 | (885,030) | (884,882) | (636,925) | (636,925) |

次へ

### 1.6　環境影響および温室効果ガス排出権

**ICOの国際取引は、環境保護に関する法律に従っている。当公庫は、当公庫がこれらの法律に実質的に準拠しており、その準拠を確保および奨励するよう設計された手続きを維持していると考えている。**

**また、当公庫は、適切な環境保護・改善措置を実施しており、環境影響を可能な限り最小化するため、これについての規則を遵守していると考えている。2019年および2018年、当公庫は重大な環境投資を実施しておらず、環境リスクおよび費用のための引当金を計上する必要はないと考えている。また、当公庫は、環境保護・改善に関連する重大な偶発事象が存在するとは考えておらず、温室効果ガス排出権を有していない。**

### 1.7　最低資本

#### 1.7.1　最低自己資本比率

スペイン中央銀行は2008年５月22日に、最低自己資本の識別および管理に関して、2008年通達第３号を発布した。前記通達は、投資比率、自己資本および情報についての金融仲介機関の義務、ならびに他の金融システムに関する2007年11月16日法律第36号（1985年５月25日法律第13号を改正）により発布された自己資本および連結ベースでの信用機関の監督に関する法制度等（信用機関自己資本に関する2008年２月15日勅令第216号を含む。）について、金融機関業界における最終的な展開を示している。前記通達はまた、スペインの金融機関の法制度に、金融機関の事業に関する欧州議会および理事会による2006年６月14日の2006年EC指令第48号（改正後）、ならびに投資サービス会社および金融機関の自己資本比率に関する欧州議会および理事会による2006年６月14日の2006年EC指令第49号（改正後）を適合させる過程を完了させるものでもあった。かかる二つの指令は、バーゼル銀行監督委員会により採択された同様の規制（バーゼルⅡとして知られている。）を受けて、金融機関および金融機関の連結グループが満たすべき最低資本要件について大幅に改正された。

従前の銀行業の健全性規制に関する法令（1985年５月25日法律第13号および2008年スペイン中央銀行通達第３号）に替わり、2014年１月１日より、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月26日法律第10号が施行された。これまで欧州連合は、その法制度として2010年12月よりバーゼルⅢに移行しており、2012年EU規則第648号を修正する金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する欧州議会および理事会による2013年６月26日EU規則第575号、ならびに2002年EC指令第87号を修正する金融機関の活動ならびに金融機関および投資サービス会社の健全性監督に関する欧州議会および理事会による2013年６月26日EU指令第36号を採用し、また欧州連合の監督および信用機関の支払能力の基準にスペインの法律を適合させるための緊急措置として、2013年11月29日勅令法第14号に当公庫のシステムを置き換えることで、2006年EC指令第48号および2006年EC指令第49号を廃止した。

2014年６月26日法律第10号の主な目的は、2013年６月26日EU規則第575号（CRR）の規定を直接的に組み込み、正式に2013年６月26日EU指令第36号（CRD）に移行することで、国際舞台および欧州連合に課せられている規制変更にスペインの法律を適合させることである。当該コミュニティ規制は、監督体制、資本要件および罰則等の側面が大々的に修正されてきたことにより、金融機関に適用される規則の実質的な変更をもたらした。

CRRおよびCRDは、欧州連合における資本要件を規制し、以下に記載するバーゼルⅢの資本規制の枠組みまたは協定に定められた提案を含む。

－加盟国に直接適用されるCRRは、金融機関の健全性要件を含み、とりわけ以下の事項を扱っている。

　－ハイブリッド商品が満たさなければならない要件を設定し、少数株主持分の適格性を制限する、適格自己資本の要素の定義。

　－各資本区分における調整項目および控除項目の定義。この点において、規則はバーゼルⅡに新たな控除項目（繰延税金資産、年金基金）を組み入れ、既存の控除項目の変更を導入する。一方で、規則はその完全な実施までに、５年から10年の段階的な予定を設定している。

　－自己資本の三つの水準（普通株式等Tier１比率4.5%、Tier１比率６%および最低資本合計比率８%）を定める最低要件の設定（第一の柱）。

　－信用機関がレバレッジ比率（Tier１をリスクに対して未調整の総エクスポージャーで除した値として定義される。）を算定するための要件。開示要件は、2016年以降に適用され、最終的な定義は監督者により2017年に設定された。

－加盟国が、それぞれの基準に従って、国内法令に組み込まなければならないCRDの意図および主たる目的は、金融機関および投資会社の活動の透明性ならびにその統治および監督の枠組みについ

て国内法令を調整することである。CRDは、とりわけ、CRRで設定された資本要件に加えて、2019年までに段階的に導入される資本要件を含んでいる。以下に従わないことは、利益の任意分配に対する制限を伴う。

－バーゼルIIIの規制の枠組みを拡大する、金融規則の景気循環増幅効果を軽減するための資本保全バッファーおよび反循環的な資本バッファー。すべての信用機関は、普通株式等Tier１に上乗せする2.5%の資本保全バッファーおよび普通株式等Tier１に上乗せする、機関特有の反循環的な資本バッファーを維持しなければならない。

－グローバルなシステム上重要な機関およびその他のシステム上重要な機関が、システミックリスクまたはマクロ健全性リスク（すなわち、特定の加盟国における金融システムおよび実体経済に深刻な悪影響を与えうる、金融システムの混乱リスク）を軽減するためのシステミックリスクバッファー。

－さらに、CRDは、監督責任の範囲内で、所轄官庁が、CRRに記載の最低要件（第二の柱）を上回る自己資本額の維持を金融機関に要求することが可能であると規定している。

金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月26日法律第10号の追加条項第８条によると、規則により規定されていない限り、スペイン開発金融公庫は、当該法律の第Ⅱ編（金融機関の支払能力）、第Ⅲ編（監督）および第Ⅳ編（法的罰則）ならびに情報の守秘義務に関する規定を適用する。

2015年から、スペイン中央銀行の2014年通達第２号に従い、この基準において設定された資本バッファーが適用される。今日まで、今年度の銀行監督者によって特定の反循環的な資本バッファーの金額は設定されていない。ICOは、グローバルなシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EISM」）ではなく、またシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EIS」）としてみなされることもない。

2019年および2018年12月31日現在のICOグループの算出可能な資本は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 普通株式等Tier１(*) | 5,067,939 | 5,179,437 |
| －資本金 | 4,314,033 | 4,313,744 |
| －準備金および調整項目(**) | 753,906 | 865,693 |
| Tier２ | － | － |
| －その他の準備金(**) | － | － |
| －一般支払不能リスクヘッジ | － | － |
| **算出可能資本合計** | **5,067,939** | **5,179,437** |
| **最低資本合計(***)** | **2,139,560** | **2,243,085** |

(*) 当グループは追加のTier１を有していない。

(**) 当グループの算出可能資本の計算に用いる合計準備金は、資本の計算において、無形資産の修正および準備金の修正が行われているため、連結貸借対照表の額とは異なる。

(***) 2019年に当グループについてスペイン銀行により設定された、リスク加重資産（RWA）の17.34%（2018年は17.625%）として計算している。

2019年および2018年12月31日現在の当グループの最低資本の最重要データは、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| Tier１ | 5,067,939 | 5,179,437 |
| リスク加重資産 | 12,338,868 | 12,726,723 |
| Tier１比率(%) | 41.07% | 40.70% |
| **算出可能資本合計** | **5,067,939** | **5,179,437** |
| 算出可能資本合計比率(%) | 41.07% | 40.70% |
| 最低算出可能資本比率(%)(*) | 17.34% | 17.625% |

*(*) ICOグループの自己資本についてスペイン銀行により設定された2019年３月16日以降の最低資本比率の合計は、2013年EU規則第575号により設定された要件（８%）、ならびに集中リスクおよび事業リスクならびに資本に関する自己評価報告書に記載されるその他のリスクをカバーするための追加の必要資本（6.84%）ならびに資本バッファー（2019年１月１日以降2.5%）を考慮すると、17.34%である。*

2019年および2018年12月31日現在、当グループの算出可能資本は、当公庫により規定されている最低要件をそれぞれ2,928,379千ユーロおよび2,936,352千ユーロ上回っている。

### 1.7.2 最低支払準備率

当公庫は最低支払準備率を満たすために、ユーロ圏の国の中央銀行に預けられている資金の最低レベルを維持しなくてはならない。2019年12月31日現在、このレベルは算出可能な負債の２％であった。2011年11月24日に2011年EU規則第1358号が発効し、追加的な算出可能な負債（２年超の通知期間を条件として引出可能な２年超の定期預金、現先取引による販売および２年超の満期を持つ株式以外の証券）について１％が要求される。この修正は2012年１月18日に開始した積立期間の後に適用された。

2019年および2018年12月現在、ならびに2019年および2018年中、ICOは適用あるスペインの規制に基づく最低比率を遵守した。

### 1.7.3 資本管理

当公庫は、支払能力に関し適用される法制度（2013年EU規則第575号）に規制される算出可能なTier１およびTier２の管理を目的として、資本を検討している。

この意味において、常にスペイン銀行により企業について設定された下限を上回る支払能力比率を維持するための資本管理システムに、資本要件規制は直接的に盛り込まれている。この目標は、適切な資本計画によって達成されている。

## 1.8 後発事象

上記2006年法律第42号で修正された租税、行政および社会保障措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項に従い、旧金融公庫と当公庫が付与した一定の与信および保証枠に基づき中央政府がICOから借入れた債務の返済によって回収される金額は、当公庫の資本の一部を構成する。2019年の見積総額は170千ユーロであり、2020年に計上される。

2020年、スペイン開発金融公庫は、国家財務当局の地位において政府の命令を受け、事業および個人に対する新たな信用枠を打ち出した。当方針の目的は、スペインの信用制度に更なる流動化をもたらし、組織的目標の枠組み内における他の需要に取り組むことである。承認を得た主な信用枠は、以下の通りである。

－2020年ICOの企業および起業家向け融資枠：このICOの信用枠は、国内で投資を行い、かつ流動性ニーズを満たす必要のある自営業者および企業に対して融資を行う。個人および家主団体も、住宅の修復のためにこの信用枠を利用することができる。

－2020年ICOのSGR/SAECA保証融資枠：このICOの信用枠は、相互保証会社（スペイン語表記の頭文字をとって「SGR」）または国有企業であるCaución Agraria（スペイン語表記の頭文字をとって「SAECA」）の範囲内で、スペインにおける資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。

－2020年ICOの商業融資枠：このICOの信用枠は、スペイン国内の営利事業による前払い金を通じて流動性を得ようとする自営業者およびスペイン企業またはスペインにおいて設立された多国籍企業に対して融資を行う。

－2020年ICOの国際融資枠：このICOの信用枠は、外国で生産的な投資を行っており、かつ／または流動性ニーズを満たす必要のある、スペインの資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。

－2020年ICOの輸出業者向け融資枠：このICOの信用枠は、流動性を必要とする自営業者およびスペイン企業に対して融資を行い、輸出活動による前払い金を通じて彼らを支援する。

－2020年ICOの国際局融資枠：自営業の専門家および企業の国際化の過程を支援するために融資を行う。当該商品と、ICOの国際融資枠およびICOの輸出業者向け融資枠の間の主たる違いは、貸付が地方銀行に適用されるか、または投資プロジェクトもしくは輸出活動が行われている国に本部がある国際機関に適用されるかということである。

例年通り、2020年１月中、ICOおよびこれらの信用枠の申請書を提出した金融機関は、契約を作成および書名した。

2020年３月11日、世界保健機関は、COVID-19により生じた公衆衛生上の緊急事態を世界的なパンデミックであると表明した。国内および国際的な規模での事態の展開の速さならびに異常な状況は、明らかに重大かつ前例のない健康危機である。この難局に立ち向かうため、スペイン政府は2020年勅令法第463号の公布を通じて非常事態を宣言することが必要であるとみなした。

また、スペイン政府ならびに欧州および国際機関により対策が講じられ、危機による社会的および経済的影響を軽減するための景気刺激に関する追加的な措置を検討している。

目下のところ、当公庫はすでに、技術力と従業員管理に関連して、その業務および事業の継続性を確保するために必要な措置を講じており、従業員の安全とインテグリティに特に配慮した。作成日現在、当公庫は通常通り活動を継続している。

かかる事態は、スペインおよび国際マクロ経済環境に影響を与え、これは当公庫の活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。年次財務書類作成日現在、かかる事態により生じる、活動に対して与えうる影響の詳細な評価または定量化を実施するのは、その短期的、中期的および長期的な結果の不確実性により時期尚早ではあるが、当公庫は、これが活動の継続性を損なわない一時的な事態であり、その影響の見込みが計上されることになると考えている。最後に、当公庫は、この事態の展開について、必要な場合に当該評価におけるいかなる変化も報告するために、継続的なフォローアップを実施していることに留意されたい。

この点において、去る３月18日、COVID-19の経済的および社会的影響に対する緊急臨時措置に関する2020年勅令法第８号が官報（BOE）に掲載された。かかる基準の第30条において、企業およびフリーランサーに対するICOの信用枠の融資額を10,000百万ユーロに増額するために、ICOの純負債限度額の拡大が規定された。当ICOは、利用可能な資金調達の促進および拡大、また企業の信用へのアクセス向上のために、意思決定機関を通じて必要な措置を採用し、付属定款により規定される必要金融残高を保全する。

当該期末（2019年12月31日）から年次財務書類承認日（2020年３月30日）までの間、前述以外に重要な事実は発生していない。

### 1.9　事業セグメント別情報

当公庫の主要な活動は、信用枠の付与および直接貸付を行うことである。したがって、該当する法律に従い、ICOの事業についてセグメント別の情報は不要とみなされる。

また、ICOはスペイン領域内外で活動を行っており、すべての事業はスペインの利益に寄与するものであると認められている。

### 1.10　「ICOダイレクト」貸付業務

2010年６月、ICOは「ICOダイレクト」として、機械、家具、IT製品および建物に新たに投資するため、自営業の個人、中小企業、およびスペインの非営利団体（１年を超えて活動している団体）に対

して融資を行うことを目的とした新しい事業セグメントを開始した。この事業セグメントは、信用機関の仲介を通して行われるICOの通常の貸付業務を補っており、中小企業および自営業の個人向けの金融手段を広めるよう務めている。ICOダイレクトは、2011年および2012年に更新され、2012年６月に終了した。

ICOダイレクトにおける取引は、バンコ・サンタンデール（BS）およびバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア（BBVA）によって公的に処理および管理されていた。これらの信用機関はこの目的においてICOに対し競争入札をしている。

2019年12月31日現在の純資産合計の残高は1,028千ユーロ（2018年12月31日現在は1,750千ユーロ）であった。2019年に生じた利益は3,498千ユーロ（2018年は4,586千ユーロ）であった。

### 1.11　2011年のICOの地方自治体向け貸付業務

2011年ICO地方自治体向け融資は、スペイン内閣により2011年７月に承認された公会計および社会的保護の安定性を高めるための勅令法の結果として開始された。その目的は、低迷する経済を踏まえ、地方自治体に提供する備品、労働およびサービスに係る請求権を決済する主要な問題に苦しむ多くの自営専門職および小企業の問題を緩和することであった。

この信用枠は、2011年４月30日まで未払いの請求書を決済するための流動性を地方自治体に提供することを目的としていた。主として、証明書および書類の経過年数に基づき自営業の個人および中小企業に対する債務の返済を支援することを目的としていた。

ICO地方自治体向け融資は、2011年７月から2011年11月まで実施されていた。同期間中、当該融資により、スペイン全域にわたる1,029の地方、地域および島域間町議会が、38,338の自営業の個人および中小企業により2011年中に提供された備品、建造物およびサービスに対する未払請求書222,975件（総額967百万ユーロ）を支払うことができた。2011年ICO地方自治体向け融資業務の定式化および運営は、当プロジェクトに追加されたいくつかのEECCを通じて実行されている。

2019年12月31日現在、当該資産（不良資産として分類されている）の残高は3,669千ユーロ（2018年12月31日現在は4,294千ユーロ）であった。

EELLの借入に関し、この信用枠は、国家収益の割当（スペイン語表記の頭文字をとって「PTE」）により、当公庫へ保証されている。PTEの下、開始から2019年12月31日までにおける当該信用枠の残高の減少は、61.68百万ユーロ（2018年12月31日現在で61百万ユーロ）である。2019年12月31日までの間に、1,029の事業体のうち、合計で409の事業体がPTEを頼らなければならなくなった。2019年12月31日現在、依然として９のEELLへのPTEの削減が要求されており、その残高は3.7百万ユーロであった。

## 注記２　適用される会計原則、方針および評価基準

ICOの2019年12月31日に終了した年度の年次財務書類の作成において用いられた会計原則、方針および評価基準は、以下の通りである。

a）継続企業の原則

財務書類を作成するにあたり、当公庫の経営は当面継続していくと判断された。したがって、会計基準の適用は、清算の場合における、全部もしくは一部の譲渡を目的とする純資産価値を算定するためのものではない。

b）発生主義原則

キャッシュフロー計算書に関連するものを除き、年次財務書類は、支払日または回収日にかかわらず、実際の物品およびサービスの発生に基づいて作成されている。

c）その他一般的な原則

**年次財務書類は、取得原価法に基づき作成されているが、土地および建物（2004年１月１日までのものに限る。）（注記13を参照のこと。）、売却可能金融資産ならびに金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）の公正価額でなされた再評価（もしあれば）により修正されている。**

## 2.1 株式

### 2.1.1 グループ企業

「子会社」とは、当公庫が支配権を有する企業である。企業が投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する場合、かつ投資先に対する支配権を通じて、投資先の利益に影響を及ぼす資格を有する場合に、企業は投資先を支配していると解釈される。

子会社としてみなされるためには、以下を必要とする。

－支配権：投資家は、関連活動（すなわち、投資先の利益に大きな影響を及ぼす活動）の管理を可能にする既存の権利を有する場合に、投資先に対する支配権を有する。

－利益：投資家は、投資先との関与による利益が、投資先の実績によって変動する可能性がある場合に、投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する。投資家の利益は、プラスのみ、マイナスのみ、またはプラスとマイナスの両方になることがある。

－支配権と利益のつながり：投資家は、投資先に対する支配権ならびに投資先との関与による変動利益に対するエクスポージャーおよび権利を有するだけでなく、投資先との関与による投資家の利益に影響を及ぼす支配権を行使する資格を有する場合に、投資先を支配する。

これらの株式は、年次財務書類において貸借対照表の「子会社、合弁企業および関連企業への投資」という見出しの下表示され、取得費用において評価され、これらが経験してきたであろう減損のために割引される。

スペイン中央銀行の2017年通達第４号の規定に従い、これらの株式が減損された証拠がある場合には、減損額は、その回収可能額（株式の公正価値から必要な売却費用を差し引いたものまたは使用価値を差し引いたもののうち大きい方として計算され、配当として株式から受け取ると予想されるキャッシュフローの現在価値、およびそれらの処分またはその他の使用に関連するもの）およびその簿価の差額であると推定される。これらの株式に影響を及ぼす減損損失およびかかる損失の回収は、損益計算書において「金融資産および金融負債による損益」という見出しの下にそれぞれ計上される。

これらの株式に対する当年中の未払配当金については、損益計算書の「配当金収益」の見出しの下に記載されている（注記26を参照のこと。）。

注記12には、かかる見出しに関する2019年および2018年12月31日の会計データに関する情報を記載する。

別紙Ⅰには、これらの企業に関する情報を記載する。これらの企業の会計年度末は、すべて12月31日である。

### 2.1.2 関連企業

関連企業とは、当公庫とともに単一の意思決定機関を構成せず、また共同支配に服しないが、当公庫が重大な影響力を及ぼす企業をいう。通常重大な影響力が、議決権の20%以上の直接的または間接的な持分に伴う。

新しい規制の規則に従い、支配とは、業務活動から利益を得ることを目的として企業の業務上および財政上の方針を管理する権限を意味する。

「関連企業」の株式は年次財務書類において貸借対照表の「子会社、合弁企業および関連企業への投資－関連企業」に減損調整後の取得原価で評価される。

スペイン中央銀行の2017年通達第４号の規定に従い、これらの株式が減損された証拠がある場合には、減損額は、その回収可能額（株式の公正価値から必要な売却費用を差し引いたものまたは使用価値を差し引いたもののうち大きい方として計算され、配当として株式から受け取ると予想される

キャッシュフローの現在価値、およびそれらの処分またはその他の使用に関連するもの）およびその簿価の差額であると推定される。これらの株式に影響を及ぼす減損損失およびかかる損失の回収は、損益計算書において「金融資産および金融負債による損益」という見出しの下にそれぞれ計上される。

これらの株式に対する当年中の未払配当金については、損益計算書の「配当金収益」の見出しの下に記載されている（注記26を参照のこと。）。

別紙Ⅰには、これらの企業に関する情報を記載する。

### 2.2　金融商品

#### 2.2.1　金融商品の当初の認識

金融商品は当初、当公庫が該当する契約の当事者となった際に当該契約の条件に従い貸借対照表において認識される。特に、貸付および現金預金等の債務証書は、現金を受領する権利または支払う義務が発生する日現在でそれぞれ認識される。一般に金融デリバティブは契約日に認識される。

従来の契約を通じて行われる金融資産の売買は、すべての所有権に内在する利益、リスク、権利および義務が取得者に移転した日に計上される。当事者の相互義務に基づくこれらの契約は、規制または市場慣行により設定された期間内に履行されなければならず、株式市場取引または通貨先物取引等のように差額で決済することができない。購入または売却した金融資産の種類に応じて、契約日、決済日または引渡日となる。特に、外国為替現金取引市場で行われた取引は、決済日に認識され、スペインの証券市場で取引される持分証券を用いて実施される取引は、契約日に計上され、スペインの証券市場で取引される債務証書を用いて行われる取引は、決済日に認識される。

#### 2.2.2　金融商品の譲渡および処分

金融商品の譲渡は、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益を移転させる方法を考慮して記録される。それは、以下の基準に基づいて行われる。

－リスクおよび権利が実質的に第三者に移転された場合、譲渡金融商品は、その譲渡により留保または発生した権利または義務すべてを認識した上で、貸借対照表上から除外される。なお、この譲渡に含まれるのは、無条件的売却、取得日における公正価額での売却および買戻、購入選択権もしくは深刻な資産危機状態での売却権が伴う金融資産の売却、譲与者が劣後融資を留保しない資産の証券化、または新たな保有者に対する信用補完等である。

－譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が留保された場合、譲渡金融商品は貸借対照表上から除外されず、移転前と同様の基準に従って測定される。なおこの留保に含まれるのは、現先取引がされた金融資産の固定価格または利息付の売却額での売却、借方が同様または同等の価値の資産の返済を求められるローン契約等である。しかし、受領対価と同額に係る金融負債は認識される。その後、償却原価で評価され、認識はされないが、譲渡金融資産の収入および新たな金融負債額になる。

－売買された購入選択権付き金融資産の売却（内部貨幣または外部貨幣での売却ではない。）、譲与者が譲渡資産の株式に対する劣後融資または信用補完をすることを想定する証券化等、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が、実質的に移転または留保されない場合には、以下の通り区別される。

－企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保しない場合、貸借対照表上から除外され、その移転により留保または発生した権利または義務は、すべて認識される。

－企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保する場合、起こりうる価値変動と同額のエクスポージャーが貸借対照表上で認識され続け、受領対価と同額の金融負債が認識される。損益を通じ

て公正価額で評価した金融負債として分類されるための条件を満たさない限り、かかる負債は、後に償却原価で評価される。かかる金融負債額を計算するため、金融資産が移転された企業に対する融資を構成する金融商品（資産担保証券および貸付金等）の価格は控除される。その控除額は、かかる金融商品が、とりわけ譲渡資産を融資する際の価格とまったく同額である。譲渡資産およびこれらに関連する負債との間の純額に関して、譲渡資産が償却原価にて評価された場合は、留保された権利および義務の減価償却額になる。また、譲渡資産が公正価額で評価された場合は、留保された権利および義務の公正価額になる。

以上の通り、金融資産が貸借対照表上から除外されるのは、発生したキャッシュフローが消滅した場合または内在的なリスクおよび利益が第三者に移転した場合である。

同様に、金融負債が貸借対照表上から除外されるのは、発生した義務が消滅した場合またはこの金融負債が取消もしくは交換の意図を持って購入された場合である。

### 2.2.3 金融商品の公正価額および償却原価

金融資産

金融商品のある日の公正価額は、知識を有するいくつかの当事者間の公正な取引において、同日に取得または売却されると見込まれる金額として理解される。金融商品の公正価額として参照できる、最も客観的で一般的な価格は、組織的で透明性が高く信用できる市場で支払われるであろう金額（「見積価格」または「市場価格」）である。

特定の金融商品に市場価格がない場合、その公正価額は、類似の金融商品の最近の取引に基づき見積もられ、それができない場合には、評価される金融商品の特性、特に金融商品に関連する様々な種類のリスクを考慮して、国際的な会計協会により承認されている評価手法を用いる。

とりわけ、組織的で透明性が高く信用できる市場で取引されている売買目的保有のデリバティブ金融商品の公正価額は、日々の市場価格と同じである。例外的な場合において、いずれかの日に価格を設定することができない場合には、組織的な市場で取引されていないデリバティブに適用されるものと同様の手法を用いて測定される。

組織的な市場で取引されていないデリバティブまたは規模が小さいもしくは透明性に欠ける組織的な市場で取引されているデリバティブの公正価額は、金融市場で認められる評価手法（「純現在価値」（NPV）、オプション価格決定モデル等）を用いて当該商品から発生する将来のキャッシュフローの合計を測定日で割り引いたもの（「現在価値」または「理論値」）と同額である。

償却原価は、金融資産または負債の取得原価を元利金の返済、また該当する場合には、金融商品の当初価格と返済価額の差異の一部（実効利率法を用いて損益計算書で認識される。）について（上方または下方に）調整した額である。金融資産の償却原価には、発生したであろう減損調整も含まれる。

実効利率は、金融商品の当初価格を残存期間中に見積キャッシュフローの全額と一致させる割引利率である。固定利付金融商品の場合、実効利率は、取得に際して決定した約定利率であり、2017年スペイン中央銀行通達第４号の条項に従い実効利率の計算に含まなければならない手数料および取引費用の調整がなされている。変動利付金融商品の実効利率は、固定利付金融商品と同様に見積もられ、契約に定める各金利見直し日に商品の将来のキャッシュフローの変動を考慮して再計算される。

公正価額の客観的な評価が不可能なその他の企業の株式および金融デリバティブ（裏付資産のような商品を保有し、交付により決済されるもの。）は、それが適切とされれば、発生した減損損失により、価格調整される。

子会社、合弁会社および関連会社の株式は、それが適切とされれば、発生した減損損失により、価格調整された額で計上される。

金融資産価格の変動は、通常、損益計算書内の対応項目とともに計上される。それは、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上され、「利息および類似収益」で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、その他に起因するものとを差異化する。

しかし、為替差額から生起しない限り、その他の包括利益を通じて公正価額で評価される金融資産のポートフォリオに含まれる商品価値の変動は、一時的に「その他の累積包括利益」の項目に計上される。評価の変動が損益計算書で決して再分類されない金融商品でない限り、これらが損益計算書に計上された際、貸借対照表資産内の該当箇所から除外されるまでは、これらの金融商品の公正価額の変動について「その他の累積包括利益」の項目に記載される金額は、資本純額の一部として残る。

また、「売却目的保有の非流動資産」の項目に計上されるものの価格変動は、資本純額の価値調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

本年次財務書類における金融商品の公正価額での評価は、以下の公正価額レベルを用いて分類される。

ⅰ） レベルⅠ：活発な市場における同一の商品の市場価格（調整前）により得られた適正な額

ⅱ） レベルⅡ：活発な市場において類似の金融商品に用いられる評価手法、最近の取引において値付けされた価額もしくは予測キャッシュフロー、またはすべての重要な投入資本が直接的にまたは間接的に観察可能である市場データに基づくその他の評価手法により得られた公正価額

ⅲ） レベルⅢ：いくつかの重要な投入資本が、観察可能な市場データに基づいていない評価手法により得られた公正価額

ヘッジ対象およびヘッジ会計として指定された金融資産に関しては、その評価差額は以下の基準を考慮して計上される。

－公正価額ヘッジに関して、ヘッジ・リスクの種類と関連してヘッジされたものおよびヘッジ対象の中で生じた差異は、損益計算書で直接認識される。

－キャッシュフロー・ヘッジおよび純外国投資の非効率に関する評価差額は、損益計算書に直接計上される。

－キャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

－純外国投資ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

最後の二つの事例に関しては、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるまで、またはヘッジ対象の満期日まで、最終的に評価差額は損益に計上されない。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクの公正価額ヘッジに関して、ヘッジ商品を査定する際に生じた損益は、損益計算書で直接認識される。その一方で、ヘッジ対象リスクに関しては、公正価額の変動を補填する金額の損益は、マクロヘッジによる金融資産の調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ商品の価値変動の有効な部分は、予定された取引がなされるまでは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」に計上され、その後、損益計算書に計上される。ヘッジ・デリバティブの価値変動の非有効部分は、損益計算書に直接計上される。

金融負債

**金融資産に関して定義されているように、金融負債は以下の場合を除いて、償却原価で計上される。**

**－金融資産に関して定義されているように、「売買目的保有の金融負債」および「損益を通じて公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれる金融負債は、公正価額で評価される。公正価額ヘッジ取引により補填される金融負債については、ヘッジ取引で補填されるヘッジ対象リスクに関連するこれら公正価額の変動が計上され、調整される。**

**－裏付資産が持分証券であり、公正価額を十分な客観性をもって決定できず、当契約書の交付によって決済される金融デリバティブは、原価で評価される。**

**金融負債額の変動は、通常、損益計算書上で相殺されて計上される。これは、「利息および類似費用」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、他の要因（「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」の項目で計上されるもの。）に起因するものを差異化する。**

**ヘッジ対象およびヘッジ会計差額として指定された金融負債は、前記注記に記載された金融資産に関する、上記の基準を考慮した上で計上される。**

### 2.2.4 金融資産および金融負債の区分および測定

金融商品は当公庫の貸借対照表で以下の区分に分類される。

－中央銀行および信用機関に対する預金とは、現金残高ならびにスペイン中央銀行、その他の中央銀行およびその他の信用機関が保有する金額である。

－損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債は、取引ポートフォリオに分類される金融商品ならびに損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債により構成される。

・金融資産とは、取引ポートフォリオに含まれる、短期間で現金化するために取得したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定される金融商品のポートフォリオの一部を構成するものをいう。また、ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品は、この区分を構成するものとみなされ、適用ある会計規則に従いハイブリッド金融商品から分離される商品を含むものとする。

・金融負債とは、取引ポートフォリオに含まれる、近い将来に買い戻すために発行したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定され、もしくは共同で運用される金融商品のポートフォリオの一部を構成し、選択性でない現先取引に基づき取得した資産の売却から生じる証券のショート・ポジションおよび証券の貸付ならびにヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品（ハイブリッド金融商品から分離される商品を含む。）をいう。ある金融負債が資産取引に融資するために用いられるという事実自体は、この区分に含まれることを意味しない。

・損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産または金融負債とは、以下のものをいう。

－ハイブリッド金融資産とみなされ、公正価額で評価される、取引ポートフォリオに含まれない金融資産。公正価額で評価される保険契約に基づく負債または公正価額の変動へのエクスポージャーを軽減する目的および効果を持つ金融デリバティブとともに運用されるもの。あるいは、金利リスクへの全体的なエクスポージャーを軽減する金融負債およびデリバティブとともに運用されるもの。

－事業体による当初の認識で指定された金融負債、または、認識時に以下の理由により、さらなる関連情報が得られるもの。

－当該情報により、資産もしくは負債の評価、または損益の認識において生じる認識または評価の不一致は、別の基準によって解消または大きく軽減される。

－金融負債または金融資産および金融負債両方のグループは管理され、その成績はリスク管理または投資情報戦略に従い、公正価額に基づいて評価される。文書化されたグループの情報もまた公正価額に基づいて、経営幹部に対して提出される。

－償却原価で評価される金融資産の区分には、以下のものが含まれる。

・固定満期であり、キャッシュフローが確定金額または確定可能な金額である負債性証券。本科目に含まれる負債性証券は、当初、公正価額で評価され、直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、2018年スペイン中央銀行通達第４号の時点で適用ある会計規則において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、実効利率に基づく償却原価で評価される。

・貸付および受取債権。本科目には、当公庫が行う通常の信用供与および貸付活動から生じる第三者への融資、ならびに資産の買主およびサービス利用者が被る負債が含まれる。また、事業体が貸主として行為するファイナンスリース取引も含まれる。

本区分に含まれる金融資産は、当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する手数料および取引費用について調整され、2018年スペイン中央銀行通達第４号の時点で適用ある会計規則に基づく実効利率法を用いて損益計算書で認識しなければならない。取得後は、取得された資産は償却原価で評価される。

割引で取得された資産は、支払額で計上され、返済額と当該支払価格との差額は、満期まで実効利率法を適用し、金融収益として認識される。

本区分に含まれる資産の未収利息は、実効利率法を用いて計算され、損益計算書の「利息および類似収益」の項目において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。これらの証券の減損損失は、注記2.7に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる負債性証券は、注記2.3に記載の通り計上される。

－その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産。本区分には、償却原価で評価した金融商品または損益を通じて公正価額で評価した金融商品には分類されない当公庫が保有する負債性証券、ならびに子会社、合弁企業または関連企業以外の当公庫の各事業体に保有される持分証券であって損益を通じて公正価額で評価されるものに分類されないものが含まれる。

本区分に含まれる金融商品は、当初公正価額で測定され、直接金融資産の取得に関連する取引費用について調整され、満期まで、2018年スペイン中央銀行通達第４号の時点で適用ある会計規則に定められる実効利率法を用いて損益計算書で認識される（ただし、金融資産の満期が固定されていない場合を除く。）。金融資産の満期が固定されていない場合には、減損が生じた時点で損益計算書に計上されるか、または貸借対照表で損金処理される。その後、本区分に含まれる金融資産は、公正価額で評価される。

上記にかかわらず、十分に客観的な方法で公正価額を決定することができない持分証券は、注記2.7に記載の通り計算された減損を控除して、年次財務書類に取得原価で評価される。

これらの金融資産から生じた利息または配当金に相当する収益は、対応項目とともに、損益計算書の「利息および類似収益」（実効利率法を用いて計算する。）および「配当金収益」にそれぞれ計上される。これらの商品の減損損失は注記2.7に記載の通り計上される。ユーロ以外の外国通貨建ての金融資産に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジでカバーされる金融資産の公正価額の変動は、注記2.3に記載の通り計上される。

残る金融資産の公正価額の買収による変動は、金融資産が償却されるまでの間、すなわちかかる残高が損益計算書の「損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債の償却に係る損益」に計上されるまでの間、評価調整額として、対応項目とともに、当公庫の資本の部の「その他の累積包括利益」に計上される。

－償却原価で評価された金融負債。この区分の金融商品には、上記のいずれの区分にも含まれない金融負債が含まれる。

本区分に含まれる金融負債は、当初公正価額で計上され、直接金融負債の発行に帰属する取引費用について調整され、満期まで、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第４号）に規定される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、かかる金融負債は、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第４号）に規定される実効利率法を適用して計算される償却原価で測定される。

実効利率法を用いて計算されるこれらの資産について発生する利息は、損益計算書の「利息および類似費用」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証

券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる金融負債は、注記2.3に記載の通り計上される。

上記にかかわらず、売却可能非流動資産に分類されるべき金融商品は、2017年スペイン中央銀行通達第４号規則第34条に基づき注記2.16に記載の通り年次財務書類に計上される。

財務書類におけるこうした区分への分類は、（ⅰ）当該事業体の金融資産管理の事業モデルおよび（ⅱ）金融資産の契約上のキャッシュフローの特徴という２つの要素に基づき行われる。

・金融資産は、以下の２条件を満たす場合、償却原価で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

（ⅰ）契約上のキャッシュフローを把握するために、金融資産の保有を目的とする事業モデルで管理されること。

（ⅱ）契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

・金融資産は、以下の２条件を満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

（ⅰ）金融資産の契約上のキャッシュフローおよび売上高の把握を併せて目的とする事業モデルで管理されること。

（ⅱ）契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

・金融資産は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴に起因して当該金融資産を上記ポートフォリオのいずれにも分類することができない場合に限り、売買目的保有の金融資産または損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産のポートフォリオに分類される。

上記にかかわらず、売買目的保有に分類すべきではなく損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産に分類可能な持分証券への投資につき、当該事業体は、当初認識において取消不能の形で、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに含めることを選択するものとする。この選択は、金融商品単位で実行される。

また、事業体は、損益を通じて公正価額で評価した金融資産に指定しなかったならば資産もしくは負債の評価により、または利益もしくは損失の認識により生じたであろう評価または認識の不一致が、かかる指定により解消するかまたは大幅に減少する場合（「会計上の非対称性」とも呼ばれる。）、当初認識において取消不能の形で、損益を通じて公正価額で評価した金融資産への指定を選択するものとする。会計上の非対称性がある場合、かかる選択は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴がどのようであるかにかかわらず実行される。

また、上記にかかわらず、事業体は、2017年通達第４号の定める要件が満たされる限り、ある金融資産を当初またはその後の認識において、損益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに属するものと指定することを選択するものとする。

金融商品ポートフォリオ間での再分類は、もっぱら以下の想定に基づいて行われる。

・事業体が金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合、事業体は、すべての金融資産を以下の条項に従って再分類することになる。かかる再分類は、再分類日以降、将来を見越して行われ、これに先立って認識された利益、損失または利息の修正再表示は必要とされない。一般的に、事業モデルの変更は稀である。

・事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた利益または損失は、損益計算書において認識される。事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該資産の再分類日における公正価額が、かかる資産の新しい総帳簿価額となる。

・事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた損失または利益は、その他の包括利益において認識される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。

・債務証券がその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類される場合、当該金融資産は、再分類日の公正価額で再分類される。資本の部のその他の累積包括利益における再分類日の累積損益は、再分類日における資産の簿価を対応項目として用いて消却される。したがって、かかる債務証券は、再分類日においてあたかもそれまで償却原価で評価されてきたかのように評価される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。

・事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引続き公正価額で評価され、以前に計上された価額の変動の修正計上は行われない。

・事業体が債務証券をその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引続き公正価額で評価される。資本の部の「その他の累積包括利益」におけるそれまでの累積損益は、再分類日において、当該会計期間の損益に移転される。

・子会社、合弁企業または関連企業への投資がかかる分類でなくなる場合、留保された投資額（もしあれば）は、再分類日における公正価額で評価され、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（留保された投資のその後の評価法に基づきいずれか該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失が認識される。

・子会社、合弁企業または関連企業として適格となる以前の事業体への投資は、支配、共同支配または重大な影響力を獲得する日まで、公正価額で評価される。この最終日において、事業体は、以前の投資の公正価額を見積もらなければならず、これに伴い、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失を認識する。該当する場合、資本の部のその他の累積包括利益における累積損益は、当該投資額が貸借対照表から償却されるまで維持され、この時点で準備金項目に再分類される。

・事業体は、金融負債については再分類を行わない。

上記の条項において、以下の事情に起因する変更は、再分類とみなされない。

a）以前は外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効であった要素が、そのようにみなされるための要件に該当しなくなる場合。

b）ある要素が外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効となる場合。

c）金融商品が、損益を通じて公正価額で評価される指定を受けたためまたはかかる指定を解除されたため、その評価が変更される場合。

2019年における再分類はなかった。2018年において、ICOは、注記８および注記９に記載されるポートフォリオ間の再分類を行った。

### 2.3 金融デリバティブ

金融デリバティブとは損益を提供する商品であり、特定の状況下では、取引および残高に関連する信用リスクおよび／または市場リスクの総額または一部の補償を認める。その方法としては、金利および特定の利率、個別の証券価格、為替レート・クロスカレンシーまたは同様のその他基準を裏付資産として利用する。当公庫は、組織的な市場または組織的な市場に対応する相対市場（店頭）の両方で取引される金融デリバティブを用いる。

当公庫は、中でもとりわけ、金利リスク、為替レートおよび市場レートへのエクスポージャーを軽減するための戦略の一環として金融デリバティブを利用する。これらの取引が2017年スペイン中央銀行通達第４号規則第31条および第32条の特定要件を満たす場合には、かかる取引は「ヘッジ」とみなされる。

当公庫がある取引をヘッジとみなす場合には、ヘッジに含まれる取引または商品の開始時からそのようにみなし、ヘッジは適切に文書化される。これらのヘッジ取引を文書化する際には、当グループが補填しなければならないリスクを考慮の上で、ヘッジされる商品またはヘッジを行う商品を適切に特定するとともに、補填しようとするリスクの性質、および当グループが有効期間中のヘッジの有効性を測定するために用いる基準または手法を特定する。

当公庫は、その有効期間にわたり極めて効果的と考えられるヘッジについてのみ、ヘッジ会計を適用する。ヘッジは、予定の期間中にヘッジで補填されたリスクに帰属する公正価額またはキャッシュフローの変動がそれぞれ、ヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で完全に相殺された場合に極めて効果的であるとみなされる。

前記のようなヘッジの有効性を測定するために、当公庫は、所定のヘッジ期間の開始日から終了日までに、ヘッジ対象のリスクに帰属するヘッジ項目の公正価額またはキャッシュフローのいずれか関連ある方の変動がヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で将来的にほぼ完全に相殺されると見込まれるかどうか、および遡及的にヘッジの結果がヘッジ対象の数値結果の80%から125%の測定範囲で変動するかどうかを分析する。

当公庫が行うヘッジ取引は以下の科目に分類される。

－公正価額ヘッジは、損益計算書に影響を及ぼす金融資産および金融負債もしくは約定額または特定のリスクに関連するこれらの一部の公正価額の変動に関するリスクを補填する。

－キャッシュフロー・ヘッジは、特定のリスクに関連して、損益計算書に影響を及ぼす金融資産もしくは負債または将来当公庫が行う可能性の非常に高い取引から生じるキャッシュフローの変動を補填する。

測定値の差異は、ヘッジ項目および会計ヘッジとしてみなされた金融商品について特に言及する場合、以下の条件に従って計上される。

－公正価額ヘッジについては、ヘッジされたリスクの種類に関して、ヘッジおよびヘッジされる要素の両方の公正価値の差異が損益計算書において直接認識される。

－キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジの補償の有効部分について生じる評価額の差異は、一時的に「その他の累積包括利益」に計上される。この種類のヘッジが行われた金融商品

は、注記2.2に記載される判断基準に従って行われ、当該補償が行われた金融商品とみなされたことによる調整は行われない。

最後の場合には、測定値の差異は、ヘッジ項目の損益が損益計算書に計上されるまで、または満期まで、損益として認識されない。

キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分に対応するヘッジ証券の評価額の差異は、損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」において直接認識される。

当公庫は、ヘッジ商品が満了もしくは売却された場合、ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、または取引がヘッジと分類されなくなった場合にヘッジ会計を中止する。

上記の通り公正価額ヘッジ会計が中止され、ヘッジ項目が償却原価で計上される場合には、ヘッジ会計のために行われた評価額調整は、中止日に再計算された実効利率を適用してヘッジ項目の満期日まで損益計算書において認識される。

キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況においては、ヘッジからの累積損益は、貸借対照表の「その他の累積包括利益」に計上され、予定されたヘッジ取引が行われるまでこの科目に留まり、実行された時点で損益計算書に移転される。また、キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況で、ヘッジ要素が、金融資産または負債を計上することが予定された取引である場合には、計上される資産または負債の取得原価は調整される。予定された取引が行われないと予測される場合には、当該取引に関連する「その他の累積包括利益」の記載は直ちに損益計算書において認識される。

### 2.4　外貨建取引および機能通貨

当公庫の機能通貨はユーロである。このため、すべてのユーロ以外の表示の残高および取引は、外貨建てとみなされる。

以下は、2019年および2018年12月31日現在、当公庫が保有する外貨建金融資産および負債を示したものである（単位：千ユーロ）。

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| 英ポンド | 194,026 | 183,298 | 193,781 | 182,125 |
| 米ドル | 1,873,858 | 6,210,184 | 1,475,765 | 5,764,567 |
| スイス・フラン | 20 | 280,405 | 44 | 373,200 |
| 日本円 | 909 | 279,051 | 908 | 166,865 |
| その他の通貨 | 183,589 | 46,766 | 157,794 | 397,137 |
| | **2,252,402** | **6,999,704** | **1,828,292** | **6,883,894** |

以下は、2019年および2018年12月31日現在、当公庫が記録した、種類別の外貨建資産および負債に相当するユーロを示したものである（単位：千ユーロ）。

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| 信用機関への貸付 | 793,094 | ― | 448,477 | ― |
| 顧客への貸付 | 1,458,254 | ― | 1,378,756 | ― |
| その他の金融資産 | 1,053 | ― | 1,059 | ― |
| 信用機関への預金 | ― | 1,667,163 | ― | 1,173,697 |
| 負債性証券の発行 | ― | 5,841,744 | ― | 5,709,176 |
| その他の金融負債 | ― | 651 | ― | 1,021 |
| | 2,252,401 | 7,509,558 | 1,828,292 | 6,883,894 |

当初認識される際には、外貨建ての借方と貸方の残高は、認識日の直物為替レート（即時払い用の為替レート）にて、機能通貨に換算される。当初の認識後は、外貨建ての残高を機能通貨に換算する場合には以下の規則が適用される。

ⅰ）貨幣性資産および負債は、年度末の為替レート（年次財務書類に記載される日付現在の平均直物為替レート）にて換算される。

ⅱ）取得原価で評価される非貨幣性項目は、取得日の為替レートで換算される。

ⅲ）公正価額で評価される非貨幣性項目は、公正価額が決定される日の為替レートで換算される。

ⅳ）収益および費用は、取引日の為替レートを適用して換算される。しかしながら、著しい変動がない限りは、期間の平均為替レートが当該期間中に実施されたすべての取引について適用される。減価償却費は当該資産に適用される為替レートで換算される。

外貨建ての借方と貸方の残高の換算により生じる為替損益は、通常、損益計算書に計上される。しかしながら、公正価額で評価される非貨幣性項目について生じる為替損益の場合は、公正価額の調整が「その他の累積包括利益」に計上され、非貨幣性項目の再評価に関する為替レートの要素が分類される。

当公庫が事業を行う主要外貨建ての残高を換算する際に使用するのは、2019年および2018年12月31日に欧州中央銀行が発表した市場レートである。

外貨建ての受取債権および支払債務の換算により生じる為替差損益の純額は、2019年12月31日現在、4,928千ユーロの利益（2018年12月31日現在は49,884千ユーロの利益）にまで上った。

### 2.5　収益および費用の認識

以下の要約は、収益と費用を認識する際に当公庫が採用する最も重要な基準である。

#### 2.5.1　受取利息、支払利息、配当金および類似項目

通常、受取利息および支払利息ならびにその類似項目は、会計の目的上、発生主義に基づき適用ある会計規則であるスペイン中央銀行の2017年通達第４号において定義される実効利率法を用いて当公庫の損益計算書において認識される。他社より受領する配当金は、当公庫が配当金を受領する権利が発生した時点で認識される。

#### 2.5.2　手数料、報酬および類似項目

事業の実効利率の計算に含まれるべきでない、または金融資産もしくは負債の取得原価を構成しない手数料に関する収益および費用ならびに類似の報酬は、損益を通じて公正価額で評価したものを除き、その性質に基づく様々な基準を用いて損益計算書で認識される。最も重要な項目は以下の通りである。

－損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債に関連する金額は、支払日に損益計算書において認識される。

－長期取引または役務から生じる金額は、当該取引または役務の期間中に損益計算書において認識される。

－一度限りの事象に関連する金額は、当該事象が発生した際に損益計算書において認識される。

#### 2.5.3　金融外収益および費用

これらの金額は、発生主義に基づき認識される。

#### 2.5.4　繰延回収および繰延支払

繰延回収および繰延支払は、市場レートで予想キャッシュフローを割り引いて得られる金額で認識される。

### 2.6　残高の相殺

取引により生じる借方および貸方の残高は、契約上または法律上、相殺が可能であり、会社に存在し、純額で決済されるものまたは現金化と同時に支払われるものに限り、相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

次へ

**2.7　金融資産の減損**

**金融資産の簿価は、減損損失が生じたという客観的証拠がある場合には、一般に損益計算書について調整される。**

**－貸付および負債性証券等の債務証書については、当初の認識後、将来のキャッシュフローに悪影響を及ぼす事象または様々な事象の複合的な効果が生じる場合**

**－持分証券については、当初の認識後、ある事象または様々な事象の複合的な効果により簿価を回収できない場合**

**原則として、減損金融証書の価額修正は、当該減損が生じた期間の損益計算書に計上され、以前に計上された減損損失の回収（もしあれば）は、損失が解消または軽減された期間の損益計算書において認識される。減損について認識された金額の回収が不可能であると考えられる場合、かかる金額は、貸借対照表上から削除される。しかし、制限期間の満了、消却その他の原因により当公庫の請求権が消滅するまで、当公庫は、かかる金額の回収のために必要な措置を講じることはできる。債務証書および偶発リスクポートフォリオは、その所有者、保証または仲介にかかわらず、当公庫が晒される信用リスクを決定し、価額の減損のヘッジ要件を見積もるために分析される。年次財務書類の作成のため、当公庫は、その起こりうる顧客および国の支払不能リスクを別々に分析することにより信用リスクの観点から運用を分類する。**

**債務証書の将来キャッシュフロー見積額は、当公庫が証書有効期間中に受領すると考えている元本および利息である全額である。年次財務書類作成の時点で利用可能な関連情報のすべてが、この見積りの際に考慮される。当該関連情報は、契約上のキャッシュフローの将来の回収の可能性についてのデータを提供するものである。また、証券の将来のキャッシュフローを含み証書を見積もる際、保証の可能性にかかわらず、その取得およびその後の売却の費用の額を差引いて、その実現の結果となるキャッシュフローが考慮される。**

**見積将来キャッシュフローの額の現在価値の計算において、契約上の利率が固定金利の場合、証書の当初の実効金利が更新利率として使用され、変動金利の場合、契約の財務条件に応じて決定される財務書類が関係する日付の実効金利が使用される。**

**償却原価で評価する債務証書については、減損損失額は、簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値とのマイナス差額に等しく、見積将来キャッシュフローの現在価値は、固定金利の場合には当初の実効金利、変動金利の場合には契約条件に従い計算される年次財務書類日現在の実効金利を用いて計算される。上場債務証書の場合には、当公庫が回収する価額を表すものと十分に信頼できることを条件として時価を代わりに用いることができる。**

**減損が生じたという客観的な証拠は、すべての重要な債務証書については個別に、個別に重要ではない債務証書のグループについては個別にまたは集合的に決定される。特定の証券を類似のリスクを有する資産グループに含めることができない場合には、減損が生じているかどうか個別に分析され、生じている場合には減損損失額を見積もる。**

**金融資産のグループについては以下の通り集合的に見積減損損失額が評価される。**

**－債務証書は、契約条件に従い債務者が全額（元本および利息）を支払う能力を示す類似の信用リスクの特徴を有するグループに分類される。資産をグループ化する際に考慮する信用リスクの特徴は、例えば証券の種類、債務者の業種、営業地域、保証の種類、支払遅延日数等将来キャッシュフローの見積りに関連するものである。**

**－債務証書の各グループの将来キャッシュフローは、過去のデータを現在の市況に当てはめるための調整を施した上で、当公庫について各グループに類似の信用リスクを有する証券の過去の損失の実績に基づき見積もられる。**

－各グループの減損損失は、グループ全体の債務証書の簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値との差異である。

損益計算書の変動を通じて公正価額で評価されない債務証書、偶発リスクおよび約定額は、顧客または取引に帰属する支払不能リスクに基づき、2017年スペイン中央銀行通達第４号の別紙IXに定められる科目に分類される。標準リスクに分類されない債務証書については、支払遅延日数、提供された保証、顧客の財務状況および適切な場合には保証人を考慮して、上記通達に定める基準に基づき必要とされる特定の減損ヘッジについて見積りが行われる。

同様に、これらの金融商品は、カントリー・リスクから派生する信用リスク（通常の商業リスク以外の状況により顧客が居住する国に関連するリスクであるとする。）を決定するために評価される。

上記の特定の減損ヘッジに加え、当公庫は、損益計算書を通じて公正価額で評価しない債務証書に内在する損失およびグループ・ヘッジを通じて標準リスクとして分類される偶発リスクに対するヘッジを行う。当該グループ・ヘッジは、特定の取引に割り当てられていない統計手法を用いて計算される、減損実績および年次財務書類日現在に発生した内在する損失に関連する評価時点におけるその他のよくある状況に基づき計算される。

当公庫は、スペイン中央銀行が業界における経験および情報に基づき設定したパラメーターを使用し、債務証書に内在する減損損失および標準リスクとして分類される偶発リスクを補填するための手法および金額を決定しており、当該パラメーターは、データに応じて定期的に変更される。減損損失のヘッジを決定する手法は、適用される会計規則で定められる一定の割合に基づいており、これは2017年スペイン中央銀行通達第４号の別紙IXに定められる金融商品のリスクの分類に応じて異なる。当該の変化は、記載の別紙で定められる金融商品のリスクの分類によって決まる。

基本的に、債務証書の減損は、業務が属するリスクセグメントおよび満期日経過期間に基づき、下記の割合を効果的な担保により回収される額でカバーされない未払いリスクに適用することで計算される。

| | 90日超<br>6ヶ月以内 | 6ヶ月超<br>9ヶ月以内 | 9ヶ月超<br>1年以内 | 1年超<br>15ヶ月以内 | 15ヶ月超<br>18ヶ月以内 | 18ヶ月超<br>21ヶ月以内 | 21ヶ月超 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **非金融機関および個人起業家** | | | | | | | |
| 特別融資 | | | | | | | |
| 建設および不動産開発 | 60 | 70 | 80 | 85 | 90 | 100 | 100 |
| 建設土木工事 | 55 | 65 | 70 | 75 | 85 | 90 | 100 |
| その他の特別融資 | 50 | 60 | 70 | 85 | 90 | 100 | 100 |
| 非特別融資 | | | | | | | |
| 大企業 | 50 | 60 | 70 | 85 | 90 | 100 | 100 |
| 中小企業 | 55 | 65 | 70 | 80 | 85 | 90 | 100 |
| 個人起業家 | 30 | 40 | 50 | 60 | 75 | 90 | 100 |
| **住居** | | | | | | | |
| 住宅購入 | | | | | | | |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証） | 40 | 45 | 55 | 65 | 75 | 90 | 100 |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証） | 40 | 45 | 55 | 65 | 75 | 90 | 100 |
| 別宅 | 40 | 45 | 55 | 65 | 75 | 90 | 100 |
| 消費者信用（クレジットカード負債を含む。） | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 95 | 100 |
| その他 | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 95 | 100 |

標準リスクとして分類される業務に対する一般的な引当金は、警戒リストにおける標準リスクに対して計算されたものとは異なる。どちらも下記の割合を効果的な保証でカバーされない未払いエクスポージャーに適用することで計算される。

| | 標準リスク | 警戒リストにおける標準リスク |
|---|---|---|
| **非金融機関および個人起業家** | | |
| 特別融資 | | |
| 建設および不動産開発 | 1.9 | 27.6 |
| 建設土木工事 | 1.9 | 18.8 |
| その他の特別融資 | 0.5 | 7.5 |
| 非特別融資 | | |
| 大企業 | 0.5 | 7.5 |
| 中小企業 | 0.9 | 12.7 |
| 個人起業家 | 1.1 | 11.6 |
| **住居** | | |
| 住宅購入 | | |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証） | 0.6 | 13.0 |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証） | 0.6 | 13.0 |
| 別宅 | 0.6 | 13.0 |
| 消費者信用 | 1.5 | 16.0 |
| そのうち：クレジットカード負債 | 0.8 | 9.0 |
| その他 | 1.5 | 16.0 |

ヘッジを計算するための効果的な担保の見積りには、以下の該当担保の基準値における推定割引が適用される。

| 実物保証の種類 | 基準値における割引率（%） |
|---|---|
| **抵当保証（第一順位）** | |
| 建造物および完成建造物構成要素 | |
| 住宅 | 30 |
| オフィス、公共施設、倉庫 | 40 |
| その他 | 45 |
| 注文された都市部における土地および開発可能用地 | 40 |
| その他の不動産 | 45 |
| **金融機関の提示された担保** | |
| 貨幣預金 | 0 |
| その他の市場性のある金融機関 | 10 |
| その他の市場性のない金融機関 | 20 |
| **その他の実物保証（例：二番抵当、動産）** | 50 |

該当するヘッジの評価を目的とした負債の支払において差し押さえたまたは受領した不動産資産については、当該資産の基準値につき以下の割引が適用される。

| 差押物件の種類 | 基準値における割引率（%） |
|---|---|
| **建造物および完成建造物構成要素** | |
| 住宅 | 25 |
| オフィス、公共施設、倉庫 | 27 |
| その他 | 30 |
| **注文された都市部における土地および開発可能用地** | 30 |
| **その他の不動産** | 35 |

個別に有効なすべての債務証書および過去３ヶ月間に生じた価格の下落により計算された集合的な減損損失に関し、契約条件に基づく未収利息は、損益計算書において認識されない。

他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に含まれる負債性証券および持分証券の減損損失額は、その取得原価（元本返済額調整後）と公正価額の差額から、すでに損益計算書で認識された減損損失を控除した額に等しい。

公正価額の減少が減損によるものであるという客観的証拠がある場合には、純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」に直接認識された潜在的損失は、直ちに損益計算書に計上される。減損損失の全部または一部が後に回収される場合、かかる回収額は、負債性証券の場合には回収期間の損益計算書、持分証券の場合には純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」において認識される。

売却目的保有の非流動資産として分類される負債性証券および持分証券については、資本に計上された損失は、実現したものとみなされ、分類が行われた日に損益計算書で認識される。

関連企業、合弁企業および子会社における株式については、当公庫は、回収可能額と簿価を比較して減損損失を見積もる。減損損失は、減損損失が生じた年度の損益計算書に計上され、その後の回収は、回収期間の損益計算書に計上される。

減損等として計上される金額は、回収が不可能であると考えられる場合、貸借対照表から削除されるが、当公庫は、終了、取消またはその他の理由によりかかる権利が恒久的に抹消されない限り、回収を試みるのに必要な行動をとることが可能である。

次へ

### 2.8　財務保証および関連引当金

財務保証契約とは、法律上の種類（とりわけ保証、財務保証保険契約、または信用デリバティブ）を問わず、債務者が債務証書の当初のまたは修正された条件に基づく特定の支払義務の履行をしない場合に、債権者が被った損失を返済するために特定の支払を行うことを発行者に要求する契約をいう。

財務保証契約の発行者は、保険会社により発行された契約を除き、当該契約につき、公正価額に取引費用（その発行に直接起因する。）を加えた額を「その他の金融負債」の項目に計上した。

当初は、相互独立条件における単独取引の範囲内で関係のない第三者に発行された財務保証契約の公正価額は、受領されたプレミアムに受領されるキャッシュフローの現在価値を足した額であり、類似の条件およびリスクで当公庫が発行した金融資産と類似の金利を使用する。同時に、上記の金利で受領される将来キャッシュフローの現在価値は受取債権として認識される。

当初の認識後、契約は以下の基準に従い扱われる。

ⅰ）受領する財務保証の手数料またはボーナス価額は、損益計算書に差異を金融収益として計上することにより更新される。

ⅱ）不良と認められていない財務保証契約の価額は、保証の予定有効期間にわたり定額法で、またはその他の基準により損益計算書に計上される部分を差引いた当初の認識額である。ただし、これがより正確に保証の認識による経済リスクと利益を反映することを条件とする。

財務保証契約を不良と分類することは、「偶発債務および不確定約定額の引当金」の項目に含まれる関連するヘッジを意味する。

### 2.9　リース会計

#### 2.9.1　ファイナンスリース

ファイナンスリースとは、リース対象資産が有する実質的にすべてのリスクおよび報酬を借主に転嫁するものをいう。

当公庫がファイナンスリース取引においてある資産の貸主として行為する場合には、借主が受領する金額の現在価値と保証された残余価値の合計（通常はリースが終了する際の買取オプション価格）は第三者に対して提供された融資として計上される。そのため、借主の性質に応じて貸借対照表において、「貸付および受取債権」として計上される。

当公庫がファイナンスリース取引において借主として行為する場合には、リース対象資産の費用は当該資産の性質に応じて貸借対照表に計上され、同額の負債が計上され、その金額はリース対象資産の公正価額および貸主に対して支払われる金額の現在価値と適切な場合には買取オプション行使価格の合計のいずれか少ない方となる。これらの資産は、当公庫の自己使用目的の有形固定資産に適用されるもの（注記2.12を参照のこと。）と同率で減価償却される。

いずれの場合においても、ファイナンスリースにおける金融収益および金融費用はそれぞれ、その発生を見積もるためにリースについて実効利率法を適用して、現行のスペインの法律（2017年スペイン中央銀行通達第４号）に従って計算され、損益計算書の「利息および類似収益」および「利息および類似費用」に計上される。

#### 2.9.2 オペレーティングリース

オペレーティングリースにおいて、リース対象資産の所有権ならびに実質的にすべての所有権に係るリスクおよび報酬は貸主が保有する。

当公庫がオペレーティングリース取引において貸主として行為する場合には、リース対象資産の取得原価は、当該資産の性質に応じて、「不動産投資」の「有形固定資産」または「オペレーティングリースにより譲渡されたその他の資産」に計上される。これらの資産は、類似の自己使用目的の有形固定資産について採用された方針に基づき減価償却される。リース契約の収益は、定額法で損益計算書の「その他の営業収益」において認識される。

当公庫がオペレーティングリース取引における借主として行為する場合には、リース負債は、契約の当初評価額および原価で評価される使用権資産として、（固定、変動、コールオプションの行使およびその他の形で）予定される支払の現在価値で認識される。

### 2.10 人件費

#### 2.10.1 短期報酬

従業員への短期報酬とは、従業員が役務を提供した年度末後12ヶ月以内に行われる支払をいう。報酬は一般に、当期の人件費として、受領し、記録した役務について支払われる金額で、調整を行わずに測定され、負債の見越勘定が費用の合計とすでに支払われた金額との差異について計上される。

#### 2.10.2 退職後約定金

当公庫が従業員に関して締結した年金契約は、有効な団体賃金協約に反映されており、確定拠出契約に相当する。

当公庫の従業員は、政府が提供し、2002年11月29日勅令第１号により承認された年金制度および基金規制法および2004年２月20日勅令第304号により承認された同規則の規制を受ける共同従業員年金制度に加入しており、同制度は、ヘスティオン・デ・プレビシオン・イ・ペンシオネス・エンティダ・ヘストラ・デ・フォンドス・デ・ペンシオネスが運用し、BBVAに預託されるBBVAエンプレオ年金基金に含まれる。

確定拠出契約として、当公庫は、キャリア公務員または暫定政府職員、契約社員、臨時社員または上級管理職であるかにかかわらず、毎年５月１日現在勤続年数が２年を超える従業員のために年次拠出を行う。年次拠出額を計算する際に以下のパラメーターが考慮される。

・従業員が帰属する専門集団

・勤続年数（契約にかかわらず、従業員が政府に勤務した３年間の数とする。）

拠出金額は、毎年一般国家予算で承認された金額である。2019年12月31日現在、当年度において「人件費」として計上された費用はなく、2018年12月31日現在の過年度においてもなかった。

#### 2.10.3 死亡障害給付金および退職金

退職前に当公庫が従業員と締結した退職金および死亡障害給付金についての契約およびその他類似の項目は、年次財務書類日現在の法定債務および潜在的債務の現在価値を計算し、保険数理上の損失から保険数理上の利益を差し引いたもの、認識されていない過去の役務費用および約定額を保障する資産（保険契約を含む。）の公正価額を控除して見積もられる。過去の役務費用および保険数理上の利益または損失の全額は直ちに認識される。

2019年12月31日現在、退職後給付のための引当金579千ユーロ（2018年12月31日現在は919千ユーロ）が計上されている。

### 2.10.4　退職手当

退職手当は、当公庫が従業員または従業員グループを通常の退職日前に確実に解雇する場合、または従業員の希望退職の奨励金として報酬を支払う場合に限り、損益計算書の「人件費」および貸借対照表の「引当金」において「年金および年金類似債務引当金」に計上される。

2019年および2018年12月31日現在、当公庫はこの項目について引当金を計上しておらず、当該割当を要する制度または契約も存在しない。

## 2.11　法人税

法人税は、費用とみなされ、一般に損益計算書の「法人税」の項目に計上される。

当期法人税費用は、当該年度の課税所得について支払うべき金額として計算され、当該年度の一時差異から生じる資産および負債の残高の変動、税額控除および欠損金繰越について調整される（注記23を参照のこと。）。

当公庫は、資産または負債の簿価と課税標準額に差異がある場合には、一時差異があるとみなす。税務上資産または負債に帰属する金額は課税標準とみなされる。課税対象一時差異とは、当公庫が将来政府に対する支払債務を負うことである。控除可能一時差異とは、当公庫に対して償還権が生じ、または将来政府に支払うべき金額が減少することをいう。

税額控除および欠損金繰越とは、活動が完了し、または結果が得られたとしても、税制に定める条件が満たされるまで税務上確定申告には適用されない金額をいい、当公庫は、将来適用する可能性がある。

当期税金資産および負債とは、税金が認識された日から12ヶ月以内に当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。繰延税金資産および負債とは、将来当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。

繰延税金負債は、すべての課税対象一時差異について認識される。上記にかかわらず、営業権の認識に基づく繰延税金負債は計上されない。

当公庫は、以下の条件を満たす場合に、控除可能一時差異、税額控除または欠損金繰越から生じる繰延税金資産のみを認識する。

－繰延税金資産は、当公庫が相殺するに十分な将来の課税所得が生じるとみなす場合に限り認識される。

－欠損金から生じる繰延税金資産の場合には、今後繰り返して生じる可能性が低い理由により生じたものとする。

資産が当初認識される場合、企業結合から発生しない場合、かつ認識時に、帳簿または課税所得に影響を及ぼさない場合には、繰延税金資産または負債は認識されない。

各決算時に、繰延税金資産および負債は有効であることを確認するために見直され、評価の結果に基づき調整される。

## 2.12　有形固定資産

### 2.12.1　自己使用目的の有形固定資産

自己使用目的の有形固定資産には、当公庫が管理目的で現在または将来の自己使用のためまたは資産の製造または供給のために保有する資産で、１会計年度を超えて使用する予定のファイナンスリースに基づき所有または取得した資産が含まれる。とりわけ、この科目には当公庫が第三者に対する債権を表章する金融資産の全部または一部の決済として受領する有形固定資産で、内部での継続的な使

用が見込まれるものが含まれる。自己使用目的の有形固定資産は、貸借対照表に取得原価で計上され、取得原価は、支払われた対価の公正価額に支払済みまたは支払予定の金銭を加え、累積減価償却費および（必要に応じて）各項目の正味価格と対応する回収可能価格とを比較して決定される見積減損損失額を差引いた金額となる。

上記の目的において、当公庫の自己使用目的の有形固定資産の一部を構成する担保実行資産の取得原価は、担保実行と引き換えの金融資産の正味価格に類似している。

減価償却費は、定額法で、取得原価から残余価値を差引いて計算される。建物その他建造物が建っている土地は、期間無制限であるため、減価償却されない。

有形固定資産の減価償却費への年間割当は損益計算書の「減価償却費－有形固定資産」に計上され、該当資産の推定耐用平均年数に基づき計算される以下の減価償却率に相当する。

| | 年率 |
|---|---|
| 建造物 | 2％ |
| 備品 | 4％から15% |
| 器具および事務機器 | 10% |
| コンピューター機器 | 25% |
| 輸送機器 | 16% |

各決算期において、当公庫は、内部または外部で有形固定資産の正味価値が回収可能価格を超える兆候があるか否かを判断する。兆候がある場合には、該当資産の簿価は回収可能価格に減額され、将来の減価償却費用は、新たな見積りを要する場合には調整後の簿価および新たな残余耐用年数に比例的に調整される。自己使用目的の有形固定資産の簿価の減額は、必要に応じて損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」に計上される。

同様に、有形固定資産の減損が回収されたことを示す場合には、当公庫は、過年度に計上された減損損失の解消を損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」において認識し、将来の減価償却費を調整する。いかなる場合においても、資産に関連する減損損失の解消は、過年度に減損損失が認識されなかった場合に得たはずの簿価を上回らない。

また、自己使用目的の有形固定資産の推定耐用年数は、少なくとも年に一度大幅な変動がないか見直される。変動がある場合には、新たな推定耐用年数に基づき将来損益計算書に計上する減価償却費を訂正することで調整される。

自己使用目的の有形固定資産に関する維持管理費用は、かかる費用が発生した年度の損益計算書の「その他の管理費」に計上される。自己使用目的の有形固定資産のための資金調達により発生した金融費用は、発生時に損益計算書に計上され、当該費用は取得原価に含まれない。

### 2.12.2　不動産投資

貸借対照表の「不動産投資」においては、賃貸用または将来の時価の上昇により売却益を得るために保有している土地、建物その他建造物の正味価値を認識する。

不動産投資の取得原価の認識について減価償却、それぞれの耐用年数の見積りおよび減損損失の記録に適用される基準は、自己使用目的の有形固定資産に関するものと一致する（注記2.12.1を参照のこと。）。

## 2.13　無形資産

無形資産とは、物理的に存在せず、取引の結果生じ、または当公庫が内部で開発した特定可能な非貨幣性資産をいう。客観的に合理的な原価を見積もることができ、当公庫が将来財務的利益をもたらすとみなす無形資産のみが会計上認識される。

営業権以外の無形資産は、取得原価または生産原価から累積減価償却費および減損損失を調整した額で貸借対照表において認識される。

無形資産は、あらゆる要素について評価し、当公庫に対して純キャッシュフローを生じる期間に予測可能な期限がない場合には、無期限の耐用年数を有するものとし、その他のあらゆる場合には期限付耐用年数を有するものとする。

各決算期に、当公庫は、無期限の継続を確認するために、それぞれの残存耐用年数を見直すが、無期限の耐用年数を有する無形資産は償却されない。これ以外の場合には必要な措置を取る。

期限付耐用年数を有する無形資産は、有形固定資産に適用されるものと類似のいくつかの基準を用いて償却される。これらの無形資産についての年次減価償却費は損益計算書の「減価償却費－無形資産」に計上される。

耐用年数の期限の有無にかかわらず、当公庫は、無形資産の減損を認識し、対応するものとして、損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」にそれらを計上する。これらの資産に対する減損損失および適切な場合には過年度に認識された減損損失の解消の認識に適用される手法は有形固定資産に適用されるものと同様である（注記2.12.1を参照のこと。）。

### 2.14　引当金および偶発債務

年次財務書類を作成するにあたり、当公庫は、引当金と偶発債務を以下の通りに区別した。

－引当金とは、事業体に対して金融損失が生じる過去の事象から派生した貸借対照表日現在有効な債務を対象とする貸方残高である。かかる損失が発生する可能性は高く、種類を特定できるが、その金額または決済日を決定することはできない。

－偶発債務とは、過去の事象の結果として生じる可能性がある債務のうち、当公庫の支配を超える一つまたは複数の将来の事象を条件として存在するものである。

当公庫の年次財務書類には発生の可能性がある債務に対するすべての重要な引当金が含まれる。偶発債務は、年次財務書類において認識されないが、2017年スペイン中央銀行通達第４号の要件に基づき情報が開示される（注記19を参照のこと。）。

引当金は、当該事象の状況に関して入手可能な最善の情報を用いて数量化され、年度末に再度見積もられる。当該引当金は、当初認識した特定の債務を充足するために使用されるが、当該債務が消滅または減少した場合には、全部または一部が繰り入れられる。

2019年および2018年末、当公庫に対して、通常の業務から生じる法的手続きおよび請求が多数提起された。ICOの法律顧問および取締役は、これらの手続きおよび請求の終了により、これらが終了する年度の年次財務書類に必要に応じて開示されるもの以外に重大な影響を及ぼさないと理解している。

前期の基準に従い必要とみなされる引当金は、損益計算書の「引当金経費または引当金の戻入」に計上される。

### 2.15　キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書において用いられる用語は、以下の意味を有する。

－キャッシュフローとは、現金および現金同等物の流入および流出をいい、流動性が高く、価値の変動リスクが低い短期投資をいう。

－営業活動とは、一般的な金融機関の活動および投資または金融活動に分類されないその他の活動をいう。

－投資活動とは、非流動資産ならびに現金および現金同等物に含まれないその他の投資の取得、売却またはその他の手段による処分をいう。

－金融活動とは、持分および負債の規模および構成を変更する活動のうち、営業活動を構成しないものをいう。

### 2.16　売却目的保有の非流動資産および売却目的保有の非流動資産に関連する負債

貸借対照表の「売却目的保有の非流動資産」には、年次財務書類日から１年以内に現状有姿で売却される可能性が高い個別の項目の簿価が計上される。

例外的に、１年を超える期間にわたって売却されることが予想される場合には、当公庫は、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」の項目における時間的価値の変動を加味し、最新の売却価格を算定する。

その結果、金融資産または金融外資産であるこれらの項目の簿価は、継続的な使用ではなく売却価格を通じて回収される。

特に、債務者の当公庫に対する支払義務の全部または一部の決済のために当公庫が受領した不動産その他の非流動資産は、当公庫がこれらの資産を継続して使用することを決定しない限りは、売却目的保有の非流動資産とみなされる。

対称的に、「売却目的保有の非流動資産に関連する負債」は、グループに関連するまたは当公庫の業務の障害に関する貸方残高を含む。

売却目的保有の非流動資産は、一般に認識時の簿価と見積売却費用を調整した公正価額のいずれか低い方で測定される。種類に応じて減価償却される有形固定資産および無形資産は、本科目に含まれる間は減価償却されない。

資産の簿価が売却費用を調整した公正価額を上回る場合には、当公庫は、資産の簿価を超過額分調整し、対応するものとして、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。資産の公正価額がその後増加する場合には、当公庫は、すでに計上した損失を取り消し、減損前の価格を上限として簿価を増額し、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に計上する。

売却目的で行われる保有の非流動資産の売却の結果については、損益計算書の「廃止事業に分類されない売却目的保有の非流動資産に係る損益」に示されている。

ただし、中断されている事業の一部である、金融資産、従業員給与からの資産、繰延税金資産および保険契約のための資産は、前段落に従うのではなく、この概念に適用される注記２の上記の段落に説明のある原則および規則に従って評価される。

### 2.17　企業結合

一企業の買収をその最終的な実績に含む、取得された企業が当公庫から独立した法律上の地位を維持する企業結合は、年次財務書類の貸借対照表の「株式－子会社」に計上される（注記2.1を参照のこと。）。

### 注記３　顧客支援サービス

2004年７月24日、EC0734法令が制定された。これは顧客支援サービス業務に関連するもので、顧客支援サービスならびに銀行サービスおよび信用機関の擁護官の規制を目的としている。IC0は、顧客

サービス部門の設置を義務付けられてはいないが、当公庫は、かかるサービスに関し、金融機関として遂行する業務に関して受けるあらゆる要求および苦情に対処している。質の高いサービスを提供するため、2006年12月、当公庫はICOの貸付者、利用者および顧客からのあらゆる苦情および提案を受付け、処理し、対応し、かつ返答する業務を集中的に行う部署の設置を決めた。

2019年に受けた苦情の件数は136件であり（2018年は93件）、平均3.4営業日以内に処理された（2018年を下回った）。全苦情の88%が仲介業務（ICOダイレクトおよびICO SGR）における与信取引関連であり、そのためこれらは該当する信用機関に引き渡された。３%の苦情は、ICOダイレクト業務の払戻しまたは決議に関するものであり、また３%の苦情は、その他の問題に関連するもので、ICOが扱う製品やサービスには関連しないものであった。

## 注記４　利益の分配

2019年における利益は106,941千ユーロであり、年次財務書類作成日現在、その分配について、経済・デジタル変革省による決定はまだなされていない。かかる分配は、当公庫の定款の規定に従って行われる。

## 注記５　リスク・エクスポージャーおよびその他の情報

### 5.1　リスクーその全般的特徴

リスクは金融活動に内在するものである。リスクを正しく測定し、管理し、制御することにより、顧客、投資家および従業員の信頼の基礎となる適切な利益率の達成と事業体の支払能力の維持が容易になる。

金融機関が抱えるリスクを詳細に分類することを目的としなければ、流動性リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーション・リスクの４種類に分類することができる。

- 流動性リスクとは、債務返済に見合うだけの十分な流動資産が欠如する結果生じるリスクをいう。これは、不適切な資産および負債の満期構造または例外的な市場危機によって起こる。
- 市場リスクとは、国内外通貨の金利、為替、株価のような金融変数の不利な変動により生じる損益計算書および資本に影響を及ぼすリスクをいう。かかるリスクは、貸借対照表上または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオに関する市場リスクの二つに大別される。
- 信用リスクとは、投資の推定期間内にかかる投資の元利金全額が回収できないリスクをいう。かかるリスクは、銀行との関係における相手方リスクおよび投資活動における信用リスクの二つに大別される。
- オペレーション・リスクとは、予測不能な状況における管理上、社内手続上、会計上、IT関連、法的または外的な過誤の結果生じるリスクをいう。

金融機関として、ICOはこれらの種類のリスクに晒されており、理事会が承認したリスク方針マニュアルに従って、これらを効果的に管理するよう、識別し、計量化し、監視しなければならない。かかるマニュアルは、様々な方法、適用ある規制・手続きおよび組織構造を編集したものである。

### 5.2　リスクー組織構造

あらゆるリスクをカバーするため、当公庫は、（2018年８月29日理事長通達第３号に基づき）管理およびリスク・財務局長の管轄下のリスク局長の下に特別部署を設置した。

リスク局長の職務には、内部リスク方針ならびに当公庫の財務リスクおよび信用リスクの分析・管理・監視方法の作成および提案、ICOの信用リスクの許容性の評価ならびに国内的および国際的なリス

ク規制にICOが適合しているかの監督、また同時にその権限の下にある部門の業務遂行の運営、調整および監督等が含まれる。

リスク専門の部署とは、リスク計量化技法および承認部、グローバル・リスク管理部、継続管理および回収部、であり、それぞれが決められた職務を遂行している。

グローバル・リスク管理部の主な職務は以下の通りである。

- 当公庫の金融リスクの計量化技法の作成、提案および管理。
- 金融リスクの上限および承認済みのリスク方針の遵守の監督。
- 借り手の信用枠の定期的な分析、監視および見直し、それらの分析ならびに貸付仲介業者と借り手の水準の監視。
- リスク計量化システム、バックテストおよびストレステストの定義および見直し。
- 新規金融商品のための市場価額基準の提案、リスクの計量化および潜在的（追加）リスクに係る技法の設定。
- 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の法律の適用についての分析。
- 新規商品の市場価格および構造ならびにその潜在的（追加）リスクの評価。
- リスクに係る承認された技法の正確な適用の監督。
- 流動性枠証券化ファンドの運営における信用リスクの分析。
- 流動性、市場、信用度および新規商品に関する新たなリスク限度枠の提案。
- 資産および負債に係る委員会、管理委員会、監視委員会および理事会に向けたリスクの状況の報告および分析。
- スペイン中央銀行に対する金利リスク、流動性比率、巨大リスクおよびバーゼル比率の状態の報告。
- リスク調整後リターンツール（RAR）の更新および維持管理。
- リスク調整後資本利益率（RORAC）におけるICOの価格統制ツールの更新および維持管理。
- リスク・アペタイト・フレームワーク（MAR）。
- 証券化に関する分析、検討および報告。

リスク計量化技法および政策地域を決する、リスク計量化技法および承認部は主として以下の機能を含む。

- 新規資産商品および自動化手続きに含まれていない直接信用供与のリスクが許容範囲内であるかどうかの評価。
- 顧客および顧客の金融グループに関し、ICOにより承認された直接信用供与のリスク限度枠が適切であるかどうかの分析。
- すでに形成されており意思決定機関の承認が求められる事業の変更をICOが実行する上でのリスクの分析および評価。
- 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。
- ICOからの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会の調整。
- 直接信用供与のリスク方針および／または適切である場合にはICOによりすでに承認された方針の変更に関し、ICO内部の意思決定機関による承認の定義および提案。
- 必要とされる財務業務に関するカントリー・リスク報告の作成および改訂。
- リスク計量化技法の開発、応用マニュアルの作成およびプロジェクト融資の信用評価に関連する手段の継続。

**卸売の監視部および回収部ならびに小売の監視部および回収部を下部組織とする、監視部および警戒解除部は、以下に挙げる機能を有する。**

**卸売の監視部および警戒解除部：**

- **直接融資業務のリスクのコントロールおよび追跡を行い、不良運用、破綻処理された取引および損失処理された取引に起因する収支の回復を促進し、有効枠におけるポートフォリオの諸条件の順守を監視すること。**
- **仲介貸付枠につきICOの信用リスクの観点から分析および評価。**
- **リスク・シェアリングの場合の、ICOの仲介貸付枠に規定された非金融条件の遵守の管理・検証。**
- **ICOの直接的な顧客および顧客の金融グループに関する内部格付システム、カントリー・リスク格付システム、運用リスク計量化技法および信用リスク制限技法の設定および維持。大規模なリスク・エクスポージャーの統制および報告。**
- **すべての必要な情報を用いたICOのポートフォリオの質の確保。**
- **ICOからの直接貸付ポートフォリオに関する監視委員会の調整。**
- **有効な規制に基づく引当金の分配／破棄の提案。**
- **ICOからの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会への出席。**
- **該当する法務・事業分野と連携した、遅滞、決済および不履行となった金融取引に関する適切な回収手続きの推進。**
- **規制機関（格付機関、内外の監査人、監査人の裁判所およびスペイン中央銀行等）からの要望に対する応答。**
- **当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。**

**小売の監視および警戒解除部：**

- **小売業者に対する直接業務のリスクのコントロールおよび監視。**
- **目的区分に相当する借換運用の実現可能性の分析。**
- **当公庫から他企業へ管理が外注されている、ICOが保有する貸付金の回収作業の監視およびコントロール。かかる作業は、中小企業、零細企業、自営業者および個人へのサービス提供契約を通じて行われている。**
- **中小企業、零細企業、自営業者および個人に対して当公庫が直接的に経営管理を遂行している、ICOによって保有されている貸付金の回収管理。**
- **個々の分野の記録（決議提案、失敗、借換契約、取消、直接管理への業務移行等）に関するICO内部の意思決定機関への提案準備。**
- **監視委員会における、リテールリスクの貸付ポートフォリオの状況の作成および提示。**
- **事業体に移転される事由の対応と解決に関する金融業務および経済政策の法律顧問部門の調整。かかる事業体には、係争回復のサービスの提供が委任されており、また裁判上の請求の過程および倒産の手続きまたは同様の特性を有する事柄において、ICOが様々な局面に置かれることが要求されるその他の行動が委任されている。**
- **リテールポートフォリオのすべての貸付の保有者および／または保証人が顧客サービス部を通じて受けた依頼の管理。**
- **重大な経済危機、自然災害またはその他類似の出来事の結果、政府取引される直接金融業務の監視、承認および企画。その後における、当該状況および一定の借り手グループの活動範囲に関連する政府機関への移転に対する取組みまたは行動提案の評価。**

ICOは様々な種類のリスクに関する専門家集団を擁しており、それぞれが職務における責任を持ってかかるリスクについての原則、有効なリスク方針マニュアルおよび既存の内部手続きに従い任務を遂行している。

### 5.3 ICOにおける流動性リスク

スペインのコミュニティ法およびその発展は、本件に関しては事業体における流動性リスクの測定、コントロールおよび管理のシステムに対する一般的な要件を規定するのみであるが、以下の規範文書に含まれる。

－信用機関の活動へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性監督に関する2013年６月26日EU指令第36号。

－金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する2013年６月26日EU規則第575号第６部。

－2013年規則第575号第７章、第７の２項および第７の３項に従い技術的施行規則を規定する、2014年４月16日施行規則第680号。

－金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月28日法律第10号第41条、第42条および付則８。

－2014年法律第10号第53条を発展させる2015年２月13日勅令法第84号。

－流動性ヘッジ要件（LCR）に関する2013年EU委任規則第575号を終了させた2014年10月10日以降の2015年EU委任規則第61号。

－証券化ファンドの会計基準、年度会計、公的年次財務書類および積立統計情報を規定する、2016年２月２日通達第２号。これは、2008年５月22日通達第３号（廃止）の規則51、DT６および別紙VIIに置き換わる。

－2014年EU履行規則680号を改訂した、２月16日からの委員会の2016年EU履行規則第322号。これは、流動性カバレッジ要件（LCR）の団体による監督目的のための情報の伝達に関連する技術履行基準を規定するものである。

－2014年EU履行規則680号を改訂した、３月１日の委員会の2016年EU履行規則第313号。これは、流動性に関する情報の目的のための付加的制御パラメーターに関するものである。

－2014年EU履行規則680号を改訂した、2017年11月９日EU履行規則第2114号。これは、定型書式および指示に関するものである。

－2017年11月27日通達第４号、規則第59条および第60条。

一般的に、2016年通達第２号のリスクの取扱いに関する第６章の規則51に含まれる、従うべき一連の行動基準（質的要件）を超える流動性リスクに関する特定の資本要件は存在しない。かかる通達はまた、第５章に含まれる資本の自己評価の過程および監督上の見直しの過程において実行された行動を報告する必要性にも言及しており、これはすべて、その内部資本がその現在および将来の活動を補填するのに十分であるかどうかを評価するためのものである。

現在、更新版のバーゼルIIIの流動性および支払能力に関する文書「銀行および銀行システムを強化するための世界的な規制の枠組み」ならびに「バーゼルIII：計量に関する国際的な枠組み」の公表に伴い、流動性リスクの基準および監視が、流動性の計量および管理のより効率的なパラメーターを保証する指針となる新たな措置となっている。2013年１月１日、バーゼル委員会は、「流動性ヘッジ比率および流動性リスク管理ツール」を公表し、これにより短期流動性比率の定義付けおよび監視が前進した。また、これは2014年１月12日における「市場に基づく流動性指標の監督ガイダンス」により補足された。

かかる方面において、2015年１月17日に流動性カバレッジ比率（LCR）に関し、欧州議会および欧州理事会の2013年自己資本規制（CRR）第575号を修正する、2015年委任規則第61号が公表され、2015年10月１日から60%、2016年１月１日から70%、2017年１月１日から80%、また2018年１月１日には完全な適用（100%）となるよう義務付けられた。

2014年１月、長期流動性比率の定義および計算に関する協議書類「バーゼルⅢ：安定調達比率（NSFR）」が公表され、2014年４月11日までの協議段階を経て、2014年10月に最終文書が公表された。これにより、安定調達比率の最低水準の計算が必要となっている。2019年６月に2019年規則第876号が公表された後、2021年６月末から同比率の報告に関する新たな雛形の公表まで適用される予定である。

2013年およびその翌年以降の活動中、当公庫は追加の流動性管理として、短期流動性比率および長期流動性比率の計算を毎月行った。当公庫は、すべての期間において将来適用される制限の範囲内に収まる結果を得た。

さらに、2015年およびその翌年以降を見越して、また2014年10月にBISにより公表された「バーゼルⅢ：安定調達比率」ならびに各時点で有効な定義および基準に基づき、四半期毎にその結果が計算され、安定調達比率に関する１年後（2020年まで）の様々なシナリオを導入したICOの残高が提供される。

ICOでは、流動性リスクの報告、監視、管理を担当する組織構造が明確に定められている。

貸借対照表上の流動性リスクを監視するために用いられている計量化技法は、流動性ギャップである。この流動性ギャップは、キャッシュフローを生じさせるすべてのオンバランス項目およびオフバランス項目について実際の実行日の資金の流入と流出の差額に関する情報を、毎日、12ヶ月を上限とする期間において提供する。

流動性ギャップは１週間、１ヶ月、３ヶ月および６ヶ月の期間で計量化されている。それぞれの期間において、当公庫の負債合計の次の割合を越えてはならない。１週間期間については0.5%以内、１ヶ月期間については１%以内、３ヶ月期間については2.5%以内および６ヶ月期間については５%以内である。

短期流動性の監視は、毎日行われる。限度額の監視および管理も１週間、１ヶ月、３ヶ月および６ヶ月の単位で毎週および月末に行われる。

ICOは流動性の危機的水準の予測が可能となる計量化された限度額および警報システムを設定した。

また、流動性リスクを低減するために基本的な資金調達源を多角化する方針を採り、年次資金調達計画の必要資金額および資金調達日についての情報を確立するために、新規事業活動の予定を含む流動性を定期的に見直している。

同様に、ストレスシナリオにおいて財務資源を用いる際の参考として優先順位を規定する流動性コンティンジェンシー・プランが、2018年２月27日に理事会によって承認された。

ICOは通常、銀行間取引市場、レポおよび同時流動性ならびに大規模あるいは小口の負債性証券の発行等、流動性を様々な方法で調達する。

アメリカのサブプライム市場不況に端を発する国際および国内市場に影響を与えた金融危機は、金融市場に著しい低迷を引き起こし、国内外の金融法人の資金調達のための資源を著しく減少させた。結果として、銀行間取引市場または負債性証券の発行を通じての資金調達にも深刻な影響を及ぼした。

この新たな状況のため、ICOは、期日に間に合う正確な支払義務、また、戦略的な経営、投資および成長目標を達成するための確実な流動性にするために、従前と同様に2019年を通してもこの新たな状

況に適応するための決断をした。これらの方策により、2020年においてもICOの流動性の欠乏は見込まれていない。

**ユーロ建て取引およびデリバティブヘッジの満期分析**

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の金融資産および金融負債として認識されるユーロ建てデリバティブにおける契約満期（デリバティブ内蔵ハイブリッド金融商品を除く。）、および金融デリバティブとみなされるローン契約（現金、またはその他の金融資産により調整の上、決済される契約であって、当公庫のキャッシュフローの見積りを理解するために満期を最も重要とするもの。）を概念的に示したものである。

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | 1年未満 | 1～5年 | 6～10年 | 11～15年 | 16～20年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **売買目的保有のデリバティブ** | 259,464 | 230,384 | 315,133 | ― | ― | **804,981** |
| ―そのうち:デリバティブとしてみなす貸付承諾 | | | | | | |
| **デリバティブヘッジ** | 4,525,140 | 6,413,078 | 1,008,134 | 241,004 | 18,623 | **12,205,979** |
| | **4,784,604** | **6,643,462** | **1,323,267** | **241,004** | **18,623** | **13,010,960** |

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | 1年未満 | 1～5年 | 6～10年 | 11～15年 | 16～20年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **売買目的保有のデリバティブ** | 177,684 | 320,008 | 343,260 | ― | ― | **840,952** |
| ―そのうち:デリバティブとしてみなす貸付承諾 | | | | | | |
| **デリバティブヘッジ** | 5,514,585 | 3,540,420 | 955,153 | 275,711 | 2,552 | **10,288,421** |
| | **5,692,269** | **3,880,428** | **1,298,413** | **275,711** | **2,552** | **11,129,373** |

上記の表に記載された情報は、以下の点に注意を要する。

・支払時期を相手方が選択できる場合、当該デリバティブは当公庫への支払を要求される第１ピリオドに割り当てられる。

・上記の表に記載された金額は、値引きされていない契約額である。金利スワップは、差額による決済の場合はその純額で、デリバティブとみなされるローン契約はその総額で、およびその他すべての金融デリバティブは、差額により決済されず、その換算契約額で記載されている。

・インデックスの実績により決定される等の理由により報告日に契約額が明記されていないデリバティブは、残存期日を分類することを目的とする上記の表においては、それぞれ2019年および2018年12月31日現在の主導的状況を基礎として決定された。

**流動性GAPによる分析**

流動性マネジメントの目的は、事業体が必要性をカバーするための適切な流動性水準を短期的にも長期的にも維持し、損益計算書における費用の影響を最適化するよう確実にすることである。

収支上の流動性プロファイルは、少なくとも今後12ヶ月間の統制、経営陣への情報提供および資金需要の分析のために毎日監視されており、また当該期間に予測される活動をカバーするため、資金需要の分析にシナリオを組み込んでいる。

上述のように、ICOの流動性マネジメントは、収支における事業の契約上の満期により生じる流入と流出との差異（流動性ギャップ）の分析を基盤としている。この分析は、事業体が利用可能な異なる資金調達源を用いて、得る必要のある資金額に関する必要な情報を提供する。

また、当公庫は、必要な場合には、欧州中央銀行に対する割引を通じて直ちに流動性を得られる質の高い流動資産のバッファーを維持している。以下の２つの目的のため、当公庫が流動性準備金として使用できる資産残高は、マイナスの流動性ギャップを十分にカバーできる。

－流動性ギャップをカバーするために必要な資金額およびかかる資金を得る時期を計画する際の柔軟性に寄与する。

－市場の緊張または危機的状況の可能性に対処するための安全バッファー。

以下の表は、異なる満期の流動性の流入と流出を比較したものである（部分的流動性ギャップおよび累積流動性ギャップ）。外貨による流入および流出はその額に相当する当該通貨で表されている。

さらに、流動資産残高および流動性ギャップに対するカバレッジ水準の推移は、異なる期間について組み込まれている。

**2019年12月31日現在**

（単位：千ユーロ）

| | １ヶ月未満 | １～３ヶ月 | ３～６ヶ月 | ６～12ヶ月 | １～２年 | ２～５年 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ユーロによる流入相当額 | 3,178,013 | 2,700,315 | 4,255,728 | 5,066,752 | 6,894,136 | 11,432,780 | 6,907,400 |
| ユーロによる流出相当額 | -3,684,756 | -4,377,907 | -4,139,032 | -4,163,049 | -7,417,998 | -7,252,399 | -2,844,975 |
| 部分的流動性ギャップ | -506,743 | -1,677,592 | 116,696 | 903,703 | -523,862 | 4,180,381 | 4,062,425 |
| 累積流動性ギャップ | -506,743 | -2,184,335 | -2,067,639 | -1,163,936 | -1,687,798 | 2,492,583 | 6,555,008 |
| 流動性の高い資産のバッファー | 6,025,462 | 6,107,588 | 6,110,296 | 5,532,135 | 4,011,824 | 111,532 | － |
| 流動資産のバッファーおよび累積流動性ギャップの差異 | 5,518,719 | 3,923,253 | 4,042,657 | 4,368,199 | 2,324,026 | 2,381,051 | 6,555,008 |
| マイナスの累積流動性ギャップに対する流動資産のバッファーのカバレッジ比率 | 1189% | 280% | 296% | 475% | 238% | n.a. | n.a. |

**2018年12月31日現在**

（単位：千ユーロ）

| | １ヶ月未満 | １～３ヶ月 | ３～６ヶ月 | ６～12ヶ月 | １～２年 | ２～５年 | ５年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ユーロによる流入相当額 | 6,976,624 | 2,593,682 | 2,920,046 | 5,430,434 | 7,873,834 | 13,458,668 | 6,614,182 |
| ユーロによる流出相当額 | -7,346,182 | -1,563,840 | -5,552,088 | -5,090,123 | -6,638,710 | -10,106,881 | -3,101,153 |
| 部分的流動性ギャップ | -369,558 | 1,029,842 | -2,632,042 | 340,311 | 1,235,124 | 3,351,787 | 3,513,029 |
| 累積流動性ギャップ | -369,558 | 660,284 | -1,971,758 | -1,631,447 | -396,323 | 2,955,464 | 6,468,493 |
| 流動性の高い資産のバッファー | 7,405,589 | 8,180,089 | 8,495,880 | 8,529,226 | 6,025,420 | 281,222 | － |
| 流動資産のバッファーおよび累積流動性ギャップの差異 | 7,036,031 | 8,840,373 | 6,524,122 | 6,897,779 | 5,629,097 | 3,236,686 | 6,468,493 |
| マイナスの累積流動性ギャップに対する流動資産のバッファーのカバレッジ比率 | 2004% | n.a. | 431% | 523% | 1520% | n.a. | n.a. |

これらの表から分かるように、マイナスの累積流動性ギャップは、利用可能な流動資産のバッファーによりカバーされている。

また、ECBの方針上、割引により非常に短期的に流動性が確保できる別の種類の適格担保資産がある。取得できる潜在的な流動性は、2019年および2018年12月時点でそれぞれ1,234,136千ユーロおよび829,631千ユーロであった。

### 5.4 ICOにおける市場リスク

上述のように、市場リスクは二つの大きなグループに分類することができる。貸借対照表または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオ・リスクである。ICOは内部方針として、現在のところ取引ポートフォリオの最小化を図っており、現行の会計法規の適用によりヘッジまたは投資に分類することができないものだけを保有している。したがって、当公庫の市場リスクはほぼすべて通常の業務から生じるものとなっている。

（1）標準的基準

金利および為替の変動へのエクスポージャーが具体化される標準的基準は、利益率と支払能力の二つからなる。

利益率　：ICOにおいては、主に損益計算書に基づき計算され、関連する変数は利息または金融業務の利ざやである。

支払能力：当公庫の資本はその借り手にとっては主たる保証といえる。資本または株式資本の価額は支払能力を測定するための重要な基準である。

以上を考慮の上、下記が存在する場合、ICOは、ａ）年間の利ざや感応度、ｂ）純資本価値の感応度、およびｃ）仮想取引ポートフォリオの「想定最大損失額」の計算という３本柱に基づき市場リスク計量化システムを実行する。

（2）計量化技法

利ざやに関するリスク残を計量化するために、2015年より前までは加重平均返済期限分離ギャップ法が使用されていた。これは資産額と負債額の差額および12ヶ月以内に返済期限が到来するかまたは更新される金利の付されたオフバランス取引を、それらが利ざやに影響を及ぼす期間で加重平均して計算される。

資本の感応度を計量化するために、2015年より前まではデュレーション・ギャップ法が使用されていた。デュレーション・ギャップは資産および負債の残存期間の差異として得ることができ、差異が求められると感応度ギャップの計算が可能となる。

両方法は、2014年半ばに利息収益および純資産に基づく他のシミュレーションに変更された。

想定最大損失額については、ポートフォリオの種類によってその計量化の方法が決定され、パラメトリック法、ヒストリカルシミュレーション法およびモンテカルロ法に基づくことができる。

（3）リスクの程度

ICOが負うリスクの程度の決定は、リスク会計局長の提案に基づき上級経営陣がその責任を負い、ICO独自の特徴に応じて許容限度を設定する。かかる許容限度は定期的に見直される。

利ざや感応度の限度を評価するため、市場カーブに基づき算出されたインプリシット・レートおよび低下シナリオでは-１％のフロアを採用し±200ベーシス・ポイントの増減を採用するレートに基づき推定する。両計算の差異の絶対値は推定感応度となり、かかる値は-35百万ユーロを超えてシミュレーションされた利ざやの減少を示すことはできない。

ユーロ／米ドルおよびユーロ／英ポンドの為替変動に対する利ざや感応度を決定するため、±10%の変動率が想定される。

為替リスクは、いかなる場合も利ざやについて設定された世界的な限度である25%を超えてはならない。

かかる金利変動に伴う±200ベーシス・ポイントの変動を採用した結果、2019年12月31日現在におけるICOの利ざやの感応度は、合計-11.61百万ユーロであり、このうちユーロにおける収支は-

6.82百万ユーロ、米ドルにおける収支は-2,673千ユーロ、英ポンドにおける収支は-45千ユーロであった。為替感応度（米ドル／ユーロおよび英ポンド／ユーロにおいて変動率±10%）は、米ドルが-1,961千ユーロ、英ポンドが-114千ユーロであった。

純資産価値感応度の限度を設定するため、残高の現在価値は、市場カーブおよび直近の満期ついては金利の低下シナリオで-１%をフロアとし（20年以上の満期については、フロアは０%に達するまで毎年５ベーシス・ポイント上昇する。）、±200ベーシス・ポイントの増減を採用する別のカーブを通じて算出される。かかる絶対値フロアは変動する。双方の価値の差異は、絶対値における残高の純資産価値感応度と見なされる。純資産価値に占めるこの変動の割合（%）は、想定純資産価値の10%を超えて減少することはない。

ユーロ／米ドルおよびユーロ／英ポンドの為替変動に対する純資産価値感応度を決定するため、±10%の変動率が想定される。

2019年12月31日現在、ICOの純資産の感応度は、合計-5.22%に達し、このうちユーロ金利が-4.68%、米ドル金利が-0.24%、英ポンド金利が-0.03%であった。為替感応度は、米ドルが-0.22%、英ポンドが-0.05%であった。

（４）リスクの修正

効果的なリスク管理の最後の手段として、満期およびデュレーション・ギャップをその時々に求められるリスク価値に当てはめて修正する方法がある。その結果、オンバランスおよびオフバランスの金融商品は、市況に基づき、同目的上付与された権限の範囲内での経営陣の判断ならびに収支管理部、統括的金融および戦略管理、または事業委員会に従い、使用される。

当公庫が2019年12月31日現在の貸借対照表で使用した主要通貨はユーロ、米ドルおよび英ポンドであり、かかる通貨建ての取引が負債全体の95.1%を占め、そのうちユーロ建てが約72%、米ドル建てが23%超となっている。

貸借対照表の資産を見ると、ユーロが全体の約92.7%と集中しており、米ドルは5.7%超である。一方、他の通貨は、残りに分配される。

当公庫が利用するユーロおよび米ドル以外の通貨について、その残高は実質的に金利リスクまたは為替リスクを排除しているが、これは、当該通貨建てで資金調達を行い為替変動を完全にカバーするデリバティブを用いてユーロ建てに転換するため、または、特定の資産の資金調達が当該リスクを回避するよう企図されているためである。

リスク限度、リスクの監視および定期的な遵守の管理の設定に加え、ICOは、関連ある金融変数の動きの異なるシナリオが利ざやまたは純資本価値に及ぼす影響を精査するために、リスクの計量化、管理および制御のために適用する統一システムを確立している。したがって、ICOは、例えば、市場における金利カーブまたはストレスの状況が平行移動しない場合にICOの分析サービスにより提供される将来見積りを用いる等、複数のシナリオにおいて制御された変数が被る変化を定期的に監視する。

## 5.5 ICOにおける信用リスク

すでに述べている通り、当公庫では信用リスクを二つの大きなグループに分類している。相手方リスクとカントリー・リスクである。

相手方リスクには、オンバランスまたはオフバランスで行われる信用機関との取引が含まれる。取引の管理と取引により発生するリスクの管理とをリアルタイムで統合するシステムにより、モニタリング活動が行われ、担当者にいつでも利用可能な相手方信用枠について最新の情報を提供している。

ICO内の管轄機関は、市場価格による取引の評価額に将来のリスクまたは追加リスク（取引の額面価額に対する割合として計量化され、取引期間中の信頼水準95%の潜在的最大損失として計算され

る。）を加えた数値に基づいて相手方信用枠を使用する手法を定めて、これを承認した。この手法は定期的に見直され、最低半期に一度の頻度で追加リスクが調整される。

また、ICOの理事会は、相手方信用枠の設定に関する基本基準を半年毎に承認し、各相手方信用枠の個別分析をする。かかる相手方信用枠は、ICOの取引の特徴により、現金取引のための相手方信用枠と仲介取引のための相手方信用枠という二つのグループに大別される。仲介取引では、ICOは例えば事業枠および起業家枠または国際化枠のように異なる事業体が締結した貸付枠の契約を通じて異なる投資プロジェクトに貸付けている。

ICOが契約したデリバティブを伴う取引の相手方は信用度が高く、そのうちの約100%もの相手方が格付機関より投資適格の格付を取得している。これらの相手方金融機関はスペイン内外で営業を行っている。

仲介および直接融資の分野におけるICOの信用機関との活動は、カウンターパーティー（うち約95%が投資適格の格付を保有している。）と行われている。

コーポレート信用リスクについて、ICOは承認、監視および警戒解除という別々の評価および管理体制を有している。

「承認」プロセスでは、当公庫は、継続事業評価に基づき企業および事業を分析し、リスクおよび潜在的な顧客についての意見書を発行するために保証を分析するが、これらは事業委員会または理事会による適切な意思決定の基礎となる。

「監視」プロセスは、当公庫の貸付ポートフォリオが最高の品質を有していること、すなわち、貸付が合意された日に決められた通りに返済されることの実現を目的としている。取引に影響を及ぼす事由は顧客およびそのグループの格付にも影響を及ぼすため、基本的な監視対象は取引ではなく顧客である。この監視プロセスは、経済的および財政的な状態の定期的な見直しならびに意思決定のための支援ツールの更新の継続を用いた恒久的な管理により実現される。そしてそれは、警告の兆候を見つけることも、供与された資金の返済を最大にするために問題のあるリスクに対する行動計画を促進することも可能にする。

最後に、「監視およびリテールの警戒解除」分野の警戒解除の役割の重点は、電話、郵便またはEメールを通じて、債務不履行となった業務の債権回収をすることにある。また、かかる業務が訴訟の段階に入った場合における支払合意の交渉および債権者の入札における当公庫の票を確立するための入札にかけられた業務の調査にも焦点をあてている。

信用リスクについては、カントリー・リスクとして知られるリスクについて特記しなければならない。カントリー・リスクは、地理的、政治的および法的に「国家」として定義される地域に帰属していることを特徴とした相手方すべての支払能力に関するものである。

これに関連して、ICOは、現行の規則に沿ったカントリー・リスク計量化技法を承認している。これは、複数の基準に基づいてリスク・グループ別に国を評価するという目的に沿ったものである。これにより、カントリー・リスクのための引当を行う際の明確な基準が得られ、直接信用供与を評価し、非居住者貸付のポートフォリオを分別する。国家をリスク・グループに分類するに当たっては、格付機関と経済協力開発機構（OECD）およびスペイン輸出信用機関（CESCE）の評価をその情報源として使用している。

### 5.6 ICOにおけるオペレーション・リスク

特に新自己資本比率規制（バーゼルIII）を考慮した場合、オペレーション・リスクの計量化および管理がよりいっそう重要となる。このリスクには、業務を実際に行う過程で生じる不適切な処理、不正確な記録、システムの不具合等に起因するリスク、法的リスクおよび損失リスクが含まれる。

**この領域においては、オペレーション・リスクの取扱いを容易にする一定の手段が開発されており、管理委員会および活動指標の毎月の監視方針、プロセスおよび内部手続きの開発、顧客および事業を監視する方針の定義、事故の内部管理ならびに既存の危機管理計画が特筆される。また、内外の監査人により実行される監査手続きおよび監査業務の定期的な管理も強調されるべき点である。**

次へ

## 5.7 企業に関する既存の信用リスク

### 5.7.1 産業別の分類

産業別の分類によると、既存のリスク(*)の分布は以下の通りである。

（単位：百万ユーロ）

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 割合(%) | 金額 | 割合(%) |
| **不動産投資** | **561** | **5** | **703** | **6** |
| 公共販売住宅の建設 | 7 | 0 | 9 | 0 |
| 公共賃貸住宅の建設 | 379 | 3 | 433 | 4 |
| 土地の取得および開発 | 175 | 2 | 231 | 2 |
| その他 | ― | ― | 30 | 0 |
| **有形固定資産投資** | **8,042** | **73** | **7,085** | **67** |
| 再生可能エネルギー | 1,545 | 14 | 1,015 | 9 |
| 水道インフラ | 172 | 2 | 200 | 2 |
| 電力インフラ | 958 | 9 | 657 | 6 |
| ガスおよび化石燃料インフラ | 855 | 8 | 589 | 6 |
| 輸送インフラ | 3,520 | 32 | 3,965 | 38 |
| 観光・娯楽産業 | 35 | 0 | 20 | 0 |
| 医療／保健事業インフラ | 112 | 1 | 141 | 1 |
| 電気通信事業 | 50 | 0 | 0 | 0 |
| オーディオ機器の生産および展示 | 22 | 0 | 17 | 0 |
| 産業地区その他の建設 | 10 | 0 | 4 | 0 |
| その他 | 745 | 7 | 371 | 4 |
| 調査開発の物資に対する投資 | 18 | 0 | 16 | 0 |
| ICO融資ライン 自治体 代理店 | ― | ― | 90 | 1 |
| **企業買収** | **340** | **3** | **104** | **1** |
| **一般的企業ニーズ** | **132** | **1** | **707** | **6** |
| **債務の再編** | **1,150** | **10** | **768** | **7** |
| **一般国家予算** | **840** | **8** | **1,174** | **11** |
| **金融仲介サービス** | ― | ― | **186** | **2** |
| | **11,065** | **100** | **10,727** | **100** |

*(*) 評価調整または減損損失（「その他の金融資産」を除く。）を除く顧客への貸付金を含む。また、顧客に対する金融保証ならびに貸付金および未収金として公的機関が分類した居住者の負債性証券を含む。*

2019年および2018年12月31日現在の総エクスポージャーは、主に三つの分野に集中している。「有形固定資産投資」が全リスクに対して占める割合は、2019年は73%（2018年は67%）であり、「債務の再編」分野は、2019年は全リスクの10%（2018年は７%）、「一般国家予算」は８%（2018年は11%）であった。

「有形固定資産投資」分野において、2019年のリスクの32%（2018年は38%）を占めた「輸送インフラ」による影響は強調すべき点である。

### 5.7.2 金融投資の地域別の分類

2019年12月31日現在の全リスクは、79%が8,796百万ユーロとなったスペイン国内における投資活動への融資に関するものであり（2018年現在は8,811百万ユーロであり、82%）、21%がその他の国における投資プロジェクトへの融資に関するものであった。

2019年の自治体毎の国土における投資計画のリスク分布については、アンダルシア州およびバレンシア州が７%、マドリッド州が６%、カタルーニャ州が５%ならびにエストレマドラ州が４%（2018年は、それぞれ８%、７%、７%、７%および２%）となった。

国際市場で行われた取引の2019年および2018年12月31日現在の分布は、国外の既存リスクに従い、以下の通りである。

（単位：百万ユーロ）

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 割合(%) | 金額 | 割合(%) |
| 欧州経済共同体(EEC) | 588 | 26 | 406 | 21 |
| 中南米 | 628 | 28 | 589 | 31 |
| 米国 | 122 | 5 | 152 | 8 |
| EU加盟国以外の欧州諸国 | 30 | 1 | ― | ― |
| その他 | 901 | 40 | 769 | 40 |
| | **2,269** | **100** | **1,916** | **100** |

## 5.8 供給者に対する支払遅延に関する情報

スペイン会計士協会（ICAC）の2018年１月29日決議が、年次財務書類の注記に含められるべき商取引における供給者に対する支払遅延に係る情報に関して制定し、商取引における支払遅延に対する措置を定めた2010年７月５日法律第15号（2004年12月29日法律第３号を修正するもの。）に従い、当公庫は下記の点を指摘しなければならない。

・ICOの中核事業（金融活動）の内容を踏まえ、本注記に記載されている支払遅延に関する情報は、ICOにサービスを提供している業者に対する支払ならびにICOの証券の預託者および保有者を除く民間供給者に対する支払のみに関連するものとなっている。後者に関しては、要求があり次第支払期日が到来する債務および繰延払債務のいずれの支払も、その契約上および法律上の支払期限までに適式に行われた。営業債権者とみなされない固定資産の供給者等、供給者に対する支払に関して提供される一切の情報についても、前述のICAC決議の規定に従うかかる義務的な開示の範囲から除外されない。

・2010年７月５日法律第15号により義務付けられている、以下に示される当公庫の民間供給者およびサービス提供業者に関する情報に関して、2018年１月29日ICAC決議の第６条に含まれるものを勘案し、前段落に定義される範囲で、かかる規制により情報が要求されている。

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|

| （単位：日） | | |
|---|---|---|
| 支払事業の比率 | 7 | 7 |
| 未払事業の比率 | 3.5 | 3.5 |
| **供給者に対する平均支払期間** | 6.75 | 6.75 |

| （単位：千ユーロ） | | |
|---|---|---|
| **支払額合計** | **22,575** | **25,303** |
| **未払額合計** | **701** | **1,298** |

上記の情報を詳細に述べると、会社間の債権・債務に係る支払は、上記のデータから除かれている。

### 5.9 リスクの集中およびICOのその他の特定の規制

2019年および2018年12月31日現在、当グループは、当公庫の定款の規定に従い、適用される規制（2013年EU規則第575号第４部および2008年スペイン中央銀行通達第３号）に定められた大規模エクスポージャーの制限を免除されている。

2012年３月31日勅令第12号は、EU加盟国に所在する信用機関のエクスポージャーの取扱いを確立した。

## 5.10 建設および不動産開発のための融資に関する情報および関連する担保実行資産

不動産リスクポートフォリオの方針および戦略に関して、当公庫はかかる種類の商品につきいくつかの方針（例えば経験豊富な開発者、認定販売の割合、独立した専門家による賃貸需要のデータ）からなる承認プロセスを有し、プロジェクトの経済的および財政的実現可能性を評価している。

認証された仕事に対する支払は後に有効化および管理され、建設経過は監督され、販売は管理されている。

さらに、取引を首尾よく完了させることのできる解決策を提案する目的の下、現在未払いがある顧客の支払を困難にしている理由を発見するために調査がなされてきた。

以下の表は、建設および不動産開発に対する融資について詳述したものである。

－建設および不動産開発ならびに関連するヘッジのために提供された融資

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | | 2018年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総額 | 担保超過分 | 特定の引当金 | 総額 | 担保超過分 | 特定の引当金 |
| 不動産融資： | 544,338 | | 230,547 | 595,603 | － | 256,430 |
| －そのうち：破綻懸念先 | 120,529 | | 118,200 | 142,710 | － | 136,871 |
| 備忘事項： | | | | | | |
| 債務不履行貸付 | － | － | － | － | － | － |

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 備忘事項: | | |
| 地方自治政府を除く顧客への貸付金合計 | 7,569,310 | 7,196,965 |
| 資産合計 | 31,822,825 | 36,236,581 |
| 標準リスクに対する一般引当金合計 | 31,190 | 29,805 |

2019年12月31日現在の建設および不動産開発のための合計融資は、貸借対照表合計の1.71%（2018年12月31日現在は1.64%）を占めている。

－建設および不動産開発のための融資（総額）

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **1.不動産担保なし** | **157,454** | **180,691** |
| **2.不動産担保付** | **386,884** | **414,912** |
| 2.1　完成された建物 | 376,739 | 404,128 |
| 2.1.1　住宅 | 376,739 | 404,128 |
| 2.1.2　その他 | － | － |
| 2.2　建築中の建物 | 10,145 | 10,784 |
| 2.2.1　住宅 | 10,145 | 10,784 |
| 2.2.2　その他 | － | － |
| 2.3　土地 | － | － |
| 2.3.1　開発済みの土地 | － | － |
| 2.3.2　その他の土地 | － | － |
| **合計** | **544,338** | **595,603** |

－住宅購入ローン

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 総額 | そのうち：破綻懸念先 | 総額 | そのうち：破綻懸念先 |
| 住宅ローン | 13,727 | － | 14,333 | － |
| 不動産担保なし | 13,123 | － | 12,757 | － |
| 不動産担保付 | 604 | － | 1,576 | － |

－不動産担保付の住宅購入ローン（最新の入手可能な査定額のリスクの割合（LTV））

2019年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | LTV 40%未満 | LTV 40%超60%未満 | LTV 60%超80%未満 | LTV 80%超100%未満 | LTV 100%超 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総額 | 453 | 55 | 96 | ― | ― |
| そのうち：破綻懸念先 | | | | | |

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | LTV 40%未満 | LTV 40%超60%未満 | LTV 60%超80%未満 | LTV 80%超100%未満 | LTV 100%超 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総額 | 1,018 | 338 | 220 | ― | ― |
| そのうち：破綻懸念先 | | | | | |

－不動産建設および開発債務の清算において受領した担保実行資産

当公庫の貸借対照表（注記17を参照のこと。）記載の担保実行資産はいずれも、建設会社および不動産開発業者に対して提供された融資または住宅購入のために一般家庭に対して提供されたモーゲージローンに起因するものではなく、当該資産を保有する非連結企業の株式、かかる会社への投資または融資で構成されるものでもない。

次へ

## 5.11　当公庫の借換済業務および再構築済業務に関する情報

2013年スペイン中央銀行通達第６号において公開および留保された金融情報に関するルールについて要求されている通り、次の表に2019年および2018年12月31日現在の借換済業務および再構築済業務に関する詳細な情報（総額）が記載されている。

**2019年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）**

| | 物上保証 | 物上保証なし | 合計 | ヘッジ合計 |
|---|---|---|---|---|
| 公的機関 | 1,473 | 183,605 | 185,078 | 73,987 |
| 不良 | ― | 43,738 | 43,738 | 43,738 |
| 金融企業（金融資産） | | | | |
| 不良 | | | | |
| 非金融企業および産業事業 | 738,996 | 101,341 | 840,337 | 291,075 |
| 不良 | 275,580 | 19,718 | 295,298 | 265,949 |
| 通常 | 7,789 | ― | 7,789 | 4,613 |
| 不良不動産 | 3,529 | ― | 3,529 | 3,437 |
| その他個人 | 459 | 6 | 465 | ― |
| **合計** | **740,928** | **284,952** | **1,025,880** | **365,062** |

**2018年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）**

| | 物上保証 | 物上保証なし | 合計 | ヘッジ合計 |
|---|---|---|---|---|
| 公的機関 | 5,211 | 322,399 | 327,610 | 84,213 |
| 不良 | 792 | 45,275 | 46,067 | 46,067 |
| 金融企業（金融資産） | 21,845 | 10,396 | 32,241 | 19,211 |
| 不良 | 21,845 | ― | 21,845 | 19,211 |
| 非金融企業および産業事業 | 984,303 | 261,953 | 1,246,256 | 427,270 |
| 不良 | 317,955 | 89,819 | 407,774 | 380,656 |
| 通常 | 8,007 | ― | 8,007 | 4,816 |
| 不良不動産 | 3,538 | ― | 3,538 | 1,216 |
| その他個人 | 701 | 57 | 758 | ― |
| **合計** | **1,012,060** | **594,805** | **1,606,865** | **530,694** |

**注記６　現金、中央銀行等への預金および要求払預金**

2019年および2018年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 手元の現金 | 12 | 12 |
| スペイン中央銀行にある現金 | 709,633 | 1,408,355 |
| 法定預金準備金 | 709,633 | 1,408,355 |
| その他の要求払預金 | 74,810 | 261,118 |
| | **784,455** | **1,669,485** |

**注記７　売買目的保有の金融資産および金融負債**

2019年および2018年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高総額は、デリバティブ取引からなる。

デリバティブ取引を伴う取引は、当公庫が貸借対照表上のポジションを包括的に管理するが、ヘッジ商品に指定されるための規範的要件を満たしておらず、そのため取引ポートフォリオに分類される商品を主に対象としている。

以下は、2019年および2018年12月31日現在の当公庫のデリバティブ取引の公正価額およびその名目元本（当該デリバティブに係る将来の支払額および回収額のベースとなる金額）をデリバティブの種類毎に示したものである。

（単位：千ユーロ）

| | 名目元本 | | 資　産 | | 負　債 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| **市場別：** | | | | | | |
| 組織的市場 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 非組織的市場 | 804,981 | 839,894 | 69,407 | 109,154 | 69,313 | 104,885 |
| | **804,981** | **839,894** | **69,407** | **109,154** | **69,313** | **104,885** |
| **商品別：** | | | | | | |
| スワップ | 804,981 | 839,894 | 69,407 | 109,154 | 69,313 | 104,885 |
| | **804,981** | **839,894** | **69,407** | **109,154** | **69,313** | **104,885** |
| **相手方別：** | | | | | | |
| 信用機関 | 532,075 | 508,091 | ― | 1,678 | 69,313 | 104,885 |
| その他の信用機関 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| その他の部門 | 272,906 | 331,803 | 69,407 | 107,476 | ― | ― |
| | **804,981** | **839,894** | **69,407** | **109,154** | **69,313** | **104,885** |
| **リスク別：** | | | | | | |
| 為替リスク | 753,346 | 784,629 | 65,526 | 104,555 | 65,550 | 100,437 |
| 金利リスク | 51,635 | 55,265 | 3,881 | 4,599 | 3,763 | 4,448 |
| | **804,981** | **839,894** | **69,407** | **109,154** | **69,313** | **104,885** |

公正価額は、2019年および2018年を100%として計算されており、貨幣市場および公債のインプリシット・カーブを参照している。

2019年および2018年12月31日現在、公正価額で評価し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮した取引ポートフォリオの分類は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | | 2018年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
| 売買目的保有デリバティブの資産 | ― | 69,407 | ― | ― | 109,154 | ― |
| 売買目的保有デリバティブの負債 | ― | 69,313 | ― | ― | 104,885 | ― |

以下の表は、2019年および2018年における、当公庫の未実現の利益および損失に関連する売買目的保有資産のポートフォリオに含まれる金融資産の公正価額の変動について、損益計算書に計上されている額を示す（注記29を参照のこと。）。公正価値が活発な市場において公表された文献リストとして考慮して評価された金融資産（レベル１）、変動が市場において観察可能なデータから取得された評価手法により計算される金融資産（レベル２）、そしてその他（レベル３）と区別される。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | | 2018年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益 | 損失 | 純額 | 利益 | 損失 | 純額 |
| レベル１ | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| レベル２ | 110,436 | 109,845 | 591 | 116,613 | 115,590 | 1,023 |
| レベル３ | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

2019年および2018年におけるレベル２に分類されたデリバティブの公正価額の変動は、もっぱらレベル間の再分類を行わない評価手法の適用による売買および公正価額の変動が原因であった。

**注記８　損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産**

2019年および2018年12月31日現在、本項目に含まれる貸借対照表上の投資の金額の内訳は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 持分証券 | ― | 21,580 |
| 負債性証券 | ― | ― |

2019年12月31日現在、本項目は、100%の会計ヘッジ（40,167千ユーロ）を有する懸念リスクとして分類された負債性証券を含む。

2019年、利益は損益計算書において1,984千ユーロの公正価額での評価で計上された（2018年は710千ユーロの利益）（注記30を参照のこと。）。

## 注記９　その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産

2019年および2018年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **持分証券:** | | |
| FONDICO PYME(1) | 82,159 | 78,324 |
| FONDICOインフラストラクチュラスII(2) | 74,222 | 165 |
| フォンディコ・グローバル(3) | 570,688 | 453,899 |
| フォンス・メディテラネア・フォンド・デ・カピタル・リエスゴ(4) | 9,345 | 6,641 |
| フォンド・マーガレット・MEH(5) | 67,716 | 53,936 |
| フォンド・カルボノ・エムプレサス・エスパニョラス(6) | ― | ― |
| FEI、フォンド・エウロペオ・デ・インベルシオネス(7) | 13,141 | 12,316 |
| SWIFT(8) | 4 | 4 |
| EDW(9) | 238 | 222 |
| フォンド・マーガレットII・ICO(10) | ― | 26,583 |
| FONDO AFS CESCE(11) | 10,038 | 10,000 |
| パルティシパシオネス・グルーポ・カビト(12) | ― | ― |
| | 827,551 | 642,090 |
| **負債性証券(13)** | 998,586 | 1,029,204 |
| | **1,826,137** | **1,671,294** |

2019年および2018年12月31日における、これらの金融商品の公正価額の変動である「その他の累積包括利益」項目の残高、純税効果額は、以下の通りである（注記21を参照のこと。）。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 負債性証券 | 2,777 | 9,884 |
| 持分証券 | 36,916 | 6,369 |
| | **39,693** | **16,253** |

2019年および2018年中のその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の変動は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 1,671,294 | 1,376,391 |
| 追加購入 | 203,780 | 188,504 |
| 売上および償却 | (66,677) | (900,709) |
| 公正価額の変動(注記21) | 23,440 | 19,566 |
| 引当金減損割当 | (5,700) | － |
| 2017年通達第４号の初回適用の変動。持分証券 | － | (28,859) |
| 2017年通達第４号の初回適用の変動。負債性証券 | － | 1,015,831 |
| 減損損失の変動(適用後) | － | 1,200 |
| 期末残高 | **1,826,137** | **1,671,294** |

(1) FONDICO Pyme。ベンチャー・キャピタル・ファンドは1993年５月に設立され、当公庫が唯一の出資者であり、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2018年12月31日現在においてICOによって拠出された金額は127,866千ユーロであった。2019年および2018年中に拠出金または返金に関連する変動はなかった。

(2) FONDICOインフラストラクチュラスⅡ。ニュー・ベンチャー・キャピタル・ファンドは2019年に設立され、当公庫が100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2019年、当公庫による拠出金は74,763千ユーロ（2018年は165千ユーロ）であった。

(3) フォンディコ・グローバル。ベンチャー・キャピタル・ファンドは2014年に設立され、当公庫が100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2019年、当公庫による拠出金は120,000千ユーロ（2018年は150,000千ユーロ）であった。2019年、ファンドは、拠出金の返金を通じて25,000千ユーロ（2018年は50,000千ユーロ）持分が減少した。ICOによって拠出された金額および払い戻される金額は、2019年12月31日において、528,000千ユーロであった。

(4) フォンス・メディテラネア。ファンドは2005年10月に設立され、当公庫ならびに公的および民間事業体がその出資者である。このファンドはスペインの会社がアフリカン・マグレブで展開するプロジェクトに投資するために設立された。このファンドへの割当は、2019年12月31日現在1,270千ユーロとなった実質資本合計（公正価額の変動は含まない。）の30%のヘッジ引当金を有している（2018年12月31日現在は1,270千ユーロ）。

(5) フォンド・マーガレット・MEH。主導的な欧州の公的信用機関が参加しており、これは、市場政策に基づく投資家へのリターンの原則と公共政策が定めた目標を同時に実現する目的で、気候変動と闘う欧州連合の主要政策を実施するための、インフラに対する投資促進を目指す欧州の株式ファンドである。最終的な清算による最終業績は、ファンドへの資金調達を行っているスペイン税務省により完全に保証されているため当公庫の損益計算書に影響を及ぼさないにもかかわらず、当該ファンドはICOによって管理されている。2019年、新たな拠出金は3,317千ユーロであった（2018年は新たな拠出金はなし）。2019年の資本参加の返金は1,268千ユーロ（2018年は15,044千ユーロ）として計上された。

(6) フォンド・カルボノ・エンプレサス・エスパニョラス・FC2E。2011年より運営を開始したファンドであり、ICOが32.68%の持分を保有している。かかるファンドは2019年に清算された（2018年12月31日現在正味価格は０ユーロ）。かかる清算は14,789千ユーロの準備金の計上（資本に計上された累積損失）を意味した（注記20を参照のこと。）。

(7) FEI。2019年12月31日現在、欧州投資ファンドの総額の0.72%に相当する出資を行っている（2018年12月31日現在では0.72%）。2019年または2018年において、拠出金はなかった。2019年12月31日現在、支出額24,000千ユーロが未払いのままである。

(8) SWIFT。2008年よりかかる事業体の正式メンバーである当公庫は、かかる事業体に１株式出資している。

(9) EDW。2012年３月からのデータウェアハウス（EDW）企業への参加による3.70%。

(10) フォンド・マーガレットⅡ・ICO。フォンド・マーガレットⅡへの資本参加は2018年に設立された。ICOの当該ファンドへの参加は、マーガレットⅠとは異なり、ICO自身のためのものであり、自らの出資によるものであった。株式保有率は13.42%である。2018年、当公庫の拠出金は26,931千ユーロであった。2019年、このファンドは、清算したファンドから投資を獲得したFONDICOインフラストラクチュラスⅡの設立後、清算された。

(11) FONDO AFS CESCE。主な活動がCESCEの保証付きで商業送り状を値引きすることであるFONDO AFS Sicavへの13.16%の資本参加。2019年、当公庫の拠出金はなかった（2018年は10,000千ユーロ）。

(12)パルティシパシオネス・グルーポ・カビト。2019年、いくつかの融資業務への支払として、ICOはQUABITグループの株式数株を5,700千ユーロの額で処分した。これらの株式はすべて会計規定の対象であるため、その正味価値は０である。

(13)ICOは、流動性マネジメント政策および事業モデルの一環として、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に分類される負債性証券に投資することができる。一般に、これらは、スペインの信用機関が発行する固定利付証券および公債である。
かかる資産の満期別内訳は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| １年以内満期 | 998,586 | 1,029,204 |
| １年から２年満期 | ― | ― |
| ２年から３年満期 | ― | ― |
| ３年超満期 | ― | ― |
| | **998,586** | **1,029,204** |

2019年および2018年12月31日現在、注記2.2.3に記載される公正価額レベルを考慮したその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の分類は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | | 2018年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
| 負債性証券 | 998,586 | | | 1,029,204 | | |
| 持分証券 | | 827,551 | | | 642,090 | |

2019年中、当公庫は、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の償却による利益（2018年には1,695千ユーロの利益）を、持分証券の売却結果として損益計算書に計上しなかった（注記28を参照のこと。）。

## 注記10　償却原価で評価した金融資産

2019年および2018年12月31日現在の、資産の減損による価値変動に応じて調整された貸付および受取債権の種類別および相手方別の内訳は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 負債性証券(注記10.1) | 7,843,423 | 9,503,883 |
| 貸付金 | 20,626,023 | 22,497,887 |
| 信用機関(注記10.2) | 10,215,054 | 12,436,396 |
| 顧客(注記10.3) | 10,410,969 | 10,061,491 |
| | **28,469,446** | **32,001,770** |

以下は、2019年および2018年における、信用リスクを補填するために計上された減損損失の変動ならびに金融資産ポートフォリオにおける期首および期末現在の償却原価で評価した当該減損の累積額を表している。

（単位：千ユーロ）

| | カントリー・リスク引当金 | 警戒リストにおける懸念リスクおよび標準リスクの引当金 | 標準リスク引当金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| **2018年１月１日現在の残高** | **19,205** | **1,072,370** | **18,680** | **1,110,255** |
| 収益に課せられる割当 | ― | ― | 5,116 | 5,116 |
| 収益に対する回収額 | (6,539) | (94,679) | ― | (101,218) |
| 資金の充当 | ― | (286,406) | ― | (286,406) |
| 2017年通達第４号の初回適用の変動 | (9,697) | 124,373 | 7,285 | 121,961 |
| その他の変動 | ― | 2,469 | ― | 2,469 |
| 為替差額の調整 | (81) | 33 | 6 | (42) |
| **2018年12月31日現在の残高** | **2,888** | **818,160** | **31,087** | **852,135** |
| 収益に課せられる割当 | 1,765 | 15,173 | 2,304 | 19,242 |
| 収益に対する回収額 | (265) | (107,950) | (2,194) | (110,409) |
| 資金の充当 | ― | (108,895) | ― | (108,895) |
| その他の変動 | ― | ― | ― | ― |
| 為替差額の調整 | 35 | (314) | (7) | (286) |
| **2019年12月31日現在の残高** | **4,423** | **616,174** | **31,190** | **651,787** |

以下の表は、懸念リスクおよび決定基準に基づいた警戒リストにおける標準リスクにかかる引当金の詳細を表している。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 懸念リスクの引当金(不履行を含む)： | 438,868 | 597,041 |
| 不履行 | 108,867 | 239,525 |
| 不履行以外 | 330,001 | 357,516 |
| 警戒リストにおける標準リスクの引当金 | 177,306 | 221,119 |
| **合計** | **616,174** | **818,160** |

警戒リストにおける標準リスクの引当金は、2019年12月31日現在の1,202,721千ユーロの信用資産に相当する（2018年12月31日現在は1,703,799千ユーロ）。

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の信用リスクによって減損とみなされる貸付および受取債権に分類される金融資産につき、相手方別ならびに当該日付の未払金額別およびリスク年限からの経過期間別の内訳を示している。政府が保証する減損認識資産については注記10.3を参照のこと。

**2019年12月31日現在の減損認識資産**

（単位：千ユーロ）

| | 遅滞なし | 3ヶ月超6ヶ月以内 | 6ヶ月超9ヶ月以内 | 9ヶ月超12ヶ月以内 | 12ヶ月超15ヶ月以内 | 15ヶ月超18ヶ月以内 | 18ヶ月超21ヶ月以内 | 21ヶ月超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **相手方別：** | | | | | | | | | |
| 非金融企業 | 378,815 | — | — | — | — | 21,410 | 730 | 86,727 | 487,682 |

**2018年12月31日現在の減損認識資産**

（単位：千ユーロ）

| | 遅滞なし | 3ヶ月超6ヶ月以内 | 6ヶ月超9ヶ月以内 | 9ヶ月超12ヶ月以内 | 12ヶ月超15ヶ月以内 | 15ヶ月超18ヶ月以内 | 18ヶ月超21ヶ月以内 | 21ヶ月超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **相手方別：** | | | | | | | | | |
| 非金融企業 | 396,431 | 1,622 | — | — | 371 | — | 2,004 | 236,469 | 636,897 |

2019年12月31日現在、カントリー・リスクによる減損資産残高は212,406千ユーロであり、カントリー・リスク別のヘッジは4,423千ユーロ（2018年12月31日現在は192,528千ユーロ、ヘッジは2,888千ユーロ）である。

2019年および2018年の期限経過非減損資産はそれぞれ16,967千ユーロおよび3,163千ユーロとなり、これらの資産の両年度における経過期間は１ヶ月ないし３ヶ月である。

回収の可能性が低い（または回収できない）とみなされた場合、資産と計上されない減損金融資産の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 1,661,991 | 1,370,450 |
| 追加： | 69,708 | 325,615 |
| 回収の可能性が低い | 66,707 | 268,200 |
| その他の事由 | 3,001 | 57,415 |
| 回収： | (54,266) | (35,682) |
| 追加融資なしに回収した現金 | (766) | (3,770) |
| 資産の割当 | | － |
| その他 | (53,500) | (31,912) |
| 最終償却：その他の事由： | － | － |
| 為替差額の変動の純額 | 683 | 1,608 |
| 期末残高 | **1,678,116** | **1,661,991** |

回収の可能性が低い（または回収できない）資産の変動の結果として2019年および2018年の損益計算書に含まれる純額は、それぞれ16,610千ユーロおよび3,770千ユーロの利益であった（「損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入」および「償却原価で評価した金融資産（注記10）」の項目を参照のこと。）。

**10.1 負債性証券**

「負債性証券」の項目には、償却原価で評価された金融資産、取引可または取引不可の固定利付証券が含まれる。

当該項目には、取引不可の金融資産が含まれており、2012年末には「顧客信用－居住者公的機関」の項目に含まれ、2013年中に当公庫から「供給者支払のための融資基金」のためのシンジケート・ローンに転換された。

一方で、2013年後半には、当公庫の業務委員会は2015年のICO信用枠の事業体により作られた、貸付金を債券へ転換する転換業務の対象となる条件および業務を規制するため、2015年のICOの仲介貸付枠契約に関する枠組みに含まれている別紙５の書類を承認した。かかる承認には、転換される与信枠、金額、利息額、適格な事業体、スケジュールおよび信用機関の報酬額に関する一般的な仕様も含まれている。また、仲介貸付の転換により生じた負債性証券は、「負債性証券」の項目にも記載されている。

貸借対照表に記載される2019年および2018年12月31日現在のかかる項目の相手方別の構成は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 居住者公的機関 | 7,115,605 | 7,850,053 |
| 居住者信用機関 | 320,883 | 1,340,473 |
| その他の居住者部門 | 346,254 | 283,429 |
| その他の非居住者部門 | 60,681 | 29,928 |
| | **7,843,423** | **9,503,883** |

2019年および2018年12月31日現在、満期別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **満期別：** | | |
| １年以内 | 1,930,549 | 1,831,729 |
| １年超２年以内 | 1,757,506 | 1,569,088 |
| ２年超３年以内 | 2,761,383 | 2,003,845 |
| ３年超４年以内 | 981,509 | 3,059,888 |
| ４年超５年以内 | 240,687 | 978,832 |
| ５年超 | 171,789 | 60,501 |
| | **7,843,423** | **9,503,883** |

2019年12月31日現在のかかる資産からの利息は年利0.51%（2018年12月31日現在は0.51%）であった。

2019年および2018年における、かかる資産からの利益はそれぞれ43,670千ユーロおよび45,590千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の欄に計上されている（注記24を参照のこと。）。

当公庫はこれらの資産について、2,039千ユーロの信用リスク（標準リスク）を補填している（2018年12月31日現在は299千ユーロ）。

2019年および2018年中に発生した償却原価で評価した負債性証券の項目の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 9,503,883 | 10,107,611 |
| 追加購入 | 3,470,279 | 6,475,948 |
| 減損損失の変動 | (1,740) | (299) |
| 償却および売上 | (5,128,999) | (7,079,377) |
| 期末残高 | **7,843,423** | **9,503,883** |

## 10.2 信用機関に対する貸付金

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表上の本項の構成は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **内容別：** | | |
| 信用機関への預金(注記10.2.1) | 44,509 | 1,995,000 |
| 仲介貸付(注記10.2.2) | 9,431,246 | 9,980,934 |
| 信用機関へのその他の貸付(注記10.2.3) | 752,240 | 486,354 |
| | 10,227,995 | 12,462,288 |
| 減損損失 | (4,170) | (4,168) |
| その他の評価調整額(*) | (8,771) | (21,724) |
| | **10,215,054** | **12,436,396** |

*(*) 評価調整額は、主に利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に相当する。*

### 10.2.1 信用機関への預金

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の「信用機関への預金」項目の満期別の残高の詳細を表している。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 44,509 | 1,995,000 |
| １年超２年以内 | ― | ― |
| ２年超３年以内 | ― | ― |
| ３年超４年以内 | ― | ― |
| ４年超５年以内 | ― | ― |
| ５年超 | ― | ― |
| | **44,509** | **1,995,000** |

2019年中、「信用機関への預金」項目は、年利マイナス0.21%（2018年中はマイナス0.25%）の平均利息を得た。2019年および2018年12月31日現在のかかる預金は、すべて定期預金である。

これらの貸付金について2019年および2018年に発生した（マイナス）金利はそれぞれ(3,968)千ユーロおよび(7,273)千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似費用」の項目に含まれている（注記25を参照のこと。）。

### 10.2.2 仲介貸付

1993年２月26日の閣議決定に従い、中小企業に対する融資を援助するための仲介貸付枠が、当公庫に設けられた。かかる仲介貸付枠は、当公庫が様々な信用機関に供与した貸付を通じて行われ、当該信用機関が各企業に対する正式な貸付を行った。かかる方針は後年も継続され、常にスペインの中小企業に焦点を当てながら、毎年様々な金額および目的に沿った枠が承認された。

1997年12月31日までに付与された仲介貸付に区分される業務において、当公庫は資金を受領する事業体の最終的な借り手に対する信用リスクの一定割合を引き受ける。それ以降は、ICOは2009年から2012年の一定の流動性資産枠を除き、最終的な借り手に関する不良債権リスクを引き受けていない。

2009年から2012年に設けられた内部の仲介貸付枠（2019年12月31日現在はエクスポージャーなし、2018年12月31日現在は33百万ユーロ）は、中小企業のための、流動性リスクを伴う一定のICO信用枠である。かかる枠につき、ICOは、仲介に失敗した信用機関による全般的および総合的なリスクを引き受けている。2009年および2010年に供与されたかかる枠につき、かかるリスクは当該枠の引当金額の５％を上限とした。一方で、2011年および2012年に供与された枠については、不動産金融取引を除く金融機関部門の平均不履行率が最大想定リスクとされている。2019年および2018年において、当公庫が引き受けたリスクにつき、新たな枠は承認されていない。

2019年12月31日現在、当公庫はICOのリスクに係るすべての仲介貸付枠のために92,477千ユーロ（2018年12月31日現在は90,752千ユーロ）の引当金を設定した（注記19を参照のこと。）。かかる引当金は、当初は当該仲介枠により当公庫に対して発生する受取利息を参照できるが、期待された成長が見られなかった場合は例外的にICOによって調整される。最終的に認識された引当金がかかる不履行をカバーするのに不十分な場合、かかる差額は直接1995年勅令付法第12号に基づき設定されたRDLファンドに請求され、ICOにおける損失は一切発生しない。

2019年および2018年12月31日現在における仲介貸付残高の満期年限別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 3,103,269 | 3,652,112 |
| １年超２年以内 | 2,134,945 | 2,143,451 |
| ２年超３年以内 | 1,454,810 | 1,462,990 |
| ３年超４年以内 | 907,508 | 881,817 |
| ４年超５年以内 | 587,615 | 568,285 |
| ５年超 | 1,243,099 | 1,272,279 |
| | **9,431,246** | **9,980,934** |

2019年および2018年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.18%および1.32%であった。

仲介貸付により生じた利息は2019年および2018年には、それぞれ97,846千ユーロおよび148,773千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

### 10.2.3 信用機関へのその他の貸付

本項目は、信用機関、居住者および非居住者に対する直接貸付取引の残高を含む（仲介貸付なし）。

2019年および2018年12月31日現在のこれらの貸付残高の満期別の詳細は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 73,357 | 89,821 |
| １年超２年以内 | 137,285 | 36,785 |
| ２年超３年以内 | 123,983 | 110,441 |
| ３年超４年以内 | 84,465 | 48,808 |
| ４年超５年以内 | 81,588 | 45,384 |
| ５年超 | 251,562 | 155,115 |
| | **752,240** | **486,354** |

2019年および2018年12月31日現在の信用機関に対する貸付の平均年利はそれぞれマイナス0.21%およびマイナス0.25%発生した。

これらの貸付金について2019年および2018年中に発生した金利は、それぞれ22,211千ユーロおよび12,085千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれる（注記24を参照のこと。）。

本項目には、貸倒リスク（通常信用リスクおよびカントリー・リスク）として減損損失合計4,170千ユーロが含まれる（2018年12月31日現在は4,168千ユーロ）（注記10を参照のこと。）。

**10.3　顧客向貸付金**

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表において、本項目の残高の相手方別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 居住者公的機関 | 2,772,946 | 2,675,697 |
| 非居住者公的機関 | 158,943 | 110,935 |
| その他の居住者部門 | 6,978,818 | 6,886,746 |
| その他の非居住者部門 | 995,302 | 920,908 |
| その他の金融資産 | 28,909 | 262,982 |
| | **10,934,918** | **10,857,268** |
| 減損損失 | (645,578) | (847,666) |
| その他の評価調整額(*) | 121,629 | 51,889 |
| | **10,410,969** | **10,061,491** |

*(*) 評価調整額は、主に利息および類似収益ならびに金融手数料調整額に対応する金額である。*

経済利益グループにおける投資の価額（2019年12月31日現在では1,002千ユーロおよび2018年12月31日現在では926千ユーロ）は、当該投資が利益保証型であることを考慮し、「その他の居住者部門」に含まれている。これらの機関のマイナスの課税標準が当公庫の課税標準に含まれているため、当該株式の収益率は会計財務要素を含んでいる。投資に対する最終利益の確定に伴い会計財務利益を調整するために損益計算書の所得税に対して引当金が毎年計上されている（注記19および注記23を参照のこと。）。

2019年および2018年にこれらの貸付に対して発生した利息は、それぞれ158,866千ユーロおよび161,087千ユーロであり、損益計算書の「受取利息」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

以下は、上記の残高のうち、公共部門に保証されている取引（2019年および2018年12月31日現在の「顧客向貸付金」の項目に分類される「その他の居住者部門」および「居住者公的機関」の項目に含まれる。）を相手方別および商品別に記載したものである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **「居住者公的機関」に含まれる残高：** | | |
| 中央政府に対する貸付 | 1,547,921 | 947,393 |
| 地方自治政府に対する貸付 | 1,225,025 | 1,728,304 |
| 評価調整額 | (119,451) | (181,644) |
| | **2,653,496** | **2,494,053** |
| **「その他の居住者部門」に含まれる残高：** | | |
| 不良資産 | 23,159 | 25,810 |
| その他の公共機関に対する貸付 | 2,329,563 | 2,222,743 |
| その他の部門に対する貸付 | 199,263 | 169,975 |
| | **2,551,985** | **2,418,528** |
| **国家により保証されている取引合計** | **5,205,481** | **4,912,581** |

2019年および2018年12月31日現在の「中央政府に対する貸付」（評価額調整は含まない。）の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 国家およびその自治機関に対する貸付 | 1,545,772 | 943,181 |
| 国庫からの受取勘定 | 2,149 | 4,212 |
| | **1,547,921** | **947,393** |

「国庫からの受取勘定」は、当公庫が国庫に支払った金額を含み、仲介貸付の金利差を調整するための助成金として有効に返戻されていない金額である。これらの金額の残高は額面価格で表示され、利息は一切付されない。

2019年および2018年における公共部門機関による損益に寄与した利息および類似収益は以下の通りである（注記24を参照のこと。）。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 中央政府 | 4,408 | 6,032 |
| 地方自治政府 | 11,550 | 13,980 |
| その他の公共部門機関 | 20,805 | 20,303 |
| | **36,763** | **40,315** |

2019年および2018年12月31日現在、「顧客向貸付金」に分類される貸付元本（評価調整額を含む。）の満期別詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **満期別：** | | |
| １年以内 | 1,192,265 | 1,531,496 |
| １年超２年以内 | 824,422 | 1,010,704 |
| ２年超３年以内 | 1,659,035 | 1,130,047 |
| ３年超４年以内 | 1,145,859 | 1,489,899 |
| ４年超５年以内 | 1,082,018 | 1,104,905 |
| ５年超 | 5,152,948 | 4,642,105 |
| | **11,056,547** | **10,909,156** |

2019年および2018年12月31日現在の顧客向貸付金の平均年利はそれぞれ1.45%および1.39%発生した。

2019年12月31日現在、当公庫の損益計算書には、「貸付および受取債権」の項目に含まれる資産の償却から生じる金融取引につき損益は計上されなかった（2018年12月31日現在も計上されなかった。）（注記28を参照のこと。）。

**注記11　デリバティブヘッジ**

添付の貸借対照表のこの項目には、注記2.3記載の説明に従った公正価額でのヘッジ商品が計上されている。

契約済みのデリバティブ取引およびヘッジ項目は、基本的には以下の通りである。

－主にグループが発行するEuribor以外のレートで計算される金融商品をヘッジする金利スワップ

－複数の金融商品に関連する公正価額とキャッシュフローの変動をカバーする為替ヘッジ

デリバティブの公正価額を決定するために使用する評価方法は、金利デリバティブや為替リスク・デリバティブを評価する割引キャッシュフロー法である。

2019年および2018年12月31日現在「デリバティブヘッジ」の項目に記載されている金融デリバティブの名目価値の総額および公正価額の総額は、ヘッジ別、相手方別およびリスク別（すべて非組織店頭市場において契約された。）で以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 名目価値 | | 資　産 | | 負　債 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| **ヘッジ別：** | | | | | | |
| 公正価額ヘッジ | 8,835,564 | 7,296,142 | 363,635 | 460,472 | 197,810 | 123,514 |
| キャッシュフロー・ヘッジ | 3,370,415 | 2,992,279 | 29,718 | 25,383 | 42,435 | 130,291 |
| | **12,205,979** | **10,288,421** | **393,353** | **485,855** | **240,245** | **253,805** |
| **商品別：** | | | | | | |
| スワップ | 12,205,979 | 10,288,421 | 393,353 | 485,855 | 240,245 | 253,805 |
| | **12,205,979** | **10,288,421** | **393,353** | **485,855** | **240,245** | **253,805** |
| **相手方別：** | | | | | | |
| 信用機関 | 12,205,979 | 10,288,421 | 393,353 | 485,855 | 240,245 | 253,805 |
| その他の信用機関 | － | － | － | － | － | － |
| その他の部門 | － | － | － | － | － | － |
| | **12,205,979** | **10,288,421** | **393,353** | **485,855** | **240,245** | **253,805** |
| **リスク別：** | | | | | | |
| 為替リスク | 5,699,100 | 5,551,535 | 225,919 | 263,298 | 197,810 | 152,389 |
| 金利リスク | 6,506,879 | 4,736,886 | 167,434 | 222,558 | 42,435 | 101,416 |
| | 12,205,979 | 10,288,421 | 393,353 | 485,855 | 240,245 | 253,805 |

2019年および2018年12月31日現在、注記2.2.3で規定されるレベルに基づき公正価額で評価されるデリバティブヘッジの分類は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | | 2018年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
| 資産ヘッジデリバティブ | ― | 393,353 | ― | ― | 485,855 | ― |
| 負債ヘッジデリバティブ | ― | 240,245 | ― | ― | 253,805 | ― |

これらの項目の公正価額は、2019年および2018年を100%として計算されており、貨幣のインプリシット・カーブを参照している。

2013年１月１日付でIFRS第13号が効力発生したことにより、当公庫は相手方および当公庫によるデリバティブ金融商品評価額、リスク評価調整額を含んでいる（注記７および注記29を参照のこと。）。

次へ

**注記12　子会社、合弁企業および関連企業への投資**

2019年および2018年中の貸借対照表における本項目の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | グループ企業 | 合弁企業 | 関連企業 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| **2018年１月１日現在残高** | **1,940** | **－** | **42,504** | **44,444** |
| 追加額 | － | － | 2,424 | 2,424 |
| 引出額 | － | － | － | － |
| その他の変動 | － | － | － | － |
| 減損 | － | － | － | － |
| **2018年12月31日現在残高** | **1,940** | **－** | **44,928** | **46,868** |
| 追加額 | | | | |
| 引出額 | | | (2) | (2) |
| その他の変動 | | | | |
| 減損 | | | | |
| **2019年12月31日現在残高** | **1,940** | | **44,926** | **46,866** |

2019年および2018年12月31日現在の投資および関連する主要な情報は、別紙Ⅰに記載されている。

**注記13　有形固定資産**

2019年および2018年の有形固定資産の変動およびこれに関連する累積償却額は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 自己使用の建物 | 設備、車両<br>その他の固定資産 | 不動産投資 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| **費用** | | | | |
| **2019年１月１日現在の残高** | **114,067** | **15,379** | **－** | **129,446** |
| 追加額 | 515 | 364 | | 879 |
| 処分額その他の償却額 | | (233) | | (233) |
| **2019年12月31日現在の残高** | **114,582** | **15,510** | | **130,092** |
| **累積償却額** | | | | |
| **2019年１月１日現在の残高** | **33,111** | **7,585** | | **40,696** |
| 割当 | 1,815 | 197 | | 2,012 |
| 移転額その他の変動額 | | (233) | | (233) |
| **2019年12月31日現在の残高** | **34,926** | **7,549** | | **42,475** |
| **減損損失** | | | | |
| 2019年12月31日現在 | | 651 | | 651 |
| **有形固定資産純額** | | | | |
| **2019年12月31日現在の残高** | **79,656** | **7,310** | | **86,966** |
| **費用** | | | | |
| **2018年１月１日現在の残高** | **113,976** | **15,248** | － | **129,224** |
| 追加額 | 91 | 131 | － | 222 |
| 処分額その他の償却額 | － | － | － | － |
| **2018年12月31日現在の残高** | **114,067** | **15,379** | － | **129,446** |
| **累積償却額** | | | | |
| **2018年１月１日現在の残高** | **31,339** | **7,269** | － | **38,608** |
| 割当 | 1,772 | 316 | | 2,088 |
| 移転額その他の変動額 | － | － | － | － |
| **2018年12月31日現在の残高** | **33,111** | **7,585** | | **40,696** |
| **減損損失** | | | | |
| 2018年12月31日現在 | － | 651 | － | 651 |
| **有形固定資産純額** | | | | |
| **2018年12月31日現在の残高** | **80,956** | **7,143** | － | **88,099** |

2019年12月31日現在、総額約18,489千ユーロ（2018年12月31日現在は16,912千ユーロ）で全額償却された自己使用目的の有形固定資産があった。

当公庫の方針に従い、すべての有形固定資産は2019年および2018年12月31日現在、保険が付保されている。

2004年スペイン中央銀行通達第４号の暫定規則第１、B）６項によれば、有形固定資産の公正価額による評価が認められている。この評価調整を実行するため、当グループは運用資産について関連する評価を実施し、それにより当グループの有形固定資産の価値は53,106千ユーロ増加した。租税効果控除後のこれらのキャピタルゲインに対し再評価準備金が設定された。再評価された簿価はその時点で帰属費用として充当される。

2019年12月31日現在、再評価準備金は20,858千ユーロ（2018年12月31日現在は23,591千ユーロ）であった（注記20を参照のこと。）。

下記の表は2019年および2018年12月31日現在の当グループの一部の有形固定資産の公正価額を当時の簿価とともに区分毎に表したものである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | 2018年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 簿価 | 公正価額 | 簿価 | 公正価額 |
| 自己使用目的の有形固定資産 | 86,966 | 108,474 | 88,099 | 113,939 |
| 建造物 | 79,656 | 101,164 | 80,956 | 106,796 |
| その他 | 7,310 | 7,310 | 7,143 | 7,143 |
| 不動産投資 | ― | ― | ― | ― |
| 建設中不動産 | ― | ― | ― | ― |

上記の有形固定資産の公正価額は、下記に従って見積もられた。

－スペイン中央銀行承認の価格による評価の更新がされなかった資産については、事業体により類似した資産の価格傾向の市場データに基づき公正価額が見積もられた。

－スペイン中央銀行承認の価格による評価の更新がなされた資産については、2003年省令第805号の評価方法に従い公正価額が見積もられた。

すべての自己使用目的不動産は、2019年および2018年12月31日付で、承認された鑑定人であるスペイン中央銀行により比較方法を用いて評価された。

次へ

**注記14　無形資産**

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における無形資産は、もっぱら「その他の無形資産」の項目に分類される。

（単位：千ユーロ）

| | 推定耐用年数 | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|---|
| 耐用年数(無期限) | ― | ― | ― |
| 耐用年数(期限付) | ３年から10年 | 43,726 | 41,908 |
| **総計** | | **43,726** | **41,908** |
| 内訳： | | | |
| 内部開発 | ３年 | 38,341 | 36,597 |
| その他 | 10年 | 5,385 | 5,311 |
| 累積償却額 | | (34,716) | (32,822) |
| 減損損失 | | (2,137) | (2,137) |
| | | **6,873** | **6,949** |

2019年および2018年12月31日現在のすべての無形資産はコンピューターのソフトウェアに関連するものである。2019年12月31日現在の全額償却された無形資産は31,002千ユーロ（2018年12月31日現在は26,574千ユーロ）であった。

**注記15　税金資産および税金負債**

2019年および2018年12月31日現在の税金資産および負債の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 資産 | | 負債 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| 当期税金： | 8,557 | 2,985 | 1,005 | 957 |
| 法人税(注記23) | 8,510 | 2,737 | ― | ― |
| VAT | 47 | 248 | 183 | 33 |
| 個人所得税(源泉) | ― | ― | 479 | 462 |
| 社会保障負担 | ― | ― | 343 | 462 |
| 繰延税金： | 95,051 | 97,999 | 32,943 | 22,897 |
| 信用供与、貸付および割引に係る減損損失 | 69,257 | 66,527 | ― | ― |
| キャッシュフロー・ヘッジの評価(注記21) | 25,794 | 31,472 | ― | ― |
| 資産の再評価 | ― | ― | 15,932 | 15,932 |
| OCIを通じた公正価値による金融資産の再評価(注記21) | ― | ― | 17,011 | 6,965 |
| | **103,608** | **100,984** | **33,948** | **23,854** |

2019年および2018年の繰延税金資産および負債の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 資産 | | 負債 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| 期首残高 | 97,999 | 134,316 | 22,897 | 14,512 |
| 信用供与、貸付および割引に係る減損損失 | 2,730 | (13,118) | ― | ― |
| キャッシュフロー・ヘッジ評価額(注記21) | (5,678) | (23,199) | ― | ― |
| 資産の再評価 | ― | ― | ― | ― |
| OCIを通じた公正価値による金融資産の再評価(注記21) | ― | ― | 10,046 | 8,385 |
| **期末残高** | **95,051** | **97,999** | **32,943** | **22,897** |

## 注記16　その他の資産および負債

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表の「その他の資産」の項目の詳細は以下の通りである。

**その他の資産**

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| その他の資産 | 4,915 | 3,327 |
| 付加利子 | 30,799 | 31,216 |
| | **35,714** | **34,543** |

「付加利子」の項目には、供給者支払のための融資基金、自治区流動性基金および自治体向け融資基金の業務管理についての当公庫の受取手数料およびその他が含まれている（注記1.1を参照のこと。）。2019年において、ICOの受取手数料総額は年間25百万ユーロ（2018年12月31日現在も25百万ユーロ）であり、これらの金額は損益計算書の「手数料収入」にも計上されている（注記27を参照のこと。）。

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表の「その他の負債」の項目の残高は以下の通りである。

**その他の負債**

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| その他の負債 | ― | ― |
| 付加利子 | 7,277 | 4,926 |
| | **7,277** | **4,926** |

「付加利子」の項目には、「2019年ラペル仲介融資枠」の3,206千ユーロ（2018年は1,500千ユーロ）に基づき信用機関に支払われる未収の受取手数料が含まれている。

**注記17　売却目的保有の非流動資産**

「売却目的保有の非流動資産」の総額は、担保権実行資産を含む。2019年12月31日現在および2018年12月31日現在本項目に記載されている担保権実行資産のうち、不動産開発およびその他の不動産開発事業に関連した資金調達に起因するものはない。

2019年および2018年の貸借対照表に記載される本項目の残高の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 費用 | 減損 | 合計 |
|---|---|---|---|
| **2018年１月１日現在残高** | **72,443** | **(72,421)** | **22** |
| 追加額 | 126 | (148) | (22) |
| 引出額／使用額 | (246) | 246 | － |
| 移転額 | － | － | － |
| **2018年12月31日現在残高** | **72,323** | **(72,323)** | **－** |
| 追加額 | 934 | － | 934 |
| 引出額／使用額 | (5,572) | (4,638) | (934) |
| 移転額 | － | － | － |
| **2019年12月31日現在残高** | **67,685** | **(67,685)** | **－** |

2019年および2018年12月31日現在の「売却目的保有の非流動資産」の総額のうち48,678千ユーロは、完全に引当金を計上した単一の資産と対応する。

2019年には、これらの非金融資産に対し、316千ユーロ（2018年は148千ユーロ）の減損の割当が計上されている。

2019年には、売却目的保有の非流動資産の売却益として2,910千ユーロが計上されている（2018年の売却益はなし）。

当公庫の取締役会はこれらの資産に対して投資の引上げ計画を毎年承認している。

2017年スペイン中央銀行通達第４号の規則60記載の通り、売却目的保有の非流動資産は、居住用、産業用および商業用別に、都市部における土地および都市化から分断された未開地ならびに建物と幅広く分類される。以下の表は、評価会社、資産評価の方法および会社／代理店の評価額が示されている。

**産業用建物**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 2,296 | GESVALT | 費用および比較 |
| **2,296** | | |

**居住用建物**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 429 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 5 | VALTECNIC | 比較 |
| 410 | EUROVAL | 比較 |
| 12 | TINSA | 比較 |
| 109 | JUDICIAL | 比較 |
| 85 | ALIA TASACIONES | 費用および比較 |
| 194 | GRUPO TASVALOR | 費用および比較 |

| | |
|---|---|
| **1,244** | |

**第三次利用建造物**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 809 | EUROVAL | 比較 |
| 11 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 90 | GRUPO TASVALOR | 費用 |
| 44 | GRUPO TASVALOR | 動的残余 |
| **954** | | |

**未開地**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 54 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 42 | ALIA TASACIONES | 比較 |
| 1 | EUROVAL | 比較 |
| 8 | JUDICIAL | 比較 |
| 25 | GRUPO TASVALOR | 費用および比較 |
| 59 | EUROVAL | 賃貸料の更新 |
| 57 | GRUPO TASVALOR | 賃貸料の更新 |
| 6 | GRUPO TASVALOR | その他 |
| 177 | JUDICIAL | その他 |
| **429** | | |

**都市部における土地および開発可能用地**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 862 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 20 | GRUPO TASVALOR | 静的残余 |
| 9,173 | GRUPO TASVALOR | 動的残余 |
| 6 | EUROVAL | 動的残余 |
| 31 | GESVALT | 動的残余 |
| 50 | GRUPO TASVALOR | その他 |
| **10,142** | | |
| **合計 15,065** | | |

### 注記18　償却原価で評価した金融負債

貸借対照表の本項目の残高を構成する項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 中央銀行への預金(注記18.1) | 499,902 | ― |
| 信用機関への預金(注記18.2) | 8,489,132 | 9,459,822 |
| 顧客による預金(注記18.3) | 699,313 | 988,040 |
| 発行済債券(注記18.4) | 15,734,424 | 19,147,495 |
| その他の金融負債(注記18.5) | 401,952 | 711,847 |

| | |
|---|---|
| **25,824,723** | **30,307,204** |

### 18.1 中央銀行への預金

2019年において、ICOは欧州中央銀行のTLTRO IIIを採用した。本項目の金額はかかる運用に対応している（2018年の残高はなし）。

### 18.2 信用機関への預金

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **種類別：** | | |
| 欧州投資銀行からの借入金 | 7,295,224 | 8,196,933 |
| 銀行間借入金 | 89,463 | 152,200 |
| その他の信用機関からの借入金 | 1,032,454 | 1,037,542 |
| 評価調整額－付加利子 | 71,991 | 73,147 |
| | **8,489,132** | **9,459,822** |

銀行間預金は、2019年および2018年12月31日現在から起算して１年未満以内にそれぞれ期限が到来する。

欧州投資銀行からの借入金の最終償還期限は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 1,863,362 | 1,819,950 |
| １年超２年以内 | 1,815,493 | 1,857,299 |
| ２年超３年以内 | 1,379,171 | 1,814,061 |
| ３年超４年以内 | 606,633 | 1,177,833 |
| ４年超５年以内 | 581,375 | 583,326 |
| ５年超 | 1,049,190 | 944,464 |
| | **7,295,224** | **8,196,933** |

「その他の信用機関からの借入金」の償還期限の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 204,943 | 205,428 |
| １年超２年以内 | 322,914 | 186,616 |
| ２年超３年以内 | 142,490 | 339,168 |
| ３年超４年以内 | 78,824 | 140,783 |
| ４年超５年以内 | 78,824 | 48,912 |
| ５年超 | 204,459 | 116,635 |
| | **1,032,454** | **1,037,542** |

### 18.3　顧客による預金

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 公的機関 | 626,974 | 917,067 |
| その他の居住者部門(1) | 72,329 | 70,534 |
| その他の非居住者部門 | ― | ― |
| 評価調整額－付加利子 | 10 | 439 |
| | **699,313** | **988,040** |

*(1) うち、2019年および2018年12月31日現在、58,699千ユーロおよび66,403千ユーロはそれぞれ要求払預金であった。*

2019年および2018年12月31日現在、「公的機関」の項目に記載された残高の種類別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 相互金利調整契約(C.A.R.I.) | 3,563 | 2,920 |
| 公的機関の経常勘定およびその他の項目 | 623,411 | 914,147 |
| | **626,974** | **917,067** |

## 18.4 発行済債券

2019年および2018年12月31日現在の本項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 発行済債券 | 15,499,902 | 18,724,473 |
| 評価調整額(*) | 234,522 | 423,022 |
| | **15,734,424** | **19,147,495** |

(*) ヘッジ会計に対する取引費用および価格調整を含む。

2019年および2018年中の本項目の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 18,724,473 | 22,124,860 |
| 発行数 | 23,787,604 | 37,621,464 |
| 減価償却費 | (27,071,203) | (41,277,094) |
| 為替差損益 | 59,028 | 255,243 |
| **期末残高** | **15,499,902** | **18,724,473** |

以下の表は、2019年および2018年12月31日現在の未払発行済債券の主な特徴を、通貨、利率および最終償還期日で示したものである。

| 発行数 | | | | | （単位：千ユーロ） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2019年 | 2018年 | 通貨 | 償還期日 | 年利率 | 2019年 | 2018年 |
| 1 | 3 | ノルウェー・クローネ | 2021年 | 4.28%－5.36% | 50,690 | 119,668 |
| 1 | 1 | カナダ・ドル | 2020年 | 4.53%－5.00% | 171,256 | 160,205 |
| 52 | 37 | 米ドル | 2021年 | 複数 | 4,895,865 | 4,904,683 |
| 55 | 65 | ユーロ | 2026年 | 複数 | 9,717,570 | 13,065,734 |
| 2 | 2 | スイス・フラン | 2024年 | 2%－3.25% | 276,373 | 266,195 |
| 2 | 1 | 豪ドル | 2023年 | 1.95% | 236,053 | 58,237 |
| 1 | 1 | スウェーデン・クローネ | 2022年 | 0.963% | 47,862 | 48,758 |
| 3 | 3 | 円 | 2030年 | 0.52%－2.9% | 104,233 | 100,993 |
| | | | | | **15,499,902** | **18,724,473** |

各発行の内容は、当グループの親会社である当公庫公式サイト（www.ico.es）の「投資－発行債券情報」のページで参照することができる。

2019年にユーロ建ておよびその他通貨建ての債券の金融費用の総額は損益計算書の「利息および類似費用」の項目に計上されており、金額は544,513千ユーロであり、その平均年利は2.63%（会計ヘッジを考慮すると1.31%）であった。2018年の金融費用は660,524千ユーロであり、その平均年利は3.48%（会計ヘッジを考慮すると1.49%）であった（注記25を参照のこと。）。

2019年現在、当公庫は、一定の償却原価で評価した金融負債（ICOにより発行された債券）の買戻しから生じる金融取引につき、損益を計上しなかった。2018年に同様の事項に基づき計上された損失は、941千ユーロであり（かかる金額は、かかる買戻された排出に関連したヘッジデリバティブの消却

の結果を含む。）、これは「公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益」の項目に計上されている（注記28を参照のこと。）。

### 18.5 その他の金融負債

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 国庫準備金 | 368,533 | 444,479 |
| その他 | 33,419 | 267,368 |
| | **401,952** | **711,847** |

「国庫準備金」には、当グループが受領し、各項目に適用される条件に従い返済する資金が含まれる。これらの各資金に関連する与信枠の詳細については、当公庫のウェブサイト（www.ico.es）を参照のこと。

最も重要な与信枠に関連する資金は以下のものである。

－「Línea FOMIT」－Renove Turisumo（FOMIT－観光与信枠）：かかる与信枠は、インフラおよび観光地の修復および近代化を目指す金融計画への資金援助を提供する。

－「Línea Avanza」：かかる与信枠は、ICOとともに、市民および企業による新情報技術（ブロードバンドおよびそれに必要な技術的サポート）の利用のための支援および資金を供給する。かかる対象に応じて、TIC向貸付金（中小企業）、若者および大学生向貸付金（特定グループ）ならびにデジタル顧客向貸付金（一般的な市民）が実施される。

－「Línea Préstamos Renta Universidad」：かかる与信枠は、2011年から2012年までの博士号または修士号の大学院過程における将来所得を保証する。

－「Línea Futur E」：かかる与信枠は、エネルギーの合理的使用、再生可能エネルギーの使用、水の使用量の削減および廃棄物管理の観点に立ちスペインにおけるツーリズムの基盤を固めるため、持続可能な観光を支えるためのプロジェクトに対する動機を提供し、持続可能性および環境へ配慮からの観点から現在のツーリズムを再構築する手助けをし、環境および持続的発展に関連した要素に着眼するものである。

ICOによる市場資金調達を通して資金供給される他の当公庫の仲介枠とは異なり、これらの業務に指定された財政資金は、関連省庁の代理で当公庫が開設した勘定に、国家より直接資金供給される。これらの資金残高は、（上記与信枠の残高を反映する。）関連する経常収支の金額および残高が与信枠供給のために当公庫が受領する金額と常に同額であるために、「貸付および受取債権」（純額、未償却）としても記載される公式の取引により供給される金額と常に一致する。

2019年および2018年12月31日現在のこれらの資金の残高は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| FOMIT - Renove Turismo | 118,485 | 169,545 |
| Avanza | － | 439 |
| Préstamos Renta Universidad | 120,585 | 142,325 |
| Futur E | 18,074 | 43,334 |
| その他 | 144,808 | 88,836 |
| | **401,952** | **444,479** |

「その他」の項目には、ICOおよびERDFからの資金を含む中小企業および自営業に対する特定の仲介貸付枠への融資のためのICO・イノベーション・ファンド2013-2015年の設立に相当する金額（2018年12月31日現在において248,607千ユーロ）が含まれる。このテクノロジカル・ファンドは清算の対象となり、2019年において2,595千ユーロの利益が生じ、損益計算書の「受取手数料」の項目に計上されている。

## 注記19　引当金

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 年金および年金類似債務引当金 | 579 | 919 |
| 偶発エクスポージャーおよび不確定約定額の引当金 | 7,778 | 1,442 |
| その他の引当金 | 295,183 | 277,834 |
| | **303,540** | **280,195** |

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 1995年勅令法第12号に基づく基金 | 182,610 | 175,583 |
| 流動性特別貸付金に係る引当金（注記10.2.2） | 92,477 | 90,752 |
| BBVAからの回収額のための資金 | 218 | 284 |
| プレステージ船事故補償資金 | 8,934 | 9,031 |
| AIEの株式損益補償のための資金（注記10.3） | 9,515 | 890 |
| その他の資金 | 1,429 | 1,294 |
| | **295,183** | **277,834** |

**1995年勅令法第12号**

1995年12月28日勅令法第12号（1995年12月30日の官報（BOE）に掲載され、1996年１月１日より効力が生じる。）は、信用機関に関して現在有効な規則に従い、閣僚会議決議（1987年12月11日）のセクション4.1で言及される国家借入金から得られる資金を充当することにより、注記１に記載する業務から将来履行が疑わしいまたは貸倒れの発生する可能性のある貸付金に関し、引当金に繰入れるために、ICOが最大で総額150,253千ユーロのファンドを設定することを規定した。租税、行政および社会秩序措置に関する1997年12月30日法律第66号追加条項第４条は、これらの規則の適用にかかわらず、一般国家予算における特定の補償を受けないことを条件として、閣僚会議またはCDGAEが、通常の業務において発生する債務不履行に、1995年勅令法第12号に基づき設定される特別引当金ファンドを充当する権限をICOに付与することを規定した。当該ファンドは、「その他の引当金」の項目で1996年に設立された。

取引条件に基づき当該ファンドへの充当を要するこれらの貸付金および取引は、当該ファンドの費用の形で計上されている。したがって、当公庫の損益計算書に影響はない。

当該ファンドで補填される貸付金は、同ファンドによりすでに引当が行われているため、一般および特別貸倒引当金の計算には算入されない。

当該ファンドは、初回の割当に加え、ICOが得た利益や国による損失の引受や補填の実行または承認による利益から、または信用に影響を与える適切な制度取引を通しての、将来の割当をも期して設定されている。同様に、当該ファンドは、引当金が計上されているかまたは不履行が宣言され、当該ファンドに対して請求される借入金から得られる回収額（2019年は4,388千ユーロ、2018年は3,084千ユーロであった。）ならびに当該ファンドに割り当てられる資金の運用からの収益（2019年はマイナス377千ユーロ、2018年はマイナス468千ユーロであった。）で設定されている。

一般国家予算に関する1996年12月30日法律第12号の規定に従い、1997年に追加の150,253千ユーロが一般国家借入金を充当することにより当該ファンドに割り当てられた。

2004年、総額249,500千ユーロの割当が2004年７月30日の閣僚会議決議に従ってICOに付与された国家借入金に対して充当された。

2019年および2018年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の項目に計上された資金の2019年および2018年の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | |
|---|---|
| **2018年１月１日現在の残高** | **177,926** |
| 利息の資本組入れ | (468) |
| 国の拠出金 | ― |

| | |
|---|---|
| 2017年のICOによる使用結果 | ― |
| 貸付金の回収(元本および利息) | 3,084 |
| 使用額 | (4,959) |
| **2018年12月31日現在の残高** | **175,583** |
| 利息の資本組入れ | (377) |
| 国の拠出金 | ― |
| 2018年のICOによる使用結果 | 3,136 |
| 貸付金の回収(元本および利息) | 4,388 |
| 使用額 | (120) |
| **2019年12月31日現在の残高** | **182,610** |

2019年においては、2018年にICOにより分配された純利益の一部として、特別拠出金3,136千ユーロが計上された。

**BBVAからの回収額のための資金**

当グループの親会社である当公庫は、「BBVAからの回収額のための資金」の項目に関し、2001年と2002年に租税、行政および社会秩序措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条を適用した。これにより、旧政府金融機関が付与し、政府が保証した一定の貸付および保証によって国が当公庫に対して負担することとなった金額を消却するために当公庫の株式の一部を割り当てた。

しかし、ICOは、この消却処理による影響を受けた業務管理によりかかる貸付に関する回収金を引続き受領することとなったが、慎重な会計原則に従い、当該回収金は通常、損益計算書の利益として認識されない。2019年に利益として計上されたものについては、218千ユーロ（2018年12月31日現在は284千ユーロ）の引当金がある。

**プレステージ船事故補償資金**

プレステージ船事故補償資金は、2002年11月22日勅令第７号に基づいており、かかる特別引当金ファンドに従い、プレステージ船事故補償貸付金による不良債権額に、1995年勅令法第12号に基づく特別引当金ファンドを充当する権限を与えるものである。

**AIEの株式損益補償のための資金**

AIEの株式損益補償のための資金の項目には、経済利益グループを介して行われた取引による利益を運用成績に対して調整する引当金が含まれる（注記10.3を参照のこと。）。この引当金は、利益勘定の法人税の項目として認識され、2019年および2018年において、それぞれ8,626千ユーロおよび7,848千ユーロとなった（注記23を参照のこと。）。

本項目の引当金の2019年および2018年の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 税金引当金 | 年金および年金類似債務の基金 | リスクおよび不確定約定額の引当金 | その他の引当金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| **2018年１月１日現在の残高** | **―** | **423** | **1,197** | **303,045** | **304,665** |
| 割当(1) | ― | 496 | | 1,263 | **1,759** |
| 回収 | ― | ― | (104) | ― | **(104)** |
| 資金の使用 | ― | ― | | (17,248) | **(17,248)** |
| 2017年通達第４号の初回適用 | ― | ― | 349 | ― | **349** |
| 移転およびその他の変動(2) | ― | ― | ― | (9,226) | **(9,226)** |
| 為替差損益 | ― | ― | ― | ― | **―** |
| **2018年12月31日現在の残高** | **―** | **919** | **1,442** | **277,834** | **280,195** |
| 純割当(1) | ― | ― | 6,963 | 281 | **7,244** |
| 回収 | ― | (340) | (623) | (377) | **(1,340)** |
| 資金の使用 | ― | ― | ― | (87) | **(87)** |
| 移転およびその他の変動(2) | ― | ― | ― | 17,532 | **17,532** |
| 為替差損益 | ― | ― | (4) | ― | **(4)** |
| **2019年12月31日現在の残高** | **―** | **579** | **7,778** | **295,183** | **303,540** |

(1) 2019年の損益計算書に計上された回収額には、当該ファンド自身の報酬に関して発生する利息の資本組入れのための特別引当金ファンド（1995年勅令法第12号に基づく基金）への支払に関連して、377千ユーロ（2018年は468千ユーロ）が含まれる。割当には、148千ユーロ（2018年は1,412千ユーロ）に上るICOのリスク（注記10.2.2を参照のこと。）に伴う当公庫の流動性枠のための引当金が含まれる。

(2) 2019年12月31日現在の移転およびその他の変動には、主にICOのリスクに係る仲介貸付枠からの回収（1,577千ユーロ）（注記10.2.2を参照のこと。）、拠出金および回収に係る1995年勅令法第12号に基づく基金への貸付（7,425千ユーロ）（注記19を参照のこと。）ならびにAIEにおける投資からの利益報酬に対するファンドのための引当金（8,625千ユーロ）（注記23を参照のこと。）が含まれる。
2018年12月31日現在の本項目は、AIEにおける投資からの利益報酬に対するファンドの法人税費用の回収（7,848千ユーロ）（注記23を参照のこと。）および準備金に計上される偶発債務積立資金の回収（10,000千ユーロ）（注記20を参照のこと。）を主に含んでいる。

**注記20　自己資本**

貸借対照表の「資本」の項目の2019年および2018年の期首および期末の簿価の調整は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 資本 | 再評価準備金 | その他の準備金 | 損益 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| **2018年１月１日現在の残高** | **4,313,067** | **23,591** | **972,698** | **101,923** | **5,411,279** |
| 利益の分配 | ― | ― | 40,769 | (101,923) | **(61,154)** |
| その他の準備金の変動 | ― | ― | (105,118) | ― | **(105,118)** |
| 当期損益 | ― | ― | ― | 73,210 | **73,210** |
| その他の変動 | 677 | ― | ― | ― | **677** |
| **2018年12月31日現在の残高** | **4,313,744** | **23,591** | **908,349** | **73,210** | **5,318,894** |
| 利益の分配 | ― | ― | 26,147 | (73,210) | **(47,063)** |
| その他の準備金の変動 | ― | (2,733) | (12,056) | ― | **(14,789)** |
| 当期損益 | ― | ― | ― | 106,941 | **106,941** |
| その他の変動 | 289 | ― | ― | ― | **289** |
| **2019年12月31日現在の残高** | **4,314,033** | **20,858** | **922,440** | **106,941** | **5,364,272** |

2019年12月31日現在、「その他の準備金の変動」の項目には、2018年の利益分配の一部として、3,136千ユーロの1995年勅令法第12号に基づく基金への拠出金が含まれる（注記19を参照のこと。）。当該項目には、マイナス14,789千ユーロの金融資産（持分証券）の清算による損益も含まれる（注記９を参照のこと。）。

2001年12月27日法律第24号に基づき、「その他の変動」の項目には、2019年の289千ユーロ（2018年は677千ユーロ）の資本への年間拠出額が主に含まれる。当該法律の追加条項第11条に従い、旧政府金融機関および当公庫によって供与された、一定の貸付および保証の結果、ICOとともに国家が負担する債務の取消により回復した当該資金は、当公庫の資本の一部となる。

**注記21　その他の累積包括利益（評価調整額）**

本項目の総額および租税効果の残高は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | | | 2018年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総額 | 租税効果(注記15) | 純額 | 総額 | 租税効果(注記15) | 純額 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記９) | 56,704 | (17,011) | 39,693 | 23,219 | (6,966) | 16,253 |
| 資産および負債のキャッシュフロー・ヘッジ | (85,980) | 25,794 | (60,186) | (104,907) | 31,472 | (73,435) |
| **合計** | **(29,276)** | **8,783** | **(20,493)** | **(81,688)** | **24,506** | **(57,182)** |

本項目の残高は、貸借対照表における「売却可能金融資産」および「評価額－キャッシュフロー・ヘッジ・デリバティブ」の勘定に関連するものである。一つ目の勘定では、注記2.2.4に従い、当グループの資本の一部に含まなければならない、売却可能と分類される資産の公正価額の変動額（純額）を計上する。二つ目の勘定では、キャッシュフロー・ヘッジ商品の公正価額の変動額（純額）を計上する。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | (57,182) | (130,880) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の公正価額の変動(注記９) | 23,440 | 16,177 |
| 損益を通じて公正価額で評価した金融資産への再分類 | ― | 3,594 |
| キャッシュフロー・ヘッジ | 13,249 | 53,927 |
| **期末残高** | **(20,493)** | **(57,182)** |

**注記22　付与された保証および不確定約定額**

貸借対照表上の本項目は、通常の業務における約定額（付与された保証）および第三者が使用可能な額（不確定約定額）に応じて、支払義務を負う第三者が支払わなかった場合、当該第三者に代わりICOが支払うべき金額を記載している。

以下は2019年および2018年12月31日現在の本項目の内訳である。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **付与された保証** | | |
| 金融保証 | 449,279 | 475,124 |
| | **449,279** | **475,124** |
| **付与された不確定約定額** | | |
| 第三者向け: | | |
| 信用機関 | 269,436 | 513 |
| 公的機関部門 | 2,038,054 | 2,000,198 |
| その他の居住者部門 | 348,401 | 349,694 |
| 非居住者部門 | 222,881 | 268,656 |
| その他の不確定約定額 | 101,081 | 89,502 |
| 引受済未払支出額: | 552,000 | 504,000 |
| | 3,531,853 | 3,212,563 |
| | **3,981,132** | **3,687,687** |

保証商品（保証およびその他の担保）からの収益は、連結損益計算書の「受取手数料」の項目に計上され、契約で定められた利率を保証の額面価額に適用することによって算出される。

**注記23　租税**

予算、租税、財政および雇用に係る緊急措置に関する1993年２月26日勅令法第３号の規定に従い、当公庫は1993年から1996年まで法人税の支払を免除されていた。当公庫は、法人税に関する1995年12月27日法律第43号暫定条項第13条に従い、1997年および1998年に関しても同税を免除され、1999年からは一般法人税が課税されている。

法人税上の課税標準に対する2019年および2018年の当グループの親会社としての当公庫の会計利益の調整は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 税引前簿価利益 | 149,253 | 112,907 |
| 永久差異 | | |
| 支払外国税 | 704 | 478 |
| 計算不能な会計利益/費用 | 3,233 | 5,102 |
| 被投資会社により生じる税務上の欠損金の繰越 | (37,109) | 41,259 |
| 過年度からの損金算入 | ― | ― |
| | 116,081 | 159,746 |
| 一時差異： | | |
| 減損および控除不能引当金 | 37,598 | 28,237 |
| 他年度発生一時差異の反転 | (35,116) | (71,964) |
| | 2,482 | (43,727) |
| 過年度の税務評価の補償 | ― | (16,691) |
| 税務評価 | 118,563 | 99,328 |
| 税金総額(30%) | 35,569 | 29,798 |
| 控除および引当金 | (577) | (379) |
| 源泉徴収税および中間納付 | (43,502) | (32,156) |
| 支払税額(注記15) | **(8,510)** | **(2,737)** |
| 法人税 | 34,248 | 47,545 |
| 割当被投資会社ベースの法人税費用の調整額(注記19) | 8,626 | (7,848) |
| その他の調整額 | (562) | ― |
| 法人税費用 | **42,312** | **39,697** |

当該年度において、ICOが様々な割合で出資しているAIEの税務上の欠損金の繰越が組み込まれた（2019年は37,109千ユーロ（2018年は41,259千ユーロの税務上の剰余金配分））。割当の基準は、各グループ会社が提供した情報に基づいていた。これらのコンセプトは、AIEの貸借対照表の期末と同年度に割り当てられるものとされた。

2019年度末現在、税務上の欠損金の繰越はなかった。

2019年および2018年に適用された税制優遇措置の控除はなかった。国際二重課税（支払税額）の控除額はそれぞれ577千ユーロおよび379千ユーロに上った。2019年度末現在、国際二重課税に対する控除はない。

特別事由による固定資産の減価償却方法に変更はなかった。

当公庫の確定申告およびその他の税金債務は、直近４年間税務当局による閲覧が可能である。

基本的に法人税の免除期間後に新たに発生する法人税負債に関し、一定の取引に適用される税規則の解釈によっては一定の偶発税金負債が存在する場合がある。ただし、当公庫の税務担当者の判断では、かかる負債が発生する可能性は少なく、いかなる場合においてもこれにより生じる税金債務が添付の年次財務書類を大幅に影響することはないものと見込まれる。

## 注記24　利息および類似収益

構成する項目に基づく2019年および2018年の利息および類似収益の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | 6,579 | 8,189 |
| 償却原価で評価した金融資産 | 329,917 | 373,639 |
| デリバティブ、ヘッジ会計 | (9,470) | (11,634) |
| その他の資産 | 22 | 812 |
| 負債からの利息および類似収益 | 20,047 | 25,920 |
| | **347,095** | **396,926** |

**注記25　利息および類似費用**

2019年および2018年の損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 償却原価で評価した金融負債 | 670,126 | 798,172 |
| デリバティブ、ヘッジ会計 | (302,175) | (323,553) |
| その他の負債 | ― | ― |
| 資産からの利息および類似費用 | 7,207 | 18,833 |
| | **375,158** | **493,452** |

**注記26　配当金収益**

本概念による収益はすべて変動収益ポートフォリオに対応しており、2019年および2018年においてそれぞれ7,394千ユーロおよび5,339千ユーロであった。

**注記27　受取手数料および支払手数料**

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| **受取手数料** | | |
| 偶発リスク | 2,015 | 1,599 |
| 受取可能手数料 | 962 | 2,608 |
| その他の手数料 | 39,677 | 41,515 |
| | **42,654** | **45,722** |
| **支払手数料** | | |
| 署名リスク | (700) | (678) |
| その他の手数料 | (6,903) | (8,168) |
| | **(7,603)** | **(8,846)** |
| **手数料純額** | **35,051** | **36,876** |

2019年12月31日現在、手数料収入の「その他の手数料」の項目は、FFPPおよびFLAの管理手数料に関連する25,000千ユーロ（2018年12月31日現在も25,000千ユーロ）を含む（注記16を参照のこと。）。

**注記28　損益を通じて公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益（純額）**

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記９) | ― | 1,695 |
| 償却原価で評価した金融資産、貸付および受取債権(注記10.3) | ― | ― |
| 償却原価で評価した金融資産、負債性証券(注記10.1) | 10,365 | ― |
| 償却原価で評価した金融負債(注記18.4) | ― | (941) |
| | **10,365** | **754** |

2019年において、当公庫は、ユーロ残高においてよりバランスのとれた満期構造および金利の更改を実現するため、当グループの事業モデルに基づき（また当該モデルにおいて設定された制限に従い）償却原価で評価した金融資産（公債）を売却した。処分された金融資産の額面価額は368百万ユーロであり、10,365千ユーロの売却益が生じた。

**注記29　売買目的保有の金融資産および金融負債による損益（純額）**

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 売買目的保有のデリバティブ(注記７) | 591 | 1,023 |
| | **591** | **1,023** |

IFRS第13号の施行後（2013年１月１日）、当グループはデリバティブ証券の評価につき、相手方のリスクおよび資本信用リスク（CVA-DVA）に対応する調整を組み込まなかった。2019年12月31日現在、本項目において行われた調整（この項目を含む。）は、プラス4,030千ユーロに上った（2018年12月31日現在ではマイナス195千ユーロ）。

次へ

**注記30　損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産および金融負債による損益（純額）**

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 損益を通じて公正価額で評価した持分証券(注記８) | 1,984 | 710 |
| | **1,984** | **710** |

**注記31　ヘッジ会計から生じる損益（純額）**

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| ヘッジデリバティブ(注記11) | 56,472 | 56,104 |
| | **56,472** | **56,104** |

本項目は、ヘッジする要素およびヘッジされた要素の公正価額の変動からの利益を含んでいる。

**注記32　その他の営業収益およびその他の営業費用**

損益計算書の「その他の営業収益」および「その他の営業費用」の項目における収支バランスの内訳は以下の通りである。

**その他の営業収益**

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 不動産開発による収益 | 750 | 910 |
| その他(*) | 1,270 | 154 |
| | **2,020** | **1,064** |

*(*) 主に備品の返品により回収された費用およびBBVAによる資産管理に対して支払われた前払金が含まれている。*

**その他の営業費用**

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| その他 | (211) | ― |
| | **(211)** | **―** |

**注記33　人件費**

2019年および2018年の損益計算書における本項目の構成は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 賃金および給与 | 14,937 | 14,595 |
| 従業員福利厚生費 | 3,746 | 3,657 |
| その他の費用 | 1,519 | 1,472 |
| | **20,202** | **19,724** |

2019年および2018年12月31日現在、当公庫の職務別および男女別の従業員数は以下の通りである。

| 従業員の分布 |
|---|

| | 男性 | | 女性 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| 経営陣 | 10 | 10 | 4 | 4 |
| 管理職および技術者 | 113 | 103 | 138 | 135 |
| 事務職員 | 7 | 7 | 48 | 50 |
| | **130** | **120** | **190** | **189** |

2019年および2018年における当公庫の職務別および男女別の従業員数の平均は以下の通りである。

| | 従業員の平均分布 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 男性 | | 女性 | |
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| 経営陣 | 10 | 10 | 4 | 4 |
| 管理職および技術者 | 105 | 104 | 135 | 139 |
| 事務職員 | 7 | 7 | 49 | 50 |
| | **122** | **121** | **188** | **193** |

*注：第５団体協約（2008年10月24日の官報に掲載された。）の調印以降、一般業務職員は専務職員として分類されている。*

2019年において、33%を超える障害を持つ当公庫の平均従業員数は３名である（2018年においても３名）。

**理事会の報酬およびその他の給付金**

当公庫は、理事会のメンバーが受領する報酬について、賃金、手当およびその他の報酬として、2019年に137千ユーロおよび2018年に92千ユーロを損益計算書（「その他の管理費」の項目）に計上した。これらの報酬は、理事会のメンバーを行政府の上級職と考慮した場合に、適用ある規制法に従って国庫に支払われた。

当公庫の代表取締役および同様の役割を遂行している他の者が、2019年および2018年中に受け取った報酬は以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2019年:

| | 給与および賃金 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 従業員数 | 固定 | 変動 | その他の報酬 | 合計 |
| 5 | 583 | 65 | 2 | **650** |

2018年:

| | 給与および賃金 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 従業員数 | 固定 | 変動 | その他の報酬 | 合計 |
| 5 | 550 | 76 | 2 | **628** |

2019年および2018年12月31日現在、当公庫の理事会役員に付与された貸付金はなかった。2019年12月31日現在、従業員への貸付に関する内部規制に基づき付与された貸付金は、残存金額14,574千ユーロとなり、平均金利は2.51%（2018年12月31日現在で15,023千ユーロとなり、平均金利は2.51%）であった。

さらに、2019年12月31日現在、理事会の過去または現在の理事は年金または生命保険に関する義務を負っていない。

**注記34　その他の管理費**

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2019年 | 2018年 |
|---|---|---|
| 建物、設備および資材 | 755 | 794 |
| コンピューター | 3,449 | 3,450 |
| 通信 | 2,157 | 2,020 |
| 宣伝および広告 | 1,278 | 1,113 |
| 金利および租税 | 1,604 | 1,320 |
| その他の一般管理費 | 6,694 | 6,867 |
| | **15,937** | **15,564** |

**監査費用**

年度会計監査は、国家行政介入局（スペイン語表記の頭文字をとって「IGAE」）により行われた。したがって、監査人の役割は（財務・行政省による）一般的介入により担われるため、この概念における監査人に対する報酬は存在しない。

マザーズ（2018年および2019年の年次財務書類の監査業務において協力的なサービスを提供するためにIGAEと締結した契約により監査を行った。）グループの企業が2019年に行った監査業務以外のサービスについて請求した金額（税込）は、39.5千ユーロ（2018年は15千ユーロ）であった。

## 注記35　公正価額

その市場価額を確実に見積もることができない貸付、受取債権および持分証券を除き、上記の通り、金融資産は貸借対照表において公正価額で計上される。

同様に、取引ポートフォリオに含まれるものを除き、金融負債は貸借対照表において償却原価で計上される。

2019年および2018年12月31日現在の連結貸借対照表の「貸付および受取債権」に基づき計上された資産および「償却原価で評価した金融負債」の項目に基づき計上された負債の一部は、年次金利改訂を伴う変動金利で計上されており、利率の動向の結果としての公正価額は、連結貸借対照表において計上されるものと有意差があるとはいえない。これらの公正価額は、割引フローを使用し公正価額の計算を進める加重平均残存月数および加重平均レートを使用して得たものである。2019年および2018年12月31日現在、当該運用のために計算された価値は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 簿価 | | 公正価額 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2019年 | 2018年 | 2019年 | 2018年 |
| **資産** | | | | |
| 償却原価で評価した金融資産 | 28,469,446 | 32,001,770 | 28,697,087 | 32,001,852 |
| **負債** | | | | |
| 償却原価で評価した金融負債 | 25,824,723 | 30,307,204 | 26,077,492 | 30,317,147 |

2019年および2018年には、貨幣市場および公債市場のインプリシット・カーブを参照した、全分類に関する公正価額が計算された。

## 注記36　子会社、合弁会社および関連企業の運用

子会社、合弁会社および関連企業に関連する企業の2019年および2018年12月における残高は以下の通りである。

AXIS

－ 顧客への預金（償却原価で評価した金融負債）：2019年12月31日現在では11,533千ユーロ（2018年12月31日現在では12,033千ユーロ）

CERSA

－ 顧客への預金（償却原価で評価した金融負債）：2019年12月31日現在では13,995千ユーロ（2018年12月31日現在では4,198千ユーロ）

## 注記37　英語への翻訳のために追加された説明

これらの財務書類は、当公庫に適用される財務報告に係る規制上の枠組みに基づき表示されている（注記1.2を参照のこと。）。規制上の枠組みに適合し、当公庫に適用される特定の会計上の慣行は、

**その他の一般に認められている会計原則および規則と適合しない可能性がある。矛盾が生じる場合、スペイン語版が優先する。**

# 別紙Ⅰ

## 2019年12月31日および2018年12月31日現在の投資

## （当グループの親会社としてのICOの直接所有株式および間接所有株式）

2019年および2018年12月31日現在の関連企業および子会社への投資に関連する情報は以下の通りである。

### 2019年12月31日現在

| | | | 所有持分割合 | | | 投資の簿価 | | | 被投資会社の数値 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所在地 | 事業内容 | 直接 | 間接 | 合計 | 総額 | 減損 | 純額 | 資産 | 資本 | 損益 |
| **関連企業** | | | | | | | | | | | |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA) | パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド | SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援 | 24.26% | — | **24.26%** | 36,461 | — | 36,461 | 445,572 | 307,385 | — |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES) | プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド | 発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援 | 20.31% | — | **20.31%** | 8,465 | — | 8,465 | 146,198 | 140,582 | 1,871 |
| | | | | | | **44,926** | **—** | **44,926** | | | |
| **子会社** | | | | | | | | | | | |
| AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A. | ロス・マドラソ・38-マドリッド | 金融投資 | 100.00% | — | **100.00%** | 1,940 | — | 1,940 | 12,169 | 11,609 | 7,565 |
| | | | | | | **46,866** | **—** | **46,866** | | | |

2019年12月31日現在の経済情報（未監査）。

### 2018年12月31日現在

| | | | 所有持分割合 | | | 投資の簿価 | | | 被投資会社の数値(*) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所在地 | 事業内容 | 直接 | 間接 | 合計 | 総額 | 減損 | 純額 | 資産 | 資本 | 損益 |
| **関連企業** | | | | | | | | | | | |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA) | パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド | SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援 | 24.26% | — | **24.26%** | 36,461 | — | 36,461 | 426,267 | 280,854 | — |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES) | プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド | 発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援 | 20.31% | — | **20.31%** | 8,465 | — | 8,465 | 136,117 | 131,469 | 7,821 |
| EFC２Eヘスティオンｓ.L. | パセオ・デル・プラド・４-マドリッド | アセットマネジメント | 50.00% | — | **50.00%** | 2 | — | 2 | 36 | 28 | (24) |
| | | | | | | **44,928** | **—** | **44,928** | | | |
| **子会社** | | | | | | | | | | | |
| AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A. | ロス・マドラソ・38-マドリッド | 金融投資 | 100.00% | — | **100.00%** | 1,940 | — | 1,940 | 12,507 | 11,061 | 5,884 |
| | | | | | | **46,868** | **—** | **46,868** | | | |

(*)2018年12月31日現在の経済情報（未監査）。

**スペイン開発金融公庫**

**2019年12月31日現在の財務書類の承認**

**現行の法律に従い、議長は、このページより前の書類で構成され、スペイン語原文で143ページにおよぶ2019年に関する当公庫の財務書類および経営報告書を承認する。**

**マドリッド、2020年３月30日**

**D.ホセ・カルロス・ガーシア・デ・ケベード・ルイズ**
**理事長**

次へ

2018年度連結財務書類

## 連結貸借対照表

## 2018年および2017年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 資産 | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **現金、中央銀行等への預金および要求払預金** | **6** | **1,669,486** | **2,306,411** |
| **売買目的保有の金融資産** | **7** | **109,154** | **164,770** |
| デリバティブ | | 109,154 | 164,770 |
| *(備忘事項)担保としての貸付または前払* | | | ― |
| **損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産** | **8** | **21,580** | **―** |
| **その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産** | **9** | **1,671,294** | **1,376,391** |
| 持分証券 | | 642,090 | 521,429 |
| 負債性証券 | | 1,029,204 | 854,962 |
| 貸付金 | | | ― |
| *(備忘事項)担保としての貸付または前払* | | | ― |
| **償却原価で評価した金融資産** | **10** | **32,001,853** | **37,376,663** |
| 負債性証券 | | 9,503,883 | 10,107,611 |
| 貸付金 | | 22,497,970 | 27,269,052 |
| 信用機関 | | 12,436,479 | 16,077,669 |
| 顧客 | | 10,061,491 | 11,191,383 |
| *(備忘事項)担保としての貸付または前払* | | ― | ― |

## 連結貸借対照表

## 2018年および2017年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 資産 | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **デリバティブヘッジ** | **11** | **485,855** | **517,145** |
| **合弁企業および関連企業への投資** | **12** | **60,858** | **58,860** |
| 合弁企業 | | — | — |
| 関連企業 | | 60,858 | 58,860 |
| **有形固定資産** | **13** | **88,109** | **89,977** |
| 有形固定資産 | | | |
| 自己使用目的 | | 88,109 | 89,977 |
| *(備忘事項)ファイナンスリースによる取得* | | — | — |
| **無形資産** | **14** | **7,005** | **7,944** |
| その他の無形資産 | | 7,005 | 7,944 |
| **税金資産** | **15** | **100,986** | **264,512** |
| 当期 | | 2,985 | 130,193 |
| 繰延 | | 98,001 | 134,319 |
| **その他の資産** | **16** | **34,865** | **38,052** |
| **売却目的保有の非流動資産および可処分要素グループ** | **17** | — | **22** |
| **資産合計** | | **36,251,045** | **42,200,747** |

## 連結貸借対照表
## 2018年および2017年12月31日現在
(単位：千ユーロ)

| 負債 | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **売買目的保有の金融負債** | **7** | **104,885** | **161,007** |
| デリバティブ | | 104,885 | 161,007 |
| **損益を通じて公正価額で評価した金融負債** | | **－** | **－** |
| **償却原価で評価した金融負債** | **18** | **30,295,171** | **36,047,024** |
| 預金 | | 10,435,829 | 12,343,870 |
| 信用機関 | | 9,447,789 | 11,495,137 |
| 顧客 | | 988,040 | 848,733 |
| 市場性を有する負債性証券 | | 19,147,495 | 22,845,774 |
| その他の金融負債 | | 711,847 | 857,380 |
| **デリバティブヘッジ** | **11** | **253,805** | **363,492** |
| **引当金** | **19** | **280,195** | **304,665** |
| 年金および年金類似債務 | | 919 | 423 |
| 税金およびその他の法的臨時費の引当金 | | － | － |
| 偶発債務および不確定約定額の引当金 | | 1,442 | 1,197 |
| その他の引当金 | | 277,834 | 303,045 |
| **税金負債** | **15** | **23,854** | **15,447** |
| 当期 | | 957 | 935 |
| 繰延 | | 22,897 | 14,512 |
| **その他の負債** | **16** | **6,371** | **4,119** |
| **負債合計** | | **30,964,281** | **36,895,754** |

## 連結貸借対照表

## 2018年および2017年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 資本 | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **資本** | **20** | **5,343,946** | **5,435,873** |
| 資本金または寄付金 | | 4,313,744 | 4,313,067 |
| 累積準備金 | | | — |
| 再評価準備金 | | 23,591 | 23,591 |
| その他の準備金 | | 930,940 | 996,115 |
| 当期損益 | | 75,671 | 103,100 |
| 配当金および分配金控除 | | | — |
| **その他の累積包括利益** | **21** | **(57,182)** | **(130,880)** |
| 損益として再分類不可能な要素 | | 6,369 | (6,285) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持分証券の変動 | | 6,369 | (6,285) |
| 損益として再分類可能な要素 | | (63,551) | (124,595) |
| キャッシュフロー・ヘッジ | | (73,435) | (127,567) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額負債性証券の変動 | | 9,884 | 2,972 |
| **資本合計** | | **5,286,764** | **5,304,993** |
| **資本および負債合計** | | **36,251,045** | **42,200,747** |

**備忘事項**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **付与された保証** | **22** | **475,124** | **605,138** |
| **付与された不確定約定額** | **22** | **3,212,563** | **3,225,921** |

## 連結損益計算書

## 2018年および2017年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **利息および類似収益** | **24** | **396,934** | **522,590** |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | | 8,189 | 39,163 |
| 償却原価で評価した金融資産 | | 373,647 | 480,382 |
| 利息ヘッジ | | (11,634) | (10,040) |
| その他の資産 | | 812 | 130 |
| 負債利子による収益 | | 25,920 | 12,955 |
| **利息および類似費用** | **25** | **(493,452)** | **(591,697)** |
| **利息収益純額** | | **(96,518)** | **(69,107)** |
| **配当金収益** | **26** | **－** | **173** |
| **持分法適用会社の損益** | **27** | **1,915** | **1,245** |
| **受取手数料** | **28** | **57,323** | **56,494** |
| **支払手数料** | **28** | **(8,846)** | **(3,388)** |
| **金融業務による損益(純額)** | | **58,591** | **7,706** |
| 公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益(純額) | 29 | 754 | (3,620) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | | 1,695 | 5,146 |
| 償却原価で評価した金融負債 | | (941) | (8,766) |
| 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益(純額) | 30 | 1,023 | 11,326 |
| 損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産による損益(純額) | 31 | 710 | － |
| ヘッジ会計から生じる損益(純額) | 32 | 56,104 | － |
| **為替差損益(純額)** | **2.4** | **49,884** | **24,553** |
| **その他の営業収益および営業費用** | **33** | **1,137** | **4,865** |
| **売上総利益** | | **63,486** | **22,541** |
| **管理費** | | **(39,112)** | **(38,140)** |
| 人件費 | 34 | (21,040) | (20,641) |
| その他の管理費 | 35 | (18,072) | (17,499) |
| **減価償却費** | | **(5,113)** | **(6,040)** |
| 有形固定資産 | 13 | (2,091) | (2,501) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無形資産 | 14 | (3,022) | (3,539) |
| **引当金経費または引当金の戻入** | **19** | **(1,655)** | **3,843** |

# 連結損益計算書

## 2018年および2017年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入** | | **99,872** | **156,547** |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | 9 | ― | 446 |
| 償却原価で評価した金融資産 | 10 | 99,872 | 156,101 |
| **非金融資産の減損または減損の戻入** | | **(148)** | **9,876** |
| 営業権およびその他の無形資産 | 14 | ― | ― |
| その他の資産 | 13、17 | (148) | 9,876 |
| **廃止事業に分類されない要素の売却目的保有のグループおよび非流動資産に係る損益** | **17** | **―** | **182** |
| **継続事業税引前損益** | | **117,330** | **148,809** |
| **継続事業法人税費用(収益)** | **23** | **(41,659)** | **(45,709)** |
| **継続事業税引後損益** | | **75,671** | **103,100** |
| **当期連結損益** | | **75,671** | **103,100** |
| 親会社による損益 | | 75,671 | 103,100 |

# 連結認識損益計算書

## 2018年および2017年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **当期損益** | | **75,671** | **103,100** |
| **その他の包括利益** | | **73,698** | **(247,613)** |
| 損益計算書に再分類されない要素 | | **12,654** | **3,314** |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持分証券の変動 | 21 | 18,077 | 4,734 |
| ヘッジ会計損益 | | — | — |
| 損益に再分類されない要素の法人税 | | (5,423) | (1,420) |
| 損益に再分類可能な要素 | | **61,044** | **(250,927)** |
| キャッシュフロー・ヘッジ、有効部分 | 21 | 77,331 | (349,589) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した負債性証券 | 21 | 9,874 | (8,878) |
| 損益に再分類可能な要素の法人税 | | (26,161) | 107,540 |
| **認識損益合計(包括損益)** | | **149,369** | **(144,513)** |

次へ

# 資本変動表

## 連結資本変動表

## 2018年および2017年12月31日に終了した年度

（単位：千ユーロ）

| 2018年12月31日現在 | 資本 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 準備金 | | | | | | | | | |
| | 資本金／寄付金 | 資本剰余金 | 累積準備金（損失） | 持分法適用会社における準備金（損失） | その他の資本性証券 | 自己株式控除 | 親会社による当期損益 | 配当金および分配金控除 | 資本合計 | その他の累積包括利益 | 少数株主持分 | 資本合計 |
| **2017年12月31日付期末残高** | **4,313,067** | **—** | **1,004,594** | **15,112** | **—** | | **103,100** | **—** | **5,435,873** | **(130,880)** | **—** | **5,304,993** |
| 会計方針変更による影響額 | — | — | (105,118) | — | — | | — | — | (105,118) | — | — | (105,118) |
| **調整期首残高** | **4,313,067** | **—** | **899,476** | **15,112** | **—** | **—** | **103,100** | **—** | **5,330,755** | **(130,880)** | **—** | **5,199,875** |
| **認識損益合計** | **—** | **—** | **—** | **—** | **—** | **—** | **75,671** | **—** | **75,671** | **73,698** | **—** | **149,369** |
| **その他の資本変動：** | **677** | **—** | **40,700** | **(757)** | **—** | **—** | **(103,100)** | **—** | **(167,598)** | | **—** | **(62,480)** |
| 資本金／寄付金の増加 | 677 | | | | | | | | 677 | | | 677 |
| 資本の減少 | | | | | | | | | | | | |
| 資本項目間移転 | | | 40,700 | | | | (103,100) | 61,154 | (1,246) | | | (1,246) |
| その他の資本増減 | | | | (757) | | | | (61,154) | (61,911) | | — | (61,911) |
| **2018年12月31日付期末残高** | **4,313,744** | **—** | **940,176** | **14,355** | **—** | **—** | **75,671** | **—** | **5,343,946** | **(57,182)** | **—** | **5,286,764** |

| 2017年12月31日現在 | 資本 | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 準備金 | | | | | | | | | |

| | 資本金／寄付金 | 資本剰余金 | 累積準備金（損失） | 持分法適用会社における準備金（損失） | その他の資本性証券 | 自己株式控除 | 親会社による当期損益 | 配当金および分配金控除 | 資本合計 | その他の累積包括利益 | 少数株主持分 | 資本合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **2016年12月31日付期末残高** | **4,312,585** | **—** | **937,172** | **13,667** | **—** | **—** | **317,019** | **—** | **5,580,443** | **116,733** | **—** | **5,697,176** |
| **認識損益合計** | **—** | **—** | **—** | **—** | **—** | **—** | **103,100** | **—** | **103,100** | **(247,613)** | **—** | **(144,513)** |
| **その他の資本変動：** | **482** | **—** | **67,422** | **1,445** | **—** | **—** | **(317,019)** | **—** | **(247,670)** | **—** | **—** | **(247,670)** |
| 資本金／寄付金の増加 | 482 | — | — | — | — | — | — | — | 482 | — | — | 482 |
| 資本の減少 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 資本項目間移転 | — | — | 67,422 | 1,445 | — | — | (317,019) | 248,000 | (152) | — | — | (152) |
| その他の資本増減 | — | — | — | — | — | — | — | (248,000) | (248,000) | — | — | (248,000) |
| **2017年12月31日付期末残高** | **4,313,067** | **—** | **1,004,594** | **15,112** | **—** | **—** | **103,100** | **—** | **5,435,873** | **(130,880)** | **—** | **5,304,993** |

次へ

# 連結キャッシュフロー計算書

## 2018年および2017年12月31日に終了した年度

（単位：千ユーロ）

| | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **A．営業活動からのキャッシュフロー** | | **(1,175,163)** | **1,393,397** |
| | | | |
| **1．当期連結損益** | | **75,671** | **103,100** |
| **2．営業上のキャッシュフローを得るための調整額** | | **(124,376)** | **(108,633)** |
| 減価償却費 | | 5,113 | 6,040 |
| その他の調整額 | | (129,489) | (114,673) |
| **3．営業資産純増減額** | | **4,827,231** | **7,919,418** |
| 取引ポートフォリオ | | 55,617 | 89,619 |
| 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産 | | (21,580) | ― |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | | (294,902) | 424,139 |
| 償却原価で評価した貸付および受取債権 | | 4,870,954 | 6,701,986 |
| その他の営業資産 | | 217,142 | 703,674 |
| **4．営業負債純増減額** | | **(5,933,118)** | **(6,427,133)** |
| 取引ポートフォリオ | | (56,112) | (88,851) |
| 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融負債 | | ― | ― |
| 償却原価で評価した金融負債 | | (5,751,853) | (6,338,337) |
| その他の営業負債 | | (125,153) | 55 |
| **5．法人税の回収および支払** | | **(20,571)** | **(93,355)** |
| | | | |
| **B．投資活動からのキャッシュフロー** | | **598,715** | **660,706** |
| | | | |
| **6．支払** | | **(6,480,679)** | **(6,185,624)** |
| 有形固定資産 | 13 | (223) | (383) |
| 無形資産 | 14 | (2,084) | (2,334) |
| 株式 | 12 | (2,424) | ― |
| 売却目的保有の非流動資産および負債 | 17 | ― | (22) |
| 償却原価で評価した負債性証券 | 10.1 | (6,475,948) | (6,182,885) |
| 投資活動に関連するその他の支払 | | ― | ― |

## 連結キャッシュフロー計算書

## 2018年および2017年12月31日に終了した年度

（単位：千ユーロ）

| | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **7．回収** | | **7,079,394** | **6,846,330** |
| 有形固定資産 | 13 | ― | 73 |
| 無形資産 | 14 | ― | ― |
| 株式 | 12 | ― | ― |
| 売却目的保有の非流動資産および負債 | 17 | 22 | ― |
| 償却原価で評価した負債性証券 | 10.1 | 7,079,372 | 6,846,257 |
| 投資活動に関連するその他の回収 | | ― | ― |
| **C．金融活動からのキャッシュフロー** | | **(60,477)** | **(185,518)** |
| **8．支払** | | **(61,154)** | **(186,000)** |
| 配当金 | | (61,154) | (186,000) |
| 劣後債務 | | ― | ― |
| 自己持分証券の償還 | | ― | ― |
| 自己持分証券の取得 | | ― | ― |
| 金融活動に関連するその他の支払 | | ― | ― |
| **9．回収** | | **677** | **482** |
| 劣後債務 | | ― | ― |
| 自己持分証券の発行 | | ― | ― |
| 自己持分証券の処分 | | ― | ― |
| 金融活動に関連するその他の回収 | 20 | 677 | 482 |
| **D．為替レート変動影響額** | | **―** | **―** |
| **E．現金および現金同等物の純増減額** | | **(636,925)** | **1,868,585** |
| **F．現金および現金同等物の期首残高** | | **2,306,411** | **437,826** |
| **G．現金および現金同等物の期末残高** | | **1,669,486** | **2,306,411** |
| **備忘事項** | | **―** | **―** |
| **当期末における現金および同等物部分** | | **―** | **―** |
| 現金 | 6 | **13** | **10** |
| 現金同等物の中央銀行等への残高 | 6 | **1,408,355** | **2,027,159** |
| その他の金融残高 | 6 | **261,118** | **279,242** |
| 払戻し可能な当座借越し控除 | | **―** | **―** |

## 2018年12月31日に終了した年度の連結財務書類の注記

## 注記１　概要、財務書類の作成方針およびその他の情報

### 1.1　当公庫の概要

当グループの親会社であるスペイン開発金融公庫(「親会社」または「ICO」）は政府金融機関の組織および管理に関する1971年６月19日法律第13号により設立され、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号が公表されるまで、1988年一般国家予算に関する1987年12月30日法律第33号第127条および1971年法律第13号の廃止されなかった特定の条項により規制された。

当公庫の登録上の住所は、マドリッドのパセオ・デル・プラド４に所在し、すべての活動を同地で行い、スペイン国内にその他の支店網を有していない。

当公庫は公共部門法体制に関する2015年10月１日法律第40号第103条に定める形態の公共事業体であり、経済・企業支援担当大臣を通じて経済・企業省に属する。当公庫は法に基づく金融機関であり、国家の財務代理人と考えられており、目的達成のための経営の独立性に加えて、法人格、資産および財源を有している。

経済・企業支援担当大臣は当公庫の戦略的経営、ならびに当公庫の事業活動による業績の評価および管理について責任を負う。

当公庫は、公共部門法体制に関する2015年10月１日法律第40号の条項、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号追加条項第６条、1998年９月23日勅令第1091号により承認された一般予算法の適用条項、1997年４月14日法律第６号へのICOの適合に関して1999年４月30日勅令第706号により承認されたICOの定款およびかかる定款の承認（1999年５月13日政府官報第114号）、また上記の法規によって規定されていないその他の事項については、金融機関に適用される特別の法規ならびに民法、商法および労働法に服している。

企業統治業務の改善策を導入するため、スペイン開発金融公庫（ICO）の定款に係るいくつかの条文を修正する2015年12月18日勅令第1149号が2015年末に、内閣によって承認された。同年10月に公共部門法体制に関する法律が、これに基づき成立し、かかる法律により初めて政府金融機関に４人の社外取締役が選出された。また、評判、経歴および不適合性等の対象の選出基準が設定され、任期は３年間有効で、１回のみ追加で３年間更新することができることとされた。当公庫において財政問題が生じた場合、社外取締役はそれぞれ２票投票することができ、よって理事会（理事会は、理事長と10名の理事（以前は９名）で構成される。）においては社外取締役が多数派となる。さらに、すべての理事の任命および解任は経済・企業大臣の提案の下、内閣に委ねられることが決定された。

内閣によって承認された勅令は、これらの調整を発展させる。社外取締役として選任されるための要件には、商業的かつ専門的な高い社会的評価、適切な知識および経験を有すこと、潜在的、永続的な利益相反がないこと、また、自営または雇用された立場において、ICOと競合になりうる活動を展開しないことが含まれる。さらに、信用機関、金融信用機関、投資機関、集団投資スキームおよびベンチャー・キャピタル企業またはこれらの子会社ならびにこれらが所属するグループに関連のない者であることが要件となっている。

理事会の理事は、常にICOの利益のために行動しなくてはならず、またその業務を行う上で得た情報、データ、レポートおよび機密のバックグラウンドを、かかる業務が終了した後も外部に漏らしてはならない。経済・企業大臣により辞職が承認された場合、社外役員の任期が終了した場合、また、公共部門からの理事に関しては解約された場合は、解任されることがある。守秘義務の重大な違反または利益相反等の場合と同様に、社外取締役の適性が予期せず欠如している場合には、解任されることがある。

当公庫の目的は国富の増大および分配の増進に寄与する経済活動、とりわけ社会、文化、技術革新および環境の面から奨励に値する活動を支援、促進することである。

かかる目的を達成するために、当公庫は財政の均衡原則および手段と目的の一致を厳格に遵守する。

また当公庫の職務は以下の通り定められている。

a) 内閣または政府経済問題委員会の指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように貢献すること。

b) 当公庫の理事会により採択された規則および決定に従い、内閣、政府経済問題委員会または経済・企業省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策の諸措置を実施する主たる機関として行為すること。

かかる目的および職務の中に含まれる業務の種類は、以下の通りである。

1. 中小企業、住宅建設、通信、スペイン事業の国際化等の一定の部門および戦略的活動に対して金融支援を行う直接的な貸付業務および仲介業務、ならびに1993年１月15日閣議決定（「RCM」）に従い、現在のバンコ・デ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー（「BBVA」）に統合されている国立銀行から移譲された業務。

2. 相互金利調整契約（スペイン語表記の頭文字をとって「CARI」）。かかる輸出援助システムは、当該システムを利用するスペインまたは外国の金融機関のために良好な財務実績を保証する。当公庫は仲介機関としてのみ行為し、各年度の一般国家予算法で許容されている通り管理費用は国家が負担する。

関与した各銀行との金利調整純額は、各調整額が、受取残または支払残のいずれであるかにより、国家が支払うか、または当公庫を通じて支払われるかで、通常は相殺される。

3. 開発プロモーション基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FONPRODE」）。かかる基金は2010年に2010年法律第36号の下で設立された。その目的は国家から国家への補助金という形で発展途上国の開発プロジェクトおよび開発計画に資金供給することである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。2010年12月現在、この特定の基金は、1998年以降FONPRODEに統合されるまで、同じく当公庫によって管理されている小口融資を供与するための基金を取得した。

4. 法人国際化基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FIEM」）。かかる基金は2010年に2010年法律第11号の下で設立された。その活動は、利権または市場条件の下、スペインの財貨およびサービスの取得ならびにスペインの投資プロジェクトの遂行または国益の取得および遂行に結びつくプロジェクトに対して、返済可能な資金供給を行うことである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。

5. 水道および公衆衛生協力基金。当該基金は、2008年度一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号追加条項第61条に基づき設立された。その目的は、中南米諸国の国家機関との金融取り決めの下、とりわけスペインとの協力を重視し、水道および公衆衛生プロジェクトに対して資金を提供することである。

6. 2014年12月26日勅令法第17号により、地方団体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は供給者支払のための融資基金（2012年勅

令第４号および2012年勅令第７号により成立）の清算（2015年１月１日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。）により供給されたもある。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には関連する取引手数料が生じている。

7． 2014年12月26日勅令法第17号により、自治体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を確保するものである。当ファンドの自己資本は2012年勅令第21号により設立された自治区流動性基金の清算（2015年１月１日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。）により供給されたものである。さらに、自治体に関しては、供給者への支払に関する融資メカニズムの自己資本部分に含まれている。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には取引手数料が生じている。

2.から7.の業務は、それぞれに適用される法律に従って、当グループの勘定には含まれない。

## 1.2 連結年次財務書類の作成方針

当グループは、財務書類の公開および機密の報告基準およびモデルに関する、2017年11月27日スペイン中央銀行通達第４号（「2017年通達第４号」）により設定された会計原則および基準に従い、欧州連合に採用された国際財務報告基準（「IFRS-EU」）に基づいて連結年次財務書類を作成している。当該2017年通達第４号は、スペイン金融機関の単体年次財務書類への適用が義務付けられている。

よって、本連結年次財務書類は、2018年12月31日現在の当グループの連結資本および連結財務状態、ならびに当該年度に係る業績、連結資本変動および連結キャッシュフローに係る真実かつ公正な見解を示すため、当グループ企業の会計記録に基づき、欧州連合が採用する国際財務報告基準（IFRS）（IFRS-EU）およびスペイン中央銀行の2017年通達第４号（その後の改正を含む。）、ならびに商法、資本企業法またはその他に適用されるスペインの規制に従って作成された。

かかる目的のため、2017年の情報は、2017年12月31日に終了した年度の財務書類の作成時とは異なり、2018年12月31日に終了した年度に適用される財務書類に適応されている。しかしながら、かかる適応は、これらの開示において重大な変更を伴う表題間の再分類を意味するものではない。

これらの連結年次財務書類に記載される2017年に対応する情報は、2018年に関連する情報との比較のみを目的として唯一かつ排他的に表示されており、したがって、当グループの2017年年次財務書類を構成するものではない。

***2018年１月１日から12月31日の間の期間に発生した主な規制変更***

***信用機関向けの財務書類の公開および機密の報告基準およびモデルに関する2017年11月27日通達第４号***

2018年１月１日、スペイン中央銀行の2017年通達第４号は、信用機関向けの新たな会計の規制上の枠組みとして発効し、そのため同通達はICOにも適用される。信用機関向けの公開および機密の報告基準および財務書類のモデルに関する2017年11月27日通達第４号は、2018年１月１日からIFRS第15号およびIFRS第９号という２つの新たな国際財務報告基準を適用した結果として、信用機関向けのスペインの会計制度を欧州の会計規則の変更に適応させることを目的としている。これらの基準により、顧客との契約および金融商品からの収益の会計基準がそれぞれ修正される。

新規則の効果は、特に以下の事項に関連して2018年の当グループの会計に影響を及ぼした。

－信用リスク引当金の調整。同規則により、減損モデルの変更が規定され、同モデルはもはや既発生損失に基づかず、予想損失に基づくことになる。その結果、（ICOが適用した）2016年スペイン

中央銀行通達第４号に規定される代替ソリューションの計上比率は、標準エクスポージャー、標準の警戒リストエクスポージャーおよび遅滞による回収不確実エクスポージャーのそれぞれについて更新されている。カントリー・リスク引当金も、同様に修正されている。これらの調整の適用は遡及的であり、その結果、当年度の利益（損失）ではなく準備金に対して直接計上される。

これらの調整の効果の影響は、122,310千ユーロの準備金の減少であり、2018年１月に計上された。

－測定目的で金融資産が計上されるポートフォリオの変更。金融資産のポートフォリオは一般に、償却原価で評価した金融資産、その他の包括利益により公正価額で評価された金融資産および損益を通じて公正価額で評価された金融資産として分類される。同通達は、関連基準が発効した場合の特定項目の遡及的再分類を規定している。当グループへの影響の概要は、以下の通りである。

2018年１月、当公庫の運営機関は、同通達が規定した変更を反映する事業モデルを承認した。一般に、関連資産は、そうするための要件を満たした以降は、同等のポートフォリオに分類されることを考慮すると、これまで適用されていたのと同じ基準を用いて測定される。

さらに、同月において、ICOは、債券から構成される金融資産ポートフォリオ全体がSPPIテスト（元本および利息の支払のみ）を遵守しているかを検証するための特別な分析を完了した。その結論は、2018年１月１日現在の貸借対照表における売却可能および満期保有ポートフォリオが、かかるテストを遵守しているというものであった。

同通達に従って、ICOは、特定の金融資産（債券）を償却原価ポートフォリオ（従来は満期保有ポートフォリオ）からその他の包括利益による公正価額で評価された金融資産に再分類することに同意している。再分類額は970百万ユーロであり、包括利益への影響額は19百万ユーロ（税引前）であった。

さらに、ICOは、従来は包括利益による公正価額で評価された特定の持分証券を損益を通じて公正価額で評価された金融資産に再分類することに同意した。この基準の遡及的適用により、準備金が５百万ユーロに増加した。

最後に、上記基準が定めた会計ヘッジの規制上の変更は、同通達により許可された通り、ICOがマクロヘッジに国際基準を適用することが必要となるまで、これまで有効なモデルを引続き適用することを選択したため、ICOに影響は及ばなかった。

当グループの財務書類の作成日現在、公表されているが未施行の基準および解釈指針は下記に開示されている。当グループは、該当する場合、これらの基準が施行され次第速やかに導入する予定である。

－IFRS第16号-リース（2016年１月に公表）。これはIAS第17号および関連する解釈指針を代替する。主な変更として、新基準では現行のファイナンスリース（資産は、使用権のために償却され、負債の償却原価として金融費用で償却されなければならない。）と同様の影響あるすべてのリース（限られた例外を除く）を貸借対照表に含めるという、借手の単一の会計モデルを提案する。

－IFRIC第23号-税務処理に関する不確実性（2017年６月に公表）。かかる解釈指針は、事業体が行う特定の税務処理に対して、税務当局がそれを受容するか不確実である場合に、IAS第12号の登録および測定規定の適用方法を明確化する。

－修正IAS第28号-関連企業および合併企業に対する投資（2017年11月に公表）。持分法を用いて登録されていない関連企業および合併企業に対する投資の取扱いを明確化する。

－IFRSサイクル2015-2017の改善（2017年12月に公表）。一連の基準をわずかに修正する。

－IFRS第17号-保険契約（2017年５月に公表）。これはIFRS第４号に代替する。これには使用者が財務書類に対する契約の影響を判断するために、事業体が関連する信頼できる情報を提供できるよ

う、保険契約の登録、測定、表示および開示の原則が含まれている（2021年１月１日以後に強制適用される。）。

－IFRS「サイクル2015-2017」の年次改善。これらの改善にはIAS第12号-「法人税」、IAS第23号-「借入費用」およびIAS第28号-「関連企業および合併企業に対する投資」に係るわずかな修正が包含されている。

－修正IAS第19号「制度改訂、縮小または清算」。かかる修正は、事業体が最新の保険数理上の仮定を用いて、制度改訂、縮小または清算後の残存期間における当期サービス費用および利息純額を測定し、これを過去サービス費用の一部として損益に計上するか、清算時に損益に計上するか、または余剰金から差し引いて計上すること（資産の限度の影響により、かかる余剰金が以前計上されていない場合を含む。）を義務付ける。

－修正IFRS第３号「企業結合」。これは事業の定義を改訂し、事業体が資産の取得と企業買収とを区別するのを支援する。のれんは企業買収でのみ発生するため、かかる区別は重要となる（2020年１月１日以後に強制適用される。）。

－修正IAS第１号およびIAS第８号「重要性の定義」。企業が財務諸表に組み込む情報を決定するのに伴う判断を支援するために「重要性」の新たな定義が確立された（2020年１月１日以後に強制適用される。）。

注記２に記載している、本連結年次財務書類に適用される会計原則および基準の概要ならびに最も重要な評価基準を含め、本財務書類の作成において、重大な影響を及ぼすすべての必須の会計原則および基準が適用されている。本連結年次財務書類に含まれる情報については、当グループの親会社の理事長が責任を負う。

当グループの2018年の連結年次財務書類は、2019年３月28日付で親会社の理事長により作成され、当公庫の理事会および当グループの親会社による承認を待っている状態ではあるが、重大な変更なく承認される見込みである。本連結年次財務書類の単位は、別段の記載のない限り、千ユーロである。

### 1.3　情報および見積りに対する責任

2018年12月31日に終了した年度の当グループの連結年次財務書類およびその連結注記に記載される情報の作成責任は当公庫の理事長にある。これらの年次財務書類の作成にあたり、かかる財務書類に含まれる特定の資産、負債、収益、支出および約定額の数値化に当グループによる見積りが使われている。これらの見積りは概ね以下の通りである。

－金融資産の減損（注記2.7）

－退職給付金に関する負債および約定額ならびにその他の従業員に対する長期約定額の保険数理上の計算基礎（注記2.10.2）

－固定資産および無形資産の耐用年数（注記2.12および2.13）

－付与された不確定約定額から生じる将来の債務に関する損失（注記2.14）

－一部の簿外資産の公正価額（注記2.2.3）

－税金資産の回収（注記2.11）

これらの見積りは、分析された事実に関連して、2018年12月31日現在で入手可能な最良の情報に基づいているが、当該年度の連結損益計算書における見積りの変動の影響を認識するために、今後数年のうちに、将来の何らかの出来事により、予め見積りの（上方または下方の）大幅な修正がなされる可能性がある。

### 1.4　旧アルヘンタリアからの資産および負債の譲受

今は存在しない会社であるが、アルヘンタリア、カハ・ポスタルおよびバンコ・イポテカリオ・エセ・アーは、コルポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・エクステリ

アー・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BEX）、カハ・ポスタル・エセ・アーおよびバンコ・イポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BHE）の合併の結果、1998年９月30日付の合併証書で正式に設立された。その後、バンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー（BCA）はカハ・ポスタル・エセ・アーにより吸収され、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BCL）は前記の法人に所属し法人格を維持している。

1993年２月15日のACMの規定に従い、当公庫は、1992年12月31日、スペイン政府または当公庫が保証している経済政策業務から生じるBCL、BHE、BCAおよびBEXの資産および負債を取得し、とりわけ転換期にある企業（転換および産業再編改革法の適用を受けている）に対する信用供与および保証を取得した。また、洪水の犠牲者に対する特別融資に加え、かかる事業体が上場株式会社になる前に供与した貸付、ならびにその他の資産、権利および企業持分も取得した。

また、1993年３月25日に、譲渡された資産および負債に関する管理契約が関係銀行との間で調印された。同契約は、現行の銀行法に従う管理および正確な会計について定める。管理手数料は、2018年および2017年のそれぞれにおいて合計390千ユーロおよび397千ユーロであった。

以下は2018年および2017年12月31日現在の内容別による譲渡された資産および負債である。当該日現在、その管理はBBVA（上記すべての統合により設立された会社）により行われている。

（単位：千ユーロ）

| BBVAにより管理される資産および負債の残高 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 信用機関 | - | 9 |
| スペイン公的機関に対する貸付金 | 109 | 159 |
| その他の居住者部門に対する貸付金 | - | 3 |
| 不良資産(*) | - | 1,855 |
| 固定資産 | 378 | 383 |
| 雑勘定 | - | 191 |
| **資産合計** | **487** | **2,600** |
| | | |
| 雑勘定 | - | 215 |
| ICOとの合同勘定 | 225 | 2,295 |
| 当期利益 | 262 | 90 |
| **負債合計** | **487** | **2,600** |

*(*) 2017年の総額は引当金勘定として100%計上されている。2018年にこれらは収支の不均衡による破綻に再分類されている。*

## 1.5 単体年次財務書類の表示

スペイン商法第42条に従い、当公庫は本連結年次財務書類と同日付で単体年次財務書類を作成した。

以下に、当グループの本連結年次財務書類に適用したものと同一の会計原則および基準ならびに評価基準に従い作成された、2018年および2017年12月31日に終了した年度のICOの単体貸借対照表、単体損益計算書、単体認識損益計算書、単体資本変動総額表および単体キャッシュフロー計算書の概要を示す。

a) 2018年および2017年12月31日現在の単体貸借対照表

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 現金、中央銀行等への預金および要求払預金 | 1,669,485 | 2,306,410 |
| 売買目的保有の金融資産 | 109,154 | 164,770 |
| 損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産 | 21,580 | — |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | 1,671,294 | 1,376,391 |
| 償却原価で評価した金融資産 | 32,001,770 | 37,376,534 |
| デリバティブヘッジ | 485,855 | 517,145 |
| 子会社、合併企業および関連企業への投資 | 46,868 | 44,444 |
| 有形固定資産 | 88,099 | 89,965 |
| 無形資産 | 6,949 | 7,880 |
| 税金資産 | 100,984 | 264,509 |
| その他の資産 | 34,543 | 37,812 |
| 売却目的保有の非流動資産 | - | 22 |
| **資産合計** | **36,236,581** | **42,185,882** |
| 売買目的保有の金融負債 | 104,885 | 161,007 |
| 償却原価で評価した金融負債 | 30,307,204 | 36,057,970 |
| デリバティブヘッジ | 253,805 | 363,492 |
| 引当金 | 280,195 | 304,665 |
| 税金負債 | 23,854 | 15,447 |
| その他の負債 | 4,926 | 2,902 |
| **負債合計** | **30,974,869** | **36,905,483** |
| その他の累積包括利益 | (57,182) | (130,880) |
| 資本: | 5,318,894 | 5,411,279 |
| 資本金または寄付金 | 4,313,744 | 4,313,067 |
| 準備金 | 931,940 | 996,289 |
| 当期損益 | 73,210 | 101,923 |
| **資本合計** | **5,261,712** | **5,280,399** |
| **負債および資本合計** | **36,236,581** | **42,185,882** |
| 付与された保証 | 475,124 | 605,138 |
| 付与された不確定約定額 | 3,212,563 | 3,225,921 |
| **備忘勘定合計** | **3,687,687** | **3,831,059** |

b）2018年および2017年12月31日に終了した年度の単体損益計算書

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 利息および類似収益 | 396,926 | 522,586 |
| 利息および類似費用 | (493,452) | (591,697) |
| **利息収益純額** | **(96,526)** | **(69,111)** |
| 配当金収益 | 5,339 | 5,173 |
| 受取手数料 | 45,722 | 46,197 |
| 支払手数料 | (8,846) | (3,388) |
| 損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債の償却による損益（純額） | 754 | (3,620) |
| 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益（純額） | 1,023 | 11,326 |
| 損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産による損益（純額） | 710 | ― |
| ヘッジ会計から生じる損益（純額） | 56,104 | ― |
| 為替差損益（純額） | 49,884 | 24,553 |
| その他の営業収益 | 1,064 | 4,794 |
| その他の営業費用 | ― | ― |
| **売上総利益** | **55,228** | **15,924** |
| 管理費 | (35,288) | (34,354) |
| 減価償却費 | (5,102) | (6,031) |
| 引当金または引当金の戻入 | (1,655) | 3,843 |
| 損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損 | 99,872 | 156,547 |
| 非金融資産の減損 | (148) | 9,876 |
| 売却目的保有として分類された要素の非流動資産による損益 | ― | 182 |
| **当期継続事業税引前損益** | **112,907** | **145,987** |
| 当期継続事業法人税 | (39,697) | (44,064) |
| **当期継続事業損益** | **73,210** | **101,923** |
| 廃止事業による損益（純額） | ― | ― |
| **当期損益** | **73,210** | **101,923** |

c）資本変動表　2018年および2017年12月31日に終了した年度の資本に係る単体認識損益計算書

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **当期損益:** | 73,210 | 101,923 |
| **その他の包括利益:** | 73,698 | (247,613) |
| 損益計算書に再分類されない要素 | 12,654 | 3,314 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した資本要素の公正価額の変動 | 18,077 | 4,734 |
| 損益に再分類されない要素の法人税 | (5,423) | (1,420) |
| 損益に再分類可能な要素 | 61,044 | (250,927) |
| キャッシュフロー・ヘッジ、有効部分 | 77,331 | (349,589) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した債券 | 9,874 | (8,878) |
| 損益に再分類可能な要素の法人税 | (26,161) | 107,540 |
| **当期認識損益合計（包括損益）** | **146,908** | **(145,690)** |

次へ

d) 2018年および2017年12月31日に終了した年度の単体資本総変動表

（単位：千ユーロ）

| 2018年12月31日現在 | 資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金／寄付金 | 資本剰余金 | 準備金 | その他の持分証券 | 自己株式控除 | 当期損益 | 配当金および分配金控除 | 資本合計 | その他の累積包括利益 | 資本合計 |
| **2017年12月31日付期末残高** | **4,313,067** | **—** | **996,289** | **—** | **—** | **101,923** | **—** | **5,411,279** | **(130,880)** | **5,280,399** |
| 会計方針変更による影響額 | — | — | (105,118) | — | — | — | — | (105,118) | — | (105,118) |
| **調整後期首残高** | **4,313,067** | **—** | **891,171** | **—** | **—** | **101,923** | **—** | **5,306,161** | **(130,880)** | **5,175,281** |
| **認識損益合計** | **—** | **—** | **—** | **—** | **—** | **73,210** | **—** | **73,210** | **73,698** | **146,908** |
| **その他の資本変動：** | | | | | | | | | | |
| 資本金/寄付金の増加 | 677 | — | — | — | — | — | — | 677 | — | 677 |
| 資本項目間移転 | — | — | 40,769 | — | — | (101,923) | 61,154 | | — | — |
| その他の資本増減 | — | — | — | — | — | — | (61,154) | (61,154) | — | (61,154) |
| **その他の資本総変動合計** | **677** | **—** | **40,769** | **—** | **—** | **(101,923)** | **—** | **(165,595)** | | **(60,477)** |
| **2018年12月31日付期末残高** | **4,313,744** | **—** | **931,940** | **—** | **—** | **73,210** | **—** | **5,318,894** | **(57,182)** | **5,261,712** |

（単位：千ユーロ）

| 2017年12月31日現在 | 資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金／寄付金 | 資本剰余金 | 準備金 | その他の持分証券 | 自己株式控除 | 当期損益 | 配当金および分配金控除 | 資本合計 | その他の累積包括利益 | 資本合計 |
| **2016年12月31日付期末残高** | **4,312,585** | **—** | **928,945** | **—** | **—** | **315,344** | **—** | **5,556,874** | **116,733** | **5,673,607** |
| **認識損益合計** | **—** | **—** | **—** | **—** | **—** | **101,923** | **—** | **101,923** | **(247,613)** | **(145,690)** |
| **その他の資本変動：** | | | | | | | | | | |
| 資本金/寄付金の増加 | 482 | — | — | — | — | — | — | 482 | — | 482 |
| 資本項目間移転 | — | — | 67,344 | — | — | (315,344) | 248,000 | — | — | — |
| その他の資本増減 | — | — | — | — | — | — | (248,000) | (248,000) | — | (248,000) |
| **その他の資本総変動合計** | **482** | **—** | **67,344** | **—** | **—** | **(315,344)** | **—** | **(247,518)** | **—** | **(247,518)** |
| **2017年12月31日付期末残高** | **4,313,067** | **—** | **996,289** | **—** | **—** | **101,923** | **—** | **5,411,279** | **(130,880)** | **5,280,399** |

次へ

e）2018年および2017年12月31日に終了した年度の単体キャッシュフロー計算書

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **営業活動からのキャッシュフロー** | **(1,175,169)** | **1,393,395** |
| 当期損益 | 73,210 | 101,923 |
| 営業活動からのキャッシュフローの調整額 | (124,387) | (115,286) |
| 営業資産純増減額 | 4,828,848 | 7,919,351 |
| 営業負債純増減額 | (5,932,269) | (6,419,238) |
| 法人税の回収および支払 | (20,571) | (93,355) |
| **投資活動からのキャッシュフロー純額** | **598,721** | **660,708** |
| 支払 | (6,480,678) | (6,185,624) |
| 回収 | 7,079,399 | 6,846,332 |
| **金融活動からのキャッシュフロー** | **(60,477)** | **(185,518)** |
| 現金および現金同等物の為替レート変動影響額 | - | ― |
| **現金および現金同等物の純増減額** | **(636,925)** | **1,868,585** |
| 現金および現金同等物の期首残高 | 2,306,410 | 437,825 |
| 現金および現金同等物の期末残高 | 1,669,485 | 2,306,410 |

## 1.6 環境影響および温室効果ガス排出権

当グループの国際取引は、環境保護に関する法律に従っている。当公庫は、当公庫がこれらの法律に実質的に準拠しており、その準拠を確保および奨励するよう設計された手続きを維持していると考えている。

また、当グループは、適切な環境保護・改善措置が実施されており、環境影響が可能な限り最小化され、これについての規則を遵守していると考えている。2018年および2017年、当グループは重大な環境投資を実施しておらず、環境リスクおよび費用のための引当金を計上する必要はないと考えている。また、当公庫は、環境保護・改善に関連する重大な偶発事象が存在するとは考えておらず、温室効果ガス排出権を有していない。

### 1.7　最低資本

#### 1.7.1　最低自己資本比率

スペイン中央銀行は2008年５月22日に、最低自己資本の識別および管理に関して、2008年通達第３号を発布した。前記通達は、投資比率、自己資本および情報についての金融仲介機関の義務、ならびに他の金融システムに関する2007年11月16日法律第36号（1985年５月25日法律第13号を改正）により発布された自己資本および連結ベースでの信用機関の監督に関する法制度等（信用機関自己資本に関する2008年２月15日勅令第216号を含む。）について、金融機関業界における最終的な展開を示している。前記通達はまた、スペインの金融機関の法制度に、金融機関の事業に関する欧州議会および理事会による2006年６月14日の2006年EC指令第48号（改正後）、ならびに投資サービス会社および金融機関の自己資本比率に関する欧州議会および理事会による2006年６月14日の2006年EC指令第49号（改正後）を適合させる過程を完了させるものでもあった。かかる二つの指令は、バーゼル銀行監督委員会により採択された同様の規制（バーゼルⅡとして知られている。）を受けて、金融機関および金融機関の連結グループが満たすべき最低資本要件について大幅に改正された。

従前の銀行業の健全性規制に関する法令（1985年５月25日法律第13号および2008年スペイン中央銀行通達第３号）に替わり、2014年１月１日より、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月26日法律第10号が施行された。これまで欧州連合は、その法制度として2010年12月付のバーゼルⅢに移行しており、2012年EU規則第648号を修正する金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する欧州議会および理事会による６月26日の2013年EU規則第575号、ならびに2002年EC指令第87号を修正する金融機関の活動ならびに金融機関および投資サービス会社の健全性監督に関する欧州議会および理事会による６月26日の2013年EU指令第36号を採用し、また欧州連合の監督および信用機関の支払能力の基準にスペインの法律を適合させるための緊急措置として、11月29日の2013年勅令法第14号に当公庫のシステムを置き換えることで、2006年EC指令第48号および2006年EC指令第49号を廃止した。

2014年６月26日法律第10号の主な目的は、2013年６月26日EU規則第575号（CRR）の規定を直接的に組み込み、正式に2013年６月26日EU指令第36号（CRD）に移行することで、国際舞台および欧州連合に課せられている規制変更にスペインの法律を適合させることであった。当該コミュニティ規制は、監督体制、資本要件および罰則等の側面が大々的に修正されてきたことにより、金融機関に適用される規則の実質的な変更をもたらした。

CRRおよびCRDは、欧州連合における資本要件を規制し、以下に記載するバーゼルⅢの資本規制の枠組みまたは協定に定められた提案を含む。

－加盟国に直接適用されるCRRは、金融機関の健全性要件を含み、とりわけ以下の事項を扱っている。

－ハイブリッド商品が満たさなければならない要件を設定し、少数株主持分の適格性を制限する、適格自己資本の要素の定義。

－各資本区分における調整項目および控除項目の定義。この点において、規則はバーゼルⅡに新たな控除項目（繰延税金資産、年金基金）を組み入れ、既存の控除項目の変更を導入する。一方で、規則はその完全な実施までに、５年から10年の段階的な予定を設定している。

－自己資本の三つの水準（普通株式等Tier１比率4.5%、Tier１比率６%および最低資本合計比率８%）を定める最低要件の設定（第一の柱）。

－信用機関がレバレッジ比率（Tier１をリスクに対して未調整の総エクスポージャーで除した値として定義される。）を算定するための要件。開示要件は、2016年以降に適用され、最終的な定義は監督者により2017年に設定された。

－加盟国が、それぞれの基準に従って、国内法令に組み込まなければならないCRDの意図および主たる目的は、金融機関および投資会社の活動の透明性ならびにその統治および監督の枠組みについて国内法令を調整することである。CRDは、とりわけ、CRRで設定された資本要件に加えて、2019年までに段階的に導入される資本要件を含んでいる。以下に従わないことは、利益の任意分配に対する制限を伴う。

－バーゼルIIIの規制の枠組みを拡大する、金融規則の景気循環増幅効果を軽減するための資本保全バッファーおよび反循環的な資本バッファー。すべての信用機関は、普通株式等Tier１に上乗せする2.5%の資本保全バッファーおよび普通株式等Tier１に上乗せする、機関特有の反循環的な資本バッファーを維持しなければならない。

－グローバルなシステム上重要な機関およびその他のシステム上重要な機関が、システミックリスクまたはマクロ健全性リスク（すなわち、特定の加盟国における金融システムおよび実体経済に深刻な悪影響を与えうる、金融システムの混乱リスク）を軽減するためのシステミックリスクバッファー。

－さらに、CRDは、監督責任の範囲内で、所轄官庁が、CRRに記載の最低要件（第二の柱）を上回る自己資本額の維持を金融機関に要求することが可能であると規定している。

金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月26日法律第10号の追加条項第８条によると、規則により規定されていない限り、スペイン開発金融公庫は、当該法律のタイトルII（金融機関の支払能力）、タイトルIII（監督）およびタイトルIV（法的罰則）ならびに情報の守秘義務に関する規定を適用する。

2015年から、スペイン中央銀行の2014年通達第２号に従い、この基準において設定された資本バッファーが適用される。今日まで、今年度の銀行監督者によって特定の反循環的な資本バッファーの金額は設定されていない。ICOは、グローバルなシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EISM」）ではなく、またシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EIS」）としてみなされることもない。

2018年および2017年12月31日現在の当グループの算出可能な資本は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 普通株式等Tier１(*) | 5,179,437 | 5,277,868 |
| －資本金 | 4,313,744 | 4,313,068 |
| －準備金および調整項目(**) | 865,693 | 964,800 |
| Tier２ | － | 19,854 |
| －その他の準備金(**) | － | － |
| －一般支払不能リスクヘッジ | － | 19,854 |
| **算出可能資本合計** | **5,179,437** | **5,297,722** |
| **最低資本合計(***)** | **2,243,085** | **1,289,525** |

(*)　当グループは追加のTier１を有していない。
(**)　当グループの算出可能資本の計算に用いる合計準備金は、資本の計算において、無形資産の修正および準備金の修正が行われているため、連結貸借対照表の額とは異なる。
(***) リスク加重資産（RWA）を当グループについてスペイン銀行により設定された17.625%として計算している。

2018年および2017年12月31日現在の当グループの最低資本の最重要データは、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| Tier１ | 5,179,437 | 5,277,868 |
| リスク加重資産 | 12,726,723 | 16,119,064 |
| Tier１比率(%) | 40.70% | 32.74% |
| **算出可能資本合計** | **5,179,437** | **5,297,722** |
| 算出可能資本合計比率(%) | 40.70% | 32.87% |
| 最低算出可能資本比率(%)(*) | 17.625% | 10.5% |

*(*)　当グループ企業の自己資本についてスペイン銀行により設定された2018年４月23日以降の最低資本比率の合計は、2013年EU規則第575号により設定された要件（８%）、ならびに集中リスクおよび事業リスクならびに資本に関する自己評価報告書に記載されるその他のリスクをカバーするための追加の必要資本（7.75%）ならびに資本バッファー（2018年１月１日以降1.875%）を考慮すると、17.625%である。*

2018年および2017年12月31日現在、当グループの算出可能資本は、連結ベースでは、適用ある規則により規定されている最低要件をそれぞれ2,936,352千ユーロおよび4,008,197千ユーロ上回っている。

### 1.7.2 最低支払準備率

当グループは最低支払準備率を満たすために、ユーロ圏の国の中央銀行に預けられている資金の最低レベルを維持しなくてはならない。2018年12月31日現在、このレベルは算出可能な負債の２％であった。2011年11月24日に2011年EU規則第1358号が発効し、追加的な算出可能な負債（２年超の通知期間を条件として引出可能な２年超の定期預金、現先取引による販売および２年超の満期を持つ株式以外の証券）について１％が要求される。この修正は2012年１月18日に開始した積立期間の後に適用された。

2018年および2017年12月現在、ならびに2018年および2017年中、ICOは適用あるスペインの規制に基づく最低比率を遵守した。

### 1.7.3 資本管理

当グループは、支払能力に関し適用される法制度（2013年EU規則第575号）に規制される算出可能なTier１およびTier２の管理を目的として、資本を検討している。

この意味において、常に10.5%を超える支払能力比率を維持するための資本管理システムに、資本要件規制は直接的に盛り込まれている。この目標は、適切な資本計画によって達成されている。

## 1.8 後発事象

上記2006年法律第42号で修正された租税、行政および社会保障措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項に従い、旧金融公庫と当公庫が付与した一定の与信および保証枠に基づき中央政府がICOから借入れた債務の返済によって回収される金額は、当公庫の資本の一部を構成する。2018年の見積総額は500千ユーロであり、2019年に計上される。

2019年、スペイン開発金融公庫は、国家財務当局の地位において政府の命令を受け、事業および個人に対する新たな信用枠を打ち出した。当方針の目的は、スペインの信用制度に更なる流動化をもたらし、組織的目標の枠組み内における他の需要に取り組むことである。承認を得た主な信用枠は、以下の通りである。

－Línea ICO Empresas y Emprendedores 2019：このICOの信用枠は、国内で投資を行い、かつ流動性ニーズを満たす必要のある自営業者および企業に対して融資を行う。個人および家主団体も、住宅の修復のためにこの信用枠を利用することができる。

－Línea ICO Garantía SGR/SAECA 2019：このICOの信用枠は、相互保証会社（スペイン語表記の頭文字をとって「SGR」）または国有企業であるCaución Agraria（スペイン語表記の頭文字をとって「SAECA」）の範囲内で、スペインにおける資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。

－Línea ICO Crédito Comercial 2019：このICOの信用枠は、スペイン国内の営利事業による前払い金を通じて流動性を得ようとする自営業者およびスペイン企業またはスペインにおいて設立された多国籍企業に対して融資を行う。

－Línea ICO Internacional 2019：このICOの信用枠は、外国で生産的な投資を行っており、かつ／または流動性ニーズを満たす必要のある、スペインの資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。

－Línea ICO Exportadores 2019：このICOの信用枠は、流動性を必要とする自営業者およびスペイン企業に対して融資を行い、輸出活動による前払い金を通じて彼らを支援する。

－Línea ICO国際チャネル・ファシリティー2019：自営業の専門家および企業の国際化の過程を支援するために融資を行う。当該商品と、Línea ICO InternacionalおよびLínea ICO Exportadoresの間の主たる違いは、貸付が地方銀行に適用されるか、または投資プロジェクトもしくは輸出活動が行われている国に本部がある国際機関に適用されるかということである。

これらの信用枠の合計額は、3,100百万ユーロに達する。2019年１月中、ICOおよびこれらの信用枠の申請書を提出した金融機関は、契約を作成および書名した。

2018年12月、情報の公開および保留のルールに関する2017年通達第４号を修正する2018年12月21日スペイン中央銀行通達第２号が公布された。この基準は、2019年１月１日付で効力が発生している（当グループの2018年の年次財務書類には影響しない）。これにより、スペイン銀行は、これをリースに関するIFRS第16号に適用させるため、2017年通達第４号を修正する。当グループの場合、そのリース契約はこの基準の客観的範囲に該当しないため、その施行がこれらの事業の計上に影響を及ぼすことはない。

当該期末（2018年12月31日）から連結年次財務書類承認日（2019年３月28日）までの間、前述以外に重要な事実は発生していない。

## 1.9 事業セグメント別情報

当グループの活動は、信用枠の付与および直接貸付を行うことである。したがって、該当する法律に従い、ICOの事業についてセグメント別の情報は不要とみなされる。

また、当グループはスペイン領域内外で活動を行っており、すべての事業はスペインの利益に寄与するものであると認められている。

## 1.10 「ICOダイレクト」貸付業務

2010年６月、ICOは「ICOダイレクト」として、機械、家具、IT製品および建物に新たに投資するため、自営業の個人、中小企業、およびスペインの非営利団体（１年を超えて活動している団体）に対して融資を行うことを目的とした新しい事業セグメントを開始した。この事業セグメントは、信用機関の仲介を通して行われるICOの通常の貸付業務を補っており、中小企業および自営業の個人向けの金融手段を広めるよう務めている。ICOダイレクトは、2011年および2012年に更新され、2012年６月に終了した。

ICOダイレクトにおける取引は、バンコ・サンタンデール（BS）およびバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア（BBVA）によって公的に処理および管理されていた。これらの信用機関はこの目的においてICOに対し競争入札をしている。

ICOダイレクトの2018年および2017年12月31日現在の経営事業体毎の資産および負債の性質別の内訳は以下の通りである。

(単位：千ユーロ)

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| **ICOダイレクトの資産および負債** | **BBVA** | **BS** | **BBVA** | **BS** |
| その他の居住者部門に対する貸付金(引当金控除後) | 814 | 936 | 6,215 | 5,764 |
| 不良資産(引当金控除後) | － | － | － | － |
| **資産合計** | **814** | **936** | **6,215** | **5,764** |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 当公庫との合同勘定 | (1,085) | (1,751) | 1,679 | 2,892 |
| 当期利益 | 1,899 | 2,687 | 4,536 | 2,872 |
| **負債合計** | **814** | **936** | **6,215** | **5,764** |

### 1.11　2011年のICOの地方自治体向け貸付業務

2011年ICO地方自治体向け融資は、スペイン内閣により2011年７月に承認された公会計および社会的保護の安定性を高めるための勅令法の結果として開始された。その目的は、低迷する経済を踏まえ、地方自治体に提供する備品、労働およびサービスに係る請求権を決済する主要な問題に苦しむ多くの自営専門職および小企業の問題を緩和することであった。

この信用枠は、2011年４月30日まで未払いの請求書を決済するための流動性を地方自治体に提供することを目的としていた。主として、証明書および書類の経過年数に基づき自営業の個人および中小企業に対する債務の返済を支援することを目的としていた。

ICO地方自治体向け融資は、2011年７月から2011年11月まで実施されていた。同期間中、当該融資により、スペイン全域にわたる1,029の地方、地域および島域間町議会が、38,338の自営業の個人および中小企業により2011年中に提供された備品、建造物およびサービスに対する未払請求書222,975件（総額967百万ユーロ）を支払うことができた。

2011年ICO地方自治体向け融資業務の定式化および運営は、当プロジェクトに追加されたいくつかのEECCを通じて実行されている。

2011年ICO地方自治体向け融資に関連する2018年12月31日および2017年12月31日現在の経営事業体毎の資産および負債の性質別の内訳は下記の通りである。

（単位：千ユーロ）

| 2011年ICOのEELL向け融資資産および負債 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| スペイン行政に対する貸付金 | ― | ― |
| 不良資産 | 4,294 | 5,202 |
| その他勘定 | ― | ― |
| **資産合計** | **4,294** | **5,202** |
| | | |
| 当公庫との合同勘定 | 4,294 | 5,202 |
| 当期利益 | ― | ― |
| **負債合計** | **4,294** | **5,202** |

EELLの借入に関し、この信用枠は、国家収益の割当（スペイン語表記の頭文字をとって「PTE」）により、当公庫へ保証されている。PTEの下、開始から2018年12月31日までにおける当該信用枠の残高の減少は、61百万ユーロ（2017年12月31日現在で60.1百万ユーロ）である。2018年12月31日までの間に、1,029の事業体のうち、合計で409の事業体がPTEを頼らなければならなくなった。2018年12月31日現在、依然として12のEELLへのPTEの削減が要求されており、その残高は4.3百万ユーロであった。

## 注記２　適用される会計原則、方針および評価基準

当グループの2018年12月31日に終了した年度の連結年次財務書類の作成において用いられた会計原則、方針および評価基準は、以下の通りである。

a）継続企業の原則

**財務書類を作成するにあたり、当公庫の経営は当面継続していくと判断された。したがって、会計基準の適用は、清算の場合における、全部もしくは一部の譲渡を目的とする純資産価値を算定するためのものではない。**

**b) 発生主義原則**

**キャッシュフロー計算書に関連するものを除き、現在の年次財務書類は、支払日または回収日にかかわらず、現在の物品およびサービスの発生に基づいて作成されている。**

**c) その他一般的な原則**

**年次財務書類は、取得原価法に基づき作成されているが、土地および建物（2004年１月１日までのものに限る。）（注記13を参照のこと。）、売却可能金融資産ならびに金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）の公正価額でなされた再評価（もしあれば）により修正されている。**

## 2.1 株式

### 2.1.1 グループ企業

「子会社」とは、当公庫が支配権を有する企業である。企業が投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する場合、かつ投資先に対する支配権を通じて、投資先の利益に影響を及ぼす資格を有する場合に、企業は投資先を支配していると解釈される。

子会社としてみなされるためには、以下を必要とする。

－支配権：投資家は、関連活動（すなわち、投資先の利益に大きな影響を及ぼす活動）の管理を可能にする既存の権利を有する場合に、投資先に対する支配権を有する。

－利益：投資家は、投資先との関与による利益が、投資先の実績によって変動する可能性がある場合に、投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する。投資家の利益は、プラスのみ、マイナスのみ、またはプラスとマイナスの両方になることがある。

－支配権と利益のつながり：投資家は、投資先に対する支配権ならびに投資先との関与による変動利益に対するエクスポージャーおよび権利を有するだけでなく、投資先との関与による投資家の利益に影響を及ぼす支配権を行使する資格を有する場合に、投資先を支配する。

これらの子会社の年次財務書類は、規則に定める通り、完全連結法を用いて当公庫の年次財務書類と連結される。したがって、この方法により連結された重要な企業間の取引から生じた残高は、連結手続きに際して除外されている。当グループの親会社である当公庫は、その99%を占めている。

さらに、第三者の株式（もしあれば）は、以下の通りとする。

・当グループの資本においては、連結貸借対照表の「少数株主持分」の項目に記載され、2018年および2017年12月31日現在の残高はない。

・当期連結損益においては、連結損益計算書の「少数株主持分に帰属する損益」の項目に記載され、2018年および2017年12月31日現在の残高はない。

当該年度に取得した子会社から生じる損益の連結は、取得日から当該年度の末日までの期間に関する金額のみを考慮する。

別紙Ⅰには、これらの企業に関する情報を記載する。これらの企業の会計年度末は、すべて12月31日である。

### 2.1.2 関連企業

関連企業とは、当公庫とともに単一の意思決定機関を構成せず、また共同支配に服しないが、当公庫が重大な影響力を及ぼす企業をいう。通常重大な影響力が、議決権の20%以上の直接的または間接的な持分に伴う。

関連企業の株式は連結年次財務書類において連結貸借対照表の「子会社、合弁企業および関連企業への投資－関連企業」に減損調整後の取得原価で評価される。

関連企業とグループ企業間の営業活動から生じた損益は、当グループの関連企業における株式を示す割合から控除される。

上記の控除の後、関連企業による当該年度に生じた損益により、連結年次財務書類の投資の価値は増減する。当該損益は、連結損益計算書の「持分法適用会社の損益」の項目に計上される（注記27を参照のこと。）。

取得日後の関連企業の評価調整額は投資の価値の増減として計上される。これらの変動は連結資本変動表の評価調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

別紙Ⅰには、これらの企業に関する情報を記載する。

## 2.2 金融商品

### 2.2.1 金融商品の当初の認識

金融商品は当初、当グループが該当する契約の当事者となった際に当該契約の条件に従い貸借対照表において認識される。特に、貸付および現金預金等の債務証書は、現金を受領する権利または支払う義務が発生する日現在でそれぞれ認識される。一般に金融デリバティブは契約日に認識される。

従来の契約を通じて行われる金融資産の売買は、すべての所有権に内在する利益、リスク、権利および義務が取得者に移転した日に計上される。当事者の相互義務に基づくこれらの契約は、規制または市場慣行により設定された期間内に履行されなければならず、株式市場取引または通貨先物取引等のように差額で決済することができない。購入または売却した金融資産の種類に応じて、契約日、決済日または引渡日となる。特に、外国為替現金取引市場で行われた取引は、決済日に認識され、スペインの証券市場で取引される持分証券を用いて実施される取引は、契約日に計上され、スペインの証券市場で取引される債務証書を用いて行われる取引は、決済日に認識される。

### 2.2.2 金融商品の譲渡および処分

金融商品の譲渡は、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益を移転させる方法を考慮して記録される。それは、以下の基準に基づいて行われる。

－リスクおよび権利が実質的に第三者に移転された場合、譲渡金融商品は、その譲渡により留保または発生した権利または義務すべてを認識した上で、貸借対照表上から除外される。なお、この譲渡に含まれるのは、無条件的売却、取得日における公正価額での売却および買戻、購入選択権もしくは深刻な資産危機状態での売却権が伴う金融資産の売却、譲与者が劣後融資を留保しない資産の証券化、または新たな保有者に対する信用補完等である。

－譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が留保された場合、譲渡金融商品は貸借対照表上から除外されず、移転前と同様の基準に従って測定される。なおこの留保に含まれるのは、現先取引がされた金融資産の固定価格または利息付の売却額での売却、借方が同様または同等の価値の資産の返済を求められるローン契約等である。しかし、受領対価と同額に係る金融負債は認識される。その後、償却原価で評価され、認識はされないが、譲渡金融資産の収入および新たな金融負債額になる。

－売買された購入選択権付き金融資産の売却（内部貨幣または外部貨幣での売却ではない。）、譲与者が譲渡資産の株式に対する劣後融資または信用補完をすることを想定する証券化等、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が、実質的に移転または留保されない場合には、以下の通り区別される。

－企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保しない場合、貸借対照表上から除外され、その移転により留保または発生した権利または義務は、すべて認識される。

－企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保する場合、起こりうる価値変動と同額のエクスポージャーが貸借対照表上で認識され続け、受領対価と同額の金融負債が認識される。損益を通じて公正価額で評価した金融負債として分類されるための条件を満たさない限り、かかる負債は、後に償却原価で評価される。金融負債額を計算するため、金融資産が移転された企業に対する融資を構成する金融商品（資産担保証券および貸付金等）の価格は控除される。その控除額は、かかる金融商品が、とりわけ譲渡資産を融資する際の価格とまったく同額である。譲渡資産と関連負債との間の純額に関して、譲渡資産が償却原価にて評価された場合は、留保された権利および義務の減価償却額になる。また、譲渡資産が公正価額で評価された場合は、留保された権利および義務の公正価額になる。

以上の通り、金融資産が貸借対照表上から除外されるのは、発生したキャッシュフローが消滅した場合または内在的なリスクおよび利益が第三者に移転した場合である。

同様に、金融負債が貸借対照表上から除外されるのは、発生した義務が消滅した場合またはこの金融負債が取消もしくは交換の意図を持って購入された場合である。

### 2.2.3 金融商品の公正価額および償却原価

金融資産

金融商品のある日の公正価額は、知識を有するいくつかの当事者間の公正な取引において、同日に取得または売却されると見込まれる金額として理解される。金融商品の公正価額として参照できる、最も客観的で一般的な価格は、組織的で透明性が高く信用できる市場で支払われるであろう金額（「見積価格」または「市場価格」）である。

特定の金融商品に市場価格がない場合、その公正価額は、類似の金融商品の最近の取引に基づき見積もられ、それができない場合には、評価される金融商品の特性、特に金融商品に関連する様々な種類のリスクを考慮して、国際的な会計協会により承認されている評価手法を用いる。

とりわけ、組織的で透明性が高く信用できる市場で取引されている売買目的保有のデリバティブ金融商品の公正価額は、日々の市場価格と同じである。例外的な場合において、いずれかの日に価格を設定することができない場合には、組織的な市場で取引されていないデリバティブに適用されるものと同様の手法を用いて測定される。

組織的な市場で取引されていないデリバティブまたは規模が小さいもしくは透明性に欠ける組織的な市場で取引されているデリバティブの公正価額は、金融市場で認められる評価手法（「純現在価値」（NPV）、オプション価格決定モデル等）を用いて当該商品から発生する将来のキャッシュフローの合計を測定日で割り引いたもの（「現在価値」または「理論値」）と同額である。

償却原価は、金融資産または負債の取得原価を元利金の返済、また該当する場合には、金融商品の当初価格と返済価額の差異の一部（実効利率法を用いて損益計算書で認識される。）について（上方または下方に）調整した額である。金融資産の償却原価には、発生したであろう減損調整も含まれる。

実効利率は、金融商品の当初価格を残存期間中に見積キャッシュフローの全額と一致させる割引利率である。固定利付金融商品の場合、実効利率は、取得に際して決定した約定利率であり、2017年スペイン中央銀行通達第４号の条項に従い実効利率の計算に含まなければならない手数料および取引費用の調整がなされている。変動利付金融商品の実効利率は、固定利付金融商品と同様に見積もられ、契約に定める各金利見直し日に商品の将来のキャッシュフローの変動を考慮して再計算される。

公正価額の客観的な評価が不可能なその他の企業の株式および金融デリバティブ（裏付資産のような商品を保有し、交付により決済されるもの。）は、それが適切とされれば、発生した減損損失により、価格調整される。

金融資産価格の変動は、通常、損益計算書内の対応項目とともに計上される。それは、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上され、「利息および類似収益」で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、その他に起因するものとを差異化する。

しかし、為替差額から生起しない限り、その他の包括利益を通じて公正価額で評価される金融資産のポートフォリオに含まれる商品価値の変動は、一時的に「その他の累積包括利益」の項目に計上される。評価の変動が損益計算書で決して再分類されない金融商品でない限り、これらが損益計算書に計上された際、貸借対照表資産内の該当箇所から除外されるまでは、これらの金融商品の公正価額の変動について「その他の累積包括利益」の項目に記載される金額は、資本純額の一部として残る。

また、「売却目的保有の非流動資産」の項目に計上されるものの価格変動は、連結資本の価値調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

本年次財務書類における金融商品の公正価額での評価は、以下の公正価額レベルを用いて分類される。

ⅰ) レベルⅠ：活発な市場における同一の商品の市場価格（調整前）により得られた適正な額

ⅱ) レベルⅡ：活発な市場において類似の金融商品に用いられる評価手法、最近の取引において値付けされた価額もしくは予測キャッシュフロー、またはすべての重要な投入資本が直接的にまたは間接的に観察可能である市場データに基づくその他の評価手法により得られた公正価額

ⅲ) レベルⅢ：いくつかの重要な投入資本が、観察可能な市場データに基づいていない評価手法により得られた公正価額

ヘッジ対象およびヘッジ会計として指定された金融資産に関しては、その評価差額は以下の基準を考慮して計上される。

－公正価額ヘッジに関して、ヘッジ・リスクの種類と関連してヘッジされたものおよびヘッジ対象の中で生じた差異は、損益計算書で直接認識される。

－キャッシュフロー・ヘッジおよび純外国投資の非効率に関する評価差額は、損益計算書に直接計上される。

－キャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

－純外国投資ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

最後の二つの事例に関しては、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるまで、またはヘッジ対象の満期日まで、最終的に評価差額は損益に計上されない。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクの公正価額ヘッジに関して、ヘッジ商品を査定する際に生じた損益は、損益計算書で直接認識される。その一方で、ヘッジ対象リスクに関しては、公正価額の変動を補填する金額の損益は、マクロヘッジによる金融資産の調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ商品の価値変動の有効な部分は、予定された取引がなされるまでは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」に計上され、その後、損益計算書に計上される。ヘッジ・デリバティブの価値変動の非有効部分は、損益計算書に直接計上される。

<u>金融負債</u>

前述の金融資産に関して定義されているように、金融負債は以下の場合を除いて、償却原価で計上される。

－前述の金融資産に関して定義されているように、「売買目的保有の金融負債」および「損益を通じて公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれる金融負債は、公正価額で評価される。公正価額ヘッジ取引により補填される金融負債については、ヘッジ取引で補填されるヘッジ対象リスクに関連するこれら公正価額の変動が計上され、調整される。

－裏付資産が持分証券であり、公正価額を十分な客観性をもって決定できず、当契約書の交付によって決済される金融デリバティブは、原価で評価される。

金融負債額の変動は、通常、損益計算書上で相殺されて計上される。これは、「利息および類似収益」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、他の要因（連結損益計算書の

**「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」の項目で計上されるもの。）に起因するものを差異化する。**

**ヘッジ対象およびヘッジ会計差額として指定された金融負債は、前記注記に記載された金融資産に関する、上記の基準を考慮した上で計上される。**

### 2.2.4 金融資産および金融負債の区分および評価

金融商品は当公庫の貸借対照表で以下の区分に分類される。

－中央銀行および信用機関に対する預金とは、現金残高ならびにスペイン中央銀行、その他の中央銀行およびその他の信用機関が保有する金額である。

－損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債は、取引ポートフォリオに分類される金融商品ならびに損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債により構成される。

・金融資産とは、取引ポートフォリオに含まれる、短期間で現金化するために取得したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定される金融商品のポートフォリオの一部を構成するものをいう。また、ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品は、この区分を構成するものとみなされ、適用ある会計規則に従いハイブリッド金融商品から分離される商品を含むものとする。

・金融負債とは、取引ポートフォリオに含まれる、近い将来に買い戻すために発行したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定され、もしくは共同で運用される金融商品のポートフォリオの一部を構成し、選択性でない現先取引に基づき取得した資産の売却から生じる証券のショート・ポジションおよび証券の貸付ならびにヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品（ハイブリッド金融商品から分離される商品を含む。）をいう。ある金融負債が資産取引に融資するために用いられるという事実自体は、この区分に含まれることを意味しない。

・損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産または金融負債とは、以下のものをいう。

－ハイブリッド金融資産とみなされ、公正価額で評価される、取引ポートフォリオに含まれない金融資産。公正価額で評価される保険契約に基づく負債または公正価額の変動へのエクスポージャーを軽減する目的および効果を持つ金融デリバティブとともに運用されるもの。あるいは、金利リスクへの全体的なエクスポージャーを軽減する金融負債およびデリバティブとともに運用されるもの。

－事業体による当初の認識で指定された金融負債、または、認識時に以下の理由により、さらなる関連情報が得られるもの。

－当該情報により、資産もしくは負債の評価、または損益の認識において生じる認識または評価の不一致は、別の基準によって解消または大きく軽減される。

－金融負債または金融資産および金融負債両方のグループは管理され、その成績はリスク管理または投資情報戦略に従い、公正価額に基づいて評価される。文書化されたグループの情報もまた公正価額に基づいて、経営幹部に対して提出される。

－償却原価で評価される金融資産の区分には、以下のものが含まれる。

・固定満期であり、キャッシュフローが確定金額または確定可能な金額である負債性証券。本科目に含まれる負債性証券は、当初、公正価額で評価され、直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、2017年スペイン中央銀行通達第４号の時点で適用ある会計規則において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、実効利率に基づく償却原価で評価される。

・貸付および受取債権。本科目には、当公庫が行う通常の信用供与および貸付活動から生じる第三者への融資、ならびに資産の買主およびサービス利用者が被る負債が含まれる。また、事業体が貸主として行為するファイナンスリース取引も含まれる。

**本区分に含まれる金融資産は、当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する手数料および取引費用について調整され、2017年スペイン中央銀行通達第４号の時点で適用ある会計規則に基づく実効利率法を用いて損益計算書で認識しなければならない。取得後は、取得された資産は償却原価で評価される。**

**割引で取得された資産は、支払額で計上され、返済額と当該支払価格との差額は、満期まで実効利率法を適用し、金融収益として認識される。**

**本区分に含まれる資産の未収利息は、実効利率法を用いて計算され、損益計算書の「利息および類似収益」の項目において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。これらの証券の減損損失は、注記2.7に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる負債性証券は、注記2.3に記載の通り計上される。**

**－その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産。本区分には、償却原価で評価した金融商品または損益を通じて公正価額で評価した金融商品には分類されない当公庫が保有する負債性証券、ならびに子会社、合弁企業または関連企業以外の当公庫の各事業体に保有される持分証券であって損益を通じて公正価額で評価されるものに分類されないものが含まれる。**

**本区分に含まれる金融商品は、当初公正価額で測定され、直接金融資産の取得に関連する取引費用について調整され、満期まで、2017年スペイン中央銀行通達第４号の時点で適用ある会計規則に定められる実効利率法を用いて損益計算書で認識される（ただし、金融資産の満期が固定されていない場合を除く。）。金融資産の満期が固定されていない場合には、減損が生じた時点で損益計算書に計上されるか、または貸借対照表で損金処理される。その後、本区分に含まれる金融資産は、公正価額で評価される。**

**上記にかかわらず、十分に客観的な方法で公正価額を決定することができない持分証券は、注記2.7に記載の通り計算された減損を控除して、年次財務書類に取得原価で評価される。**

**これらの金融資産から生じた利息または配当金に相当する収益は、対応項目とともに、損益計算書の「利息および類似収益」（実効利率法を用いて計算する。）および「配当金収益」にそれぞれ計上される。これらの商品の減損損失は注記2.7に記載の通り計上される。ユーロ以外の外国通貨建ての金融資産に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジでカバーされる金融資産の公正価額の変動は、注記2.3に記載の通り計上される。**

**残る金融資産の公正価額の買収による変動は、金融資産が償却されるまでの間、すなわちかかる残高が損益計算書の「損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債の償却に係る損益」に計上されるまでの間、評価調整額として、対応項目とともに、当公庫の資本の部の「その他の累積包括利益」に計上される。**

**－償却原価で評価された金融負債。この区分の金融商品には、上記のいずれの区分にも含まれない金融負債が含まれる。**

**本区分に含まれる金融負債は、当初公正価額で計上され、直接金融負債の発行に帰属する取引費用について調整され、満期まで、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第４号）に規定される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、かかる金融負債は、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第４号）に規定される実効利率法を適用して計算される償却原価で測定される。**

**実効利率法を用いて計算されるこれらの資産について発生する利息は、損益計算書の「利息および類似費用」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証**

券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる金融負債は、注記2.3に記載の通り計上される。

上記にかかわらず、売却可能非流動資産に分類されるべき金融商品は、2017年スペイン中央銀行通達第４号規則第34条に基づき注記2.16に記載の通り年次財務書類に計上される。

財務書類におけるこうした区分への分類は、（ⅰ）当該事業体の金融資産管理の事業モデルおよび（ⅱ）金融資産の契約上のキャッシュフローの特徴という２つの要素に基づき行われる。

－金融資産は、以下の２条件を満たす場合、償却原価で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

（ⅰ）契約上のキャッシュフローを把握するために、金融資産の保有を目的とする事業モデルで管理されること。

（ⅱ）契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

－金融資産は、以下の２条件を満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

（ⅰ）金融資産の契約上のキャッシュフローおよび売上高の把握を併せて目的とする事業モデルで管理されること。

（ⅱ）契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

－金融資産は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴に起因して当該金融資産を上記ポートフォリオのいずれにも分類することができない場合に限り、売買目的保有の金融資産または損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産のポートフォリオに分類される。

上記にかかわらず、売買目的保有に分類すべきではなく損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産に分類可能な持分証券への投資につき、当該事業体は、当初認識において取消不能の形で、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに含めることを選択するものとする。この選択は、金融商品単位で実行される。

また、事業体は、損益を通じて公正価額で評価した金融資産に指定しなかったならば資産もしくは負債の評価により、または利益もしくは損失の認識により生じたであろう評価または認識の不一致が、かかる指定により解消するかまたは大幅に減少する場合（「会計上の非対称性」とも呼ばれる。）、当初認識において取消不能の形で、損益を通じて公正価額で評価した金融資産への指定を選択するものとする。会計上の非対称性がある場合、かかる選択は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴がどのようであるかにかかわらず実行される。

また、上記にかかわらず、事業体は、2017年通達第４号の定める要件が満たされる限り、ある金融資産を当初またはその後の認識において、損益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに属するものと指定することを選択するものとする。

金融商品ポートフォリオ間での再分類は、もっぱら以下の想定に基づいて行われる。

・事業体が金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合、事業体は、すべての金融資産を以下の条項に従って再分類することになる。かかる再分類は、再分類日以降、将来を見越して行われ、これに先立って認識された利益、損失または利息の修正再表示は必要とされない。一般的に、事業モデルの変更は稀である。

・事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた利益または損失は、損益計算書において認識される。事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該資産の再分類日における公正価額が、かかる資産の新しい総帳簿価額となる。

・事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた損失または利益は、その他の包括利益において認識される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。

・債務証券がその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類される場合、当該金融資産は、再分類日の公正価額で再分類される。資本の部のその他の累積包括利益における再分類日の累積損益は、再分類日における資産の簿価を対応項目として用いて消却される。したがって、かかる債務証券は、再分類日においてあたかもそれまで償却原価で評価されてきたかのように評価される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。

・事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引続き公正価額で評価され、以前に計上された価額の変動の修正計上は行われない。

・事業体が債務証券をその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引続き公正価額で評価される。資本の部の「その他の累積包括利益」におけるそれまでの累積損益は、再分類日において、当該会計期間の損益に移転される。

・子会社、合弁企業または関連企業への投資がかかる分類でなくなる場合、留保された投資額（もしあれば）は、再分類日における公正価額で評価され、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（留保された投資のその後の評価法に基づきいずれか該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失が認識される。

・子会社、合弁企業または関連企業として適格となる以前の事業体への投資は、支配、共同支配または重大な影響力を獲得する日まで、公正価額で評価される。この最終日において、事業体は、以前の投資の公正価額を見積もらなければならず、これに伴い、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失を認識する。該当する場合、資本の部のその他の累積包括利益における累積損益は、当該投資額が貸借対照表から償却されるまで維持され、この時点で準備金項目に再分類される。

・事業体は、金融負債については再分類を行わない。

・上記の条項において、以下の事情に起因する変更は、再分類とみなされない。

ａ）以前は外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効であった要素が、そのようにみなされるための要件に該当しなくなる場合。

ｂ）ある要素が外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効となる場合。

c）金融商品が、損益を通じて公正価額で評価される指定を受けたためまたはかかる指定を解除されたため、その評価が変更される場合。

2018年度において、当グループは、本年次財務書類の注記８および９に記載される再分類を行った。2017年度における再分類はなかった。

### 2.3 金融デリバティブ

金融デリバティブとは損益を提供する商品であり、特定の状況下では、取引および残高に関連する信用リスクおよび／または市場リスクの総額または一部の補償を認める。その方法としては、金利および特定の利率、個別の証券価格、為替レート・クロスカレンシーまたは同様のその他基準を裏付資産として利用する。当公庫は、組織的な市場または組織的な市場に対応する相対市場（店頭）の両方で取引される金融デリバティブを用いる。

当グループは、中でもとりわけ、金利リスク、為替レートおよび市場レートへのエクスポージャーを軽減するための戦略の一環として金融デリバティブを利用する。これらの取引が2017年スペイン中央銀行通達第４号規則第31条および第32条の特定要件を満たす場合には、かかる取引は「ヘッジ」とみなされる。

当グループがある取引をヘッジとみなす場合には、ヘッジに含まれる取引または商品の開始時からそのようにみなし、ヘッジは適切に文書化される。これらのヘッジ取引を文書化する際には、当グループが補填しなければならないリスクを考慮の上で、ヘッジされる商品またはヘッジを行う商品を適切に特定するとともに、補填しようとするリスクの性質、および当グループが有効期間中のヘッジの有効性を測定するために用いる基準または手法を特定する。

当グループは、その有効期間にわたり極めて効果的と考えられるヘッジについてのみ、ヘッジ会計を適用する。ヘッジは、予定の期間中にヘッジで補填されたリスクに帰属する公正価額またはキャッシュフローの変動がそれぞれ、ヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で完全に相殺された場合に極めて効果的であるとみなされる。

前記のようなヘッジの有効性を測定するために、当グループは、所定のヘッジ期間の開始日から終了日までに、ヘッジ対象のリスクに帰属するヘッジ項目の公正価額またはキャッシュフローのいずれか関連ある方の変動がヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で将来的にほぼ完全に相殺されると見込まれるかどうか、および遡及的にヘッジの結果がヘッジ対象の数値結果の80%から125%の測定範囲で変動するかどうかを分析する。

当グループが行うヘッジ取引は以下の科目に分類される。

－公正価額ヘッジは、連結損益計算書に影響を及ぼす金融資産および金融負債もしくは約定額または特定のリスクに関連するこれらの一部の公正価額の変動に関するリスクを補填する。

－キャッシュフロー・ヘッジは、特定のリスクに関連して、連結損益計算書に影響を及ぼす金融資産もしくは負債または将来当公庫が行う可能性の非常に高い取引から生じるキャッシュフローの変動を補填する。

測定値の差異は、ヘッジ項目および会計ヘッジとしてみなされた金融商品について特に言及する場合、以下の条件に従って計上される。

－公正価額ヘッジは、金融資産および金融負債もしくは会社約定またはこれら資産、負債もしくは約定のうち特定のリスクがある特定された部分の公正価額変動エクスポージャーを対象として、これらが損益計算書に影響を及ぼす限りにおいて、補填するものである。

－キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジ要素のうちヘッジの有効部分について生じる評価額の差異は、ヘッジされたキャッシュフローに関する評価調整として、一時的に「その他の累積

包括利益」に計上される。この種類のヘッジが行われた金融商品は、注記2.2に記載される判断基準に従い、当該ヘッジが行われた金融商品とみなされたことによる調整を行うことなく計上される。

最後の場合には、測定値の差異は、ヘッジ項目の損益が損益計算書に計上されるまで、または満期まで、損益として認識されない。

キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分に対応するヘッジ証券の評価額の差異は、連結損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」において直接認識される。

当グループは、ヘッジ商品が満了もしくは売却された場合、ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、または取引がヘッジと分類されなくなった場合にヘッジ会計を中止する。

上記の通り公正価額ヘッジ会計が中止され、ヘッジ項目が償却原価で計上される場合には、ヘッジ会計のために行われた評価額調整は、中止日に再計算された実効利率を適用してヘッジ項目の満期日まで損益計算書において認識される。

キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況においては、ヘッジからの累積損益は、貸借対照表の「その他の累積包括利益」に計上され、予定されたヘッジ取引が行われるまでこの科目に留まり、実行された時点で連結損益計算書に移転される。また、キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況で、ヘッジ要素が、金融資産または負債を計上することが予定された取引である場合には、計上される資産または負債の取得原価は調整される。予定された取引が行われないと予測される場合には、当該取引に関連する「その他の累積包括利益」の記載は直ちに損益計算書において認識される。

### 2.4　外貨建取引および機能通貨

当グループの機能通貨はユーロである。このため、すべてのユーロ以外の表示の残高および取引は、外貨建てとみなされる。

以下は、2018年および2017年12月31日現在、当グループの親会社であるICOが保有する外貨建金融資産および負債を示したものである（単位：千ユーロ）。

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| 英ポンド | 193,781 | 182,125 | 205,384 | ― |
| 米ドル | 1,475,765 | 5,764,567 | 1,012,169 | 6,133,819 |
| スイス・フラン | 44 | 373,200 | 66 | 462,475 |
| 日本円 | 908 | 166,865 | 851 | 192,578 |
| その他の通貨 | 157,794 | 397,137 | 203,325 | 663,300 |
| | **1,828,292** | **6,883,894** | **1,421,795** | **7,452,172** |

以下は、2018年および2017年12月31日現在、当公庫が記録した、種類別の外貨建資産および負債に相当するユーロを示したものである（単位：千ユーロ）。

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| 信用機関への貸付 | 448,477 | | 341,976 | |
| 顧客への貸付 | 1,378,756 | | 1,078,164 | |
| その他の金融資産 | 1,059 | | 1,655 | |
| 信用機関への預金 | ― | 1,173,697 | ― | 772,813 |
| 負債性証券の発行 | ― | 5,709,176 | ― | 6,677,695 |
| その他の金融負債 | ― | 1,021 | ― | 1,664 |
| | **1,828,292** | **6,883,894** | **1,421,795** | **7,452,172** |

当初認識される際には、外貨建ての借方と貸方の残高は、認識日の直物為替レート（即時払い用の為替レート）にて、機能通貨に換算される。当初の認識後は、外貨建ての残高を機能通貨に換算する場合には以下の規則が適用される。

ⅰ）貨幣性資産および負債は、年度末の為替レート（年次財務書類に記載される日付現在の平均直物為替レート）にて換算される。

ⅱ）取得原価で評価される非貨幣性項目は、取得日の為替レートで換算される。

ⅲ）公正価額で評価される非貨幣性項目は、公正価額が決定される日の為替レートで換算される。

ⅳ）収益および費用は、取引日の為替レートを適用して換算される。しかしながら、著しい変動がない限りは、期間の平均為替レートが当該期間中に実施されたすべての取引について適用される。減価償却費は当該資産に適用される為替レートで換算される。

外貨建ての借方と貸方の残高の換算により生じる為替損益は、通常、連結損益計算書に計上される。しかしながら、公正価額で評価される非貨幣性項目について生じる為替損益の場合は、公正価額の調整が「その他の累積包括利益」に計上され、非貨幣性項目の再評価に関する為替レートの要素が分類される。

当グループが事業を行う主要外貨建ての残高を換算する際に使用するのは、2018年および2017年12月31日に欧州中央銀行が発表した市場レートである。

外貨建ての受取債権および支払債務の換算により生じる為替差損益の純額は、2018年12月31日現在、49,884千ユーロの利益（2017年12月31日現在は24,553千ユーロの利益）にまで上った。

### 2.5　収益および費用の認識

以下の要約は、収益と費用を認識する際に当グループが採用する最も重要な基準である。

#### 2.5.1　受取利息、支払利息、配当金および類似項目

通常、受取利息および支払利息ならびにその類似項目は、会計の目的上、発生主義に基づき適用ある規則において定義される実効利率法を用いて認識される。他社より受領する配当金は、連結企業が配当金を受領する権利が発生した時点で認識される。

#### 2.5.2　手数料、報酬および類似項目

事業の実効利率の計算に含まれるべきでない、または金融資産もしくは負債の取得原価を構成しない手数料に関する収益および費用ならびに類似の報酬は、損益を通じて公正価額で評価したものを除き、その性質に基づく様々な基準を用いて連結損益計算書で認識される。最も重要な項目は以下の通りである。

－損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債に関連する金額は、支払日に損益計算書において認識される。

－長期取引または役務から生じる金額は、当該取引または役務の期間中に損益計算書において認識される。

－一度限りの事象に関連する金額は、当該事象が発生した際に損益計算書において認識される。

#### 2.5.3　金融外収益および費用

これらの金額は、発生主義に基づき認識される。

#### 2.5.4　繰延回収および繰延支払

繰延回収および繰延支払は、発生した会計期間を基準として、市場レートで予想キャッシュフローを更新して算定した金額で財務書類に認識される。

### 2.6　残高の相殺

取引により生じる借方および貸方の残高は、契約上または法律上、相殺が可能であり、会社に存在し、純額で決済されるものまたは現金化と同時に支払われるものに限り、相殺され、連結貸借対照表に純額で表示される。

次へ

**2.7　金融資産の減損**

**金融資産の簿価は、減損損失が生じたという客観的証拠がある場合には、一般に連結損益計算書について調整される。**

**－貸付および負債性証券等の債務証書については、当初の認識後、将来のキャッシュフローに悪影響を及ぼす事象または様々な事象の複合的な効果が生じる場合**

**－持分証券については、当初の認識後、ある事象または様々な事象の複合的な効果により簿価を回収できない場合**

**原則として、減損金融証書の価額修正は、当該減損が生じた期間の損益計算書に計上され、以前に計上された減損損失の回収（もしあれば）は、損失が解消または軽減された期間の損益計算書において認識される。減損について認識された金額の回収が不可能であると考えられる場合、かかる金額は、貸借対照表上から削除される。しかし、制限期間の満了、消却その他の原因により当グループの請求権が消滅するまで、当グループは、かかる金額の回収のために必要な措置を講じることはできる。**

**債務証書および偶発リスクポートフォリオは、その所有者、保証または仲介にかかわらず、当グループが晒される信用リスクを決定し、価額の減損のヘッジ要件を見積もるために分析される。年次財務書類の作成のため、当グループは、その起こりうる顧客および国の支払不能リスクを別々に分析することにより信用リスクの観点から運用を分類する。**

**債務証書の将来キャッシュフロー見積額は、当グループが証書有効期間中に受領すると考えている元本および利息である全額である。年次財務書類作成の時点で利用可能な関連情報のすべてが、この見積りの際に考慮される。当該関連情報は、契約上のキャッシュフローの将来の回収の可能性についてのデータを提供するものである。また、証券の将来のキャッシュフローを含み証書を見積もる際、保証の可能性にかかわらず、その取得およびその後の売却の費用の額を差引いて、その実現の結果となるキャッシュフローが考慮される。**

**見積将来キャッシュフローの額の現在価値の計算において、契約上の利率が固定金利の場合、証書の当初の実効金利が更新利率として使用され、変動金利の場合、契約の財務条件に応じて決定される財務書類が関係する日付の実効金利が使用される。**

**償却原価で評価する債務証書については、減損損失額は、簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値とのマイナス差額に等しく、見積将来キャッシュフローの現在価値は、固定金利の場合には当初の実効金利、変動金利の場合には契約条件に従い計算される年次財務書類日現在の実効金利を用いて計算される。上場債務証書の場合には、当グループが回収する価額を表すものと十分に信頼できることを条件として時価が用いられる。**

**減損が生じたという客観的な証拠は、すべての重要な債務証書については個別に、個別に重要ではない債務証書のグループについては個別にまたは集合的に決定される。特定の証券を類似のリスクを有する資産グループに含めることができない場合には、減損が生じているかどうか個別に分析され、生じている場合には減損損失額を見積もる。**

**金融資産のグループについては以下の通り集合的に見積減損損失額が評価される。**

**－債務証書は、契約条件に従い債務者が全額（元本および利息）を支払う能力を示す類似の信用リスクの特徴を有するグループに分類される。資産をグループ化する際に考慮する信用リスクの特徴は、例えば証券の種類、債務者の業種、営業地域、保証の種類、支払遅延日数等将来キャッシュフローの見積りに関連するものである。**

－債務証書の各グループの将来キャッシュフローは、過去のデータを現在の市況に当てはめるための調整を施した上で、当グループについて類似の信用リスクを有する証券の過去の損失の実績に基づき見積もられる。

－各グループの減損損失は、グループ全体の債務証書の簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値との差異である。

連結損益計算書の変動を通じて公正価額で評価されない債務証書、偶発リスクおよび約定額は、顧客または取引に帰属する支払不能リスクに基づき、2017年スペイン中央銀行通達第４号の別紙IXに定められる科目に分類される。標準リスクに分類されない債務証書については、支払遅延日数、提供された保証、顧客の財務状況および適切な場合には保証人を考慮して、上記規制に定める基準に基づき必要とされる特定の減損ヘッジについて見積りが行われる。

同様に、これらの金融商品は、カントリー・リスクから派生する信用リスク（通常の商業リスク以外の状況により顧客が居住する国に関連するリスクであるとする。）を決定するために評価される。

上記の特定の減損ヘッジに加え、当グループは、連結損益計算書を通じて公正価額で評価しない債務証書に内在する損失およびグループ・ヘッジを通じて標準リスクとして分類される偶発リスクに対するヘッジを行う。当該グループ・ヘッジは、特定の取引に割り当てられていない統計手法を用いて計算される、減損実績および年次財務書類日現在に発生した内在する損失に関連する評価時点におけるその他のよくある状況に基づき計算される。

この意味で、当グループは、スペイン中央銀行が業界における経験および情報に基づき設定したパラメーターを使用し、債務証書に内在する減損損失および標準リスクとして分類される偶発リスクを補填するための手法および金額を決定しており、当該パラメーターは、データに応じて定期的に変更される。減損損失のヘッジを決定する手法は、適用される会計規則で定められる一定の割合に基づいており、これは適用される規制で定められる金融商品のリスクの分類に応じて異なる。当該の変化は、上述の規制で定められる金融商品のリスクの分類によって決まる。

基本的に、債務証書の減損は、業務が属するリスクセグメントおよび満期日経過期間に基づき、下記の割合を効果的な担保により回収される額でカバーされない未払いリスクに適用することで計算される。

| | 90日超<br>6ヶ月以内 | 6ヶ月超<br>9ヶ月以内 | 9ヶ月超<br>1年以内 | 1年超<br>15ヶ月以内 | 15ヶ月超<br>18ヶ月以内 | 18ヶ月超<br>21ヶ月以内 | 21ヶ月超 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **非金融機関および個人起業家** | | | | | | | |
| 特別融資 | | | | | | | |
| 建設および不動産開発 | 60 | 70 | 80 | 85 | 90 | 100 | 100 |
| 建設土木工事 | 55 | 65 | 70 | 75 | 85 | 90 | 100 |
| その他の特別融資 | 50 | 60 | 70 | 85 | 90 | 100 | 100 |
| 非特別融資 | | | | | | | |
| 大企業 | 50 | 60 | 70 | 85 | 90 | 100 | 100 |
| 中小企業 | 55 | 65 | 70 | 80 | 85 | 90 | 100 |
| 個人起業家 | 30 | 40 | 50 | 60 | 75 | 90 | 100 |
| **住居** | | | | | | | |
| 住宅購入 | | | | | | | |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証） | 40 | 45 | 55 | 65 | 75 | 90 | 100 |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証） | 40 | 45 | 55 | 65 | 75 | 90 | 100 |
| 別宅 | 40 | 45 | 55 | 65 | 75 | 90 | 100 |
| 消費者信用（クレジットカード負債を含む。） | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 95 | 100 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **その他** | **50** | **60** | **70** | **80** | **90** | **95** | **100** |

標準リスクとして分類される業務に対する一般的な引当金は、警戒リストにおける標準リスクに対して計算されたものとは異なる。どちらも下記の割合を効果的な保証でカバーされない未払いエクスポージャーに適用することで計算される。

| | 標準リスク | 警戒リストにおけるリスク |
|---|---|---|
| **非金融機関および個人起業家** | | |
| 特別融資 | | |
| 建設および不動産開発 | 1.9 | 27.6 |
| 建設土木工事 | 1.9 | 18.8 |
| その他の特別融資 | 0.5 | 7.5 |
| 非特別融資 | | |
| 大企業 | 0.5 | 7.5 |
| 中小企業 | 0.9 | 12.7 |
| 個人起業家 | 1.1 | 11.6 |
| **住居** | | |
| 住宅購入 | | |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証） | 0.6 | 13.0 |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証） | 0.6 | 13.0 |
| 別宅 | 0.6 | 13.0 |
| 消費者信用 | 1.5 | 16.0 |
| そのうち：クレジットカード負債 | 0.8 | 9.0 |
| その他 | 1.5 | 16.0 |

ヘッジを計算するための効果的な担保の見積りには、以下の該当担保の基準値における推定割引が適用される。

| 実物保証の種類 | 基準値における割引率（%） |
|---|---|
| **抵当保証（第一順位）** | |
| 建造物および完成建造物構成要素 | |
| 住宅 | 30 |
| オフィス、公共施設、倉庫 | 40 |
| その他 | 45 |
| 注文された都市部における土地および開発可能用地 | 40 |
| その他の不動産 | 45 |
| **金融機関の提示された担保** | |
| 貨幣預金 | 0 |
| その他の市場性のある金融機関 | 10 |
| その他の市場性のない金融機関 | 20 |
| **その他の実物保証（例：二番抵当、動産）** | 50 |

該当するヘッジの評価を目的とした負債の支払において差し押さえたまたは受領した不動産資産については、当該資産の基準値につき以下の割引が適用される。

| 差押物件の種類 | 基準値における割引率（%） |
|---|---|
| **建造物および完成建造物構成要素** | |
| 住宅 | 25 |
| オフィス、公共施設、倉庫 | 27 |
| その他 | 30 |
| **注文された都市部における土地および開発可能用地** | 30 |
| **その他の不動産** | 35 |

個別に有効なすべての債務証書および過去３ヶ月間に生じた価格の下落により計算された集合的な減損損失に関し、契約条件に基づく未収利息は、連結損益計算書において認識されない。

他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に含まれる負債性証券および持分証券の減損損失額は、その取得原価（元本返済額調整後）と公正価額の差額から、すでに損益計算書で認識された減損損失を控除した額に等しい。

公正価額の減少が減損によるものであるという客観的証拠がある場合には、純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」に直接認識された潜在的損失は、直ちに損益計算書に計上される。減損損失の全部または一部が後に回収される場合、かかる回収額は、負債性証券の場合には回収期間の損益計算書、持分証券の場合には純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」において認識される。

売却目的保有の非流動資産として分類される負債性証券および持分証券については、資本に計上された損失は、実現したものとみなされ、分類が行われた日に損益計算書で認識される。

関連企業、合弁企業および子会社における株式については、当公庫は、回収可能額と簿価を比較して減損損失を見積もる。減損損失は、減損損失が生じた年度の損益計算書に計上され、その後の回収は、回収期間の損益計算書に計上される。

減損等として計上される金額は、回収が不可能であると考えられる場合、貸借対照表から削除されるが、当公庫は、終了、取消またはその他の理由によりかかる権利が恒久的に抹消されない限り、回収を試みるのに必要な行動をとることが可能である。

### 2.8 財務保証および関連引当金

財務保証契約とは、法律上の種類（とりわけ保証、財務保証保険契約、または信用デリバティブ）を問わず、債務者が債務証書の当初のまたは修正された条件に基づく特定の支払義務の履行をしない場合に、債権者が被った損失を返済するために特定の支払を行うことを発行者に要求する契約をいう。

財務保証契約の発行者は、保険会社により発行された契約を除き、当該契約につき、公正価額に取引費用（その発行に直接起因する。）を加えた額を「その他の金融負債」の項目に計上した。

当初は、相互独立条件における単独取引の範囲内で関係のない第三者に発行された財務保証契約の公正価額は、受領されたプレミアムに受領されるキャッシュフローの現在価値を足した額であり、類似の条件およびリスクで当グループが発行した金融資産と類似の金利を使用する。同時に、上記の金利で受領される将来キャッシュフローの現在価値は受取債権として認識される。

当初の認識後、契約は以下の基準に従い扱われる。

ⅰ）受領する財務保証の手数料またはボーナス価額は、損益計算書に差異を金融収益として計上することにより更新される。

ⅱ）不良と認められていない財務保証契約の価額は、保証の予定有効期間にわたり定額法で、またはその他の基準により損益計算書に計上される部分を差引いた当初の認識額である。ただし、これがより正確に保証の認識による経済リスクと利益を反映することを条件とする。

財務保証契約を不良と分類することは、「偶発債務および不確定約定額の引当金」の項目に含まれる関連するヘッジを意味する。

### 2.9 リース会計

#### 2.9.1 ファイナンスリース

ファイナンスリースとは、リース対象資産が有する実質的にすべてのリスクおよび報酬を借主に転嫁するものをいう。

当グループがファイナンスリース取引においてある資産の貸主として行為する場合には、借主が受領する金額の現在価値と保証された残余価値の合計（通常はリースが終了する際の買取オプション価格）は第三者に対して提供された融資として計上される。そのため、借主の性質に応じて連結貸借対照表において、「貸付および受取債権」として計上される。

当グループがファイナンスリース取引において借主として行為する場合には、リース対象資産の費用は当該資産の性質に応じて連結貸借対照表に計上され、同額の負債が計上され、その金額はリース対象資産の公正価額および貸主に対して支払われる金額の現在価値と適切な場合には買取オプション行使価格の合計のいずれか少ない方となる。これらの資産は、当グループの自己使用目的の有形固定資産に適用されるもの（注記2.12を参照のこと。）と同率で減価償却される。

いずれの場合においても、ファイナンスリースにおける金融収益および金融費用はそれぞれ、期間差異を見積もるためにリースについて実効利率法を適用して、適用ある規則に従って計算され、連結損益計算書の「利息および類似収益」および「利息および類似費用」に計上される。

**2.9.2　オペレーティングリース**

**オペレーティングリースにおいて、リース対象資産の所有権ならびに実質的にすべての所有権に係るリスクおよび報酬は貸主が保有する。**

**連結企業がオペレーティングリース取引において貸主として行為する場合には、リース対象資産の取得原価は、当該資産の性質に応じて、「不動産投資」の「有形固定資産」または「オペレーティングリースにより譲渡されたその他の資産」に計上される。これらの資産は、類似の自己使用目的の有形固定資産について採用された方針に基づき減価償却される。リース契約の収益は、定額法で連結損益計算書の「その他の営業収益」において認識される。**

**当グループがオペレーティングリースにおける借主として行為する場合には、リースの費用（貸主により付与される奨励金を含む。）は定額法で損益計算書の「その他の管理費」に計上される。**

**2.10　人件費**

**2.10.1　短期報酬**

**従業員への短期報酬とは、従業員が役務を提供した年度末後12ヶ月以内に行われる支払をいう。報酬は一般に、当期の人件費として、受領し、記録した役務について支払われる金額で、調整を行わずに測定され、負債の見越勘定が費用の合計とすでに支払われた金額との差異について計上される。**

**2.10.2　退職後約定金**

**当公庫によって取得された年金契約に関して、当グループが従業員に関して締結したものは、有効な団体賃金協約に反映されており、確定拠出契約に相当する。**

**当公庫の従業員は、政府が提供し、2002年11月29日勅令第１号により承認された年金制度および基金規制法および2004年２月20日勅令第304号により承認された同規則の規制を受ける共同従業員年金制度に加入しており、同制度は、ヘスティオン・デ・プレビシオン・イ・ペンシオネス・エンティダ・ヘストラ・デ・フォンドス・デ・ペンシオネスが運用し、BBVAに預託されるBBVAエンプレオ年金基金に含まれる。**

**確定拠出契約として、当公庫は、キャリア公務員または暫定政府職員、契約社員、臨時社員または上級管理職であるかにかかわらず、毎年５月１日現在勤続年数が２年を超える従業員のために年次拠出を行う。年次拠出額を計算する際に以下のパラメーターが考慮される。**

**・従業員が帰属する専門集団**

**・勤続年数（契約にかかわらず、従業員が政府に勤務した３年間の数とする。）**

**拠出金額は、毎年一般国家予算で承認された金額である。2018年12月31日現在、当年度において連結損益計算書の「人件費」として計上された費用はなく、2017年12月31日現在の過年度においてもなかった。**

**2.10.3　死亡障害給付金および退職金**

**退職前に当公庫が従業員と締結した退職金および死亡障害給付金についての契約およびその他類似の項目は、年次財務書類日現在の法定債務および潜在的債務の現在価値を計算し、保険数理上の損失から保険数理上の利益を差し引いたもの、認識されていない過去の役務費用および約定額を保障する資産（保険契約を含む。）の公正価額を控除して見積もられる。過去の役務費用および保険数理上の利益または損失の全額は直ちに認識される。**

**2018年12月31日現在、退職後給付のための引当金919千ユーロ（2017年12月31日現在は423千ユーロ）が当グループにより計上されている。**

### 2.10.4　退職手当

退職手当は、当グループが従業員または従業員グループを通常の退職日前に確実に解雇する場合、または従業員の希望退職の奨励金として報酬を支払う場合に限り、連結損益計算書の「人件費」および連結貸借対照表の「引当金」において「年金および年金類似債務引当金」に計上される。

2018年および2017年12月31日現在、当グループはこの項目について引当金を計上しておらず、当該割当を要する制度または契約も存在しない。

## 2.11　法人税

法人税は、費用とみなされ、連結損益計算書の「法人税」の項目に計上される。

当期法人税費用は、当該年度の課税所得について支払うべき金額として計算され、当該年度の一時差異から生じる資産および負債の残高の変動、税額控除および欠損金繰越について調整される（注記23を参照のこと。）。

当グループは、資産または負債の簿価と課税標準額に差異がある場合には、一時差異があるとみなす。税務上資産または負債に帰属する金額は課税標準とみなされる。課税対象一時差異とは、当グループが将来政府に対する支払債務を負うことである。控除可能一時差異とは、当グループに対して償還権が生じ、または将来政府に支払うべき金額が減少することをいう。

税額控除および欠損金繰越とは、活動が完了し、または結果が得られたとしても、税制に定める条件が満たされるまで税務上確定申告には適用されない金額をいい、当公庫は、将来適用する可能性がある。

当期税金資産および負債とは、税金が認識された日から12ヶ月以内に当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。繰延税金資産および負債とは、将来当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。

繰延税金負債は、すべての課税対象一時差異について認識される。上記にかかわらず、営業権の認識に基づく繰延税金負債は計上されない。

当グループは、以下の条件を満たす場合に、控除可能一時差異、税額控除または欠損金繰越から生じる繰延税金資産のみを認識する。

－繰延税金資産は、当グループが相殺するに十分な将来の課税所得が生じるとみなす場合に限り認識される。

－欠損金から生じる繰延税金資産の場合には、今後繰り返して生じる可能性が低い理由により生じたものとする。

資産が当初認識される場合、企業結合から発生しない場合、かつ認識時に、帳簿または課税所得に影響を及ぼさない場合には、繰延税金資産または負債は認識されない。

各決算時に、繰延税金資産および負債は有効であることを確認するために見直され、評価の結果に基づき調整される。

## 2.12　有形固定資産

### 2.12.1　自己使用目的の有形固定資産

自己使用目的の有形固定資産には、当公庫が管理目的で現在または将来の自己使用のためまたは資産の製造または供給のために保有する資産で、１会計年度を超えて使用する予定のファイナンスリースに基づき所有または取得した資産が含まれる。とりわけ、この科目には当グループが第三者に対す

る債権を表章する金融資産の全部または一部の決済として受領する有形固定資産で、内部での継続的な使用が見込まれるものが含まれる。

自己使用目的の有形固定資産は、貸借対照表に取得原価で計上され、取得原価は、支払われた対価の公正価額に支払済みまたは支払予定の金銭を加え、累積減価償却費および（必要に応じて）各項目の正味価格と対応する回収可能価格とを比較して決定される見積減損損失額を差引いた金額となる。

上記の目的において、当グループの自己使用目的の有形固定資産の一部を構成する担保実行資産の取得原価は、担保実行と引き換えの金融資産の正味価格に類似している。

減価償却費は、定額法で、取得原価から残余価値を差引いて計算される。建物その他建造物が建っている土地は、期間無制限であるため、減価償却されない。

有形固定資産の減価償却費は連結損益計算書の「減価償却費－有形固定資産」に計上され、該当資産の推定耐用平均年数に基づき計算される以下の減価償却率に相当する。

| | 年率 |
|---|---|
| 建造物 | ２％ |
| 備品 | ４％から15% |
| 器具および事務機器 | 10% |
| コンピューター機器 | 25% |
| 輸送機器 | 16% |

各決算期において、当グループは、内部または外部で有形固定資産の正味価値が回収可能価格を超える兆候があるか否かを判断する。兆候がある場合には、該当資産の簿価は回収可能価格に減額され、将来の減価償却費用は、新たな見積りを要する場合には調整後の簿価および新たな残余耐用年数に比例的に調整される。自己使用目的の有形固定資産の簿価の減額は、必要に応じて連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」に計上される。

同様に、有形固定資産の減損が回収されたことを示す場合には、当公庫は、過年度に計上された減損損失の解消を連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」において認識し、将来の減価償却費を調整する。いかなる場合においても、資産に関連する減損損失の解消は、過年度に減損損失が認識されなかった場合に得たはずの簿価を上回らない。

また、自己使用目的の有形固定資産の推定耐用年数は、少なくとも年に一度大幅な変動がないか見直される。変動がある場合には、新たな推定耐用年数に基づき将来連結損益計算書に計上する減価償却費を訂正することで調整される。

自己使用目的の有形固定資産に関する維持管理費用は、かかる費用が発生した年度の連結損益計算書の「その他の管理費」に計上される。自己使用目的の有形固定資産のための資金調達により発生した金融費用は、発生時に損益計算書に計上され、当該費用は取得原価に含まれない。

### 2.12.2　不動産投資

連結貸借対照表の「不動産投資」においては、賃貸用または将来の時価の上昇により売却益を得るために保有している土地、建物その他建造物の正味価値を認識する。

不動産投資の取得原価の認識について減価償却、それぞれの耐用年数の見積りおよび減損損失の記録に適用される基準は、自己使用目的の有形固定資産に関するものと一致する（注記2.12.1を参照のこと。）。

**2.13　無形資産**

無形資産とは、物理的に存在せず、取引の結果生じ、または当グループが内部で開発した特定可能な非貨幣性資産をいう。客観的に合理的な原価を見積もることができ、当公庫が将来財務的利益をもたらすとみなす無形資産のみが会計上認識される。

営業権以外の無形資産は、取得原価または生産原価から累積減価償却費および減損損失を調整した額で貸借対照表において認識される。

無形資産は、あらゆる要素について評価し、当公庫に対して純キャッシュフローを生じる期間に予測可能な期限がない場合には、無期限の耐用年数を有するものとし、その他のあらゆる場合には期限付耐用年数を有するものとする。

各決算期に、当グループは、無期限の継続を確認するために、それぞれの残存耐用年数を見直すが、無期限の耐用年数を有する無形資産は償却されない。これ以外の場合には必要な措置を取る。

期限付耐用年数を有する無形資産は、有形固定資産に適用されるものと類似のいくつかの基準を用いて償却される。これらの無形資産についての年次減価償却費は連結損益計算書の「減価償却費－無形資産」に計上される。

耐用年数の期限の有無にかかわらず、当グループは、無形資産の減損を認識し、対応するものとして、連結損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」にそれらを計上する。これらの資産に対する減損損失および適切な場合には過年度に認識された減損損失の解消の認識に適用される手法は有形固定資産に適用されるものと同様である。

**2.14　引当金および偶発債務**

連結年次財務書類を作成するにあたり、当グループは、引当金と偶発債務を以下の通りに区別した。

－引当金とは、事業体に対して金融損失が生じる過去の事象から派生した貸借対照表日現在有効な債務を対象とする貸方残高である。かかる損失が発生する可能性は高く、種類を特定できるが、その金額または決済日を決定することはできない。

－偶発債務とは、過去の事象の結果として生じる可能性がある債務のうち、当グループの支配を超える一つまたは複数の将来の事象を条件として存在するものである。

当グループの年次財務書類には発生の可能性がある債務に対するすべての重要な引当金が含まれる。偶発債務は、連結年次財務書類において認識されないが、2017年スペイン中央銀行通達第４号の要件に基づき情報が開示される（注記19を参照のこと。）。

引当金は、当該事象の状況に関して入手可能な最善の情報を用いて数量化され、年度末に再度見積もられる。当該引当金は、当初認識した特定の債務を充足するために使用されるが、当該債務が消滅または減少した場合には、全部または一部が繰り入れられる。

2018年および2017年末、当グループに対して、通常の業務から生じる法的手続きおよび請求が多数提起された。当グループの法律顧問および取締役は、これらの手続きおよび請求の終了により、これらが終了する年度の連結年次財務書類に必要に応じて開示されるもの以外に重大な影響を及ぼさないと理解している。

前期の基準に従い必要とみなされる引当金は、連結損益計算書の「引当金経費または引当金の戻入」に計上される。

**2.15　キャッシュフロー計算書**

キャッシュフロー計算書において用いられる用語は、以下の意味を有する。

－キャッシュフローとは、現金および現金同等物の流入および流出をいい、流動性が高く、価値の変動リスクが低い短期投資をいう。

－営業活動とは、一般的な金融機関の活動および投資または金融活動に分類されないその他の活動をいう。

－投資活動とは、非流動資産ならびに現金および現金同等物に含まれないその他の投資の取得、売却またはその他の手段による処分をいう。

－金融活動とは、持分および負債の規模および構成を変更する活動のうち、営業活動を構成しないものをいう。

### 2.16　売却目的保有の非流動資産およびそれに関連する負債

連結貸借対照表の「売却目的保有の非流動資産」には、当該資産の現状で、年次財務書類日から１年以内に売却される可能性が高い個別の項目の簿価が含まれる。

例外的に、１年を超える期間にわたって売却されることが予想される場合には、当グループは、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない要素の売却目的保有のグループおよび非流動資産に係る損益」の項目における時間的価値の変動を加味し、最新の売却価格を算定する。

その結果、金融資産または金融外資産であるこれらの項目の簿価は、継続的な使用ではなく売却価格を通じて回収される。

特に、債務者の当公庫に対する支払義務の全部または一部の決済のために当グループが受領した不動産その他の非流動資産は、当グループがこれらの資産を継続して使用することを決定しない限りは、売却目的保有の非流動資産とみなされる。

対称的に、「売却目的保有の非流動資産に関連する負債」は、グループに関連するまたは当グループの業務の障害に関する貸方残高を含む。

売却目的保有の非流動資産は、一般に認識時の簿価と見積売却費用を調整した公正価額のいずれか低い方で測定される。種類に応じて減価償却される有形固定資産および無形資産は、本科目に含まれる間は減価償却されない。

資産の簿価が売却費用を調整した公正価額を上回る場合には、当公庫は、資産の簿価を超過額分調整し、対応するものとして、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない要素の売却目的保有のグループおよび非流動資産に係る損益」に計上する。資産の公正価額がその後増加する場合には、当グループは、すでに計上した損失を取り消し、減損前の価格を上限として簿価を増額し、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない要素の売却目的保有のグループおよび非流動資産に係る損益」に計上する。

売却目的で行われる保有の非流動資産の売却の結果については、連結損益計算書の「廃止事業に分類されない要素の売却目的保有のグループおよび非流動資産に係る損益」に示されている。

ただし、中断されている事業の一部である、金融資産、従業員給与からの資産、繰延税金資産および保険契約のための資産は、前段落に従うのではなく、この概念に適用される注記２の上記の段落に説明のある原則および規則に従って評価される。

### 注記３　顧客支援サービス

2004年７月24日、EC0734法令が制定された。これは顧客支援サービス業務に関連するもので、顧客支援サービスならびに銀行サービスおよび信用機関の擁護官の規制を目的としている。当グループは、顧客サービス部門の設置を義務付けられてはいないが、当公庫は、かかるサービスに関し、金融機関として遂行する業務に関して受けるあらゆる要求および苦情に対処している。質の高いサービス

を提供するため、2006年12月、当グループはICOの貸付者、利用者および顧客からのあらゆる苦情および提案を受付け、処理し、対応し、かつ返答する業務を集中的に行う部署の設置を決めた。

2018年に受けた苦情の件数は93件であり（2017年は72件）、平均4.6営業日以内に処理された（2017年と同様）。全苦情の68%が仲介業務（ICOダイレクトおよびICO SGR）における与信取引関連であり、そのためこれらは該当する信用機関に引き渡された。その他９%の苦情は、ICOダイレクト業務の払戻しまたは決議に関するものであり、また23%の苦情は、その他の問題に関連するもので、当グループが扱う製品やサービスには関連しないものであった。

### 注記４　利益の分配

連結年次財務書類作成日現在での2018年における親会社の利益の分配については、理事会による決定はなされていない。かかる分配は、当公庫の定款の規定に従って行われる。

### 注記５　当グループの親会社である当公庫に関するリスク・エクスポージャーおよびその他の情報

#### 5.1　リスクーその全般的特徴

リスクは金融活動に内在するものである。リスクを正しく測定し、管理し、制御することにより、顧客、投資家および従業員の信頼の基礎となる適切な利益率の達成と事業体の支払能力の維持が容易になる。

金融機関が抱えるリスクを詳細に分類することを目的としなければ、流動性リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーション・リスクの４種類に分類することができる。

- 流動性リスクとは、債務返済に見合うだけの十分な流動資産が欠如する結果生じるリスクをいう。これは、不適切な資産および負債の満期構造または例外的な市場危機によって起こる。
- 市場リスクとは、国内外通貨の金利、為替、株価のような金融変数の不利な変動により生じる損益計算書および資本に影響を及ぼすリスクをいう。かかるリスクは、貸借対照表上または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオに関する市場リスクの二つに大別される。
- 信用リスクとは、投資の推定期間内にかかる投資の元利金全額が回収できないリスクをいう。かかるリスクは、銀行との関係における相手方リスクおよび投資活動における信用リスクの二つに大別される。
- オペレーション・リスクとは、予測不能な状況における管理上、社内手続上、会計上、IT関連、法的または外的な過誤の結果生じるリスクをいう。

金融機関として、当グループの親会社であるICOは、これらの種類のリスクに晒されており、理事会が承認したリスク方針マニュアルに従って、これらを効果的に管理するよう、識別し、計量化し、監視しなければならない。かかるマニュアルは、様々な方法、適用ある規制・手続きおよび組織構造を編集したものである。

#### 5.2　リスクー組織構造

あらゆるリスクをカバーするため、当公庫は、（2018年８月29日理事長通達第３号に基づき）管理およびリスク・財務局長の管轄下のリスク局長の下に特別部署を設置した。

リスク局長の職務には、内部リスク方針ならびに当公庫の財務リスクおよび信用リスクの分析・管理・監視方法の作成および提案、ICOの信用リスクの許容性の評価ならびに国内的および国際的なリスク規制にICOが適合しているかの監督、また同時にその権限の下にある部門の業務遂行の運営、調整および監督等が含まれる。

**リスク専門の部署とは、リスク計量化技法および承認部、グローバル・リスク管理部、継続管理および回収部、であり、それぞれが決められた職務を遂行している。**

**グローバル・リスク管理部の主な職務は以下の通りである。**

- **当公庫の金融リスクの計量化技法の作成、提案および管理。**
- **金融リスクの上限および承認済みのリスク方針の遵守の監督。**
- **借り手の信用枠の定期的な分析、監視および見直し、それらの分析ならびに貸付仲介業者と借り手の水準の監視。**
- **リスク計量化システム、バックテストおよびストレステストの定義および見直し。**
- **新規金融商品のための市場価額基準の提案、リスクの計量化および潜在的（追加）リスクに係る技法の設定。**
- **当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の法律の適用についての分析。**
- **新規商品の市場価格および構造ならびにその潜在的（追加）リスクの評価。**
- **リスクに係る承認された技法の正確な適用の監督。**
- **流動性枠証券化ファンドの運営における信用リスクの分析。**
- **流動性、市場、信用度および新規商品に関する新たなリスク限度枠の提案。**
- **資産および負債に係る委員会、管理委員会、監視委員会および理事会に向けたリスクの状況の報告および分析。**
- **スペイン中央銀行に対する金利リスク、流動性比率、巨大リスクおよびバーゼル比率の状態の報告。**
- **当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するEU指令およびスペイン国内の規則の採用についての分析。**
- **リスク調整後リターンツール（RAR）の更新および維持管理。**
- **リスク調整後資本利益率（RORAC）におけるICOの価格統制ツールの更新および維持管理。**
- **リスク・アペタイト・フレームワーク（MAR）。**
- **証券化に関する分析、検討および報告。**

**リスク計量化技法および政策地域を決する、リスク計量化技法および承認部は主として以下の機能を含む。**

- **新規資産商品および自動化手続きに含まれていない直接信用供与のリスクが許容範囲内であるかどうかの評価。**
- **顧客および顧客の金融グループに関し、ICOにより承認された直接信用供与のリスク限度枠が適切であるかどうかの分析。**
- **すでに形成されており意思決定機関の承認が求められる事業の変更をICOが実行する上でのリスクの分析および評価。**
- **当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。**
- **ICOからの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会の調整。**
- **直接信用供与のリスク方針および／または適切である場合にはICOによりすでに承認された方針の変更に関し、ICO内部の意思決定機関による承認の定義および提案。**
- **必要とされる財務業務に関するカントリー・リスク報告の作成および改訂。**
- **リスク計量化技法の開発、応用マニュアルの作成およびプロジェクト融資の信用評価に関連する手段の継続。**

**卸売の監視部および回収部ならびに小売の監視部および回収部を下部組織とする、監視部および警戒解除部は、以下に挙げる機能を有する。**

**卸売の監視部および警戒解除部：**

- **直接融資業務のリスクのコントロールおよび追跡を行い、不良運用、破綻処理された取引および損失処理された取引に起因する収支の回復を促進し、有効枠におけるポートフォリオの諸条件の順守を監視すること。**
- **仲介貸付枠につきICOの信用リスクの観点から分析および評価。**
- **リスク・シェアリングの場合の、ICOの仲介貸付枠に規定された非金融条件の遵守の管理・検証。**
- **ICOの直接的な顧客および顧客の金融グループに関する内部格付システム、カントリー・リスク格付システム、運用リスク計量化技法および信用リスク制限技法の設定および維持。大規模なリスク・エクスポージャーの統制および報告。**
- **すべての必要な情報を用いたICOのポートフォリオの質の確保。**
- **ICOからの直接貸付ポートフォリオに関する監視委員会の調整。**
- **有効な規制に基づく引当金の分配／破棄の提案。**
- **ICOからの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会への出席。**
- **該当する法務・事業分野と連携した、遅滞、決済および不履行となった金融取引に関する適切な回収手続きの推進。**
- **規制機関（格付機関、内外の監査人、監査人の裁判所およびスペイン中央銀行等）からの要望に対する応答。**
- **当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。**

**小売の監視および警戒解除部：**

- **小売業者に対する直接業務のリスクのコントロールおよび監視。**
- **目的区分に相当する借換運用の実現可能性の分析。**
- **当公庫から他企業へ管理が外注されている、ICOが保有する貸付金の回収作業の監視およびコントロール。かかる作業は、中小企業、零細企業、自営業者および個人へのサービス提供契約を通じて行われている。**
- **中小企業、零細企業、自営業者および個人に対して当公庫が直接的に経営管理を遂行している、ICOによって保有されている貸付金の回収管理。**
- **個々の分野の記録（決議提案、失敗、借換契約、取消、直接管理への業務移行等）に関するICO内部の意思決定機関への提案準備。**
- **監視委員会における、リテールリスクの貸付ポートフォリオの状況の作成および提示。**
- **事業体に移転される事由の対応と解決に関する金融業務および経済政策の法律顧問部門の調整。かかる事業体には、係争回復のサービスの提供が委任されており、また裁判上の請求の過程および倒産の手続きまたは同様の特性を有する事柄において、ICOが様々な局面に置かれることが要求されるその他の行動が委任されている。**
- **リテールポートフォリオのすべての貸付の保有者および／または保証人が顧客サービス部を通じて受けた依頼の管理。**
- **重大な経済危機、自然災害またはその他類似の出来事の結果、政府取引される直接金融業務の監視、承認および企画。その後における、当該状況および一定の借り手グループの活動範囲に関連する政府機関への移転に対する取組みまたは行動提案の評価。**

ICOは様々な種類のリスクに関する専門家集団を擁しており、それぞれが職務における責任を持ってかかるリスクについての原則、有効なリスク方針マニュアルおよび既存の内部手続きに従い任務を遂行している。

### 5.3 ICOにおける流動性リスク

スペインのコミュニティ法およびその発展は、本件に関しては事業体における流動性リスクの測定、コントロールおよび管理のシステムに対する一般的な要件を規定するのみであるが、以下の規範文書に含まれる。

－信用機関の活動へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性監督に関する2013年６月26日EU指令第36号。

－金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する2013年６月26日EU規則第575号第６部。

－2013年規則第575号第７章、第７の２項および第７の３項に従い技術的施行規則を規定する、2014年４月16日施行規則第680号。

－金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月28日法律第10号第41条、第42条および付則８。

－2014年法律第10号第53条を発展させる2015年２月13日勅令法第84号。

－流動性ヘッジ要件（LCR）に関する2013年EU委任規則第575号を終了させた2014年10月10日以降の2015年EU委任規則第61号。

－証券化ファンドの会計基準、年度会計、公的年次財務書類および積立統計情報を規定する、2016年２月２日通達第２号。これは、2008年５月22日通達第３号（廃止）の規則51、DT６および別紙VIIに置き換わる。

－2014年EU履行規則680号を改訂した、２月16日からの委員会の2016年EU履行規則第322号。これは、流動性カバレッジ要件（LCR）の団体による監督目的のための情報の伝達に関連する技術履行基準を規定するものである。

－2014年EU履行規則680号を改訂した、３月１日の委員会の2016年EU履行規則第313号。これは、流動性に関する情報の目的のための付加的制御パラメーターに関するものである。

－2014年EU履行規則680号を改訂した、2017年11月９日EU履行規則第2114号。これは、定型書式および指示に関するものである。

－2017年11月27日通達第４号、規則第59条および第60条。

一般的に、2016年通達第２号のリスクの取扱いに関する第６章の規則51に含まれる、従うべき一連の行動基準（質的要件）を超える流動性リスクに関する特定の資本要件は存在しない。かかる通達はまた、第５章に含まれる資本の自己評価の過程および監督上の見直しの過程において実行された行動を報告する必要性にも言及しており、これはすべて、その内部資本がその現在および将来の活動を補填するのに十分であるかどうかを評価するためのものである。

現在、更新版のバーゼルIIIの流動性および支払能力に関する文書「銀行および銀行システムを強化するための世界的な規制の枠組み」ならびに「バーゼルIII：計量に関する国際的な枠組み」の公表に伴い、流動性リスクの基準および監視が、流動性の計量および管理のより効率的なパラメーターを保証する指針となる新たな措置となっている。2013年１月１日、バーゼル委員会は、「流動性ヘッジ比率および流動性リスク管理ツール」を公表し、これにより短期流動性比率の定義付けおよび監視が前進した。また、これは2014年１月12日における「市場に基づく流動性指標の監督ガイダンス」により補足された。

かかる方面において、2015年１月17日に流動性カバレッジ比率（LCR）に関し、欧州議会および欧州理事会の2013年自己資本規制（CRR）第575号を修正する、2015年委任規則第61号が公表され、2015年10月１日から60%以上、2016年１月１日から70%以上、2017年１月１日から80%以上、また2018年１月１日には完全な適用（100%）となるよう義務付けられた。

2014年１月、長期流動性比率の定義および計算に関する協議書類「バーゼルⅢ：安定調達比率（NSFR）」が公表され、2014年４月11日までの協議段階を経て、2014年10月に最終文書が公表された。これにより、2018年１月１日以降、安定調達比率の最低水準の計算が必要となっている。

2013年およびその翌年以降の活動中、当公庫は追加の流動性管理として、短期流動性比率および長期流動性比率の計算を毎月行った。当公庫は、すべての期間において将来適用される制限の範囲内に収まる結果を得た。

さらに、2015年およびその翌年以降を見越して、また2014年10月にBISにより公表された「バーゼルⅢ：安定調達比率」に基づき、四半期毎にその結果が計算され、安定調達比率に関する１年後（2019年まで）の様々なシナリオを導入したICOの残高が提供される。

ICOでは、流動性リスクの報告、監視、管理を担当する組織構造が明確に定められている。

貸借対照表上の流動性リスクを監視するために用いられている計量化技法は、流動性ギャップである。この流動性ギャップは、キャッシュフローを生じさせるすべてのオンバランス項目およびオフバランス項目について実際の実行日の資金の流入と流出の差額に関する情報を、毎日、12ヶ月を上限とする期間において提供する。

流動性ギャップは１週間、１ヶ月、３ヶ月および６ヶ月の期間で計量化されている。それぞれの期間において、当公庫の負債合計の次の割合を越えてはならない。１週間期間については0.5%以内、１ヶ月期間については１%以内、３ヶ月期間については2.5%以内および６ヶ月期間については５%以内である。

短期流動性の監視は、毎日行われる。限度額の監視および管理も１週間、１ヶ月、３ヶ月および６ヶ月の単位で毎週および月末に行われる。

ICOは流動性の危機的水準の予測が可能となる計量化された限度額および警報システムを設定した。

また、流動性リスクを低減するために基本的な資金調達源を多角化する方針を採り、年次資金調達計画の必要資金額および資金調達日についての情報を確立するために、新規事業活動の予定を含む流動性を定期的に見直している。

同様に、ストレスシナリオにおいて財務資源を用いる際の参考として優先順位を規定する流動性コンティンジェンシー・プランが、2018年２月27日に理事会によって承認された。

ICOは通常、銀行間取引市場、レポおよび同時流動性ならびに大規模あるいは小口の負債性証券の発行等、流動性を様々な方法で調達する。

アメリカのサブプライム市場不況に端を発する国際および国内市場に影響を与えた金融危機は、金融市場に著しい低迷を引き起こし、国内外の金融法人の資金調達のための資源を著しく減少させた。結果として、銀行間取引市場または負債性証券の発行を通じての資金調達にも深刻な影響を及ぼした。

この新たな状況のため、ICOは、期日に間に合う正確な支払義務、また、戦略的な経営、投資および成長目標を達成するための確実な流動性にするために、従前と同様に2018年を通してもこの新たな状況に適応するための決断をした。これらの方策により、2019年におけるICOの流動性の欠乏は免れた。

**ユーロ建て取引およびデリバティブヘッジの満期分析**

以下の表は、2018年および2017年12月31日現在の金融資産および金融負債として認識されるユーロ建てデリバティブにおける契約満期（デリバティブ内蔵ハイブリッド金融商品を除く。）、および金融デリバティブとみなされるローン契約（現金、またはその他の金融資産により調整の上、決済される契約であって、当公庫のキャッシュフローの見積りを理解するために満期を最も重要とするもの。）を概念的に示したものである。

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | 1年未満 | 1～5年 | 6～10年 | 11～15年 | 16～20年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **売買目的保有のデリバティブ** | 177,684 | 320,008 | 343,260 | ― | ― | **840,952** |
| ―そのうち:デリバティブとしてみなす貸付承諾 | ― | ― | ― | ― | ― | **―** |
| **デリバティブヘッジ** | 5,514,585 | 3,540,420 | 955,153 | 275,711 | 2,552 | **10,288,421** |
| | **5,692,269** | **3,880,428** | **1,298,413** | **275,711** | **2,552** | **11,129,373** |

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | 1年未満 | 1～5年 | 6～10年 | 11～15年 | 16～20年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **売買目的保有のデリバティブ** | ― | 3,333 | 57,446 | ― | ― | **60,779** |
| ―そのうち:デリバティブとしてみなす貸付承諾 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| **デリバティブヘッジ** | 6,210,519 | 3,740,974 | 1,166,643 | 303,764 | ― | **11,421,900** |
| | **6,210,519** | **3,744,307** | **1,224,089** | **303,764** | **―** | **11,482,679** |

上記の表に記載された情報は、以下の点に注意を要する。

・支払時期を相手方が選択できる場合、当該デリバティブは当公庫への支払を要求される第１ピリオドに割り当てられる。

・上記の表に記載された金額は、値引きされていない契約額である。金利スワップは、差額による決済の場合はその純額で、デリバティブとみなされるローン契約はその総額で、およびその他すべての金融デリバティブは、差額により決済されず、その換算契約額で記載されている。

・インデックスの実績により決定される等の理由により報告日に契約額が明記されていないデリバティブは、残存期日を分類することを目的とする上記の表においては、それぞれ2018年および2017年12月31日現在の主導的状況を基礎として決定された。

**流動性GAPによる分析**

上述のように、ICOの主な流動性マネジメントとしては、契約上の満期ではなく主に予測の満期を基盤として、複数の金融資産および金融負債の満期の分析をすることを基本的な特徴とする。

ICOが上記の分析方法を用いる理由は、前例にも示される通り、かかる方法によることが、当公庫の資産の流入および流出をより正確に表すからである。

以下の表は、12ヶ月までの異なる満期の資産の流入と流出を比較したものである。外貨による流入および流出はその額に相当するユーロで表されている。

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | 1ヶ月未満 | 1～3ヶ月 | 3～6ヶ月 | 6～12ヶ月 |
|---|---|---|---|---|
| ユーロによる流入相当額 | 6,976,624 | 2,593,682 | 2,920,046 | 5,430,434 |
| ユーロによる流出相当額 | (7,346,182) | (1,563,840) | (5,552,088) | (5,090,123) |
| GAPの一部 | (369,558) | 1,029,842 | (2,632,042) | 340,311 |
| GAPの累積 | (369,558) | 660,284 | (1,971,758) | (1,631,447) |

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | 1ヶ月未満 | 1～3ヶ月 | 3～6ヶ月 | 6～12ヶ月 |
|---|---|---|---|---|
| ユーロによる流入相当額 | 6,900,224 | 4,404,361 | 3,620,626 | 6,557,284 |
| ユーロによる流出相当額 | (5,741,071) | (5,040,388) | (3,482,611) | (7,960,132) |
| GAPの一部 | 1,159,153 | (636,027) | 138,015 | (1,402,848) |
| GAPの累積 | 1,159,153 | 523,126 | 661,141 | (741,707) |

**5.4　ICOにおける市場リスク**

上述のように、市場リスクは二つの大きなグループに分類することができる。貸借対照表または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオ・リスクである。ICOは内部方針として、現在のところ取引ポートフォリオの最小化を図っており、現行の会計法規の適用によりヘッジまたは投資に分類することができないものだけを保有している。したがって、当公庫の市場リスクはほぼすべて通常の業務から生じるものとなっている。

（1）標準的基準

金利および為替の変動へのエクスポージャーが具体化される標準的基準は、利益率と支払能力の二つからなる。

利益率　：ICOにおいては、主に損益計算書に基づき計算され、関連する変数は利息または金融業務の利ざやである。

支払能力：当公庫の資本はその借り手にとっては主たる保証といえる。資本または株式資本の価額は支払能力を測定するための重要な基準である。

以上を考慮の上、下記が存在する場合、ICOは、ａ）年間の利ざや感応度、ｂ）純資本価値の感応度、およびｃ）仮想取引ポートフォリオの「想定最大損失額」の計算という３本柱に基づき市場リスク計量化システムを実行する。

（2）計量化技法

利ざやに関するリスク残を計量化するために、2015年より前までは加重平均返済期限分離ギャップ法が使用されていた。これは資産額と負債額の差額および12ヶ月以内に返済期限が到来するかまたは更新される金利の付されたオフバランス取引を、それらが利ざやに影響を及ぼす期間で加重平均して計算される。

資本の感応度を計量化するために、2015年より前まではデュレーション・ギャップ法が使用されていた。デュレーション・ギャップは資産および負債の残存期間の差異として得ることができ、差異が求められると感応度ギャップの計算が可能となる。

両方法は、2014年半ばに利息収益および純資産に基づく他のシミュレーションに変更された。

想定最大損失額については、ポートフォリオの種類によってその計量化の方法が決定され、パラメトリック法、ヒストリカルシミュレーション法およびモンテカルロ法に基づくことができる。

（３）リスクの程度

ICOが負うリスクの程度の決定は、リスク会計局長の提案に基づき上級経営陣がその責任を負い、ICO独自の特徴に応じて許容限度を設定する。かかる許容限度は定期的に見直される。

ICOは、カーブの下方シフト時の利ざや感応度を評価する目的で、当初のカーブシナリオにおけるマイナスの比率に対しては０％のフロアは採用せず、当初のシナリオ比率でトランシェがプラスである場合のみ０％のフロアを採用することを決定した。すなわち、運用上、下方シフトは、当初のシナリオにおける比率がマイナスである場合には変更がないままとして、監視下におけるトランシェのカーブにおいてプラスの比率である場合のみフロアを０％として引き下げるものとする。以下は、かかる基準の適用結果を示している。

かかる金利変動に伴う±200ベーシス・ポイントの変動を採用した結果、2018年12月31日現在におけるICOの利ざやの感応度は、合計4.953百万ユーロであり、このうちユーロにおける収支は０、米ドルにおける収支は-2.934千ユーロ、英ポンドにおける収支は-90千ユーロであった。為替感応度（米ドル／ユーロおよび英ポンド／ユーロにおいて変動率±10%）は、米ドルが-1.797千ユーロ、英ポンドが-192千ユーロであった。

同様に、資本感応度の設定において、市場カーブの変動を、上記のような利ざやの感応度を得るためのカーブの変動と同様の構造で、±200ベーシス・ポイントとした。すなわち、下方シフトにおいて、当初のシナリオにおける利率がプラスの場合にのみ０％のフロアが適用され、当初のシナリオにおけるマイナスの比率は変更がないままとした。

2018年12月31日現在、ICOの純資産の感応度は、合計-0.88%に達し、このうちユーロ金利が-0.45%、米ドル金利が-0.20%、英ポンド金利が-0.04%であった。為替感応度は、米ドルが-0.16%、英ポンドが-0.04%であった。

（４）リスクの修正

効果的なリスク管理の最後の手段として、満期およびデュレーション・ギャップをその時々に求められるリスク価値に当てはめて修正する方法がある。その結果、オンバランスおよびオフバランスの金融商品は、市況に基づき、同目的上付与された権限の範囲内での経営陣の判断ならびに金融管理部、投資および金融統括管理、または事業委員会に従い、使用される。

当公庫が2018年12月31日現在の貸借対照表で使用した主要通貨はユーロ、米ドルおよび英ポンドであり、かかる通貨建ての取引が負債全体の96.4%を占め、そのうちユーロ建てが約78%、米ドル建てが18%超となっている。

貸借対照表の資産を見ると、ユーロが全体の約94.8%と集中しており、米ドルは約４％である。一方、他の通貨は、残りに分配される。

当公庫が利用するユーロおよび米ドル以外の通貨について、その残高は金利リスクまたは為替リスクを排除しているが、これは、当該通貨建てで資金調達を行い為替変動を完全にカバーするデリバティブを用いてユーロ建てに転換するため、または、特定の資産の資金調達が当該リスクを回避するよう企図されているためである。

リスク限度、リスクの監視および定期的な遵守の管理の設定に加え、ICOは、関連ある金融変数の動きの異なるシナリオが利ざやまたは純資本価値に及ぼす影響を精査するために、リスクの計量化、管理および制御のために適用する統一システムを確立している。したがって、ICOは、例えば、市場における金利カーブまたはストレスの状況が平行移動しない場合にICOの分析サービスにより提供される将来見積りを用いる等、複数のシナリオにおいて制御された変数が被る変化を定期的に監視する。

### 5.5 ICOにおける信用リスク

すでに述べている通り、当公庫では信用リスクを二つの大きなグループに分類している。相手方リスクとカントリー・リスクである。

相手方リスクには、オンバランスまたはオフバランスで行われる信用機関との取引が含まれる。取引の管理と取引により発生するリスクの管理とをリアルタイムで統合するシステムにより、モニタリング活動が行われ、担当者にいつでも利用可能な相手方信用枠について最新の情報を提供している。

ICO内の管轄機関は、市場価格による取引の評価額に将来のリスクまたは追加リスク（取引の額面価額に対する割合として計量化され、取引期間中の信頼水準95%の潜在的最大損失として計算される。）を加えた数値に基づいて相手方信用枠を使用する手法を定めて、これを承認した。この手法は定期的に見直され、最低半期に一度の頻度で追加リスクが調整される。

また、ICOの理事会は、相手方信用枠の設定に関する基本基準を半年毎に承認し、各相手方信用枠の個別分析をする。かかる相手方信用枠は、ICOの取引の特徴により、現金取引のための相手方信用枠と仲介取引のための相手方信用枠という二つのグループに大別される。仲介取引では、ICOは例えば事業枠および起業家枠または国際化枠のようにスペイン国内の異なる事業体が締結した貸付枠の契約を通じて異なる投資プロジェクトに貸付けている。

ICOが契約したデリバティブを伴う取引の相手方は信用度が高く、そのうちの約100%もの相手方が格付機関より投資適格の格付を取得している。これらの相手方金融機関はスペイン内外で営業を行っている。

仲介および直接融資の分野におけるICOの信用機関との活動は、カウンターパーティー（うち95%超が投資適格の格付を保有している。）と行われている。

コーポレート信用リスクについて、ICOは承認、監視および警戒解除という別々の評価および管理体制を有している。

「承認」プロセスでは、当公庫は、継続事業評価に基づき企業および事業を分析し、リスクおよび潜在的な顧客についての意見書を発行するために保証を分析するが、これらは事業委員会または理事会による適切な意思決定の基礎となる。

「監視」プロセスは、当公庫の貸付ポートフォリオが最高の品質を有していること、すなわち、貸付が合意された日に決められた通りに返済されることの実現を目的としている。取引に影響を及ぼす事由は顧客およびそのグループの格付にも影響を及ぼすため、基本的な監視対象は取引ではなく顧客である。この監視プロセスは、経済的および財政的な状態の定期的な見直しならびに意思決定のための支援ツールの更新の継続を用いた恒久的な管理により実現される。そしてそれは、警告の兆候を見

つけることも、供与された資金の返済を最大にするために問題のあるリスクに対する行動計画を促進することも可能にする。

最後に、「監視およびリテールの警戒解除」分野の警戒解除の役割の重点は、電話、郵便またはEメールを通じて、債務不履行となった業務の債権回収をすることにある。また、かかる業務が訴訟の段階に入った場合における支払合意の交渉および債権者の入札における当公庫の票を確立するための入札にかけられた業務の調査にも焦点をあてている。

信用リスクについては、カントリー・リスクとして知られるリスクについて特記しなければならない。カントリー・リスクは、地理的、政治的および法的に「国家」として定義される地域に帰属していることを特徴とした相手方すべての支払能力に関するものである。

これに関連して、ICOは、現行の規則に沿ったカントリー・リスク計量化技法を承認している。これは、複数の基準に基づいてリスク・グループ別に国を評価するという目的に沿ったものである。これにより、カントリー・リスクのための引当を行う際の明確な基準が得られ、直接信用供与を評価し、非居住者貸付のポートフォリオを分別する。国家をリスク・グループに分類するに当たっては、格付機関と経済協力開発機構（OECD）およびスペイン輸出信用機関（CESCE）の評価をその情報源として使用している。

### 5.6 ICOにおけるオペレーション・リスク

特に新自己資本比率規制（バーゼルIII）を考慮した場合、オペレーション・リスクの計量化および管理がよりいっそう重要となる。このリスクには、業務を実際に行う過程で生じる不適切な処理、不正確な記録、システムの不具合等に起因するリスク、法的リスクおよび損失リスクが含まれる。

この領域においては、オペレーション・リスクの取扱いを容易にする一定の手段が開発されており、管理委員会および活動指標の毎月の監視方針、プロセスおよび内部手続きの開発、顧客および事業を監視する方針の定義、事故の内部管理ならびに既存の危機管理計画が特筆される。また、内外の監査人により実行される監査手続きおよび監査業務の定期的な管理も強調されるべき点である。

次へ

## 5.7 企業に関する既存の信用リスク

### 5.7.1 産業別の分類

産業別の分類によると、既存のリスク(*)の分布は以下の通りである。

（単位：百万ユーロ）

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 割合(%) | 金額 | 割合(%) |
| **不動産投資** | **703** | **6** | **699** | **6** |
| 公共販売住宅の建設 | 9 | 0 | 12 | 0 |
| 公共賃貸住宅の建設 | 433 | 4 | 476 | 4 |
| 土地の取得および開発 | 231 | 2 | 193 | 2 |
| その他 | 30 | 0 | 18 | 0 |
| **無形資産投資** | **－** | **－** | **－** | **－** |
| **有形固定資産投資** | **7,085** | **67** | **8,529** | **70** |
| 再生可能エネルギー | 1,015 | 9 | 1,222 | 10 |
| 水道インフラ | 200 | 2 | 268 | 2 |
| 電力インフラ | 657 | 6 | 629 | 5 |
| ガスおよび化石燃料インフラ | 589 | 6 | 715 | 6 |
| 輸送インフラ | 3,965 | 38 | 4,500 | 37 |
| 観光・娯楽産業 | 20 | 0 | 38 | 0 |
| 医療／保健事業インフラ | 141 | 1 | 158 | 2 |
| 電気通信事業 | 0 | 0 | 18 | 0 |
| オーディオ機器の生産および展示 | 17 | 0 | 27 | 0 |
| 産業地区その他の建設 | 4 | 0 | 7 | 0 |
| その他 | 371 | 4 | 701 | 6 |
| 調査開発の物資に対する投資 | 16 | 0 | 17 | 0 |
| ICO融資ライン 自治体 代理店 | 90 | 1 | 229 | 2 |
| **企業買収** | **104** | **1** | **246** | **2** |
| **一般的企業ニーズ** | **707** | **6** | **589** | **5** |
| **債務の再編** | **768** | **7** | **485** | **4** |
| **一般国家予算** | **1,174** | **11** | **1,548** | **13** |
| **金融仲介サービス** | **186** | **2** | **75** | **0** |
| | **10,727** | **100** | **12,171** | **100** |

*(*) 評価調整または減損損失（「その他の金融資産」を除く。）を除く顧客への貸付金を含む。また、顧客に対する金融保証ならびに貸付金および未収金として公的機関が分類した居住者の負債性証券を含む。*

2018年および2017年12月31日現在の総エクスポージャーは、主に三つの分野に集中している。「有形固定資産投資」が全リスクに対して占める割合は、2018年は67%（2017年は70%）であり、「一般国家予算」は11%（2017年は13%）、「不動産投資」分野は、2018年は全リスクの６%（2017年と同比率）であった。

「有形固定資産投資」分野において、2018年のリスクの38%（2017年は37%）を占めた「輸送インフラ」による影響は強調すべき点である。

### 5.7.2 金融投資の地域別の分類

2018年12月31日現在の全リスクは、82%が8,811百万ユーロとなったスペイン国内における投資活動への融資に関するものであり（2017年現在は10,605百万ユーロであり、87%）、18%がその他の国における投資プロジェクトへの融資に関するものであった。

2018年の自治体毎の国土における投資計画のリスク分布については、アンダルシア州が８%ならびにバレンシア州、カタルーニャ州およびマドリッド州が７%（2017年は、それぞれ９%、８%、９%および９%）となり、より高くリスクが集中した。

国際市場で行われた取引の2018年および2017年12月31日現在の分布は、国外の既存リスクに従い、以下の通りである。

（単位：百万ユーロ）

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 割合(%) | 金額 | 割合(%) |
| 欧州経済共同体(EEC) | 406 | 21 | 407 | 26 |
| 中南米 | 589 | 31 | 475 | 30 |
| 米国 | 152 | 8 | 193 | 12 |
| EU加盟国以外の欧州諸国 | ― | ― | ― | ― |
| その他 | 769 | 40 | 489 | 32 |
| | **1,916** | **100** | **1,564** | **100** |

### 5.8 供給者に対する支払遅延に関する情報

スペイン会計士協会（ICAC）の2017年１月29日決議が、年次財務書類の注記に含められるべき商取引における供給者に対する支払遅延に係る情報に関して制定し、商取引における支払遅延に対する措置を定めた2010年７月５日法律第15号（2004年12月29日法律第３号を修正するもの。）に従い、当公庫は下記の点を指摘しなければならない。

・ICOの中核事業（金融活動）の内容を踏まえ、本注記に記載されている支払遅延に関する情報は、ICOにサービスを提供している業者に対する支払ならびにICOの証券の預託者および保有者を除く民間供給者に対する支払のみに関連するものとなっている。後者に関しては、要求があり次第支払期日が到来する債務および繰延払債務のいずれの支払も、その契約上および法律上の支払期限までに適式に行われた。営業債権者とみなされない固定資産の供給者等、供給者に対する支払に関して提供される一切の情報についても、前述のICAC決議の規定に従うかかる義務的な開示の範囲から除外されない。

・2010年７月５日法律第15号により義務付けられている、以下に示される当公庫の民間供給者およびサービス提供業者に関する情報に関して、2017年１月29日ICAC決議の第６条に含まれるものを勘案し、前段落に定義される範囲で、かかる規制により情報が要求されている。

| 2018年 | 2017年 |
|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| （単位：日） | | |
| 支払事業の比率 | 7 | 7 |
| 未払事業の比率 | 3.5 | 3.5 |
| **供給者に対する平均支払期間** | 6.75 | 6.75 |
| | | |
| （単位：千ユーロ） | | |
| **支払額合計** | **25,303** | **23,272** |
| **未払金合計** | **1,298** | **946** |

上記の情報を詳細に述べると、スペインの当グループ会社間の債権・債務に係る支払は、上記のデータから除かれている。

### 5.9 リスクの集中およびICOのその他の特定の規制

2018年および2017年12月31日現在、当グループは、当公庫の定款の規定に従い、それぞれの場合に適用される規制（2013年EU規則第575号第４部および2008年スペイン中央銀行通達第３号）に定められた大規模エクスポージャーの制限を免除されている。

2012年３月31日勅令第12号は、EU加盟国に所在する信用機関のエクスポージャーの取扱いを定めた。

## 5.10 建設および不動産開発のための融資に関する情報および関連する担保実行資産

不動産リスクポートフォリオの方針および戦略に関して、当公庫はかかる種類の商品につきいくつかの方針（例えば経験豊富な開発者、認定販売の割合、独立した専門家による賃貸需要のデータ）からなる承認プロセスを有し、プロジェクトの経済的および財政的実現可能性を評価している。

認証された仕事に対する支払は後に有効化および管理され、建設経過は監督され、販売は管理されている。

さらに、取引を首尾よく完了させることのできる解決策を提案する目的の下、現在未払いがある顧客の支払を困難にしている理由を発見するために調査がなされてきた。

以下の表は、建設および不動産開発に対する融資について詳述したものである。

－建設および不動産開発ならびに関連するヘッジのために提供された融資

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | | 2017年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総額 | 担保超過分 | 特定の引当金 | 総額 | 担保超過分 | 特定の引当金 |
| 不動産融資： | 595,603 | － | 256,430 | 652,302 | 633,753 | 235,707 |
| －そのうち：破綻懸念先 | 142,710 | － | 136,871 | 169,852 | 474,717 | 160,132 |
| 備忘事項： | | | | | | |
| 債務不履行貸付 | － | － | － | － | － | － |

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 備忘事項: | | |
| **地方自治政府を除く顧客への貸付金合計** | **7,196,965** | **7,922,276** |
| **資産合計** | **36,236,581** | **42,185,882** |
| **一般引当金合計** | **29,805** | **18,680** |

**2018年12月31日現在の建設および不動産開発のための合計融資は、貸借対照表合計の1.64%（2017年12月31日現在は1.55%）を占めている。**

**－建設および不動産開発のための融資（総額）**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **1.不動産担保なし** | **180,691** | **203,993** |
| **2.不動産担保付** | **414,912** | **448,309** |
| 2.1　完成された建物 | 404,128 | 436,886 |
| 2.1.1　　住宅 | 404,128 | 425,323 |
| 2.1.2　　その他 | - | 11,563 |
| 2.2　建築中の建物 | 10,784 | 11,423 |
| 2.2.1　　住宅 | 10,784 | 11,423 |
| 2.2.2　　その他 | ― | ― |
| 2.3　土地 | ― | ― |
| 2.3.1　　開発済みの土地 | ― | ― |
| 2.3.2　　その他の土地 | ― | ― |
| **合計** | **595,603** | **652,302** |

**－住宅購入ローン**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 総額 | そのうち：破綻懸念先 | 総額 | そのうち：破綻懸念先 |
| 住宅ローン | 14,333 | ― | 15,031 | ― |
| 不動産担保なし | 12,757 | ― | 14,043 | ― |
| 不動産担保付 | 1,576 | ― | 988 | ― |

－不動産担保付の住宅購入ローン（最新の入手可能な査定額のリスクの割合（LTV））

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | LTV 40%未満 | LTV 40%超60%未満 | LTV 60%超80%未満 | LTV 80%超100%未満 | LTV 100%超 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総額 | 1,018 | 338 | 220 | ― | ― |
| そのうち：破綻懸念先 | | | | | |

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | LTV 40%未満 | LTV 40%超60%未満 | LTV 60%超80%未満 | LTV 80%超100%未満 | LTV 100%超 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総額 | 779 | 209 | ― | ― | ― |
| そのうち：破綻懸念先 | | | | | |

－不動産建設および開発債務の清算において受領した担保実行資産

当公庫の貸借対照表（注記17を参照のこと。）記載の担保実行資産はいずれも、建設会社および不動産開発業者に対して提供された融資または住宅購入のために一般家庭に対して提供されたモーゲージローンに起因するものではなく、当該資産を保有する非連結企業の株式、かかる会社への投資または融資で構成されるものでもない。

## 5.11　当公庫の借換済業務および再構築済業務に関する情報

2013年スペイン中央銀行通達第６号において公開および留保された金融情報に関するルールについて要求されている通り、次の表に2018年および2017年12月31日現在の借換済業務および再構築済業務に関する詳細な情報（総額）が記載されている。

**2018年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）**

| | 物上保証 | 物上保証なし | 合計 | ヘッジ合計 |
|---|---|---|---|---|
| 公的機関 | 5,211 | 322,399 | 327,610 | 84,213 |
| 不良 | 792 | 45,275 | 46,067 | 46,067 |
| 融資企業（金融資産） | 21,845 | 10,396 | 32,241 | 19,211 |
| 不良 | 21,845 | ― | 21,845 | 19,211 |
| 企業および事業主 | 984,303 | 261,953 | 1,246,256 | 427,270 |
| 不良 | 317,955 | 89,819 | 407,774 | 380,656 |
| 通常 | 8,007 | ― | 8,007 | 4,816 |
| 不良不動産 | 3,538 | ― | 3,538 | 1,216 |
| その他個人 | 701 | 57 | 758 | ― |
| **合計** | **1,012,060** | **594,805** | **1,606,865** | **530,694** |

**2017年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）**

| | 物上保証 | 物上保証なし | 合計 | ヘッジ合計 |
|---|---|---|---|---|
| 公的機関 | 8,217 | 383,422 | 391,639 | 97,235 |
| 不良 | 8,217 | 49,876 | 58,093 | |
| 融資企業（金融資産） | 1,291,880 | 339,761 | 1,631,641 | 684,156 |
| 不良 | 609,561 | 96,085 | 705,646 | |
| 企業および事業主 | ― | ― | ― | |
| 不良 | 6,735 | ― | 6,735 | 6,735 |
| 通常 | ― | ― | ― | ― |
| **合計** | **1,300,097** | **723,183** | **2,023,280** | **781,391** |

## 注記６　現金、中央銀行等への現金預金および要求払預金

2018年および2017年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 手元の現金 | 13 | 10 |
| スペイン中央銀行にある現金 | 1,408,355 | 2,027,159 |
| 法定預金準備金 | 1,408,355 | 2,027,159 |
| その他の要求払預金 | 261,118 | 279,242 |
| | **1,669,486** | **2,306,411** |

**注記７　売買目的保有の金融資産および金融負債**

2018年および2017年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高総額は、デリバティブ取引からなる。

デリバティブ取引を伴う取引は、当公庫が貸借対照表上のポジションを包括的に管理するが、ヘッジ商品に指定されるための規範的要件を満たしておらず、そのため取引ポートフォリオに分類される商品を主に対象としている。

以下は、2018年および2017年12月31日現在の当グループのデリバティブ取引の公正価額およびその名目元本（当該デリバティブに係る将来の支払額および回収額のベースとなる金額）をデリバティブの種類毎に示したものである。

（単位：千ユーロ）

| | 名目元本 | | 資　産 | | 負　債 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| **市場別：** | | | | | | |
| 組織的市場 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 非組織的市場 | 839,894 | 1,138,808 | 109,154 | 164,770 | 104,885 | 161,007 |
| | **839,894** | **1,138,808** | **109,154** | **164,770** | **104,885** | **161,007** |
| **商品別：** | | | | | | |
| スワップ | 839,894 | 1,138,808 | 109,154 | 164,770 | 104,885 | 161,007 |
| | **839,894** | **1,138,808** | **109,154** | **164,770** | **104,885** | **161,007** |
| **相手方別：** | | | | | | |
| 信用機関 | 508,091 | 763,919 | 1,678 | 562 | 104,885 | 161,007 |
| その他の信用機関 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| その他の部門 | 331,803 | 374,889 | 107,476 | 164,208 | ― | ― |
| | **839,894** | **1,138,808** | **109,154** | **164,770** | **104,885** | **161,007** |
| **リスク別：** | | | | | | |
| 為替リスク | 784,629 | 1,078,098 | 104,555 | 159,410 | 100,437 | 155,731 |
| 金利リスク | 55,265 | 60,710 | 4,599 | 5,360 | 4,448 | 5,276 |
| | **839,894** | **1,138,808** | **109,154** | **164,770** | **104,885** | **161,007** |

公正価額は、2018年および2017年を100%として計算されており、貨幣市場および公債のインプリシット・カーブを参照している。

2018年および2017年12月31日現在、公正価額で評価し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮した取引ポートフォリオの分類は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | | 2017年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
| 売買目的保有デリバティブの資産 | ― | 109,154 | ― | ― | 164,770 | ― |
| 売買目的保有デリバティブの負債 | ― | 104,885 | ― | ― | 161,007 | ― |

以下の表は、2018年および2017年における、当公庫の未実現の利益および損失に関連する取引ポートフォリオに含まれる金融資産の公正価額の変動について、損益計算書に計上されている額を示す（注記30を参照のこと。）。公正価値が活発な市場において公表された文献リストとして考慮して評価された金融資産（レベルⅠ）、変動が市場において観察可能なデータから取得された評価手法により計算される金融資産（レベルⅡ）、そしてその他（レベルⅢ）と区別される。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | | 2017年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益 | 損失 | 純額 | 利益 | 損失 | 純額 |
| レベルⅠ | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| レベルⅡ | 116,613 | 115,590 | 1,023 | 1,907,134 | 1,895,808 | 11,326 |
| レベルⅢ | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

2018年および2017年におけるレベルⅡに分類されたデリバティブの公正価額の変動は、もっぱらレベル間の再分類を行わない評価手法の適用による売買および公正価額の変動が原因であった。

**注記８　損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産**

**本項目は、2017年スペイン中央銀行通達第４号が最初に適用された本分類において、事業体により指定された株式投資における当グループの投資を含む。**

**2018年および2017年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。**

**（単位：千ユーロ）**

| | **2018年** | **2017年** |
|---|---|---|
| **持分証券:** | | |
| FONDICOインフラストラクチュラス(*) | 21,580 | ― |

*(*) 2017年、本投資は、その他包括的利益を通じて公正価額で評価した金融資産として分類された（注記９を参照のこと。）。*

## 注記９　その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産

2018年および2017年12月31日現在、本項目の連結貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **持分証券:** | | |
| FONDICO PYME(1) | 78,324 | 80,729 |
| FONDICOインフラストラクチュラス(2)(*) | ― | 28,612 |
| フォンディコ・グローバル(3) | 453,899 | 329,158 |
| フォンス・メディテラネア・フォンド・デ・カピタル・リエスゴ(4) | 6,641 | 5,480 |
| フォンド・マーガレット・MEH(5) | 53,936 | 63,931 |
| フォンド・カルボノ・エムプレサス・エスパニョラス(6) | ― | ― |
| FEI、フォンド・エウロペオ・デ・インベルシオネス(7) | 12,316 | 12,370 |
| SWIFT(8) | 4 | 4 |
| EDW(9) | 222 | 206 |
| GAMジェネラル・デ・アルキレル・イ・マキナリア(10) | ― | 939 |
| ヌエバ・ペスカノバ(11) | ― | ― |
| フォンド・マーガレットII・ICO(12) | 26,583 | ― |
| FONDICOインフラストラクチュラスII(13) | 165 | ― |
| FONDO AFS CESCE(14) | 10,000 | ― |
| | 642,090 | 521,429 |
| **負債性証券(15)** | 1,029,204 | 854,962 |
| | **1,671,294** | **1,376,391** |

*(*) 2018年において、かかる投資は損益を通じて義務的に公正価額で評価した金融資産に分類された（注記８を参照のこと。）。かかる再分類は、2018年１月１日の2017年通達第４号の初回適用において実施された。*

2018年および2017年12月31日における、これらの金融商品の公正価額の変動である「その他の累積包括利益」項目の残高、純税効果額は、以下の通りである（注記21を参照のこと。）。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 負債性証券 | 9,884 | 2,972 |
| 持分証券 | 6,369 | (6,285) |
| | **16,253** | **(3,313)** |

2018年および2017年中のその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の変動は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 1,376,391 | 1,800,530 |
| 追加購入 | 188,504 | 299,485 |
| 売上および償却 | (900,709) | (718,527) |
| 公正価額の変動(注記21) | 19,566 | (2,901) |
| 引当金減損割当 | ― | (446) |
| 2017年通達第４号の初回適用の変動。持分証券 | (28,859) | ― |
| 2017年通達第４号の初回適用の変動。負債性証券 | 1,015,831 | ― |
| 減損損失の変動(適用後) | 1,200 | (1,750) |
| 期末残高 | **1,671,294** | **1,376,391** |

(1) FONDICO Pyme。ベンチャー・キャピタル・ファンドは1993年５月に設立され、当公庫が唯一の出資者であり、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2018年12月31日現在においてICOによって拠出された金額は127,866千ユーロであった。2018年および2017年中に拠出金または返金に関連する変動はなかった。

(2) FONDICOインフラストラクチュラス。ベンチャー・キャピタル・ファンドは2012年に設立され、当公庫が100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2018年、当公庫による拠出金は1,408千ユーロ（2017年は1,101千ユーロ）であった。2018年、ファンドは、拠出金の返金の持分が10,045千ユーロ（2017年は51,267千ユーロ）減少した。スペイン銀行の2017年通達第４号の初回適用に伴って、2018年１月１日にファンドの金額は、総額28,612千ユーロについて、損益を通じて公正価額で評価した金融資産として再分類された。再分類は、7,192千ユーロの準備金の増加を示しており（注記20を参照のこと。）、3,594千ユーロのその他の包括利益に影響を与えた（注記21を参照のこと。）。2018年、総収益710千ユーロの公正価額で評価した変動による業績は、損益計算書に計上された（注記31を参照のこと。）。

(3) フォンディコ・グローバル。ベンチャー・キャピタル・ファンドは2014年に設立され、当公庫が100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2018年、当公庫による拠出金は150,000千ユーロ（2017年は180,000千ユーロ）であった。2018年、ファンドは、拠出金の返金を通じて50,000千ユーロ（2017年は43,000千ユーロ）持分が減少した。ICOによって拠出された金額および払い戻される金額は、2018年12月31日において、480,000千ユーロであった。

(4) フォンス・メディテラネア。ファンドは2005年10月に設立され、当公庫ならびに公的および民間事業体がその出資者である。このファンドはスペインの会社がアフリカン・マグレブで展開するプロジェクトに投資するために設立された。このファンドへの割当は、2018年12月31日現在1,270千ユーロとなった実質資本合計（公正価額の変動は含まない。）の30%のヘッジ引当金を有している（2017年12月31日現在は1,270千ユーロ）。

(5) フォンド・マーガレット・MEH。主導的な欧州の公的信用機関が参加しており、これは、市場政策に基づく投資家へのリターンの原則と公共政策が定めた目標を同時に実現する目的で、気候変動と闘う欧州連合の主要政策を実施するための、インフラに対する投資促進を目指す欧州の株式ファンドである。最終的な清算による最終業績は、ファンドへの資金調達を行っているスペイン税務省により完全に保証されているため当公庫の損益計算書に影響を及ぼさないにもかかわらず、当該ファンドはICOによって管理されている。2018年、新たな拠出金はなかった（2017年は29,650千ユーロ）。2018年の資本参加の返金は15,044千ユーロ（2017年は34,408千ユーロ）として計上された。

(6) フォンド・カルボノ・エンプレサス・エスパニョラス・FC2E。2011年より運営を開始したファンドであり、ICOが32.68%の持分を保有している。かかるファンドの2018年および2017年12月31日現在正味価格は０ユーロであった。

(7) FEI。2018年12月31日現在、欧州投資ファンドの総額の0.72%に相当する出資を行っている（2017年12月31日現在では0.72%）。2018年または2017年において、拠出金はなかった。2018年12月31日現在、支出額24,000千ユーロが未払いのままである。

(8) SWIFT。2008年よりかかる事業体の正式メンバーである当公庫は、かかる事業体に１株式出資している。

(9) EDW。2012年３月からのデータウェアハウス（EDW）企業への参加による3.70%。

(10) GAM。当公庫の貸付事業の一部支払が裁決されたことにより、2017年までに取得された非金融企業GAMの出資証券。かかる資本参加は2018年に売却され、45千ユーロの損失が生じた。

(11)ヌエバ・ペスカノバ。当公庫からの借入に対する返済の一部として2016年に取得された非金融企業であるヌエバ・ペスカノバの出資証券。引当金として完全に計上された資本参加は、2018年に売却され、1,740千ユーロの利益をもたらした。

(12)フォンド・マーガレットⅡ・ICO。フォンド・マーガレットⅡへの資本参加は2018年に設立された。ICOの当該ファンドへの参加は、マーガレットⅠとは異なり、ICO自身のためのものであり、自らの出資によるものであった。株式保有率は13.42%である。2018年、当公庫の拠出金は26,931千ユーロであった。

(13)FONDICOインフラストラクチュラスⅡ。新規ファンドへの資本参加は2018年に設立され、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されており、ICOが100%の割合で出資している。2018年、当公庫の拠出金は165千ユーロであった。

(14)FONDO AFS CESCE。主な活動がCESCEの保証付きで商業送り状を値引きすることであるFONDO AFS Sicavへの13.16%の資本参加。2018年、当公庫の拠出金は10,000千ユーロであった。

(15)ICOは、流動性マネジメント政策および事業モデルの一環として、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に分類される負債性証券に投資することができる。一般に、これらは、スペインの信用機関が発行する固定利付証券および公債である。

スペイン銀行の2017年通達第４号の初回適用において、当公庫は、償却原価で評価した金融資産による総額1,015,831千ユーロを、その他の包括利益、負債性証券を通じて公正価額で評価した金融資産の項目に再分類した。これによる準備金への影響はなかった。

かかる資産の満期別内訳は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| １年以内満期 | 1,029,204 | 854,962 |
| １年から２年満期 | － | － |
| ２年から３年満期 | － | － |
| ３年超満期 | － | － |
| | **1,029,204** | **854,962** |

2018年および2017年12月31日現在、注記2.2.3に記載される公正価額レベルを考慮したその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の分類は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | | 2017年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
| 負債性証券 | 1,029,204 | | | 854,962 | － | － |
| 持分証券 | | 642,090 | | － | － | 521,429 |

2018年中、当公庫は、1,695千ユーロ（2017年には5,146千ユーロの利益）のその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の償却のための純利益を、持分証券の売却結果として損益計算書に計上した（注記29を参照のこと。）。

## 注記10　償却原価で評価した金融資産

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表上の本項目の構成は以下の通りである（減損損失およびその他評価調整額を含む。）。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 負債性証券(注記10.1) | 9,503,883 | 10,107,611 |
| 貸付金 | 22,497,970 | 27,269,052 |
| 信用機関(注記10.2) | 12,436,479 | 16,077,669 |
| 顧客(注記10.3) | 10,061,491 | 11,191,383 |
| | **32,001,853** | **37,376,663** |

以下は、信用リスクを補填するために計上された減損損失の変動ならびに償却原価で評価した金融資産ポートフォリオにおける2018年および2017年の期首および期末現在の当該減損の累積額を表している。

（単位：千ユーロ）

| | カントリー・リスク | 個別引当金 | 集合引当金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| **2017年１月１日現在の残高** | **－** | **1,680,810** | **20,836** | **1,701,646** |
| 収益に課せられる割当 | 20,586 | 19,884 | 18,680 | 59,150 |
| 回収額 | － | (187,071) | (20,836) | (207,907) |
| 資金の充当 | － | (441,002) | － | (441,002) |
| その他の変動 | － | － | － | － |
| 為替差額の調整 | (1,381) | (251) | － | (1,632) |
| **2017年12月31日現在の残高** | **19,205** | **1,072,370** | **18,680** | **1,110,255** |
| 収益に課せられる割当 | － | － | 5,116 | 5,116 |
| 回収額 | (6,539) | (94,679) | － | (101,218) |
| 資金の充当 | **－** | (286,406) | － | (286,406) |
| 2017年通達第４号の初回適用の変動 | (9,697) | 124,373 | 7,285 | 121,961 |
| その他の変動 | － | 2,469 | － | 2,469 |
| 為替差額の調整 | (81) | 33 | 6 | (42) |
| **2018年12月31日現在の残高** | **2,888** | **818,160** | **31,087** | **852,135** |

以下の表は、懸念リスクおよび決定基準に基づいた警戒リストにおける標準リスクにかかる引当金の詳細を表している。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 懸念リスクの引当金： | 597,041 | 938,117 |
| 不履行 | 239,525 | 528,949 |
| 不履行以外 | 357,516 | 409,168 |
| 警戒リストにおける標準リスクの引当金 | 221,119 | 134,253 |
| **合計** | **818,160** | **1,072,370** |

警戒リストにおける標準リスクの引当金は、2018年12月31日現在の1,703,799千ユーロの信用資産に相当する（2017年12月31日現在は1,934,876千ユーロ）。

以下の表は、2018年および2017年12月31日現在の信用リスクによって減損とみなされる貸付および受取債権に分類される金融資産につき、相手方別ならびに当該日付の未払金額別およびリスク年限からの経過期間別の内訳を示している。政府が保証する減損認識資産については注記10.3を参照のこと。

**2018年12月31日現在の減損認識資産**

（単位：千ユーロ）

| | 遅滞なし | 3ヶ月超6ヶ月以内 | 6ヶ月超9ヶ月以内 | 9ヶ月超12ヶ月以内 | 12ヶ月超15ヶ月以内 | 15ヶ月超18ヶ月以内 | 18ヶ月超21ヶ月以内 | 21ヶ月超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **相手方別：** | | | | | | | | | |
| 非金融企業 | 396,431 | 1,622 | ― | ― | 371 | ― | 2,004 | 236,469 | 636,897 |

**2017年12月31日現在の減損認識資産**

（単位：千ユーロ）

| | 遅滞なし | 3ヶ月超6ヶ月以内 | 6ヶ月超9ヶ月以内 | 9ヶ月超12ヶ月以内 | 12ヶ月超15ヶ月以内 | 15ヶ月超18ヶ月以内 | 18ヶ月超21ヶ月以内 | 21ヶ月超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **相手方別：** | | | | | | | | | |
| 非金融企業 | 503,872 | 6,956 | 7,858 | ― | 543 | ― | 21,933 | 500,230 | 1,041,392 |

2018年12月31日現在、カントリー・リスクによる減損資産残高は192,528千ユーロであり、カントリー・リスク別のヘッジは2,888千ユーロ（2017年12月31日現在は190,144千ユーロ、ヘッジは19,205千ユーロ）である。

2018年および2017年の期限経過非減損資産はそれぞれ3,163千ユーロおよび1,290千ユーロとなり、これらの資産の両年度における経過期間は１ヶ月ないし３ヶ月である。

回収の可能性が低い（または回収できない）とみなされた場合、資産と計上されない減損金融資産の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 1,370,450 | 1,049,933 |
| 追加： | 325,615 | 332,976 |
| 回収の可能性が低い | 268,200 | 308,133 |
| その他の事由 | 57,415 | 24,843 |
| 回収： | (35,682) | (7,345) |
| 借換えまたはリストラクチャリング | | － |
| 追加融資なしに回収した現金 | (3,770) | (7,345) |
| 資産の割当 | － | － |
| その他 | (31,912) | － |
| 最終償却： | － | (467) |
| 免除 | － | － |
| 期間満了 | － | － |
| その他の事由 | － | (467) |
| 為替差額の変動の純額 | 1,608 | (4,647) |
| 期末残高 | **1,661,991** | **1,370,450** |

回収の可能性が低い（または回収できない）資産の変動の結果として2018年および2017年の損益計算書に含まれる純額は、それぞれ3,770千ユーロおよび7,345千ユーロであった。

**10.1 負債性証券**

「負債性証券」の項目には、償却原価で評価された金融資産、取引不可の固定利付証券が含まれる。

2017年の連結年間勘定がなされた際に、総額9,840,836千ユーロが2017年第４号以前の会計通達に基づいて「満期保有金融資産」に分類され、「負債性証券－償却原価で評価した金融資産」の項目で再表示されることはない。また、このことによる準備金への影響はない。

また、「負債性証券」の項目には、取引不可の金融資産が含まれており、2012年末には「顧客信用－居住者公的機関」の項目に含まれ、2013年中に当公庫から「供給者支払のための融資基金」のためのシンジケート・ローンに転換された。

一方で、2013年後半には、当公庫の業務委員会は2015年のICO信用枠の事業体により作られた、貸付金を債券へ転換する転換業務の対象となる条件および業務を規制するため、2015年のICOの仲介貸付枠契約に関する枠組みに含まれている別紙５の書類を承認した。かかる承認には、転換される与信枠、金額、利息額、適格な事業体、スケジュールおよび信用機関の報酬額に関する一般的な仕様も含まれている。また、仲介貸付の転換により生じた負債性証券は、「負債性証券」の項目にも記載されている。

連結貸借対照表に記載される2018年および2017年12月31日現在のかかる項目の相手方別の構成は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 居住者公的機関 | 7,850,053 | 9,037,899 |
| 居住者信用機関 | 1,340,473 | 1,035,759 |
| その他の居住者部門 | 283,429 | 4,011 |
| その他の非居住者部門 | 29,928 | 29,942 |
| | **9,503,883** | **10,107,611** |

2018年および2017年12月31日現在、満期別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **満期別：** | | |
| １年以内 | 1,831,729 | 1,393,264 |
| １年超２年以内 | 1,569,088 | 2,182,043 |
| ２年超３年以内 | 2,003,845 | 2,179,680 |
| ３年超４年以内 | 3,059,888 | 2,161,304 |
| ４年超５年以内 | 978,832 | 2,161,304 |
| ５年超 | 60,501 | 30,015 |
| | **9,503,883** | **10,107,611** |

2018年12月31日現在のかかる資産からの利息は年利0.51%（2017年12月31日現在は0.60%）であった。

2018年および2017年における、かかる資産からの利益はそれぞれ45,590千ユーロおよび91,720千ユーロであり、連結損益計算書の「利息および類似収益」の欄に計上されている（注記24を参照のこと。）。

当公庫はこれらの資産について、299千ユーロの信用リスク（標準リスク）を補填している（2017年12月31日現在は補填なし。）。

2018年および2017年中に発生した負債性証券の項目の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 10,107,611 | 12,179,395 |
| 追加購入 | 6,475,948 | 6,063,212 |
| 減損損失の変動 | (299) | ― |
| 償却および売上 | (7,079,377) | (8,134,996) |
| 期末残高 | **9,503,883** | **10,107,611** |

### 10.2　信用機関に対する貸付金

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表上の本項の構成は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **内容別：** | | |
| 信用機関への預金(注記10.2.1) | 1,995,000 | 2,026,820 |
| 仲介貸付(注記10.2.2) | 9,980,934 | 13,773,292 |
| 信用機関へのその他の貸付(注記10.2.3) | 486,437 | 319,988 |
| | **12,462,371** | **16,120,100** |
| (減損損失) | (4,168) | (19,205) |
| その他の評価調整額(*) | (21,724) | (23,226) |
| | **12,436,479** | **16,077,669** |

*(*) 評価調整額は、利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に相当する。*

#### 10.2.1　信用機関における預金

以下の表は、2018年および2017年12月31日現在の「信用機関への預金」項目の満期別の残高の詳細を表している。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 1,995,000 | 2,026,820 |
| １年超２年以内 | ― | ― |
| ２年超３年以内 | ― | ― |
| ３年超４年以内 | ― | ― |
| ４年超５年以内 | ― | ― |
| ５年超 | ― | ― |
| | **1,995,000** | **2,026,820** |

2018年中、「信用機関への預金」項目は、年利マイナス0.25%（2017年中は0.31%）の平均利息による収益を得た。2018年および2017年12月31日現在のかかる預金は、すべて定期預金である。

これらの貸付金について2018年および2017年に発生した金利はそれぞれ7,273千ユーロおよび1,954千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

#### 10.2.2　仲介貸付

1993年２月26日の閣議決定に従い、中小企業に対する融資を援助するための仲介貸付枠が、当グループの親会社である当公庫に設けられた。かかる仲介貸付枠は、当公庫が様々な信用機関に供与した貸付を通じて行われ、当該信用機関が各企業に対する正式な貸付を行った。かかる方針は後年も継続され、常にスペインの中小企業に焦点を当てながら、毎年様々な金額および目的に沿った枠が承認された。

1997年12月31日までに付与された仲介貸付に区分される業務において、当公庫は資金を受領する事業体の最終的な借り手に対する信用リスクの一定割合を引き受ける。それ以降は、ICOは2009年から2012年の一定の流動性資産枠を除き、最終的な借り手に関する不良債権リスクを引き受けていない。

2009年から2012年に設けられ、また2018年12月31日現在に総エクスポージャー33百万ユーロ（2017年12月31日現在は156百万ユーロ）である仲介貸付枠は、中小企業のための、流動性リスクを伴う一定のICO信用枠である。かかる枠につき、ICOは、仲介に失敗した信用機関による全般的および総合的なリスクを引き受けている。2009年および2010年に供与されたかかる枠につき、かかるリスクは当該枠の引当金額の５％を上限とした。一方で、2011年および2012年に供与された枠については、不動産金融取引を除く金融機関部門の平均不履行率が最大想定リスクとされている。2018年および2017年において、当公庫が引き受けたリスクにつき、新たな枠は承認されていない。

2018年12月31日現在、当公庫はICOのリスクに係るすべての仲介貸付枠のために90,752千ユーロ（2017年12月31日現在は88,361千ユーロ）の引当金を設定した（注記19を参照のこと。）。かかる引当金は、当初は当該仲介枠により当公庫に対して発生する受取利息を参照できるが、期待された成長が見られなかった場合は例外的にICOによって調整される。最終的に認識された引当金がかかる不履行をカバーするのに不十分な場合、かかる差額は直接1995年勅令付法第12号に基づき設定されたRDLファンドに請求され、ICOにおける損失は一切発生しない。

2018年および2017年12月31日現在における仲介貸付残高の満期年限別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 3,652,112 | 4,884,065 |
| １年超２年以内 | 2,143,451 | 3,179,600 |
| ２年超３年以内 | 1,462,990 | 1,968,496 |
| ３年超４年以内 | 881,817 | 1,288,504 |
| ４年超５年以内 | 568,285 | 747,317 |
| ５年超 | 1,272,279 | 1,705,310 |
| | **9,980,934** | **13,773,292** |

2018年および2017年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.32%および1.43%であった。

仲介貸付により生じた利息は2018年および2017年には、それぞれ148,773千ユーロおよび231,399千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

### 10.2.3 信用機関へのその他の貸付

本項目は、信用機関に対する直接貸付取引の残高を含む（仲介貸付なし）。

2018年および2017年12月31日現在のこれらの貸付残高の満期別の詳細は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 89,904 | ― |
| １年超２年以内 | 36,785 | 24,614 |
| ２年超３年以内 | 110,441 | 24,614 |
| ３年超４年以内 | 48,808 | 24,614 |
| ４年超５年以内 | 45,384 | 24,614 |
| ５年超 | 155,115 | 221,532 |
| | **486,437** | **319,988** |

2018年および2017年12月31日現在の信用機関に対する貸付の平均年利はそれぞれマイナス0.25%および1.43%発生した。

これらの貸付金について2018年および2017年中に発生した金利は、それぞれ12,085千ユーロおよび8,219千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれる（注記24を参照のこと。）。

本項目には、貸倒リスク（信用リスクおよびカントリー・リスク）として減損損失合計4,168千ユーロが含まれる（2017年12月31日現在は19,205千ユーロ）（注記10を参照のこと。）。

### 10.3 顧客向貸付金

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表において、本項目の残高の相手方別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 居住者公的機関 | 2,675,697 | 3,111,759 |
| 非居住者公的機関 | 110,935 | 31,213 |
| その他の居住者部門 | 6,886,746 | 7,993,874 |
| その他の非居住者部門 | 920,908 | 813,264 |
| その他の金融資産 | 262,982 | 266,129 |
| | **10,857,268** | **12,216,239** |
| (減損損失) | (847,666) | (1,091,050) |
| その他の評価調整額(*) | 51,889 | 66,194 |
| | **10,061,491** | **11,191,383** |

*(*) 評価調整額は、利息および類似収益ならびに手数料調整額に対応する金額である。*

経済利益グループにおける投資の取引帳簿価額（2018年12月31日現在では926千ユーロおよび2017年12月31日現在では24,578千ユーロ）は、当該投資が利益保証型であることを考慮し、「その他の居住者部門」に含まれている。

これらの機関のマイナスの課税標準が当公庫の課税標準に含まれているため、当該株式の収益率は会計財務要素を含んでいる。投資に対する最終利益の確定に伴い会計財務利益を調整するために連結損益計算書の所得税に対して引当金が毎年計上されている（注記19および注記23を参照のこと。）。

以下は、上記の相手方別残高のうち、公的に保証されている取引（2018年および2017年12月31日現在の「顧客向貸付金」の項目に分類される「その他の居住者部門」および「居住者公的機関」の項目に含まれる。）を相手方別および商品別に記載したものである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **「居住者公的機関」に含まれる残高：** | | |
| 中央政府に対する貸付 | 947,393 | 992,349 |
| 地方自治政府に対する貸付 | 1,728,304 | 2,119,410 |
| 評価調整額 | (181,644) | (140,245) |
| | **2,494,053** | **2,971,514** |
| **「その他の居住者部門」に含まれる残高：** | | |
| 不良資産 | 25,810 | 59,962 |
| その他の公共機関に対する貸付 | 2,222,743 | 2,465,207 |
| 国家により保証されているその他の部門に対する貸付 | 169,975 | 162,187 |
| | **2,418,528** | **2,687,356** |
| **国家により保証されている取引合計** | **4,912,581** | **5,658,870** |

2018年および2017年12月31日現在の「中央政府に対する貸付」（評価額調整は含まない。）の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 国家およびその自治機関に対する貸付 | 943,181 | 990,301 |
| 国庫からの受取勘定 | 4,212 | 2,048 |
| | **947,393** | **992,349** |

「国庫からの受取勘定」は、当公庫が国庫に支払った金額を含み、仲介貸付の金利差を調整するための助成金として有効に返戻されていない金額である。これらの金額の残高は額面価格で表示され、利息は一切付されない。

2018年および2017年における公共部門機関による損益に寄与した利息および類似収益は以下の通りである（注記24を参照のこと。）。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 中央政府 | 6,032 | 7,528 |
| 地方自治政府 | 13,980 | 20,540 |
| その他の公共部門機関 | 20,303 | 27,782 |
| | **40,315** | **55,850** |

2018年および2017年12月31日現在、「顧客向貸付金」に分類される貸付元本（評価調整額を含む。）の満期別詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **満期別：** | | |
| １年以内 | 1,531,496 | 1,503,992 |
| １年超２年以内 | 1,010,704 | 998,472 |
| ２年超３年以内 | 1,130,047 | 1,465,753 |
| ３年超４年以内 | 1,489,899 | 1,214,130 |
| ４年超５年以内 | 1,104,905 | 1,594,436 |
| ５年超 | 4,642,105 | 5,505,650 |
| | **10,909,156** | **12,282,433** |

2018年および2017年12月31日現在の顧客向貸付金の平均年利はそれぞれ1.39%および1.46%発生した。

2018年12月31日現在、当公庫の損益計算書には、「貸付および受取債権」の項目に含まれる資産の償却から生じる金融取引につき損益は計上されなかった（2017年12月31日現在も計上されなかった。）（注記29を参照のこと。）。

**注記11　デリバティブヘッジ**

添付の連結貸借対照表のこの項目には、注記2.3記載の説明に従った公正価額でのヘッジ商品が計上されている。

契約済みのデリバティブ取引およびヘッジ項目は、基本的には以下の通りである。

－主にグループが発行するEuribor以外のレートで計算される金融商品をヘッジする金利スワップ

－複数の金融商品に関連する公正価額とキャッシュフローの変動をカバーする為替ヘッジ

デリバティブの公正価額を決定するために使用する評価方法は、金利デリバティブや為替リスク・デリバティブを評価する割引キャッシュフロー法である。

2018年および2017年12月31日現在「デリバティブヘッジ」の項目に記載されている金融デリバティブの名目価値および公正価額は、相手方別およびリスク別（すべて非組織店頭市場において契約された。）で以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 名目価値 | | 資　産 | | 負　債 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| **ヘッジ別：** | | | | | | |
| 公正価額ヘッジ | 7,296,142 | 11,895,726 | 460,472 | 507,542 | 123,514 | 171,650 |
| キャッシュフロー・ヘッジ | 2,992,279 | 4,478,702 | 25,383 | 9,603 | 130,291 | 191,842 |
| | **10,288,421** | **16,374,428** | **485,855** | **517,145** | **253,805** | **363,492** |
| **商品別：** | | | | | | |
| スワップ | 10,288,421 | 16,374,428 | 485,855 | 517,145 | 253,805 | 363,492 |
| | **10,288,421** | **16,374,428** | **485,855** | **517,145** | **253,805** | **363,492** |
| **相手方別：** | | | | | | |
| 信用機関 | 10,288,421 | 16,374,428 | 485,855 | 517,145 | 253,805 | 363,492 |
| その他の信用機関 | － | － | － | － | － | － |
| その他の部門 | － | － | － | － | － | － |
| | **10,288,421** | **16,374,428** | **485,855** | **517,145** | **253,805** | **363,492** |
| **リスク別：** | | | | | | |
| 為替リスク | 5,551,535 | 8,510,605 | 263,298 | 226,224 | 152,389 | 277,773 |
| 金利リスク | 4,736,886 | 7,863,823 | 222,558 | 290,921 | 101,416 | 85,719 |
| | **10,288,421** | **16,374,428** | **485,855** | **517,145** | **253,805** | **363,492** |

2018年および2017年12月31日現在、注記2.2.3で規定されるレベルに基づき公正価額で評価されるデリバティブヘッジの分類は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | | 2017年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
| 資産デリバティブ | ― | 485,855 | ― | ― | 517,145 | ― |
| 負債デリバティブ | ― | 253,805 | ― | ― | 363,492 | ― |

これらの項目の公正価額は、2018年および2017年を100%として計算されており、貨幣のインプリシット・カーブを参照している。

2013年１月１日付でIFRS第13号が効力発生したことにより、当公庫は相手方および当公庫によるデリバティブ金融商品評価額、リスク評価調整額を含んでいる（注記７および注記30を参照のこと。）。

次へ

## 注記12　合弁企業および関連企業への投資

2018年および2017年中の連結貸借対照表における本項目の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 関連企業 |
|---|---|
| **2017年１月１日現在残高** | **57,750** |
| 追加額 | ― |
| 引出額 | ― |
| その他の変動 | 1,110 |
| 減損 | ― |
| **2017年12月31日現在残高** | **58,860** |
| 追加額 | 2,422 |
| 引出額 | ― |
| その他の変動 | (424) |
| 減損 | ― |
| **2018年12月31日現在残高** | **60,858** |

2018年および2017年12月31日現在の株式に係る情報は、別紙Ⅰに記載されている。

本項目の「その他の変動」は、連結調整を含んでいる。2018年において、当グループの被投資会社の一つにおける株式が増加した。

## 注記13　有形固定資産

2018年および2017年の有形固定資産の変動およびこれに関連する累積償却額は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 自己使用の建物 | 設備、車両<br>その他の固定資産 | 不動産投資 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| **費用** | | | | |
| **2018年１月１日現在の残高** | **113,980** | **15,838** | **－** | **129,818** |
| 追加額 | 91 | 132 | － | 223 |
| 処分額その他の償却額 | － | － | － | － |
| **2018年12月31日現在の残高** | **114,071** | **15,970** | **－** | **130,041** |
| **累積償却額** | | | | |
| **2018年１月１日現在の残高** | **31,374** | **7,816** | **－** | **39,190** |
| 割当 | 1,773 | 318 | | 2,091 |
| 移転額その他の変動額 | － | － | － | － |
| **2018年12月31日現在の残高** | **33,147** | **8,134** | **－** | **41,281** |
| **減損損失** | | | | |
| 2018年12月31日現在 | － | 651 | － | 651 |
| **有形固定資産純額** | | | | |
| **2018年12月31日現在の残高** | **80,924** | **7,185** | **－** | **88,109** |
| **費用** | | | | |
| **2017年１月１日現在の残高** | **113,785** | **15,723** | **－** | **129,508** |
| 追加額 | 195 | 188 | | 383 |
| 処分額その他の償却額 | － | (73) | － | (73) |
| **2017年12月31日現在の残高** | **113,980** | **15,838** | **－** | **129,818** |
| **累積償却額** | | | | |
| **2017年１月１日現在の残高** | **29,413** | **7,349** | **－** | **36,762** |
| 割当 | 1,961 | 540 | | 2,501 |
| 移転額その他の変動額 | | (73) | － | (73) |
| **2017年12月31日現在の残高** | **31,374** | **7,816** | **－** | **39,190** |
| **減損損失** | | | | |
| 2017年12月31日現在 | － | 651 | － | 651 |
| **有形固定資産純額** | | | | |
| **2017年12月31日現在の残高** | **82,606** | **7,371** | **－** | **89,977** |

2018年12月31日現在、総額約16,912千ユーロ（2017年12月31日現在は16,460千ユーロ）で全額償却された自己使用目的の有形固定資産があった。

当グループの親会社である当公庫の方針に従い、すべての有形固定資産は2018年および2017年12月31日現在、保険が付保されている。

2004年スペイン中央銀行通達第４号の暫定規則第１、B）６項によれば、有形固定資産の公正価額による評価が認められている。この評価調整を実行するため、当グループは運用資産について関連する評価を実施し、それにより当グループの有形固定資産の価値は53,106千ユーロ増加した。租税効果控除後のこれらのキャピタルゲインに対し再評価準備金が設定された。再評価された簿価はその時点で帰属費用として充当される。

2018年12月31日現在、再評価準備金は23,591千ユーロ（2017年12月31日現在は23,591千ユーロ）であった（注記20を参照のこと。）。

下記の表は2018年および2017年12月31日現在の当グループの一部の有形固定資産の公正価額を当時の簿価とともに区分毎に表したものである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 簿価 | 公正価額 | 簿価 | 公正価額 |
| 自己使用目的の有形固定資産 | 88,109 | 113,981 | 89,977 | 114,167 |
| 建造物 | 80,924 | 106,796 | 82,606 | 106,796 |
| その他 | 7,185 | 7,185 | 7,371 | 7,371 |
| 不動産投資 | － | － | － | － |
| 建設中不動産 | － | － | － | － |

上記の有形固定資産の公正価額は、下記に従って見積もられた。

－スペイン中央銀行承認の価格査定人による評価の更新がされなかった資産については、事業体により類似した資産の価格傾向の市場データに基づき公正価額が見積もられた。

－スペイン中央銀行承認の価格査定人による評価の更新がなされた資産については、2003年省令第805号の評価方法に従い公正価額が見積もられた。

すべての自己使用目的不動産は、2018年および2017年12月31日付で、承認された鑑定人であるスペイン中央銀行により比較方法を用いて評価された。

**注記14　無形資産**

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表における無形資産は、もっぱら「その他の無形資産」の項目に分類される。

（単位：千ユーロ）

| | 推定耐用年数 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| 耐用年数(無期限) | ― | ― | ― |
| 耐用年数(期限付) | ３年から10年 | 41,971 | 39,942 |
| **総計** | | **41,971** | **39,942** |
| 内訳： | | | |
| 内部開発 | ３年 | 36,597 | 32,162 |
| その他 | 10年 | 5,374 | 7,780 |
| 累積償却額 | | (32,829) | (29,861) |
| 減損損失 | | (2,137) | (2,137) |
| | | **7,005** | **7,944** |

2018年および2017年12月31日現在のすべての無形資産はコンピューターのソフトウェアに関連するものである。2018年12月31日現在の全額償却された無形資産は26,574千ユーロ（2017年12月31日現在は24,208千ユーロであった。）。

**注記15　税金資産および税金負債**

2018年および2017年12月31日現在の税金資産および負債の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 資産 | | 負債 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| 当期税金： | 2,985 | 130,193 | 957 | 935 |
| 法人税(注記23) | 2,737 | 130,170 | ― | ― |
| VAT | 248 | 23 | 33 | 77 |
| 個人所得税(源泉) | ― | ― | 462 | 440 |
| 社会保障負担 | ― | ― | 462 | 418 |
| 繰延税金： | 98,001 | 134,319 | 22,897 | 14,512 |
| 信用供与、貸付および割引に係る減損損失 | 66,529 | 79,648 | ― | ― |
| キャッシュフロー・ヘッジの評価(注記21) | 31,472 | 54,671 | ― | ― |
| 資産の再評価 | ― | ― | 15,932 | 15,932 |
| 売却目的保有の金融資産の再評価(注記21) | ― | ― | 6,965 | (1,420) |
| | **100,986** | **264,512** | **23,854** | **15,447** |

2018年および2017年の繰延税金資産および負債の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 資産 | | 負債 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| 期首残高 | 134,319 | 95,375 | 14,512 | 65,960 |
| 信用供与、貸付および割引に係る減損損失 | (13,119) | (15,727) | ― | ― |
| キャッシュフロー・ヘッジ評価額(注記21) | (23,199) | 54,671 | ― | (50,205) |
| 資産の再評価 | ― | ― | ― | ― |
| 売却目的保有の金融資産の再評価(注記21) | ― | ― | 8,385 | (1,243) |
| 期末残高 | 98,001 | 134,319 | 22,897 | 14,512 |

## 注記16　その他の資産および負債

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

**その他の資産**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| その他の資産 | 3,346 | 7,828 |
| 付加利子 | 31,519 | 30,224 |
| | 34,865 | 38,052 |

「付加利子」の項目には、供給者支払のための融資基金、自治区流動性基金および自治体向け融資基金の業務管理についての当グループの親会社である当公庫の受取手数料およびその他が含まれている（注記1.1を参照のこと。）。2018年において、ICOの受取手数料総額は年間25百万ユーロ（2017年12月31日現在も25百万ユーロ）であり、これらの金額は損益計算書の「手数料収入」にも計上されている（注記28を参照のこと。）。

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表の「その他の負債」の項目の残高は以下の通りである。

**その他の負債**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| その他の負債 | 1,445 | 1,432 |
| 付加利子 | 4,926 | 2,687 |
| | 6,371 | 4,119 |

本項目「その他の負債」は、基本的に、今は存在しないアルヘンタリアからの資産および負債の譲受に関連する当グループによる様々な支払義務に対応する（注記1.4を参照のこと。）。

「付加利子」の項目には、「2018年ラペル仲介融資枠」の1,500千ユーロ（2017年は750千ユーロ）に基づき信用機関に支払われる未収の受取手数料が含まれている。

**注記17　売却目的保有の非流動資産**

「売却目的保有の非流動資産」の総額は、担保権実行資産を含む。2018年12月31日現在および2017年12月31日現在本項目に記載されている担保権実行資産のうち、不動産開発およびその他の不動産開発事業に関連した資金調達に起因するものはない。

2018年および2017年の貸借対照表に記載される本項目の残高の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 費用 | 減損 | 合計 |
|---|---|---|---|
| **2017年１月１日現在残高** | **72,890** | **(72,890)** | **－** |
| 追加額 | 22 | ― | **22** |
| 引出額／使用額 | (469) | 469 | **－** |
| 移転額 | ― | ― | **－** |
| **2017年12月31日現在残高** | **72,443** | **(72,421)** | **22** |
| 追加額 | 125 | (147) | **(22)** |
| 引出額／使用額 | (245) | 245 | **－** |
| 移転額 | ― | | |
| **2018年12月31日現在残高** | **72,323** | **(72,323)** | **－** |

「売却目的保有の非流動資産」の金額は、2018年および2017年12月31日現在に完全に引当金を計上した単一の資産48,678千ユーロと対応する。

2018年において、当公庫の売却目的保有の非流動資産の売却益はなかった（2017年は182千ユーロの利益）。

当公庫の取締役会はこれらの資産に対して投資の引上げ計画を毎年承認している。

2017年スペイン中央銀行通達第４号の規則60記載の通り、売却目的保有の非流動資産は、居住用、産業用および商業用別に、都市部における土地および都市化から分断された未開地ならびに建物と幅広く分類される。以下の表は、評価会社、資産評価の方法および会社／代理店の評価額が示されている。

**産業用建物**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 2,296 | GESVALT | 費用および比較 |
| **2,296** | | |

**居住用建物**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 109 | JUDICIAL | 比較 |
| 358 | TASVALOR | 比較 |
| 131 | ALIA TASACIONES | 費用および比較 |
| 239 | GRUPO TASVALOR | 費用および比較 |
| 3 | ALIA TASACIONES | 動的残余 |
| 11 | TASVALOR | 静的残余 |
| 287 | JUDICIAL | その他 |
| **1,138** | | |

**第三次利用建造物**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 75 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 811 | GRUPO TASVALOR | 費用および比較 |
| 6 | ALIA TASACIONES | 費用および比較 |
| 5,131 | EUROVAL | 費用 |
| 90 | GRUPO TASVALOR | 費用 |
| 44 | GRUPO TASVALOR | 動的残余 |
| **6,157** | | |

**未開地**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 51 | ALIA TASACIONES | 比較 |
| 98 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 27 | GRUPO TASVALOR | 費用および比較 |
| 83 | GRUPO TASVALOR | 賃貸料の更新 |
| 8 | GRUPO TASVALOR | その他 |
| 8 | JUDICIAL | その他 |
| **275** | | |

**都市部における土地および開発可能用地**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 862 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 218 | EUROVAL | 動的残余 |
| 31 | GESVALT | 動的残余 |
| 9,171 | GRUPO TASVALOR | 動的残余 |
| 1 | ALIA TASACIONES | 動的残余 |
| 3 | ALIA TASACIONES | 静的残余 |
| 20 | GRUPO TASVALOR | 静的残余 |
| 50 | GRUPO TASVALOR | その他 |
| **10,356** | | |
| **合計 20,222** | | |

### 注記18　償却原価で評価した金融負債

連結貸借対照表の本項目の残高を構成する項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 信用機関への預金(注記18.1) | 9,447,789 | 11,495,137 |
| 顧客による預金(注記18.2) | 988,040 | 848,733 |
| 発行済債券(注記18.3) | 19,147,495 | 22,845,774 |
| その他の金融負債(注記18.4) | 711,847 | 857,380 |
| | **30,295,171** | **36,047,024** |

## 18.1 信用機関への預金

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **種類別：** | | |
| 欧州投資銀行からの借入金 | 8,196,933 | 10,081,159 |
| 銀行間借入金 | 152,200 | 186,000 |
| その他の信用機関からの借入金 | 1,025,509 | 1,164,578 |
| 評価調整額－付加利子 | 73,147 | 63,400 |
| | **9,447,789** | **11,495,137** |

銀行間預金は、2018年および2017年12月31日現在から起算して１年未満以内にそれぞれ期限が到来する。

欧州投資銀行からの借入金の最終償還期限は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 1,819,950 | 1,572,052 |
| １年超２年以内 | 1,857,299 | 2,029,155 |
| ２年超３年以内 | 1,814,061 | 1,967,323 |
| ３年超４年以内 | 1,177,833 | 1,882,750 |
| ４年超５年以内 | 583,326 | 1,246,522 |
| ５年超 | 944,464 | 1,383,357 |
| | **8,196,933** | **10,081,159** |

「その他の信用機関からの借入金」の償還期限の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 193,395 | 104,750 |
| １年超２年以内 | 186,616 | 186,000 |
| ２年超３年以内 | 339,168 | 204,750 |
| ３年超４年以内 | 140,783 | 234,750 |
| ４年超５年以内 | 48,912 | 76,750 |
| ５年超 | 116,635 | 357,578 |
| | **1,025,509** | **1,164,578** |

## 18.2　顧客による預金

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 公的機関 | 917,067 | 804,913 |
| その他の居住者部門(1) | 70,534 | 43,471 |
| その他の非居住者部門 | | ― |
| 評価調整額－付加利子 | 439 | 349 |
| | **988,040** | **848,733** |

*(1) うち、2018年および2017年12月31日現在、66,403千ユーロおよび50,286千ユーロはそれぞれ要求払預金であった。*

2018年および2017年12月31日現在、「公的機関」の項目に記載された残高の種類別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 相互金利調整契約(C.A.R.I.) | 2,920 | 6,756 |
| 公的機関の経常勘定およびその他の項目 | 914,147 | 798,157 |
| | **917,067** | **804,913** |

## 18.3 発行済債券

2018年および2017年12月31日現在の本項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 発行済債券 | 18,724,473 | 22,124,860 |
| 評価調整額(*) | 423,022 | 720,914 |
| | **19,147,495** | **22,845,774** |

(*) ヘッジ会計に対する取引費用および価格調整を含む。

2018年および2017年中の本項目の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 22,124,860 | 26,109,430 |
| 発行数 | 37,621,464 | 27,509,063 |
| 減価償却費 | (41,277,094) | (31,023,445) |
| 為替差損益 | 255,243 | (470,188) |
| **期末残高** | **18,724,473** | **22,124,860** |

以下の表は、2018年および2017年12月31日現在の未払発行済債券の主な特徴を、通貨、利率および最終償還期日で示したものである。

（単位：千ユーロ）

| 発行数 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2018年 | 2017年 | 通貨 | 償還期日 | 年利率 | 2018年 | 2017年 |
| 3 | 3 | ノルウェー・クローネ | 2021年 | 4.28%－5.36% | 119,668 | 120,981 |
| 1 | 1 | カナダ・ドル | 2020年 | 4.53%－5.00% | 160,205 | 166,234 |
| 37 | 43 | 米ドル | 2020年 | 複数 | 4,904,683 | 5,536,911 |
| 65 | 78 | ユーロ | 2026年 | 複数 | 13,065,734 | 15,465,264 |
| 2 | 3 | スイス・フラン | 2024年 | 2%－3.25% | 266,195 | 358,892 |
| 1 | 1 | 豪ドル | 2019年 | 1.95% | 58,237 | 324,237 |
| 1 | 1 | スウェーデン・クローネ | 2022年 | 0.963% | 48,758 | 50,793 |
| 3 | 4 | 円 | 2030年 | 0.52%－2.9% | 100,993 | 101,548 |
| | | | | | **18,724,473** | **22,124,860** |

各発行の内容は、当グループの親会社である当公庫公式サイト（www.ico.es）の「投資－発行債券情報」のページで参照することができる。

2018年にユーロ建ておよびその他通貨建ての債券の金融費用の総額は損益計算書の「利息および類似費用」の項目に計上されており、金額は660,524千ユーロであり、その平均年利は3.48%（会計ヘッジを考慮すると1.49%）であった。2017年の金融費用は876,354千ユーロであり、その平均年利は4.03%（会計ヘッジを考慮すると2.05%）であった（注記25を参照のこと。）。

2018年現在、一定の償却原価で評価した金融負債（ICOにより発行された債券）の買戻しの結果として、941千ユーロの純営業損失が計上された（かかる金額は、かかる排出を補填するために買戻しに関連したデリバティブの消却の結果を含む。）。2017年に同様の概念で計上された損失は、8,766千ユー

ロであり、これは「公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益」に計上されている（注記29を参照のこと。）。

### 18.4　その他の金融負債

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 国庫準備金 | 444,479 | 586,853 |
| その他 | 267,368 | 270,527 |
| | **711,847** | **857,380** |

「国庫準備金」には、当グループが受領し、各項目に適用される条件に従い返済する資金が含まれる。これらの各資金に関連する与信枠の詳細については、当公庫のウェブサイト（www.ico.es）を参照のこと。

最も重要な与信枠に関連する資金は以下のものである。

－「Línea FOMIT」－Renove Turisumo（FOMIT－観光与信枠）：かかる与信枠は、インフラおよび観光地の修復および近代化を目指す金融計画への資金援助を提供する。

－「Línea Avanza」：かかる与信枠は、ICOとともに、市民および企業による新情報技術（ブロードバンドおよびそれに必要な技術的サポート）の利用のための支援および資金を供給する。かかる対象に応じて、TIC向貸付金（中小企業）、若者および大学生向貸付金（特定グループ）ならびにデジタル顧客向貸付金（一般的な市民）が実施される。

－「Línea Préstamos Renta Universidad」：かかる与信枠は、2011年から2012年までの博士号または修士号の大学院過程における将来所得を保証する。

－「Línea Futur E」：かかる与信枠は、エネルギーの合理的使用、再生可能エネルギーの使用、水の使用量の削減および廃棄物管理の観点に立ちスペインにおけるツーリズムの基盤を固めるため、持続可能な観光を支えるためのプロジェクトに対する動機を提供し、持続可能性および環境へ配慮からの観点から現在のツーリズムを再構築する手助けをし、環境および持続的発展に関連した要素に着眼するものである。

ICOによる市場資金調達を通して資金供給される他の当グループの仲介枠とは異なり、これらの業務に指定された財政資金は、関連省庁の代理で当公庫が開設した勘定に、国家より直接資金供給される。これらの資金残高は、（上記与信枠の残高を反映する。）関連する経常収支の金額および残高が与信枠供給のために当公庫が受領する金額と常に同額であるために、「貸付および受取債権」（純額、未償却）としても記載される公式の取引により供給される金額と常に一致する。

2018年および2017年12月31日現在のこれらの資金の残高は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| FOMIT - Renove Turismo | 169,545 | 205,200 |
| Avanza | 439 | 30,085 |
| Préstamos Renta Universidad | 142,325 | 142,355 |
| Futur E | 43,334 | 41,847 |
| その他 | 88,836 | 167,366 |
| | **444,479** | **586,853** |

「その他」の項目には、ICOおよびERDFからの資金を含む中小企業および自営業に対する特定の仲介貸付枠への融資のためのICO・イノベーション・ファンド2013-2015年の設立に相当する金額（2018年および2017年12月31日現在において248,607千ユーロ）が含まれる。

2013年12月、I+D+IのためのFEDER運営プログラムは、C 決定（2007）6316を通じて、テクノロジカル・ファンド2013-2016年による企業の利益のために承認された。財務・行政省の共有資金総局は、スペインにおける当該プログラムの管理に指名されている公的機関である。当該プログラムは、資金の一部を管理するため、「ICO・イノベーション・テクノロジカル・ファンド2013-2016年」を含む金融商品を利用する可能性を含む。当該金融商品「ICO・イノベーション・テクノロジカル・ファンド2013-2016年」により、革新的企業に対する融資へのアクセスの促進を目的とする構造基金（ERDF）との協調融資が開始される。

## 注記19　引当金

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 年金および年金類似債務引当金 | 919 | 423 |
| 偶発リスクおよび不確定約定額の引当金 | 1,442 | 1,197 |
| その他の引当金 | 277,834 | 303,045 |
| | **280,195** | **304,665** |

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表における「その他の引当金」の項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 1995年勅令法第12号に基づく基金 | 175,583 | 177,926 |
| 流動性特別貸付金にかかる引当金（注記10.2.2） | 90,752 | 88,361 |
| BBVAからの回収額のための資金 | 284 | 357 |
| プレステージ船事故補償資金 | 9,031 | 10,980 |
| AIEの株式損益補償のための資金（注記10.3） | 890 | 14,401 |
| 偶発債務積立資金 | ― | 10,000 |
| その他の資金 | 1,294 | 1,020 |
| | **277,834** | **303,045** |

**1995年勅令法第12号**

1995年12月28日勅令法第12号（1995年12月30日の官報（BOE）に掲載され、1996年１月１日より効力が生じる。）は、信用機関に関して現在有効な規則に従い、閣僚会議決議（1987年12月11日）のセクション4.1で言及される国家借入金から得られる資金を充当することにより、注記１に記載する業務から将来履行が疑わしいまたは貸倒れの発生する可能性のある貸付金に関し、引当金に繰入れるために、スペイン開発金融公庫が最大で総額150,253千ユーロのファンドを設定することを規定した。租税、行政および社会秩序措置に関する1997年12月30日法律第66号追加条項第４条は、これらの規則の適用にかかわらず、一般国家予算における特定の補償を受けないことを条件として、閣僚会議またはCDGAEが、通常の業務において発生する債務不履行に、1995年勅令法第12号に基づき設定される特別引当金ファンドを充当する権限をICOに付与することを規定した。当該ファンドは、「その他の引当金」の項目で1996年に設立された。

取引条件に基づき当該ファンドへの充当を要するこれらの貸付金および取引は、当該ファンドの費用の形で計上されている。したがって、当公庫の損益計算書に影響はない。

当該ファンドで補填される貸付金は、同ファンドによりすでに引当が行われているため、一般および特別貸倒引当金の計算には算入されない。

前段落で記載される通り、当該ファンドは、初回の割当に加え、スペイン開発金融公庫が得た利益や国による損失の引受や補填の実行または承認による利益から、または信用に影響を与える適切な制度取引を通しての、将来の割当をも期して設定されている。同様に、当該ファンドは、引当金が計上されているかまたは不履行が宣言され、当該ファンドに対して請求される借入金から得られる回収額（2018年は3,084千ユーロ、2017年は7,724千ユーロであった。）ならびに当該ファンドに割り当てられる資金の運用からの収益（2018年はマイナス468千ユーロ、2017年はマイナス164千ユーロであった。）で設定されている。

一般国家予算に関する1996年12月30日法律第12号の規定に従い、1997年に追加の150,253千ユーロが一般国家借入金を充当することにより当該ファンドに割り当てられた。

2004年、総額249,500千ユーロの割当が2004年７月30日の閣僚会議決議に従ってICOに付与された国家借入金に対して充当された。

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の項目に計上された資金の2018年および2017年の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | |
|---|---|
| **2017年１月１日現在の残高** | **107,428** |
| 利息の資本組入れ | (164) |
| 国による拠出金 | 3,466 |
| 2016年のICOによる使用結果 | 62,000 |
| 貸付金の回収(元本および利息) | 9,724 |
| 使用額 | (4,528) |
| **2017年12月31日現在の残高** | **177,926** |
| 利息の資本組入れ | (468) |
| 国による拠出金 | ― |
| 2017年のICOによる使用結果 | ― |
| 貸付金の回収(元本および利息) | 3,084 |
| 使用額 | (4,959) |
| **2018年12月31日現在の残高** | **175,583** |

2017年においては、2016年にICOによって分配された純利益の一部として、特別拠出金62,000千ユーロが計上された。

**BBVAからの回収額のための資金**

当グループの親会社である当公庫は、「BBVAからの回収額のための資金」の項目に関し、2001年と2002年に租税、行政および社会秩序措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条を適用した。これにより、旧政府金融機関が付与し、政府が保証した一定の貸付および保証によって国が当公庫に対して負担することとなった金額を消却するために当公庫の株式の一部を割り当てた。

しかし、ICOは、この消却処理による影響を受けた業務管理によりかかる貸付に関する回収金を引続き受領することとなったが、慎重な会計原則に従い、当該回収金は通常、損益計算書の利益として認識されない。利益として計上されたものについては、関連する負債の引当金が、2018年および2017年12月31日現在でそれぞれ284千ユーロおよび357千ユーロ計上され、2001年法律第24号追加条項第10.1項（2006年法律第42号による修正に従う。）に従い資本に組み入れられる。

**プレステージ船事故補償資金**

プレステージ船事故補償資金は、2002年11月22日勅令第７号に基づいており、かかる特別引当金ファンドに従い、プレステージ船事故補償貸付金による不良債権額に、1995年勅令法第12号に基づく特別引当金ファンドを充当する権限を与えるものである。

**AIEの株式損益補償のための資金**

AIEの株式損益補償のための資金の項目には、経済利益グループを介して行われた取引による利益を運用成績に対して調整する引当金が含まれる（注記10.3を参照のこと。）。この引当金は、利益勘定の法人税の項目として認識され、2018年および2017年において、それぞれ7,848千ユーロおよび1,876千ユーロとなった（注記23を参照のこと。）。

2018年において、日程表に従ったAIEの解散に対し、関連する投資を除外するための総額14,401千ユーロの適用が行われた（2017年においては、適用は行なわれていない。）。

**偶発債務積立資金**

この項目は、2010年に設定され、2018年12月31日現在の一般偶発債務（オペレーショナル・リスクを含む。）に対する一般引当金の残高はなかった（2017年12月31日現在は10,000千ユーロであった。）。2017年12月31日現在の残高は、貸出準備金によるものであった（注記20を参照のこと。）。

本項目の引当金の2018年および2017年の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 税金引当金 | 年金および年金類似債務の基金 | リスクおよび不確定約定額の引当金 | その他の引当金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| **2017年１月１日現在の残高** | **—** | **365** | **14** | **238,881** | **239,260** |
| 割当(純額)(1) | — | 58 | 1,183 | 4,948 | **6,189** |
| 回収 | — | — | — | (10,034) | **(10,034)** |
| 資金の使用 | — | — | — | (622) | **(622)** |
| 移転およびその他の変動(2) | — | — | — | 69,872 | **69,872** |
| 為替差損益 | — | — | — | — | **—** |
| **2017年12月31日現在の残高** | **—** | **423** | **1,197** | **303,045** | **304,665** |
| 割当(純額)(1) | — | 496 | | 2,198 | **2,694** |
| 回収 | — | — | (104) | | **(104)** |
| 資金の使用 | — | — | | (18,183) | **(18,183)** |
| 2017年通達第４号の初回適用 | — | — | 349 | — | **349** |
| 移転およびその他の変動(2) | — | — | — | (9,226) | **(9,226)** |
| 為替差損益 | — | — | — | — | — |
| **2018年12月31日現在の残高** | **—** | **919** | **1,442** | **277,834** | **280,195** |

(1) 2018年の利益および損失の純額には、当該ファンド自身の報酬に関して発生する利息の資本組入れのための特別引当金ファンド（1995年勅令法第12号に基づく基金）への支払に関連して、468千ユーロ（2017年は164千ユーロ）が含まれる。また、1,412千ユーロ（2017年は4,509千ユーロ）に上るICOのリスク（注記10.2.2を参照のこと。）に伴うICOの流動性枠のための引当金も含む。2018年において偶発債務積立資金の変動はなかった（2017年12月31日現在の10,000千ユーロの回収）。

(2) 2018年12月31日現在の移転およびその他の変動は、主にAIEの株式損益補償のための資金（7,848千ユーロ）（注記23を参照のこと。）および10,000千ユーロの貸出準備金を伴う偶発債務の回収のための資金（注記20を参照のこと。）に関連している。2017年12月31日現在の本項目は、AIEにおける投資からの利益報酬に対するファンドの法人税費用の回収（1,876千ユーロ）（注記23を参照のこと。）および2016年の利益分配の一部である62,000千ユーロの1995年勅令付法第12号に基づくファンドへの拠出金を主に含んでいる。

**注記20　資本**

連結貸借対照表の「資本」の項目の2018年および2017年の期首および期末の簿価の調整は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 資本 | 再評価準備金 | その他の準備金 | 損益 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| **2017年１月１日現在の残高** | **4,312,585** | **23,591** | **927,248** | **317,019** | **5,580,443** |
| 利益の分配 | － | － | 69,019 | (317,019) | **(248,000)** |
| その他の準備金の変動 | － | － | (152) | － | **(152)** |
| 当期損益 | － | － | － | 103,100 | **103,100** |
| その他の変動 | 482 | － | － | － | **482** |
| **2017年12月31日現在の残高** | **4,313,067** | **23,591** | **996,115** | **103,100** | **5,435,873** |
| 利益の分配 | － | － | 41,946 | (103,100) | **(61,154)** |
| その他の準備金の変動 | － | － | (105,118) | | **(105,118)** |
| 当期損益 | － | － | | 75,671 | **75,671** |
| その他の変動 | 677 | － | (2,003) | | **(1,326)** |
| **2018年12月31日現在の残高** | **4,313,744** | **23,591** | **930,940** | **75,671** | **5,343,946** |

2018年の当グループの損益の分配は、61,154千ユーロとなった（2017年は248,000千ユーロであり、このうち62,000千ユーロは、1995年勅令法第12号に基づくファンドへの割当てとして計上された。）（注記19を参照のこと。）。

2018年の「その他の準備金の変動」の項目は、とりわけ以下の事項に対する2017年スペイン中央銀行通達第４号の初回適用による影響を含む。

－2017年スペイン中央銀行通達第４号の初回適用による持分証券の再分類（その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産から損益を通じて公正価額で評価した金融資産への再分類）（注記９を参照のこと。）に対する7,192千ユーロの準備金への貸付

－2017年スペイン中央銀行通達第４号の初回適用による（注記10および注記19を参照のこと。）信用リスクの引当金残高（注記10および注記19を参照のこと。）の調整としての、マイナス122,310千ユーロの準備金の計上

－2017年に割り当てられた偶発債務に対する引当金残高の使用額（注記19を参照のこと。）とする、10,000千ユーロの通常準備金への貸付

2001年12月27日法律第24号に基づき、「その他の変動」は、2018年の677千ユーロ（2017年は482千ユーロ）の資本への年間拠出額を主に含んでいる。当該法律の追加条項第11条に従い、旧政府金融機関および当公庫によって供与された、一定の貸付および保証の結果、ICOとともに国家が負担する債務の取消により回復した当該資金は、当公庫の資本の一部となる。

**20.1　完全または比例連結企業における準備金**

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表における「資本－準備金－累積準備金」の項目における残高の連結企業別の内訳は以下の通りである。そのうち一部は、連結時に発生し、再評価準備金を除く、連結財務書類において完全または比例連結企業別の残高である。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレスS.A. | 8,236 | 8,305 |
| スペイン開発金融公庫 | 908,349 | 996,289 |

| | | |
|---|---|---|
| | **916,585** | **1,004,594** |

### 20.2　持分法適用会社における準備金

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表における「資本－準備金－持分法適用会社の準備金」の項目における残高の連結企業別の内訳は以下の通りである。そのうち一部は、連結時に発生し、連結財務書類において持分法適用会社別の残高である。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES) | 16,641 | 15,120 |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA) | (2,311) | (44) |
| その他の企業 | 25 | 36 |
| | **14,355** | **15,112** |

### 注記21　その他の累積包括利益（評価調整額）

本項目の総額および租税効果の残高は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | | 2017年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総額 | 租税効果(注記15) | 純額 | 総額 | 租税効果(注記15) | 純額 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記９) | 23,219 | (6,966) | 16,253 | (4,733) | 1,420 | (3,313) |
| 資産および負債のキャッシュフロー・ヘッジ | (104,907) | 31,472 | (73,435) | (182,239) | 54,672 | (127,567) |
| **合計** | **(81,688)** | **24,506** | **(57,182)** | **(186,972)** | **56,092** | **(130,880)** |

本項目の残高は、連結貸借対照表における「その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産」および「評価額－キャッシュフロー・ヘッジ・デリバティブ」の勘定に関連するものである。一つ目の勘定では、注記2.2.4に従い、当グループの資本の一部に含まなければならない、売却可能と分類される資産の公正価額の変動額（純額）を計上する。二つ目の勘定では、キャッシュフロー・ヘッジ商品の公正価額の変動額（純額）を計上する。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | (130,880) | 116,733 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の公正価額の変動(注記９) | 16,177 | (2,901) |
| 損益を通じて公正価額で評価した金融資産への再分類 | 3,594 | － |
| キャッシュフロー・ヘッジ | 53,927 | (244,712) |
| **期末残高** | **(57,182)** | **(130,880)** |

**注記22　付与された保証および不確定約定額**

貸借対照表上の本項目は、通常の業務における約定額（付与された保証）および第三者が使用可能な額（不確定約定額）に応じて、支払義務を負う第三者が支払わなかった場合、当該第三者に代わり当グループが支払うべき金額を記載している。

以下は2018年および2017年12月31日現在の本項目の内訳である。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **付与された保証** | | |
| 金融保証 | 475,124 | 605,138 |
| | **475,124** | **605,138** |
| **付与された不確定約定額** | | |
| 第三者向け: | | |
| 信用機関 | 513 | 260,434 |
| 公的機関部門 | 2,000,198 | 2,122,178 |
| その他の居住者部門 | 349,694 | 640,621 |
| 非居住者部門 | 268,656 | 193,495 |
| その他の不確定約定額 | 89,502 | ― |
| 引受済未払支出額: | 504,000 | 9,193 |
| | 3,212,563 | 3,225,921 |
| | **3,687,687** | **3,831,059** |

保証商品（保証およびその他の担保）からの収益は、連結損益計算書の「受取手数料」の項目に計上され、契約で定められた利率を保証の額面価額に適用することによって算出される。

**注記23　租税**

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表の「税金負債」の項目には、当公庫に適用される税金に関する負債が含まれている。

予算、租税、財政および雇用に係る緊急措置に関する1993年２月26日勅令法第３号の規定に従い、当グループの親会社である当公庫は1993年から1996年まで法人税の支払を免除されていた。当公庫は、法人税に関する1995年12月27日法律第43号暫定条項第13条に従い、1997年および1998年に関しても同税を免除され、1999年からは一般法人税が課税されている。

法人税上の課税標準に対する2018年および2017年の当グループの親会社としての当公庫の会計利益の調整は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 税引前簿価利益 | 112,907 | 145,987 |
| 永久差異 | | |
| 支払外国税 | 478 | 581 |
| 帰属不能な会計利益/費用 | 5,102 | 6,031 |
| 被投資会社により生じる税務上の欠損金の繰越 | 41,259 | 2,106 |
| 過年度からの損金算入 | ― | ― |
| | 159,746 | 154,705 |
| 一時差異： | | |
| 減損および控除不能引当金 | 28,237 | 8,056 |
| 他年度発生一時差異の反転 | (71,964) | (60,478) |
| | (43,727) | (52,422) |
| 過年度の税務評価の補償 | (16,691) | (25,571) |
| 税務評価 | 99,328 | 76,712 |
| 税金総額(30%) | 29,798 | 23,014 |
| 控除および引当金 | (379) | (1,380) |
| 源泉徴収税および中間納付 | (32,156) | (33,219) |
| 支払税額(注記16) | **(2,737)** | **(11,585)** |
| 法人税 | 47,544 | 45,940 |
| 為替差損益調整額 | | ― |
| その他の調整額(注記19) | (7,848) | (1,876) |
| 法人税費用 | **39,696** | **44,064** |

当該年度において、当グループの親会社であるICOが様々な割合で出資している経済利益グループからの欠損金が組み込まれた（2018年12月現在で41,259千ユーロ（2017年12月現在で2,106千ユーロ））。欠損金は、各グループ会社が提供した情報に基づき割り当てられた。これらの項目は、経済利益グループの貸借対照表の期末と同年度に認識されることになっている。

2015年からの16,691千ユーロの相殺可能な税務上の欠損金は、2018年に相殺された。2017年には、25,571千ユーロの当公庫の税務上の欠損金が相殺された。

2018年および2017年に適用された税制優遇措置の控除はなかった。国際二重課税（支払税額）の控除額はそれぞれ379千ユーロおよび472千ユーロに上った。2018年度末現在、国際二重課税に対する控除はない。

特別事由による固定資産の減価償却方法に変更はなかった。

当公庫の確定申告およびその他の税金債務は、直近４年間税務当局による閲覧が可能である。

基本的に法人税の免除期間後に新たに発生する法人税負債に関し、一定の取引に適用される税規則の解釈によっては一定の偶発税金負債が存在する場合がある。ただし、当公庫の税務担当者の判断では、かかる負債が発生する可能性は少なく、いかなる場合においてもこれにより生じる税金債務が添付の年次財務書類を大幅に影響することはないものと見込まれる。

## 注記24　利息および類似収益

構成する項目に基づく2018年および2017年の利息および類似収益の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | 8,189 | 39,163 |
| 償却原価で評価した金融資産 | 373,639 | 480,378 |
| デリバティブ、ヘッジ会計 | (11,634) | (10,040) |
| その他の資産 | 820 | 134 |
| 負債からの利息および類似収益 | 25,920 | 12,955 |
| | **396,934** | **522,590** |

**注記25　利息および類似費用**

2018年および2017年の損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 償却原価で評価した金融負債 | 798,172 | 1,004,826 |
| デリバティブ、ヘッジ会計 | (323,553) | (418,396) |
| その他の負債 | ― | 10 |
| 資産からの利息および類似費用 | 18,833 | 5,257 |
| | **493,452** | **591,697** |

**注記26　配当金収益**

本概念による収益はすべて変動収益ポートフォリオに対応しており、2018年における当該収益は存在しない（2017年は173千ユーロ）。

**注記27　持分法適用会社の損益**

連結損益計算書の本項目に含まれた持分法適用会社利益の合計額は、2018年および2017年においてそれぞれ1,915千ユーロおよび1,245千ユーロに上昇した。別紙Ⅰには、株式ついての詳細ならびに2018年および2017年12月31日現在の最も関連性の高いデータが含まれている。

**注記28　受取手数料および支払手数料**

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **受取手数料** | | |
| 偶発リスク | 1,599 | 1,665 |
| 受取可能手数料 | 2,608 | 6,620 |
| その他の手数料 | 53,116 | 48,209 |
| | **57,323** | **56,494** |
| **支払手数料** | | |
| 署名リスク | (678) | (1,612) |
| その他の手数料 | (8,168) | (1,776) |
| | **(8,846)** | **(3,388)** |
| **手数料純額** | **48,477** | **53,106** |

2018年12月31日現在、手数料収入の「その他の手数料」の項目は、FFPPおよびFLAの管理手数料に関連する25,000千ユーロ（2017年12月31日現在では25,000千ユーロ）を含む（注記16を参照のこと。）。

**注記29　損益を通じて公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益（純額）**

構成する項目に基づく連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記９) | 1,695 | 5,146 |
| 貸付および受取債権(注記10.3) | ― | ― |
| 償却原価で評価した金融負債(注記18.3) | (941) | (8,766) |
| | **754** | **(3,620)** |

**注記30　売買目的保有の金融資産および金融負債による損益（純額）**

構成する項目に基づく連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 売買目的保有のデリバティブ(注記７) | 1,023 | 11,326 |
| | **1,023** | **11,326** |

IFRS第13号の施行後（2013年１月１日）、当グループはデリバティブ証券の評価につき、相手方のリスクおよび資本信用リスク（CVA-DVA）に対応する調整を組み込まなかった。2018年12月31日現在、本項目において行われた調整（この項目を含む。）は、マイナス195千ユーロに上った（2017年12月31日現在ではマイナス5,835千ユーロ）。

**注記31　損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産および金融負債による損益（純額）**

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 損益を通じて公正価額で評価した持分証券(注記８) | 710 | － |
| | **710** | － |

**注記32　ヘッジ会計から生じる損益（純額）**

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| ヘッジデリバティブ(注記11) | 56,104 | － |
| | **56,104** | － |

本項目は、ヘッジする要素およびヘッジされた要素の公正価額の変動からの利益を含んでいる。

**注記33　その他の営業収益およびその他の営業費用**

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

**その他の営業収益**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 不動産開発による収益 | 910 | 1,035 |
| その他(*) | 230 | 3,833 |
| | **1,140** | **4,868** |

*(*) 主に備品の返品により回収された費用およびBBVAによる資産管理に対して支払われた前払金が含まれている。*

**その他の営業費用**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| その他 | (3) | (3) |
| | **(3)** | **(3)** |

## 注記34　人件費

2018年および2017年の連結損益計算書における本項目の構成は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 賃金および給与 | 15,911 | 15,570 |
| 従業員福利厚生費 | 3,657 | 3,748 |
| その他の費用 | 1,472 | 1,323 |
| | 21,040 | 20,641 |

2018年および2017年12月31日現在、当グループの職務別および男女別の従業員数は以下の通りである。

| | 従業員の分布 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 男性 | | 女性 | |
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| 経営陣 | 11 | 11 | 4 | 4 |
| 管理職および技術者 | 108 | 112 | 144 | 156 |
| 事務職員 | 8 | 8 | 52 | 53 |
| | **127** | **131** | **200** | **213** |

2018年および2017年における当グループの職務別および男女別の従業員数の平均は以下の通りである。

| | 従業員の平均分布 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 男性 | | 女性 | |
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| 経営陣 | 11 | 10 | 4 | 5 |
| 管理職および技術者 | 109 | 114 | 148 | 150 |
| 事務職員 | 8 | 8 | 52 | 52 |
| | **128** | **132** | **204** | **207** |

*注：第５団体協約（2008年10月24日の官報に掲載された。）の調印以降、一般業務職員は専務職員として分類されている。*

2018年において、33%を超える障害を持つ当グループの平均従業員数は３名である（2017年においても同様）。

**理事会の報酬およびその他の給付金**

**当グループの親会社である当公庫は、理事会のメンバーが受領する報酬について、賃金、手当およびその他の報酬として、2018年に92千ユーロおよび2017年に125千ユーロを連結損益計算書（「その他の管理費」の項目）に計上した。これらの報酬は、理事会のメンバーを行政府の上級職と考慮した場合に、適用ある規制法に従って国庫に支払われた。**

**当グループの親会社である当公庫の代表取締役および同様の役割を遂行している他の者が、2018年および2017年中に受け取った報酬は以下の通りである（単位：千ユーロ）。**

2018年:

| | 給与および賃金 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 従業員数 | 固定 | 変動 | その他の賃金 | 合計 |
| 5 | 550 | 76 | 2 | **628** |

2017年:

| | 給与および賃金 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 従業員数(*) | 固定 | 変動 | その他の賃金 | 合計 |
| 5 | 533 | 76 | 2 | **611** |

*(*) 2017年２月に１名の取締役が加わった。当該取締役は、2017年において満額の年収またはいずれの変動報酬も受け取らなかった。2016年に退任した取締役に対して2018年に支払われた変動報酬も含まれる。*

**2018年および2017年12月31日現在、当公庫の理事会役員に付与された貸付金はなかった。2018年12月31日現在、従業員への貸付に関する内部規制に基づき付与された貸付金は、残存金額15,023千ユーロとなり、平均金利は2.51%（2017年12月31日現在で15,879千ユーロとなり、平均金利は2.51%）であった。**

**さらに、2018年12月31日現在、理事会の過去または現在の理事は年金または生命保険に関する義務を負っていない。**

**注記35　その他の管理費**

連結損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 建物、設備および資材 | 794 | 780 |
| コンピューター | 3,450 | 3,070 |
| 通信 | 2,020 | 1,923 |
| 宣伝および広告 | 1,113 | 987 |
| 金利および租税 | 1,320 | 1,440 |
| その他の一般管理費 | 9,375 | 9,299 |
| | **18,072** | **17,499** |

**監査費用**

年度会計監査は、国家行政介入局（スペイン語表記の頭文字をとって「IGAE」）により行われた。したがって、監査人の役割は（財務・行政省による）一般的介入により担われるため、この概念における監査人に対する報酬は存在しない。

当グループの関連企業であるCERSAに対する、当グループの連結に起因した2018年および2017年の監査費用（つまり、当グループのCERSAにおける所有持分の割合に対する未払費用）について、マザーズ監査人S.L.P（Mazars Auditores S.L.P）が請求する金額は、毎年５千ユーロである。

マザーズ（2018年の年次財務書類の監査業務において協力的なサービスを提供するためにIGAEと締結した契約により、ICOおよび当グループの連結年次財務書類の監査を行った。）グループの企業が2018年に行った監査業務以外のサービスについて請求した金額（税込）は、15千ユーロであった。

アーンスト・アンド・ヤング（2018年および2017年のAXISの単体年次財務書類の監査、2017年のICOおよび当グループの連結の単体年次財務書類の監査を行った。）グループの企業が当グループに2018年および2017年に行ったサービスについて請求した金額（税込）の詳細は下記の表の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 監査 | | その他 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| ICO | ― | ― | 5 | 54 |
| Cofides(1) | 6 | 16 | ― | ― |
| Axis(2) | 13 | 6 | ― | 19 |
| | **29** | **22** | **5** | **73** |

*(1) ICOのCofidesにおける投資に基づく費用の割合を含む。*

*(2) Axisに請求された金額のみが含まれており、かかる事業体によって管理されるファンドに請求された金額は含まれていない。*

**注記36　公正価額**

その市場価額を確実に見積もることができない貸付、受取債権および持分証券を除き、上記の通り、金融資産は連結貸借対照表において公正価額で計上される。

同様に、取引ポートフォリオに含まれるものを除き、金融負債は連結貸借対照表において償却原価で計上される。

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表の「貸付および受取債権」に基づき計上された資産および「償却原価で評価した金融負債」の項目に基づき計上された負債の一部は、年次金利改訂を伴う変動金利で計上されており、利率の動向の結果としての公正価額は、連結貸借対照表において計上されるものと有意差があるとはいえない。これらの公正価額は、割引フローを使用し公正価額の計算を進める加重平均残存月数および加重平均レートを使用して得たものである。2018年および2017年12月31日現在、当該運用のために計算された価値は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 簿価 | | 公正価額 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| **資産** | | | | |
| 貸付および受取債権 | | | | |
| 信用機関への預金 | 12,436,396 | 16,359,782 | 12,854,208 | 20,509,876 |
| 顧客向貸付金 | 10,061,491 | 11,188,383 | 10,158,878 | 11,414,263 |
| **負債** | | | | |
| 償却原価で評価した金融負債 | | | | |
| 信用機関への預金 | 9,459,822 | 11,495,137 | 9,753,362 | 12,111,910 |
| 顧客預金 | 988,040 | 859,678 | 998,671 | 899,160 |

2018年および2017年には、貨幣市場および公債市場のインプリシット・カーブを参照した、全分類に関する公正価額が計算された。

**注記37　子会社、合弁会社および関連企業の運用**

合弁会社および関連企業に関連する企業の2018年および2017年12月における残高は以下の通りである。

CERSA

－ 顧客への預金（償却原価で評価した金融負債）：2018年12月31日現在では4,198千ユーロ（2017年12月31日現在では4,198千ユーロ）

# 別紙Ⅰ

## 2018年12月31日および2017年12月31日現在の投資

## （当グループの親会社としてのICOの直接所有株式および間接所有株式）

2018年および2017年12月31日現在の関連企業および子会社の投資に関する主要な情報は以下の通りである。

### 2018年12月31日現在

| | | | 所有持分割合 | | | 投資の簿価 | | | 被投資会社の数値 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所在地 | 事業内容 | 直接 | 間接 | 合計 | 総額 | 減損 | 純額 | 資産 | 資本 | 損益 |
| **関連企業** | | | | | | | | | | | |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA) | パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド | SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援 | 24.26% | - | **24.26%** | 36,461 | - | 36,461 | 426,267 | 280,854 | - |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES) | プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド | 発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援 | 20.31% | - | **20.31%** | 8,465 | - | 8,465 | 136,117 | 131,469 | 7,821 |
| EFC２EヘスティオンS.L. | パセオ・デル・プラド・４-マドリッド | アセットマネジメント | 50.00% | - | **50.00%** | 2 | - | 2 | 36 | 28 | (24) |
| | | | | | | **44,928** | - | **44,928** | | | |
| **子会社** | | | | | | | | | | | |
| AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A. | ロス・マドラソ・38-マドリッド | 金融投資 | 100.00% | - | **100.00%** | 1,940 | - | 1,940 | 12,507 | 11,061 | 5,884 |
| | | | | | | **46,868** | - | **46,868** | | | |

2018年12月31日現在の経済情報（未監査）。

### 2017年12月31日現在

| | | | 所有持分割合 | | | 投資の簿価 | | | 被投資会社の数値 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所在地 | 事業内容 | 直接 | 間接 | 合計 | 総額 | 減損 | 純額 | 資産 | 資本 | 損益 |
| **関連企業** | | | | | | | | | | | |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA) | パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド | SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援 | 24.15% | - | **24.15%** | 34,039 | - | 34,039 | 426,951 | 275,366 | - |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES) | プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド | 発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援 | 20.31% | - | **20.31%** | 8,463 | - | 8,463 | 126,694 | 122,334 | 6,180 |
| EFC２EヘスティオンS.L. | パセオ・デル・プラド・４-マドリッド | アセットマネジメント | 50.00% | - | **50.00%** | 2 | - | 2 | 58 | 52 | (20) |
| | | | | | | **42,504** | - | **42,504** | | | |
| **子会社** | | | | | | | | | | | |
| AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A. | ロス・マドラソ・38-マドリッド | 金融投資 | 100.00% | - | **100.00%** | 1,940 | - | 1,940 | 11,395 | 10,178 | 4,933 |
| | | | | | | **44,444** | - | **44,444** | | | |

2017年12月31日現在の経済情報（未監査）。

# 別紙Ⅱ
# 年次銀行報告書

本年次銀行報告書は、信用機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月26日法律第10号第87条に準じて作成されたものである。当該条項に従い、2016年１月１日より、信用機関は、スペイン中央銀行に対し、監査に係る規制に従い、かかる信用機関が事業所を有する国別に内訳を出した監査済財務書類の別紙として、以下に関する連結ベースの情報を提出し、毎年開示しなければならない。

a) 名称、事業活動の性質および地理的所在地
b) 収益
c) フルタイム当量従業員数
d) 税引前総損益
e) 法人税
f) 受領した公的補助金および援助

2018年および2017年に係る年次銀行報告書の作成に用いられた基準は以下の通りである。

a) 名称、事業活動の性質および地理的所在地

この情報は当グループの連結財務書類の注記１において記載されている。スペイン開発金融公庫の場合、当グループによって展開された主要な事業活動は、直接融資および仲介信用供与活動であり、同活動の展開は、ICOが国外に事業所も子会社も有していないため、スペインの法域内のみに限定されている。

b) 収益

本報告書において、収益は、当グループの連結年次財務書類の一部を構成する連結損益計算書において定義および示される、営業利益純額の合計である。

c) フルタイム当量従業員数

フルタイム当量従業員についてのデータは、当グループの平均従業員数から得られたものである。

d) 税引前総損益

本報告書において、税引前総損益は、当グループの連結損益計算書において定義および示される税引前損益である。

e) 法人税

連結損益計算書において、未収の税金は法人税の項目に含まれ、計上されている。

f) 受領した公的補助金および援助

現行の法律で要求される情報に関し、受領した公的補助金および援助は、国庫補助に関する欧州委員会のガイドラインに基づく援助および補助金をいう。この点について、当グループの企業は、2018年および2017年のいずれにおいても公的な補助金および援助を受けていない。

2018年および2017年における数値の詳細は、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| 地域 | 収益 | 平均従業員数 | 税引前総損益 | 法人税 |
|---|---|---|---|---|
| スペイン | 63,486 | 332 | 117,330 | 41,659 |

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| 地域 | 収益 | 平均従業員数 | 税引前総損益 | 法人税 |
|---|---|---|---|---|
| スペイン | 22,541 | 339 | 148,809 | 45,709 |

2018年12月31日現在、当グループの資産利益率（ROA）（連結税引前利益を資産合計の平均で除したもの。）は、0.30%と見積もられた（2017年は0.32%）。

**スペイン開発金融公庫**

**2018年12月31日現在の連結財務書類の承認**

**現行の法律に従い、議長は、このページより前の書類で構成され、スペイン語原文で154ページにおよぶ2018年に関する当公庫および従属事業体の連結財務書類、連結経営報告書ならびに利益分配案を承認する。**

**マドリッド、2019年３月28日**

**D.ホセ・カルロス・ガーシア・デ・ケベード・ルイズ**
**理事長**

次へ

2018年度財務書類

## 貸借対照表

## 2018年および2017年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 資産 | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **現金、中央銀行等への預金および要求払預金** | **6** | **1,669,485** | **2,306,410** |
| **売買目的保有の金融資産** | **7** | **109,154** | **164,770** |
| デリバティブ | | 109,154 | 164,770 |
| *(備忘事項)担保としての貸付または前払* | | ― | ― |
| **損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産** | **8** | **21,580** | **―** |
| **その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産** | **9** | **1,671,294** | **1,376,391** |
| 持分証券 | | 642,090 | 521,429 |
| 負債性証券 | | 1,029,204 | 854,962 |
| 貸付金 | | ― | ― |
| *(備忘事項)担保としての貸付または前払* | | ― | ― |
| **償却原価で評価した金融資産** | **10** | **32,001,770** | **37,376,534** |
| 負債性証券 | | 9,503,883 | 10,107,611 |
| 貸付金 | | 22,497,887 | 27,268,923 |
| 信用機関 | | 12,436,396 | 16,077,540 |
| 顧客 | | 10,061,491 | 11,191,383 |
| *(備忘事項)担保としての貸付または前払* | | ― | ― |

## 貸借対照表

## 2018年および2017年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 資産 | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **デリバティブヘッジ** | **11** | **485,855** | **517,145** |
| **子会社、合弁企業および関連企業への投資** | **12** | **46,868** | **44,444** |
| 子会社 | | 1,940 | 1,940 |
| 合弁企業 | | ― | ― |
| 関連企業 | | 44,928 | 42,504 |
| **有形固定資産** | **13** | **88,099** | **89,965** |
| 有形固定資産 | | | |
| 自己使用目的 | | 88,099 | 89,965 |
| *(備忘事項)ファイナンスリースによる取得* | | ― | ― |
| **無形資産** | **14** | **6,949** | **7,880** |
| その他の無形資産 | | 6,949 | 7,880 |
| **税金資産** | **15** | **100,984** | **264,509** |
| 当期 | | 2,985 | 130,193 |
| 繰延 | | 97,999 | 134,316 |
| **その他の資産** | **16** | **34,543** | **37,812** |
| **売却目的保有の非流動資産および可処分要素グループ** | **17** | ― | **22** |
| **資産合計** | | **36,236,581** | **42,185,882** |

## 貸借対照表

## 2018年および2017年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 負債 | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **売買目的保有の金融負債** | **7** | **104,885** | **161,007** |
| デリバティブ | | 104,885 | 161,007 |
| **損益を通じて公正価額で評価した金融負債** | | **－** | **－** |
| **償却原価で評価した金融負債** | **18** | **30,307,204** | **36,057,970** |
| 預金 | | 10,447,862 | 12,354,816 |
| 信用機関 | | 9,459,822 | 11,495,137 |
| 顧客 | | 988,040 | 859,679 |
| 市場性を有する負債性証券 | | 19,147,495 | 22,845,774 |
| その他の金融負債 | | 711,847 | 857,380 |
| *(備忘事項)劣後債務* | | **－** | **－** |
| **デリバティブヘッジ** | **11** | **253,805** | **363,492** |
| **引当金** | **19** | **280,195** | **304,665** |
| 年金および年金類似債務 | | 919 | 423 |
| 税金およびその他の法的臨時費の引当金 | | － | － |
| 偶発債務および不確定約定額の引当金 | | 1,442 | 1,197 |
| その他の引当金 | | 277,834 | 303,045 |
| **税金負債** | **15** | **23,854** | **15,447** |
| 当期 | | 957 | 935 |
| 繰延 | | 22,897 | 14,512 |
| **その他の負債** | **16** | **4,926** | **2,902** |
| **負債合計** | | **30,974,869** | **36,905,483** |

# 貸借対照表

## 2018年および2017年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

| 資本 | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **自己資本** | **20** | **5,318,894** | **5,411,279** |
| 資本金または寄付金 | | 4,313,744 | 4,313,067 |
| 累積準備金 | | — | — |
| 再評価準備金 | | 23,591 | 23,591 |
| その他の準備金 | | 908,349 | 972,698 |
| 当期損益 | | 73,210 | 101,923 |
| 配当金および分配金控除 | | — | — |
| **その他の累積包括利益** | **21** | **(57,182)** | **(130,880)** |
| 損益として再分類不可能な要素 | | 6,369 | (6,285) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持分証券の変動 | | 6,369 | (6,285) |
| 損益として再分類可能な要素 | | (63,551) | (124,595) |
| キャッシュフロー・ヘッジ | | (73,435) | (127,567) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額負債性証券の変動 | | 9,884 | 2,972 |
| **資本合計** | | **5,261,712** | **5,280,399** |
| **資本および負債合計** | | **36,236,581** | **42,185,882** |

**備忘事項**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **付与された保証** | **22** | **475,124** | **605,138** |
| **付与された不確定約定額** | **22** | **3,212,563** | **3,225,921** |

## 損益計算書

## 2018年および2017年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **利息および類似収益** | **24** | **396,926** | **522,586** |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | | 8,189 | 39,163 |
| 償却原価で評価した金融資産 | | 373,639 | 480,378 |
| 利息ヘッジ | | (11,634) | (10,040) |
| その他の資産 | | 812 | 130 |
| 負債利子による収益 | | 25,920 | 12,955 |
| **利息および類似費用** | **25** | **(493,452)** | **(591,697)** |
| **利息収益純額** | | **(96,526)** | **(69,111)** |
| **配当金収益** | **26** | **5,339** | **5,173** |
| **受取手数料** | **27** | **45,722** | **46,197** |
| **支払手数料** | **27** | **(8,846)** | **(3,388)** |
| **金融業務による損益(純額)** | | **58,591** | **7,706** |
| 公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益(純額) | 28 | 754 | (3,620) |
| *その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産* | | 1,695 | 5,146 |
| *償却原価で評価した金融負債* | | (941) | (8,766) |
| 売買目的保有の金融資産および金融負債による損益(純額) | 29 | 1,023 | 11,326 |
| 損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産による損益(純額) | 30 | 710 | ― |
| ヘッジ会計から生じる損益(純額) | 31 | 56,104 | ― |
| **為替差損益(純額)** | **2.4** | **49,884** | **24,553** |
| **その他の営業収益** | **32** | **1,064** | **4,794** |
| **その他の営業費用** | **32** | ― | ― |
| **売上総利益** | | **55,228** | **15,924** |
| **管理費** | | **(35,288)** | **(34,354)** |
| 人件費 | 33 | (19,724) | (19,425) |
| その他の管理費 | 34 | (15,564) | (14,929) |
| **減価償却費** | | **(5,102)** | **(6,031)** |
| 有形固定資産 | 13 | (2,087) | (2,498) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 無形資産 | 14 | (3,015) | (3,533) |
| **引当金経費または引当金の戻入** | **19** | **(1,655)** | **3,843** |

# 損益計算書

## 2018年および2017年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **損益を通じて公正価額で評価されない金融資産の減損または減損の戻入** | | **99,872** | **156,547** |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | 9 | ― | 446 |
| 償却原価で評価した金融資産 | 10 | 99,872 | 156,101 |
| **非金融資産の減損または減損の戻入** | | **(148)** | **9,876** |
| 営業権およびその他の無形資産 | 14 | ― | ― |
| その他の資産 | 13、17 | (148) | 9,876 |
| **廃止事業に分類されない要素の売却目的保有のグループおよび非流動資産に係る損益** | **17** | **―** | **182** |
| **継続事業税引前損益** | | **112,907** | **145,987** |
| **継続事業法人税費用(収益)** | **23** | **(39,697)** | **(44,064)** |
| **継続事業税引後損益** | | **73,210** | **101,923** |
| **非継続事業税引後損益** | | **―** | **―** |
| **当期損益** | | **73,210** | **101,923** |

# 資本変動表

## Ⅰ．認識損益計算書

## 2018年および2017年12月31日に終了した年度

(単位：千ユーロ)

| | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **当期損益** | | **73,210** | **101,923** |
| **その他の包括利益** | | **73,698** | **(247,613)** |
| 損益計算書に再分類されない要素 | | **12,654** | **3,314** |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した公正価額持分証券の変動 | 21 | 18,077 | 4,734 |
| ヘッジ会計損益 | | ― | ― |
| 損益に再分類されない要素の法人税 | | (5,423) | (1,420) |
| 損益に再分類可能な要素 | | **61,044** | **(250,927)** |
| キャッシュフロー・ヘッジ、有効部分 | 21 | 77,331 | (349,589) |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した負債性証券 | 21 | 9,874 | (8,878) |
| 損益に再分類可能な要素の法人税 | | (26,161) | 107,540 |
| **認識損益合計(包括損益)** | | **146,908** | **(145,690)** |

次へ

# 資本変動表

## Ⅱ．資本変動表

### 2018年および2017年12月31日に終了した年度

（単位：千ユーロ）

| 2018年12月31日現在 | 自己資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金／寄付金 | 資本剰余金 | 準備金 | その他の資本性証券 | 自己株式控除 | 当期損益 | 配当金および分配金控除 | 自己資本合計 | その他の累積包括利益 | 資本合計 |
| **2017年12月31日付期末残高** | **4,313,067** | **—** | **996,289** | **—** | **—** | **101,923** | **—** | **5,411,279** | **(130,880)** | **5,280,399** |
| 会計方針変更による影響額 | — | — | (105,118) | — | — | — | — | **(105,118)** | — | **(105,118)** |
| **調整期首残高** | **4,313,067** | **—** | **891,171** | **—** | **—** | **101,923** | **—** | **5,306,161** | **(130,880)** | **5,175,281** |
| **認識損益合計** | **—** | **—** | **—** | **—** | **—** | **73,210** | **—** | **73,210** | **73,698** | **146,908** |
| **その他の資本変動：** | | | | | | | | | | |
| 資本金／寄付金の増加 | 677 | — | — | — | — | — | — | 677 | — | 677 |
| 資本項目間移転 | — | — | 40,769 | — | — | (101,923) | 61,154 | | — | — |
| その他の資本増減 | — | — | — | — | — | — | (61,154) | (61,154) | — | (61,154) |
| **その他の資本変動合計** | **677** | **—** | **40,769** | **—** | **—** | **(101,923)** | **—** | **(165,595)** | | **(60,477)** |
| **2018年12月31日付期末残高** | **4,313,744** | **—** | **931,940** | **—** | **—** | **73,210** | **—** | **5,318,894** | **(57,182)** | **5,261,712** |

| 2017年12月31日現在 | 自己資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金／寄付金 | 資本剰余金 | 準備金 | その他の資本性証券 | 自己株式控除 | 当期損益 | 配当金および分配金控除 | 自己資本合計 | その他の累積包括利益 | 資本合計 |
| **2016年12月31日付期末残高** | **4,312,585** | **－** | **928,945** | **－** | **－** | **315,344** | **－** | **5,556,874** | **116,733** | **5,673,607** |
| **認識損益合計** | **－** | **－** | **－** | **－** | **－** | **101,923** | **－** | **101,923** | **(247,613)** | **(145,690)** |
| **その他の資本変動：** | | | | | | | | | | |
| 資本金／寄付金の増加 | 482 | － | － | － | － | － | － | 482 | － | 482 |
| 資本項目間移転 | － | － | 67,344 | － | － | (315,344) | 248,000 | － | － | － |
| その他の資本増減 | － | － | － | － | － | － | (248,000) | (248,000) | － | (248,000) |
| **その他の資本変動合計** | **482** | **－** | **67,344** | **－** | **－** | **(315,344)** | **－** | **(247,518)** | **－** | **(247,518)** |
| **2017年12月31日付期末残高** | **4,313,067** | **－** | **996,289** | **－** | **－** | **101,923** | **－** | **5,411,279** | **(130,880)** | **5,280,399** |

次へ

# キャッシュフロー計算書

## 2018年および2017年12月31日に終了した年度

（単位：千ユーロ）

| | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **A．営業活動からのキャッシュフロー** | | **(1,175,169)** | **1,393,395** |
| | | | |
| **1．当期損益** | | **73,210** | **101,923** |
| **2．営業上のキャッシュフローを得るための調整額** | | **(124,387)** | **(115,286)** |
| 減価償却費 | | 5,102 | 6,031 |
| その他の調整額 | | (129,489) | (121,317) |
| **3．営業資産純増減額** | | **4,828,848** | **7,919,351** |
| 取引ポートフォリオ | | 55,617 | 89,619 |
| 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産 | | (21,580) | ― |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | | (294,902) | 424,139 |
| 償却原価で評価した貸付および受取債権 | | 4,870,908 | 6,702,011 |
| その他の営業資産 | | 218,805 | 703,582 |
| **4．営業負債純増減額** | | **(5,932,269)** | **(6,419,238)** |
| 取引ポートフォリオ | | (56,122) | (88,851) |
| 損益を通じて公正価額で評価したその他の金融負債 | | ― | ― |
| 償却原価で評価した金融負債 | | (5,750,766) | (6,338,712) |
| その他の営業負債 | | (125,381) | 8,325 |
| **5．法人税の回収および支払** | | **(20,571)** | **(93,355)** |
| | | | |
| **B．投資活動からのキャッシュフロー** | | **598,721** | **660,708** |
| | | | |
| **6．支払** | | **(6,480,678)** | **(6,185,624)** |
| 有形固定資産 | 13 | (222) | (383) |
| 無形資産 | 14 | (2,084) | (2,334) |
| 株式 | 12 | (2,424) | ― |
| 売却目的保有の非流動資産および負債 | 17 | ― | (22) |
| 償却原価で評価した負債性証券 | 10.1 | (6,475,948) | (6,182,885) |
| 投資活動に関連するその他の支払 | | ― | ― |

## キャッシュフロー計算書

## 2018年および2017年12月31日に終了した年度

（単位：千ユーロ）

| | 注記 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| **7．回収** | | **7,079,399** | **6,846,332** |
| 有形固定資産 | 13 | ― | 73 |
| 無形資産 | 14 | ― | ― |
| 株式 | 12 | ― | 2 |
| 売却目的保有の非流動資産および負債 | 17 | 22 | ― |
| 償却原価で評価した負債性証券 | 10.1 | 7,079,377 | 6,846,257 |
| 投資活動に関連するその他の回収 | | ― | ― |
| **C．金融活動からのキャッシュフロー** | | **(60,477)** | **(185,518)** |
| **8．支払** | | **(61,154)** | **(186,000)** |
| 配当金 | | (61,154) | (186,000) |
| 劣後債務 | | ― | ― |
| 自己持分証券の償還 | | ― | ― |
| 自己持分証券の取得 | | ― | ― |
| 金融活動に関連するその他の支払 | | ― | ― |
| **9．回収** | | **677** | **482** |
| 劣後債務 | | ― | ― |
| 自己持分証券の発行 | | ― | ― |
| 自己持分証券の処分 | | ― | ― |
| 金融活動に関連するその他の回収 | 20 | 677 | 482 |
| **D．為替レート変動影響額** | | **―** | **―** |
| **E．現金および現金同等物の純増減額** | | **(636,925)** | **1,868,585** |
| **F．現金および現金同等物の期首残高** | | **2,306,410** | **437,825** |
| **G．現金および現金同等物の期末残高** | | **1,669,485** | **2,306,410** |
| **備忘事項** | | | |
| **当期末における現金および同等物部分** | | | |
| 現金 | 6 | **12** | **9** |
| 現金同等物の中央銀行等への残高 | 6 | **1,408,355** | **2,027,159** |
| その他の金融残高 | 6 | **261,118** | **279,242** |
| 払戻し可能な当座借越し控除 | | **―** | **―** |

## 2018年12月31日に終了した年度
## の財務書類の注記

## 注記１　概要、財務書類の作成方針およびその他の情報

### 1.1　当公庫の概要

スペイン開発金融公庫(「当公庫」または「ICO」）は政府金融機関の組織および管理に関する1971年６月19日法律第13号により設立され、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号が公表されるまで、1988年一般国家予算に関する1987年12月30日法律第33号第127条および1971年法律第13号の廃止されなかった特定の条項により規制された。

当公庫は、マドリッドのパセオ・デル・プラド４に所在し、すべての活動を同地で行い、スペイン国内にその他の支店網を有していない。

当公庫は公共部門法体制に関する2015年10月１日法律第40号第103条に定める形態の公共事業体であり、経済・企業支援担当大臣を通じて経済・企業省に属する。当公庫は法に基づく金融機関であり、国家の財務代理人と考えられており、目的達成のための経営の独立性に加えて、法人格、資産および財源を有している。

経済・企業支援担当大臣は当公庫の戦略的経営、ならびに当公庫の事業活動の業績の評価および管理について責任を負う。

当公庫は、公共部門法体制に関する2015年10月１日法律第40号の条項、予算、租税および財政に係る緊急措置に関する1995年12月28日勅令法第12号追加条項第６条、1998年９月23日勅令第1091号により承認された一般予算法の適用条項、1997年４月14日法律第６号へのICOの適合に関して1999年４月30日勅令第706号により承認されたICOの定款およびかかる定款の承認（1999年５月13日政府官報第114号）、また上記の法規によって規定されていないその他の事項については、金融機関に適用される特別の法規ならびに民法、商法および労働法に服している。

企業統治業務の改善策を導入するため、スペイン開発金融公庫（ICO）の定款に係るいくつかの条文を修正する2015年12月18日勅令第1149号が2015年末に、内閣によって承認された。同年10月に公共部門法体制に関する法律が、これに基づき成立し、かかる法律により初めて政府金融機関に４人の社外取締役が選出された。また、評判、経歴および不適合性等の対象の選出基準が設定され、任期は３年間有効で、１回のみ追加で３年間更新することができることとされた。当公庫において財政問題が生じた場合、社外取締役はそれぞれ２票投票することができ、よって理事会（理事会は、理事長と10名の理事（以前は９名）で構成される。）においては社外取締役が多数派となる。さらに、すべての理事の任命および解任は経済・企業大臣の提案の下、内閣に委ねられることが決定された。

内閣によって承認された勅令は、これらの調整を発展させる。社外取締役として選任されるための要件には、商業的かつ専門的な高い社会的評価、適切な知識および経験を有すこと、潜在的、永続的な利益相反がないこと、また、自営または雇用された立場において、ICOと競合になりうる活動を展開しないことが含まれる。さらに、信用機関、金融信用機関、投資機関、集団投資スキームおよびリスク・キャピタル企業またはこれらの子会社ならびにこれらが所属するグループに関連のない者であることが要件となっている。

理事会の理事は、常にICOの利益のために行動しなくてはならず、またその業務を行う上で得た情報、データ、レポートおよび機密のバックグラウンドを、かかる業務が終了した後も外部に漏らしてはならない。経済・企業大臣により辞職が承認された場合、社外役員の任期が終了した場合、また、公共部門からの理事に関しては解約された場合は、解任されることがある。守秘義務の重大な違反または利益相反等の場合と同様に、社外取締役の適性が予期せず欠如している場合には、解任されることがある。

当公庫の目的は国富の増大および分配の増進に寄与する経済活動、とりわけ社会、文化、技術革新および環境の面から奨励に値する活動を支援、促進することである。

かかる目的を達成するために、当公庫は財政の均衡原則および手段と目的の一致を厳格に遵守する。

また当公庫の職務は以下の通り定められている。

a) 内閣または政府経済問題委員会の指図に従い、深刻な経済危機、自然災害またはこれに類似の状況により生じる経済に対する影響を緩和するように貢献すること。

b) 当公庫の理事会により採択された規則および決定に従い、内閣、政府経済問題委員会または経済・企業省の定める基本的な方針を遵守して、経済政策の諸措置を実施する主たる機関として行為すること。

かかる目的および職務の中に含まれる業務の種類は、以下の通りである。

1. 中小企業、住宅建設、通信、スペイン事業の国際化等の一定の部門および戦略的活動に対して金融支援を行う直接的な貸付業務および仲介業務、ならびに1993年１月15日閣議決定（「RCM」）に従い、現在のバンコ・デ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー（「BBVA」）に統合されている国立銀行から移譲された業務。

2. 相互金利調整契約（スペイン語表記の頭文字をとって「CARI」）。かかる輸出援助システムは、当該システムを利用するスペインまたは外国の金融機関のために良好な財務実績を保証する。当公庫は仲介機関としてのみ行為し、各年度の一般国家予算法で許容されている通り管理費用は国家が負担する。

関与した各銀行との金利調整純額は、各調整額が、受取残または支払残のいずれであるかにより、国家が支払うか、または当公庫を通じて支払われるかで、通常は相殺される。

3. 開発プロモーション基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FONPRODE」）。かかる基金は2010年に2010年法律第36号の下で設立された。その目的は国家から国家への補助金という形で発展途上国の開発プロジェクトおよび開発計画に資金供給することである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。2010年12月現在、この特定の基金は、1998年以降FONPRODEに統合されるまで、同じく当公庫によって管理されている小口融資を供与するための基金を取得した。

4. 法人国際化基金（スペイン語表記の頭文字をとって「FIEM」）。かかる基金は2010年に2010年法律第11号の下で設立された。その活動は、利権または市場条件の下、スペインの財貨およびサービスの取得ならびにスペインの投資プロジェクトの遂行または国益の取得および遂行に結びつくプロジェクトに対して、返済可能な資金供給を行うことである。当公庫はかかる取引に関して、スペイン政府の代理人として行為している。かかる取引は当公庫の他の事業から分離して、当公庫が保有する独立の勘定で契約、管理および計算が行われている。各年度の一般国家予算に従い、ICOに対して管理費用が補填される。

5. 水道および公衆衛生協力基金。当該基金は、2008年度一般国家予算に関する2007年12月26日法律第51号追加条項第61条に基づき設立された。その目的は、中南米諸国の国家機関との金融取り決めの下、とりわけスペインとの協力を重視し、水道および公衆衛生プロジェクトに対して資金を提供することである。

6. 2014年12月26日勅令法第17号により、地方団体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を保証するものである。当ファンドの自己資本は供給者支払のための融資基金（2012年勅

令第４号および2012年勅令第７号により成立）の清算（2015年１月１日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。）により供給されたもある。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には関連する取引手数料が生じている。

7． 2014年12月26日勅令法第17号により、自治体向け融資ファンドが設立され、かかるファンドは自治体や地方団体またはその他の経済媒体の資金需要に注力し、それら団体に付属する当局の経済的持続性を確保するものである。当ファンドの自己資本は2012年勅令第21号により設立された自治区流動性基金の清算（2015年１月１日付で、その完全なる権利および義務の下施行される。）により供給されたものである。さらに、自治体に関しては、供給者への支払に関する融資メカニズムの自己資本部分に含まれている。ICOは、取引業者の役割を担っているが、これらの業務はその会計帳簿には記録されていない。この業務により、当公庫には取引手数料が生じている。

2.から7.の業務は、それぞれに適用される法律に従って、当公庫の勘定には含まれない。

### 1.2 年次財務書類の作成方針

当公庫の2018年12月31日に終了した年度の財務書類は、信用機関を対象とした、公開情報および機密情報の財務報告規則および様式に関する、2017年11月27日スペイン中央銀行通達第４号（「2017年通達第４号」）（その後の改正を含む。）の条項に従って開示されている。当該2017年通達第４号（その後の改正を含む。）は、国際会計基準の適用に関する、欧州議会および理事会による2002年７月19日の2002年EC規則第1606号に従った、欧州連合により採用された国際財務報告基準（「IFRS-EU」）をスペインの信用機関に対し導入および適用するものである。さらに、かかる財務書類の作成にあたり、その他の一般的なスペインの業務基準および会計基準ならびにその他の適用あるスペイン中央銀行の通達および基準も用いられており、必要に応じて、財務書類の注記に、これらの基準が要求する開示内容が含まれている。

当公庫の2018年12月31日に終了した年度の財務書類は、すべての重要な側面において真実かつ公正な見解を示すため、適用あるすべての会計原則、会計基準および必須の測定基準に準拠して作成された。2018年12月31日現在の当公庫の資本および財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュフローについても、前述の財務情報の報告に関する枠組み、また特にそこに含まれる会計原則および基準に準拠して作成されている。

本2017年財務書類に記載される情報は、2018年に関連する情報との比較のみを目的として表示され、ICOの2017年年次財務書類を構成するものではない。

このため、2017年の情報は、2017年12月31日に終了した年度の財務書類の作成時とは異なり、2018年12月31日に終了した年度に適用される財務書類に適応されている。しかしながら、かかる適応は、これらの開示において重大な変更を伴う表題間の再分類を意味するものではない。

当公庫の2018年12月31日に終了した年度の財務書類を作成するにあたり、適用された主要な会計原則および測定基準は、注記２に記載されている。

***2018年１月１日から12月31日の間の期間に発生した主な規制変更***

***信用機関向けの財務書類の公開および機密の報告基準およびモデルに関する2017年11月27日通達第４号***

2018年１月１日、スペイン中央銀行の2017年通達第４号は、信用機関向けの新たな会計の規制上の枠組みとして発効し、そのため同通達はICOにも適用される。信用機関向けの公開および機密の報告基準および財務書類のモデルに関する2017年11月27日通達第４号は、2018年１月１日からIFRS第15号お

よびIFRS第９号という２つの新たな国際財務報告基準を適用した結果として、信用機関向けのスペインの会計制度を欧州の会計規則の変更に適応させることを目的としている。これらの基準により、顧客との契約および金融商品からの収益の会計基準がそれぞれ修正される。

新規則の効果は、特に2018年のICOの会計に影響を及ぼした。

－信用リスク引当金の調整。同規則により、減損モデルの変更が規定され、同モデルはもはや既発生損失に基づかず、予想損失に基づくことになる。その結果、（ICOが適用した）2016年スペイン中央銀行通達第４号に規定される代替ソリューションの計上比率は、標準エクスポージャー、標準の警戒リストエクスポージャーおよび遅滞による回収不確実エクスポージャーのそれぞれについて更新されている。カントリー・リスク引当金も、同様に修正されている。これらの調整の適用は遡及的であり、その結果、当年度の利益（損失）ではなく準備金に対して直接計上される。

これらの調整の効果がICOに及ぼす影響は、122,310千ユーロの準備金の減少であり、2018年１月に計上された。

－測定目的で金融資産が計上されるポートフォリオの変更。金融資産のポートフォリオは一般に、償却原価で評価した金融資産、その他の包括利益により公正価額で評価された金融資産および損益を通じて公正価額で評価された金融資産として分類される。同通達は、関連基準が発効した場合の特定項目の遡及的再分類を規定している。ICOへの影響の概要は、以下の通りである。

2018年１月、ICOの運営機関は、同通達が規定した変更を反映する事業モデルを承認した。一般に、関連資産は、そうするための要件を満たした以降は、同等のポートフォリオに分類されることを考慮すると、これまで適用されていたのと同じ基準を用いて測定される。

さらに、同月において、ICOは、債券から構成される金融資産ポートフォリオ全体がSPPIテスト（元本および利息の支払のみ）を遵守しているかを検証するための特別な分析を完了した。その結論は、2018年１月１日現在の貸借対照表における売却可能および満期保有ポートフォリオが、かかるテストを遵守しているというものであった。

同通達に従って、ICOは、特定の金融資産（債券）を償却原価ポートフォリオ（従来は満期保有ポートフォリオ）からその他の包括利益による公正価額で評価された金融資産に再分類することに同意している。再分類額は970百万ユーロであり、包括利益への影響額は19百万ユーロ（税引前）であった。

さらに、ICOは、従来は包括利益による公正価額で評価された特定の持分証券を損益を通じて公正価額で評価された金融資産に再分類することに同意した。この基準の遡及的適用により、準備金が５百万ユーロに増加した。

－最後に、上記基準が定めた会計ヘッジの規制上の変更は、同通達により許可された通り、ICOがマクロヘッジに国際基準を適用することが必要となるまで、これまで有効なモデルを引続き適用することを選択したため、ICOに影響は及ばなかった。

当公庫の2018年の年次財務書類は、2019年３月28日付で当公庫の理事長により作成され、当公庫の理事会による承認を待っている状態である。本年次財務書類の単位は、別段の記載のない限り、千ユーロである。

### 1.3　情報および見積りに対する責任

2018年12月31日に終了した年度の年次財務書類およびその注記に記載される情報の作成責任は理事長にある。これらの年次財務書類の作成にあたり、かかる財務書類に含まれる特定の資産、負債、収益、支出および約定額の数値化にICOによる見積りが使われている。これらの見積りは概ね以下の通りである。

－一部資産の減損（注記2.7）

－退職給付金に関する負債および約定額ならびにその他の従業員に対する長期約定額の保険数理上の計算基礎（注記2.10.2）

－固定資産および無形資産の耐用年数（注記2.12および2.13）

－偶発リスクから生じる将来の債務に関する損失（注記2.14）

－一部の簿外資産の公正価額（注記2.2.3）

－繰越税金資産の回収（注記2.11）

これらの見積りは、分析された事実に関連して、2018年12月31日現在で入手可能な最良の情報に基づいているが、当該年度の損益計算書における見積りの変動の影響を認識するために、今後数年のうちに、将来の何らかの出来事により、予め見積りの（上方または下方の）大幅な修正がなされる可能性がある。

### 1.4 旧アルヘンタリアからの資産および負債の譲受

今は存在しない会社であるが、アルヘンタリア、カハ・ポスタルおよびバンコ・イポテカリオ・エセ・アーは、コルポラシオン・バンカリア・デ・エスパーニャ・エセ・アー、バンコ・エクステリアー・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BEX）、カハ・ポスタル・エセ・アーおよびバンコ・イポテカリオ・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BHE）の合併の結果、1998年９月30日付の合併証書で正式に設立された。その後、バンコ・デ・クレディト・アグリコラ・エセ・アー（BCA）はカハ・ポスタル・エセ・アーにより吸収され、バンコ・デ・クレディト・ロカル・デ・エスパーニャ・エセ・アー（BCL）は前記の法人に所属し法人格を維持している。

1993年２月15日のACMの規定に従い、当公庫は、1992年12月31日、スペイン政府または当公庫が保証している経済政策業務から生じるBCL、BHE、BCAおよびBEXの資産および負債を取得し、とりわけ転換期にある企業（転換および産業再編改革法の適用を受けている）に対する信用供与および保証を取得した。また、洪水の犠牲者に対する特別融資、かかる事業体が上場株式会社になる前に供与した貸付、ならびにその他の資産、権利および企業持分も取得した。

また、1993年３月25日に、譲渡された資産および負債に関する管理契約が関係銀行との間で調印された。同契約は、現行の銀行法に従う管理および正確な会計について定める。管理手数料は、2018年および2017年のそれぞれにおいて合計390千ユーロおよび397千ユーロであった。

以下は2018年および2017年12月31日現在の内容別による譲渡された資産および負債である。当該日現在、その管理はBBVA（上記すべての統合により設立された会社）により行われている。

（単位：千ユーロ）

| BBVAにより管理される資産および負債の残高 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 信用機関 | - | 9 |
| スペイン公的機関に対する貸付金 | 109 | 159 |
| その他の居住者部門に対する貸付金 | - | 3 |
| 不良資産(*) | - | 1,855 |
| 非流動資産 | 378 | 383 |
| 雑勘定 | - | 191 |
| **資産合計** | **487** | **2,600** |
| | | |
| 雑勘定 | - | 215 |
| ICOとの合同勘定 | 225 | 2,295 |
| 当期利益 | 262 | 90 |
| **負債合計** | **487** | **2,600** |

***(*) 2017年の総額は引当金勘定として100%計上されている。2018年にこれらは収支の不均衡による破綻に再分類されている。***

### 1.5　連結年次財務書類の表示

当公庫により直接運営される事業に加えて、ICOは、様々な活動に従事する従属的なエンティティからなる当グループのリーダーであり、合わせて全ICOグループを構成している。したがって、当公庫は自らの年次財務書類の他、合弁企業および関連会社の保有に関して、現行の法律に従ってICOグループの連結財務書類を作成した。

スペイン商法第42条に従い、当公庫は本年次財務書類と同日付で連結年次財務書類を作成した。2018年および2017年12月31日現在の当公庫の貸借対照表、損益計算書、資本変動総額表および認識損益計算書の連結による影響は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 単体 | 連結 | 単体 | 連結 |
| 資産 | 36,236,581 | 36,251,045 | 42,185,882 | 42,200,747 |
| 資本 | 5,318,894 | 5,286,764 | 5,280,399 | 5,304,993 |
| 当期損益 | 73,210 | 75,671 | 101,923 | 103,100 |
| 資本における認識損益合計 | 146,908 | 149,369 | (145,690) | (144,513) |
| 現金または現金同等物の純増減額 | (636,925) | (636,925) | 1,868,585 | 1,868,585 |

次へ

### 1.6　環境影響および温室効果ガス排出権

**ICOの国際取引は、環境保護に関する法律に従っている。当公庫は、当公庫がこれらの法律に実質的に準拠しており、その準拠を確保および奨励するよう設計された手続きを維持していると考えている。**

**また、当公庫は、当公庫が適切な環境保護・改善措置を実施し、環境影響を可能な限り最小化する措置を行い、これについての規則を遵守していると考えている。2018年および2017年、当公庫は重大な環境投資を実施しておらず、環境リスクおよび費用のための引当金を計上する必要はないと考えている。また、当公庫は、環境保護・改善に関連する重大な偶発事象が存在するとは考えておらず、温室効果ガス排出権を有してもいない。**

### 1.7　最低資本

#### 1.7.1　最低自己資本比率

スペイン中央銀行は2008年５月22日付で、最低自己資本の識別および管理に関して、2008年通達第３号を発布した。前記通達は、投資比率、自己資本および情報についての金融仲介機関の義務、ならびに他の金融システムに関する2007年11月16日法律第36号（1985年５月25日法律第13号を改正）により発布された自己資本および連結ベースでの信用機関の監督に関する法制度等（信用機関自己資本に関する2008年２月15日勅令第216号を含む。）について、金融機関業界における最終的な展開を示している。前記通達はまた、スペインの金融機関の法制度に、金融機関の事業に関する欧州議会および理事会による2006年６月14日の2006年EC指令第48号（改正後）、ならびに投資サービス会社および金融機関の自己資本比率に関する欧州議会および理事会による2006年６月14日の2006年EC指令第49号（改正後）を適合させる過程を完了させるものでもあった。かかる二つの指令は、バーゼル銀行監督委員会により採択された同様の規制（バーゼルⅡとして知られている。）を受けて、金融機関および金融機関の連結グループが満たすべき最低資本要件について大幅に改正された。

従前の銀行業の健全性規制に関する法令（1985年５月25日法律第13号および2008年スペイン中央銀行通達第３号）に替わり、2014年１月１日より、金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月26日法律第10号が施行された。これまで欧州連合は、その法制度として2010年12月付のバーゼルⅢに移行しており、2012年EU規則第648号を修正する金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する欧州議会および理事会による６月26日の2013年EU規則第575号、ならびに2002年EC指令第87号を修正する金融機関の活動ならびに金融機関および投資サービス会社の健全性監督に関する欧州議会および理事会による６月26日の2013年EU指令第36号を採用し、また欧州連合の監督および信用機関の支払能力の基準にスペインの法律を適合させるための緊急措置として、11月29日の2013年勅令法第14号に当公庫のシステムを置き換えることで、2006年EC指令第48号および2006年EC指令第49号を廃止した。

2014年６月26日法律第10号の主な目的は、2013年６月26日EU規則第575号（CRR）の規定を直接的に組み込み、正式に2013年６月26日EU指令第36号（CRD）に移行することで、国際舞台および欧州連合に課せられている規制変更にスペインの法律を適合させることである。当該コミュニティ規制は、監督体制、資本要件および罰則等の側面が大々的に修正されてきたことにより、金融機関に適用される規則の実質的な変更をもたらした。

CRRおよびCRDは、欧州連合における資本要件を規制し、以下に記載するバーゼルⅢの資本規制の枠組みまたは協定に定められた提案を含む。

－加盟国に直接適用されるCRRは、金融機関の健全性要件を含み、とりわけ以下の事項を扱っている。

－ハイブリッド商品が満たさなければならない要件を設定し、少数株主持分の適格性を制限する、適格自己資本の要素の定義。

－各資本区分における調整項目および控除項目の定義。この点において、規則はバーゼルⅡに新たな控除項目（繰延税金資産、年金基金）を組み入れ、既存の控除項目の変更を導入する。一方で、規則はその完全な実施までに、５年から10年の段階的な予定を設定している。

－自己資本の三つの水準（普通株式等Tier１比率4.5%、Tier１比率６%および最低資本合計比率８%）を定める最低要件の設定（第一の柱）。

－信用機関がレバレッジ比率（Tier１をリスクに対して未調整の総エクスポージャーで除した値として定義される。）を算定するための要件。開示要件は、2016年以降に適用され、最終的な定義は監督者により2017年に設定された。

－加盟国が、それぞれの基準に従って、国内法令に組み込まなければならないCRDの意図および主たる目的は、金融機関および投資会社の活動の透明性ならびにその統治および監督の枠組みについて国内法令を調整することである。CRDは、とりわけ、CRRで設定された資本要件に加えて、2019年までに段階的に導入される資本要件を含んでいる。以下に従わないことは、利益の任意分配に対する制限を伴う。

－バーゼルIIIの規制の枠組みを拡大する、金融規則の景気循環増幅効果を軽減するための資本保全バッファーおよび反循環的な資本バッファー。すべての信用機関は、普通株式等Tier１に上乗せする2.5%の資本保全バッファーおよび普通株式等Tier１に上乗せする、機関特有の反循環的な資本バッファーを維持しなければならない。

－グローバルなシステム上重要な機関およびその他のシステム上重要な機関が、システミックリスクまたはマクロ健全性リスク（すなわち、特定の加盟国における金融システムおよび実体経済に深刻な悪影響を与えうる、金融システムの混乱リスク）を軽減するためのシステミックリスクバッファー。

－さらに、CRDは、監督責任の範囲内で、所轄官庁が、CRRに記載の最低要件（第二の柱）を上回る自己資本額の維持を金融機関に要求することが可能であると規定している。

金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月26日法律第10号の追加条項第８条によると、規則により規定されていない限り、スペイン開発金融公庫は、当該法律のタイトルII（金融機関の支払能力）、タイトルIII（監督）およびタイトルIV（法的罰則）ならびに情報の守秘義務に関する規定を適用する。

2015年から、スペイン中央銀行の2014年通達第２号に従い、この基準において設定された資本バッファーが適用される。今日まで、今年度の銀行監督者によって特定の反循環的な資本バッファーの金額は設定されていない。ICOは、グローバルなシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EISM」）ではなく、またシステム上重要な事業体（スペイン語表記の頭文字をとって「EIS」）としてみなされることもない。

2018年および2017年12月31日現在のICOグループの算出可能な資本は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 普通株式等Tier１(*) | 5,179,437 | 5,277,868 |
| －資本金 | 4,313,744 | 4,313,068 |
| －準備金および調整項目(**) | 865,693 | 964,800 |
| Tier２ | － | 19,854 |
| －その他の準備金(**) | － | － |
| －一般支払不能リスクヘッジ | － | 19,854 |
| **算出可能資本合計** | **5,179,437** | **5,297,722** |
| **最低資本合計(***)** | **2,243,085** | **1,289,525** |

(*)　当グループは追加のTier１を有していない。
(**)　当グループの算出可能資本の計算に用いる合計準備金は、資本の計算において、無形資産の修正および準備金の修正が行われているため、連結貸借対照表の額とは異なる。
(***) リスク加重資産（RWA）を当グループについてスペイン銀行により設定された17.625%として計算している。

2018年および2017年12月31日現在の当グループの最低資本の最重要データは、以下の通りである（単位：千ユーロ）。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| Tier１ | 5,179,437 | 5,277,868 |
| リスク加重資産 | 12,726,723 | 16,119,064 |
| Tier１比率(%) | 40.70% | 32.74% |
| **算出可能資本合計** | **5,179,437** | **5,297,722** |
| 算出可能資本合計比率(%) | 40.70% | 32.87% |
| 最低算出可能資本比率(%)(*) | 17.625% | 10.5% |

*(*) 当グループ企業の自己資本についてスペイン銀行により設定された2018年４月23日以降の最低資本比率の合計は、2013年EU規則第575号により設定された要件（８%）、ならびに集中リスクおよび事業リスクならびに資本に関する自己評価報告書に記載されるその他のリスクをカバーするための追加の必要資本（7.75%）ならびに資本バッファー（2018年１月１日以降1.875%）を考慮すると、17.625%である。*

2018年および2017年12月31日現在、当グループの算出可能資本は、事業体から要求されている最低要件をそれぞれ2,936,352千ユーロおよび4,008,197千ユーロ上回っている。

### 1.7.2 最低支払準備率

当公庫は最低支払準備率を満たすために、ユーロ圏の国の中央銀行に預けられている資金の最低レベルを維持しなくてはならない。2018年12月31日現在、このレベルは算出可能な負債の２％であった。2011年11月24日に2011年EU規則第1358号が発効し、追加的な算出可能な負債（２年超の通知期間を条件として引出可能な２年超の定期預金、現先取引による販売および２年超の満期を持つ株式以外の証券）について１％が要求される。この修正は2012年１月18日に開始した積立期間の後に適用された。

2018年および2017年12月現在、ならびに2018年および2017年中、ICOは適用あるスペインの規制に基づく最低比率を遵守した。

### 1.7.3 資本管理

当公庫は、支払能力に関し適用される法制度（2013年EU規則第575号）に規制される算出可能なTier１およびTier２の管理を目的として、資本を検討している。

この意味において、常に10.5%を超える支払能力比率を維持するための資本管理システムに、資本要件規制は直接的に盛り込まれている。この目標は、適切な資本計画によって達成されている。

## 1.8 後発事象

上記2006年法律第42号で修正された租税、行政および社会保障措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項に従い、旧金融公庫と当公庫が付与した一定の与信および保証枠に基づき中央政府がICOから借入れた債務の返済によって回収される金額は、当公庫の資本の一部を構成する。2018年の見積総額は500千ユーロであり、2019年に計上される。

2019年、スペイン開発金融公庫は、国家財務当局の地位において政府の命令を受け、事業および個人に対する新たな信用枠を打ち出した。当方針の目的は、スペインの信用制度に更なる流動化をもたらし、組織的目標の枠組み内における他の需要に取り組むことである。承認を得た主な信用枠は、以下の通りである。

－Línea ICO Empresas y Emprendedores 2019：このICOの信用枠は、国内で投資を行い、かつ流動性ニーズを満たす必要のある自営業者および企業に対して融資を行う。個人および家主団体も、住宅の修復のためにこの信用枠を利用することができる。

－Línea ICO Garantía SGR/SAECA 2019：このICOの信用枠は、相互保証会社（スペイン語表記の頭文字をとって「SGR」）または国有企業であるCaución Agraria（スペイン語表記の頭文字をとって「SAECA」）の範囲内で、スペインにおける資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。

－Línea ICO Crédito Comercial 2019：このICOの信用枠は、スペイン国内の営利事業による前払い金を通じて流動性を得ようとする自営業者およびスペイン企業またはスペインにおいて設立された多国籍企業に対して融資を行う。

－Línea ICO Internacional 2019：このICOの信用枠は、外国で生産的な投資を行っており、かつ／または流動性ニーズを満たす必要のある、スペインの資金を主とする自営業者およびスペイン企業または多国籍企業に対して融資を行う。

－Línea ICO Exportadores 2019：このICOの信用枠は、流動性を必要とする自営業者およびスペイン企業に対して融資を行い、輸出活動による前払い金を通じて彼らを支援する。

－Línea ICO国際チャネル・ファシリティー2019：自営業の専門家および企業の国際化の過程を支援するために融資を行う。当該商品と、Línea ICO InternacionalおよびLínea ICO Exportadoresの間の主たる違いは、貸付が地方銀行に適用されるか、または投資プロジェクトもしくは輸出活動が行われている国に本部がある国際機関に適用されるかということである。

これらの信用枠の合計額は、3,100百万ユーロに達する。2019年１月中、ICOおよびこれらの信用枠の申請書を提出した金融機関は、契約を作成および書名した。

2018年12月、情報の公開および保留のルールに関する2017年通達第４号を修正する2018年12月21日スペイン中央銀行通達第２号が公布された。この基準は、2019年１月１日付で効力が発生している（2018年の年次財務書類には影響しない）。これにより、スペイン銀行は、これをリースに関するIFRS第16号に適用させるため、2017年通達第４号を修正する。当公庫の場合、そのリース契約はこの基準の客観的範囲に該当しないため、その施行がこれらの事業の計上に影響を及ぼすことはない。

当該期末（2018年12月31日）から年次財務書類承認日（2019年３月28日）までの間、前述以外に重要な事実は発生していない。

## 1.9 事業セグメント別情報

当公庫の主な活動は、信用枠の付与および直接貸付を行うことである。したがって、該当する法律に従い、ICOの事業についてセグメント別の情報は不要とみなされる。

また、ICOはスペイン領域内外で活動を行っており、すべての事業はスペインの利益に寄与するものであると認められている。

## 1.10 「ICOダイレクト」貸付業務

2010年６月、ICOは「ICOダイレクト」として、機械、家具、IT製品および建物に新たに投資するため、自営業の個人、中小企業、およびスペインの非営利団体（１年を超えて活動している団体）に対して融資を行うことを目的とした新しい事業セグメントを開始した。この事業セグメントは、信用機関の仲介を通して行われるICOの通常の貸付業務を補っており、中小企業および自営業の個人向けの金融手段を広めるよう務めている。ICOダイレクトは、2011年および2012年に更新され、2012年６月に終了した。

ICOダイレクトにおける取引は、バンコ・サンタンデール（BS）およびバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア（BBVA）によって公的に処理および管理されていた。これらの信用機関はこの目的においてICOに対し競争入札をしている。

ICOダイレクトの2018年および2017年12月31日現在の経営事業体毎の資産および負債の性質別の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| **ICOダイレクトの資産および負債** | **BBVA** | **BS** | **BBVA** | **BS** |
| その他の居住者部門に対する貸付金(引当金控除後) | 814 | 936 | 6,215 | 5,764 |
| 不良資産(引当金控除後) | － | － | － | － |
| **資産合計** | **814** | **936** | **6,215** | **5,764** |
| | | | | |
| 当公庫との合同勘定 | (1,085) | (1,751) | 1,679 | 2,892 |
| 当期利益 | 1,899 | 2,687 | 4,536 | 2,872 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **負債合計** | **814** | **936** | **6,215** | **5,764** |

### 1.11　2011年のICOの地方自治体向け貸付業務

2011年ICO地方自治体向け融資は、スペイン内閣により2011年７月に承認された公会計および社会的保護の安定性を高めるための勅令法の結果として開始された。その目的は、低迷する経済を踏まえ、地方自治体に提供する備品、労働およびサービスに係る請求権を決済する主要な問題に苦しむ多くの自営専門職および小企業の問題を緩和することであった。

この信用枠は、2011年４月30日まで未払いの請求書を決済するための流動性を地方自治体に提供することを目的としていた。主として、証明書および書類の経過年数に基づき自営業の個人および中小企業に対する債務の返済を支援することを目的としていた。

ICO地方自治体向け融資は、2011年７月から2011年11月まで実施されていた。同期間中、当該融資により、スペイン全域にわたる1,029の地方、地域および島域間町議会が、38,338の自営業の個人および中小企業により2011年中に提供された備品、建造物およびサービスに対する未払請求書222,975件（総額967百万ユーロ）を支払うことができた。

2011年ICO地方自治体向け融資業務の定式化および運営は、当プロジェクトに追加されたいくつかのEECCを通じて実行されている。

2011年ICO地方自治体向け融資に関連する2018年12月31日および2017年12月31日現在の経営事業体毎の資産および負債の性質別の内訳は下記の通りである。

（単位：千ユーロ）

| **2011年ICOのEELL向け融資資産および負債** | **2018年** | **2017年** |
|---|---|---|
| 不良資産 | 4,294 | 5,202 |
| **資産合計** | **4,294** | **5,202** |
| | | |
| 当公庫との合同勘定 | 4,294 | 5,202 |
| 当期利益 | ― | ― |
| **負債合計** | **4,294** | **5,202** |

EELLの借入に関し、この信用枠は、国家収益の割当（スペイン語表記の頭文字をとって「PTE」）により、当公庫へ保証されている。PTEの下、開始から2018年12月31日までにおける当該信用枠の残高の減少は、61百万ユーロ（2017年12月31日現在で60.1百万ユーロ）である。2018年12月31日までの間に、1,029の事業体のうち、合計で409の事業体がPTEを頼らなければならなくなった。2018年12月31日現在、依然として12のEELLにPTEの削減を要求しており、その残高は4.3百万ユーロであった。

## 注記２　適用される会計原則、方針および評価基準

ICOの2018年12月31日に終了した年度の年次財務書類の作成において用いられた会計原則、方針および評価基準は、以下の通りである。

a）継続企業の原則

財務書類を作成するにあたり、当公庫の経営は当面継続していくと判断された。したがって、会計基準の適用は、清算の場合における、全部もしくは一部の譲渡を目的とする純資産価値を算定するためのものではない。

b）発生主義原則

**キャッシュフロー計算書に関連するものを除き、年次財務書類は、支払日または回収日にかかわらず、実際の物品およびサービスの発生に基づいて作成されている。**

**c）その他一般的な原則**

**年次財務書類は、取得原価法に基づき作成されているが、土地および建物（2004年１月１日までのものに限る。）（注記13を参照のこと。）、売却可能金融資産ならびに金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）の公正価額でなされた再評価により修正されている。**

## 2.1 株式

### 2.1.1 グループ企業

「子会社」とは、当公庫が支配権を有する企業である。企業が投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する場合、かつ投資先に対する支配権を通じて、投資先の利益に影響を及ぼす資格を有する場合に、企業は投資先を支配していると解釈される。

子会社としてみなされるためには、以下を必要とする。

－支配権：投資家は、関連活動（すなわち、投資先の利益に大きな影響を及ぼす活動）の管理を可能にする既存の権利を有する場合に、投資先に対する支配権を有する。

－利益：投資家は、投資先との関与による利益が、投資先の実績によって変動する可能性がある場合に、投資先との関与による変動利益にさらされるか、変動利益に対する権利を有する。投資家の利益は、プラスのみ、マイナスのみ、またはプラスとマイナスの両方になることがある。

－支配権と利益のつながり：投資家は、投資先に対する支配権ならびに投資先との関与による変動利益に対するエクスポージャーおよび権利を有するだけでなく、投資先との関与による投資家の利益に影響を及ぼす支配権を行使する資格を有する場合に、投資先を支配する。

これらの株式は、本財務書類において貸借対照表の「子会社、合弁企業および関連企業への投資」の項目に記載されており、減損調整後の取得原価で評価されている。

2017年スペイン中央銀行通達第４号の規定に従い、これらの株式に減損の証拠が認められる場合、減損額は、回収可能な金額（株式の公正価額から売却に必要な費用を引いた額または株式から配当として受領することが見込まれるキャッシュフローおよび株式の処分もしくはその他の利用に係るキャッシュフローの現在価値としての使用価値のいずれか大きい方として計算される。）および簿価の、負の差額であると見積もられる。これらの株式に影響する減損損失およびかかる損失の回復はそれぞれ、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で借方または貸方に計上されている。

当年度中のこれらの株式に係る未払い配当金は、損益計算書の「配当金収益」の項目（注記26を参照のこと。）に計上されている。

注記12には、本項の2018年および2017年12月31日現在の会計データに関する情報が記載されている。

別紙Ｉには、これらの企業に関する情報を記載する。これらの企業の会計年度末は、すべて12月31日である。

### 2.1.2 関連企業

関連企業とは、当公庫とともに単一の意思決定機関を構成せず、また共同支配に服しないが、当公庫が重大な影響力を及ぼす企業をいう。通常重大な影響力が、議決権の20%以上の直接的または間接的な持分に伴う。

新規制の規定に従い、支配権とは、企業の事業活動から利益を得ることを目的として、その企業の事業方針および財務方針を管理する権利であると理解されている。

「関連企業」の株式は年次財務書類において貸借対照表の「子会社、合弁企業および関連企業への投資－関連企業」に減損調整後の取得原価で評価される。

2017年スペイン中央銀行通達第４号の規定に従い、これらの株式に減損の証拠が認められる場合、減損額は、回収可能な金額（株式の公正価額から売却に必要な費用を引いた額または株式から配当として受領することが見込まれるキャッシュフローおよび株式の処分もしくはその他の利用に係るキャッシュフローの現在価値としての使用価値のいずれか大きい金額として計算される。）および簿

価の、負の差額であると見積もられる。これらの株式に影響する減損損失およびかかる損失の回復はそれぞれ、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で借方または貸方に計上されている。

当年度中にこれらの株式について発生した配当は、損益計算書の「配当金収益」の項目（注記26を参照のこと。）に計上されている。

別紙Ｉには、これらの企業に関する情報を記載する。

### 2.2　金融商品

#### 2.2.1　金融商品の当初の認識

金融商品は当初、当公庫が該当する契約の当事者となった際に当該契約の条件に従い貸借対照表において認識される。特に、貸付および現金預金等の債務証書は、現金を受領する権利または支払う義務が発生する日現在でそれぞれ認識される。一般に金融デリバティブは契約日に認識される。

従来の契約を通じて行われる金融資産の売買は、すべての所有権に内在する利益、リスク、権利および義務が取得者に移転した日に計上される。当事者の相互義務に基づくこれらの契約は、規制または市場慣行により設定された期間内に履行されなければならず、株式市場取引または通貨先物取引等のように差額で決済することができない。購入または売却した金融資産の種類に応じて、契約日、決済日または引渡日となる。特に、外国為替現金取引市場で行われた取引は、決済日に認識され、スペインの証券市場で取引される持分証券を用いて実施される取引は、契約日に計上され、スペインの証券市場で取引される債務証書を用いて行われる取引は、決済日に認識される。

#### 2.2.2　金融商品の譲渡および処分

金融商品の譲渡は、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益を移転させる方法を考慮して記録される。それは、以下の基準に基づいて行われる。

－リスクおよび権利が実質的に第三者に移転された場合、譲渡金融商品は、その譲渡により留保または発生した権利または義務すべてを認識した上で、貸借対照表上から除外される。なお、この譲渡に含まれるのは、無条件的売却、取得日における公正価額での売却および買戻、購入選択権もしくは深刻な資産危機状態での売却権が伴う金融資産の売却、譲与者が劣後融資を留保しない資産の証券化、または新たな保有者に対する信用補完等である。

－譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が留保された場合、譲渡金融商品は貸借対照表上から除外されず、移転前と同様の基準に従って測定される。なおこの留保に含まれるのは、現先取引がされた金融資産の固定価格または利息付の売却額での売却、借方が同様または同等の価値の資産の返済を求められるローン契約等である。しかし、受領対価と同額に係る金融負債は認識される。その後、償却原価で評価され、認識はされないが、譲渡金融資産の収入および新たな金融負債額になる。

－売買された購入選択権付き金融資産の売却（内部貨幣または外部貨幣での売却ではない。）、譲与者が譲渡資産の株式に対する劣後融資または信用補完をすることを想定する証券化等、譲渡金融商品に係るリスクおよび利益が、実質的に移転または留保されない場合には、以下の通り区別される。

－企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保しない場合、貸借対照表上から除外され、その移転により留保または発生した権利または義務は、すべて認識される。

－企業が譲渡金融商品に対する支配権を留保する場合、起こりうる価値変動と同額のエクスポージャーが貸借対照表上で認識され続け、受領対価と同額の金融負債が認識される。損益を通じて公正価額で評価した金融負債として分類されるための条件を満たさない限り、かかる負債

は、後に償却原価で評価される。この金融負債額を計算するため、金融資産が移転された企業に対する融資を構成する金融商品（資産担保証券および貸付金等）の価格は控除される。その控除額は、かかる金融商品が、とりわけ譲渡資産を融資する際の価格とまったく同額である。譲渡資産とそれに係る負債との間の純額に関して、譲渡資産が償却原価にて評価された場合は、留保された権利および義務の減価償却額になる。また、譲渡資産が公正価額で評価された場合は、留保された権利および義務の公正価額になる。

以上の通り、金融資産が貸借対照表上から除外されるのは、発生したキャッシュフローが消滅した場合または内在的なリスクおよび利益が第三者に移転した場合である。

同様に、金融負債が貸借対照表上から除外されるのは、発生した義務が消滅した場合またはこの金融負債が取消もしくは交換の意図を持って購入された場合である。

### 2.2.3 金融商品の公正価額および償却原価

金融資産

金融商品のある日の公正価額は、知識を有するいくつかの当事者間の公正な取引において、同日に取得または売却されると見込まれる金額として理解される。金融商品の公正価額として参照できる、最も客観的で一般的な価格は、組織的で透明性が高く信用できる市場で支払われるであろう金額（「見積価格」または「市場価格」）である。

特定の金融商品に市場価格がない場合、その公正価額は、類似の金融商品の最近の取引に基づき見積もられ、それができない場合には、評価される金融商品の特性、特に金融商品に関連する様々な種類のリスクを考慮して、国際的な会計協会により承認されている評価手法を用いる。

とりわけ、組織的で透明性が高く信用できる市場で取引されている売買目的保有のデリバティブ金融商品の公正価額は、日々の市場価格と同じである。例外的な場合において、いずれかの日に価格を設定することができない場合には、組織的な市場で取引されていないデリバティブに適用されるものと同様の手法を用いて測定される。

組織的な市場で取引されていないデリバティブまたは規模が小さいもしくは透明性に欠ける組織的な市場で取引されているデリバティブの公正価額は、金融市場で認められる評価手法（「純現在価値」（NPV）、オプション価格決定モデル等）を用いて当該商品から発生する将来のキャッシュフローの合計を測定日で割り引いたもの（「現在価値」または「理論値」）と同額である。

償却原価は、金融資産または負債の取得原価を元利金の返済、また該当する場合には、金融商品の当初価格と返済価額の差異の一部（実効利率法を用いて損益計算書で認識される。）について（上方または下方に）調整した額である。金融資産の償却原価には、発生したであろう減損調整も含まれる。

実効利率は、金融商品の当初価格を残存期間中に見積キャッシュフローの全額と一致させる割引利率である。固定利付金融商品の場合、実効利率は、取得に際して決定した約定利率であり、2017年スペイン中央銀行通達第４号の条項に従い実効利率の計算に含まなければならない手数料および取引費用の調整がなされている。変動利付金融商品の実効利率は、固定利付金融商品と同様に見積もられ、契約に定める各金利見直し日に商品の将来のキャッシュフローの変動を考慮して再計算される。

公正価額の客観的な評価が不可能なその他の企業の株式および金融デリバティブ（裏付資産のような商品を保有し、交付により決済されるもの。）は、それが適切とされれば、発生した減損損失により、価格調整される。

子会社、共同支配会社および関連企業の株式は、それが適切とされれば、発生した減損損失により、価格調整され計上される。

金融資産価格の変動は、通常、損益計算書内の対応項目とともに計上される。それは、損益計算書の「金融資産および金融負債による損益」の項目で、純額で計上され、「利息および類似収益」で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、その他に起因するものとを差異化する。

しかし、為替差額から生起しない限り、その他の包括利益を通じて公正価額で評価される金融資産のポートフォリオに含まれる商品価値の変動は、一時的に「その他の累積包括利益」の項目に計上される。評価の変動が損益計算書で決して再分類されない金融商品でない限り、これらが損益計算書に計上された際、貸借対照表資産内の該当箇所から除外されるまでは、これらの金融商品の公正価額の変動について「その他の累積包括利益」の項目に記載される金額は、資本純額の一部として残る。

また、「売却目的保有の非流動資産」の項目に計上されるものの価格変動は、資本純額の価値調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

本年次財務書類における金融商品の公正価額での評価は、以下の公正価額レベルを用いて分類される。

ⅰ） レベルⅠ：活発な市場における同一の商品の市場価格（調整前）により得られた適正な額

ⅱ） レベルⅡ：活発な市場において類似の金融商品に用いられる評価手法、最近の取引において値付けされた価額もしくは予測キャッシュフロー、またはすべての重要な投入資本が直接的にまたは間接的に観察可能である市場データに基づくその他の評価手法により得られた公正価額

ⅲ） レベルⅢ：いくつかの重要な投入資本が、観察可能な市場データに基づいていない評価手法により得られた公正価額

ヘッジ対象およびヘッジ会計として指定された金融資産に関しては、その評価差額は以下の基準を考慮して計上される。

－公正価額ヘッジに関して、ヘッジ・リスクの種類と関連してヘッジされたものおよびヘッジ対象の中で生じた差異は、損益計算書で直接認識される。

－キャッシュフロー・ヘッジおよび純外国投資の非効率に関する評価差額は、損益計算書に直接計上される。

－キャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

－純外国投資ヘッジに関して、ヘッジ対象の実効ヘッジにおいて生じた評価差額は、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」の項目に計上される。

最後の二つの事例に関しては、ヘッジ対象の損益が損益計算書に計上されるまで、またはヘッジ対象の満期日まで、最終的に評価差額は損益に計上されない。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクの公正価額ヘッジに関して、ヘッジ商品を査定する際に生じた損益は、損益計算書で直接認識される。その一方で、ヘッジ対象リスクに関しては、公正価額の変動を補填する金額の損益は、マクロヘッジによる金融資産の調整として「その他の累積包括利益」に計上される。

金融商品ポートフォリオにおける金利リスクのキャッシュフロー・ヘッジに関して、ヘッジ商品の価値変動の有効な部分は、予定された取引がなされるまでは、一時的に資本純額の調整として「その他の累積包括利益」に計上され、その後、損益計算書に計上される。ヘッジ・デリバティブの価値変動の非有効部分は、損益計算書に直接計上される。

金融負債

金融資産に関して定義されているように、金融負債は以下の場合を除いて、償却原価で計上される。

**－金融資産に関して定義されているように、「売買目的保有の金融負債」および「損益を通じて公正価額で評価した金融負債」の項目に含まれる金融負債は、公正価額で評価される。公正価額ヘッジ取引により補填される金融負債については、ヘッジ取引で補填されるヘッジ対象リスクに関連するこれら公正価額の変動が計上され、調整される。**

**－裏付資産が持分証券であり、公正価額を十分な客観性をもって決定できず、当契約書の交付によって決済される金融デリバティブは、原価で評価される。**

**金融負債額の変動は、通常、損益計算書上で相殺されて計上される。これは、「利息および類似収益」の項目で計上される未収利息および類似項目に起因するものと、他の要因（「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」の項目で計上されるもの。）に起因するものを差異化する。**

**ヘッジ対象およびヘッジ会計差額として指定された金融負債は、前記注記に記載された金融資産に関する、上記の基準を考慮した上で計上される。**

次へ

### 2.2.4 金融資産および金融負債の区分および評価

金融商品は当公庫の貸借対照表で以下の区分に分類される。

－中央銀行および信用機関に対する預金とは、現金残高ならびにスペイン中央銀行、その他の中央銀行およびその他の信用機関が保有する金額である。

－損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債は、取引ポートフォリオに分類される金融商品ならびに損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産および金融負債により構成される。

・金融資産とは、取引ポートフォリオに含まれる、短期間で現金化するために取得したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定される金融商品のポートフォリオの一部を構成するものをいう。また、ヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品は、この区分を構成するものとみなされ、適用ある会計規則に従いハイブリッド金融商品から分離される商品を含むものとする。

・金融負債とは、取引ポートフォリオに含まれる、近い将来に買い戻すために発行したものまたは短期利益を得るための行為を行った証拠があると特定され、もしくは共同で運用される金融商品のポートフォリオの一部を構成し、選択性でない現先取引に基づき取得した資産の売却から生じる証券のショート・ポジションおよび証券の貸付ならびにヘッジ商品として指定されていないデリバティブ金融商品（ハイブリッド金融商品から分離される商品を含む。）をいう。ある金融負債が資産取引に融資するために用いられるという事実自体は、この区分に含まれることを意味しない。

・損益を通じて公正価額で評価したその他の金融資産または金融負債とは、以下のものをいう。

－ハイブリッド金融資産とみなされ、公正価額で評価される、取引ポートフォリオに含まれない金融資産。公正価額で評価される保険契約に基づく負債または公正価額の変動へのエクスポージャーを軽減する目的および効果を持つ金融デリバティブとともに運用されるもの。あるいは、金利リスクへの全体的なエクスポージャーを軽減する金融負債およびデリバティブとともに運用されるもの。

－事業体による当初の認識で指定された金融負債、または、認識時に以下の理由により、さらなる関連情報が得られるもの。

－当該情報により、資産もしくは負債の評価、または損益の認識において生じる認識または評価の不一致は、別の基準によって解消または大きく軽減される。

－金融負債または金融資産および金融負債両方のグループは管理され、その成績はリスク管理または投資情報戦略に従い、公正価額に基づいて評価される。文書化されたグループの情報もまた公正価額に基づいて、経営幹部に対して提出される。

－償却原価で評価される金融資産の区分には、以下のものが含まれる。

・固定満期であり、キャッシュフローが確定金額または確定可能な金額である負債性証券。本科目に含まれる負債性証券は、当初、公正価額で評価され、直接金融資産の取得に帰属する取引費用について調整され、2017年スペイン中央銀行通達第４号の時点で適用ある会計規則において定義される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、実効利率に基づく償却原価で評価される。

・貸付および受取債権。本科目には、当公庫が行う通常の信用供与および貸付活動から生じる第三者への融資、ならびに資産の買主およびサービス利用者が被る負債が含まれる。また、事業体が貸主として行為するファイナンスリース取引も含まれる。

本区分に含まれる金融資産は、当初公正価額で計上され、直接金融資産の取得に帰属する手数料および取引費用について調整され、2017年スペイン中央銀行通達第４号の時点で適用ある会計規則に基づく実効利率法を用いて損益計算書で認識しなければならない。取得後は、取得された資産は償却原価で評価される。

割引で取得された資産は、支払額で計上され、返済額と当該支払価格との差額は、満期まで実効利率法を適用し、金融収益として認識される。

本区分に含まれる資産の未収利息は、実効利率法を用いて計算され、損益計算書の「利息および類似収益」の項目において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。これらの証券の減損損失は、注記2.7に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる負債性証券は、注記2.3に記載の通り計上される。

－その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産。本区分には、償却原価で評価した金融商品または損益を通じて公正価額で評価した金融商品には分類されない当公庫が保有する負債性証券、ならびに子会社、合弁企業または関連企業以外の当公庫の各事業体に保有される持分証券であって損益を通じて公正価額で評価されるものに分類されないものが含まれる。

本区分に含まれる金融商品は、当初公正価額で測定され、直接金融資産の取得に関連する取引費用について調整され、満期まで、2017年スペイン中央銀行通達第４号の時点で適用ある会計規則に定められる実効利率法を用いて損益計算書で認識される（ただし、金融資産の満期が固定されていない場合を除く。）。金融資産の満期が固定されていない場合には、減損が生じた時点で損益計算書に計上されるか、または貸借対照表で損金処理される。その後、本区分に含まれる金融資産は、公正価額で評価される。

上記にかかわらず、十分に客観的な方法で公正価額を決定することができない持分証券は、注記2.7に記載の通り計算された減損を控除して、年次財務書類に取得原価で評価される。

これらの金融資産から生じた利息または配当金に相当する収益は、対応項目とともに、損益計算書の「利息および類似収益」（実効利率法を用いて計算する。）および「配当金収益」にそれぞれ計上される。これらの商品の減損損失は注記2.7に記載の通り計上される。ユーロ以外の外国通貨建ての金融資産に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジでカバーされる金融資産の公正価額の変動は、注記2.3に記載の通り計上される。

残る金融資産の公正価額の買収による変動は、金融資産が償却されるまでの間、すなわちかかる残高が損益計算書の「損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債の償却に係る損益」に計上されるまでの間、評価調整額として、対応項目とともに、当公庫の資本の部の「その他の累積包括利益」に計上される。

－償却原価で評価された金融負債。この区分の金融商品には、上記のいずれの区分にも含まれない金融負債が含まれる。

本区分に含まれる金融負債は、当初公正価額で計上され、直接金融負債の発行に帰属する取引費用について調整され、満期まで、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第４号）に規定される実効利率法を用いて損益計算書で認識される。その後、かかる金融負債は、適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第４号）に規定される実効利率法を適用して計算される償却原価で測定される。

実効利率法を用いて計算されるこれらの資産について発生する利息は、損益計算書の「利息および類似費用」において認識される。ポートフォリオに含まれるユーロ以外の外国通貨建ての証

券に関する為替差損益については注記2.4に記載の通り計上される。公正価額ヘッジに含まれる金融負債は、注記2.3に記載の通り計上される。

上記にかかわらず、売却可能非流動資産に分類されるべき金融商品は、2017年スペイン中央銀行通達第４号規則第34条に基づき注記2.16に記載の通り年次財務書類に計上される。

財務書類におけるこうした区分への分類は、（ⅰ）当該事業体の金融資産管理の事業モデルおよび（ⅱ）金融資産の契約上のキャッシュフローの特徴という２つの要素に基づき行われる。

－金融資産は、以下の２条件を満たす場合、償却原価で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

（ⅰ）契約上のキャッシュフローを把握するために、金融資産の保有を目的とする事業モデルで管理されること。

（ⅱ）契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

－金融資産は、以下の２条件を満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに分類される。

（ⅰ）金融資産の契約上のキャッシュフローおよび売上高の把握を併せて目的とする事業モデルで管理されること。

（ⅱ）契約条件により特定日におけるキャッシュフローがもたらされ、かかるキャッシュフローは常に残存元本の金額に係る元本および利息の支払であること。

－金融資産は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴に起因して当該金融資産を上記ポートフォリオのいずれにも分類することができない場合に限り、売買目的保有の金融資産または損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産のポートフォリオに分類される。

上記にかかわらず、売買目的保有に分類すべきではなく損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産に分類可能な持分証券への投資につき、当該事業体は、当初認識において取消不能の形で、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに含めることを選択するものとする。この選択は、金融商品単位で実行される。

また、事業体は、損益を通じて公正価額で評価した金融資産に指定しなかったならば資産もしくは負債の評価により、または利益もしくは損失の認識により生じたであろう評価または認識の不一致が、かかる指定により解消するかまたは大幅に減少する場合（「会計上の非対称性」とも呼ばれる。）、当初認識において取消不能の形で、損益を通じて公正価額で評価した金融資産への指定を選択するものとする。会計上の非対称性がある場合、かかる選択は、当該事業体の管理に関する事業モデルまたは契約上のキャッシュフローの特徴がどのようであるかにかかわらず実行される。

また、上記にかかわらず、事業体は、2017年通達第４号の定める要件が満たされる限り、ある金融資産を当初またはその後の認識において、損益を通じて公正価額で評価した金融資産のポートフォリオに属するものと指定することを選択するものとする。

金融商品ポートフォリオ間での再分類は、もっぱら以下の想定に基づいて行われる。

－事業体が金融資産の管理に関する事業モデルを変更する場合、事業体は、すべての金融資産を以下の条項に従って再分類することになる。かかる再分類は、再分類日以降、将来を見越して行われ、これに先立って認識された利益、損失または利息の修正再表示は必要とされない。一般的に、事業モデルの変更は稀である。

**－事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた利益または損失は、損益計算書において認識される。事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該資産の再分類日における公正価額が、かかる資産の新しい総帳簿価額となる。**

**－事業体が債務証券を償却原価で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、事業体は、債務証券の再分類日における公正価額を見積もらなければならない。以前の償却原価とかかる公正価額との差異により生じた損失または利益は、その他の包括利益において認識される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。**

**－債務証券がその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから償却原価で評価されるポートフォリオへと再分類される場合、当該金融資産は、再分類日の公正価額で再分類される。資本の部のその他の累積包括利益における再分類日の累積損益は、再分類日における資産の簿価を対応項目として用いて消却される。したがって、かかる債務証券は、再分類日においてあたかもそれまで償却原価で評価されてきたかのように評価される。実効利率および予想貸倒損失の見積りは、再分類の結果、調整されない。**

**－事業体が債務証券を損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオからその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引続き公正価額で評価され、以前に計上された価額の変動の修正計上は行われない。**

**－事業体が債務証券をその他の包括利益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオから損益を通じて公正価額で評価されるポートフォリオへと再分類する場合、当該金融資産は引続き公正価額で評価される。資本の部の「その他の累積包括利益」におけるそれまでの累積損益は、再分類日において、当該会計期間の損益に移転される。**

**－子会社、合弁企業または関連企業への投資がかかる分類でなくなる場合、留保された投資額（もしあれば）は、再分類日における公正価額で評価され、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（留保された投資のその後の評価法に基づきいずれか該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失が認識される。**

**－子会社、合弁企業または関連企業として適格となる以前の事業体への投資は、支配、共同支配または重大な影響力を獲得する日まで、公正価額で評価される。この最終日において、事業体は、以前の投資の公正価額を見積もらなければならず、これに伴い、再分類以前の簿価と損益またはその他の包括利益（該当する方）におけるかかる公正価額との差異により生じたすべての利益または損失を認識する。該当する場合、資本の部のその他の累積包括利益における累積損益は、当該投資額が貸借対照表から償却されるまで維持され、この時点で準備金項目に再分類される。**

**－事業体は、金融負債については再分類を行わない。**

**上記の条項において、以下の事情に起因する変更は、再分類とみなされない。**

**ａ）以前は外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効であった要素が、そのようにみなされるための要件に該当しなくなる場合。**

**ｂ）ある要素が外国事業におけるキャッシュフロー・ヘッジまたは純投資ヘッジのヘッジ証券と指定され有効となる場合。**

c）金融商品が、損益を通じて公正価額で評価される指定を受けたためまたはかかる指定を解除されたため、その評価が変更される場合。

2018年度において、ICOは、注記８および９に記載される再分類を行った。2017年度における再分類はなかった。

### 2.3 金融デリバティブ

金融デリバティブとは損益を提供する商品であり、特定の状況下では、取引および残高に関連する信用リスクおよび／または市場リスクの総額または一部の補償を認める。その方法としては、金利および特定の利率、個別の証券価格、為替レート・クロスカレンシーまたは同様のその他基準を裏付資産として利用する。当公庫は、組織的な市場または組織的な市場に対応する相対市場（店頭）の両方で取引される金融デリバティブを用いる。

当公庫は、中でもとりわけ、金利リスク、為替レートおよび市場レートへのエクスポージャーを軽減するための戦略の一環として金融デリバティブを利用する。これらの取引が2017年スペイン中央銀行通達第４号規則第31条および第32条の特定要件を満たす場合には、かかる取引は「ヘッジ」とみなされる。

当公庫がある取引をヘッジとみなす場合には、ヘッジに含まれる取引または商品の開始時からそのようにみなし、ヘッジは適切に文書化される。これらのヘッジ取引を文書化する際には、当公庫が補填しなければならないリスクを考慮の上で、ヘッジされる商品またはヘッジを行う商品を適切に特定するとともに、補填しようとするリスクの性質、および当公庫が有効期間中のヘッジの有効性を測定するために用いる基準または手法を特定する。

当公庫は、その有効期間にわたり極めて効果的と考えられるヘッジについてのみ、ヘッジ会計を適用する。ヘッジは、予定の期間中にヘッジで補填されたリスクに帰属する公正価額またはキャッシュフローの変動がそれぞれ、ヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で完全に相殺された場合に極めて効果的であるとみなされる。

前記のようなヘッジの有効性を測定するために、当公庫は、所定のヘッジ期間の開始日から終了日までに、ヘッジ対象のリスクに帰属するヘッジ項目の公正価額またはキャッシュフローのいずれか関連ある方の変動がヘッジ商品の公正価額またはキャッシュフローの変動で将来的にほぼ完全に相殺されると見込まれるかどうか、および遡及的にヘッジの結果がヘッジ対象の数値結果の80%から125%の測定範囲で変動するかどうかを分析する。

当公庫が行うヘッジ取引は以下の科目に分類される。

－公正価額ヘッジは、損益計算書に影響を及ぼす金融資産および金融負債もしくは約定額または特定のリスクに関連するこれらの一部の公正価額の変動に関するリスクを補填する。

－キャッシュフロー・ヘッジは、特定のリスクに関連して、損益計算書に影響を及ぼす金融資産もしくは負債または将来当公庫が行う可能性の非常に高い取引から生じるキャッシュフローの変動を補填する。

測定値の差異は、ヘッジ項目および会計ヘッジとしてみなされた金融商品について特に言及する場合、以下の条件に従って計上される。

－公正価額ヘッジについては、ヘッジされるリスクの種類に応じて、ヘッジとヘッジ項目双方の公正価額の差異が直接損益計算書で認識される。

－キャッシュフロー・ヘッジについては、ヘッジの補填の有効部分について生じる測定値の差異は、一時的に「その他の累積包括利益」に計上される。この種類のヘッジが行われた金融商品

は、注記2.2に記載される判断基準に従い、当該補填が行われた金融商品とみなされたことによる調整を行うことなく計上される。

最後の場合には、測定値の差異は、ヘッジ項目の損益が損益計算書に計上されるまで、または満期まで、損益として認識されない。

キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分に対応するヘッジ証券の評価額の差異は、損益計算書の「公正価額で評価した金融資産および金融負債による損益」において直接認識される。

当公庫は、ヘッジ商品が満了もしくは売却された場合、ヘッジがヘッジ会計の基準を満たさなくなった場合、または取引がヘッジと分類されなくなった場合にヘッジ会計を中止する。

上記の通り公正価額ヘッジ会計が中止され、ヘッジ項目が償却原価で計上される場合には、ヘッジ会計のために行われた評価額調整は、中止日に再計算された実効利率を適用してヘッジ項目の満期日まで損益計算書において認識される。

キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況においては、ヘッジからの累積損益は、貸借対照表の「その他の累積包括利益」に計上され、予定されたヘッジ取引が行われるまでこの科目に留まり、実行された時点で損益計算書に移転される。また、キャッシュフロー・ヘッジ取引が中止される状況で、ヘッジ要素が、金融資産または負債を計上することが予定された取引である場合には、計上される資産または負債の取得原価は調整される。予定された取引が行われないと予測される場合には、当該取引に関連する「その他の累積包括利益」の記載は直ちに損益計算書において認識される。

### 2.4　外貨建取引および機能通貨

当公庫の機能通貨はユーロである。このため、すべてのユーロ以外の表示の残高および取引は、外貨建てとみなされる。

以下は、2018年および2017年12月31日現在、当公庫が保有する外貨建金融資産および負債を示したものである（単位：千ユーロ）。

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| 英ポンド | 193,781 | 182,125 | 205,384 | ― |
| 米ドル | 1,475,765 | 5,764,567 | 1,012,169 | 6,133,819 |
| スイス・フラン | 44 | 373,200 | 66 | 462,475 |
| 日本円 | 908 | 166,865 | 851 | 192,578 |
| その他の通貨 | 157,794 | 397,137 | 203,325 | 663,300 |
| | **1,828,292** | **6,883,894** | **1,421,795** | **7,452,172** |

以下は、2018年および2017年12月31日現在、当公庫が記録した、種類別の外貨建資産および負債に相当するユーロを示したものである（単位：千ユーロ）。

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| 信用機関への貸付 | 448,477 | | 341,976 | － |
| 顧客への貸付 | 1,378,756 | | 1,078,164 | － |
| その他の金融資産 | 1,059 | | 1,655 | － |
| 信用機関への預金 | － | 1,173,697 | － | 772,813 |
| 負債性証券の発行 | － | 5,709,176 | － | 6,677,695 |
| その他の金融負債 | － | 1,021 | － | 1,664 |
| | **1,828,292** | **6,883,894** | **1,421,795** | **7,452,172** |

当初認識される際には、外貨建ての借方と貸方の残高は、認識日の直物為替レート（即時払い用の為替レート）にて、機能通貨に換算される。当初の認識後は、外貨建ての残高を機能通貨に換算する場合には以下の規則が適用される。

ⅰ）貨幣性資産および負債は、年度末の為替レート（年次財務書類に記載される日付現在の平均直物為替レート）にて換算される。

ⅱ）取得原価で評価される非貨幣性項目は、取得日の為替レートで換算される。

ⅲ）公正価額で評価される非貨幣性項目は、公正価額が決定される日の為替レートで換算される。

ⅳ）収益および費用は、取引日の為替レートを適用して換算される。しかしながら、著しい変動がない限りは、期間の平均為替レートが当該期間中に実施されたすべての取引について適用される。減価償却費は当該資産に適用される為替レートで換算される。

外貨建ての借方と貸方の残高の換算により生じる為替損益は、通常、損益計算書に計上される。しかしながら、公正価額で評価される非貨幣性項目について生じる為替損益の場合は、公正価額の調整が「その他の累積包括利益」に計上され、非貨幣性項目の再評価に関する為替レートの要素が分類される。

当公庫が事業を行う主要外貨建ての残高を換算する際に使用するのは、2018年および2017年12月31日に欧州中央銀行が発表した市場レートである。

外貨建ての受取債権および支払債務の換算により生じる為替差損益の純額は、2018年12月31日現在、49,884千ユーロの利益（2017年12月31日現在は24,553千ユーロの利益）にまで上った。

### 2.5　収益および費用の認識

以下の要約は、収益と費用を認識する際に当公庫が採用する最も重要な基準である。

#### 2.5.1　受取利息、支払利息、配当金および類似項目

通常、受取利息および支払利息ならびにその類似項目は、会計の目的上、発生主義に基づき適用ある会計規則（2017年スペイン中央銀行通達第４号）において定義される実効利率法を用いて認識される。他社より受領する配当金は、当公庫が配当金を受領する権利が発生した時点で、当公庫の損益計算書において認識される。

#### 2.5.2　手数料、報酬および類似項目

事業の実効利率の計算に含まれるべきでない、または金融資産もしくは負債の取得原価を構成しない手数料に関する収益および費用ならびに類似の報酬は、損益を通じて公正価額で評価したものを除き、その性質に基づく様々な基準を用いて損益計算書で認識される。最も重要な項目は以下の通りである。

－損益を通じて公正価額で評価した金融資産および金融負債に関連する金額は、支払日に損益計算書において認識される。

－長期取引または役務から生じる金額は、当該取引または役務の期間中に損益計算書において認識される。

－一度限りの事象に関連する金額は、当該事象が発生した際に損益計算書において認識される。

#### 2.5.3　金融外収益および費用

これらの金額は、発生主義に基づき認識される。

#### 2.5.4　繰延回収および繰延支払

繰延回収および繰延支払は、市場レートで予想キャッシュフローを割り引いて算定した金額で認識される。

### 2.6　残高の相殺

取引により生じる借方および貸方の残高は、契約上または法律上、相殺が可能であり、会社に存在し、純額で決済されるものまたは現金化と同時に支払われるものに限り、相殺され、貸借対照表に純額で表示される。

次へ

**2.7　金融資産の減損**

**金融資産の簿価は、減損損失が生じたという客観的証拠がある場合には、一般に損益計算書について調整される。**

**－貸付および負債性証券等の債務証書については、当初の認識後、将来のキャッシュフローに悪影響を及ぼす事象または様々な事象の複合的な効果が生じる場合**

**－持分証券については、当初の認識後、ある事象または様々な事象の複合的な効果により簿価を回収できない場合**

**原則として、減損金融証書の価額修正は、当該減損が生じた期間の損益計算書に計上され、以前に計上された減損損失の回収（もしあれば）は、損失が解消または軽減された期間の損益計算書において認識される。減損について認識された金額の回収が不可能であると考えられる場合、かかる金額は、貸借対照表上から削除される。しかし、制限期間の満了、消却その他の原因により当公庫の請求権が消滅するまで、当公庫は、かかる金額の回収のために必要な措置を講じることはできる。**

**債務証書および偶発リスクポートフォリオは、その所有者、保証または仲介にかかわらず、当公庫が晒される信用リスクを決定し、価額の減損のヘッジ要件を見積もるために分析される。年次財務書類の作成のため、当公庫は、その起こりうる顧客および国の支払不能リスクを別々に分析することにより信用リスクの観点から運用を分類する。**

**債務証書の将来キャッシュフロー見積額は、当公庫が証書有効期間中に受領すると考えている元本および利息である全額である。年次財務書類作成の時点で利用可能な関連情報のすべてが、この見積りの際に考慮される。当該関連情報は、契約上のキャッシュフローの将来の回収の可能性についてのデータを提供するものである。また、証券の将来のキャッシュフローを含み証書を見積もる際、保証の可能性にかかわらず、その取得およびその後の売却の費用の額を差引いて、その実現の結果となるキャッシュフローが考慮される。**

**見積将来キャッシュフローの額の現在価値の計算において、契約上の利率が固定金利の場合、証書の当初の実効金利が更新利率として使用され、変動金利の場合、契約の財務条件に応じて決定される財務書類が関係する日付の実効金利が使用される。**

**償却原価で評価する債務証書については、減損損失額は、簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値とのマイナス差額に等しく、見積将来キャッシュフローの現在価値は、固定金利の場合には当初の実効金利、変動金利の場合には契約条件に従い計算される年次財務書類日現在の実効金利を用いて計算される。上場債務証書の場合には、当公庫が回収する価額を表すものと十分に信頼できることを条件として時価が用いられる。**

**減損が生じたという客観的な証拠は、すべての重要な債務証書については個別に、個別に重要ではない債務証書のグループについては個別にまたは集合的に決定される。特定の証券を類似のリスクを有する資産グループに含めることができない場合には、減損が生じているかどうか個別に分析され、生じている場合には減損損失額を見積もる。**

**金融資産のグループについては以下の通り集合的に見積減損損失額が評価される。**

**－債務証書は、契約条件に従い債務者が全額（元本および利息）を支払う能力を示す類似の信用リスクの特徴を有するグループに分類される。資産をグループ化する際に考慮する信用リスクの特徴は、例えば証券の種類、債務者の業種、営業地域、保証の種類、支払遅延日数等将来キャッシュフローの見積りに関連するものである。**

**－債務証書の各グループの将来キャッシュフローは、過去のデータを現在の市況に当てはめるための調整を施した上で、当公庫について類似の信用リスクを有する証券の過去の損失の実績に基づき見積もられる。**

－各グループの減損損失は、グループ全体の債務証書の簿価と見積将来キャッシュフローの現在価値との差異である。

損益計算書の変動を通じて公正価額で評価されない債務証書、偶発リスクおよび約定額は、顧客または取引に帰属する支払不能リスクに基づき、2017年スペイン中央銀行通達第４号の別紙IXに定められる科目に分類される。標準リスクに分類されない債務証書については、支払遅延日数、提供された保証、顧客の財務状況および適切な場合には保証人を考慮して、上記通達に定める基準に基づき必要とされる特定の減損ヘッジについて見積りが行われる。

同様に、これらの金融商品は、カントリー・リスクから派生する信用リスク（通常の商業リスク以外の状況により顧客が居住する国に関連するリスクであるとする。）を決定するために評価される。

上記の特定の減損ヘッジに加え、当公庫は、損益計算書を通じて公正価額で評価しない債務証書に内在する損失およびグループ・ヘッジを通じて標準リスクとして分類される偶発リスクに対するヘッジを行う。当該グループ・ヘッジは、特定の取引に割り当てられていない統計手法を用いて計算される、減損実績および年次財務書類日現在に発生した内在する損失に関連する評価時点におけるその他のよくある状況に基づき計算される。

当公庫は、スペイン中央銀行が業界における経験および情報に基づき設定したパラメーターを使用し、債務証書に内在する減損損失および標準リスクとして分類される偶発リスクを補填するための手法および金額を決定しており、当該パラメーターは、データに応じて定期的に変更される。減損損失のヘッジを決定する手法は、適用される会計規則で定められる一定の割合に基づいており、これは2017年スペイン中央銀行通達第４号の別紙IXで定められる金融商品のリスクの分類に応じて異なる。当該の変化は、上述の別紙で定められる金融商品のリスクの分類によって決まる。

基本的に、債務証書の減損は、業務が属するリスクセグメントおよび満期日経過期間に基づき、下記の割合を効果的な担保により回収される額でカバーされない未払いリスクに適用することで計算される。

| | 90日超<br>６ヶ月以内 | ６ヶ月超<br>９ヶ月以内 | ９ヶ月超<br>１年以内 | １年超<br>15ヶ月以内 | 15ヶ月超<br>18ヶ月以内 | 18ヶ月超<br>21ヶ月以内 | 21ヶ月超 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **非金融機関および個人起業家** | | | | | | | |
| 特別融資 | | | | | | | |
| 建設および不動産開発 | 60 | 70 | 80 | 85 | 90 | 100 | 100 |
| 建設土木工事 | 55 | 65 | 70 | 75 | 85 | 90 | 100 |
| その他の特別融資 | 50 | 60 | 70 | 85 | 90 | 100 | 100 |
| 非特別融資 | | | | | | | |
| 大企業 | 50 | 60 | 70 | 85 | 90 | 100 | 100 |
| 中小企業 | 55 | 65 | 70 | 80 | 85 | 90 | 100 |
| 個人起業家 | 30 | 40 | 50 | 60 | 75 | 90 | 100 |
| **住居** | | | | | | | |
| 住宅購入 | | | | | | | |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証） | 40 | 45 | 55 | 65 | 75 | 90 | 100 |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証） | 40 | 45 | 55 | 65 | 75 | 90 | 100 |
| 別宅 | 40 | 45 | 55 | 65 | 75 | 90 | 100 |
| 消費者信用（クレジットカード負債を含む。） | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 95 | 100 |
| その他 | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 95 | 100 |

標準リスクとして分類される業務に対する一般的な引当金は、警戒リストにおける標準リスクに対して計算されたものとは異なる。どちらも下記の割合を効果的な保証でカバーされない未払いエクスポージャーに適用することで計算される。

| | 標準リスク | 警戒リストにおけるリスク |
|---|---|---|
| **非金融機関および個人起業家** | | |
| 特別融資 | | |
| 建設および不動産開発 | 1.9 | 27.6 |
| 建設土木工事 | 1.9 | 18.8 |
| その他の特別融資 | 0.5 | 7.5 |
| 非特別融資 | | |
| 大企業 | 0.5 | 7.5 |
| 中小企業 | 0.9 | 12.7 |
| 個人起業家 | 1.1 | 11.6 |
| **住居** | | |
| 住宅購入 | | |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%未満の保証） | 0.6 | 13.0 |
| 未払いの主な住居（LTV）（80%超の保証） | 0.6 | 13.0 |
| 別宅 | 0.6 | 13.0 |
| 消費者信用 | 1.5 | 16.0 |
| そのうち：クレジットカード負債 | 0.8 | 9.0 |
| その他 | 1.5 | 16.0 |

ヘッジを計算するための効果的な担保の見積りには、以下の該当担保の基準値における推定割引が適用される。

| 実物保証の種類 | 基準値における割引率（%） |
|---|---|
| **抵当保証（第一順位）** | |
| 建造物および完成建造物構成要素 | |
| 住宅 | 30 |
| オフィス、公共施設、倉庫 | 40 |
| その他 | 45 |
| 注文された都市部における土地および開発可能用地 | 40 |
| その他の不動産 | 45 |
| **金融機関の提示された担保** | |
| 貨幣預金 | 0 |
| その他の市場性のある金融機関 | 10 |
| その他の市場性のない金融機関 | 20 |
| **その他の実物保証（例：二番抵当、動産）** | 50 |

該当するヘッジの評価を目的とした負債の支払において差し押さえたまたは受領した不動産資産については、当該資産の基準値につき以下の割引が適用される。

| 差押物件の種類 | 基準値における割引率（%） |
|---|---|
| **建造物および完成建造物構成要素** | |
| 住宅 | 25 |
| オフィス、公共施設、倉庫 | 27 |
| その他 | 30 |
| **注文された都市部における土地および開発可能用地** | 30 |
| **その他の不動産** | 35 |

個別に有効なすべての債務証書および過去３ヶ月間に生じた価格の下落により計算された集合的な減損損失に関し、契約条件に基づく未収利息は、損益計算書において認識されない。

他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に含まれる負債性証券および持分証券の減損損失額は、その取得原価（元本返済額調整後）と公正価額の差額から、すでに損益計算書で認識された減損損失を控除した額に等しい。

公正価額の減少が減損によるものであるという客観的証拠がある場合には、純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」に直接認識された潜在的損失は、直ちに損益計算書に計上される。減損損失の全部または一部が後に回収される場合、かかる回収額は、負債性証券の場合には回収期間の損益計算書、持分証券の場合には純資本額の調整としての「その他の累積包括利益」において認識される。

売却目的保有の非流動資産として分類される負債性証券および持分証券については、資本に計上された損失は、実現したものとみなされ、分類が行われた日に損益計算書で認識される。

関連企業、合弁企業および子会社における株式については、当公庫は、回収可能額と簿価を比較して減損損失を見積もる。減損損失は、減損損失が生じた年度の損益計算書に計上され、その後の回収は、回収期間の損益計算書に計上される。

減損等として計上される金額は、回収が不可能であると考えられる場合、貸借対照表から削除されるが、当公庫は、終了、取消またはその他の理由によりかかる権利が恒久的に抹消されない限り、回収を試みるのに必要な行動をとることが可能である。

### 2.8 財務保証および関連引当金

財務保証契約とは、法律上の種類（とりわけ保証、財務保証保険契約、または信用デリバティブ）を問わず、債務者が債務証書の当初のまたは修正された条件に基づく特定の支払義務の履行をしない場合に、債権者が被った損失を返済するために特定の支払を行うことを発行者に要求する契約をいう。

財務保証契約の発行者は、保険会社により発行された契約を除き、当該契約につき、公正価額に取引費用（その発行に直接起因する。）を加えた額を「その他の金融負債」の項目に計上した。

当初は、相互独立条件における単独取引の範囲内で関係のない第三者に発行された財務保証契約の公正価額は、受領されたプレミアムに受領されるキャッシュフローの現在価値を足した額であり、類似の条件およびリスクで当公庫が発行した金融資産と類似の金利を使用する。同時に、上記の金利で受領される将来キャッシュフローの現在価値は受取債権として認識される。

当初の認識後、契約は以下の基準に従い扱われる。

ⅰ）受領する財務保証の手数料またはボーナス価額は、損益計算書に差異を金融収益として計上することにより更新される。

ⅱ）不良と認められていない財務保証契約の価額は、保証の予定有効期間にわたり定額法で、またはその他の基準により損益計算書に計上される部分を差引いた当初の認識額である。ただし、これがより正確に保証の認識による経済リスクと利益を反映することを条件とする。

財務保証契約を不良と分類することは、「偶発債務および不確定約定額の引当金」の項目に含まれる関連するヘッジを意味する。

### 2.9 リース会計

#### 2.9.1 ファイナンスリース

ファイナンスリースとは、リース対象資産が有する実質的にすべてのリスクおよび報酬を借主に転嫁するものをいう。

当公庫がファイナンスリース取引においてある資産の貸主として行為する場合には、借主が受領する金額の現在価値と保証された残余価値の合計（通常はリースが終了する際の買取オプション価格）は第三者に対して提供された融資として計上される。そのため、借主の性質に応じて貸借対照表において、「貸付および受取債権」として計上される。

当公庫がファイナンスリース取引において借主として行為する場合には、リース対象資産の費用は当該資産の性質に応じて貸借対照表に計上され、同額の負債が計上され、その金額はリース対象資産の公正価額および貸主に対して支払われる金額の現在価値と適切な場合には買取オプション行使価格の合計のいずれか少ない方となる。これらの資産は、当公庫の自己使用目的の有形固定資産に適用されるもの（注記2.12を参照のこと。）と同率で減価償却される。

いずれの場合においても、ファイナンスリースにおける金融収益および金融費用はそれぞれ、期間差異を見積もるためにリースについて実効利率法を適用して、現行のスペインの法令（2017年スペイン中央銀行通達第４号）に従って計算され、損益計算書の「利息および類似収益」および「利息および類似費用」に計上される。

#### 2.9.2　オペレーティングリース

オペレーティングリースにおいて、リース対象資産の所有権ならびに実質的にすべての所有権に係るリスクおよび報酬は貸主が保有する。

当公庫がオペレーティングリース取引において貸主として行為する場合には、リース対象資産の取得原価は、当該資産の性質に応じて、「不動産投資」の「有形固定資産」または「オペレーティングリースにより譲渡されたその他の資産」に計上される。これらの資産は、類似の自己使用目的の有形固定資産について採用された方針に基づき減価償却される。リース契約の収益は、定額法で損益計算書の「その他の営業収益」において認識される。

当公庫がオペレーティングリースにおける借主として行為する場合には、リースの費用（貸主により付与される奨励金を含む。）は定額法で損益計算書の「その他の管理費」に計上される。

### 2.10　人件費

#### 2.10.1　短期報酬

従業員への短期報酬とは、従業員が役務を提供した年度末後12ヶ月以内に行われる支払をいう。報酬は一般に、当期の人件費として、受領し、記録した役務について支払われる金額で、調整を行わずに測定され、負債の見越勘定が費用の合計とすでに支払われた金額との差異について計上される。

#### 2.10.2　退職後約定金

当公庫が従業員に関して締結した年金契約は、有効な団体賃金協約に反映されており、確定拠出契約に相当する。

当公庫の従業員は、政府が提供し、2002年11月29日勅令第１号により承認された年金制度および基金規制法および2004年２月20日勅令第304号により承認された同規則の規制を受ける共同従業員年金制度に加入しており、同制度は、ヘスティオン・デ・プレビシオン・イ・ペンシオネス・エンティダ・ヘストラ・デ・フォンドス・デ・ペンシオネスが運用し、BBVAに預託されるBBVAエンプレオ年金基金に含まれる。

確定拠出契約として、当公庫は、キャリア公務員または暫定政府職員、契約社員、臨時社員または上級管理職であるかにかかわらず、毎年５月１日現在勤続年数が２年を超える従業員のために年次拠出を行う。年次拠出額を計算する際に以下のパラメーターが考慮される。

・従業員が帰属する専門集団

・勤続年数（契約にかかわらず、従業員が政府に勤務した３年間の数とする。）

拠出金額は、毎年一般国家予算で承認された金額である。2018年12月31日現在、当年度において損益計算書の「人件費」として計上された費用はなく、2017年12月31日現在の過年度においてもなかった。

**2.10.3　死亡障害給付金および退職金**

退職前に当公庫が従業員と締結した退職金および死亡障害給付金についての契約およびその他類似の項目は、年次財務書類日現在の法定債務および潜在的債務の現在価値を計算し、保険数理上の損失から保険数理上の利益を差し引いたもの、認識されていない過去の役務費用および約定額を保障する資産（保険契約を含む。）の公正価額を控除して見積もられる。過去の役務費用および保険数理上の利益または損失の全額は直ちに認識される。

2018年12月31日現在、退職後給付のための引当金919千ユーロ（2017年12月31日現在は423千ユーロ）が計上されている。

**2.10.4　退職手当**

退職手当は、当公庫が従業員または従業員グループを通常の退職日前に確実に解雇する場合、または従業員の希望退職の奨励金として報酬を支払う場合に限り、損益計算書の「人件費」および貸借対照表の「引当金」において「年金および年金類似債務引当金」に計上される。

2018年および2017年12月31日現在、当公庫はこの項目について引当金を計上しておらず、当該割当を要する制度または契約も存在しない。

**2.11　法人税**

法人税は、費用とみなされ、一般に、損益計算書の「法人税」の項目に計上される。

当期法人税費用は、当該年度の課税所得について支払うべき金額として計算され、当該年度の一時差異から生じる資産および負債の残高の変動、税額控除および欠損金繰越について調整される（注記23を参照のこと。）。

当公庫は、資産または負債の簿価と課税標準額に差異がある場合には、一時差異があるとみなす。税務上資産または負債に帰属する金額は課税標準とみなされる。課税対象一時差異とは、当公庫が将来政府に対する支払債務を負うことである。控除可能一時差異とは、当公庫に対して償還権が生じ、または将来政府に支払うべき金額が減少することをいう。

税額控除および欠損金繰越とは、活動が完了し、または結果が得られたとしても、税制に定める条件が満たされるまで税務上確定申告には適用されない金額をいい、当公庫は、将来適用する可能性がある。

当期税金資産および負債とは、税金が認識された日から12ヶ月以内に当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。繰延税金資産および負債とは、将来当公庫が該当する税務当局から回収し、または税務当局に支払う予定の金額をいう。

繰延税金負債は、すべての課税対象一時差異について認識される。上記にかかわらず、営業権の認識に基づく繰延税金負債は計上されない。

当公庫は、以下の条件を満たす場合に、控除可能一時差異、税額控除または欠損金繰越から生じる繰延税金資産のみを認識する。

－繰延税金資産は、当公庫が相殺するに十分な将来の課税所得が生じるとみなす場合に限り認識される。

－欠損金から生じる繰延税金資産の場合には、今後繰り返して生じる可能性が低い理由により生じたものとする。

資産が当初認識される場合、企業結合から発生しない場合、かつ認識時に、帳簿または課税所得に影響を及ぼさない場合には、繰延税金資産または負債は認識されない。

各決算時に、繰延税金資産および負債は有効であることを確認するために見直され、評価の結果に基づき調整される。

### 2.12　有形固定資産

#### 2.12.1　自己使用目的の有形固定資産

自己使用目的の有形固定資産には、当公庫が管理目的で現在または将来の自己使用のためまたは資産の製造または供給のために保有する資産で、１会計年度を超えて使用する予定のファイナンスリースに基づき所有または取得した資産が含まれる。とりわけ、この科目には当公庫が第三者に対する債権を表章する金融資産の全部または一部の決済として受領する有形固定資産で、内部での継続的な使用が見込まれるものが含まれる。自己使用目的の有形固定資産は、貸借対照表に取得原価で計上され、取得原価は、支払われた対価の公正価額に支払済みまたは支払予定の金銭を加え、累積減価償却費および（必要に応じて）各項目の正味価格と対応する回収可能価格とを比較して決定される見積減損損失額を差引いた金額となる。

上記の目的において、当公庫の自己使用目的の有形固定資産の一部を構成する担保実行資産の取得原価は、担保実行と引き換えの金融資産の正味価格に類似している。

減価償却費は、定額法で、取得原価から残余価値を差引いて計算される。建物その他建造物が建っている土地は、期間無制限であるため、減価償却されない。

有形固定資産の減価償却費は損益計算書の「減価償却費－有形固定資産」に計上され、該当資産の推定耐用平均年数に基づき計算される以下の減価償却率に相当する。

| | 年率 |
|---|---|
| 建造物 | ２％ |
| 備品 | ４％から15% |
| 器具および事務機器 | 10% |
| コンピューター機器 | 25% |
| 輸送機器 | 16% |

各決算期において、当公庫は、内部または外部で有形固定資産の正味価値が回収可能価格を超える兆候があるか否かを判断する。兆候がある場合には、該当資産の簿価は回収可能価格に減額され、将来の減価償却費用は、新たな見積りを要する場合には調整後の簿価および新たな残余耐用年数に比例的に調整される。自己使用目的の有形固定資産の簿価の減額は、必要に応じて損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」に計上される。

同様に、有形固定資産の減損が回収されたことを示す場合には、当公庫は、過年度に計上された減損損失の解消を損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」において認識し、将来の減価償却費を調整する。いかなる場合においても、資産に関連する減損損失の解消は、過年度に減損損失が認識されなかった場合に得たはずの簿価を上回らない。

また、自己使用目的の有形固定資産の推定耐用年数は、少なくとも年に一度大幅な変動がないか見直される。変動がある場合には、新たな推定耐用年数に基づき将来損益計算書に計上する減価償却費を訂正することで調整される。

自己使用目的の有形固定資産に関する維持管理費用は、かかる費用が発生した年度の損益計算書の「その他の管理費」に計上される。自己使用目的の有形固定資産のための資金調達により発生した金融費用は、発生時に損益計算書に計上され、当該費用は取得原価に含まれない。

### 2.12.2　不動産投資

**貸借対照表の「不動産投資」においては、賃貸用または将来の時価の上昇により売却益を得るために保有している土地、建物その他建造物の正味価値を認識する。**

**不動産投資の取得原価の認識について減価償却、それぞれの耐用年数の見積りおよび減損損失の記録に適用される基準は、自己使用目的の有形固定資産に関するものと一致する（注記2.12.1を参照のこと。）。**

**2.13　無形資産**

**無形資産とは、物理的に存在せず、取引の結果生じ、または当公庫が内部で開発した特定可能な非貨幣性資産をいう。客観的に合理的な原価を見積もることができ、当公庫が将来財務的利益をもたらすとみなす無形資産のみが会計上認識される。**

**営業権以外の無形資産は、取得原価または生産原価から累積減価償却費および減損損失を調整した額で貸借対照表において認識される。**

**無形資産は、あらゆる要素について評価し、当公庫に対して純キャッシュフローを生じる期間に予測可能な期限がない場合には、無期限の耐用年数を有するものとし、その他のあらゆる場合には期限付耐用年数を有するものとする。**

**各決算期に、当公庫は、無期限の継続を確認するために、それぞれの残存耐用年数を見直すが、無期限の耐用年数を有する無形資産は償却されない。これ以外の場合には必要な措置を取る。**

**期限付耐用年数を有する無形資産は、有形固定資産に適用されるものと類似のいくつかの基準を用いて償却される。これらの無形資産についての年次減価償却費は損益計算書の「減価償却費－無形資産」に計上される。**

**耐用年数の期限の有無にかかわらず、当公庫は、無形資産の減損を認識し、対応するものとして、損益計算書の「非金融資産の減損または減損の戻入」にそれらを計上する。これらの資産に対する減損損失および適切な場合には過年度に認識された減損損失の解消の認識に適用される手法は有形固定資産に適用されるものと同様である（注記2.12.1を参照のこと。）。**

**2.14　引当金および偶発債務**

**年次財務書類を作成するにあたり、当公庫は、引当金と偶発債務を以下の通りに区別した。**

**－引当金とは、事業体に対して金融損失が生じる過去の事象から派生した貸借対照表日現在有効な債務を対象とする貸方残高である。かかる損失が発生する可能性は高く、種類を特定できるが、その金額または決済日を決定することはできない。**

**－偶発債務とは、過去の事象の結果として生じる可能性がある債務のうち、当公庫の支配を超える一つまたは複数の将来の事象を条件として存在するものである。**

**当公庫の年次財務書類には発生の可能性がある債務に対するすべての重要な引当金が含まれる。偶発債務は、年次財務書類において認識されないが、2017年スペイン中央銀行通達第４号の要件に基づき情報が開示される（注記19を参照のこと。）。**

**引当金は、当該事象の状況に関して入手可能な最善の情報を用いて数量化され、年度末に再度見積もられる。当該引当金は、当初認識した特定の債務を充足するために使用されるが、当該債務が消滅または減少した場合には、全部または一部が繰り入れられる。**

**2018年および2017年末、当公庫に対して、通常の業務から生じる法的手続きおよび請求が多数提起された。ICOの法律顧問および取締役は、これらの手続きおよび請求の終了により、これらが終了する年度の年次財務書類に必要に応じて開示されるもの以外に重大な影響を及ぼさないと理解している。**

**前期の基準に従い必要とみなされる引当金は、損益計算書の「引当金経費または引当金の戻入」に計上される。**

**2.15　キャッシュフロー計算書**

**キャッシュフロー計算書において用いられる用語は、以下の意味を有する。**

**－キャッシュフローとは、現金および現金同等物の流入および流出をいい、流動性が高く、価値の変動リスクが低い短期投資をいう。**

－営業活動とは、一般的な金融機関の活動および投資または金融活動に分類されないその他の活動をいう。

－投資活動とは、非流動資産ならびに現金および現金同等物に含まれないその他の投資の取得、売却またはその他の手段による処分をいう。

－金融活動とは、持分および負債の規模および構成を変更する活動のうち、営業活動を構成しないものをいう。

### 2.16　売却目的保有の非流動資産およびそれに関連する負債

貸借対照表の「売却目的保有の非流動資産」には、現状で年次財務書類日から１年以内に売却される可能性が高い個別の項目の簿価が計上される。

例外的に、１年を超える期間にわたって売却されることが予想される場合には、当公庫は、損益計算書の「廃止事業に分類されない要素の売却目的保有のグループおよび非流動資産に係る損益」の項目における時間的価値の変動を加味し、最新の売却価格を算定する。

その結果、金融資産または金融外資産であるこれらの項目の簿価は、継続的な使用ではなく売却価格を通じて回収される。

特に、債務者の当公庫に対する支払義務の全部または一部の決済のために当公庫が受領した不動産その他の非流動資産は、当公庫がこれらの資産を継続して使用することを決定しない限りは、売却目的保有の非流動資産とみなされる。

対称的に、「売却目的保有の非流動資産に関連する負債」は、グループに関連するまたは当公庫の業務の障害に関する貸方残高を含む。

売却目的保有の非流動資産は、一般に認識時の簿価と見積売却費用を調整した公正価額のいずれか低い方で測定される。種類に応じて減価償却される有形固定資産および無形資産は、本科目に含まれる間は減価償却されない。

資産の簿価が売却費用を調整した公正価額を上回る場合には、当公庫は、資産の簿価を超過額分調整し、対応するものとして、損益計算書の「廃止事業に分類されない要素の売却目的保有のグループおよび非流動資産に係る損益」に計上する。資産の公正価額がその後増加する場合には、当公庫は、すでに計上した損失を取り消し、減損前の価格を上限として簿価を増額し、損益計算書の「廃止事業に分類されない要素の売却目的保有のグループおよび非流動資産に係る損益」に計上する。

売却目的で行われる保有の非流動資産の売却の結果については、損益計算書の「廃止事業に分類されない要素の売却目的保有のグループおよび非流動資産に係る損益」に示されている。

ただし、中断されている事業の一部である、金融資産、従業員給与からの資産、繰延税金資産および保険契約のための資産は、前段落に従うのではなく、この概念に適用される注記２の上記の段落に説明のある原則および規則に従って評価される。

### 2.17　企業結合

一企業の買収をその最終的な実績に含む、取得された企業が当公庫から独立した法律上の地位を維持する企業結合は、貸借対照表の「株式－子会社」に計上される（注記2.1を参照のこと。）。

### 注記３　顧客支援サービス

2004年７月24日、EC0734法令が制定された。これは顧客支援サービス業務に関連するもので、顧客支援サービスならびに銀行サービスおよび信用機関の擁護官の規制を目的としている。ICOは、顧客サービス部門の設置を義務付けられてはいないが、当公庫は、かかるサービスに関し、金融機関とし

て遂行する業務に関して受けるあらゆる要求および苦情に対処している。質の高いサービスを提供するため、2006年12月、当公庫はICOの貸付者、利用者および顧客からのあらゆる苦情および提案を受付け、処理し、対応し、かつ返答する業務を集中的に行う部署の設置を決めた。

2018年に受けた苦情の件数は93件であり（2017年は72件）、平均4.6営業日以内に処理された（2017年と同様）。全苦情の68%が仲介業務（ICOダイレクトおよびICO SGR）における与信取引関連であり、そのためこれらは該当する信用機関に引き渡された。その他９%の苦情は、ICOダイレクト業務の払戻しまたは決議に関するものであり、また23%の苦情は、その他の問題に関連するもので、ICOが扱う製品やサービスには関連しないものであった。

### 注記４　利益の分配

2018年における73,210千ユーロに上る利益の分配については、当公庫の理事会による決定はまだなされていない。かかる分配は、当公庫の定款の規定に従って行われる。

### 注記５　リスク・エクスポージャーおよびその他の情報

#### 5.1　リスクーその全般的特徴

リスクは金融活動に内在するものである。リスクを正しく測定し、管理し、制御することにより、顧客、投資家および従業員の信頼の基礎となる適切な利益率の達成と事業体の支払能力の維持が容易になる。

金融機関が抱えるリスクを詳細に分類することを目的としなければ、流動性リスク、市場リスク、信用リスクおよびオペレーション・リスクの４種類に分類することができる。

- 流動性リスクとは、債務返済に見合うだけの十分な流動資産が欠如する結果生じるリスクをいう。これは、不適切な資産および負債の満期構造または例外的な市場危機によって起こる。
- 市場リスクとは、国内外通貨の金利、為替、株価のような金融変数の不利な変動により生じる損益計算書および資本に影響を及ぼすリスクをいう。かかるリスクは、貸借対照表上または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオに関する市場リスクの二つに大別される。
- 信用リスクとは、投資の推定期間内にかかる投資の元利金全額が回収できないリスクをいう。かかるリスクは、銀行との関係における相手方リスクおよび投資活動における信用リスクの二つに大別される。
- オペレーション・リスクとは、予測不能な状況における管理上、社内手続上、会計上、IT関連、法的または外的な過誤の結果生じるリスクをいう。

金融機関として、ICOは、これらの種類のリスクに晒されており、理事会が承認したリスク方針マニュアルに従って、これらを効果的に管理するよう、識別し、計量化し、監視しなければならない。かかるマニュアルは、様々な方法、適用ある規制・手続きおよび組織構造を編集したものである。

#### 5.2　リスクー組織構造

あらゆるリスクをカバーするため、当公庫は、（2018年８月29日理事長通達第３号に基づき）管理およびリスク・財務局長の管轄下のリスク局長の下に特別部署を設置した。

リスク局長の職務には、内部リスク方針ならびに当公庫の財務リスクおよび信用リスクの分析・管理・監視方法の作成および提案、ICOの信用リスクの許容性の評価ならびに国内的および国際的なリスク規制にICOが適合しているかの監督、また同時にその権限の下にある部門の業務遂行の運営、調整および監督等が含まれる。

リスク専門の部署とは、リスク計量化技法および承認部、グローバル・リスク管理部、継続管理および回収部、であり、それぞれが決められた職務を遂行している。

グローバル・リスク管理部の主な職務は以下の通りである。

- 当公庫の金融リスクの計量化技法の作成、提案および管理。
- 金融リスクの上限および承認済みのリスク方針の遵守の監督。
- 借り手の信用枠の定期的な分析、監視および見直し、それらの分析ならびに貸付仲介業者と借り手の水準の監視。
- リスク計量化システム、バックテストおよびストレステストの定義および見直し。
- 新規金融商品のための市場価額基準の提案、リスクの計量化および潜在的（追加）リスクに係る技法の設定。
- 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の法律の適用についての分析。
- 新規商品の市場価格および構造ならびにその潜在的（追加）リスクの評価。
- リスクに係る承認された技法の正確な適用の監督。
- 流動性枠証券化ファンドの運営における信用リスクの分析。
- 流動性、市場、信用度および新規商品に関する新たなリスク限度枠の提案。
- 資産および負債に係る委員会、管理委員会、監視委員会および理事会に向けたリスクの状況の報告および分析。
- スペイン中央銀行に対する金利リスク、流動性比率、巨大リスクおよびバーゼル比率の状態の報告。
- 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するEU指令およびスペイン国内の規則の採用についての分析。
- リスク調整後リターンツール（RAR）の更新および維持管理。
- リスク調整後資本利益率（RORAC）におけるICOの価格統制ツールの更新および維持管理。
- リスク・アペタイト・フレームワーク（MAR）。
- 証券化に関する分析、検討および報告。

リスク計量化技法および政策地域を決する、リスク計量化技法および承認部は主として以下の機能を含む。

- 新規資産商品および自動化手続きに含まれていない直接信用供与のリスクが許容範囲内であるかどうかの評価。
- 顧客および顧客の金融グループに関し、ICOにより承認された直接信用供与のリスク限度枠が適切であるかどうかの分析。
- すでに形成されており意思決定機関の承認が求められる事業の変更をICOが実行する上でのリスクの分析および評価。
- 当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。
- ICOからの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会の調整。
- 直接信用供与のリスク方針および／または適切である場合にはICOによりすでに承認された方針の変更に関し、ICO内部の意思決定機関による承認の定義および提案。
- 必要とされる財務業務に関するカントリー・リスク報告の作成および改訂。
- リスク計量化技法の開発、応用マニュアルの作成およびプロジェクト融資の信用評価に関連する手段の継続。

**卸売の監視部および回収部ならびに小売の監視部および回収部を下部組織とする、監視部および警戒解除部は、以下に挙げる機能を有する。**

**卸売の監視部および警戒解除部：**

- **直接融資業務のリスクのコントロールおよび追跡を行い、不良運用、破綻処理された取引および損失処理された取引に起因する収支の回復を促進し、有効枠におけるポートフォリオの諸条件の順守を監視すること。**
- **仲介貸付枠につきICOの信用リスクの観点から分析および評価。**
- **リスク・シェアリングの場合の、ICOの仲介貸付枠に規定された非金融条件の遵守の管理・検証。**
- **ICOの直接的な顧客および顧客の金融グループに関する内部格付システム、カントリー・リスク格付システム、運用リスク計量化技法および信用リスク制限技法の設定および維持。大規模なリスク・エクスポージャーの統制および報告。**
- **すべての必要な情報を用いたICOのポートフォリオの質の確保。**
- **ICOからの直接貸付ポートフォリオに関する監視委員会の調整。**
- **有効な規制に基づく引当金の分配／破棄の提案。**
- **ICOからの新規直接貸付の承認に関する契約およびすでに実行済みの取引の変更の協議および採用が行われる信用委員会への出席。**
- **該当する法務・事業分野と連携した、遅滞、決済および不履行となった金融取引に関する適切な回収手続きの推進。**
- **規制機関（格付機関、内外の監査人、監査人の裁判所およびスペイン中央銀行等）からの要望に対する応答。**
- **当公庫の適性の範囲内でのリスクに関するスペイン国内外の基準の採用についての分析。**

**小売の監視および警戒解除部：**

- **小売業者に対する直接業務のリスクのコントロールおよび監視。**
- **目的区分に相当する借換運用の実現可能性の分析。**
- **当公庫から他企業へ管理が外注されている、ICOが保有する貸付金の回収作業の監視およびコントロール。かかる作業は、中小企業、零細企業、自営業者および個人へのサービス提供契約を通じて行われている。**
- **中小企業、零細企業、自営業者および個人に対して当公庫が直接的に経営管理を遂行している、ICOによって保有されている貸付金の回収管理。**
- **個々の分野の記録（決議提案、失敗、借換契約、取消、直接管理への業務移行等）に関するICO内部の意思決定機関への提案準備。**
- **監視委員会における、リテールリスクの貸付ポートフォリオの状況の作成および提示。**
- **事業体に移転される事由の対応と解決に関する金融業務および経済政策の法律顧問部門の調整。かかる事業体には、係争回復のサービスの提供が委任されており、また裁判上の請求の過程および倒産の手続きまたは同様の特性を有する事柄において、ICOが様々な局面に置かれることが要求されるその他の行動が委任されている。**
- **リテールポートフォリオのすべての貸付の保有者および／または保証人が顧客サービス部を通じて受けた依頼の管理。**
- **重大な経済危機、自然災害またはその他類似の出来事の結果、政府取引される直接金融業務の監視、承認および企画。その後における、当該状況および一定の借り手グループの活動範囲に関連する政府機関への移転に対する取組みまたは行動提案の評価。**

ICOは様々な種類のリスクに関する専門家集団を擁しており、それぞれが職務における責任を持ってかかるリスクについての原則、有効なリスク方針マニュアルおよび既存の内部手続きに従い任務を遂行している。

### 5.3 ICOにおける流動性リスク

スペインのコミュニティ法およびその発展は、本件に関しては事業体における流動性リスクの測定、コントロールおよび管理のシステムに対する一般的な要件を規定するのみであるが、以下の規範文書に含まれる。

－信用機関の活動へのアクセスならびに信用機関および投資会社の健全性監督に関する2013年６月26日EU指令第36号。

－金融機関および投資サービス会社の健全性要件に関する2013年６月26日EU規則第575号第６部。

－2013年規則第575号第７章、第７の２項および第７の３項に従い技術的施行規則を規定する、2014年４月16日施行規則第680号。

－金融機関の管理、監督および支払能力に関する2014年６月28日法律第10号第41条、第42条および付則８。

－2014年法律第10号第53条を発展させる2015年２月13日勅令法第84号。

－流動性ヘッジ要件（LCR）に関する2013年EU委任規則第575号を終了させた2014年10月10日以降の2015年EU委任規則第61号。

－証券化ファンドの会計基準、年度会計、公的年次財務書類および積立統計情報を規定する、2016年２月２日通達第２号。これは、2008年５月22日通達第３号（廃止）の規則51、DT６および別紙VIIに置き換わる。

－2014年EU履行規則680号を改訂した、２月16日からの委員会の2016年EU履行規則第322号。これは、流動性カバレッジ要件（LCR）の団体による監督目的のための情報の伝達に関連する技術履行基準を規定するものである。

－2014年EU履行規則680号を改訂した、３月１日の委員会の2016年EU履行規則第313号。これは、流動性に関する情報の目的のための付加的制御パラメーターに関するものである。

－2014年EU履行規則680号を改訂した、2017年11月９日EU履行規則第2114号。これは、定型書式および指示に関するものである。

－2017年11月27日通達第４号、規則第59条および第60条。

一般的に、2016年通達第２号のリスクの取扱いに関する第６章の規則51に含まれる、従うべき一連の行動基準（質的要件）を超える流動性リスクに関する特定の資本要件は存在しない。かかる通達はまた、第５章に含まれる資本の自己評価の過程および監督上の見直しの過程において実行された行動を報告する必要性にも言及しており、これはすべて、その内部資本がその現在および将来の活動を補填するのに十分であるかどうかを評価するためのものである。

現在、更新版のバーゼルIIIの流動性および支払能力に関する文書「銀行および銀行システムを強化するための世界的な規制の枠組み」ならびに「バーゼルIII：計量に関する国際的な枠組み」の公表に伴い、流動性リスクの基準および監視が、流動性の計量および管理のより効率的なパラメーターを保証する指針となる新たな措置となっている。2013年１月１日、バーゼル委員会は、「流動性ヘッジ比率および流動性リスク管理ツール」を公表し、これにより短期流動性比率の定義付けおよび監視が前進した。また、これは2014年１月12日における「市場に基づく流動性指標の監督ガイダンス」により補足された。

かかる方面において、2015年１月17日に流動性カバレッジ比率（LCR）に関し、欧州議会および欧州理事会の2013年自己資本規制（CRR）第575号を修正する、2015年委任規則第61号が公表され、2015年10月１日から60%以上、2016年１月１日から70%以上、2017年１月１日から80%以上、また2018年１月１日には完全な適用（100%）となるよう義務付けられた。

2014年１月、長期流動性比率の定義および計算に関する協議書類「バーゼルⅢ：安定調達比率（NSFR）」が公表され、2014年４月11日までの協議段階を経て、2014年10月に最終文書が公表された。これにより、2018年１月１日以降、安定調達比率の最低水準の計算が必要となっている。

2013年およびその翌年以降の活動中、当公庫は追加の流動性管理として、短期流動性比率および長期流動性比率の計算を毎月行った。当公庫は、すべての期間において将来適用される制限の範囲内に収まる結果を得た。

さらに、2015年およびその翌年以降を見越して、また2014年10月にBISにより公表された「バーゼルⅢ：安定調達比率」に基づき、四半期毎にその結果が計算され、安定調達比率に関する１年後（2019年まで）の様々なシナリオを導入したICOの残高が提供される。

ICOでは、流動性リスクの報告、監視、管理を担当する組織構造が明確に定められている。

貸借対照表上の流動性リスクを監視するために用いられている計量化技法は、流動性ギャップである。この流動性ギャップは、キャッシュフローを生じさせるすべてのオンバランス項目およびオフバランス項目について実際の実行日の資金の流入と流出の差額に関する情報を、毎日、12ヶ月を上限とする期間において提供する。

流動性ギャップは１週間、１ヶ月、３ヶ月および６ヶ月の期間で計量化されている。それぞれの期間において、当公庫の負債合計の次の割合を越えてはならない。１週間期間については0.5%以内、１ヶ月期間については１%以内、３ヶ月期間については2.5%以内および６ヶ月期間については５%以内である。

短期流動性の監視は、毎日行われる。限度額の監視および管理も１週間、１ヶ月、３ヶ月および６ヶ月の単位で毎週および月末に行われる。

ICOは流動性の危機的水準の予測が可能となる計量化された限度額および警報システムを設定した。

また、流動性リスクを低減するために基本的な資金調達源を多角化する方針を採り、年次資金調達計画の必要資金額および資金調達日についての情報を確立するために、新規事業活動の予定を含む流動性を定期的に見直している。

同様に、ストレスシナリオにおいて財務資源を用いる際の参考として優先順位を規定する流動性コンティンジェンシー・プランが、2018年２月27日に理事会によって承認された。

ICOは通常、銀行間取引市場、レポおよび同時流動性ならびに大規模あるいは小口の負債性証券の発行等、流動性を様々な方法で調達する。

アメリカのサブプライム市場不況に端を発する国際および国内市場に影響を与えた金融危機は、金融市場に著しい低迷を引き起こし、国内外の金融法人の資金調達のための資源を著しく減少させた。結果として、銀行間取引市場または負債性証券の発行を通じての資金調達にも深刻な影響を及ぼした。

この新たな状況のため、ICOは、期日通りに支払義務を果たし、また、戦略的な経営、投資および成長目標を達成するために必要な流動性を確保するために、従前と同様に2018年を通してもこの新たな状況に適応するための決断をした。これらの方策により、ICOの経営陣は、2019年における流動性の不足は予想していない。

**ユーロ建て取引およびデリバティブヘッジの満期分析**

以下の表は、2018年および2017年12月31日現在の金融資産および金融負債として認識されるユーロ建てデリバティブにおける契約満期（デリバティブ内蔵ハイブリッド金融商品を除く。）、および金融デリバティブとみなされるローン契約（現金、またはその他の金融資産により調整の上、決済される契約であって、当公庫のキャッシュフローの見積りを理解するために満期を最も重要とするもの。）を概念的に示したものである。

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | 1年未満 | 1～5年 | 6～10年 | 11～15年 | 16～20年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **売買目的保有のデリバティブ** | 177,684 | 320,008 | 343,260 | ― | ― | **840,952** |
| ―そのうち:デリバティブとしてみなす貸付承諾 | ― | ― | ― | ― | ― | **―** |
| **デリバティブヘッジ** | 5,514,585 | 3,540,420 | 955,153 | 275,711 | 2,552 | **10,288,421** |
| | **5,692,269** | **3,880,428** | **1,298,413** | **275,711** | **2,552** | **11,129,373** |

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | 1年未満 | 1～5年 | 6～10年 | 11～15年 | 16～20年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **売買目的保有のデリバティブ** | ― | 3,333 | 57,446 | ― | ― | **60,779** |
| ―そのうち:デリバティブとしてみなす貸付承諾 | ― | ― | ― | ― | ― | **―** |
| **デリバティブヘッジ** | 6,210,519 | 3,740,974 | 1,166,643 | 303,764 | ― | **11,421,900** |
| | **6,210,519** | **3,744,307** | **1,224,089** | **303,764** | **―** | **11,482,679** |

上記の表に記載された情報は、以下の点に注意を要する。

・支払時期を相手方が選択できる場合、当該デリバティブは当公庫への支払を要求される第１ピリオドに割り当てられる。

・上記の表に記載された金額は、値引きされていない契約額である。金利スワップは、差額による決済の場合はその純額で、デリバティブとみなされるローン契約はその総額で、およびその他すべての金融デリバティブは、差額により決済されず、その換算契約額で記載されている。

・インデックスの実績により決定される等の理由により報告日に契約額が明記されていないデリバティブは、残存期日を分類することを目的とする上記の表においては、それぞれ2018年および2017年12月31日現在の主導的状況を基礎として決定された。

**流動性GAPによる分析**

上述のように、ICOの主な流動性マネジメントとしては、契約上の満期ではなく主に予測の満期を基盤として、複数の金融資産および金融負債の満期の分析をすることを基本的な特徴とする。

ICOが上記の分析方法を用いる理由は、前例にも示される通り、かかる方法によることが、当公庫の資産の流入および流出をより正確に表すからである。

以下の表は、12ヶ月までの異なる満期の資産の流入と流出を比較したものである。外貨による流入および流出はその額に相当するユーロで表されている。

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | 1ヶ月未満 | 1～3ヶ月 | 3～6ヶ月 | 6～12ヶ月 |
|---|---|---|---|---|
| ユーロによる流入相当額 | 6,976,624 | 2,593,682 | 2,920,046 | 5,430,434 |
| ユーロによる流出相当額 | (7,346,182) | (1,563,840) | (5,552,088) | (5,090,123) |
| GAPの一部 | (369,558) | 1,029,842 | (2,632,042) | 340,311 |
| GAPの累積 | (369,558) | 660,284 | (1,971,758) | (1,631,447) |

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | 1ヶ月未満 | 1～3ヶ月 | 3～6ヶ月 | 6～12ヶ月 |
|---|---|---|---|---|
| ユーロによる流入相当額 | 6,900,224 | 4,404,361 | 3,620,626 | 6,557,284 |
| ユーロによる流出相当額 | (5,741,071) | (5,040,388) | (3,482,611) | (7,960,132) |
| GAPの一部 | 1,159,153 | (636,027) | 138,015 | (1,402,848) |
| GAPの累積 | 1,159,153 | 523,126 | 661,141 | (741,707) |

**5.4　ICOにおける市場リスク**

上述のように、市場リスクは二つの大きなグループに分類することができる。貸借対照表または構造上の市場リスクと、取引ポートフォリオ・リスクである。ICOは内部方針として、現在のところ取引ポートフォリオの最小化を図っており、現行の会計法規の適用によりヘッジまたは投資に分類することができないものだけを保有している。したがって、当公庫の市場リスクはほぼすべて通常の業務から生じるものとなっている。

（1）標準的基準

金利および為替の変動へのエクスポージャーが具体化される標準的基準は、利益率と支払能力の二つからなる。

利益率　：ICOにおいては、主に損益計算書に基づき計算され、関連する変数は利息または金融業務の利ざやである。

支払能力：当公庫の資本はその借り手にとっては主たる保証といえる。資本または株式資本の価額は支払能力を測定するための重要な基準である。

以上を考慮の上、下記が存在する場合、ICOは、ａ）年間の利ざや感応度、ｂ）純資本価値の感応度、およびｃ）仮想取引ポートフォリオの「想定最大損失額」の計算という３本柱に基づき市場リスク計量化システムを実行する。

（2）計量化技法

利ざやに関するリスク残を計量化するために、2015年より前までは加重平均返済期限分離ギャップ法が使用されていた。これは資産額と負債額の差額および12ヶ月以内に返済期限が到来するかまたは更新される金利の付されたオフバランス取引を、それらが利ざやに影響を及ぼす期間で加重平均して計算される。

資本の感応度を計量化するために、2015年より前まではデュレーション・ギャップ法が使用されていた。デュレーション・ギャップは資産および負債の残存期間の差異として得ることができ、差異が求められると感応度ギャップの計算が可能となる。

両方法は、2014年半ばに利息収益および純資産に基づく他のシミュレーションに変更された。

想定最大損失額については、ポートフォリオの種類によってその計量化の方法が決定され、パラメトリック法、ヒストリカルシミュレーション法およびモンテカルロ法に基づくことができる。

（３）リスクの程度

ICOが負うリスクの程度の決定は、リスク会計局長の提案に基づき上級経営陣がその責任を負い、ICO独自の特徴に応じて許容限度を設定する。かかる許容限度は定期的に見直される。

ICOは、カーブの下方シフト時の利ざや感応度を評価する目的で、当初のカーブシナリオにおけるマイナスの比率に対しては０％のフロアは採用せず、当初のシナリオ比率でトランシェがプラスである場合のみ０％のフロアを採用することを決定した。すなわち、運用上、下方シフトは、当初のシナリオにおける比率がマイナスである場合には変更がないままとして、監視下におけるトランシェのカーブにおいてプラスの比率である場合のみフロアを０％として引き下げるものとする。以下は、かかる基準の適用結果を示している。

かかる金利変動に伴う±200ベーシス・ポイントの変動を採用した結果、2018年12月31日現在におけるICOの利ざやの感応度は、合計4.953百万ユーロであり、このうちユーロにおける収支は０、米ドルにおける収支は-2.934千ユーロ、英ポンドにおける収支は-90千ユーロであった。為替感応度（米ドル／ユーロおよび英ポンド／ユーロにおいて変動率±10%）は、米ドルが-1.797千ユーロ、英ポンドが-192千ユーロであった。

同様に、資本感応度の設定において、市場カーブの変動を、上記のような利ざやの感応度を得るためのカーブの変動と同様の構造で、±200ベーシス・ポイントとした。すなわち、下方シフトにおいて、当初のシナリオにおける利率がプラスの場合にのみ０％のフロアが適用され、当初のシナリオにおけるマイナスの比率は変更がないままとした。

2018年12月31日現在、ICOの純資産の感応度は、合計-0.88%に達し、このうちユーロ金利が-0.45%、米ドル金利が-0.20%、英ポンド金利が-0.04%であった。為替感応度は、米ドルが-0.16%、英ポンドが-0.04%であった。

（４）リスクの修正

効果的なリスク管理の最後の手段として、満期およびデュレーション・ギャップをその時々に求められるリスク価値に当てはめて修正する方法がある。その結果、オンバランスおよびオフバランスの金融商品は、市況に基づき、同目的上付与された権限の範囲内での経営陣の判断ならびに金融管理部、投資および金融統括管理、または事業委員会に従い、使用される。

当公庫が2018年12月31日現在の貸借対照表で使用した主要通貨はユーロ、米ドルおよび英ポンドであり、かかる通貨建ての取引が負債全体の96.4%を占め、そのうちユーロ建てが約78%、米ドル建てが18%超となっている。

貸借対照表の資産を見ると、ユーロが全体の約94.8%と集中しており、米ドルは約４％である。一方、他の通貨は、残りに分配される。

当公庫が利用するユーロおよび米ドル以外の通貨について、その残高は金利リスクまたは為替リスクを排除しているが、これは、当該通貨建てで資金調達を行い為替変動を完全にカバーするデリバティブを用いてユーロ建てに転換するため、または、特定の資産の資金調達が当該リスクを回避するよう企図されているためである。

リスク限度、リスクの監視および定期的な遵守の管理の設定に加え、ICOは、関連ある金融変数の動きの異なるシナリオが利ざやまたは純資本価値に及ぼす影響を精査するために、リスクの計量化、管理および制御のために適用する統一システムを確立している。したがって、ICOは、例えば、市場における金利カーブまたはストレスの状況が平行移動しない場合にICOの分析サービスにより提供される将来見積りを用いる等、複数のシナリオにおいて制御された変数が被る変化を定期的に監視する。

### 5.5 ICOにおける信用リスク

すでに述べている通り、当公庫では信用リスクを二つの大きなグループに分類している。相手方リスクとカントリー・リスクである。

相手方リスクには、オンバランスまたはオフバランスで行われる信用機関との取引が含まれる。取引の管理と取引により発生するリスクの管理とをリアルタイムで統合するシステムにより、モニタリング活動が行われ、担当者にいつでも利用可能な相手方信用枠について最新の情報を提供している。

ICO内の管轄機関は、市場価格による取引の評価額に将来のリスクまたは追加リスク（取引の額面価額に対する割合として計量化され、取引期間中の信頼水準95%の潜在的最大損失として計算される。）を加えた数値に基づいて相手方信用枠を使用する手法を定めて、これを承認した。この手法は定期的に見直され、最低半期に一度の頻度で追加リスクが調整される。

また、ICOの理事会は、相手方信用枠の設定に関する基本基準を半年毎に承認し、各相手方信用枠の個別分析をする。かかる相手方信用枠は、ICOの取引の特徴により、現金取引のための相手方信用枠と仲介取引のための相手方信用枠という二つのグループに大別される。仲介取引では、ICOは例えば事業枠および起業家枠または国際化枠のようにスペイン国内の異なる事業体が締結した貸付枠の契約を通じて異なる投資プロジェクトに貸付けている。

ICOが契約したデリバティブを伴う取引の相手方は信用度が高く、そのうちの約100%もの相手方が格付機関より投資適格の格付を取得している。これらの相手方金融機関はスペイン内外で営業を行っている。

仲介および直接融資の分野におけるICOの信用機関との活動は、カウンターパーティー（うち95%超が投資適格の格付を保有している。）と行われている。

コーポレート信用リスクについて、ICOは承認、監視および警戒解除という別々の評価および管理体制を有している。

「承認」プロセスでは、当公庫は、継続事業評価に基づき企業および事業を分析し、リスクおよび潜在的な顧客についての意見書を発行するために保証を分析するが、これらは事業委員会または理事会による適切な意思決定の基礎となる。

「監視」プロセスは、当公庫の貸付ポートフォリオが最高の品質を有していること、すなわち、貸付が合意された日に決められた通りに返済されることの実現を目的としている。取引に影響を及ぼす事由は顧客およびそのグループの格付にも影響を及ぼすため、基本的な監視対象は取引ではなく顧客である。この監視プロセスは、経済的および財政的な状態の定期的な見直しならびに意思決定のための支援ツールの更新の継続を用いた恒久的な管理により実現される。そしてそれは、警告の兆候を見

つけることも、供与された資金の返済を最大にするために問題のあるリスクに対する行動計画を促進することも可能にする。

最後に、「監視およびリテールの警戒解除」分野の警戒解除の役割の重点は、電話、郵便またはEメールを通じて、債務不履行となった業務の債権回収をすることにある。また、かかる業務が訴訟の段階に入った場合における支払合意の交渉および債権者の入札における当公庫の票を確立するための入札にかけられた業務の調査にも焦点をあてている。

信用リスクについては、カントリー・リスクとして知られるリスクについて特記しなければならない。カントリー・リスクは、地理的、政治的および法的に「国家」として定義される地域に帰属していることを特徴とした相手方すべての支払能力に関するものである。

これに関連して、ICOは、現行の規則に沿ったカントリー・リスク計量化技法を承認している。これは、複数の基準に基づいてリスク・グループ別に国を評価するという目的に沿ったものである。これにより、カントリー・リスクのための引当を行う際の明確な基準が得られ、直接信用供与を評価し、非居住者貸付のポートフォリオを分別する。国家をリスク・グループに分類するに当たっては、格付機関と経済協力開発機構（OECD）およびスペイン輸出信用機関（CESCE）の評価をその情報源として使用している。

### 5.6 ICOにおけるオペレーション・リスク

特に新自己資本比率規制（バーゼルIII）を考慮した場合、オペレーション・リスクの計量化および管理がよりいっそう重要となる。このリスクには、業務を実際に行う過程で生じる不適切な処理、不正確な記録、システムの不具合等に起因するリスク、法的リスクおよび損失リスクが含まれる。

この領域においては、オペレーション・リスクの取扱いを容易にする一定の手段が開発されており、管理委員会および活動指標の毎月の監視方針、プロセスおよび内部手続きの開発、顧客および事業を監視する方針の定義、事故の内部管理ならびに既存の危機管理計画が特筆される。また、内外の監査人により実行される監査手続きおよび監査業務の定期的な管理も強調されるべき点である。

次へ

## 5.7 企業に関する既存の信用リスク

### 5.7.1 産業別の分類

産業別の分類によると、既存のリスク(*)の分布は以下の通りである。

（単位：百万ユーロ）

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 割合(%) | 金額 | 割合(%) |
| **不動産投資** | **703** | **6** | **699** | **6** |
| 公共販売住宅の建設 | 9 | 0 | 12 | 0 |
| 公共賃貸住宅の建設 | 433 | 4 | 476 | 4 |
| 土地の取得および開発 | 231 | 2 | 193 | 2 |
| その他 | 30 | 0 | 18 | 0 |
| **無形資産投資** | **—** | **—** | **—** | **—** |
| **有形固定資産投資** | **7,085** | **67** | **8,529** | **70** |
| 再生可能エネルギー | 1,015 | 9 | 1,222 | 10 |
| 水道インフラ | 200 | 2 | 268 | 2 |
| 電力インフラ | 657 | 6 | 629 | 5 |
| ガスおよび化石燃料インフラ | 589 | 6 | 715 | 6 |
| 輸送インフラ | 3,965 | 38 | 4,500 | 37 |
| 観光・娯楽産業 | 20 | 0 | 38 | 0 |
| 医療／保健事業インフラ | 141 | 1 | 158 | 2 |
| 電気通信事業 | 0 | 0 | 18 | 0 |
| オーディオ機器の生産および展示 | 17 | 0 | 27 | 0 |
| 産業地区その他の建設 | 4 | 0 | 7 | 0 |
| その他 | 371 | 4 | 701 | 6 |
| 調査開発の物資に対する投資 | 16 | 0 | 17 | 0 |
| ICO融資ライン 自治体 代理店 | 90 | 1 | 229 | 2 |
| **企業買収** | **104** | **1** | **246** | **2** |
| **一般的企業ニーズ** | **707** | **6** | **589** | **5** |
| **債務の再編** | **768** | **7** | **485** | **4** |
| **一般国家予算** | **1,174** | **11** | **1,548** | **13** |
| **金融仲介サービス** | **186** | **2** | **75** | **0** |
| | **10,727** | **100** | **12,171** | **100** |

*(*) 評価調整または減損損失（「その他の金融資産」を除く。）を除く顧客への貸付金を含む。また、顧客に対する金融保証ならびに貸付金および未収金として公的機関が分類した居住者の負債性証券を含む。*

2018年および2017年12月31日現在の総エクスポージャーは、主に三つの分野に集中している。「有形固定資産投資」が全リスクに対して占める割合は、2018年は67%（2017年は70%）であり、「一般国家予算」は11%（2017年は13%）、「不動産投資」分野は、2018年は全リスクの６%（2017年と同比率）であった。

「有形固定資産投資」分野において、2018年のリスクの38%（2017年は37%）を占めた「輸送インフラ」による影響は強調すべき点である。

### 5.7.2 金融投資の地域別の分類

2018年12月31日現在の全リスクは、82%が8,811百万ユーロとなったスペイン国内における投資活動への融資に関するものであり（2017年現在は10,605百万ユーロであり、87%）、18%がその他の国における投資プロジェクトへの融資に関するものであった。

2018年の自治体毎の国土における投資計画のリスク分布については、アンダルシア州が８%ならびにバレンシア州、カタルーニャ州およびマドリッド州が７%（2017年は、それぞれ９%、８%、９%および９%）となり、より高くリスクが集中した。

国際市場で行われた取引の2018年および2017年12月31日現在の分布は、国外の既存リスクに従い、以下の通りである。

（単位：百万ユーロ）

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 割合(%) | 金額 | 割合(%) |
| 欧州経済共同体(EEC) | 406 | 21 | 407 | 26 |
| 中南米 | 589 | 31 | 475 | 30 |
| 米国 | 152 | 8 | 193 | 12 |
| EU加盟国以外の欧州諸国 | ― | ― | ― | ― |
| その他 | 769 | 40 | 489 | 32 |
| | **1,916** | **100** | **1,564** | **100** |

### 5.8 供給者に対する支払遅延に関する情報

スペイン会計士協会（ICAC）の2017年１月29日決議が、年次財務書類の注記に含められるべき商取引における供給者に対する支払遅延に係る情報に関して制定し、商取引における支払遅延に対する措置を定めた2010年７月５日法律第15号（2004年12月29日法律第３号を修正するもの。）に従い、当公庫は下記の点を指摘しなければならない。

・ICOの中核事業（金融活動）の内容を踏まえ、本注記に記載されている支払遅延に関する情報は、ICOにサービスを提供している業者に対する支払ならびにICOの証券の預託者および保有者を除く民間供給者に対する支払のみに関連するものとなっている。後者に関しては、要求があり次第支払期日が到来する債務および繰延払債務のいずれの支払も、その契約上および法律上の支払期限までに適式に行われた。営業債権者とみなされない固定資産の供給者等、供給者に対する支払に関して提供される一切の情報についても、前述のICAC決議の規定に従うかかる義務的な開示の範囲から除外されない。

・2010年７月５日法律第15号により義務付けられている、以下に示される当公庫の民間供給者およびサービス提供業者に関する情報に関して、2017年１月29日ICAC決議の第６条に含まれるものを勘案し、前段落に定義される範囲で、かかる規制により情報が要求されている。

| 2018年 | 2017年 |
|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| （単位：日） | | |
| 支払事業の比率 | 7 | 7 |
| 未払事業の比率 | 3.5 | 3.5 |
| **供給者に対する平均支払期間** | 6.75 | 6.75 |
| | | |
| （単位：千ユーロ） | | |
| **支払額合計** | **25,303** | **23,272** |
| **未払金合計** | **1,298** | **946** |

上記の情報を詳細に述べると、会社間の債権・債務に係る支払は、上記のデータから除かれている。

### 5.9 リスクの集中およびICOのその他の特定の規制

2018年および2017年12月31日現在、当グループは、当公庫の定款の規定に従い、適用される規制（2013年EU規則第575号第４部および2008年スペイン中央銀行通達第３号）に定められた大規模エクスポージャーの制限を免除されている。

2012年３月31日勅令第12号は、EU加盟国に所在する信用機関のエクスポージャーの取扱いを定めた。

## 5.10 建設および不動産開発のための融資に関する情報および関連する担保実行資産

不動産リスクポートフォリオの方針および戦略に関して、当公庫はかかる種類の商品につきいくつかの方針（例えば経験豊富な開発者、認定販売の割合、独立した専門家による賃貸需要のデータ）からなる承認プロセスを有し、プロジェクトの経済的および財政的実現可能性を評価している。

認証された仕事に対する支払は後に有効化および管理され、建設経過は監督され、販売は管理されている。

さらに、取引を首尾よく完了させることのできる解決策を提案する目的の下、現在未払いがある顧客の支払を困難にしている理由を発見するために調査がなされてきた。

以下の表は、建設および不動産開発に対する融資について詳述したものである。

－建設および不動産開発ならびに関連するヘッジのために提供された融資

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | | 2017年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総額 | 担保超過分 | 特定の引当金 | 総額 | 担保超過分 | 特定の引当金 |
| 不動産融資： | 595,603 | － | 256,430 | 652,302 | 633,753 | 235,707 |
| －そのうち：破綻懸念先 | 142,710 | － | 136,871 | 169,852 | 474,717 | 160,132 |
| 備忘事項： | | | | | | |
| 債務不履行貸付 | － | － | － | － | － | － |

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 備忘事項: | | |
| **地方自治政府を除く顧客への貸付金合計** | **7,196,965** | **7,922,276** |
| **資産合計** | **36,236,581** | **42,185,882** |
| **標準リスクに係る一般引当金合計** | **29,805** | **18,680** |

**2018年12月31日現在の建設および不動産開発のための合計融資は、貸借対照表合計の1.64%（2017年12月31日現在は1.55%）を占めている。**

**－建設および不動産開発のための融資（総額）**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **1.不動産担保なし** | **180,691** | **203,993** |
| **2.不動産担保付** | **414,912** | **448,309** |
| 2.1　完成された建物 | 404,128 | 436,886 |
| 2.1.1　　住宅 | 404,128 | 425,323 |
| 2.1.2　　その他 | - | 11,563 |
| 2.2　建築中の建物 | 10,784 | 11,423 |
| 2.2.1　　住宅 | 10,784 | 11,423 |
| 2.2.2　　その他 | ― | ― |
| 2.3　土地 | ― | ― |
| 2.3.1　　開発済みの土地 | ― | ― |
| 2.3.2　　その他の土地 | ― | ― |
| **合計** | **595,603** | **652,302** |

**－住宅購入ローン**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 総額 | そのうち：破綻懸念先 | 総額 | そのうち：破綻懸念先 |
| 住宅ローン | 14,333 | ― | 15,031 | ― |
| 不動産担保なし | 12,757 | ― | 14,043 | ― |
| 不動産担保付 | 1,576 | ― | 988 | ― |

－不動産担保付の住宅購入ローン（最新の入手可能な査定額のリスクの割合（LTV））

2018年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | LTV 40%未満 | LTV 40%超60%未満 | LTV 60%超80%未満 | LTV 80%超100%未満 | LTV 100%超 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総額 | 1,018 | 338 | 220 | ― | ― |
| そのうち：破綻懸念先 | | | | | |

2017年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

| | LTV 40%未満 | LTV 40%超60%未満 | LTV 60%超80%未満 | LTV 80%超100%未満 | LTV 100%超 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総額 | 779 | 209 | ― | ― | ― |
| そのうち：破綻懸念先 | | | | | |

－不動産建設および開発債務の清算において受領した担保実行資産

当公庫の貸借対照表（注記17を参照のこと。）記載の担保実行資産はいずれも、建設会社および不動産開発業者に対して提供された融資または住宅購入のために一般家庭に対して提供されたモーゲージローンに起因するものではなく、当該資産を保有する非連結企業の株式、かかる会社への投資または融資で構成されるものでもない。

## 5.11　当公庫の借換済業務および再構築済業務に関する情報

2013年スペイン中央銀行通達第６号において公開および留保された金融情報に関するルールについて要求されている通り、次の表に2018年および2017年12月31日現在の借換済業務および再構築済業務に関する詳細な情報（総額）が記載されている。

**2018年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）**

| | 物上保証 | 物上保証なし | 合計 | ヘッジ合計 |
|---|---|---|---|---|
| 公的機関 | 5,211 | 322,399 | 327,610 | 84,213 |
| 不良 | 792 | 45,275 | 46,067 | 46,067 |
| 融資企業（金融資産） | 21,845 | 10,396 | 32,241 | 19,211 |
| 不良 | 21,845 | ― | 21,845 | 19,211 |
| 企業および事業主 | 984,303 | 261,953 | 1,246,256 | 427,270 |
| 不良 | 317,955 | 89,819 | 407,774 | 380,656 |
| 通常 | 8,007 | ― | 8,007 | 4,816 |
| 不良不動産 | 3,538 | ― | 3,538 | 1,216 |
| その他個人 | 701 | 57 | 758 | ― |
| **合計** | **1,012,060** | **594,805** | **1,606,865** | **530,694** |

**2017年12月31日現在（総額、単位：千ユーロ）**

| | 物上保証 | 物上保証なし | 合計 | ヘッジ合計 |
|---|---|---|---|---|
| 公的機関 | 8,217 | 383,422 | 391,639 | 97,235 |
| 不良 | 8,217 | 49,876 | 58,093 | |
| 企業および事業主 | 1,291,880 | 339,761 | 1,631,641 | 684,156 |
| 不良 | 609,561 | 96,085 | 705,646 | |
| 通常不動産金融 | ― | ― | ― | |
| 不良不動産金融 | 6,735 | ― | 6,735 | 6,735 |
| その他個人 | ― | ― | ― | ― |
| **合計** | **1,300,097** | **723,183** | **2,023,280** | **781,391** |

## 注記６　現金、中央銀行等への預金および要求払預金

2018年および2017年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 手元の現金 | 12 | 9 |
| スペイン中央銀行にある現金 | 1,408,355 | 2,027,159 |
| 法定預金準備金 | 1,408,355 | 2,027,159 |
| その他の要求払預金 | 261,118 | 279,242 |
| | **1,669,485** | **2,306,410** |

**注記７　売買目的保有の金融資産および金融負債**

2018年および2017年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高総額は、デリバティブ取引からなる。

デリバティブ取引を伴う取引は、当公庫が貸借対照表上のポジションを包括的に管理するが、ヘッジ商品に指定されるための規範的要件を満たしておらず、そのため取引ポートフォリオに分類される商品を主に対象としている。

以下は、2018年および2017年12月31日現在の当公庫のデリバティブ取引の公正価額およびその名目元本（当該デリバティブに係る将来の支払額および回収額のベースとなる金額）をデリバティブの種類毎に示したものである。

（単位：千ユーロ）

| | 名目元本 | | 資　産 | | 負　債 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| **市場別：** | | | | | | |
| 組織的市場 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 非組織的市場 | 839,894 | 1,138,808 | 109,154 | 164,770 | 104,885 | 161,007 |
| | **839,894** | **1,138,808** | **109,154** | **164,770** | **104,885** | **161,007** |
| **商品別：** | | | | | | |
| スワップ | 839,894 | 1,138,808 | 109,154 | 164,770 | 104,885 | 161,007 |
| | **839,894** | **1,138,808** | **109,154** | **164,770** | **104,885** | **161,007** |
| **相手方別：** | | | | | | |
| 信用機関 | 508,091 | 763,919 | 1,678 | 562 | 104,885 | 161,007 |
| その他の信用機関 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| その他の部門 | 331,803 | 374,889 | 107,476 | 164,208 | ― | ― |
| | **839,894** | **1,138,808** | **109,154** | **164,770** | **104,885** | **161,007** |
| **リスク別：** | | | | | | |
| 為替リスク | 784,629 | 1,078,098 | 104,555 | 159,410 | 100,437 | 155,731 |
| 金利リスク | 55,265 | 60,710 | 4,599 | 5,360 | 4,448 | 5,276 |
| | **839,894** | **1,138,808** | **109,154** | **164,770** | **104,885** | **161,007** |

公正価額は、2018年および2017年を100%として計算されており、貨幣市場および公債のインプリシット・カーブを参照している。

2018年および2017年12月31日現在、公正価額で評価し、注記2.2.3記載の公正価額レベルを考慮した取引ポートフォリオの分類は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | | 2017年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
| 売買目的保有デリバティブの資産 | ― | 109,154 | ― | ― | 164,770 | ― |
| 売買目的保有デリバティブの負債 | ― | 104,885 | ― | ― | 161,007 | ― |

以下の表は、2018年および2017年における、当公庫の未実現の利益および損失に関連する売買目的保有資産ポートフォリオに含まれる金融資産の公正価額の変動について、損益計算書に計上されている額を示す（注記29を参照のこと。）。公正価値が活発な市場において公表された文献リストとして考慮して評価された金融資産（レベルⅠ）、変動が市場において観察可能なデータから取得された評価手法により計算される金融資産（レベルⅡ）、そしてその他（レベルⅢ）と区別される。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | | 2017年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益 | 損失 | 純額 | 利益 | 損失 | 純額 |
| レベルⅠ | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| レベルⅡ | 116,613 | 115,590 | 1,023 | 1,907,134 | 1,895,808 | 11,326 |
| レベルⅢ | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

2018年および2017年におけるレベルⅡに分類されたデリバティブの公正価額の変動は、もっぱらレベル間の再分類を行わない評価手法の適用による売買および公正価額の変動が原因であった。

**注記８　損益を通じて義務的に公正価額で評価された売買目的保有でない金融資産**

本項目は、2017年スペイン中央銀行通達第４号が最初に適用された本分類において、事業体により指定された株式投資におけるICOの投資を含む。

2018年および2017年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高の商品別の投資内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **持分証券:** | | |
| FONDICOインフラストラクチュラス(*) | 21,580 | ― |

*(*) 2017年、本投資は、その他包括的利益を通じて公正価額で評価した金融資産として分類された（注記９を参照のこと。）。*

次へ

## 注記９　その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産

2018年および2017年12月31日現在、本項目の貸借対照表上の残高の商品別の内容は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **持分証券:** | | |
| FONDICO PYME(1) | 78,324 | 80,729 |
| FONDICOインフラストラクチュラス(2)(*) | ― | 28,612 |
| フォンディコ・グローバル(3) | 453,899 | 329,158 |
| フォンス・メディテラネア・フォンド・デ・カピタル・リエスゴ(4) | 6,641 | 5,480 |
| フォンド・マーガレット・MEH(5) | 53,936 | 63,931 |
| フォンド・カルボノ・エムプレサス・エスパニョラス(6) | ― | ― |
| FEI、フォンド・エウロペオ・デ・インベルシオネス(7) | 12,316 | 12,370 |
| SWIFT(8) | 4 | 4 |
| EDW(9) | 222 | 206 |
| GAMジェネラル・デ・アルキレル・イ・マキナリア(10) | ― | 939 |
| ヌエバ・ペスカノバ(11) | ― | ― |
| フォンド・マーガレットⅡ・ICO(12) | 26,583 | ― |
| FONDICOインフラストラクチュラスⅡ(13) | 165 | ― |
| FONDO AFS CESCE(14) | 10,000 | ― |
| | 642,090 | 521,429 |
| **負債性証券(15)** | 1,029,204 | 854,962 |
| | **1,671,294** | **1,376,391** |

*(*) 2018年において、かかる投資は損益を通じて義務的に公正価額で評価した金融資産に分類された（注記８を参照のこと。）。かかる再分類は、2018年１月１日の2017年通達第４号の初回適用において実施された。*

2018年および2017年12月31日における、これらの金融商品の公正価額の変動である「その他の累積包括利益」項目の残高、純税効果額は、以下の通りである（注記21を参照のこと。）。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 負債性証券 | 9,884 | 2,972 |
| 持分証券 | 6,369 | (6,285) |
| | **16,253** | **(3,313)** |

2018年および2017年中のその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の変動は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 1,376,391 | 1,800,530 |
| 追加購入 | 188,504 | 299,485 |
| 売上および償却 | (900,709) | (718,527) |
| 公正価額の変動(注記21) | 19,566 | (2,901) |
| 引当金減損割当 | ― | (446) |
| 2017年通達第４号の初回適用の変動。持分証券 | (28,859) | ― |
| 2017年通達第４号の初回適用の変動。負債性証券 | 1,015,831 | ― |
| 減損損失の変動(適用後) | 1,200 | (1,750) |
| 期末残高 | **1,671,294** | **1,376,391** |

(1) FONDICO Pyme。ベンチャー・キャピタル・ファンドは1993年５月に設立され、当公庫が唯一の出資者であり、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2018年12月31日現在においてICOによって拠出された金額は127,866千ユーロであった。2018年および2017年中に拠出金または返金に関連する変動はなかった。

(2) FONDICOインフラストラクチュラス。ベンチャー・キャピタル・ファンドは2012年に設立され、当公庫が100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2018年、当公庫による拠出金は1,408千ユーロ（2017年は1,101千ユーロ）であった。2018年、ファンドは、拠出金の返金の持分が10,045千ユーロ（2017年は51,267千ユーロ）減少した。スペイン銀行の2017年通達第４号の初回適用に伴って、2018年１月１日にファンドの金額は、総額28,612千ユーロについて、損益を通じて公正価額で評価した金融資産として再分類された。再分類は、7,192千ユーロの準備金の増加を示しており（注記20を参照のこと。）、3,594千ユーロのその他の包括利益に影響を与えた（注記21を参照のこと。）。2018年、総収益710千ユーロの公正価額で評価した変動による業績は、損益計算書に計上された（注記30を参照のこと。）。

(3) フォンディコ・グローバル。ベンチャー・キャピタル・ファンドは2014年に設立され、当公庫が100%の割合で出資しており、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されている。2018年、当公庫による拠出金は150,000千ユーロ（2017年は180,000千ユーロ）であった。2018年、ファンドは、拠出金の返金を通じて50,000千ユーロ（2017年は43,000千ユーロ）持分が減少した。ICOによって拠出された金額および払い戻される金額は、2018年12月31日において、480,000千ユーロであった。

(4) フォンス・メディテラネア。ファンドは2005年10月に設立され、当公庫ならびに公的および民間事業体がその出資者である。このファンドはスペインの会社がアフリカン・マグレブで展開するプロジェクトに投資するために設立された。このファンドへの割当は、2018年12月31日現在1,270千ユーロとなった実質資本合計（公正価額の変動は含まない。）の30%のヘッジ引当金を有している（2017年12月31日現在は1,270千ユーロ）。

(5) フォンド・マーガレット・MEH。主導的な欧州の公的信用機関が参加しており、これは、市場政策に基づく投資家へのリターンの原則と公共政策が定めた目標を同時に実現する目的で、気候変動と闘う欧州連合の主要政策を実施するための、インフラに対する投資促進を目指す欧州の株式ファンドである。最終的な清算による最終業績は、ファンドへの資金調達を行っているスペイン税務省により完全に保証されているため当公庫の損益計算書に影響を及ぼさないにもかかわらず、当該ファンドはICOによって管理されている。2018年、新たな拠出金はなかった（2017年は29,650千ユーロ）。2018年の資本参加の返金は15,044千ユーロ（2017年は34,408千ユーロ）として計上された。

(6) フォンド・カルボノ・エンプレサス・エスパニョラス・FC2E。2011年より運営を開始したファンドであり、ICOが32.68%の持分を保有している。かかるファンドの2018年および2017年12月31日現在正味価格は０ユーロであった。

(7) FEI。2018年12月31日現在、欧州投資ファンドの総額の0.72%に相当する出資を行っている（2017年12月31日現在では0.72%）。2018年または2017年において、拠出金はなかった。2018年12月31日現在、支出額24,000千ユーロが未払いのままである。

(8) SWIFT。2008年よりかかる事業体の正式メンバーである当公庫は、かかる事業体に１株式出資している。

(9) EDW。2012年３月からのデータウェアハウス（EDW）企業への参加による3.70%。

(10) GAM。当公庫の貸付事業の一部支払が裁決されたことにより、2017年までに取得された非金融企業GAMの出資証券。かかる資本参加は2018年に売却され、45千ユーロの損失が生じた。

(11)ヌエバ・ペスカノバ。当公庫からの借入に対する返済の一部として2016年に取得された非金融企業であるヌエバ・ペスカノバの出資証券。引当金として完全に計上された資本参加は、2018年に売却され、1,740千ユーロの利益をもたらした。

(12)フォンド・マーガレットⅡ・ICO。フォンド・マーガレットⅡへの資本参加は2018年に設立された。ICOの当該ファンドへの参加は、マーガレットⅠとは異なり、ICO自身のためのものであり、自らの出資によるものであった。株式保有率は13.42%である。2018年、当公庫の拠出金は26,931千ユーロであった。

(13)FONDICOインフラストラクチュラスⅡ。新規ファンドへの資本参加は2018年に設立され、Axisパルティシパシオネス・エムプレサリアレスにより管理されており、ICOが100%の割合で出資している。2018年、当公庫の拠出金は165千ユーロであった。

(14)FONDO AFS CESCE。主な活動がCESCEの保証付きで商業送り状を値引きすることであるFONDO AFS Sicavへの13.16%の資本参加。2018年、当公庫の拠出金は10,000千ユーロであった。

(15)ICOは、流動性マネジメント政策および事業モデルの一環として、その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産に分類される負債性証券に投資することができる。一般に、これらは、スペインの信用機関が発行する固定利付証券および公債である。

スペイン銀行の2017年通達第４号の初回適用において、当公庫は、償却原価で評価した金融資産による総額1,015,831千ユーロを、その他の包括利益、負債性証券を通じて公正価額で評価した金融資産の項目に再分類した。これによる準備金への影響はなかった。

かかる資産の満期別内訳は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| １年以内満期 | 1,029,204 | 854,962 |
| １年から２年満期 | － | － |
| ２年から３年満期 | － | － |
| ３年超満期 | － | － |
| | **1,029,204** | **854,962** |

2018年および2017年12月31日現在、注記2.2.3に記載される公正価額レベルを考慮したその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の分類は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | | 2017年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
| 負債性証券 | 1,029,204 | | | 854,962 | － | － |
| 持分証券 | | 642,090 | | － | － | 521,429 |

2018年中、当公庫は、1,695千ユーロ（2017年には5,146千ユーロの利益）のその他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の償却のための純利益を、持分証券の売却結果として損益計算書に計上した（注記28を参照のこと。）。

## 注記10　償却原価で評価した金融資産

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表上の本項目の構成は以下の通りである（減損損失およびその他評価調整額を含む。）。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 負債性証券(注記10.1) | 9,503,883 | 10,107,611 |
| 貸付金 | 22,497,887 | 27,268,923 |
| 信用機関(注記10.2) | 12,436,396 | 16,077,540 |
| 顧客(注記10.3) | 10,061,491 | 11,191,383 |
| | **32,001,770** | **37,376,534** |

以下は、信用リスクを補填するために計上された減損損失の変動ならびに償却原価で評価した金融資産ポートフォリオにおける2018年および2017年の期首および期末現在の当該減損の累積額を表している。

（単位：千ユーロ）

| | カントリー・リスクの引当金 | ウォッチリスト上の貸倒リスクおよび標準リスクの引当金 | 標準リスクの引当金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| **2017年１月１日現在の残高** | **－** | **1,680,810** | **20,836** | **1,701,646** |
| 収益に課せられる割当 | 20,586 | 19,884 | 18,680 | 59,150 |
| 収益からの回収額 | － | (187,071) | (20,836) | (207,907) |
| 資金の充当 | － | (441,002) | － | (441,002) |
| その他の変動 | － | － | － | － |
| 為替差額の調整 | (1,381) | (251) | － | (1,632) |
| **2017年12月31日現在の残高** | **19,205** | **1,072,370** | **18,680** | **1,110,255** |
| 収益に課せられる割当 | － | － | 5,116 | 5,116 |
| 回収額 | (6,539) | (94,679) | － | (101,218) |
| 資金の充当 | **－** | (286,406) | － | (286,406) |
| 2017年通達第４号の初回適用の変動 | (9,697) | 124,373 | 7,285 | 121,961 |
| その他の変動 | － | 2,469 | － | 2,469 |
| 為替差額の調整 | (81) | 33 | 6 | (42) |
| **2018年12月31日現在の残高** | **2,888** | **818,160** | **31,087** | **852,135** |

以下の表は、懸念リスクおよび決定基準に基づいた警戒リストにおける標準リスクにかかる引当金の詳細を表している。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 懸念リスクの引当金（不履行を含む。） | 597,041 | 938,117 |
| 不履行 | 239,525 | 528,949 |
| 不履行以外 | 357,516 | 409,168 |
| 警戒リストにおける標準リスクの引当金 | 221,119 | 134,253 |
| **合計** | **818,160** | **1,072,370** |

警戒リストにおける標準リスクの引当金は、2018年12月31日現在の1,703,799千ユーロの信用資産に相当する（2017年12月31日現在は1,934,876千ユーロ）。

以下の表は、2018年および2017年12月31日現在の信用リスクによって減損とみなされる貸付および受取債権に分類される金融資産につき、相手方別ならびに当該日付の未払金額別およびリスク年限からの経過期間別の内訳を示している。政府が保証する減損認識資産については注記10.3を参照のこと。

**2018年12月31日現在の減損認識資産**

（単位：千ユーロ）

| | 遅滞なし | 3ヶ月超6ヶ月以内 | 6ヶ月超9ヶ月以内 | 9ヶ月超12ヶ月以内 | 12ヶ月超15ヶ月以内 | 15ヶ月超18ヶ月以内 | 18ヶ月超21ヶ月以内 | 21ヶ月超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **相手方別：** | | | | | | | | | |
| 非金融企業 | 396,431 | 1,622 | － | － | 371 | － | 2,004 | 236,469 | 636,897 |

**2017年12月31日現在の減損認識資産**

（単位：千ユーロ）

| | 遅滞なし | 3ヶ月超6ヶ月以内 | 6ヶ月超9ヶ月以内 | 9ヶ月超12ヶ月以内 | 12ヶ月超15ヶ月以内 | 15ヶ月超18ヶ月以内 | 18ヶ月超21ヶ月以内 | 21ヶ月超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **相手方別：** | | | | | | | | | |
| 非金融企業 | 503,872 | 6,956 | 7,858 | － | 543 | － | 21,933 | 500,230 | 1,041,392 |

2018年12月31日現在、カントリー・リスクによる減損資産残高は192,528千ユーロであり、カントリー・リスク別のヘッジは2,888千ユーロ（2017年12月31日現在は190,144千ユーロ、ヘッジは19,205千ユーロ）である。

2018年および2017年の期限経過非減損資産はそれぞれ3,163千ユーロおよび1,290千ユーロとなり、これらの資産の両年度における経過期間は１ヶ月ないし３ヶ月である。

回収の可能性が低い（または回収できない）とみなされた場合、資産と計上されない減損金融資産の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 1,370,450 | 1,049,933 |
| 追加： | 325,615 | 332,976 |
| 回収の可能性が低い | 268,200 | 308,133 |
| その他の事由 | 57,415 | 24,843 |
| 回収： | (35,682) | (7,345) |
| 借換えまたはリストラクチャリング | | － |
| 追加融資なしに回収した現金 | (3,770) | (7,345) |
| 資産の割当 | － | － |
| その他 | (31,912) | － |
| 最終償却： | － | (467) |
| 免除 | － | － |
| 期間満了 | － | － |
| その他の事由 | － | (467) |
| 為替差額の変動の純額 | 1,608 | (4,647) |
| 期末残高 | **1,661,991** | **1,370,450** |

回収の可能性が低い（または回収できない）資産の変動の結果として2018年および2017年の損益計算書に含まれる純額は、それぞれ3,770千ユーロおよび7,345千ユーロであった。

**10.1 負債性証券**

「負債性証券」の項目には、償却原価で評価された金融資産、取引不可の固定利付証券が含まれる。

2017年の年間勘定がなされた際に、総額9,840,836千ユーロが2017年第４号以前の会計通達に基づいて「満期保有金融資産」に分類され、「負債性証券－償却原価で評価した金融資産」の項目で再表示されることはない。また、このことによる準備金への影響はない。

また、「負債性証券」の項目には、取引不可の金融資産が含まれており、2012年末には「顧客信用－居住者公的機関」の項目に含まれ、2013年中に当公庫から「供給者支払のための融資基金」のためのシンジケート・ローンに転換された。

一方で、2013年後半には、当公庫の業務委員会は2015年のICO信用枠の事業体により作られた、貸付金を債券へ転換する転換業務の対象となる条件および業務を規制するため、2015年のICOの仲介貸付枠契約に関する枠組みに含まれている別紙５の書類を承認した。かかる承認には、転換される与信枠、金額、利息額、適格な事業体、スケジュールおよび信用機関の報酬額に関する一般的な仕様も含まれている。また、仲介貸付の転換により生じた負債性証券は、「負債性証券」の項目にも記載されている。

貸借対照表に記載される2018年および2017年12月31日現在のかかる項目の相手方別の構成は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 居住者公的機関 | 7,850,053 | 9,037,899 |
| 居住者信用機関 | 1,340,473 | 1,035,759 |
| その他の居住者部門 | 283,429 | 4,011 |
| その他の非居住者部門 | 29,928 | 29,942 |
| | **9,503,883** | **10,107,611** |

2018年および2017年12月31日現在、満期別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **満期別：** | | |
| １年以内 | 1,831,729 | 1,393,264 |
| １年超２年以内 | 1,569,088 | 2,182,043 |
| ２年超３年以内 | 2,003,845 | 2,179,680 |
| ３年超４年以内 | 3,059,888 | 2,161,304 |
| ４年超５年以内 | 978,832 | 2,161,304 |
| ５年超 | 60,501 | 30,015 |
| | **9,503,883** | **10,107,611** |

2018年12月31日現在のかかる資産からの利息は年利0.51%（2017年12月31日現在は0.60%）であった。

2018年および2017年における、かかる資産からの利益はそれぞれ45,590千ユーロおよび91,720千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の欄に計上されている（注記24を参照のこと。）。

**当公庫はこれらの資産について、299千ユーロの信用リスク（標準リスク）を補填している（2017年12月31日現在は補填なし。）。**

**2018年および2017年中に発生した償却原価で評価した負債性証券の項目の変動は以下の通りである。**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 10,107,611 | 12,179,395 |
| 追加購入 | 6,475,948 | 6,063,212 |
| 減損損失の変動 | (299) | ― |
| 償却および売上 | (7,079,377) | (8,134,996) |
| 期末残高 | **9,503,883** | **10,107,611** |

### 10.2　信用機関に対する貸付金

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表上の本項の構成は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **内容別：** | | |
| 信用機関への預金(注記10.2.1) | 1,995,000 | 2,026,691 |
| 仲介貸付(注記10.2.2) | 9,980,934 | 13,773,292 |
| 信用機関へのその他の貸付(注記10.2.3) | 486,354 | 319,988 |
| | **12,462,288** | **16,119,971** |
| 減損損失 | (4,168) | (19,205) |
| その他の評価調整額(*) | (21,724) | (23,226) |
| | **12,436,396** | **16,077,540** |

*(*) 評価調整額は、利息および類似収益の発生額ならびに手数料調整額に相当する。*

#### 10.2.1　信用機関における預金

以下の表は、2018年および2017年12月31日現在の「信用機関への預金」項目の満期別の残高の詳細を表している。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 1,995,000 | 2,026,691 |
| １年超２年以内 | ― | ― |
| ２年超３年以内 | ― | ― |
| ３年超４年以内 | ― | ― |
| ４年超５年以内 | ― | ― |
| ５年超 | ― | ― |
| | **1,995,000** | **2,026,691** |

2018年中、「信用機関への預金」項目は、年利マイナス0.25%（2017年中は0.31%）の平均利息による収益を得た。2018年および2017年12月31日現在のかかる預金は、すべて定期預金である。

これらの貸付金について2018年および2017年に発生した金利はそれぞれ7,273千ユーロおよび1,954千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

#### 10.2.2　仲介貸付

1993年２月26日の閣議決定に従い、中小企業に対する融資を援助するための仲介貸付枠が、当当公庫に設けられた。かかる仲介貸付枠は、当公庫が様々な信用機関に供与した貸付を通じて行われ、当該信用機関が各企業に対する正式な貸付を行った。かかる方針は後年も継続され、常にスペインの中小企業に焦点を当てながら、毎年様々な金額および目的に沿った枠が承認された。

1997年12月31日までに付与された仲介貸付に区分される業務において、当公庫は資金を受領する事業体の最終的な借り手に対する信用リスクの一定割合を引き受ける。それ以降は、ICOは2009年から2012年の一定の流動性資産枠を除き、最終的な借り手に関する不良債権リスクを引き受けていない。

2009年から2012年に設けられ、また2018年12月31日現在に総エクスポージャー33百万ユーロ（2017年12月31日現在は156百万ユーロ）である仲介貸付枠は、中小企業のための、流動性リスクを伴う一定のICO信用枠である。かかる枠につき、ICOは、仲介に失敗した信用機関による全般的および総合的なリスクを引き受けている。2009年および2010年に供与されたかかる枠につき、かかるリスクは当該枠の引当金額の５％を上限とした。一方で、2011年および2012年に供与された枠については、不動産金融取引を除く金融機関部門の平均不履行率が最大想定リスクとされている。2018年および2017年において、当公庫が引き受けたリスクにつき、新たな枠は承認されていない。

2018年12月31日現在、当公庫はICOのリスクに係るすべての仲介貸付枠のために90,752千ユーロ（2017年12月31日現在は88,361千ユーロ）の引当金を設定した（注記19を参照のこと。）。かかる引当金は、当初は当該仲介枠により当公庫に対して発生する受取利息を参照できるが、期待された成長が見られなかった場合は例外的にICOによって調整される。最終的に認識された引当金がかかる不履行をカバーするのに不十分な場合、かかる差額は直接1995年勅令付法第12号に基づき設定されたRDLファンドに請求され、ICOにおける損失は一切発生しない。

2018年および2017年12月31日現在における仲介貸付残高の満期年限別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 3,652,112 | 4,884,065 |
| １年超２年以内 | 2,143,451 | 3,179,600 |
| ２年超３年以内 | 1,462,990 | 1,968,496 |
| ３年超４年以内 | 881,817 | 1,288,504 |
| ４年超５年以内 | 568,285 | 747,317 |
| ５年超 | 1,272,279 | 1,705,310 |
| | **9,980,934** | **13,773,292** |

2018年および2017年12月31日現在の仲介貸付の平均年利はそれぞれ1.32%および1.43%であった。

仲介貸付により生じた利息は2018年および2017年には、それぞれ148,773千ユーロおよび231,399千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれている（注記24を参照のこと。）。

次へ

### 10.2.3 信用機関へのその他の貸付

本項目は、信用機関に対する直接貸付取引の残高を含む（仲介貸付なし）。

2018年および2017年12月31日現在のこれらの貸付残高の満期別の詳細は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 89,821 | ― |
| １年超２年以内 | 36,785 | 24,614 |
| ２年超３年以内 | 110,441 | 24,614 |
| ３年超４年以内 | 48,808 | 24,614 |
| ４年超５年以内 | 45,384 | 24,614 |
| ５年超 | 155,115 | 221,532 |
| | **486,354** | **319,988** |

2018年および2017年12月31日現在の信用機関に対する貸付の平均年利はそれぞれマイナス0.25%および1.43%発生した。

これらの貸付金について2018年および2017年中に発生した金利は、それぞれ12,085千ユーロおよび8,219千ユーロであり、損益計算書の「利息および類似収益」の項目に含まれる（注記24を参照のこと。）。

本項目には、貸倒リスク（信用リスクおよびカントリー・リスク）として減損損失合計4,168千ユーロが含まれる（2017年12月31日現在は19,205千ユーロ）（注記10を参照のこと。）。

### 10.3 顧客向貸付金

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表において、本項目の残高の相手方別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 居住者公的機関 | 2,675,697 | 3,111,759 |
| 非居住者公的機関 | 110,935 | 31,213 |
| その他の居住者部門 | 6,886,746 | 7,993,874 |
| その他の非居住者部門 | 920,908 | 813,264 |
| その他の金融資産 | 262,982 | 266,129 |
| | **10,857,268** | **12,216,239** |
| (減損損失) | (847,666) | (1,091,050) |
| その他の評価調整額(*) | 51,889 | 66,194 |
| | **10,061,491** | **11,191,383** |

*(*) 評価調整額は、利息および類似収益ならびに手数料調整額に対応する金額である。*

経済利益グループにおける投資の取引帳簿価額（2018年12月31日現在では926千ユーロおよび2017年12月31日現在では24,578千ユーロ）は、当該投資が利益保証型であることを考慮し、「その他の居住者部門」に含まれている。

これらの機関のマイナスの課税標準が当公庫の課税標準に含まれているため、当該株式の収益率は会計財務要素を含んでいる。投資に対する最終利益の確定に伴い会計財務利益を調整するために連結損益計算書の所得税に対して引当金が毎年計上されている（注記19および注記23を参照のこと。）。

以下は、上記の相手方別残高のうち、公共部門に保証されている取引（2018年および2017年12月31日現在の「顧客向貸付金」の項目に分類される「その他の居住者部門」および「居住者公的機関」の項目に含まれる。）を相手方別および商品別に記載したものである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **「居住者公的機関」に含まれる残高：** | | |
| 中央政府に対する貸付 | 947,393 | 992,349 |
| 地方自治政府に対する貸付 | 1,728,304 | 2,119,410 |
| 評価調整額 | (181,644) | (140,245) |
| | **2,494,053** | **2,971,514** |
| **「その他の居住者部門」に含まれる残高：** | | |
| 不良資産 | 25,810 | 59,962 |
| その他の公共機関に対する貸付 | 2,222,743 | 2,465,207 |
| その他の部門に対する貸付 | 169,975 | 162,187 |
| | **2,418,528** | **2,687,356** |
| **国家により保証されている取引合計** | **4,912,581** | **5,658,870** |

2018年および2017年12月31日現在の「中央政府に対する貸付」（評価額調整は含まない。）の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 国家およびその自治機関に対する貸付 | 943,181 | 990,301 |
| 国庫からの受取勘定 | 4,212 | 2,048 |
| | **947,393** | **992,349** |

「国庫からの受取勘定」は、当公庫が国庫に支払った金額を含み、仲介貸付の金利差を調整するための助成金として有効に返戻されていない金額である。これらの金額の残高は額面価格で表示され、利息は一切付されない。

2018年および2017年における公共部門機関による損益に寄与した利息および類似収益は以下の通りである（注記24を参照のこと。）。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 中央政府 | 6,032 | 7,528 |
| 地方自治政府 | 13,980 | 20,540 |
| その他の公共部門機関 | 20,303 | 27,782 |
| | **40,315** | **55,850** |

2018年および2017年12月31日現在、「顧客向貸付金」に分類される貸付元本（評価調整額を含む。）の満期別詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **満期別：** | | |
| １年以内 | 1,531,496 | 1,503,992 |
| １年超２年以内 | 1,010,704 | 998,472 |
| ２年超３年以内 | 1,130,047 | 1,465,753 |
| ３年超４年以内 | 1,489,899 | 1,214,130 |
| ４年超５年以内 | 1,104,905 | 1,594,436 |
| ５年超 | 4,642,105 | 5,505,650 |
| | **10,909,156** | **12,282,433** |

2018年および2017年12月31日現在の顧客向貸付金の平均年利はそれぞれ1.39%および1.46%発生した。

2018年12月31日現在、当公庫の損益計算書には、「貸付および受取債権」の項目に含まれる資産の償却から生じる金融取引につき損益は計上されなかった（2017年12月31日現在も計上されなかった。）（注記28を参照のこと。）。

## 注記11　デリバティブヘッジ

添付の貸借対照表のこの項目には、注記2.3記載の説明に従った公正価額でのヘッジ商品が計上されている。

契約済みのデリバティブ取引およびヘッジ項目は、基本的には以下の通りである。

－主にグループが発行するEuribor以外のレートで計算される金融商品をヘッジする金利スワップ

－複数の金融商品に関連する公正価額とキャッシュフローの変動をカバーする為替ヘッジ

デリバティブの公正価額を決定するために使用する評価方法は、金利デリバティブや為替リスク・デリバティブを評価する割引キャッシュフロー法である。

2018年および2017年12月31日現在「デリバティブヘッジ」の項目に記載されている金融デリバティブの名目価値および公正価額は、ヘッジ別、相手方別およびリスク別（すべて非組織店頭市場において契約された。）で以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 名目価値 | | 資　産 | | 負　債 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| **ヘッジ別：** | | | | | | |
| 公正価額ヘッジ | 7,296,142 | 11,895,726 | 460,472 | 507,542 | 123,514 | 171,650 |
| キャッシュフロー・ヘッジ | 2,992,279 | 4,478,702 | 25,383 | 9,603 | 130,291 | 191,842 |
| | **10,288,421** | **16,374,428** | **485,855** | **517,145** | **253,805** | **363,492** |
| **商品別：** | | | | | | |
| スワップ | 10,288,421 | 16,374,428 | 485,855 | 517,145 | 253,805 | 363,492 |
| | **10,288,421** | **16,374,428** | **485,855** | **517,145** | **253,805** | **363,492** |
| **相手方別：** | | | | | | |
| 信用機関 | 10,288,421 | 16,374,428 | 485,855 | 517,145 | 253,805 | 363,492 |
| その他の信用機関 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| その他の部門 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| | **10,288,421** | **16,374,428** | **485,855** | **517,145** | **253,805** | **363,492** |
| **リスク別：** | | | | | | |
| 為替リスク | 5,551,535 | 8,510,605 | 263,298 | 226,224 | 152,389 | 277,773 |
| 金利リスク | 4,736,886 | 7,863,823 | 222,558 | 290,921 | 101,416 | 85,719 |
| | **10,288,421** | **16,374,428** | **485,855** | **517,145** | **253,805** | **363,492** |

2018年および2017年12月31日現在、注記2.2.3で規定されるレベルに基づき公正価額で評価されるデリバティブヘッジの分類は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | | 2017年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ | レベルⅠ | レベルⅡ | レベルⅢ |
| 資産デリバティブ | ― | 485,855 | ― | ― | 517,145 | ― |
| 負債デリバティブ | ― | 253,805 | ― | ― | 363,492 | ― |

これらの項目の公正価額は、2018年および2017年を100%として計算されており、貨幣のインプリシット・カーブを参照している。

2013年１月１日付でIFRS第13号が効力発生したことにより、当公庫は相手方および当公庫によるデリバティブ金融商品評価額、リスク評価調整額を含んでいる（注記７および注記29を参照のこと。）。

次へ

**注記12　子会社、合弁企業および関連企業への投資**

2018年および2017年中の連結貸借対照表における本項目の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | グループ企業 | 合弁企業 | 関連企業 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| **2017年１月１日現在残高** | **1,940** | **－** | **42,506** | **44,446** |
| 追加額 | － | － | － | － |
| 引出額 | － | － | (2) | (2) |
| その他の変動 | － | － | － | － |
| 減損 | － | － | － | － |
| **2017年12月31日現在残高** | **1,940** | **－** | **42,504** | **44,444** |
| 追加額 | － | － | 2,424 | 2,424 |
| 引出額 | － | － | － | － |
| その他の変動 | － | － | － | － |
| 減損 | － | － | － | － |
| **2018年12月31日現在残高** | **1,940** | **－** | **44,928** | **46,868** |

2018年および2017年12月31日現在の株式に係る情報は、別紙Ⅰに記載されている。

## 注記13　有形固定資産

2018年および2017年の有形固定資産の変動およびこれに関連する累積償却額は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 自己使用の建物 | 設備、車両<br>その他の固定資産 | 不動産投資 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| **費用** | | | | |
| **2018年１月１日現在の残高** | **113,976** | **15,248** | **－** | **129,224** |
| 追加額 | 91 | 131 | － | 222 |
| 処分額その他の償却額 | － | － | － | － |
| **2018年12月31日現在の残高** | **114,067** | **15,379** | **－** | **129,446** |
| **累積償却額** | | | | |
| **2018年１月１日現在の残高** | **31,339** | **7,269** | **－** | **38,608** |
| 割当 | 1,772 | 316 | | 2,088 |
| 移転額その他の変動額 | － | － | － | － |
| **2018年12月31日現在の残高** | **33,111** | **7,585** | | **40,696** |
| **減損損失** | | | | |
| 2018年12月31日現在 | － | 651 | － | 651 |
| **有形固定資産純額** | | | | |
| **2018年12月31日現在の残高** | **80,956** | **7,143** | **－** | **88,099** |
| **費用** | | | | |
| **2017年１月１日現在の残高** | **113,781** | **15,133** | **－** | **128,914** |
| 追加額 | 195 | 188 | | 383 |
| 処分額その他の償却額 | － | (73) | － | (73) |
| **2017年12月31日現在の残高** | **113,976** | **15,248** | **－** | **129,224** |
| **累積償却額** | | | | |
| **2017年１月１日現在の残高** | **29,381** | **6,802** | **－** | **36,183** |
| 割当 | 1,958 | 540 | － | 2,498 |
| 移転額その他の変動額 | － | (73) | － | (73) |
| **2017年12月31日現在の残高** | **31,339** | **7,269** | **－** | **38,608** |
| **減損損失** | | | | |
| 2017年12月31日現在 | － | 651 | － | 651 |
| **有形固定資産純額** | | | | |
| **2017年12月31日現在の残高** | **82,637** | **7,328** | **－** | **89,965** |

2018年12月31日現在、総額約16,912千ユーロ（2017年12月31日現在は16,460千ユーロ）で全額償却された自己使用目的の有形固定資産があった。

当公庫の方針に従い、すべての有形固定資産は2018年および2017年12月31日現在、保険が付保されている。

2004年スペイン中央銀行通達第４号の暫定規則第１、B）６項によれば、有形固定資産の公正価額による評価が認められている。この評価調整を実行するため、当グループは運用資産について関連する評価を実施し、それにより当グループの有形固定資産の価値は53,106千ユーロ増加した。租税効果控除後のこれらのキャピタルゲインに対し再評価準備金が設定された。再評価された簿価はその時点で帰属費用として充当される。

2018年12月31日現在、再評価準備金は23,591千ユーロ（2017年12月31日現在は23,591千ユーロ）であった（注記20を参照のこと。）。

下記の表は2018年および2017年12月31日現在の当グループの一部の有形固定資産の公正価額を当時の簿価とともに区分毎に表したものである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | 2017年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 簿価 | 公正価額 | 簿価 | 公正価額 |
| 自己使用目的の有形固定資産 | 88,099 | 113,939 | 89,965 | 114,124 |
| 建造物 | 80,956 | 106,796 | 82,637 | 106,796 |
| その他 | 7,143 | 7,143 | 7,328 | 7,328 |
| 不動産投資 | － | － | － | － |
| 建設中不動産 | － | － | － | － |

上記の有形固定資産の公正価額は、下記に従って見積もられた。

－スペイン中央銀行承認の価格査定人による評価の更新がされなかった資産については、事業体により類似した資産の価格傾向の市場データに基づき公正価額が見積もられた。

－スペイン中央銀行承認の価格査定人による評価の更新がなされた資産については、2003年省令第805号の評価方法に従い公正価額が見積もられた。

すべての自己使用目的不動産は、2018年および2017年12月31日付で、承認された鑑定人であるスペイン中央銀行により比較方法を用いて評価された。

**注記14　無形資産**

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表における無形資産は、もっぱら「その他の無形資産」の項目に分類される。

（単位：千ユーロ）

| | 推定耐用年数 | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|---|
| 耐用年数(無期限) | ― | ― | ― |
| 耐用年数(期限付) | ３年から10年 | 41,908 | 39,824 |
| **総計** | | **41,908** | **39,824** |
| 内訳： | | | |
| 内部開発 | ３年 | 36,597 | 32,162 |
| その他 | 10年 | 5,311 | 7,662 |
| 累積償却額 | | (32,822) | (29,807) |
| 減損損失 | | (2,137) | (2,137) |
| | | **6,949** | **7,880** |

2018年および2017年12月31日現在のすべての無形資産はコンピューターのソフトウェアに関連するものである。2018年12月31日現在の全額償却された無形資産は26,574千ユーロ（2017年12月31日現在は24,208千ユーロであった。）。

**注記15　税金資産および税金負債**

2018年および2017年12月31日現在の税金資産および負債の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 資産 | | 負債 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| 当期税金： | 2,985 | 130,193 | 957 | 935 |
| 法人税(注記23) | 2,737 | 130,170 | ― | ― |
| VAT | 248 | 23 | 33 | 77 |
| 個人所得税(源泉) | ― | ― | 462 | 440 |
| 社会保障負担 | ― | ― | 462 | 418 |
| 繰延税金： | 97,999 | 134,316 | 22,897 | 14,512 |
| 信用供与、貸付および割引に係る減損損失 | 66,527 | 79,645 | ― | ― |
| キャッシュフロー・ヘッジの評価(注記21) | 31,472 | 54,671 | ― | ― |
| 資産の再評価 | ― | ― | 15,932 | 15,932 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の再評価(注記21) | ― | ― | 6,965 | (1,420) |
| | **100,984** | **264,509** | **23,854** | **15,447** |

2018年および2017年の繰延税金資産および負債の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 資産 | | 負債 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| 期首残高 | 134,316 | 95,372 | 14,512 | 65,960 |
| 信用供与、貸付および割引に係る減損損失 | (13,118) | (15,727) | ― | ― |
| キャッシュフロー・ヘッジ評価額(注記21) | (23,199) | 54,671 | ― | (50,205) |
| 資産の再評価 | ― | ― | ― | ― |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の再評価(注記21) | ― | ― | 8,385 | (1,243) |
| 期末残高 | 97,999 | 134,316 | 22,897 | 14,512 |

## 注記16　その他の資産および負債

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表における「その他の資産」項目の詳細は以下の通りである。

**その他の資産**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| その他の資産 | 3,327 | 7,588 |
| 付加利子 | 31,216 | 30,224 |
| | 34,543 | 37,812 |

「付加利子」の項目には、供給者支払のための融資基金、自治区流動性基金および自治体向け融資基金の業務管理についての当公庫の受取手数料およびその他が含まれている（注記1.1を参照のこと。）。2018年において、ICOの受取手数料総額は年間25百万ユーロ（2017年12月31日現在も25百万ユーロ）であり、これらの金額は損益計算書の「手数料収入」にも計上されている（注記27を参照のこと。）。

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表の「その他の負債」の項目の残高は以下の通りである。

**その他の負債**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| その他の負債 | ― | 205 |
| 付加利子 | 4,926 | 2,697 |
| | 4,926 | 2,902 |

本項目「その他の負債」は、基本的に、今は存在しないアルヘンタリアからの資産および負債の譲受に関連する様々な支払義務に対応する（注記1.4を参照のこと。）。

「付加利子」の項目には、「2018年ラペル仲介融資枠」の1,500千ユーロ（2017年は750千ユーロ）に基づき信用機関に支払われる未収の受取手数料が含まれている。

**注記17　売却目的保有の非流動資産**

「売却目的保有の非流動資産」の総額は、担保権実行資産を含む。2018年12月31日現在および2017年12月31日現在本項目に記載されている担保権実行資産のうち、不動産開発およびその他の不動産開発事業に関連した資金調達に起因するものはない。

2018年および2017年の貸借対照表に記載される本項目の残高の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 費用 | 減損 | 合計 |
|---|---|---|---|
| **2017年１月１日現在残高** | **72,890** | **(72,890)** | **－** |
| 追加額 | 22 | － | **22** |
| 引出額／使用額 | (469) | 469 | **－** |
| 移転額 | － | － | **－** |
| **2017年12月31日現在残高** | **72,443** | **(72,421)** | **22** |
| 追加額 | 126 | (148) | **(22)** |
| 引出額／使用額 | (246) | 246 | **－** |
| 移転額 | － | | |
| **2018年12月31日現在残高** | **72,323** | **(72,323)** | **－** |

「売却目的保有の非流動資産」の金額は、2018年および2017年12月31日現在に完全に引当金を計上した単一の資産48,678千ユーロと対応する。

2018年において、当公庫の売却目的保有の非流動資産の売却益はなかった（2017年は182千ユーロの利益）。

当公庫の取締役会はこれらの資産に対して投資の引上げ計画を毎年承認している。

2017年スペイン中央銀行通達第４号の規則60記載の通り、売却目的保有の非流動資産は、居住用、産業用および商業用別に、都市部における土地および都市化から分断された未開地ならびに建物と幅広く分類される。以下の表は、評価会社、資産評価の方法および会社／代理店の評価額が示されている。

**産業用建物**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 2,296 | GESVALT | 費用および比較 |
| **2,296** | | |

**居住用建物**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 109 | JUDICIAL | 比較 |
| 358 | TASVALOR | 比較 |
| 131 | ALIA TASACIONES | 費用および比較 |
| 239 | GRUPO TASVALOR | 費用および比較 |
| 3 | ALIA TASACIONES | 動的残余 |
| 11 | TASVALOR | 静的残余 |
| 287 | JUDICIAL | その他 |
| **1,138** | | |

**第三次利用建造物**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 75 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 811 | GRUPO TASVALOR | 費用および比較 |
| 6 | ALIA TASACIONES | 費用および比較 |
| 5,131 | EUROVAL | 費用 |
| 90 | GRUPO TASVALOR | 費用 |
| 44 | GRUPO TASVALOR | 動的残余 |
| **6,157** | | |

**未開地**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 51 | ALIA TASACIONES | 比較 |
| 98 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 27 | GRUPO TASVALOR | 費用および比較 |
| 83 | GRUPO TASVALOR | 賃貸料の更新 |
| 8 | GRUPO TASVALOR | その他 |
| 8 | JUDICIAL | その他 |
| **275** | | |

**都市部における土地および開発可能用地**

| 最終評価額（単位：千ユーロ） | 評価会社 | 評価方法 |
|---|---|---|
| 862 | GRUPO TASVALOR | 比較 |
| 218 | EUROVAL | 動的残余 |
| 31 | GESVALT | 動的残余 |
| 9,171 | GRUPO TASVALOR | 動的残余 |
| 1 | ALIA TASACIONES | 動的残余 |
| 3 | ALIA TASACIONES | 静的残余 |
| 20 | GRUPO TASVALOR | 静的残余 |
| 50 | GRUPO TASVALOR | その他 |
| **10,356** | | |
| **合計 20,222** | | |

### 注記18　償却原価で評価した金融負債

本貸借対照表の本項目の残高を構成する項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 信用機関への預金(注記18.1) | 9,459,822 | 11,495,137 |
| 顧客による預金(注記18.2) | 988,040 | 859,679 |
| 発行済債券(注記18.3) | 19,147,495 | 22,845,774 |
| その他の金融負債(注記18.4) | 711,847 | 857,380 |
| | **30,307,204** | **36,057,970** |

## 18.1 信用機関への預金

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **種類別：** | | |
| 欧州投資銀行からの借入金 | 8,196,933 | 10,081,159 |
| 銀行間借入金 | 152,200 | 186,000 |
| その他の信用機関からの借入金 | 1,037,542 | 1,164,578 |
| 評価調整額－付加利子 | 73,147 | 63,400 |
| | **9,459,822** | **11,495,137** |

銀行間預金は、2018年および2017年12月31日現在から起算して１年未満以内にそれぞれ期限が到来する。

欧州投資銀行からの借入金の最終償還期限は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 1,819,950 | 1,572,052 |
| １年超２年以内 | 1,857,299 | 2,029,155 |
| ２年超３年以内 | 1,814,061 | 1,967,323 |
| ３年超４年以内 | 1,177,833 | 1,882,750 |
| ４年超５年以内 | 583,326 | 1,246,522 |
| ５年超 | 944,464 | 1,383,357 |
| | **8,196,933** | **10,081,159** |

「その他の信用機関からの借入金」の償還期限の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| １年以内 | 205,428 | 104,750 |
| １年超２年以内 | 186,616 | 186,000 |
| ２年超３年以内 | 339,168 | 204,750 |
| ３年超４年以内 | 140,783 | 234,750 |
| ４年超５年以内 | 48,912 | 76,750 |
| ５年超 | 116,635 | 357,578 |
| | **1,037,542** | **1,164,578** |

## 18.2　顧客による預金

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表における本項目の部門別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **相手方別：** | | |
| 公的機関 | 917,067 | 804,913 |
| その他の居住者部門(1) | 70,534 | 54,417 |
| その他の非居住者部門 | | ― |
| 評価調整額－付加利子 | 439 | 349 |
| | **988,040** | **859,679** |

*(1) うち、2018年および2017年12月31日現在、66,403千ユーロおよび50,286千ユーロはそれぞれ要求払預金であった。*

2018年および2017年12月31日現在、「公的機関」の項目に記載された残高の種類別の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 相互金利調整契約(C.A.R.I.) | 2,920 | 6,756 |
| 公的機関の経常勘定およびその他の項目 | 914,147 | 798,157 |
| | **917,067** | **804,913** |

## 18.3 発行済債券

2018年および2017年12月31日現在の本項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 発行済債券 | 18,724,473 | 22,124,860 |
| 評価調整額(*) | 423,022 | 720,914 |
| | **19,147,495** | **22,845,774** |

(*) ヘッジ会計に対する取引費用および価格調整を含む。

2018年および2017年中の本項目の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | 22,124,860 | 26,109,430 |
| 発行数 | 37,621,464 | 27,509,063 |
| 減価償却費 | (41,277,094) | (31,023,445) |
| 為替差損益 | 255,243 | (470,188) |
| **期末残高** | **18,724,473** | **22,124,860** |

以下の表は、2018年および2017年12月31日現在の未払発行済債券の主な特徴を、通貨、利率および最終償還期日で示したものである。

| 発行数 | | | | | （単位：千ユーロ） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2018年 | 2017年 | 通貨 | 償還期日 | 年利率 | 2018年 | 2017年 |
| 3 | 3 | ノルウェー・クローネ | 2021年 | 4.28%－5.36% | 119,668 | 120,981 |
| 1 | 1 | カナダ・ドル | 2020年 | 4.53%－5.00% | 160,205 | 166,234 |
| 37 | 43 | 米ドル | 2020年 | 複数 | 4,904,683 | 5,536,911 |
| 65 | 78 | ユーロ | 2026年 | 複数 | 13,065,734 | 15,465,264 |
| 2 | 3 | スイス・フラン | 2024年 | 2%－3.25% | 266,195 | 358,892 |
| 1 | 1 | 豪ドル | 2019年 | 1.95% | 58,237 | 324,237 |
| 1 | 1 | スウェーデン・クローネ | 2022年 | 0.963% | 48,758 | 50,793 |
| 3 | 4 | 円 | 2030年 | 0.52%－2.9% | 100,993 | 101,548 |
| | | | | | **18,724,473** | **22,124,860** |

各発行の内容は、当グループの優位事業体である当公庫公式サイト（www.ico.es）の「投資－発行債券情報」のページで参照することができる。

2018年にユーロ建ておよびその他通貨建ての債券の金融費用の総額は損益計算書の「利息および類似費用」の項目に計上されており、金額は660,524千ユーロであり、その平均年利は3.48%（会計ヘッジを考慮すると1.49%）であった。2017年の金融費用は876,354千ユーロであり、その平均年利は4.03%（会計ヘッジを考慮すると2.05%）であった（注記25を参照のこと。）。

2018年現在、一定の償却原価で評価した金融負債（ICOにより発行された債券）の買戻しの結果として、941千ユーロの純営業損失が計上された（かかる金額は、かかる排出を補填するために買戻しに関連したデリバティブの消却の結果を含む。）。2017年に同様の概念で計上された損失は、8,766千ユー

ロであり、これは「公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益」に計上されている（注記28を参照のこと。）。

### 18.4 その他の金融負債

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 国庫準備金 | 444,479 | 586,853 |
| その他 | 267,368 | 270,527 |
| | **711,847** | **857,380** |

「国庫準備金」には、当グループが受領し、各項目に適用される条件に従い返済する資金が含まれる。これらの各資金に関連する与信枠の詳細については、当公庫のウェブサイト（www.ico.es）を参照のこと。

最も重要な与信枠に関連する資金は以下のものである。

－「Línea FOMIT」－Renove Turisumo（FOMIT－観光与信枠）：かかる与信枠は、インフラおよび観光地の修復および近代化を目指す金融計画への資金援助を提供する。

－「Línea Avanza」：かかる与信枠は、ICOとともに、市民および企業による新情報技術（ブロードバンドおよびそれに必要な技術的サポート）の利用のための支援および資金を供給する。かかる対象に応じて、TIC向貸付金（中小企業）、若者および大学生向貸付金（特定グループ）ならびにデジタル顧客向貸付金（一般的な市民）が実施される。

－「Línea Préstamos Renta Universidad」：かかる与信枠は、2011年から2012年までの博士号または修士号の大学院過程における将来所得を保証する。

－「Línea Futur E」：かかる与信枠は、エネルギーの合理的使用、再生可能エネルギーの使用、水の使用量の削減および廃棄物管理の観点に立ちスペインにおけるツーリズムの基盤を固めるため、持続可能な観光を支えるためのプロジェクトに対する動機を提供し、持続可能性および環境へ配慮からの観点から現在のツーリズムを再構築する手助けをし、環境および持続的発展に関連した要素に着眼するものである。

ICOによる市場資金調達を通して資金供給される他の当公庫の仲介枠とは異なり、これらの業務に指定された財政資金は、関連省庁の代理で当公庫が開設した勘定に、国家より直接資金供給される。これらの資金残高は、（上記与信枠の残高を反映する。）関連する経常収支の金額および残高が与信枠供給のために当公庫が受領する金額と常に同額であるために、「貸付および受取債権」（純額、未償却）としても記載される公式の取引により供給される金額と常に一致する。

2018年および2017年12月31日現在のこれらの資金の残高は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| FOMIT - Renove Turismo | 169,545 | 205,200 |
| Avanza | 439 | 30,085 |
| Préstamos Renta Universidad | 142,325 | 142,355 |
| Futur E | 43,334 | 41,847 |
| その他 | 88,836 | 167,366 |
| | **444,479** | **586,853** |

「その他」の項目には、ICOおよびERDFからの資金を含む中小企業および自営業に対する特定の仲介貸付枠への融資のためのICO・イノベーション・ファンド2013-2015年の設立に相当する金額（2018年および2017年12月31日現在において248,607千ユーロ）が含まれる。

2013年12月、I+D+IのためのFEDER運営プログラムは、C 決定（2007）6316を通じて、テクノロジカル・ファンド2013-2015年による企業の利益のために承認された。財務・行政省の共有資金総局は、スペインにおける当該プログラムの管理に指名されている公的機関である。当該プログラムは、資金の一部を管理するため、「ICO・イノベーション・テクノロジカル・ファンド2013-2015年」を含む金融商品を利用する可能性を含む。当該金融商品「ICO・イノベーション・テクノロジカル・ファンド2013-2015年」により、革新的企業に対する融資へのアクセスの促進を目的とする構造基金（ERDF）との協調融資が開始される。

## 注記19　引当金

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表における本項目の詳細は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 年金および年金類似債務引当金 | 919 | 423 |
| 偶発債務および不確定約定額の引当金 | 1,442 | 1,197 |
| その他の引当金 | 277,834 | 303,045 |
| | **280,195** | **304,665** |

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 1995年勅令法第12号に基づく基金 | 175,583 | 177,926 |
| 流動性特別貸付金にかかる引当金(注記10.2.2) | 90,752 | 88,361 |
| BBVAからの回収額のための資金 | 284 | 357 |
| プレステージ船事故補償資金 | 9,031 | 10,980 |
| AIEの株式損益補償のための資金(注記10.3) | 890 | 14,401 |
| 偶発債務積立資金 | ― | 10,000 |
| その他の資金 | 1,294 | 1,020 |
| | **277,834** | **303,045** |

**1995年勅令法第12号**

1995年12月28日勅令法第12号（1995年12月30日の官報（BOE）に掲載され、1996年１月１日より効力が生じる。）は、信用機関に関して現在有効な規則に従い、閣僚会議決議（1987年12月11日）のセクション4.1で言及される国家借入金から得られる資金を充当することにより、注記１に記載する業務から将来履行が疑わしいまたは貸倒れの発生する可能性のある貸付金に関し、引当金に繰入れるために、スペイン開発金融公庫が最大で総額150,253千ユーロのファンドを設定することを規定した。租税、行政および社会秩序措置に関する1997年12月30日法律第66号追加条項第４条は、これらの規則の適用にかかわらず、一般国家予算における特定の補償を受けないことを条件として、閣僚会議またはCDGAEが、通常の業務において発生する債務不履行に、1995年勅令法第12号に基づき設定される特別引当金ファンドを充当する権限をICOに付与することを規定した。当該ファンドは、「その他の引当金」の項目で1996年に設立された。

取引条件に基づき当該ファンドへの充当を要するこれらの貸付金および取引は、当該ファンドの費用の形で計上されている。したがって、当公庫の損益計算書に影響はない。

当該ファンドで補填される貸付金は、同ファンドによりすでに引当が行われているため、一般および特別貸倒引当金の計算には算入されない。

前段落で記載される通り、当該ファンドは、初回の割当に加え、スペイン開発金融公庫が得た利益や国による損失の引受や補填の実行または承認による利益から、または信用に影響を与える適切な制度取引を通しての、将来の割当をも期して設定されている。同様に、当該ファンドは、引当金が計上されているかまたは不履行が宣言され、当該ファンドに対して請求される借入金から得られる回収額（2018年は3,084千ユーロ、2017年は7,724千ユーロであった。）ならびに当該ファンドに割り当てられる資金の運用からの収益（2018年はマイナス468千ユーロ、2017年はマイナス164千ユーロであった。）で設定されている。

一般国家予算に関する1996年12月30日法律第12号の規定に従い、1997年に追加の150,253千ユーロが一般国家借入金を充当することにより当該ファンドに割り当てられた。

2004年、総額249,500千ユーロの割当が2004年７月30日の閣僚会議決議に従ってICOに付与された国家借入金に対して充当された。

2018年および2017年12月31日現在の貸借対照表における「その他の引当金」の項目に計上された資金の2018年および2017年の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | |
|---|---|
| **2017年１月１日現在の残高** | **107,428** |
| 利息の資本組入れ | (164) |
| 国による拠出金 | 3,466 |
| 2016年のICOによる使用結果 | 62,000 |
| 貸付金の回収(元本および利息) | 9,724 |
| 使用額 | (4,528) |
| **2017年12月31日現在の残高** | **177,926** |
| 利息の資本組入れ | (468) |
| 国による拠出金 | ― |
| 2017年のICOによる使用結果 | ― |
| 貸付金の回収(元本および利息) | 3,084 |
| 使用額 | (4,959) |
| **2018年12月31日現在の残高** | **175,583** |

2017年においては、2016年にICOによって分配された純利益の一部として、特別拠出金62,000千ユーロが計上された。

**BBVAからの回収額のための資金**

当グループの親会社である当公庫は、「BBVAからの回収額のための資金」の項目に関し、2001年と2002年に租税、行政および社会秩序措置に関する2001年12月27日法律第24号追加条項第11条を適用した。これにより、旧政府金融機関が付与し、政府が保証した一定の貸付および保証によって国が当公庫に対して負担することとなった金額を消却するために当公庫の株式の一部を割り当てた。

しかし、ICOは、この消却処理による影響を受けた業務管理によりかかる貸付に関する回収金を引続き受領することとなったが、慎重な会計原則に従い、当該回収金は通常、損益計算書の利益として認識されない。利益として計上されたものについては、関連する負債の引当金が、2018年および2017年12月31日現在でそれぞれ284千ユーロおよび357千ユーロ計上され、2001年法律第24号追加条項第10.1項（2006年法律第42号による修正に従う。）に従い資本に組み入れられる。

**プレステージ船事故補償資金**

プレステージ船事故補償資金は、2002年11月22日勅令第７号に基づいており、かかる特別引当金ファンドに従い、プレステージ船事故補償貸付金による不良債権額に、1995年勅令法第12号に基づく特別引当金ファンドを充当する権限を与えるものである。

**AIEの株式損益補償のための資金**

AIEの株式損益補償のための資金の項目には、経済利益グループを介して行われた取引による利益を運用成績に対して調整する引当金が含まれる（注記10.3を参照のこと。）。この引当金は、利益勘定の法人税の項目として認識され、2018年および2017年において、それぞれ7,848千ユーロおよび1,876千ユーロとなった（注記23を参照のこと。）。

2018年において、日程表に従ったAIEの解散に対し、関連する投資を除外するための総額14,401千ユーロの適用が行われた（2017年においては、適用は行なわれていない。）。

**偶発債務積立資金**

この項目は、2010年に設定され、2018年12月31日現在の一般偶発債務（オペレーショナル・リスクを含む。）に対する一般引当金の残高はなかった（2017年12月31日現在は10,000千ユーロであった。）。2017年12月31日現在の残高は、貸出準備金によるものであった（注記20を参照のこと。）。

本項目の引当金の2018年および2017年の変動は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 税金引当金 | 年金および年金類似債務の基金 | リスクおよび不確定約定額の引当金 | その他の引当金 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| **2017年１月１日現在の残高** | **—** | **365** | **14** | **238,881** | **239,260** |
| 割当(純額)(1) | — | 58 | 1,183 | 4,948 | **6,189** |
| 回収 | — | — | — | (10,034) | **(10,034)** |
| 資金の使用 | — | — | — | (622) | **(622)** |
| 移転およびその他の変動(2) | — | — | — | 69,872 | **69,872** |
| 為替差損益 | — | — | — | — | **—** |
| **2017年12月31日現在の残高** | **—** | **423** | **1,197** | **303,045** | **304,665** |
| 割当(純額)(1) | — | 496 | | 1,263 | **1,759** |
| 回収 | — | — | (104) | — | **(104)** |
| 資金の使用 | — | — | | (17,248) | **(17,248)** |
| 2017年通達第４号の初回適用 | — | — | 349 | — | **349** |
| 移転およびその他の変動(2) | — | — | — | (9,226) | **(9,226)** |
| 為替差損益 | — | — | — | — | — |
| **2018年12月31日現在の残高** | **—** | **919** | **1,442** | **277,834** | **280,195** |

(1) 2018年の利益および損失の純額には、当該ファンド自身の報酬に関して発生する利息の資本組入れのための特別引当金ファンド（1995年勅令法第12号に基づく基金）への支払に関連して、468千ユーロ（2017年は164千ユーロ）が含まれる。また、1,412千ユーロ（2017年は4,509千ユーロ）に上るICOのリスク（注記10.2.2を参照のこと。）に伴うICOの流動性枠のための引当金も含む。2018年において偶発債務積立資金の変動はなかった（2017年12月31日現在の10,000千ユーロの回収）。

(2) 2018年12月31日現在の移転およびその他の変動は、主にAIEの株式損益補償のための資金（7,848千ユーロ）（注記23を参照のこと。）および10,000千ユーロの貸出準備金を伴う偶発債務の回収のための資金（注記20を参照のこと。）に関連している。2017年12月31日現在の本項目は、AIEにおける投資からの利益報酬に対するファンドの法人税費用の回収（1,876千ユーロ）（注記23を参照のこと。）および2016年の利益分配の一部である62,000千ユーロの1995年勅令付法第12号に基づくファンドへの拠出金を主に含んでいる。

**注記20　自己資本**

貸借対照表の「資本」の項目の2018年および2017年の期首および期末の簿価の調整は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 資本 | 再評価準備金 | その他の準備金 | 損益 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| **2017年１月１日現在の残高** | **4,312,585** | **23,591** | **905,354** | **315,344** | **5,556,874** |
| 利益の分配 | － | － | 67,344 | (315,344) | **(248,000)** |
| その他の準備金の変動 | － | － | － | － | **－** |
| 当期損益 | － | － | － | 101,923 | **101,923** |
| その他の変動 | 482 | － | － | － | **482** |
| **2017年12月31日現在の残高** | **4,313,067** | **23,591** | **972,698** | **101,923** | **5,411,279** |
| 利益の分配 | － | － | 40,769 | (101,923) | **(61,154)** |
| その他の準備金の変動 | － | － | (105,118) | | **(105,118)** |
| 当期損益 | － | － | | 73,210 | **73,210** |
| その他の変動 | 677 | － | | | **677** |
| **2018年12月31日現在の残高** | **4,313,744** | **23,591** | **908,349** | **73,210** | **5,318,894** |

2018年の損益の分配は、61,154千ユーロとなった（2017年は248,000千ユーロであり、このうち62,000千ユーロは、1995年勅令法第12号に基づくファンドへの割当てとして計上された。）（注記19を参照のこと。）。

2018年の「その他の準備金の変動」の項目は、以下の事項に対する2017年スペイン中央銀行通達第４号の初回適用による影響を含む。

－2017年スペイン中央銀行通達第４号の初回適用による持分証券の再分類（その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産から損益を通じて公正価額で評価した金融資産への再分類）（注記９を参照のこと。）に対する7,192千ユーロの準備金への貸付

－2017年スペイン中央銀行通達第４号の初回適用による（注記10および注記19を参照のこと。）信用リスクの引当金残高の調整としての、マイナス122,310千ユーロの準備金の計上

－2017年に割り当てられた偶発債務に対する引当金残高の戻入（注記19を参照のこと。）とする、10,000千ユーロの通常準備金への貸付

2001年12月27日法律第24号に基づき、「その他の変動」は、2018年の677千ユーロ（2017年は482千ユーロ）の資本への年間拠出額を主に含んでいる。当該法律の追加条項第11条に従い、旧政府金融機関および当公庫によって供与された、一定の貸付および保証の結果、ICOとともに国家が負担する債務の取消により回復した当該資金は、当公庫の資本の一部となる。

**注記21　その他の累積包括利益（評価調整額）**

本項目の総額および租税効果の残高は、以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | | | 2017年 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 総額 | 租税効果(注記15) | 純額 | 総額 | 租税効果(注記15) | 純額 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記９) | 23,219 | (6,966) | 16,253 | (4,733) | 1,420 | (3,313) |
| 資産および負債のキャッシュフロー・ヘッジ | (104,907) | 31,472 | (73,435) | (182,239) | 54,672 | (127,567) |
| **合計** | **(81,688)** | **24,506** | **(57,182)** | **(186,972)** | **56,092** | **(130,880)** |

本項目の残高は、貸借対照表における「その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産」および「評価額－キャッシュフロー・ヘッジ・デリバティブ」の勘定に関連するものである。一つ目の勘定では、注記2.2.4に従い、当グループの資本の一部に含まなければならない、売却可能と分類される資産の公正価額の変動額（純額）を計上する。二つ目の勘定では、キャッシュフロー・ヘッジ商品の公正価額の変動額（純額）を計上する。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 期首残高 | (130,880) | 116,733 |
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産の公正価額の変動(注記９) | 16,177 | (2,901) |
| 損益を通じて公正価額で評価した金融資産への再分類 | 3,594 | |
| キャッシュフロー・ヘッジ | 53,927 | (244,712) |
| **期末残高** | **(57,182)** | **(130,880)** |

**注記22　付与された保証および不確定約定額**

貸借対照表上の本項目は、通常の業務における約定額（付与された保証）および第三者が使用可能な額（不確定約定額）に応じて、支払義務を負う第三者が支払わなかった場合、当該第三者に代わりICOが支払うべき金額を記載している。

以下は2018年および2017年12月31日現在の本項目の内訳である。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **付与された保証** | | |
| 金融保証 | 475,124 | 605,138 |
| | **475,124** | **605,138** |
| **付与された不確定約定額** | | |
| 第三者向け: | | |
| 信用機関 | 513 | 260,434 |
| 公的機関部門 | 2,000,198 | 2,122,178 |
| その他の居住者部門 | 349,694 | 640,621 |
| 非居住者部門 | 268,656 | 193,495 |
| その他の不確定約定額 | 89,502 | ― |
| 引受済未払支出額: | 504,000 | 9,193 |
| | 3,212,563 | 3,225,921 |
| | **3,687,687** | **3,831,059** |

保証商品（保証およびその他の担保）からの収益は、連結損益計算書の「受取手数料」の項目に計上され、契約で定められた利率を保証の額面価額に適用することによって算出される。

**注記23　租税**

予算、租税、財政および雇用に係る緊急措置に関する1993年２月26日勅令法第３号の規定に従い、当公庫は1993年から1996年まで法人税の支払を免除されていた。当公庫は、法人税に関する1995年12月27日法律第43号暫定条項第13条に従い、1997年および1998年に関しても同税を免除され、1999年からは一般法人税が課税されている。

法人税上の課税標準に対する2018年および2017年のICOの親会社としての当公庫の会計利益の調整は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 税引前簿価利益 | 112,907 | 145,987 |
| 永久差異 | | |
| 支払外国税 | 478 | 581 |
| 会計処理されていない会計利益 | 5,102 | 6,031 |
| 被投資会社により生じる税務上の欠損金の繰越 | 41,259 | 2,106 |
| 過年度からの損金算入 | ― | ― |
| | 159,746 | 154,705 |
| 一時差異： | | |
| 減損および控除不能引当金 | 28,237 | 8,056 |
| 他年度発生一時差異の反転 | (71,964) | (60,478) |
| | (43,727) | (52,422) |
| 過年度の税務評価の補償 | (16,691) | (25,571) |
| 税務評価 | 99,328 | 76,712 |
| 税金総額(30%) | 29,798 | 23,014 |
| 控除および引当金 | (379) | (1,380) |
| 源泉徴収税および中間納付 | (32,156) | (33,219) |
| 支払税額(注記16) | **(2,737)** | **(11,585)** |
| 法人税 | 47,544 | 45,940 |
| 為替差損益調整額 | | ― |
| その他の調整額(注記19) | (7,848) | (1,876) |
| 法人税 | **39,696** | **44,064** |

相殺可能な税務上の欠損金はない。当該年度において、当グループの親会社であるICOが様々な割合で出資している経済利益グループからの欠損金が組み込まれた（2018年12月現在で41,259千ユーロ（2017年12月現在で2,106千ユーロ））。欠損金は、各グループ会社が提供した情報に基づき割り当てられた。これらの項目は、経済利益グループの貸借対照表の期末と同年度に認識されることになっている。

2015年からの16,691千ユーロの相殺可能な税務上の欠損金は、2018年に相殺された。2017年には、25,571千ユーロの当公庫の税務上の欠損金が相殺された。

2018年および2017年に適用された税制優遇措置の控除はなかった。国際二重課税（支払税額）の控除額はそれぞれ379千ユーロおよび472千ユーロに上った。2018年度末現在、国際二重課税に対する控除はない。

特別事由による固定資産の減価償却方法に変更はなかった。

当公庫の確定申告およびその他の税金債務は、直近４年間税務当局による閲覧が可能である。

基本的に法人税の免除期間後に新たに発生する法人税負債に関し、一定の取引に適用される税規則の解釈によっては一定の偶発税金負債が存在する場合がある。ただし、当公庫の税務担当者の判断では、かかる負債が発生する可能性は少なく、いかなる場合においてもこれにより生じる税金債務が添付の年次財務書類を大幅に影響することはないものと見込まれる。

## 注記24　利息および類似収益

構成する項目に基づく2018年および2017年の利息および類似収益の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産 | 8,189 | 39,163 |
| 償却原価で評価した金融資産 | 373,639 | 480,378 |
| デリバティブ、ヘッジ会計 | (11,634) | (10,040) |
| その他の資産 | 812 | 130 |
| 負債からの利息および類似収益 | 25,920 | 12,955 |
| | **396,926** | **522,586** |

**注記25　利息および類似費用**

2018年および2017年の損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 償却原価で評価した金融負債 | 798,172 | 1,004,826 |
| デリバティブ、ヘッジ会計 | (323,553) | (418,396) |
| その他の負債 | ― | 10 |
| 資産からの利息および類似費用 | 18,833 | 5,257 |
| | **493,452** | **591,697** |

**注記26　配当金収益**

本概念による収益はすべて変動収益ポートフォリオに対応しており、その金額は2018年および2017年においてそれぞれ5,339千ユーロおよび5,173千ユーロであった。

## 注記27　受取手数料および支払手数料

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| **受取手数料** | | |
| 偶発リスク | 1,599 | 1,665 |
| 受取可能手数料 | 2,608 | 6,620 |
| その他の手数料 | 41,515 | 37,912 |
| | **45,722** | **46,197** |
| **支払手数料** | | |
| 署名リスク | (678) | (1,612) |
| その他の手数料 | (8,168) | (1,776) |
| | **(8,846)** | **(3,388)** |
| **手数料純額** | **36,876** | **42,809** |

2018年12月31日現在、手数料収入の「その他の手数料」の項目は、FFPPおよびFLAの管理手数料に関連する25,000千ユーロ（2017年12月31日現在では25,000千ユーロ）を含む（注記16を参照のこと。）。

## 注記28　損益を通じて公正価額で評価されない金融資産および金融負債による損益（純額）

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| その他の包括利益を通じて公正価額で評価した金融資産(注記９) | 1,695 | 5,146 |
| 貸付および受取債権(注記10.3) | ― | ― |
| 償却原価で評価した金融負債(注記18.3) | (941) | (8,766) |
| | **754** | **(3,620)** |

**注記29　売買目的保有の金融資産および金融負債による損益（純額）**

構成する項目に基づく損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 売買目的保有のデリバティブ(注記７) | 1,023 | 11,326 |
| | **1,023** | **11,326** |

IFRS第13号の施行後（2013年１月１日）、当グループはデリバティブ証券の評価につき、相手方のリスクおよび資本信用リスク（CVA-DVA）に対応する調整を組み込まなかった。2018年12月31日現在、本項目において行われた調整（この項目を含む。）は、マイナス195千ユーロに上った（2017年12月31日現在ではマイナス5,835千ユーロ）。

**注記30　損益を通じて義務的に公正価額で評価された金融資産および金融負債による損益（純額）**

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 損益を通じて公正価額で評価した持分証券(注記８) | 710 | － |
| | **710** | － |

**注記31　ヘッジ会計から生じる損益（純額）**

損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| ヘッジデリバティブ(注記11) | 56,104 | － |
| | **56,104** | － |

本項目は、ヘッジする要素およびヘッジされた要素の公正価額の変動からの利益を含んでいる。

**注記32　その他の営業収益およびその他の営業費用**

損益計算書における「その他の営業収益」の項目の内訳は以下の通りである。

**その他の営業収益**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 不動産開発による収益 | 910 | 1,035 |
| その他(*) | 154 | 3,759 |
| | **1,064** | **4,794** |

*(*) 主に備品の返品により回収された費用およびBBVAによる資産管理に対して支払われた前払金が含まれている。*

当公庫では、2018年12月31日または2017年12月31日において「その他の営業費用」の残高はない。

**注記33　人件費**

2018年および2017年の損益計算書における本項目の構成は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 賃金および給与 | 14,595 | 14,354 |
| 従業員福利厚生費 | 3,657 | 3,748 |
| その他の費用 | 1,472 | 1,323 |
| | **19,724** | **19,425** |

2018年および2017年12月31日現在、当公庫の職務別および男女別の従業員数は以下の通りである。

| | 従業員の分布 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 男性 | | 女性 | |
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| 経営陣 | 10 | 10 | 4 | 4 |
| 管理職および技術者 | 103 | 107 | 135 | 145 |
| 事務職員 | 7 | 7 | 50 | 51 |
| | **120** | **124** | **189** | **200** |

2018年および2017年における当公庫の職務別および男女別の従業員数の平均は以下の通りである。

| | 従業員の平均分布 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 男性 | | 女性 | |
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| 経営陣 | 10 | 9 | 4 | 5 |
| 管理職および技術者 | 104 | 110 | 139 | 141 |
| 事務職員 | 7 | 7 | 50 | 49 |
| | **121** | **126** | **193** | **195** |

*注：第５団体協約（2008年10月24日の官報に掲載された。）の調印以降、一般業務職員は専務職員として分類されている。*

2018年において、33%を超える障害を持つ当公庫の平均従業員数は３名である（2017年においても３名）。

**理事会の報酬およびその他の給付金**

**当公庫は、理事会のメンバーが受領する報酬について、賃金、手当およびその他の報酬として、2018年に92千ユーロおよび2017年に125千ユーロを損益計算書（「その他の管理費」の項目）に計上した。これらの報酬は、理事会のメンバーを行政府の上級職と考慮した場合に、適用ある規制法に従って国庫に支払われた。**

**当公庫の代表取締役および同様の役割を遂行している他の者が、2018年および2017年中に受け取った報酬は以下の通りである（単位：千ユーロ）。**

2018年:

| | 給与および賃金 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 従業員数 | 固定 | 変動 | その他の賃金 | 合計 |
| 5 | 550 | 76 | 2 | **628** |

2017年:

| | 給与および賃金 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 従業員数(*) | 固定 | 変動 | その他の賃金 | 合計 |
| 5 | 533 | 76 | 2 | **611** |

*(*) 2017年２月に１名の取締役が加わった。当該取締役は、2017年において満額の年収またはいずれの変動報酬も受け取らなかった。2016年に退任した取締役に対して2018年に支払われた変動報酬も含まれる。*

**2018年および2017年12月31日現在、当公庫の理事会役員に付与された貸付金はなかった。2018年12月31日現在、従業員への貸付に関する内部規制に基づき付与された貸付金は、残存金額15,023千ユーロとなり、平均金利は2.51%（2017年12月31日現在で15,879千ユーロとなり、平均金利は2.51%）であった。**

**さらに、2018年12月31日現在、理事会の過去または現在の理事は年金または生命保険に関する義務を負っていない。**

**注記34　その他の管理費**

**損益計算書における本項目の内訳は以下の通りである。**

（単位：千ユーロ）

| | 2018年 | 2017年 |
|---|---|---|
| 建物、設備および資材 | 794 | 780 |
| コンピューター | 3,450 | 3,070 |
| 通信 | 2,020 | 1,923 |
| 宣伝および広告 | 1,113 | 987 |
| 金利および租税 | 1,320 | 1,440 |
| その他の一般管理費 | 6,867 | 6,729 |
| | **15,564** | **14,929** |

**監査費用**

**年度会計監査は、国家行政介入局（スペイン語表記の頭文字をとって「IGAE」）により行われた。したがって、監査人の役割は（財務・行政大臣による）一般的介入により担われるため、この概念における監査人に対する報酬は存在しない。**

**マザーズ（2018年の年次財務書類の監査業務において協力的なサービスを提供するためにIGAEと締結した契約により、監査を行った。）グループの企業が2018年に行った監査業務以外のサービスについて請求した金額（税込）は、15千ユーロであった。**

**アーンスト・アンド・ヤング（2017年の年次財務書類の監査業務において協力的なサービスを提供するためにIGAEと締結した契約により、監査を行った。）グループの企業が2017年に行った監査業務以外のサービスについて請求した金額（税込）12千ユーロであった。**

**注記35　公正価額**

その市場価額を確実に見積もることができない貸付、受取債権および持分証券を除き、上記の通り、金融資産は貸借対照表において公正価額で計上される。

同様に、取引ポートフォリオに含まれるものを除き、金融負債は貸借対照表において償却原価で計上される。

2018年および2017年12月31日現在の連結貸借対照表の「貸付および受取債権」に基づき計上された資産および「償却原価で評価した金融負債」の項目に基づき計上された負債の一部は、年次金利改訂を伴う変動金利で計上されており、利率の動向の結果としての公正価額は、連結貸借対照表において計上されるものと有意差があるとはいえない。これらの公正価額は、割引フローを使用し公正価額の計算を進める加重平均残存月数および加重平均レートを使用して得たものである。2018年および2017年12月31日現在、当該運用のために計算された価値は以下の通りである。

（単位：千ユーロ）

| | 簿価 | | 公正価額 | |
|---|---|---|---|---|
| | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| **資産** | | | | |
| 貸付および受取債権 | | | | |
| 信用機関への預金 | 12,436,396 | 16,359,782 | 12,854,208 | 20,509,876 |
| 顧客向貸付金 | 10,061,491 | 11,188,383 | 10,158,878 | 11,414,263 |
| **負債** | | | | |
| 償却原価で評価した金融負債 | | | | |
| 信用機関への預金 | 9,459,822 | 11,495,137 | 9,753,362 | 12,111,910 |
| 顧客預金 | 988,040 | 859,678 | 998,671 | 899,160 |

2018年および2017年には、貨幣市場および公債市場のインプリシット・カーブを参照した、全分類に関する公正価額が計算された。

**注記36　子会社、合弁会社および関連企業の運用**

子会社、合弁会社および関連企業に関連する企業の2018年および2017年12月における残高は以下の通りである。

AXIS

－ 顧客への預金（償却原価で評価した金融負債）：2018年12月31日現在では12,033千ユーロ（2017年12月31日現在では10,946千ユーロ）

CERSA

－ 顧客への預金（償却原価で評価した金融負債）：2018年12月31日現在では4,198千ユーロ（2017年12月31日現在では4,198千ユーロ）

**注記37　英語への翻訳のために追加された説明**

これらの財務書類は、当公庫に適用される財務報告に係る規制上の枠組みに基づき表示されている（注記１を参照のこと。）。規制上の枠組みに適合し、当公庫に適用される特定の会計上の慣行は、

**その他の一般に認められている会計原則および規則と適合しない可能性がある。矛盾が生じる場合、スペイン語版が優先する。**

# 別紙Ⅰ

## 2018年12月31日および2017年12月31日現在の投資

## （当グループの親会社としてのICOの直接所有株式および間接所有株式）

2018年および2017年12月31日現在の関連企業および子会社の株式に関する情報は以下の通りである。

### 2018年12月31日現在

| | | | 所有持分割合 | | | 投資の簿価 | | | 被投資会社の数値 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所在地 | 事業内容 | 直接 | 間接 | 合計 | 総額 | 減損 | 純額 | 資産 | 資本 | 損益 |
| **関連企業** | | | | | | | | | | | |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA) | パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド | SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援 | 24.26% | - | **24.26%** | 36,461 | - | 36,461 | 426,267 | 280,854 | - |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES) | プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド | 発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援 | 20.31% | - | **20.31%** | 8,465 | - | 8,465 | 136,117 | 131,469 | 7,821 |
| EFC２Eヘスティオン S.L. | パセオ・デル・プラド・４-マドリッド | アセットマネジメント | 50.00% | - | **50.00%** | 2 | - | 2 | 36 | 28 | (24) |
| | | | | | | **44,928** | - | **44,928** | | | |
| **子会社** | | | | | | | | | | | |
| AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A. | ロス・マドラソ・38-マドリッド | 金融投資 | 100.00% | - | **100.00%** | 1,940 | - | 1,940 | 12,507 | 11,061 | 5,884 |
| | | | | | | **46,868** | - | **46,868** | | | |

(*) 2018年12月31日現在の経済情報（未監査）。

### 2017年12月31日現在

| | | | 所有持分割合 | | | 投資の簿価 | | | 被投資会社の数値 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 所在地 | 事業内容 | 直接 | 間接 | 合計 | 総額 | 減損 | 純額 | 資産 | 資本 | 損益 |
| **関連企業** | | | | | | | | | | | |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・レアフィアンツァミエントS.A.(CERSA) | パセオ・デ・ラ・カステジャーナ・151-マドリッド | SS.GG.RRにより付与された保証事業の保証支援 | 24.15% | - | **24.26%** | 36,460 | - | 36,460 | 426,951 | 275,366 | - |
| コンパーニャ・エスパニョーラ・デ・フィナンシアシオン・デル・デサロージョS.A.(COFIDES) | プリンシペ・デ・ベルガラ・132-マドリッド | 発展途上国における民間プロジェクトに対するスペイン企業の持分での金融支援 | 20.31% | - | **20.31%** | 8,466 | - | 8,466 | 126,694 | 122,334 | 6,180 |
| EFC２Eヘスティオン S.L. | パセオ・デル・プラド・４-マドリッド | アセットマネジメント | 50.00% | - | **50.00%** | 2 | - | 2 | 58 | 52 | (20) |
| | | | | | | **44,928** | - | **44,928** | | | |
| **子会社** | | | | | | | | | | | |
| AXISパルティシパシオネス・エムプレサリアレス・ソシエダ・ヘストラ・デ・エンティダデス・デ・キャピタル・リエスゴS.A. | ロス・マドラソ・38-マドリッド | 金融投資 | 100.00% | - | **100.00%** | 1,940 | - | 1,940 | 11,394 | 10,177 | 4,932 |
| | | | | | | **46,868** | - | **46,868** | | | |

(*) 2017年12月31日現在の経済情報（未監査）。

**スペイン開発金融公庫**

**2018年12月31日現在の財務書類の承認**

**現行の法律に従い、議長は、このページより前の書類で構成され、スペイン語原文で144ページにおよぶ2018年に関する当公庫の財務書類、経営報告書および2018年に関する利益分配案を承認する。**

**マドリッド、2019年３月28日**

**D.ホセ・カルロス・ガーシア・デ・ケベード・ルイズ**
**理事長**

### (6) 【その他】

該当なし

## (7) 【発行者の属する国等の概況】

### 1 概要

#### (1) 一般

スペインは西ヨーロッパに位置する。スペイン本土はヨーロッパの南西海岸のイベリア半島にある。北はフランスに、西はポルトガルに国境を接する。スペインは17地域の自治体からなり、そこには50の行政州があり、このうち47州がイベリア半島に、２州がカナリア諸島に、１州がバレアレス諸島にある。北アフリカの都市セウタおよびメリーリャも地方自治体に準ずるスペイン領土である。スペインは約50万5,000平方キロメートル（19万7,266平方マイル）を占め、フランスに次いで西ヨーロッパで２番目に大きな国である。2019年現在の推定人口は約47.10百万人である。

#### (2) 政府の形態

スペインは議会制君主国として構成される民主国家である。スペインの憲法は1978年12月６日に国民投票によって採択されたもので、国家の最高法であり、政党の存在、普遍的な参政権および国会議員の自由選挙を規定している。立法権は定数350名の下院議員からなる下院と266名の上院議員で構成される上院の二院制の議会に与えられている。議員の任期は任期満了前に実施される選挙の場合を除き４年である。下院と上院は法律について討議し承認し、また政府の行為を監督する責任がある。下院は立法に関し優先権があり、上院は地方の問題について優先権を有する。

スペインの憲法は地方自治の権利を認めている。スペインの「自治体」は教育および文化、医療サービス、都市計画、公共事業および社会問題のような分野で広範に法的権限を享受している。地方の歳出資金は主として税金および中央政府からの移転により賄っており、バスクとナバラは特別の金融制度がとられており、これによってこれらの領域で徴収した課税収入の大部分を獲得し、また国家レベルで提供された国家のサービスに対し対価を支払う。

一部象徴的なスペイン国王の職務は、法律の裁可、議会の招集および解散、国民投票の実施、首相を議会の承認にかけることおよび軍隊の最高指揮権を行使することである。

首相は下院で選出され、国王によって正式に任名される。首相は大臣を選任し、１名または数名の副首相（首相代行）も指名する。首相、副首相および大臣は内閣または政府を樹立する。首相はいつでも大臣を解任することができ、大臣は共同して議会の両院について責任を有する。首相が下院議員の過半数の支持を失った場合には、議会は首相を交代させることができる。

司法制度は最高裁判所を頂点とする階層的な裁判所制度により構成される。憲法裁判所は特別な地位を有しており、その主な責任はスペイン王国の三権の行為および法律の憲法尊重を確保することである。

#### (3) 政党

スペインには二つの主な伝統的な国内政党がある。すなわち、国民党および社会労働党である。また、近年において三つの国内政党が結成された。すなわち、急進左派、中道派および極右派の政党である。それらの五つの国内政党は別として、カタロニア、バスク、ガリシアおよびカナリア諸島の自治体に多くの議員を送り込んでいる強力な地方政党も少数ある。

社会労働党（社会党）が７年間にわたり権力を握った（2004年-2011年）後、保守派である国民党が４年にわたり権力を握った（2011年-2015年）。2016年総選挙後は、国民党の党首であるスペインのマリアノ・ラホイ首相が議会での不信任投票により退任に追い込まれた2018年６月１日まで、国民党がスペイン政府を引続き運営した。社会党の党首であるペドロ・サンチェス氏が2019年４月28日に行われた選挙までラホイ氏の後任となった。社会党が総選挙において勝利して多数を獲得したが、政府を

形成できるまでには至らなかった。そのため2019年11月10日にやり直し総選挙が行われ、その結果、ペドロ・サンチェス氏を首相とした社会党およびポデモス（左派政党）による新政府が形成された。

(4) 外交関係

1) 二国間関係

**日本との関係**

2019年において、日本はスペインの輸出相手国として16位に、輸入でも16位に位置付けられている。2019年の日本向けのスペインの輸出は、2018年より7.7%増加し、全体の0.9%を占める2,725百万ユーロであった。一方、2019年のスペインの日本からの輸入は前年に関連して5.4%増加し、輸入全体の1.4%を占める4,355百万ユーロとなった。結果的に、スペインの日本に対する貿易赤字は、2018年の1,604百万ユーロから、2019年には1,631百万ユーロに増加した。

投資に関しては、スペインにおける外国投資全体のうち、日本の投資は、2017年および2018年と比較してわずかに増加し、2019年には0.7%となった（2017年および2018年における日本の投資は、それぞれ全体の0.1%および0.2%であった）。一方で、2018年および2019年の日本におけるスペインの投資は、スペインの外国投資全体のうち極めて少ない割合となった（いずれの年においても0.0%）。

**米国との関係**

2019年において、米国はスペインの輸出の約4.7%、また輸入の約4.8%を占めた。

スペインと米国との間には多くの条約が締結されている（防衛協力－1988年、文化教育協力－1989年、二重課税に関する条約－1990年、または2001年共同声明（政治、防衛、経済、金融、科学、工業および技術、文化ならびに安全保障の分野における協力の枠組みを構築した。））。二国間の商業条約（すなわち「スペインの輸出業者組合」と米国商務省の「マイノリティ企業開発局」との間の協力条約）は少ないが、商業または経済条約のほとんどは、多国間組織または欧州連合（EU）を通じて扱われている。

2) 欧州経済共同体／欧州連合との関係

スペインは1986年１月１日、欧州経済共同体（EEC）の正式加盟国となった。1992年には、スペイン議会は欧州連合条約（マーストリヒト条約としても知られている。）を批准し（1993年に発効した。）、欧州連合（EU）が成立した。EUへの正式加盟により、EU機関への一定の主権の譲渡を余儀なくされた。その見返りとして、スペインは多数のEU機関において代表権を得ており、かかる代表権は主に、

- 中央政府任命委員１名、
- スペインで直接選挙により選出される欧州議会議員、ならびに
- 閣僚理事会および欧州理事会のスペイン代表議員である。

2004年５月１日までのEUは、フランス、ベルギー、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、英国、アイルランド、デンマーク、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデンおよびフィンランドの15ヶ国により構成されていた。それ以降EUは、チェコ、エストニア、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、キプロス、マルタ、ラトビア、スロバキアおよびリトアニアの10ヶ国が新たに加盟国となり、合計25ヶ国に拡大した。2006年１月１日以降、EUは、ブルガリアおよびルーマニアの２ヶ国が新たに加盟国となり、合計27ヶ国に拡大した。また、2013年７月１日にクロアチアが加盟した。それゆえ、EUは28ヶ国で構成されていた。しかし、英国はEU離脱

に関する国民投票の結果を受け、2017年３月29日よりEUを離脱する手続きを開始し、最終的に2020年１月31日に英国はEUを離脱した。これに続く移行期間中に英国とEUは将来の関係性について交渉する。

欧州経済通貨同盟（「EMU」）が1999年に創設されて以降、スペインは加盟国となり、その他の加盟諸国とともに単一通貨ユーロを共有しているだけでなく、価格の安定に関与し公正な会計方針の追及の任に当っている。1997年10月に15ヶ国が調印したアムステルダム条約は、マーストリヒト条約を欧州経済通貨同盟に関する条項に変更を加えずに対外政策および各種社会問題に範囲を広げた。2003年２月１日、ニース条約が発効したが、2009年12月１日付で発効したリスボン条約に取って代わられた。

3) 多国間関係

スペインは主要な国際政治・経済機関に参加しているが、その主なものは国際連合および国際連合の専門機関、国際復興開発銀行（IBRD）、国際通貨基金（IMF）、米州開発銀行（IADB）、国際金融公社（IFC）、国際開発協会（IDA）、世界貿易機構（WTO）、経済協力開発機構（OECD）、欧州投資銀行（EIB）、欧州評議会、および1982年に加盟した北大西洋条約機構（NATO）である。

| 国際金融機関名 | 加盟年月日 | 出資比率* | 応募株数・額* |
|---|---|---|---|
| 国際通貨基金(IMF) | 1958年９月15日 | 2.00% | 9,535.5百万SDR(1) |
| 国際復興開発銀行(IBRD) | 1958年９月15日 | 1.97% | 4,680.6百万米ドル(2) |
| 国際金融公社(IFC) | 1960年３月24日 | 1.44% | 282.31百万米ドル |
| 国際開発協会(IDA) | 1960年10月18日 | 1.84% | 5,146.1百万米ドル |
| アフリカ開発基金(ADF) | 1974年２月７日 | 2.06% | 619.2百万UA(1) |
| 米州開発銀行(IADB) | 1976年６月14日 | 1.97% | 3,479.2百万米ドル |
| アフリカ開発銀行(AfDB) | 1984年３月20日 | 1.00% | 693.1百万UA(1) |
| 欧州評議会開発銀行(CEB) | 1978年１月１日 | 10.91% | 597.3百万ユーロ |
| 欧州投資銀行(EIB) | 1986年１月１日 | 11.27% | 28,033.4百万ユーロ |
| アジア開発銀行(ADB) | 1986年２月14日 | 0.34% | 502.4百万米ドル |
| 米州投資公社(IIC) | 1986年５月13日 | 4.50% | 99.20百万米ドル |
| 欧州復興開発銀行(EBRD) | 1990年５月29日 | 3.43% | 1,020.5百万ユーロ |
| アンデス開発公社(CAF) | 2003年１月１日 | 7.43% | 898.4百万米ドル |
| 多国間投資保証機関(MIGA) | 1988年４月29日 | 1.28% | 22.65百万米ドル |
| 中米経済統合銀行(BCIE) | 2005年３月９日 | 4.27% | 200.0百万米ドル |
| アジアインフラ投資銀行(AIIB) | 2017年12月19日 | 1.82% | 1,761.5百万米ドル |

出所：マクロ経済分析および国際経済総局（経済・デジタル変革省）
(1) 2019年において、１SDR＝１UA＝1.382826米ドル。
(2) IBRDが公式な出資額として用いる1944年における米ドル。
＊ 2019年12月31日現在または2020年５月５日付の最新データ。当該合計出資額の比率は、いくつかの機構では議決権と一致する場合もあり、例えばADFのように、一致しない場合もある。

## 2 経済

### (1) 一般情勢

スペイン経済は1996年から2007年にかけて好調に推移し累積成長率は３％超であった。これによってスペインの主な経済問題は著しく緩和され、失業率は1996年の22.1％から2007年の8.2％に減少した。しかしながら、2008年に国内総生産（GDP）の成長率は減速して1.1％となり、失業率は増加し

11.2%となった。さらに2009年および2010年にはそれぞれ、GDPは3.6%減少および0.0%にとどまり、失業率は17.9%および19.9%にのぼった。2011年において、失業率が増加し続け21.4%になり、GDPの成長率はマイナス１%に減少した。世界各国と同じく、2012年にスペインの景気は後退し、GDPは2.9%減少し、失業率は年平均で24.8%にのぼった。2013年において、GDPはまた1.7%減少し、失業率は26.1%に増加した。この長い景気後退の後、2014年にスペインの成長率は回復し、GDPは前年比で1.4%増加し、失業率は24.4%に減少した。2015年において、成長率は前年比で3.4%増加し、また失業率は22.1%に減少して景気回復が勢いづいた。2016年には、失業率が20%未満（19.6%）に減少すると同時に、スペインの経済は引続き3.0%の力強い成長を遂げた。2017年において、GDPが年平均2.9%上昇した一方、失業率も継続して減少し、年平均で労働力人口の17.2%となった。GDPは年平均で2018年において2.4%および2019年において2.0%の増加となり減速の兆しを見せているものの、他のEU諸国と比べると良い経済成長を遂げている。その間、失業率は減少を続け、年平均で2018年において労働力人口の15.3%、2019年においては14.1%となった。

1996年から2007年までの間、かかる好調な発展は財政赤字（国家会計）の大幅な削減を背景として起こった。財政赤字は1996年の対GDP比4.9%から減少し、2007年には財政支援を含む対GDP比２%の黒字となった。しかしながら、2008年から2010年のGDPの減少により財政赤字は急増し、2009年はGDPの11.0%に上昇し、また2010年は9.5%であった。2011年、財政赤字はGDPの9.3%に微減し、いくつかの財政措置により、2012年には財政赤字はGDPの6.8%（財政赤字は、金融支援を考慮すればGDPの10.5%であった。）に急減した。しかしながら、2013年において財政赤字は微減し、6.7%（金融支援を考慮すれば7.0%）となった。翌年以降も財政再建は継続され（当該期間中、金融支援の重要性は比較的低く、かかる支援を考慮した数値と考慮しない数値は、ほぼ同じであった。）、劇的な成長ならびに歳出削減および最近の法人税改正を含むさらなる再建手段により、財政赤字は2014年に5.8%、2015年に5.2%、2016年に4.3%および2017年に3.0%にまで減少した。スペインは2018年において、財政赤字の対GDP比率が2.5%という結果で幕を閉じた。これは、過去年における財政赤字の対GDP比率が３%を超えたために欧州委員会により課されていた過剰財政赤字手続が終了したことを示している。2019年において、政府赤字の対GDP比率は引続き３%を下回っている（2.8%）。

1999年のスペインにおけるユーロ導入以降、インフレ率は約３%付近で持続率を維持した。しかしながら、2009年および2010年には、経済危機および特に民間消費の著しい縮小により、インフレ率の大幅な低下（2009年はマイナス0.3%、2010年は1.8%）が生じた。2010年後半以降、インフレ率は、主として国際市場における原材料価格の上昇ならびに一部の税金および規制価格の上昇のために、再度急速に上昇し始めた。結果として、2011年における消費者物価指数の平均変動率は3.2%に達し、2012年における平均インフレ率は2.4%となった。インフレ率は2013年に再び低下し、当該年度の平均変動率は実質的に1.4%となった。2014年のインフレ率は、主に石油価格の大幅な下落により、マイナス（マイナス0.2%）となった。エネルギー価格の下落により、2015年における国内の消費者物価指数（CPI）は、再度低下（前年比でマイナス0.5%）し、2016年のCPIもマイナスにとどまったが、前年比でマイナス0.2%とわずかに改善した。2017年において、CPIの一般平均は、石油価格に牽引され2.0%上昇した（2017年においてコアCPIは1.1%増加）。2018年において、コアCPIの増加は0.9%にとどまった一方で、CPIはわずかに減少して1.7%となった。さらに2019年においては、コアCPIは0.9%と横ばいであった一方、CPIはエネルギー価格の下落および食料品価格の低下を主因とし、減少傾向が続き0.7%となった。

1996年から2008年にかけて一般財政債務（GDP比）は着実に減少した。低金利と堅調な経済成長はGDPに対する債務の割合を押し下げた。公債は2014年において最大値（GDPの100.7%）となったが、2015年においては、構造改革、財政赤字の減少および健全な経済成長によって99.3%と減少傾向にな

り、この減少傾向は2016年（99.2%）、2017年（GDPの98.6%）、2018年（97.6%）および2019年（95.5%）においても継続した。

（単位：%を除き、百万ユーロ）

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国内総生産(名目市場価格) | 1,077,590 | 1,113,840 | 1,161,878 | 1,202,193 | 1,245,331 |
| 実質国内総生産(変動率(%))<br>(基準年：2015年) | 3.8 | 3.0 | 2.9 | 2.4 | 2.0 |
| 産業生産指数<br>(基準年：2015年) | 100 | 101.6 | 104.5 | 105.2 | 105.9 |
| 失業率(年平均%) | 22.1 | 19.6 | 17.2 | 15.3 | 14.1 |
| 消費者物価指数(変動率%) | (0.5) | (0.2) | 2.0 | 1.7 | 0.7 |
| 貿易収支(FOB対FOB) | (24,979) | (17,385) | (26,287) | (34,387) | (31,980) |
| 経常収支 | 21,829 | 35,370 | 31,086 | 23,283 | 24,898 |
| 現金の不足(GDP比%) | (2.7) | (2.5) | (1.8) | (1.3) | (1.3) |
| 一般政府の赤字(国家会計)(GDP比%) | (5.2) | (4.3) | (3.0) | (2.5) | (2.8) |

出所：INE、スペイン中央銀行およびIGAEの数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標
(1) 2010年欧州会計制度（ESA）およびIMFの国際収支マニュアル第６版の新たな方法論に基づく。実質的なGDPの数値は、百万ユーロの単位では公表されていない。

(2) 国内総生産

下表は表示期間のスペインのGDPを項目別に示している。

国内総生産

(名目市場価格、基準年：2015年)

（単位：百万ユーロ）

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年(p) |
|---|---|---|---|---|---|
| 最終消費支出 | 840,125 | 860,543 | 894,561 | 924,621 | 950,525 |
| －家計最終消費支出 | 618,514 | 636,323 | 666,374 | 688,585 | 704,552 |
| －NPISH家計最終消費支出(1) | 11,701 | 11,942 | 11,855 | 12,217 | 12,735 |
| －一般政府最終消費支出 | 209,910 | 212,278 | 216,332 | 223,819 | 233,238 |
| 総固定資本形成 | 204,702 | 208,882 | 225,731 | 244,949 | 259,645 |
| 在庫推移 | 8,544 | 6,771 | 6,737 | 9,177 | 10,386 |
| 国内需要 | 1,053,371 | 1,084,774 | 1,132,328 | 1,169,570 | 1,210,170 |
| 財貨・サービス輸出額 | 362,356 | 377,370 | 408,730 | 422,170 | 434,250 |
| 財貨・サービス輸入額 | 329,593 | 332,955 | 367,144 | 389,547 | 399,089 |
| GDP(市場価格) | 1,077,590 | 1,113,840 | 1,161,878 | 1,202,193 | 1,245,331 |

出所：INE(スペイン国家会計)
(1) 家計サービス非営利機関
(p) 暫定値

(3) スペインの経済構造表

*主要経済部門*

下表は表示期間におけるスペイン経済の主要部門別の総付加価値（時価）の内訳を示している。

国内総生産

(名目市場価格、基準年：2015年)

(単位：百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年(p) |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業および漁業 | 29,476 | 31,474 | 32,553 | 33,614 | 33,017 |
| 工業 | 160,015 | 163,489 | 171,002 | 172,618 | 178,082 |
| 建設業 | 56,440 | 59,374 | 63,187 | 67,732 | 73,470 |
| サービス業 | 732,538 | 756,351 | 786,449 | 814,004 | 845,159 |
| 総付加価値(基準価格) | 978,469 | 1,010,688 | 1,053,191 | 1,087,968 | 1,129,728 |
| 製品に係る純税額 | 99,121 | 103,152 | 108,687 | 114,225 | 115,603 |
| GDP(市場価格) | 1,077,590 | 1,113,840 | 1,161,878 | 1,202,193 | 1,245,331 |

出所：INE（スペイン国家会計）
(p) 暫定値

サービス部門はスペイン経済の主要部門であり、2019年に名目経済総付加価値の約74.8%を計上し、総雇用の77.5%を占めている（国家会計数値）。サービス部門のうち、公共サービス（医療サービスおよび教育を含む。）はその総付加価値の24.1%を占め、比較的大きな比重を占めており、サービス部門の被雇用者総数の28.9%が公共サービスに従事している。この大きな割合にもかかわらず、現在進行中の公共部門の縮小により、次第にその相対的な重要性が薄れてきている。工業およびエネルギーはスペイン経済の２番目に重要な部門であり、2019年の経済総付加価値の15.8%を占めている。建設業はスペイン経済のうち、歴史的に最も活発な部門の一つであった。それにもかかわらず、2008年以降、建設業は最も成長した部門ではなく、2012年および2013年には実質的に前年比で経済総付加価値の８％近くまで減少した。2014年においても建設業部門は減少したが、その程度は少なかった（2.1%）。しかし、2015年において当該部門は、前年と比較して0.2%わずかに上昇し、回復を始め、2016年には実質的に前年比で1.9%上昇した。2017年において、建設業は2008年以降で最も高い成長をみせ、前年比で実質的に6.2%上昇した。2018年および2019年においても引続き、それぞれ前年比で7.2%および8.5%上昇した。第一次産業に関しては2019年において経済総付加価値の2.9%だけであったが、依然として総雇用の3.9%に雇用の機会を与えている。かかる相対的な不均衡は、いくつかの農業活動の中に兼業的性質を有するものが含まれることに一部起因している。

(4) 2019年におけるスペインの経済活動

*一般*

- 2019年において、スペイン経済は引続き堅調であり、2018年の成長率（2.4%）を下回ったものの年間2.0%の比率で成長した。四半期比では、スペインのGDPは、第１四半期に0.6%、それ以降の四半期に0.4%の成長率を記録した。また、2019年は、ユーロ圏全体としても回復が続いたが、スペイン（前年比で1.2%）と比較して緩やかなものとなった。イタリアやドイツ等の一部の主要国のGDPは、2019年において１％を下回る成長率を記録した（それぞれ0.3%および0.6%）。

- 国内需要は、2019年においても再度、スペイン経済の成長の主な牽引力となり、消費および投資の良好な動向によって1.4パーセント・ポイントの増加に貢献した。さらに、対外部門は、2018年におけるマイナスの貢献を経て、GDPに対し0.5パーセント・ポイント、プラスに貢献した。
- 総固定資本形成（GFCF）は、2018年（5.3%）よりは低いものの2019年において前年比で1.8%増加した。資本財への投資の盛況（2.6%）は続いた一方で、建設業は0.8%の増加となった。家計消費支出は、公共支出が順調に増加した（2019年は2.3%、2018年は1.9%）のに対し、2019年には前年比で1.1%（2018年は1.8%）上昇し引続き増加している。
- かかる景気の改善は、雇用の創出（452,000の新たな雇用）を促進し、結果として失業率は、2018年の15.3%（年平均）から2019年は14.1%に減少した。

(5) 政府によるマクロ経済シナリオ

2020年のスペイン安定化プログラムおよび2020年の国別改革プログラムが、４月末に欧州委員会に提案され提出された。そこから読み取れるマクロ経済シナリオは、COVID-19のパンデミック発生に応じてスペインに導入された厳しい外出制限措置の結果、2020年はかつてない経済活動の縮小が見込まれるが、それに続いて2021年には急速な回復が見込まれる。年間GDP成長率の予測値は、2020年はマイナス9.2%であり2021年はプラス6.8%である。

これらの成長予測は、欧州委員会（EC）によるスペインの2020年春期予測（2020年および2021年はそれぞれ、マイナス9.4%およびプラス7.0%）と一致しており、また2013年11月14日基本法第６号第14条およびEU加盟国の予算枠組み要件に関する2011年11月８日理事会指令2011/85/EU第４条に従って、政府によるマクロ経済シナリオを評価する独立財務責任当局（AIREF）によって是認された。欧州委員会（EC）による2020年春期予測において、COVID-19のパンデミックが世界の見通しを劇的に様変わりさせ、特にユーロ圏の2020年のGDP成長率の予測値はマイナス7.7%であり、2021年はプラス6.3%であることが強調されている。

ECの予測によると、COVID-19によるロックダウン措置により2020年上半期には民間消費が急激に落ち込み、その後下半期には力強い回復が見込まれる。今年の民間消費の減少幅は可処分所得の減少幅を上回り、貯蓄率が大幅に増加する見通しである。政府による雇用喪失抑制策および企業部門の支援策により、この危機による影響は一定程度緩和されると予想される。輸出市場の急激な縮小、生産制限および観光部門の危機による深刻な影響を受け、純輸出の成長への寄与度は、今年はわずかにマイナスとなり、2021年に景気回復によりプラスに転じると考えられる。原油価格の下落により、経常収支の黒字幅は拡大する見通しである。景気後退は財政に一時的ではあるがマイナスの影響を与えると予想され、経済活動が再開すれば赤字も削減されると見込まれる。

国別改革プログラムは、構造改革を継続させ、責任ある財政政策を実施し、アジェンダ2030および国際機関による提案の遵守に向けた基盤となる。特に、2020年の国別改革プログラムには、COVID-19の危機から生じた社会経済的な課題に対して講じられた政府措置も含まれる。

*欧州経済通貨同盟への加盟*

1999年に欧州経済通貨同盟（EMU）の第三ステージがスタートし、通貨統合にはEU11ヶ国（スウェーデン、英国、ギリシャおよびデンマークを除くすべてのEU加盟国）が関与した。ギリシャは2001年１月１日、EMUに加盟した。2001年以降、新たにユーロを導入した国々は、スロベニア（2007年）、マルタ（2008年）、スロバキア（2009年）、ラトビア（2014年）およびリトアニア（2015年）である。ス

ペインはEMUの創設メンバーであり、インフレ、金利、財政赤字および財政債務、ならびに為替レートの安定に関してEU水準（すなわち「統合基準」）で合意した前提条件を満たした。

その結果、スペインはその他EMU加盟国とともに単一通貨（ユーロ）を導入した。ユーロは2002年１月１日以降流通している。

EMUは加盟諸国のマクロ経済環境に大幅な変化を与えた。金融政策および為替政策の分野で主権を失わせたことが一つの即時効果であった。国際収支の均衡力学もまたEMU加盟国にとって劇的に変わることとなり、現在、加盟国はほとんどの対外貿易をユーロ建で行っている。これは為替レートおよび通貨政策に係る国際収支上の制約を以前より大幅に少なくした。

EMUの主な特色の一つは加盟国が健全な経済政策の追及を約束することである。EMUは、二つの柱を基にしている。

- 欧州中央銀行によって管理される物価の安定に向けた中央集権化された金融政策。
- EUレベルで合意された厳格な赤字制限に従い各国が自国の会計問題に責任を持つ分散化された予算方針。

銀行同盟は、EMUにおいて必要不可欠な補完機構であり、EU規模における監督、決定および資金調達にかかる負担を調整し、同一規則に従うことをユーロ圏全域の銀行に強制する。銀行同盟は、三つの重要な構成要素に基づいている。うち二つは、単一監督メカニズム（SSM）および単一破綻処理メカニズム（SRM）であり、既に実施されている。三つ目の構成要素は欧州預金保険スキーム（EDIS）であり、銀行同盟に加えられる必要がある。

*労働市場*

2014年において、人口動態調査（Encuesta de Población ActivaまたはEPA）は、これまでの2001年の人口動態調査に代わる、2011年の人口動態調査による一連の新たな人口および世帯を組み込むという基本的な変化を経験した。当該変化に伴い、国家統計局は、2013年以前の一連の調査を再検討した。

INEの人口動態調査（Encuesta de la Población Activa、EPA）によれば、2019年中、労働人口は、わずかに増加した一方、就労人口は2.3%増加しており、2018年（前年比で2.7%）を下回るペースであった。失業人口に関しては、2019年においても下落（前年比でマイナス6.6%）し続け、2019年の失業率は2018年の15.3%（年平均）から14.1%まで堅調に減少した。

ここで重要であるのは、過去７年間にわたってスペイン政府は、スペイン経済を転換させた意欲的な改革政策を実施し、かかる政策では労働市場改革は2012年において最も重要な改革の一つとされた。かかる改革により、生産性を損なうことなく、雇用成長の促進に必要なGDPの成長率を減じている労働市場に好影響を与えている。2016年には、約50万の新規雇用が創出され、2015年から良好な傾向が続いている。労働市場におけるこの良好な傾向は継続し、2017年において483,000、2018年において503,000、また、2019年において452,000の新たな雇用を創出した。

下表は、表示期間の労働市場とその推移に関する選別統計を示している。

労働市場

(単位：%を除き、千人)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 労働人口 | 22,922 | 22,823 | 22,742 | 22,807 | 23,027.1 |
| 就労人口 | 17,866 | 18,342 | 18,825 | 19,328 | 19,779 |
| 失業者数(1) | 5,056 | 4,481 | 3,917 | 3,479 | 3,248 |
| 失業率(%) | 22.1 | 19.6 | 17.2 | 15.3 | 14.1 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 失業登録者数(2) | 4,232 | 3,869 | 3,508 | 3,279 | 3,149 |

(1) 人口動態調査（Encuesta de Población ActivaまたはEPA）に基づく。
(2) INEM（公共職業安定所）登録に基づく。
出所：INEおよびINEMの数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

スペインでは二つの主要な失業に関する資料があり、人口動態調査（Encuesta de Población Activa またはEPA）および「失業登録者数」が得られる失業者登録である。異なった方法を採用しているため、両資料から得られる数値には大幅な差異がある。人口動態調査は国際労働機関の定義と方法に一致している。

*物価*

消費者物価指数に基づくインフレ率は2018年12月に1.2%を記録した後、2019年12月は前年比で0.8%となった。さらに、比較的程度は小さいものの食品および飲料品、輸送機関、通信手段における物価が上昇し、娯楽および文化、住宅、水道、電気、燃料における物価は低下した。一方で、2019年のコアインフレ率（生鮮食品価格およびエネルギー価格を除く基調的なインフレ率）は、2018年と比較して横ばいであった（0.9%）。年間平均における総合指数は、前年比で0.7%に低下し、2018年から１パーセント・ポイント低下した。

下表は、表示期間の卸売産業価格、消費者物価（家賃、サービス料を含む。）および被雇用者一人当たりの賃金における年平均変動率を示している。

価格と賃金

| | 価格指数の平均変動率(%) | 消費者物価指数の平均変動率(%) | 被雇用者一人当たり月次賃金の平均変動率(%) |
|---|---|---|---|
| 2015年 | (2.1) | (0.5) | 1.1 |
| 2016年 | (3.1) | (0.2) | (0.3) |
| 2017年 | 4.4 | 2.0 | 0.1 |
| 2018年 | 3.0 | 1.7 | 1.0 |
| 2019年 | (0.4) | 0.7 | 1.9 |

出所：INEに基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

*経済における政府の役割と民営化*

**スペイン経済における国家の役割は1980年代以降、劇的に変化した。国際的な傾向と同様に、スペインは財貨・サービスの直接的な生産から撤退し、その予算上および規制上の役割を重視してきた。これは民営化の過程に明確に現れており、テレフォニカ（通信部門）、レプソルおよびエンデサ（エネルギー部門）およびイベリア（航空部門）を含む多数の旧国有企業に影響を与えた。**

**かかる売却の結果、国有生産部門は著しく縮小されているが、政府が100%所有する企業のうちには、ウノサ（石炭採掘業）、アジェンシアEFE（通信業）およびナバンティア（造船業）等がある。**

**2014年、公法上の法人であるSEPIが国有起業家部門の再編および現代化を目指し、ナバンティアの子会社の一つである、船会社のレノサの株式の100%を売却した。さらに、2014年にアエナ（スペインの一般的な空港およびヘリポートを運営する会社）の民営化が開始され、2015年２月以降、アエナは証券取引所に上場したが、株式の51%は引続き国により保有されている。同様に、国による支援を受けるスペインの銀行再編計画の実施はほとんど完了しており、現在国有銀行として残っているのは、BFAバンキア一行のみである。**

## 3　貿易および国際収支

### (1) 貿易

2002年から2008年には、好調なスペイン経済は、輸入が輸出よりも急激に増加してGDP比の9.5%超に上昇し、膨大な貿易赤字を生み出した。しかしながら、2009年には世界経済および国際貿易の低迷に応じて輸入の縮小が輸出の削減を大幅に上回ったため、貿易赤字は着実に減少した。貿易赤字は2010年に新たに増加したが、その後2011年には縮小し、2012年および2013年にはより大幅な減少が続いた。しかし2014年における貿易赤字は、強力な国内需要による輸出の上昇を上回る輸入の大幅な増加に起因して、その下降傾向から変化し、上昇した。さらに、数百万ユーロの貿易赤字は、2015年にわずかに増加したが、2016年には、主にエネルギー輸入が縮小した結果、前年と比較してマイナス30.4%と大幅に減少した。2017年には、輸出額の増加を輸入額の増加が上回ったことにより、貿易赤字が再度増加した。これは、国内需要が依然として好調であることを示している。2018年には貿易赤字は、30.8%増加した。しかし2019年には、前年全体で輸入よりも輸出が好業績を収めたため、貿易赤字は再度減少した（マイナス７%）。

下表は表示年度毎のスペインの貿易収支を示している。

貿易収支

(単位：百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年(p) |
|---|---|---|---|---|---|
| 輸出(FOBベース)(1) | 249,794 | 256,393 | 276,143 | 285,260 | 290,089 |
| 輸入(FOBベース)(1) | 274,773 | 273,778 | 302,430 | 319,647 | 322,069 |
| 貿易収支 | (24,979) | (17,385) | (26,287) | (34,387) | (31,980) |

(1) 本船渡し条件
出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報
(p) 暫定値

過去数年における商品別輸出入の内訳は非常に安定していた。資本財は2019年の総輸出の8.8%を占め（2015年は8.7%）、中間財は2015年の49.6%から2019年には48.4%に変化した。外国における売上高の消費財の割合は、2019年には37.1%（2015年も同じ）であった。最後に、エネルギー財は2015年の4.6%から2019年は5.8%にわずかに増加した。

輸入については、資本財は2015年の8.2%から2019年には8.7%にわずかに増加した。中間財は2015年の50.6%から2019年には49.2%へと減少した。一方で、消費財の相対的重要度は2015年の27.1%から2019年には28.35%へと増加したが、エネルギー財は2019年において2015年の14.1%から13.7%にわずかに減少した。

### (2) 商品グループ別貿易

スペインの輸出入品目が表示年度毎に下表に示されている。

商品グループ別貿易

輸出(FOBベース)

(単位：百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年(p) |
|---|---|---|---|---|---|
| 消費財 | 92,695 | 99,012 | 101,943 | 102,696 | 107,560 |
| 食料、飲料およびタバコ | 34,273 | 36,301 | 38,477 | 39,076 | 41,331 |
| 耐久消費財 | 35,656 | 38,329 | 37,119 | 37,011 | 37,909 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| **その他の非耐久消費財** | 22,766 | 24,382 | 26,348 | 26,609 | 28,320 |
| **資本財** | 21,643 | 22,690 | 24,085 | 24,628 | 25,405 |
| **機械およびその他の設備** | 13,173 | 12,782 | 13,614 | 14,276 | 14,265 |
| **輸送資材** | 6,816 | 8,143 | 8,673 | 8,502 | 9,196 |
| **その他の資本財** | 1,654 | 1,765 | 1,798 | 1,850 | 1,944 |
| **中間財** | 123,865 | 125,185 | 135,693 | 140,570 | 140,378 |
| **農業、林業および漁業** | 1,633 | 1,712 | 1,708 | 1,862 | 2,030 |
| **産業中間財** | 122,232 | 123,472 | 133,985 | 138,709 | 138,348 |
| **エネルギー財** | 11,591 | 9,507 | 14,422 | 17,366 | 16,746 |
| **合計** | **249,794** | **256,393** | **276,143** | **285,260** | **290,089** |

**出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報**
**(p) 暫定値**

輸入(CIFベース)(1)

(単位：百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年(p) |
|---|---|---|---|---|---|
| 消費財 | 74,494 | 80,227 | 85,053 | 87,992 | 91,131 |
| 食料、飲料およびタバコ | 19,093 | 20,443 | 21,763 | 22,379 | 22,694 |
| 耐久消費財 | 26,954 | 29,300 | 31,652 | 33,224 | 33,820 |
| その他の非耐久消費財 | 28,447 | 30,485 | 31,638 | 32,389 | 34,617 |
| 資本財 | 22,625 | 23,932 | 26,254 | 27,166 | 28,120 |
| 機械およびその他の設備 | 15,453 | 15,921 | 17,883 | 18,873 | 19,181 |
| 輸送資材 | 3,143 | 3,572 | 4,050 | 3,919 | 4,265 |
| その他の資本財 | 4,029 | 4,439 | 4,321 | 4,374 | 4,674 |
| 中間財 | 138,899 | 139,029 | 150,545 | 156,623 | 158,596 |
| 農業、林業および漁業 | 6,610 | 6,386 | 6,750 | 6,801 | 6,805 |
| 産業中間財 | 132,289 | 132,643 | 143,796 | 149,822 | 151,791 |
| エネルギー財 | 38,755 | 30,590 | 40,578 | 47,866 | 44,222 |
| **合計** | **274,773** | **273,778** | **302,430** | **319,647** | **322,069** |

(1) 費用、保険料および運賃込値段
出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報
(p) 暫定値

貿易収支(CIFベース)(1)

(単位：百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年(p) |
|---|---|---|---|---|---|
| 消費財 | 18,201 | 18,785 | 16,890 | 14,704 | 16,429 |
| 食料、飲料およびタバコ | 15,180 | 15,858 | 16,714 | 16,697 | 18,637 |
| 耐久消費財 | 8,702 | 9,029 | 5,467 | 3,787 | 4,089 |
| その他の非耐久消費財 | (5,681) | (6,103) | (5,290) | (5,780) | (6,297) |
| 資本財 | (982) | (1,242) | (2,169) | (2,538) | (2,715) |
| 機械およびその他の設備 | (2,280) | (3,139) | (4,269) | (4,597) | (4,916) |
| 輸送資材 | 3,673 | 4,571 | 4,623 | 4,583 | 4,931 |
| その他の資本財 | (2,375) | (2,674) | (2,523) | (2,524) | (2,730) |
| 中間財 | (15,034) | (13,844) | (14,852) | (16,053) | (18,218) |
| 農業、林業および漁業 | (4,977) | (4,674) | (5,042) | (4,939) | (4,775) |
| 産業中間財 | (10,057) | (9,171) | (9,811) | (11,113) | (13,443) |
| エネルギー財 | (27,164) | (21,083) | (26,156) | (30,500) | (27,476) |
| **合計** | **(24,979)** | **(17,385)** | **(26,287)** | **(34,387)** | **(31,980)** |

(1) 費用、保険料および運賃込値段
出所：スペイン中央銀行の統計情報（税関部により提供された情報を編集）
(p) 暫定値

(3) 地域別貿易

スペインの地域別輸出入はEU諸国との貿易の割合が高いことを示している。2019年における、スペインの輸出の59.0%（2018年は59.2%）は当該諸国に向けられ、これに対し2019年における、スペインの輸入の50.1%（2018年は50.3%）は当該諸国からのものとなった。

下表は表示年度毎のスペインの貿易相手国を地域別に示している。

地域別貿易

輸出(FOBベース)

(単位：百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年(p) |
|---|---|---|---|---|---|
| EU(27ヶ国) | 143,500 | 150,223 | 162,644 | 168,946 | 171,054 |
| 米国 | 11,504 | 11,371 | 12,468 | 12,787 | 13,740 |
| 日本 | 2,470 | 2,404 | 2,445 | 2,530 | 2,725 |
| OECD諸国 | 193,072 | 201,858 | 214,765 | 220,844 | 225,902 |
| OPEC | 10,910 | 9,620 | 9,848 | 10,488 | 9,634 |
| 合衆国を除くアメリカ大陸諸国 | 9,002 | 7,720 | 9,035 | 9,057 | 8,813 |
| アジアNIC諸国(1) | 3,738 | 3,629 | 3,850 | 4,382 | 4,671 |
| 中国 | 4,384 | 4,878 | 5,953 | 6,278 | 6,801 |
| **全世界** | **249,794** | **256,393** | **276,143** | **285,261** | **290,089** |

(1) 新興産業諸国
出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報
(p) 暫定値

輸入(CIFベース)

(単位：百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年(p) |
|---|---|---|---|---|---|
| EU(27ヶ国) | 141,580 | 145,228 | 154,964 | 160,844 | 161,512 |
| 米国 | 12,828 | 12,949 | 13,565 | 13,174 | 15,534 |
| 日本 | 3,221 | 3,648 | 3,934 | 4,133 | 4,356 |
| OECD諸国 | 186,990 | 190,263 | 205,424 | 212,665 | 215,426 |
| OPEC | 21,186 | 16,194 | 20,782 | 25,491 | 23,504 |
| 合衆国を除くアメリカ大陸諸国 | 8,853 | 8,439 | 10,575 | 11,462 | 9,580 |
| アジアNIC諸国(1) | 3,960 | 3,908 | 5,116 | 5,207 | 5,268 |
| 中国 | 23,665 | 23,840 | 25,829 | 26,911 | 29,155 |
| **全世界** | **274,772** | **273,779** | **302,431** | **319,647** | **322,069** |

(1) 新興産業諸国
出所：税関部の数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報
(p) 暫定値

### (4) 日本との貿易

日本からの輸入

(単位：千ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 輸送車 | 1,452,023 | 1,681,302 | 1,962,397 | 2,051,130 | 2,284,566 |
| 機械および機械設備 | 630,464 | 779,366 | 784,477 | 771,285 | 784,961 |
| 電子機器 | 314,510 | 357,330 | 374,637 | 414,453 | 407,710 |
| 光学機器、計測機または手術器具 | 231,736 | 218,874 | 227,428 | 229,805 | 212,412 |
| 有機化学製品 | 120,655 | 90,223 | 86,135 | 112,835 | 122,784 |
| プラスチックおよびプラスチック製品 | 48,582 | 62,429 | 71,559 | 81,006 | 77,709 |
| 鉱物燃料および石油 | 14,889 | 16,211 | 12,533 | 40,971 | 54,554 |
| 医薬品 | 84,452 | 85,489 | 47,194 | 42,122 | 44,181 |
| その他の化学製品 | 42,890 | 36,942 | 45,850 | 51,596 | 44,049 |
| ゴムおよびゴム製品 | 43,733 | 51,116 | 48,897 | 47,801 | 42,739 |

出所：データコメックス（産業・貿易・観光省の貿易事務局）データベースの統計情報

日本への輸出

(単位：千ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 食肉類 | 271,325 | 341,796 | 435,097 | 437,095 | 510,678 |
| 輸送車 | 327,860 | 402,292 | 363,847 | 331,997 | 357,093 |
| 医薬品 | 486,480 | 339,646 | 321,125 | 374,986 | 342,492 |
| 動物性油脂または植物性油脂 | 126,402 | 136,732 | 152,494 | 140,188 | 163,476 |
| 鉱石、スラグおよび灰 | 136,187 | 143,269 | 96,835 | 122,540 | 153,640 |
| 飲料（ジュースを除く。） | 92,907 | 91,187 | 92,016 | 92,751 | 112,484 |
| 衣類 | 91,333 | 102,502 | 118,085 | 112,789 | 109,444 |
| 有機化学製品 | 82,688 | 103,522 | 89,270 | 89,656 | 107,037 |
| その他の衣類 | 60,764 | 59,364 | 64,422 | 62,072 | 63,531 |
| 魚介類 | 70,295 | 62,209 | 64,553 | 79,682 | 63,109 |

出所：データコメックス（産業・貿易・観光省の貿易事務局）データベースの統計情報

日本との貿易収支

(単位：百万ユーロ)

| | 輸出 | 輸入 | 貿易収支 |
|---|---|---|---|
| 2015年 | 2,470 | 3,221 | (751) |
| 2016年 | 2,404 | 3,648 | (1,244) |
| 2017年 | 2,445 | 3,934 | (1,489) |
| 2018年 | 2,530 | 4,133 | (1,603) |
| 2019年 | 2,725 | 4,356 | (1,631) |

出所：データコメックス（産業・貿易・観光省の貿易局）データベースの統計情報

(5) 国際収支

下表はIMFの国際収支マニュアル第６版に対応する表示年度毎の経常収支を示している。

経常収支

(単位：百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 財貨・サービス | 32,765 | 44,416 | 41,584 | 32,620 | 35,154 |
| 流入 | 362,355 | 377,372 | 408,730 | 422,169 | 434,250 |
| 流出 | 329,590 | 332,954 | 367,145 | 389,545 | 399,095 |
| そのうち観光業 | 40,588 | 43,355 | 47,072 | 46,332 | 46,284 |
| 流入 | 56,310 | 60,351 | 66,683 | 69,024 | 71,205 |
| 流出 | 15,722 | 16,996 | 19,611 | 22,692 | 24,921 |
| 第一次および第二次所得 | (10,937) | (9,044) | (10,499) | (9,338) | (10,256) |
| 流入 | 68,649 | 71,720 | 74,221 | 75,089 | 76,053 |
| 流出 | 79,585 | 80,763 | 84,717 | 84,428 | 86,308 |
| 経常収支 | 21,829 | 35,370 | 31,086 | 23,283 | 24,898 |

出所：スペイン中央銀行の国際収支の数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

財貨・サービス収支において、観光は重要な役割を担っており、観光による黒字はここ数年を通じて増加している。2012年には、経常赤字は大幅に減少したが、依然としてマイナスであった。財貨・サービスによる黒字、特に観光の好業績により、2013年から経常収支は黒字を記録し、2019年まで引続き黒字となった。2013年以降の経常収支の黒字は、内需の堅調を伴っている点において、最近のスペイン経済史に見られなかった状況である。2019年のかかる黒字は、2018年比で７%増加した。

下表は、表示年度毎のスペインの金融勘定を示している。

金融勘定

(単位：百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| A. 金融勘定(1) | 69,466 | 89,483 | 65,307 | 45,535 | 19,020 |
| 直接投資－収支 | 30,075 | 11,180 | 11,987 | (15,188) | 10,479 |
| スペインによる外国への投資－VA | 50,689 | 50,846 | 35,040 | 25,433 | 26,823 |
| 外国からスペインに対する投資－VP | 20,615 | 39,661 | 23,052 | 40,620 | 16,346 |
| ポートフォリオ投資－収支 | (5,164) | 46,648 | 25,079 | 12,991 | (50,406) |
| スペインによる外国への投資－VA | 63,843 | 25,593 | 78,619 | 47,738 | 36,799 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 外国からスペインに対する投資 - VP | 69,004 | (21,054) | 53,537 | 34,746 | 87,203 |
| その他の投資 - 収支 | 40,744 | 29,090 | 20,764 | 46,148 | 67,120 |
| B. スペイン中央銀行の金融勘定 | (40,164) | (54,026) | (32,628) | (14,249) | 14,814 |
| 準備金 | 5,067 | 8,254 | 3,667 | 2,182 | 675 |
| ユーロシステムにおける<br>スペイン中央銀行のネット・ポジション | (50,929) | (59,707) | (31,266) | (9,487) | 20,533 |
| その他の資産純額 | 5,702 | (2,573) | (5,029) | (6,945) | (6,394) |
| 誤差脱漏 | (125) | (2,341) | (1,251) | 2,234 | 4,863 |
| **金融勘定合計（A+B）** | **29,302** | **35,457** | **32,679** | **31,286** | **33,834** |

(1) スペイン中央銀行からのデータを除き、金融デリバティブを含む。
出所：スペイン中央銀行からの数値、経済・デジタル変革省の月次経済指標、IMFの国際収支マニュアル第６版の方法論
VA： 資産の変動
VP： 負債の変動

(6) 準備金と為替レート

下表は表示年度毎のスペイン中央銀行の外貨準備高を示している。

準備高(1)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 準備高： | | | | | |
| 金 | 8,811 | 9,941 | 9,795 | 10,149 | 12,260 |
| 通貨 | 35,560 | 44,474 | 43,098 | 45,858 | 48,404 |
| SDR(2) | 3,507 | 3,551 | 3,398 | 3,350 | 3,381 |
| IMFポジション | 1,425 | 1,669 | 1,448 | 2,070 | 2,181 |
| 準備高におけるその他の資産 | 269 | 267 | 137 | 281 | 297 |
| **準備高合計** | **49,573** | **59,902** | **57,877** | **61,708** | **66,523** |

(1) 12月31日現在のデータ。(単位：百万ユーロ)
(2) 特別引出権
出所：スペイン中央銀行の統計情報

年次為替レート(1)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 米ドル | 1.11 | 1.11 | 1.13 | 1.18 | 1.12 |
| 日本円 | 134.29 | 120.31 | 126.65 | 130.41 | 122.06 |
| スイス・フラン | 1.07 | 1.09 | 1.11 | 1.16 | 1.11 |
| 英ポンド | 0.73 | 0.82 | 0.88 | 0.89 | 0.88 |
| 豪ドル | 1.48 | 1.49 | 1.47 | 1.58 | 1.61 |

(1) 12月31日現在のデータ。
ユーロ１単位に対する外貨額。
表示レートは日々のレートの年次平均を示している。
出所：スペイン中央銀行の数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

(7) 為替管理

「４ 通貨・金融制度」を参照のこと。

## 4　通貨・金融制度

### (1) 金融・為替政策

スペインは、設立加盟国として、その他の10ヶ国のEU加盟国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダおよびポルトガル）とともに完全に欧州経済通貨同盟（EMU）に加盟したため、金融政策には主要な変化があった。EU委員会は2000年６月19日、ギリシャがユーロに加盟することを承認し、ギリシャは2001年１月１日にEMUに加盟した。EMU契約は欧州連合に係る条約（マーストリヒト条約）の中に含まれ、本格的な通貨統合の創造を志向している。EMU加盟国は各国の通貨のパリティーを取消し不能の形で固定するだけでなく、単一通貨（ユーロ）を導入し自国の通貨を廃止した。ユーロは2002年１月１日から流通している。

2004年に新たに13ヶ国がEUに加盟した。その加盟国のうちスロベニア共和国、キプロス共和国、マルタ共和国、スロバキア共和国およびエストニア共和国が2007年から2011年の間に単一通貨を採択した。2014年にはラトビアが、また2015年にはリトアニアがユーロ圏に参加した。これにより現在ユーロ圏には19の加盟国が存在している。

下表はEMU加盟国の通貨のユーロに対する固定および取消し不能の為替レートである。

| | 対ユーロ |
|---|---|
| オーストリア・シリング(ATS) | 13.7603 |
| ベルギー／ルクセンブルグ・フラン(BEF) | 40.3399 |
| ドイツ・マルク(DEM) | 1.95583 |
| ポルトガル・エスクード(PTE) | 200.482 |
| フィンランド・マルカ(FIM) | 5.94573 |
| フランス・フラン(FRF) | 6.55957 |
| アイルランド・ポンド(IEP) | 0.787564 |
| イタリア・リラ(ITL) | 1,936.27 |
| オランダ・ギルダー(NLG) | 2.20371 |
| スペイン・ペセタ(PTA) | 166.386 |
| ギリシャ・ドラクマ(GRD) | 340.75 |
| スロベニア・トラール(SIT) | 239.64 |
| マルタ・リラ(MTL) | 0.4293 |
| キプロス・ポンド(CYP) | 0.585274 |
| スロバキア・コルナ(SKK) | 30.126 |
| エストニア・クローン(EEK) | 15.6466 |
| ラトビア・ラッツ(LVL) | 0.702804 |
| リトアニア・リタス(LTL) | 3.45280 |

EMU加盟の結果、スペインは、金融政策および為替政策に関する権限をEU機関に委ねた。支配権の統合は、おおむね、EU内の自由かつ強力な資本流入によってもたらされる諸問題に対する最も良い解決策である。

ユーロ圏の金融政策は欧州中央銀行とユーロを導入した19ヶ国（すなわち「EMU-19ヶ国」）の中央銀行からなる「ユーロシステム」によって取り扱われる。主たるユーロシステムの意思決定機関は運営理事会で、理事会の各国委員がEMU-19ヶ国の自国の中央銀行を代表する。金融政策の実行はEMU-19ヶ国の自国の銀行制度で公開市場取引を行う自国の中央銀行に責任がある。

金融政策は物価の安定を目的としており、消費者物価指数の上昇率が２％未満となるよう設定している。欧州中央銀行と自国の中央銀行は両者ともに自国とEUの政治機関から独立している。

ユーロの為替政策の責任は分担される。EMUメンバーの19ヶ国の財務大臣により構成される機関であるユーロ-19は主な決定（為替レートの合意に参加することおよびパリティーの固定等）を行い、日常の仕事は欧州中央銀行が行う。ユーログループは為替政策の決定を行う前に欧州中央銀行と協議しなければならない。

*インフレーション*

スペインの平準インフレ率は、2016年にはマイナス0.3%であったが2017年にはプラス2.0%へと転じ、2018年は平準CPIが1.7%で、プラスにとどまった。2019年に、平準CPIは0.8%に減少した。ユーロ圏におけるCPIは2017年の1.5%から2018年には1.8%に増加し、2019年には再び減少して1.2%となった。2017年にはプラス0.5パーセント・ポイント、2018年にはマイナス0.1パーセント・ポイントであったその差異は、2019年にはマイナス0.4パーセント・ポイントとなった。

下表は、表示期間におけるスペインとユーロ圏の平準化消費者物価指数の前年比増加率を示している。

消費者物価指数の変動(1)

| | 前年比変動率(%) | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
| スペイン | (0.6) | (0.3) | 2.0 | 1.7 | 0.8 |
| ユーロ－19ヶ国 | 0.0 | 0.2 | 1.5 | 1.8 | 1.2 |

出所：ユーロスタットおよびINEからの数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報
(1) 平準化消費者物価指数（2015年＝100）

***金利***

近年、スペインの金利は大幅に引き下げられた。主な引き下げ要因はインフレの下降と金融政策の枠組みに対する信頼性の低下およびスペインがEMUに加盟したことである。その結果、ドイツ国債（EUのベンチマーク）に対するスペインの10年物国債の利回りスプレッドは1996年の平均約250ベーシス・ポイントから2007年には平均８ベーシス・ポイントへと着実に縮小した。しかし、ドイツのベンチマークに対するスペインの10年物国債の利回りスプレッドは、2008年以降、国際金融危機および回避リスクにより増加し続け、平均スプレッドは2008年に38ベーシス・ポイント、2009年に72ベーシス・ポイント、2010年に148ベーシス・ポイントとなった。2011年および2012年、スプレッドは順調に増加し続け、2012年半ばには550ベーシス・ポイントを超えた。当局（特に欧州中央銀行）の行動または声明により、市場によるプレッシャーが緩和され、10年債の金利プレミアムは低下し始めた。かかる改善は、マクロ経済データの好反応および2013年12月にスペイン銀行のベイルアウトが終了したことにより翌年も続き、ドイツのベンチマークに対するスペインの10年物国債のスプレッドは、200ベーシス・ポイントをわずかに超えるレベルとなった。差異の縮小は2014年中も続き、12月には100ベーシス・ポイントをわずかに超えるレベルとなった。その後数年間の差異は100ベーシス・ポイントに近い数値で安定した。2018年（98ベーシス・ポイント）および2019年（89ベーシス・ポイント）のかかる差異は平均して100ベーシス・ポイントを下回った。

リスクプレミアムの低下を別として、金利は過去数年間、スペインを含む欧州諸国の大半でほとんど低下しなかった。短期金利は2016年からすべての期間物について引続きマイナス値であり、スペインの債務の長期金利は緩やかに上昇したものの、依然として史上最低に近い値である。

下表は、スペインの表示年度の金利の変遷を表している。

| | 平均金利(%) | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
| 長期(1) | 1.7 | 1.3 | 1.6 | 1.5 | 0.7 |
| 短期(2) | 0.0 | (0.2) | (0.4) | (0.4) | (0.5) |

(1) 長期金利はスペインの10年物国債の年平均金利に等しい。
(2) 短期金利はスペインの３ヶ月物短期国債の年平均金利に等しい。
出所：スペイン中央銀行の数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

*通貨供給*

1999年１月１日にユーロを導入して以降、通貨総額はEMU全体のために計算される。EMUの開始により、下表の脚注に示されるように、いくつかの通貨総額の定義に関し、異なる定義が採用された。

ユーロ圏

(単位：十億ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 流通通貨 | 1,048.9 | 1,087.3 | 1,123.2 | 1,175.4 | 1,231.1 |
| Ｍ１ | 6,631.5 | 7,238.2 | 7,787.0 | 8,278.1 | 8,944.7 |
| Ｍ２ | 10,228.1 | 10,732.2 | 11,234.8 | 11,702.0 | 12,379.1 |
| Ｍ３ | 10,830.7 | 11,392.3 | 11,873.4 | 12,371.8 | 12,999.1 |

Ｍ１：流通通貨および翌日返済預金
Ｍ２：Ｍ１ならびに最長２年の満期預金および最長３ヶ月の通知払い償還預金
Ｍ３：Ｍ２ならびにレポ取引、株式を除くユーロ圏で通貨金融機関が発行する最長２年満期の証券、マネー・マーケット・ペーパーおよびマネー・マーケット・ファンドの持分
出所：ユーロスタットおよびINEからの数値に基づくスペイン中央銀行の統計情報

(2) 銀行制度

スペインの銀行制度には、商業銀行、貯蓄銀行および信用組合が含まれる。

*商業銀行*

スペインの商業銀行部門は二つのスペインの国際銀行グループによって占められている。すなわちサンタンデールおよびBBVAである。サンタンデールは、1,522十億ユーロ（2019年12月現在の連結データ）の資産を有する国内最大の銀行グループである。BBVAの資産は698十億ユーロ（2019年12月現在の連結データ）である。

*貯蓄銀行、信用組合および最近の部門再構築*

スペインの貯蓄銀行（cajas de ahorros）はこれまで地方自治体（地方政府）により法的地位を規定されている金融機関であった。また、預金の受け入れならびに主に住宅購入者、公共住宅計画および中小企業に対する貸付を行っていた。その業務の自由に対するいくつかの規制の解除により、スペインの貯蓄銀行は民間銀行に近い広範な銀行業務を顧客に提供した。従来、地方機関として存続してきたスペインの貯蓄銀行は、スペイン全土に支店や事務所を開設している。

現在、多くの貯蓄銀行の再構築は完了している。金融危機以前における銀行制度は金融取引量の増加に伴い、規模の観点でも重要性を有する存在となっていた。変動する需要のニーズに合わせて事業を適合させていくにあたり剰余が明らかとなり、部門の縮小の必要性を示唆した。2009年半ば、金融機関の再編プロセスを管理し、その資本の増大を目指すための銀行再編基金（FROB）が設立された。再編プロセスにはほぼすべての貯蓄銀行が関与し、2011年になっても続いた。2011年および翌数年間において、スペインの銀行部門の再編が行われ、機関の数および部門の定員数が削減され、貯蓄銀行が商業銀行へと変換された。貯蓄銀行の数は大幅に減少し、これら銀行（二つの零細銀行を除く。）はすべて業務を商業銀行へと切替えた。

カハス・ルラレス等のような信用組合は、主に地方で活動しており、預貯金、貸付業務を行っている。また、信用組合はその組合員に農機械・器具に対する融資を含む関連サービスも提供している。少なくはあるが、統合のプロセスを踏んでいるかなりの数の信用組合がある。

*再構築および資本再構成*

スペインは欧州安定メカニズム（ESM）の支援を受けて、金融部門の改革の大規模な計画に着手した。2012年６月25日にスペインは欧州金融安定ファシリティー（EFSF）に、進行中の金融部門の再構築および資本再構成に対する金融支援を要請した。改革計画は、（ｉ）スペイン国内の銀行の資本を改善し、貸借対照表の強度に関する不確実性を減少させ、同時に資金調達市場に対する銀行のアクセスを改善することを目的としている。これにより、国内の信用状態が緩和され、経済再生が促進される。資本化の推進も、弱小な銀行に対して、資本不足の問題が拡大する前に個別に資本の調達活動に着手することを要求することにより、納税者を守ることを目的としている。また、（ii）金融部門の規則、監視および決議の枠組みを改革することにより、部門の回復力を増強し、将来におけるリスクの再集積を防ぐことを目的としている。

ユーログループは、2012年７月20日付の金融部門の政策条件に関する覚書に概説されているプログラムに基づくスペインの参加に伴い、スペインからの経済支援の要請を承認した。2012年11月に、当該プログラムに対する金融支援提供の責務が、かかる支援が古参優先の地位を得ることなく、EFSFから欧州の新たな永続的救済メカニズムである欧州安定メカニズム（ESM）へと移行された。

金融部門に対するかかる資本再構成計画は、2013年の末には最終段階に到達し、2014年初頭に完了した。スペイン当局は計画全体の具体策を着実に実行し、またこれらの主要な改革はスペインの金融部門に採用された。2013年末、欧州委員会、欧州中央銀行およびIMFからの評価は良好であった。スペインは、かかる改革および対策、ユーロ圏および欧州の主導による支援により、銀行部門のいくつかの分野における深刻な問題を解決した。したがって、公的支援を受けた銀行の再構築プロセスは、欧州委員会が承認した再構築計画およびかかる承認済みの対策を計画通り実行していく努力によって順調に進んでいる。2013年EU規則第472号（ツーパック）の第14条により想定された通り、スペイン経済およびその金融部門の監視は、事後調査報告（PPS）に関連して継続している。PPSは、プログラムの終了後自動的に開始し、報告および使命については年２回行われる。欧州委員会は、各事後調査報告を発表し、スペインが構造改革、財政再建および銀行部門の資本再構成の恩恵を得ていることが確認された。これらの要因は、金融部門の安定、資金調達条件の改善、力強い経済回復、労働市場の改善およびスペイン国家に対する借入コストの低下に貢献してきた。また、近年では、経済活動の拡大も石油価格の低下、有利な為替レートおよびより制限的でない財政政策により支えられてきた。結果として、当該報告書は、スペインのESMローンの返済リスクが現在非常に低いことを示している。最新の事後調査報告は、2019年（11月）秋に発表された。

*その他*

保険会社とその他の金融サービス会社も顧客の資金獲得で競合している。商業銀行と同様に、貯蓄銀行、保険会社およびその他の金融サービス会社もスペインの顧客に提供するサービスを拡大している。

*ICO*

旧政府金融機関が保有していたアルヘンタリア（現在はバンコ・ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア・エセ・アー）株式の譲渡の結果、ICOが政府の指令に基づく貸付を行う唯一の機関となっている。1998年２月のアルヘンタリアの完全民営化以降、スペイン政府の国内銀行システムへの関与はその100%所有のICOに限られている。上記の、2012年から2014年にかけて実施されたスペインの金融部門の資本再構成の過程の中で、スペイン国家は一部の金融機関の株式を引き受けた。直近数年の間に、株式の大半を民間投資家に売却した国家は、当初はバンキアの株式の68%を保有していたのに対し、バンキアの株式の61.78%しか保有していない。国家は銀行再編基金（FROB）を通じて株式を管理しており、銀行再編基金（FROB）は、引続き、政府のバンキアの支配的持分を処分するという目的および公的資金の回収を最大化するという目的の平衡を保つことに重点を置いている。

(3) スペイン中央銀行および欧州中央銀行

1962年に現在の組織に確立されたスペイン中央銀行は、自治権を有するスペインの中央銀行として事業を行う公法上の法人（entidad de derecho pública）である。さらに、民間銀行の機能も有している。その公的機能を除いて、第三者とスペイン中央銀行の関係は私法に服し、その行為については民法および商法に服する。

スペイン中央銀行の自治権に関する1994年法律第13号は1994年６月３日に発効した。1994年法律第13号の主な目的は、欧州中央銀行（ECB）とEUの27ヶ国の自国の中央銀行からなる欧州中央銀行制度（ESCB）に基づく金融機関の統合に関するEMU条約の規定に従い、スペイン中央銀行に自治権を付与することである。

1999年１月１日まで、スペイン中央銀行はスペインの金融政策の立案および施行について責任を負う法人であった。同日現在、EMUの第三ステージがスタートし、ユーロシステムはユーロ圏内における金融政策に責任を負うこととなった。ユーロシステムはESCBの一部であり、ECBとEMUの第三ステージの一部としてユーロを導入した19ヶ国の中央銀行により構成される。したがって、ユーロシステムはスペインの金融政策に関し責任を担う。ユーロシステムの加盟国として、スペイン中央銀行はユーロ圏内の金融政策の立案および施行を含むユーロシステムの意思決定に参加する。

ESCBは以下の三つの決定機関により構成される。

- 運営理事会：これはECBの役員会のメンバーおよびユーロシステムに属する各国の中央銀行総裁により構成される。
- 役員会：これは、ユーロを導入した加盟国の総裁、副総裁および首脳または政府が指名したその他４名の理事により構成される。
- ECBの一般理事会：これはECBの総裁、副総裁およびEU加盟諸国の中央銀行総裁により構成される。

運営理事会はESCBの仕事を実行するために必要な指針と決定を採択し、金融政策を策定する。役員会は運営理事会が策定した金融政策を施行する責任があり、金融政策を実行するために必要な指示を各国の中央銀行に与える。

EMUの第三ステージに参加する各国の中央銀行はそれぞれの国でユーロ圏の金融政策を実行する責任がある。EMUの第三ステージに参加しない国はESCBの一般理事会に席を有するがユーロ圏内の金融政策を決定または実行することができない。

1999年１月１日以降、スペイン中央銀行はESCBに起因する以下の基本的な機能を果たしている。

- ユーロ圏の物価の安定の維持を主な目的とする、ユーロシステムの金融政策の設定および実行。
- TEUの第111条の規定と一致する外国為替取引の実行ならびに国家の政府通貨準備金の保持および管理。
- ユーロ圏の支払システムの適切な機能の促進。かかる背景に対し、緊急流動性支援（ELA）業務が参照されるべきである。
- 法定通貨紙幣の発行。

ESCBへの加盟に起因する機能を認識し、スペイン中央銀行は自治法により以下の機能を定めている。

- ECBへ移転されない通貨および貴金属の準備高の保持および管理。
- 金融システムならびに、ECBの機能を損なうことなく、国内支払システムの適切な機能および安定を促進すること。かかる背景に対し、緊急流動性支援（ELA）業務が参照されるべきである。
- スペイン中央銀行が監督責任を割り当てられている金融機関、その他事業体および金融市場の支払能力および特定の規則を遵守していることの監督。

- 硬貨の流通および国家を代理してかかる流通に関連してスペイン中央銀行に委託されたすべてのその他機能の実行。
- その機能に関連する統計の作成および公表ならびに統計情報の編集におけるECBの支援。
- 財務サービスの提供および政府債務に関して財務代理人として行為すること。
- 政府に対する助言ならびに適切な報告および研究の作成。

2007年に生じた金融危機により、銀行業務の規制および監督がEU全体、とりわけユーロ圏において調和される必要があることが明らかとなった。危機により、特に、銀行部門によるリスクの誤算が加盟国全体の金融安定性を弱体化させる可能性があることが判明した。したがって、2012年６月、欧州理事会は二つの新たな機関を設立することに合意し、当該機関はいわゆる銀行同盟の主要な要素となっている。一つ目の主要な要素は、単一監督メカニズム（SSM）であり（ユーロ圏のすべての銀行を対象としており、ユーロ圏以外の加盟国も、希望に応じて選択することが可能である。）、欧州最大の銀行が共通規則に基づき独立して監督されることを確実にするため、欧州中央銀行に対して直接的な銀行監督の役割を割り当てている。二つ目の主要な要素は、単一破綻処理メカニズム（SRM）であり、最悪の状況、すなわち銀行の破綻について、納税者に対して最小限の費用負担で、正しく状況を解決できるよう計画する責任を有する。必要な場合は、銀行業界による融資を受けている新たに設立された単一破綻処理ファンド（SRF）から、融資の提供を補足ベースで受けることも可能である。SSMは2014年11月から、SRMは2016年１月から完全に稼働している。ただし、SRFは2023年になって初めてその目標とする資金調達水準に到達する予定である。ユーロ圏の加盟国は自動的に銀行同盟に加盟するが、その他加盟国は選択することが可能である。2015年11月24日、欧州理事会は、銀行同盟に別の要素、すなわち欧州預金保険スキーム（EDIS）を追加することを目的とした立法を提案した。これは、既存の国内預金保険スキームに基づいて設立される予定である。

単一監督メカニズム（SSM）に関しては、最大かつ最も重要な銀行グループ（2019年３月現在は119事業体）を直接的に監督する責任を有しているが、国内の監督者は、ECBの最終的な責任に基づき、引続きその他すべての銀行を監督する。

その監督責任の負担に先立ち、SSMは資産の質の査定およびストレス・テストからなる包括的審査を実施した。その目的は、SSMの機能の信頼性を開始時点から確保するため、銀行の貸借対照表の透明性の拡大を達成することにあった。その結果は、2014年10月27日に発表され、130行の加盟銀行のうち25行が資金不足を経験していることを示した。

また、金融危機の初め頃からECBは、伝統的政策および非伝統的政策の両方の幅広い金融政策を採用してきた。下記はそれらの政策を時系列で示したものである。

2007年の金融危機の開始以来、ECBおよびその他の中央銀行は、いくつかの非伝統的な金融政策措置でその事業の枠組みを補完している。金融危機以前は、ECBの基本的な措置は政策金利であり、それにより、ユーロ圏における翌日物銀行間貸付金利の主要指標であるEONIA（ユーロ圏無担保翌日物平均金利）等の指標に要約される金融市場の短期金利を管理しようとしていた。この金融政策のシグナルは、金融システム全体に伝播し、幅広い財政状況および最終的には消費者物価を含むマクロ経済のダイナミクスに影響を与えたであろう。

金融危機の際に、この事業の枠組みは不十分であると判明した。これは、金融政策の伝達を妨げた金融システムの特定のセグメントの転移ならびに当該危機の継続期間および規模により、ECBは預金ファシリティーの利率を０％に引き下げることを余儀なくされたという事実によるものである。2014年６月以前にECBにより導入された型破りな金融政策措置は、主に金融政策の伝達メカニズムの修復等の問題を解決することを重視していた。これらの措置には、例えば長期流動性の銀行部門への提供お

よび証券市場プログラム（SMP）を通じた正確に活動していない市場セグメントにおける資産購入が含まれた。

2014年６月以降、ECBは金融政策の伝達の改善および金融政策の拡張的な姿勢の強化を目指す一連の措置を徐々に導入した。ECBは、インフレ率の大幅な緩和、および経済成長のいくばくかの減速を伴う、その予想される中期的価値を背景に、かかる措置を導入した。当該措置は、（ⅰ）マイナス金利の導入、（ⅱ）金融政策の将来像に関するコミュニケーション政策、ならびに（ⅲ）ユーロシステムのバランスシート拡張の再開および強化という３つの相補分野に及んだ。

第一に、ECBは、2014年６月に預金ファシリティーの利率をマイナス0.10%とすることにより、金利をマイナスの領域に移した。

ECBの近年の金融政策実施の第二の側面は、その金融政策の将来像に関する助言の伝達の組織的な包含である。この手段は、伝統的および非伝統的措置の場合の双方に適用されてきた。その手段は、金融政策の拡張的な姿勢の強化に役立つとともに、主要な手段についてECBが辿るであろう将来の方向に関するエージェントの予想の固定化に貢献することによりさらなる刺激を与え、また、中長期金利のいわゆるタームプレミアムを減少させた。金利については、将来見通しは当初、「長期」にわたり金利が「現状の水準または低水準」を保つであろうというアナウンスを伴っていた。2016年３月より、ECBは初めて金利の将来像を資産購入プログラム（APP）の継続期間と関連付け、「そして我々の純購入額の範囲をはるかに超えている」という表現により以前の文言を補強した。導入された際に、最初の金利引上げの予想時期を遅らせたかかる見通しの要素は、かかる引上げが行われうる最低範囲に関するエージェントの予想を設定する際に、一般的に効果的であると証明されている。

第三に、ECBは2014年６月に条件付き長期資金供給オペ（TLTROs。2016年３月の理事会でTLTRO Ⅱとして再導入された。）を導入した。これらのオペレーションにより、好ましいが、ダイナミックに活動する非金融民間部門に付与された貸付に関連する状況において、機関が４年間を満期の上限とする自身の長期の資金調達を行うことを可能にするユーロ圏における銀行の介入の重要性が認められた。さらに、ECBは2015年１月に、ユーロ圏全体の財政状況に、より直接的に影響を与えることを目的として、拡大したAPPを導入することを決定した。

APPプログラムは、2015年３月に公債、民間債および社債ならびに資産担保証券の購入により始動した。金融的刺激を引き延ばす必要性を考慮し、プログラムは数回にわたり再調整された。いくつかの変更は、プログラムが施行された時期を超えて拡大した。これらにより月々の買入れ額が変更され、適格資産の範囲は拡大した。2017年４月より、買入れは徐々に減少した。最終的に、運営理事会は、以前は2018年６月に予定されていた純資産購入の終了を2018年12月に決定した。全体的に見れば、TLTROsおよびAPPを通じて生み出された金融的刺激はかなりの規模であり、ユーロシステムのバランスシートの規模および構成の双方において広範囲に及ぶ変更を必然的に伴った。

2018年末まで、アナリストおよび経済学者の間では金利が引き上げられるという期待があったが、2019年３月現在、ユーロ圏経済の低迷により、ECBは、主要なリファイナンス事業の利率ならびに限界貸付ファシリティーおよび預金ファシリティーの利率をそれぞれ、0.00%、0.25%およびマイナス0.40%に据置くことを発表した。以来、金利は変動することなく維持されたが、直近数ヶ月の間に、ECBは経済的評価に基づき、またその後のCOVID-19の緊急事態およびそれに続くロックダウンを受けて追加的な決定を下した。第一に、運営理事会の資産購入プログラム（APP）の下、2019年11月１日より毎月20十億ユーロのペースでECBからの純購入が再開した。かかる決定は、この数ヶ月間維持されている、APPの下で購入され、満期となった債券の元本の支払の再投資に加えて下されたものである。

これらの直近の発表に先立ち、ECBは、2019年９月に開始し、最初は２年後に終了するが、その後３年間に延長された新たなシリーズの四半期毎の条件付き長期資金供給オペ（TLTRO Ⅲ）が開始される

**ことを発表した。COVID-19の勃発後、ECBは、かかるプログラムの財務条件を2020年６月から2021年６月までの間緩和することを決定した。**

**COVID-19の発生後、2020年３月に、ECBは、金融システムに流動性を即時に提供するための新たなかつ追加的な長期資金供給オペも承認した。さらに、2020年末まで実施される120十億ユーロの公債と民間債の新規資産購入を承認した。また、2020年３月には、ECBは、APPの下で適格とされるすべての資産区分を含む、750十億ユーロの追加的な総枠を設定する新たなパンデミック緊急購入プログラム（PEPP）を発表した。４月には、ECBは、ユーロ圏の金融システムにおける流動性環境を支援し、また、効果的に流動性を強化することで金融市場の円滑な機能を維持するため、新しいシリーズとして、７つの、条件を付さないパンデミック緊急長期資金供給オペ（PELTRO）を発表した。**

**最後に、ECBは「パンデミック緊急購入プログラムの規模を拡大し、その構成を必要なだけ、また、必要な期間にわたり調整する十分な準備が整っている」ことを強調するために、ECBは再度、指針文書を用いた。**

## 5　財政

### (1) 公共部門と予算

公共部門は国家、自治体および社会保障を含む中央政府と自治共同体、地方自治体等の地方政府からなり立っている。毎年、一般国家予算は国家予算、自治体予算および社会保障予算を確定する。自治共同体、地方自治体およびICOのような公共部門の企業は一般国家予算に含まれない、独自の予算を編成する。

スペインの国家財政に関して集計された情報には二つの異なる基準が適用される。予算会計は当該年度中国家が計上したすべての歳出と歳入を分類するのに対し、国家会計はより広範な視野に基づき、マクロ経済全体の構成（生産、所得および支出）に関する国家の役割を特に強調して、ストックとフロー（すなわち、純資産に対する国家の経済活動の影響を示している。）の統合された枠組みで国家の経済活動を捉えようとしている。通常、予算会計は歳入および/または歳出の構成を強調し、また政府債務のストックの変動と赤字の数値を統合するために用いられる。国家会計基準は「過剰財政赤字手続」（後述の「赤字と債務の限度」を参照のこと。）のために参照される。実務上、二つのシステムには二つの主な差異があり、キャピタルゲインまたはキャピタルロスの取扱い（国家会計の赤字の数値からは除外される。）および経常収入と経常支出に使用される基準（予算会計は現金基準であり、一方発生主義は通常、国家会計に適用される。）である。

国家予算は財務省により作成され、内閣に提出された後、関連会計年度の前年の10月１日より前に議会に上程される。予算はかかる二つの場で修正され得るが一度議会で承認されると国王によって認可され、官報（Boletin Oficial del Estado）にて公表されなければならない。予算が関連会計年度の最初の日までに最終的に承認されない場合は、新規予算が承認されるまでの間、前年度の予算が自動的に継続される。

国家予算とは別の社会保障予算もまた財務省により作成される。雇用者および被雇用者に課される給与保険料とは別に、社会保障制度のその他多額の収入の源泉には国家予算からの政府移転がある。社会保障は予算の合理化を実行中であり、このため非拠出型支出（すなわち、主として医療および最低年金の補足）にもっぱら資金を移転している。社会保障の拠出部門は完全に分離される。1999年以降の社会保障剰余金は一般国家予算に戻されず、社会保障信託基金に充当される。かかる基金の資産は拠出型年金が拠出総額を超過した時に将来使用される。2019年末現在、2,900百万ユーロを支出後、社会保障信託基金の総額は2,143百万ユーロに上った。

下表は表示年度毎の社会保障制度の計上額を示している。

社会保障制度

(単位：百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 収入 | 123,899 | 123,253 | 127,977 | 135,128 | 145,402 |
| 給与保険料 | 100,569 | 103,517 | 109,223 | 115,069 | 124,162 |
| 移転 | 15,986 | 16,066 | 16,280 | 18,082 | 19,605 |
| その他の源泉 | 3,404 | 2,718 | 1,726 | 1,270 | 1,279 |
| 資本資源 | 3,940 | 952 | 748 | 707 | 356 |
| 費用 | 140,430 | 141,933 | 146,489 | 151,988 | 162,193 |
| 年金、補助金等 | 127,934 | 132,282 | 136,820 | 142,550 | 151,985 |
| 公衆衛生サービス | 149 | 146 | 153 | - | - |
| 社会費用 | 1,224 | 1,222 | 1,242 | - | - |
| 管理費およびその他 | 11,123 | 8,283 | 8,274 | 9,438 | 10,208 |
| 金融ニーズ((-)または(+)) | (16,531) | (18,680) | (18,512) | (16,860) | (16,791) |

出所：経済・デジタル変革省の月次経済指標

*赤字と債務の限度*

スペインのEU加盟に関し、スペイン政府はその赤字と債務の水準に関して一定の義務を果たすことに合意した。特に、赤字をGDPの３％未満とし、GDPに対する債務の割合を約60％まで徐々に減ずることに合意した。かかる義務は一般政府（中央政府、社会保障および地域・地方政府が含まれる。）の赤字および債務の水準に関係している。限度を超えることができるのは非常に例外的な場合（主として深刻な不景気）と一時的な場合に限られる。GDPに対する債務の割合が明らかに下方傾向（現在スペインはこのような状態にある。「６ 公的債務」を参照のこと。）にある場合は60％の目標を超えることができる。

かかる二つの義務のいずれかに違背した場合はいわゆる「過剰財政赤字手続」が設定される。かかる手続きに関し、EU委員会はいずれかの例外事由にあたるかどうか決定し、もしいずれの例外事由も適用できない場合は加盟国から治癒方法を要求する。継続的な「過剰財政赤字」の場合はEU委員会が最終的に勧告する。手続きの最終段階では当該加盟国のGDPの0.5％を限度とする罰金を課す。

*国家借入必要額*

1996年以降、スペイン政府は一丸となって国家の赤字削減に尽力した。これにより1999年から2007年にかけて国家財政の黒字を達成した。資本歳出の減少の結果、資本の赤字が若干減少した。これにより、経常歳入が著しく増加したのとあいまって、国家借入必要額は当該期間にわたり減少した。2008年以降、歳出が大幅に増加すると、停滞した経済活動の結果として収入は減少した。歳出を抑える努力にもかかわらず、2012年には国家の赤字はGDPの8.1%（2011年は国家会計ベースで3.7%）となった。ただし、2013年には国家の赤字がGDPの4.9%まで削減された。2014年も引続き下降傾向にあり、GDPの3.6%に減少し、2015年には2.7%へと減少した。2016年には国家の赤字はGDPの2.5%までわずかに減少し、2017年にはGDPの1.8%へと減少した。最終的に、2018年にはかかる国家の赤字はGDPの1.3%となり、2019年と同様の数値となった。

国家借入必要額（現金ベース）

(単位：百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 144,370 | 133,588 | 131,456 | 142,039 | 144,559 |
| 歳出 | 158,074 | 149,791 | 147,746 | 153,887 | 156,793 |
| 借入必要額((-)または(+)) | (13,704) | (16,203) | (16,290) | (11,848) | (12,234) |

出所：IGAE数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

***歳入***

国家の主要税収源は個人所得税と付加価値税である。2019年の国家歳入総額に対し、個人所得税は28.2%、付加価値税は24.8%を占めている（2018年はそれぞれ28.3%および23.7%）。その他の重要な税収には、法人税（2019年においては税収総額の16.4%、2018年においては税収総額の17.5%であった。）ならびにガソリン、アルコールおよびタバコに課される「特別税」（消費税）（2018年の5.2%と比較すると、2019年の税収総額に対し5.0%であった。）がある。

下表は表示年度毎のユーロ建の国家歳入の源泉と歳入総額の比率を表している。

国家歳入（現金ベース）

(単位：%を除き、百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 直接税 | 64,174.3 | 62,237.2 | 64,392.8 | 70,741.0 | 68,792.3 |
| 個人所得税 | 38,730.6 | 35,799.0 | 36,028.5 | 40,236.5 | 40,736.0 |
| 法人税 | 20,648.9 | 21,678.3 | 23,143.3 | 24,837.8 | 23,732.9 |
| その他の直接税 | 4,794.9 | 4,759.0 | 5,221.0 | 5,666.7 | 4,323.4 |
| 間接税 | 43,180.1 | 42,677.6 | 40,148.0 | 44,546.4 | 46,837.6 |
| 付加価値税 | 32,565.2 | 31,528.3 | 29,235.3 | 33,592.9 | 35,898.1 |
| 特別税 | 7,340.1 | 7,739.1 | 7,349.3 | 7,380.4 | 7,267.1 |
| その他の間接税 | 3,274.8 | 3,410.2 | 3,563.4 | 3,573.0 | 3,672.3 |
| 国家のサービスに対する手数料(1) | 17,410.5 | 13,674.4 | 14,841.9 | 12,582.9 | 12,757.9 |
| その他の歳入 | 19,605.5 | 14,999.1 | 12,073.2 | 14,208.0 | 16,416.5 |
| **歳入合計** | **144,370.4** | **133,588.3** | **131,455.9** | **142,039.1** | **144,558.5** |
| GDP比(%) (2) | 13.4 | 12.0 | 11.3 | 11.8 | 11.6 |

(1) 国家が提供したサービスに対して支払われる手数料である。
(2) 「２ 経済(1) 一般情勢」を参照のこと。
出所：IGAE数値に基づくMEHの月次経済指標

国家の歳入構成比率(現金ベース)

(単位：%)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 直接税 | 44.5 | 46.6 | 49.0 | 49.8 | 47.6 |
| 個人所得税 | 26.8 | 26.8 | 27.4 | 28.3 | 28.2 |
| 法人税 | 14.3 | 16.2 | 17.6 | 17.5 | 16.4 |
| その他の直接税 | 3.3 | 3.6 | 4.0 | 4.0 | 3.0 |
| 間接税 | 29.9 | 31.9 | 30.5 | 31.4 | 32.4 |
| 付加価値税 | 22.6 | 23.6 | 22.2 | 23.7 | 24.8 |
| 特別税 | 5.1 | 5.8 | 5.6 | 5.2 | 5.0 |
| その他の間接税 | 2.3 | 2.6 | 2.7 | 2.5 | 2.5 |
| 国家のサービスに対する手数料(1) | 12.1 | 10.2 | 11.3 | 8.9 | 8.8 |
| その他の歳入 | 13.6 | 11.2 | 9.2 | 10.0 | 11.4 |
| **歳入合計** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** |

(1) 国家が提供したサービスに対して支払われる手数料である。
出所：IGAE数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

*歳出*

1996年から2000年にかけてスペイン政府はとりわけ経常歳出に関して、厳格な歳出管理の方針を実行した。特に、スペイン政府は給与歳出および財貨・サービスの購入を削減し、また大幅な支払利息管理も実行した。かかる歳出管理方針の結果、歳出の削減は、GDP比で1999年の19.2%（スペイン国家会計（CNE－2000））から2005年から2008年にかけて平均13%となった。2009年において、移転における増加が国家の歳出合計に重要な成長をもたらし、2010年にはGDPの16.9%となった。2011年および2012年における歳出はGDP比でわずかに減少した（それぞれ14.1%および14.6%）一方で、2013年の国家歳出はGDP比で15.6%まで増加した。2014年において、国家歳出は再び減少しGDPの15.2%となり、2015年および2016年にも減少し続け、それぞれGDPの14.7%および13.4%となった。2017年および2018年において、国家歳出はGDPの12.7%および12.8%であった。最終的に、2019年における当該比率は、微減してGDPの12.6%となった。

下表は表示年度毎の国家の歳出の内訳を示している。

国家の歳出(現金ベース)

(単位：%を除き、百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常歳出 | 142,086.5 | 137,296.9 | 134,805.3 | 139,796.2 | 142,983.7 |
| 給与(1) | 16,406.4 | 16,206.6 | 15,836.0 | 16,462.1 | 17,247.1 |
| 財貨・サービス | 3,556.1 | 3,515.8 | 3,355.4 | 3,387.3 | 4,290.8 |
| 利息 | 31,749.9 | 32,077.6 | 30,323.8 | 30,028.5 | 29,054.2 |
| 移転(1) | 90,374.1 | 85,496.9 | 85,290.1 | 89,918.3 | 92,391.6 |
| 資本歳出 | 15,987.2 | 12,494.6 | 12,940.9 | 14,091.1 | 13,809.6 |
| 実物投資 | 5,679.5 | 4,338.3 | 5,330.1 | 6,160.3 | 5,740.3 |
| 移転 | 10,307.7 | 8,156.3 | 7,610.8 | 7,930.8 | 8,069.3 |
| **歳出合計** | **158,073.7** | **149,791.4** | **147,746.1** | **153,887.2** | **156,793.3** |
| GDP比(%) (2) | 14.7 | 13.4 | 12.7 | 12.8 | 12.6 |

(1) 2014年に導入され、国家が支払った年金の処理に関連して調整されたデータ
(2) 「2 経済(1) 一般情勢」を参照のこと。
出所：IGAE数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

最も大きな比率を占める非金融歳出は移転であり、中央政府からその他の公共法人および民間部門に対する移転と、主にEU予算に対しスペインが拠出する国外法人への移転を含んでいる。移転のおよそ95%はその他の公共法人に歳出される。スペインでは大部分の公的歳入が（国家レベルで）集中する一方、大部分の公的歳出は分散される。

地方政府に対する国家の移転は地方政府の責任下にある公共教育および健康管理等の支出資金に充当される。同様に、国家の社会保障移転は公的健康保険制度の資金となり、また公的年金制度を補足する。国外法人への移転は主としてEU予算に対しスペインが拠出する移転である。その他の公共部門への移転には失業手当、公共法人および公共団体に供与される資金が含まれる。民間部門への移転は主として教育への資金からなる。

国家の歳出構成比率(現金ベース)

(単位：%)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常歳出 | 89.9 | 91.7 | 91.2 | 90.8 | 91.2 |
| 給与 | 10.4 | 10.8 | 10.7 | 10.7 | 11.0 |
| 財貨・サービス | 2.2 | 2.3 | 2.3 | 2.2 | 2.7 |
| 利息 | 20.1 | 21.4 | 20.5 | 19.5 | 18.5 |
| 移転 | 57.2 | 57.1 | 57.7 | 58.4 | 58.9 |
| 資本歳出 | 10.1 | 8.3 | 8.8 | 9.2 | 8.8 |
| 実物投資 | 3.6 | 2.9 | 3.6 | 4.0 | 3.7 |
| 移転 | 6.5 | 5.4 | 5.2 | 5.2 | 5.1 |
| **歳出合計** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** | **100.0** |

出所：IGAE数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

下表は表示年度毎の国家の赤字の内訳を示している。

国家の現金赤字

(単位：%を除き、百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 144,370.4 | 133,588.3 | 131,455.9 | 142,039.1 | 144,558.5 |
| 非金融歳出 | 158,073.7 | 149,791.4 | 147,746.1 | 153,887.2 | 156,793.3 |
| 現金赤字(国家の現金赤字) | (13,703.3) | (16,203.1) | (16,290.2) | (11,848.1) | (12,234.8) |
| GDP比(%)(1) | (1.3) | (1.5) | (1.4) | (1.0) | (1.0) |
| 利息控除後 | 18,046.6 | 15,874.5 | 14,033.6 | 18,180.4 | 16,819.4 |
| GDP比(%)(1) | 1.7 | 1.4 | 1.2 | 1.5 | 1.4 |
| 金融資産の変動 | 37,190.2 | 16,663.7 | 27,438.6 | 21,869.0 | 6,969.0 |
| 金融負債の変動(2) | (50,893.5) | (32,866.8) | (43,728.8) | (33,717.0) | (19,204.0) |
| GDP比(%)(1) | (4.7) | (3.0) | (3.8) | (2.8) | (1.5) |

(1) 「2 経済(1) 一般情勢」を参照のこと。
(2) 金融負債の変動は金融資産の変動を控除した現金赤字に等しい。
出所：IGAE数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

下表はEU加盟諸国が統一的に採用する国家会計制度（2010年欧州会計制度（ESA））で設定された国家会計基準に従って算定され、選別された行政資料（GDP比）を要約したものである。行政の赤字合計は、2019年にGDPの2.8%（2018年は2.5%）に達し、昨年の微増に反して、スペインは、2019年６月に過剰財政赤字手続を（赤字がGDPの３%未満で安定したため）正式に終了し、2019年時点で安定成長協定の予防的措置の対象となった。公債／GDP比率は2010年に60%超増加し、危機的な期間の行政赤字の増加に伴い、その後数年にわたり引続き増加した。しかし、2015年、公債／GDP比率は下降傾向を始め、それはかかる比率がGDPの95.5%に達した2019年まで続いた。

国家の金融負債純変動額

(単位：百万ユーロ)

| | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 短期証券 | 4,713 | (24) | (3,528) | (8,393) | (2,107) |
| 中長期債務 | 48,068 | 35,326 | 52,259 | 53,576 | 21,434 |
| スペインからの借入金 | (5,065) | (259) | (3,423) | (9,411) | 633 |
| 対外債務および借入金 | | | (277) | (1,495) | |
| その他の金融負債純額 | 3,178 | (2,176) | (1,302) | (560) | (756) |
| **金融負債純変動総額** | **50,894** | **32,867** | **43,729** | **33,717** | **19,204** |

出所：IGAE数値に基づく経済・デジタル変革省の月次経済指標

*EU歳出予算に関する歳入と歳出*

スペインの表示年度毎のEU予算への拠出は下表の通りである。

(単位：百万ユーロ)

| 年　度 | 資金提供者として<br>スペインが拠出した資金額 | 資金受取人として<br>スペインが受領した資金額 |
|---|---|---|
| 2011年 | 11,767.89 | 13,087.21 |
| 2012年 | 10,951.72 | 13,746.01 |
| 2013年 | 11,956.19 | 13,161.56 |
| 2014年 | 12,534.47 | 10,989.44 |
| 2015年 | 11,066.82 | 13,546.44 |
| 2016年 | 11,454.36 | 10,931.04 |
| 2017年 | 11,151.18 | 8,080.94 |
| 2018年 | 12,054.46 | 12,351.88 |
| 2019年 | 13,615.47 | 12,439.33 |

出所：スペインと欧州共同体の財政関係
予算および歳出担当副大臣、一般予算管理、財務省、経済・デジタル変革省、2019年一般国家予算
2011年－2018年現金ベースデータ、2019年予算データ

EU予算に対するスペインの拠出額は、表示期間におけるスペインのGDPおよび付加価値税による税収を考慮した方式に基づいて決定される。スペインに対する支払額は、主としてEUが承認したインフラプロジェクトに基づいて支払われ、また、EUの共通農業政策に従った支払に基づいて行われる。

## ６　公的債務

スペイン中央政府の債務は対内（国内市場で発行されるもの）または対外（国際市場で発行されるもの）債務のいずれかである。2020年４月30日現在、対内債務はGDPの85.70%、対外債務はGDPの0.05%であった。中央政府の債務合計はGDPの85.75%であった。

### (1) 対内債務の概要

2020年４月30日現在の対内債務合計は1,067,241.60百万ユーロであった。

下表は2019年４月30日現在の証券の種類別の対内債務残高の内訳を示している。

**スペインの証券別対内債務**

**債券**

(単位：百万ユーロ)

| 金利(%) | 銘　　柄 | 発行年度 | 2020年４月30日現在残高 | 最終償還年度 |
|---|---|---|---|---|
| 6.00 | オブリゲーション | 1998 | 25,507.53 | 2029 |
| 5.75 | オブリゲーション | 2001 | 22,880.26 | 2032 |
| 4.20 | オブリゲーション | 2005 | 20,422.31 | 2037 |
| 4.90 | オブリゲーション | 2007 | 18,802.50 | 2040 |
| 4.80 | オブリゲーション | 2008 | 17,564.70 | 2024 |
| 4.70 | オブリゲーション | 2009 | 20,381.58 | 2041 |
| 4.65 | オブリゲーション | 2010 | 22,903.30 | 2025 |
| 4.85 | オブリゲーション | 2010 | 18,387.22 | 2020 |
| 5.50 | オブリゲーション | 2011 | 24,001.92 | 2021 |
| 5.90 | オブリゲーション | 2011 | 22,169.30 | 2026 |
| 5.85 | オブリゲーション | 2011 | 22,927.11 | 2022 |
| 5.40 | オブリゲーション | 2013 | 21,666.65 | 2023 |
| 4.40 | オブリゲーション | 2013 | 21,073.20 | 2023 |
| 5.15 | オブリゲーション | 2013 | 18,769.07 | 2028 |
| 5.15 | オブリゲーション | 2013 | 14,254.58 | 2044 |

(単位：百万ユーロ)

| 金利(%) | 銘　　柄 | 発行年度 | 2020年４月30日現在残高 | 最終償還年度 |
|---|---|---|---|---|
| 3.80 | オブリゲーション | 2014 | 21,185.84 | 2024 |
| 1.80 | オブリゲーション €i | 2014 | 13,719.00 | 2024 |
| 2.75 | オブリゲーション | 2014 | 24,225.67 | 2024 |
| 4.00 | オブリゲーション | 2014 | 1,000.00 | 2064 |
| 1.60 | オブリゲーション | 2015 | 21,746.58 | 2025 |
| 1.95 | オブリゲーション | 2015 | 22,987.18 | 2030 |
| 1.00 | オブリゲーション €i | 2015 | 11,888.34 | 2030 |
| 2.15 | オブリゲーション | 2015 | 23,515.78 | 2025 |
| 1.15 | ボンド | 2015 | 19,079.19 | 2020 |
| 1.95 | オブリゲーション | 2016 | 21,487.42 | 2026 |
| 0.75 | ボンド | 2016 | 21,979.32 | 2021 |
| 2.90 | オブリゲーション | 2016 | 17,309.65 | 2046 |
| 0.30 | ボンド €i | 2016 | 6,507.70 | 2021 |
| 3.45 | オブリゲーション | 2016 | 11,854.19 | 2066 |
| 1.30 | オブリゲーション | 2016 | 25,113.54 | 2026 |
| 0.40 | ボンド | 2017 | 20,900.01 | 2022 |
| 1.50 | オブリゲーション | 2017 | 20,204.04 | 2027 |
| 2.35 | オブリゲーション | 2017 | 19,206.62 | 2033 |
| 0.65 | オブリゲーション €i | 2017 | 10,987.11 | 2027 |
| 0.05 | ボンド | 2017 | 19,393.15 | 2021 |
| 1.45 | オブリゲーション | 2017 | 22,291.07 | 2027 |
| 0.45 | ボンド | 2017 | 18,676.71 | 2022 |
| 1.40 | オブリゲーション | 2018 | 21,044.45 | 2028 |
| 2.70 | オブリゲーション | 2018 | 14,490.05 | 2048 |
| 0.35 | ボンド | 2018 | 19,587.10 | 2023 |
| 0.15 | ボンド €i | 2018 | 3,797.32 | 2023 |
| 1.40 | オブリゲーション | 2018 | 21,159.46 | 2028 |
| 0.70 | オブリゲーション €i | 2018 | 6,625.38 | 2033 |
| 0.05 | ボンド | 2018 | 20,944.32 | 2021 |
| 1.45 | オブリゲーション | 2019 | 21,314.22 | 2029 |
| 1.85 | オブリゲーション | 2019 | 13,900.58 | 2035 |
| 0.25 | ボンド | 2019 | 16,242.78 | 2024 |
| 1.00 | オブリゲーション €i | 2019 | 343.62 | 2048 |
| 1.05 | オブリゲーション €i | 2019 | 343.62 | 2049 |
| 1.10 | オブリゲーション €i | 2019 | 343.62 | 2050 |
| 0.60 | オブリゲーション | 2019 | 20,608.16 | 2029 |
| 0.50 | オブリゲーション | 2020 | 18,180.47 | 2030 |
| 0.00 | ボンド | 2020 | 13,004.61 | 2023 |
| 0.00 | ボンド | 2020 | 7,611.70 | 2025 |
| 1.00 | オブリゲーション | 2020 | 6,567.83 | 2050 |
| 0.80 | オブリゲーション | 2020 | 10,000.00 | 2027 |
| 1.25 | オブリゲーション | 2020 | 15,000.00 | 2030 |
| 債務合計 | | | 958,078.65 | |

## 国庫証券

(単位：百万ユーロ)

| 金利(%) | 銘　　柄 | 2020年４月30日現在残高 |
|---|---|---|
| 割引 | レトラス | 72,877.12 |
| **国庫証券合計** | | **72,877.12** |

## その他債券

### ユーロ建債券

(単位：百万ユーロ)

| 金利(%) | 発行年度 | 2020年４月30日現在残高 | 最終償還年度 |
|---|---|---|---|
| 5.60 | 2011 | 335.00 | 2036 |
| ユーロ建債券合計 | | 335.00 | |

### その他の借入

(単位：百万ユーロ)

| 金利(%) | 発行年度 | 2020年４月30日現在残高 | 最終償還年度 |
|---|---|---|---|
| 5.01 | 2010 | 130.00 | 2025 |
| 4.68 | 2010 | 185.50 | 2032 |
| 4.637 | 2010 | 151.50 | 2033 |
| 5.5834 | 2010 | 150.00 | 2034 |
| Euribor(*) | 2012 | 23,721.46 | 2027 |
| 2.221 | 2013 | 625.00 | 2021 |
| 3.253 | 2013 | 465.00 | 2028 |
| 4.05 | 2014 | 198.00 | 2034 |
| 3.99 | 2014 | 215.00 | 2036 |
| 2.502 | 2014 | 120.00 | 2025 |
| 1.402 | 2014 | 200.00 | 2022 |
| 0.668 | 2014 | 300.00 | 2020 |
| 1.879 | 2014 | 350.00 | 2031 |
| 1.716 | 2014 | 150.00 | 2031 |
| 0.585 | 2014 | 260.00 | 2020 |
| 0.738 | 2016 | 525.00 | 2026 |
| 1.695 | 2016 | 90.00 | 2046 |
| 1.137 | 2016 | 68.13 | 2046 |
| 0.369 | 2017 | 255.00 | 2023 |
| 0.495 | 2017 | 100.00 | 2027 |
| 0.397 | 2017 | 443.00 | 2027 |
| 0.613 | 2018 | 257.00 | 2028 |
| 0.598 | 2019 | 400.00 | 2027 |
| 0.060 | 2019 | 400.00 | 2027 |
| 0.000 | 2020 | 400.00 | 2032 |
| その他の借入合計 | | 30,159.59 | |

(*) 2015年以降、欧州安定メカニズム（ESM）の平均資金調達費用が参照レートとなる。

**その他債務合計：30,494.59百万ユーロ**

## 引受債務

(単位：百万ユーロ)

| 金利(%) | 銘　　柄 | 発行年度 | 2020年４月30日現在残高 | 最終償還年度 |
|---|---|---|---|---|
| 9.90 | オブリゲーション | 2004 | 90.15 | 2024 |
| 10.50 | オブリゲーション | 2004 | 48.08 | 2024 |
| 10.55 | オブリゲーション | 2004 | 18.03 | 2024 |
| 3.82 | ボンド | 2014 | 250.00 | 2022 |
| Euribor+0.13 | ローン | 2004 | 153.85 | 2023 |
| Euribor+0.13 | ローン | 2004 | 100.00 | 2024 |
| Euribor+0.13 | ローン | 2008 | 76.44 | 2033 |
| Euribor+0.13 | ローン | 2004 | 54.69 | 2024 |
| 4.334 | ローン | 2014 | 650.00 | 2022 |
| 4.121 | ローン | 2014 | 600.00 | 2023 |
| Euribor+2.22 | ローン | 2014 | 3,000.00 | 2023 |
| 3.93 | ローン | 2014 | 750.00 | 2023 |
| **引受債務合計** | | | **5,791.24** | |

**対内債務合計：1,067,241.60百万ユーロ**

(2) 対外債務の概要

スペイン政府の対外債務は678.58百万ユーロであった。下表は発行通貨別対外債務の構成を示している。

**スペインの発行通貨別対外債務**

**米ドル(USD)建**　(単位：百万米ドル／百万ユーロ)

| 金利(%) | 銘　柄 | 発行年月日 | 2020年４月30日現在<br>残存元本 | 最終償還年度 |
|---|---|---|---|---|
| 5.010 | ボンド | 2014年11月21日 | 300.00 | 2044年11月21日 |
| **米ドル合計** | | | **300.00** | |
| **ユーロ換算合計(1)** | | | **275.84** | |

**日本円(JPY)建**　(単位：百万円／百万ユーロ)

| 金利(%) | 銘　柄 | 発行年月日 | 2020４月30日現在<br>残存元本 | 最終償還年度 |
|---|---|---|---|---|
| 2.915 | ボンド | 2010年11月30日 | 20,000.00 | 2030年12月２日 |
| **日本円合計** | | | **20,000.00** | |
| **ユーロ換算合計(1)** | | | **172.61** | |

**英国ポンド(GBP)建**　(単位：百万英ポンド／百万ユーロ)

| 金利(%) | 銘　柄 | 発行年月日 | 2020年４月30日現在<br>残存元本 | 最終償還年度 |
|---|---|---|---|---|
| 5.250 | ボンド | 1999年４月６日 | 200.00 | 2029年４月６日 |
| **英国ポンド合計** | | | **200.00** | |
| **ユーロ換算合計(1)** | | | **230.14** | |

**対外債務合計（百万ユーロ）：678.58百万ユーロ**

(1) 使用為替レート（2020年４月30日現在の欧州中央銀行（ECB）により公表された公式為替レート）
１ユーロ＝1.0876米ドル
１ユーロ＝115.87日本円
１ユーロ＝0.86905英国ポンド

*債務記録*

全額債務返済は、スペイン発行のすべての対外債務および対内債務と同様に、スペイン保証の他の発行体が発行したすべての対外債務および対内債務が満期となった時に常に履行されている。